昭和七年九月十五日印刷
昭和七年九月二十日發行
昭和十一年十二月五日再版發行

國譯一切經　毘曇部十三

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者　長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝三九四四番

製本所　兩角製本所

訶梨怛鷄を以て、殷淨心を起し僧衆に奉施せば、當來世に於て、決定して、疾疫の災の起るに逢はず、若し能く一摶の食を以て殷淨心を起し僧衆に奉施せば、當來世に於て、決定して飢饉の災の起るに逢はざるなり」と。

問ふ、是の如き三災は、餘洲に有りや不や。答ふ、根本の災は無きも、而も相似なるは有り、謂く、瞋の増盛すると、身力羸劣なると、數々飢渴を加ふるとなり。此は二洲につきて說くも、北拘盧洲には亦、相似なるものも無し。罪業無くして彼に生ずるを以ての故に、又、彼には瞋の増盛すること有ること無きが故に。

（本卷未了なるも此の章終り）

【三】小の三災の起る人趣に就きて　以上の小の三災の說明は贍部洲に起るものに就きて說きしを以て、以下餘の三洲にも、此の三災の起ることありや否やを論求するなり。

みとなる。各ゝ慈心を起すにより、漸く壽量增す。爾の時を名けて刀兵の劫を度すと爲す。

[一八]次に疾疫劫の將に起らんと欲する時、贍部洲人の極壽十歲となり、前の如き諸の過失を具するに由るが故に、非人吐毒し、疾疫流行し、遇へば輒ち命終し、救療すべきこと難く、都て醫藥の名あるを聞かず。時に七月七日七夜を經て、疾疫流行し、死亡し略盡し、贍部洲內に纔かに萬人を餘すのみとなる。各ゝ慈心を起すによりて、漸く壽量を增す。爾の時を名けて疾疫劫を度すと爲す。

[一九]後に飢饉劫が將に起らんと欲する時、贍部洲の人の極壽十歲にして、亦、前の如き諸の過失を具するが故に、天龍忿責して甘雨を降さず。是に由りて世間は久しく飢饉に遭ふ。飢饉に由るが故に、[二〇]便ち聚集、白骨、運籌の三種の言の異りあり。二因に由るが故に、聚集有りと名づく。一に人、聚集すとは、彼の時人は、極く飢にて羸る由るが故に、聚集して死するをいひ、二に種、聚集すとは、彼の時人は後人を益せんが爲めに、其の所食を輟めて小篋に置き、擬して種子と爲すが故に、飢饉の時を種の聚集有りと名くるをいふ。白骨有りと言ふも亦、二因に由る。一に彼の時の人、身形枯燥するをもて、命終未だ久しからざるに白骨便ち現るるをいひ、二に彼の時人、飢饉の逼る所、白骨を聚集し、汁を煎じて之を飲むをいふ。運籌の有りとの言も亦、二因なるが故なり。一には糧少きに由り、籌を傳して之を食ふ。謂く、一家の中、長より幼に至るまで、籌に隨ひ、日に少の麁食を得るに至るをいひ、二に謂く、籌を以て、故場(ふるきば)の藴を挑(う)ちて、少の穀粒を得、多く水を用ひて煎じ、分けて共に之を飲み、以て餘命を濟ふをいふなり。是の如き飢饉は、七年七月七日七夜を經て、飢饉の逼る所、死亡略盡し、贍部洲內、纔かに萬人を餘すのみとなる。各ゝ慈心を起して漸く壽量を增す。爾の時を名けて飢饉の劫を度すと爲す。

[二一]此の三の災橫は、復、除き難しと雖も、然も聖言有り、彼の對治を說きて謂く、「若し能く一日一夜も不殺戒を持するものあらば、未來生に於て、決定して刀兵の災の起るに逢はず。若し能く一

【一八】**疾疫の小災に就きて**　疾疫(Roga)

【一九】**飢饉の小災に就きて**　飢饉(Durbhikṣa)は舊に飢餓と飜ず。

【二〇】**特に飢饉災の聚集・白骨・運籌の言に就きて**　此は長阿含第二十二卷世記經(大正、一、頁一四四、下)を見るべし。

【二一】**小の三災の豫防方法に就きて**

【二二】訶梨怛鷄(Haritaki)とは、又、訶梨勒とも飜ず、果實の名なり。此を以て藥となすを得と。

[13]問ふ、若し諸の有情の、劫、將に壞せんとする餘の半劫に於て、和合僧を破して無間獄に墮するものに、中夭有るもの在りや不や。若し中夭有りとせば、彼の業は云何が一劫の壽を感ずるや。若し中夭せずんば、彼れ劫壞に於て、寧んぞ稽留せざらんや。契經に言ふが如し、「若し處にして乃至、一蟻卵在りとも、災、便ち壞せず」と。況んや彼の在るをや。有るが是の說を作す「彼れに中夭無し。若し爾らば、彼れ劫壞に於て、寧んぞ稽留せざるやといへば、劫壞せんと欲する時、業の增上力により、餘界の大地獄中に飄置せらる。譬へば、王都に嘉喜の事有れば、先きに極罪なるものを移して、邊獄の中に置き、後、王都に於て方に恩赦を降すが如し」と。有餘師の說く「劫壞せんと欲する時、法爾に有情の其の心、調善し、餘の重罪に於てすら尙、能く爲さず、況んや和合僧を破壞する者有らんや」と。復、說者有り『劫、壞せんと欲する時、若し破僧の無間業を造る者は命終して便ち他界の獄中に墮す。法爾として、將に壞せんとする處に生ぜざるが故なり。』「火劫が世間を壞する時、有情は上に生ず」と。說くが如し。

[14]災の起る時分につきては、水劫も風劫も、廣說せば亦、然り。但、水と風との災の壞する相に異りあり。謂く、水は能く浸爛し、風は能く飄擊す。[15]壞する所の勢力の遠近も、同じからず。復、火劫が世間を成ずる時の先後の時分の如く、水と風との劫も亦、爾るなり。

[16]第二十二節　小の三災論

彼の大劫に大の三災が有るが如く、是の如く、中劫に小の三災現る。一に刀兵、二に疾疫、三に飢饉なり。[17]初め刀兵の劫、將に起らんと欲する時、贍部洲の人の極壽十歲にして、非法の貪が相續を染汚するが爲めに、不平等愛が其の心を映蔽し、邪法縈纏し、瞋毒增上し、相見ば便ち猛利の害心を起すこと、今の獵師が野禽獸を見ば、隨つて手に執る所のもの、皆刀杖と成り、各々凶狂を逞うし、互に相殘害するが如し。七日七夜にして死亡し略々盡き、贍部洲內、纔かに萬人を餘すの

【一〇】**器世間の成立と有情世間の成立とに關して**

【一一】**俱壞し俱成する世界の數に就きて**

【一二】**一切の世界が俱壞し俱成せざる所以**　―有情の業の不等に由る―

【一三】**劫壞の期間と有情の壽命との關係。**特に和合僧を成じ無間地獄に隨せしものを例として之を論ず。

【一四】**水災劫と風災劫との成壞の相に就きて**

【一五】火災は初靜慮を燒き盡して、則ち梵宮まで及び、水災は第二靜慮の全體を、風災は第三靜慮の盡くを破壞し已るをいふ。

【一六】本節は、本章の附論としての最後の問題なり。此の小の三災の起る原因は俱舍論に由るに、一には美食に耽ること、二には性、懶惰になることの二法を本とし、諸の有情が虛誑語を起してより漸次に惡業道を增し、爲めに人壽十歲になりし時起ると云はる。尙、此の小の三災に就きては長阿第二十二、第四分世記經三中劫品(大正一、頁一四四)を參照せよ。

【一七】**刀兵の小災に就きて**　刀兵(Śastra)を又は刀杖とも譯ず。

〔八〕諸の器世間が既に成立し已り、最初に、一の極光淨天あり、壽と業と福との隨一の盡きるに由りて、彼れより歿し已りて大梵宮に生じ、後、諸の有情も亦、彼れより歿して、有るは梵輔に生ずるあり、有るは梵衆に生ずるあり、有るは他化自在天宮に生ずるあり、漸々に下に生じ、乃至人趣の〔九〕北洲を始めとして、次に瞿陀尼に、次に毘提訶に、後に贍部に生じ、次いで鬼趣に生じ、次いで傍生に生じ、後に地獄に生ず。法爾力に由りてなり。若し處にして後に空なれば、彼は必ず先に住し、若し處にして先に空なれば、彼は必ず後に住す。若し大地獄に一有情の生ずるにいたれば、爾の時、已に二十成劫を度して、二十住劫は此を最初と爲すなり。

一〇 問ふ、幾劫にして器世間は成じ、幾劫にして有情は漸く住するや。有るが說く「十劫にして器世間成じ、十劫にして有情漸住す」と。有るが說く「五劫にして器世間成じ、十五劫にして有情漸住す」と。如是說者はいふ「一劫にして器世間成じ、十九劫にして有情漸住す」と。

一一 問ふ、幾世界に齊りて、俱に壞し俱に成ずるや。有るが說く「百俱胝の四大洲界に齊る」と。有るが說く『無數の世界が俱に壞し俱に成ず。云何にして然りと知るやといふに、經を量と爲すが故なり。契經に說くが如し、「佛、苾芻に告ぐ、我が眼清淨なること、人の眼に過ぐるをもて、東方等の無數の世界の、或は正に壞する有り、或は壞し已りて空なるあり、或は正に成ずるあり、或は成じ已りて住し、天、大に雨らし、滴り、車軸の如く、無間にして無缺なるを見る」と。此も亦、是の如し』と。

一二 問ふ、何が故に一切の世界は俱に壞し俱に成ぜざるや。答ふ、諸の有情業は等しからざるを以ての故なり。謂く、有情類の、此の處所に於て、共業增長せば、世界便ち成じ、共業若し盡れば、世界は便ち壞す。又、有情類の彼の處所に於て淨業若し增せば、此の界便ち壞し、淨業若し減ぜば、此の界便ち成ずるなり。

との以上合して、二十天を謂ひ、此等は皆、其の所依として外器ありといはるゝなり。

【三】 空居の諸天の各處の雲地の量に就きて

【四】 初禪の量は、人の四洲の量に、第二禪のは小千のに、第三禪のは中千のに、第四禪のは大千の世界量に等しといふ。さて此の中、小千(Sahasracūḍika lokadhātu)とは、四大洲と日月と蘇迷盧と欲天と梵世との各々一千なるをいひ、中千(Dvisāhasra-madhyamā lokadhātu)とは一小千世界の千倍をいひ、大千(Mahāsāhasra loka-dhātu)とは、一中千の千倍をいふなり。

【五】 特に第四禪にて起す我見は斷じ難しとする說。

【六】 特に第四禪地が常住に非ざるに就きて

【七】 地は大正本には池とあるも、三本、宮本に據りて地と訂正せり。

【八】 有情世間の成立に就きて

【九】 北洲とは勿論北俱盧洲(Uttara kuru)なり、瞿陀尼は西牛貨洲(Avaragodānīya)毘提訶は東勝身洲(Pūrva videha)贍部は南贍部洲(Jambu-dvīpa)の略稱なりとす。

巻の第百三十四（第五編　大種蘊）

大種蘊第五中、縁納息第二之四

第二十一節　成・住・壞空論（續き）[一]

[二]已に風・水・金輪と諸海と山と洲と地居の器との成立を說き已れり。次に空居の諸天、大梵天等の所居の宮地の成立するを辨ぜん。然も彼の宮殿につきて、有るが說く、「空に依る」と。有るが說く、「空中に密雲の彌布すること地の如くなるありて、彼の宮殿の所依と爲る」と。外器の世間は色究竟に至る。上は無色なるが故に、施設す可からず。

[三]問ふ、夜摩天より色究竟に至る所依の雲地の其の量如何ん。有るが說く、「夜摩より他化自在に至る雲地は、皆妙高の頂の量に等しく、色界の雲地は下狹く、上廣し。謂く、[四]初・二・三・四靜慮地は次いでの如く、彼の四洲と、小千、中千、大千の諸の世界量に等し」と。有餘師の說く、「夜摩天宮の雲地は、妙高山の頂に倍し、乃至他化自在天宮の雲地は、前に望めて展轉相倍す。初・二・三定は、次いでの如く、小千、中千、大千界の量に等しくして、第四靜慮の其の量は、無邊なり。[五]此に由りて若し第四靜慮に依りて有身見を起せば、極めて除斷し難し。無邊の地を執して我と爲すを以ての故に」と。

[六]問ふ、第四靜慮地が若し無邊にして、災も及ばざる所なれば、寧ぞ常住に非ざるや。答ふ、剎那無常なるが故に、此の失無し。有るが說く、「第四靜慮地中の宮殿は、所依と倶に常の定め無し。謂く、彼の宮の[七]地は、彼の諸天の生時と死時とに隨ひて倶に起沒するものなるが故に」と。評して曰く、此の說は理に非ず。所以は何ん。應に有情の、器と共にする業は無かるべきが故なり。此に由りて前の如き所說を好しとす。

【一】本節は、前節の續行なり。即ち先づ空居諸天に關說し、有情世間と器世間成立の順序を述べ、次で、器世間成立の期間を述べて、一先づ成劫論を已り、更に、世界の倶壞倶成の問題、劫壞と有情の定壽との關係を述べ、最後に、前には火災劫に依る壞劫を示せるにつき、更に水災と風災とに依る壞劫にも一言して本節を終れり。

【二】空居の諸天に就きて　此の中、空居の諸天とは、欲界の六天中、前の四天王衆天と三十三天とを除ける四、即ち、(1)夜摩天（Yāma devā）(2)都史多天（Tuṣita devā）(3)樂變化天（Nirmāṇa）と(4)他化自在天（Paranirmita）と、色界の十六處即ち、

- 初禪
  - 梵衆天（Brahmakāyikā）
  - 梵輔天（Brahmapurohita）
- 二禪
  - 少光天（Parittābha）
  - 無量光天（Apramāṇābha）
  - 極光淨天（Ābhāsvara）
- 三禪
  - 少淨天（Parittaśubhā）
  - 無量淨天（Apramāṇaśubhā）
  - 遍淨天（Śubhakṛtsnā）
- 四禪
  - 無雲天（Anabhrakā）
  - 福生天（Puṇyaprasavā）
  - 廣果天（Bṛhatphalā）
  - 五淨居天
    - 無煩天（Avṛhā）
    - 無熱天（Atapā）
    - 善現天（Sudṛśā）
    - 善見大（Sudarśanā）
    - 色究竟天（Akaniṣṭhā）

す。是れ天帝釋(Śakradevendra)の都する所の大城なり。城に千門あり。嚴飾すること壯麗なり。門に五百の青衣の藥叉有りて、勇健端嚴なり。踰繕那の量、各々鎧仗を嚴かにし城門を防守す。其の城中に殊勝の殿あり。種々の妙寶具足し、莊嚴し、餘の天宮を蔽ふ故に[一三三]殊勝と號す。面、二百五十にして、周り千踰繕那なり。其の城の四隅に、四の臺觀あり、金銀等の四寶を以て成ぜられ、種々に莊嚴され、甚だ愛樂す可し。城外の四面に四苑ありて莊嚴す。是は彼の諸天の共に遊戲する處なり。一は衆車苑(Citrarathavana)とて、此の苑中、天の福力に隨ひて種々の車の現ずるところをいひ、二は麁惡苑(Pāruṣyaka-vana)とて、天が戰はんと欲する時、其の所須に隨ひて甲仗等の現ずるところをいひ、三に雜林苑(Miśrakāvana)とて、諸天が中に入りて玩ぶ所のもの皆同じく、倶に勝喜を生ずるところをいひ、四に喜林苑(Nandana-vana)とて、極妙なる欲塵の殊なる類、皆集りて、歴觀するとも厭くこと無きをいふ。是の如き四苑の形は、皆正方にして、一一の周は千踰繕那量にして、中央に各々一如意池有り。面、各々五十踰繕那量にして、八功德水其の中に盈滿し、欲するに隨ひて妙花、寶舟、好鳥、一一、奇麗に種々に莊嚴す。四苑の四邊に四妙地(Subhūmi)有り。中間は苑を去ること各々二十踰繕那なり。地の一一の邊の量は皆二百なり。是れ諸天衆の勝れたる遊戲所なり。諸天は彼に於て捔勝し、歡娛す。城外の東北に[一三四]圓生樹(Pārijāta)有り。是れ三十三天の欲樂を受くる處、盤根深くして廣さ五踰繕那あり。聳幹上に昇り、枝條傍布し、高さと廣さとの量は等しく、百踰繕那なり、葉を舒べ花を開き、妙香芬馥として風に順ひて熏じ、百踰繕那に滿つ。若し風に逆ふ時も、猶、五十に遍ず。城外の西南の角に、大善法堂(Sudharma-sabha)有り。三十三天は常に、半月と八日と十四日と十五日とに此の堂中に集りて、詳しく人天のこと、及び阿素洛を制伏することと等の、如法と不如法との事を辨ず。是等の類は[一三五]餘處に廣く說くが如し。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百三十三

Kolota-pāṇi)
(二)持鬘(Mālādhāra)
(三)恒憍(Sadāmatta)
(四)四天王天(Caturmahārājikā)にして、此の四王天衆中に、日月等をも攝す。

【一二九】**特に三十三天に就きて** 三十三天(Trayastriṃśā)

【一三〇】金剛手(Vajrapāṇi)

【一三一】善見城(Sudarśana)中に、更に金城ありといふ。

【一三二】姤羅綿とは卽ち綿にして眞諦は之を綿の聚と飜ぜり。

【一三三】殊勝殿は卽ち皮闍延多殿(Vaijayantaprasāda)なり。

【一三四】**特に圓生樹に就きて**

【一三五】餘處とは施設足論の第一世間施設門あたりを指すものに非ざるか。尙研究を要す。

金寶を以て七金山を成じ、蘇迷盧を遶りて金輪上に住す。在水中の量、蘇迷盧に同じ。水を出づるを相ひ望むに各〻半々に減ず。次に土等を以て四大洲を成ず。下は金輪に據り、金山の外を遶る。最後に鐵を以て輪圍山を成じ、四洲外に在りて、牆の圍遶するが如し。水を出づること半減にして第七金山あり。水に在る量は蘇迷盧等に同じ。諸山の廣量は皆、水を出づる量と同じなり。[二五]七金山の間に七內海有りて[二六]八功德水其の中に盈滿す。七金山の外に鹹の外海有り。此の八大海の各〻の深さ八萬なり。前七の廣量は遶る所の山の如し。第八海につきては、有るが說く、「廣さ三億二萬二千踰繕那なり」と。有るが說く、「更に千二百八十七踰繕那半を增す」と。

[二七]蘇迷盧山に四層級有り。初層は傍出すること一萬六千、次上の三層は各〻半々に減ず。四層相去ること、量各〻十千なり。有るが說く、「初層の下は水の量に齊しく、次の二は下を去ること、量各各十千なり、其の第四層は下を去ること二萬なり」と。

[二八]四層に四面あること妙高山の如く、四寶の成ずる所にして莊嚴殊妙なり。四層とは次いでの如く、堅手、持鬘、恒憍、四王天衆が居止す。持雙山等の七金山の上にも亦、四王所部の村邑有り、七山の四級に日月等の天あり、皆、是れ四大王衆天の攝なるが故に、欲天中、此の天を最廣とす。[二九]第四層級より復、四萬踰繕那有りて蘇迷盧の頂に至る。是れ三十三天の住處にして、山頂の四面は各〻二十千あり、若し周圍に據らば、數、八萬を成ず。有餘師の說く、「面各〻八十千、下際の四邊と其の量、正に等し。山頂の四角に各〻一峯あり。其の高さ、廣さの量、各〻五百にして、藥叉神有り、[三〇]金剛手と名く。中に於て止住して諸天を守護す。山頂中に於て、城有り、[三一]善見と名く。面、二千半、周り萬踰繕那なり。金城の量は、高さ踰繕那半なり。其の地平坦にして、眞金の所成なり。俱に百一の雜寶を用ひて嚴飾し、地の觸、柔軟なること、[三二]妬羅綿(Tūlapicu)の如く、蹈む時、膝を齊りて足の高下に隨ふ。微風の起る有れば、萎華を吹き去りて新妙華を引きて、其の地に彌散

舍論に據るに、
一、踰健達羅山(Yugaṃdhara)即ち持雙山。
二、伊沙馱羅山(Iṣādhara)即ち持軸山。
三、佉地洛迦山(Khadiraka)即ち檐木山。
四、蘇達梨舍那山(Sudarśana)即ち善見山。
五、頞濕縛羯拏山(Aśvakarṇa)即ち馬耳山。
六、毘那怛迦山(Vinataka)即ち象耳山。
七、尼民達羅山(Nimindhara)即持山。
にして、更に最も外側として鐵輪圍山(Cakravāḍa)がこれ等凡てを圍みて存在すと言ふなり。

【二五】特に八大海に就きて
八大海中七金山の間にあるを七內海と稱し、鐵輪圍山との間にあるを鹹の外海といふ。

【二六】八功德水とは、一には甘、二には冷、三には軟、四には輕、五には淸淨、六には臭からず、七には飮む時、喉を損せず、八には飮み已りて腹を痛めざる水をいふ。

【二七】特に蘇迷盧山の構想即ち六欲天論。

【二八】特に四大王衆天に就きて
此の中、四層とは即ち(一)堅手(Kurutapāṇi; karoṭapāṇi;

を壊し、一劫が器を壊す。別業は轉じ難きも、共業は非らざるが故に」と。

[一〇五]是の如く世界が壊し、久時を經しとき、下空中に於て微風の起る有り。二十空劫は此の時已に度し、二十成劫が此より初を爲す。[一〇六]所起の微風が、漸く廣く漸く厚くなる時、久遠を經て盤結して輪を成す。厚さ十六億踰繕那量にして、廣さは則ち無數なり。其の體、堅密なるをもて、假設、一[一〇七]大諸健那有り、[一〇八]金剛輪を以て威を奮ひて懸撃つに、金剛は碎くとも、風輪(Vāyamaṇḍala)には損する無きなり。

[一〇九]次に、雲の起る有りて、風輪上に雨らし、滴車軸の如く、積水、輪(Jala-maṇḍala)を成ず。是の如く水輪は、未だ凝結せざる位には、深さ十一億二萬踰繕那なり。有るが說く、「廣量、風輪と等し」と。有るが言く、「狹小なり」と。[一一〇]分ちて[一一一]百倶胝(Koṭi)とす。百倶胝の輪、其量、皆等し。謂く、徑、十二億三千四百半、圍りの量はその三倍にして、謂く、三十六億一萬三百五十踰繕那なり。此れが傍流せざるは有情の業力に由る。有餘師の說く、「風力の搏る所に由る」と。

[一一二]次に、水輪に於て別風の起るあり。此の水を搏擊して、上に金を結成す。此れ即ち金輪(Vajra-maṇḍala)にして、厚さ三億二萬なり。水輪遂に減じて、唯、深さ[一一三]八洛叉(Lakṣa)となる。有るが說く、「金輪の廣さ水の量の如し」と。有師復、說く、「少しく水輪より廣し」と。

[一一四]次に雲の起る有りて金輪上に雨らし、滴り、車軸の如し。久時を經て積水浩然として、深さ八萬を過ぐ。猛風攢擊して、寶等を變生す。復、異風有り、折りて區別せしむ。謂く、寶土を分ちて諸の山洲を成じ、水に甘と鹹とを分ち、內外の海と爲す。初めに四妙寶は蘇迷盧を成じ、海中に挺出して金輪の上に處す。謂く、四面は次いでの如く、北・東・南・西にして、金・銀・吠琉璃(Vaiḍūrya)、頗胝迦(Sphaṭika)の寶あり。寶の威德に隨ひ、色は空に現ず。故に贍部洲の空は吠琉璃に似たるなり。此の山は水より出づること八萬踰繕那なり。水中に入ることも亦、然り。端嚴にして愛す可し。次いで

【一〇五】成劫に就きて

【一〇六】特に風輪の成ずるに就きて

【一〇七】大諸健那(mahānagna)とは、人趣中の神の名にして大力有りとして知らる。

【一〇八】金剛輪とは、眞諦は金剛杵(vajracakra)となす。印度にて最も堅固なる武器と傳へらる。

【一〇九】特に水輪の成立に就きて

【一一〇】分ちて百倶胝云云以下有餘師說迄に至る文は、正理論第三十一卷(大正二九、頁五一五、上)の記述には金輪の成ずる後に記せられ、婆沙の茲の記述と其の說順前後せり。今、正理に據るに、分ちて百倶胝云云とは、水輪と金輪との二輪界の別が百倶胝有りとの意に解せられ、從つて其の徑と及び其の圍りの大さとは、水金二輪、其量共に等しき義と釋せらる。就きて見るべし。

【一一一】百倶胝とは十億數に當る。

【一一二】特に金輪の成立に就きて

【一一三】洛叉とは十万に相當す。

【一一四】特に蘇迷盧・七金山・鐵輪圍山等の成立。蘇迷盧(Sumeru)山を中心に七金山あり。七金山とは、倶

一〇二 時に初靜慮に一の有情あり、法爾に能く第二靜慮に入り、彼の定より起ちて、是の如き言を唱ふ。「第二靜慮は甚だ樂しく甚だ靜かなり」と。是の如く展轉して聲、梵宮に遍ず。聞く者心を攝めて第二定に入り、命終して皆、彼の天中に往生す。初靜慮天の有情、漸く減じ、乃至一有情の餘りと爲るもの無きにいたるを、名けて梵天の有情界の壞と名く。是の如く欲界及び諸の梵宮が、久遠に空虚にして有情類無きとき、贍部洲等の大地、諸山、多時を經歷するも、天、降雨せず。一切の草木皆、悉く乾燋し、更に復び生ぜず、乃至都て盡く。久時にして復、第二の日輪の世間に出現する有り、炎赫倍熱す。此に由りて、坑澗泉池を枯涸し、乃至、其をして都て津潤無からしむ。久時にして、復、第三の日輪の世間に出現するもの有り、炎赫倍熱す。此に由りて一切の江河を枯竭し、乃至、其をして都て津潤無からしむ。久時にして復、第四の日輪の世間に出現する有りて、炎赫倍熱す。此に由りて、無熱惱池を枯涸す。卽ち四大河の從つて出づる所なり。謂く殑伽 (Gaṅgā)信度(Sindhū)縛芻(Vakṣu)私多(Sitā)なり。乃至其をして都て津潤無からしむ。久時にして復、第五の日輪の世間に出現する有りて、炎赫倍熱す。此に由りて漸次に大海を枯涸し、乃至、其をして都て津潤無からしむ。久時にして復、第六の日輪の世間に出現する有りて、炎赫倍熱す。此に由りて大地と妙高山等、皆、悉く焦熱し發煙し熢烰す。久時にして復、第七の日輪の世間に出現する有りて、炎赫極熱す。此に由りて大地と妙高山王等、一時に焰を發し、中も表も洞燃たり、乃至梵宮も、悉く皆焚蕩す。上は梵世より下は風輪に至り、周遍く燒燃して、灰燼すら餘すこと無きこと、酥油等の燒燃して盡くる時、遺餘有ること無きが如し、此も亦、是の如し。一〇三 爾の時、欲界と初靜慮との中、皆、悉く空虚にして都て所有無し。二十壞劫は此の時已に度し、二十空劫此より初めを爲す。

一〇四 問ふ、幾劫が有情を壞し、幾劫が器を壞するや。有るが說く、「十劫が有情を壞し、十劫が器を壞す」と。有るが說く、「十五劫が有情を壞し、五劫が器を壞す」と。如是說者はいふ、「十九劫が有情

の壽量は六十四劫といふなり。

【九四】本節は本章の附論の一として、器世間有情世間の四劫卽ち成・住・壞・空に就きて論究する段なり。

【九五】前節の大の三災の一一の劫を大劫と稱するに對して、此の一大劫の間に、又八十の劫を數へこれを中劫と稱す。而して此の八十中劫を四期に分ち、最初の二十中劫の間を成劫(Vivarta-kalpa)と稱し、次の二十中劫を住劫(Vivartasthāyin-k.)といひ、第三の二十中劫を壞劫(Saṃvarta-k.)といひ、最後の二十中劫を空劫(Saṃvartasthāyin-k.)と稱するなり。

【九六】住劫に就きて

【九七】壞劫に就きて

【九八】特に傍生餓鬼の壞に就きて

【九九】特に人趣の壞に就きて

【一〇〇】北は大正本に此とあるも、こは誤殖なり。

【一〇一】特に欲天の壞に就きて

【一〇二】初靜慮天卽ち梵天の壞と火災劫の起るに就きて

【一〇三】空劫に就きて

【一〇四】壞劫たる二十中劫の幾が有情壞にして幾が器壞なりや。

るを、名けて地獄の有情界壞と爲す。[九八]次に傍生を壞し、次に餓鬼を壞す。一一の壞相は地獄に說けるが如し。次に贍部洲の諸有情壞す。問ふ、傍生、鬼趣は人に先ちて壞すとせば、人中所須の乳酪等の味や、耕駕等の事は、如何にして有るを得べきや。有るが說く、「人の業の增上力に由りて、非情物有りて、傍生に似て現れ、乳等の味を出し、諸の事業を作すなり」と。問ふ、人身に今、八萬戶の虫有りて任持の緣と爲り、身をして相續せしむるに、彼の時に既に闕くとせば、身は云何にして存するや。答ふ、爾の時の人身は法爾として住することを得。諸の菩薩、轉輪王の身には諸虫無しと雖も、而も法爾に住するが如しと。如是說者はいふ。「諸の大海の中は、是れ諸の傍生の本の所住處なるに、若し彼に一の傍生をも有ること無き時は、卽ち傍生有情界の壞と名く。若し傍生類と人等と雜居するに、人等壞する時は、彼も方に隨つて壞す。鬼有情の壞も、此に類して應に知るべきなり」と。[九九]然も贍部洲の人趣、將に壞せんとする爾の時、法爾に一有情有り。無師にして自ら初靜慮に入らんと思ふ。彼の定より起ちて是の如き言を唱ふ。「此の初靜慮は、甚だ樂しく、甚だ靜かなり」と。展轉宣告して贍部洲に遍し。聞くもの、心を攝めて皆初定に入り、此より壽を捨して梵天に上生す。贍部洲中より、有情漸く減じて、乃至一有情の餘りと爲るもの無きにいたるを、贍部洲の有情界の壞と名く。次に毘提訶洲壞し、次に瞿陀尼洲壞す。一一の壞相は、贍部に說けるが如し。[一〇〇]北拘盧洲は三惡趣の如く、靜慮を得て梵世に生ずるもの無し。然も彼の壽盡きて必ず欲天に生ず。乃至彼處の有情界盡くるを、北拘盧有情界の壞と名く。

[一〇一]人趣壞し已りて、四大王衆天に、法爾に、一りありて初靜慮を得、彼の定より起ちて宣告すること前の如し。乃至彼の處の有情界の盡くるを、彼の天中の有情界の壞と名く。次に三十三天を壞し、次に夜摩天を壞し、次に覩史多天を壞し、次に樂變化天を壞し、次に他化自在天を壞す。一一の壞相は初天に說けるが如し。欲界の有情次第に壞し已る。

【九〇】　大の三災は各々同じ界・地のみを壞するに就きて

【九一】　極光淨天（Ābhāsvarā-devā）は又は光音天ともいふ。第二靜慮の最上處なり。

【九二】　三災の起る順序に就きて

今左に三災の起る順序を圖示せば次の如し。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
第一火災	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七
(I)	(II)	(III)	(IIII)	(V)	(VI)	(VII)	(○)

右の中一二三の數字は火災劫の起る順位を示し、IIIIIIは、七の火災每に一回起る水災劫を示して、最後の○印は風災劫を示す。從つて劫の數は、七火災劫が八回卽ち五十六劫に、水災劫が七回にて六十三劫、夫れに風災劫の一を加えて六十四災劫となるなり。

【九三】　遍淨天（Subhakṛtsā-devā）とは、第三靜慮の最高處なり。從つて六十四劫目に第三靜慮の最上處も亦風災に由り破壞し了るが故に、遍淨天

し難きを壞するたり」と。

[九〇]是の如き三災と、所壞事とは、必ず是れ同分の界・地の所攝なり。謂く、欲界の災は能く欲界を壞し、初靜慮の災は初靜慮を壞し、乃至第三靜慮も亦、爾り。問ふ、若し爾らば、經說を當に云何が通ずべきや。經に說くが如し、「大地と妙高山等、皆悉く洞然し、風吹き焰を絕し、展轉して乃至、上は梵宮を燒く。[九一]極光淨天に、生じて未だ久しからざるをもて、劫の成壞を善く了知せざるもの有り。見已りて驚恐して便ち是の念を作す、「彼の火焰は梵宮を燒盡し、當に復、此ゝを燒くべきこと勿きや」と。答ふ、當に知るべし、彼の經は相續に依りて說けることを。謂く、色界の火は欲界に續きて生じ、彼の梵宮を燒くも、欲界の火には非ず。水と風との災の相續くことも、此に准じて應に知るべきなり。

[九二]問ふ、此の三災が起る先後は云何ん。答ふ。火・水・風の三は次いでの如く先後す。然も三種は隣次して而して生ずるに非ず。謂く、七の火災先に次第して起り、然る後に方に、一の水災生ずる有り。是の如く、七七の火劫と及び七の水劫とを經て、復、七の火災あり、彼より無間に一風災起る。故に風と水との劫は、皆、火に次いで生ず。火劫は三に從ひて數ゝ起るを以ての故に。此に由りて善く[九三]遍淨天の壽は六十四劫なることを釋し了るなり。

第二十一節[九四]　世間の成・住・壞・空論

[九五]是の如き所說は是れ大劫の量にして、一一には各ゝ八十中劫あり。成・住・壞・空は各ゝ二十劫なるが故に。[九六]且らく、初めの火劫が將に燒壞せんとする時の贍部洲の人壽は八萬歲にして、安隱豐樂、人衆甚だ多し。國邑・村・城、鷄飛相及ぶ。人、多く十善業道を修習す。

[九七]此れより以後、捺落迦中の有情命終して、復び彼に生ぜず。爾の時、已に二十住劫を度し、二十壞劫、此に最初を爲す。地獄の有情、此より漸く減じて、乃至最後に一も餘りと爲ること無きにいた

風を内災となす說。

【八四】火災の起るや時、火は何處より出づるやに就きて、諸の異說あり、其の多くは主として劫末時に日輪の數又は熱量の增加に由りてのみ火災起るとなすに對して、如是說者は有情の業の盡くるに由りてかゝる現象を生ずるに至ると主張する點、注意に價す。

【八五】水災の起る時、水の起る處所に就きて

【八六】水輪云云とは、此の吾人の住む器世間は、其の成劫の初め、諸の有情の業の增上力を以て、先づ最下に於て、虛空に風輪を生じ、更に其の上に水輪を安立し、又其の上に金輪を安立して、其の基礎工事を成ずると言はるゝ中の其の水輪をさすはなり。詳しくは俱舍十一卷及び次後の婆沙の文を參照せよ。

【八七】風災の起る時、風の起る處所に就きて

【八八】大の三災の起る時、外物に變順ありや否や。これに二說あり。第一說は變順すると言ふも、如是說者は一切物は劫末と雖も、其の自性を捨せず、只有情の業力に由りて破壞すといふ。

【八九】大正本には甑は、壘とあるも、宮本三本に甑とあるをもて、今は後者に據れり。

と。如是說者はいふ、「諸の有情類の業の增上力が、世界をして成ぜしめ、劫末に至る時、業力盡くるが故に、近處に隨つて災火の生ずる有り、乃至梵宮も、皆焚燎せらる」と。

〔八五〕問ふ、水災の起る時、水は何こより出づるや。有るが是の說を作す、「第三靜慮の邊より熱灰水を雨らし、此に由りて乃至、極光淨天も皆浸蕩せらる」と。有るが說く、「下の〔八六〕水輪より涌出し、彼の勢力に由りて世界は便ち壞す」と。如是說者はいふ、「諸の有情類の業の增上力が世界をして成ぜしめ、劫末に至る時、業力盡くるが故に、近處に隨ひて、災水の生ずること有り、彼の因緣に由りて、世界は便ち壞するなり」と。

〔八七〕問ふ、風災の起る時、風は何こより出づるや。有るが是の說を作す「第四靜慮の邊に、畔喋婆大風有り、卒かに百倶胝界を起す。妙高山王、金輪圍等も、皆傾拔せられて、互に相擊、上下に翻騰せしめらるゝこと、麨麵の摶（あつまり）が空中に散滅せしめらるが如し」と。有餘師の說く、「下の風輪より猛風の起る有りて、世界を吹散せしむ」と。如是說者はいふ、「諸の有情類の業の增上力が、世界をして成ぜしめ、劫末に至る時、業力盡くるが故に、近處に隨ひて災風の生ずる有り、遍淨天に至るまで、皆散壞せらるゝなり」と。

〔八八〕問ふ、三災の起る時、一切の外物は皆、轉變して彼の災に順ずとせんや。有るが是の言を作す、「物皆、變順す。謂く、此の世界に火災起る時、一切の外物は皆、悉く輕燥すること、猶し乾草、〔八九〕氎絮、樺皮の如く、火纔かに觸るゝ時、卽ち燒け卽ち盡すが如し。若し水災起れば、一切の外物、皆將に液に融せんとすること、沙糖等の水纔かに觸るゝ時、隨つて卽ち消壞するが如く、若し風災起れば、一切の外物、皆將に離散せんとすること、沙麨の摶（あつまり）が、風纔かに觸るゝ時、卽便ち散壞するが如し」と。評して曰く若し爾らば諸法は、應に自性を捨すべし。如是說者はいふ、「三災の起る時、堅濕等の物にも亦、轉變無きも、但、有情の業の增上力に由りて、三災をして起らしめ能く壞

に、上下を論ぜず。從つて五淨居天は、三界に於て上下を論ずる限り、其の最上に住すと云ふべし。さて、大の三災に於て、有る地の壞する時其の地の有情は必ず上地に生ぜんことを願ひて上生し、同地の有情の一も餘すこと無きに至るを恒とするに、五淨居天、特に色究竟天の有情には此の義無ければなり。

【八二】淨居天に盡壽して般涅槃するもの無しとは、淨居天の壽量は五淨天の最下たる無煩天すら、一千大劫なり。扨て若し前三災の起るに順じて、地災が起るとせば、三災の總算六十四劫を更に八倍することゝなり、五百十二劫にして地災起りて五淨居をも壞することゝなるべけん。若し然らば廣果天は壽量五百劫なるが故に、其の壽を盡して命終するものもあるべきも五淨居天は其の最下の天すら壽命を盡して命終するの機會なく、恒に劫壞に由り中夭せざるを得ざることゝなり、從つて自分の千劫乃至一萬六千大劫の壽命を經驗せずして壞せらるゝことゝならんとなり。此の五淨居等の壽量に關しては、倶舍第十一卷の終りに、明示さるゝを以て就きて見よ。

【八三】特に尋・伺・喜・入出息

[八〇]此の中、論に因りて論を生ぜん。何が故に、彼の地の災は之の第四靜慮に及ばざるや。有るが說く、「卽ち地は災に非ざるに由るが故なり」と。有るが說く、「彼の地が若し災と爲りて是に及べば、則ち應に最上の災の頂無かるべし。謂く、上三靜慮は次での如く、能く三災の頂と爲るに、若し第四靜慮が災に壞せらるれば、便ち更に處として上の災の頂と爲るもの無けん。諸の無色には方處無きを以ての故に」と。有るが說く、「淨居の諸天を避けんと欲すればなり。彼等には更に[八一]上生の義無きに由るが故に。若し彼の處所が災の及ぶ所となれば、則ち[八二]淨居天には盡壽して涅槃するもの有ること無けん。若し爾らば、云何が彼の壽量を知らんや。若し亦、盡壽して涅槃するもの有りと言はゞ、是は則ち彼の地に災、由つて起ること無けん。說くが如し、「若し處にして乃至尙、餘の一蟻卵にても在れば、災は便ち壞せざるなり」と。有るが說く、「若し處に內災有れば、便ち外災有り。第四靜慮には[八三]內災無きが故に、外災及ばざるなり。謂く、初靜慮には內に火の如き尋・伺有るが故に、外に火災有り、第二靜慮には、內に水の如き喜悅有るが故に、外に水災有り。第三靜慮には內に入・出息風有るが故に、外に風災有るも、第四靜慮には、更に內災無きをもて、是の故に外災も皆及ぶこと能はざるなり」と。

[八四]問ふ、火災の起る時、火は何こより出づるや。有るが是の說を作す、「世界の成ずる時、七の日輪有りて倶時にして起り、持雙山の後に、隱伏して住す。然る後に、彼處に一の日輪昇りて、蘇迷盧(Sumeru)を遶り、而して照耀を爲す。劫の將に末にならんとするに至りて火災起る時、餘の六の日輪、漸次に出で、彼の勢力に由りて、世界は便ち壞するなり」と。有るが說く、「世界が將に壞せんと欲する時、卽ち一の日輪、分れて七の日と爲り、彼の勢力に由りて、世界は便ち壞す」と。有るが說く、「卽ち一の日輪が劫の將に末にならんとするに至るとき、七倍の熱と成り、世界を焚燒するなり」と。有るが說く、「七の日、先に地下に藏れしもの、後、漸く出現し作用すること前の如し」

じ割ること、其れ自身の體を意味するものゝ如し。

【七五】 **十二處の能洗所洗分別**　能洗(Secana)所洗(Secya)

【七六】 本節は、本章の附論の一として、器世間壞滅の手段としての所謂る大の三災、卽ち、火災・水災・風災に就きて論述する段なり。而も、此の三災劫の一一を、成住壞空の中劫に對して、大劫といふ。

【七七】 **四大種の中、三災と爲るものに就きて**　此の中、三災とは、火災・水災・風災にして、これを刀兵・疾疫・饑飢の三災に對して大の三災と云ふ。而も此の災劫の劫とは大劫(mahākalpa)の劫なり。蓋し以下の記述に就きては倶舍十一卷十二卷を參照しつゝ讀むべし。

【七八】 **地が災と爲らざる所以**

【七九】 末魔を斷ずるを內事を壞すと名け、其の內事を壞するものは、內の三災患にして、こは卽ち痰と熱と風となり。而して、水增す時、痰病起り、火增す時、熱病起り、風增す時風病起るをいふ。

【八〇】 **第四靜慮に災の起らざる所以。**

【八一】 上生の義なしとは五淨居天は色界の最高頂にあり、然るに無色界には方處無きが

[七三]問ふ、幾處の和合を說きて能斷と爲し、幾處の和合を說きて所斷と爲すや。[七四]有るが是の說を作す、「四處は能斷にして、四處は所斷なり」と。有餘師の說く、「堅性は是れ能斷にして、四處は是れ所斷なり」と。

[七五]問ふ、幾處の和合を說きて能洗と爲し、幾處の和合を說きて所洗と爲すや。有るが是の說を作す、「四處は能洗にして、四處は所洗なり」と。有餘師の說く、「四處は能洗にして、色處は所洗なり。洗ひ已りて鮮白となり、或は金色の如しと說くが如し」と。復、說者あり、「四處は能洗にして、觸は是れ所洗なり。杯に澡屑を盛り、某池邊に往き、其の身を揩洗して、塵垢を去らしむと說くが如し」と。或は說者有り、「四處は是れ能洗にして、十二處は是れ所洗なり。洗浴に由るが故に、內の十二處は皆悉く明淨にして、諸の垢濁を離る」と。

[七六]第十九節　大の三災論

[七七]問ふ、此の四大種は幾か能く災と爲るや。答ふ、三なり、地を除く。[七八]問ふ、何が故に地は災と爲ること能はざるや。答ふ、其の田に非ず、其の器に非ず、乃至廣說。有るが說く、「猛利なるは方に能く災と爲るも、地の性は遲鈍なるをもて、災と爲ること能はざるなり」と。有るが說く、「若し能く內事を損壞するものなれば、彼は外事に於ても亦、能く災と爲る。謂く、[七九]末魔を斷ずるを內事を壞すと名くるに、此は唯、三大のみなるが故に、地は災に非ず」と。有るが說く、「地を壞するが爲めの故に災と立つ。三大は地を能く燒き、浸し擊つが故に、說きて災と爲すも、地は則ち爾らざればなり」と。有るが說く、「若し地にして亦、災と爲れば、應に風輪より乃至第四靜慮まで皆堅固ならしめ、合して一摶と爲すべく、此は乃ち成劫にして、能壞と謂ふに非ざるべけん」と。有るが說く、「若し地が能く災と爲れば、便ち應に壞は第四靜慮に及ぶべし。然も諸の災の壞の彼に及ぶ者無きなり」と。

【六七】 **十二處の能量所量分別**

【六八】 此の中、能量(pramāṇa)と所量(prameya)との二の四處とは共に、色・香・味・觸處なり。

【六九】 **十處の能稱所稱分別。** 能稱(tulā)と所稱 (tulya) との稱とは「計る」こと。即ち能稱とはいはゞ「はかるもの」にして所稱とは「はからるゝもの」の意と解すべし。從つて其の四處といふも外處としての色・香・味・觸の四處なること言ふ迄もなし。

【七〇】 此の說は「能稱」(はかり)も亦、同時に所稱「はかるゝもの」なるを說くものゝ如し。

【七一】 **十二處の能燒所燒分別** 能燒(daha)所燒 (dāhya)とは燒くものと、燒かるゝものとの意なり。

【七二】 此の有人の說の能燒は四處なりとは、薪を燒くに用ひる竹、火著等を意味するものにして、有餘師の說く燵を能燒とするとは、燒く所の火其のものを言ふが如し。

【七三】 **十二處の能斷所斷分別** 能斷(cheda)所斷(chedya)は、俱舍論にては能斫所斫と譯ずるものに相當す。

【七四】 有人の、四處は能斷なりとは、斧、刀の如きものを意味し、有餘師の能斷とは「斷

識の識るものなるも、少きが故に說かざるなり」と。

【本論】[六一]地・水・火・風界は幾處の所攝にして、幾識の所識なりや。答ふ、一處の所攝なり、觸處をいふ。

身の所得なるが故に。

【本論】二識の所識なり。身識と意識とをいふ。

自相と共相とを取ること、前の如く應に知るべきなり。

第十八節 [六二]十二處の能牽所牽等の八門分別

[六三]問ふ、幾處の和合を說きて能牽と爲し、幾處の和合を說きて所牽と爲すや。答ふ、若し有情數が有情數に於てなれば、則ち九處は能牽にして、[六四]九處は所牽なり。若し有情數が非有情數に於てなれば、則ち九處は能牽にして、[六五]四處は所牽なり。若し非有情數が非有情數に於てなれば、則ち四處は能牽にして、四處は所牽なり。若し非有情數が有情數に於てなれば、則ち四處は能牽にして、九處は所牽なり。牽につきて說けるが如く、[六六]持と運等につきても亦爾り。

[六七]問ふ、幾處の和合を說きて能量と爲し、幾處の和合を說きて所量と爲すや。答ふ、[六八]四處は能量にして四處は所量なり。五根は微妙にして量に非ざる法なるが故に。

[六九]問ふ、幾處の和合を說きて能稱と爲し、幾處の和合を說きて所稱と爲すや。有るが是の說を作す、「四處は能稱にして、四處は所稱なり」と。[七〇]有餘師の說く、「四處は能稱にして、重ねて是れ所稱なり」と。

[七一]問ふ、幾處の和合を說きて能燒と爲し、幾處の和合を說きて所燒と爲すや。[七二]有るが是の說を作す、「四處は能燒にして、四處は所燒なり」と。有餘師の說く、「煖は是れ能燒にして、四は是れ所燒なり」と。

【六一】地界等は觸處の攝にして身・意識の所識なり。

【六二】本節は本章にとりては、謂はゞ附論の一として、十二處中、特に四大種又はその所造色に關するものゝ、能牽所牽、乃至能洗所洗等の八つの類門分別を爲す段なり。

【六三】十二處の和合の能牽所牽分別。以下能牽といひ所牽といふ中の牽といふは、要するに常識的に牽く、又は引くといふ位の意なり。隨つて有情數が能牽となり、有情數を所牽とするとは、人が人を牽引するが如きをいひ、人が非有情數を所牽とする時は、人が石車等を索くが如き場合を言ふものなり。これに依りて以下を考へば分り易し。

【六四】九處とは、眼・耳・鼻・舌・身・色・香・味・觸處をいふ。此の中、聲處を說かざるは、有情數に於ても、非有情數に於ても共に、聲が相續して和合せざるが故なり。

【六五】四處とは、色・香・味・觸處をいふなり。聲處を說かざるは前の如し。

【六六】十二處の能持所持・能運所運分別に就きて此の中の持といひ運といふも常識的に持する運ぶ位の意に解すべし。

く「世間は風に於ても亦、假想を起すも、少きが故に說かざるなり。」世間に[56]、此の有塵風、此の無塵風・毘濕縛風・吠嵐婆風・小風・大風・塵輪風等と說くが如し。」と。

第十七節[57] 地等と地界等との處の所攝並に識の所識分別

【本論】 地・水・火・風は幾處の所攝なりや。——乃至廣說。——

問ふ[58]、何が故に此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、所說の世俗の地等を聞くものには、此等は、便ち無體にして、處の所攝に非ず、識の所識に非ずと謂ひ、或は假と實とは同一處の攝にして、同一識の識るものなりと謂ふものあり。彼の疑を除き、假の地等も亦、實に體を有し、但、假りに名を立つるものは五處中に於て隨一處のみの攝にして、五識中に於て隨一識のみにて識るものなることを顯し、又、假と實とは、不同處の攝なり、不同識の識るものなることを顯さんが爲めに、此等の緣に由るが故に、斯の論を作りしなり。

【本論】[59] 地・水・火・風は幾處の所攝にして、幾識の所識なりや。答ふ、地・水・火は一處の所攝なり。色處をいふ。

眼の所見なるが故に。

【本論】 二識の所識なり。眼識と意識とをいふ。

眼識は自相を取り、意識は自相と共相とを取る。

【本論】[60] 風は一處の所攝なり。觸處をいふ。

身の所得なるが故に。

【本論】 二識の所識なり、身識と意識とをいふ。

自相共相を取ること前の如く應に知るべきなり。有るが說く、「此も亦、色處の攝に通じ、及び眼

【五六】 特に世間の風の名目に就きては婆沙第七十五卷毘曇部十、頁二八四を參照せよ、俱舍第一卷には、黑風（kālikā-vāta）團風（vātyā）等を擧ぐ。

【五七】 本節は本章の第十五間たる攝と識との論卽ち四大種は幾處の所攝にして幾識の所識なるやを論ずる段なり。

【五八】 論起の緣由。以下の所說は二種の義を顯さんとするにあり。卽ち、一、地水火風は假名に過ぎざるも地界等の四大種は實體あること。二、假立の地水火は、前五外處中の色處の攝にして、前五識中の眼識の所識なり。而して、地界等の四大種は前五處中の觸處の攝にして、前五識中の身識の所識なることなり。

【五九】 地水火は色處に攝し眼識と意識の所識なり。

【六〇】 風は觸處の攝にして、身識意識の所識なり。但し風も色處の攝にてもありて、眼・身意識の所攝なりとの異說もあり。

此は是れ世俗の想の施設する地なり。謂く、諸の世間は、顯・形色に於て、共の假想に依りて、地の名を施設す。世間に、[四八]青・黃等の地、長短等の地と說くが如し。

【本論】[四九]地界とは云何ん。答ふ、堅性の觸なり。

此は是れ勝義にして、能造の地の體なり。

【本論】[五〇]水とは云何ん。答ふ、顯・形色なり。

此は是れ世俗の想の施設せる水なり。謂く、諸の世間は顯・形色に於て、共の假想に依りて水の名を施設す。世間に、青黃等の水、長短等の水と說くが如し。

【本論】[五一]云何が水界なりや。答ふ、濕性の觸なり。

此は是れ勝義の能造の水の體なり。

【本論】[五二]火とは云何ん。答ふ、顯・形色なり。

此は是れ世俗の想の施設せる火なり。謂く、諸の世間は、顯・形色に於て、共の假想に依りて、火の名を施設す。世間に、青黃等の火、長短等の火と說くが如し。*又、梵志觀火の頌に云ふが如し。

赤焰多ければ疾疫あり、　黃は兵、[五三]綠なれば飢饉なり

綵豐靑なれば退滅あり、　白黑は主の興滅なり。

【本論】[五四]火界とは云何ん。答ふ、煖性の觸なり。

此は是れ勝義の能造の火の體なり。

【本論】[五五]風とは云何ん。答ふ、卽ち風界なり。

風界とは云何ん。答ふ、動性の觸なり。

問ふ、何が故に世俗の風を說かさるや。答ふ、世間は、風に於て假想無きが故なり。有餘師の說

さす。

【四七】地とは顯・形色なり。

【四八】大正本及び他の現存の藏經には、青黃地等、長短地等とあるも、後の水及び火の下の說明下を參照するに、青黃等地、長短等地とする方、妥當なりと思惟し、かく訂正し置けり。

【四九】地界とは堅性の觸なり。界(dhātu)とは種族の義等をいふ。詳細は婆沙第七十一卷毘曇部（十、頁二一一）を參照せよ。

【五〇】水は顯・形色なり。

【五一】水界は濕性の觸なり。

【五二】火とは顯・形色なり。

※本頌は火の焰の色彩によりて、吉凶禍福を判定するをことゝする所謂事火外道一類の頌文にして、此の中の「黃は兵」とは、黃色の火焰盛なれば、兵禍を受くると云ふにあり、他は之に準じて知るべし。斯る歡火の事行が、後世密敎の護摩の修法等と深き關係を有するに至りしこと論を俟たず。

【五三】大正本に綠とあるも、宮本、縮册は共に綠とあり、今は後者に從へり。

【五四】火界とは煖性の觸なり。

【五五】風とは風界にして動性の觸なり。

【本論】[四二]（二）有る色は現在の大種所造にして、現在なるに非ざるあり。色の未來なるものにして、現在の大種の所造なるをいふ。

此は復、云何んといふに、未來の表所起の無表にして、現在の大種の所造なるをいふ。所以は前の如し。

【本論】[四三]（三）有る色は、現在なるものにして、現在の大種の所造なるものあり。色の現在なるものにして、現在の大種の所造なるものなり。

此は復、云何んといふに、現在の一切の有對の所造色と、隨心轉の無表と、若しくは現在の表所起の無表の、現在の大種の所造なるとをいふ。現在の表に依るを以ての故に。

【本論】[四四]（四）有る色は現在のものにも非ず、現在の大種の所造なるにも非ざるものあり。過去・未來の大種と、若しくは色の過去・未來なるものにして、過去の大種の所造なるものと、若しくは色の未來なるものにして未來の大種の所造なるものとなり。

[四五]第十六節　地等と地界等との判別論

【本論】　地とは云何ん——乃至廣說。——

[四六]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、此の論中、多く勝義を說くをもて、或は疑を生ずるもの有り。彼の作論者は、唯、勝義のみを善くするも、世俗を善くせざるならん」と。彼の疑をして決定を得せしめんが爲めの故に。地界等は地等と別なることを顯さんがための故に、斯の論を作るなり。

【本論】[四七]地とは云何ん。答ふ、顯・形色なり。

【四二】第二單句——

【四三】第三俱是句——

【四四】第四俱非句——

【四五】本節は本章の第十四問たる四の體即ち四大種の實體は抑々如何なるものかを論究せんとする段なり、更に其の意を略示せば、一般人は地(pṛthivī) 水(ap)火 (tejas) 風(vāyu)といへば、其の儘佛敎でも法相上使用せらるゝ四大種そのものと思ふならんも、此の四大種の名稱は外道等にも通じて用らるゝものにして、併かも、一般には之を四大種の實體を示すものと考へらるゝなり。然るに此を佛敎、特に有部の法相上よりいへば、こは所造の色に外ならず、若し有部の法相としての能造の四大種を顯さんと欲せば、嚴密には

地界 (pṛthivīdhātu)
水界 (abdhātu)
火界 (tejodhātu)
風界 (vāyudhātu)

と言ふべく、而して、其の體は即ち堅性・濕性・煖性・動性の觸のみなることを明示せんとするにあり。

【四六】論起の因由　此の中、勝義とは此の四大種に就きて云へば「地界等」と稱するをいひ、世俗とは「地とは何ん云云」と論ずるものを

來・現在の大種と、若しくは、色の未來・現在なるものにして現在の大種の所造なるものと、若しくは色の未來なるものにして未來の大種の所造なるものとなり。

[三七] 諸の色の未來なるもの、彼の色は一切未來の大種の所造なりや。答ふ、諸の色の未來の大種の所造なるもの、彼の色は一切未來なるものなり。

此は復、云何んといふに、未來の、一切の有對の所造色と、隨心轉の無表と、若しくは表所起の無表の未來の大種の所造なるとなり。未來の表に依るを以ての故に。

【本論】有る色は、未來なるものにして、未來の大種の所造に非ざるものあり。未來の大種と、若しくは、色の未來なるものにして過去・現在の大種の所造なるとなり。

此は復、云何んといふに、未來の表所起の無表の、過去・現在の大種の所造なるをいふ。過去・現在の表に依るを以ての故に。

【本論】[三八] 諸の色の現在なるもの、彼の色の一切は現在の大種の所造なりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)[三九] 有る色は現在なるも、現在の大種の所造に非ざるものあり。謂く現在の大種と、若しくは、色の現在なるも過去の大種の所造なるとなり。

此は復、云何んといふに、現在の表所起の無表の、過去の大種の所造なるをいふ。所以は前の如し。

[四〇] 問ふ、此の無表色には、亦、現在所依の大種を有するものもあるに、何が故に說かざるや。答ふ、彼は是れ轉依にして、造依に非ざるが故なり。此の[四一]無表色に二種の依あり。一は是れ轉依にして、現在の大種をいふ、彼の力に由りて轉ずるが故に。二は造依にして、過去の大種をいふ、彼の力に由りて造るが故に。此の中には、但、造依のみを說くも、轉依を說かざるをもて、是の故に說かざるなり。能造の五因は皆、過去なるが故に。

【三七】未來の色と、未來の大種の所造の色との同異論。

【三八】現在の色と、現在の大種の所造の色との同異論。此に四句分別あり。

【三九】第一單句——

【四〇】特に現在の大種を所依とする無表色を說かざる所以。

【四一】特に無表色の依の二種に就きて、一、轉依と、二造依となり。

【本論】[二八](三)有る色は、色界繫にして、色界繫の大種の所造なるものあり。色の色界繫なるものにして、色界繫の大種の所造なるをいふ。

此は復、云何んといふに、色界繫の有對の所造色と及び[二九]有漏の隨心轉の無表となり。

【本論】[三〇](四)有る色は、色界繫にも非ず、色界繫の大種の所造にも非ざるものあり、謂く、欲界繫の大種、若しくは色の欲界繫なるものにして欲界繫の大種の所造のもの、若しくは色の不繫なるものにして欲界繫の大種の所造なるものなり。

[三一]第十五節　三世の色と三世の大種所造の色との同異論

【本論】[三二]諸の色の過去なるもの、彼の色は一切過去の大種の所造なりや。答ふ、應に四句を作すべし。[三三](一)有る色は過去なるも、過去の大種の所造に非ざるものあり。過去の大種をいふ。

所以は前の如し。

【本論】[三四](二)有る色は、過去の大種の所造なるも、過去に非ざるものあり。色の未來・現在なるものにして、過去の大種の所造なるものをいふ。

此は復、云何んといふに、未來・現在の表所起の無表の、過去の大種の所造なるをいふ。過去の表に依るを以ての故に。

【本論】[三五](三)有る色は過去にして、過去の大種の所造なるものあり。色の過去なるものにして、過去の大種の所造なるをいふ。

此は復、云何んといふに、過去の、一切の有對の所造色と、隨心轉の無表と表所起の無表とをいふ。

【本論】[三六](四)有る色は、過去にも非ず、過去の大種の所造にも非ざるものあり。未

【二八】第三俱是句——

【二九】是れ靜慮律儀即ち有漏の定俱戒の無表を指す。

【三〇】第四俱非句——

【三一】本節は本章の第十三問たる過・未・現の三世の色が、夫々同なりや異なりやを論及する段なり。

【三二】過去の色と、過去の大種の所造との同異論。此れに四句分別あり。

【三三】第一單句——

【三四】第二單句——

【三五】第三俱是句。——

【三六】第四俱非句。——

ものあり、欲界繫の大種をいふ。

諸の大種は所造に非ざるを以ての故に。

【本論】[二一](二)有る色は欲界繫の大種の所造なるも、欲界繫に非ざるものあり。色の不繫なるものにして、欲界繫の大種の所造なるをいふ。

此は復、云何んといふに、一切の[二二]法智品隨轉の色と、及び欲界身に依りて現前する類智品隨轉の色となり。

【本論】[二三](三)有る色は欲界繫にして、欲界繫の大種の所造なるものあり。色の欲界繫なるものにして、欲界繫の大種の所造なるをいふ。

此は復、云何んといふに、欲界繫の有對の所造色と及び表所記の無表とをいふ。

【本論】[二四](四)有る色は、欲界繫にも非ず、欲界繫の大種の所造にも非ざるものあり。色界繫の大種、若しくは、色の色界繫にして色界繫の大種の所造なるもの、若しくは色の不繫にして色界繫の大種の所造なるものなり。

[二五]諸の色の色界繫なるもの、彼の色は、一切色界繫の大種の所造なりや。答ふ、應に四句を作すべし。[二六](一)有る色は、色界繫なるも、色界繫の大種の所造に非ざるものあり。色界繫の大種をいふ。

*所以は前の如し。

【本論】[二七](二)有る色は、色界繫の大種の所造にして、色界繫に非ざるものあり。色の不繫にして、色界繫の大種の所造なるをいふ。

此は復、云何んといふに、色界身に依りて現前する類智品隨轉の色なり。

【二一】第二單句——

【二二】法智品及び類智品隨轉の色とは、所謂る無漏律儀即ち道俱戒をいふ。

【二三】第三俱是句——

【二四】第四俱非句——

【二五】色界繫の色と、色界繫の大種所造の色との同異論。此に四句分別あり。

【二六】第一單句——

※諸の大種は所造に非ざるを以ての故にと言ふを指す。

【二七】第二單句——

増上の義は前説の如し。

【本論】[一三]色界繫の大種は、欲界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一四]欲界繫の所造色は、色界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一五]色界繫の所造色は、欲界繫の所造色の與めに幾緣となるや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一六]色界繫の大種は、色界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、増上とは前説の如し。

【本論】[一七]色界繫の所造色は、色界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは一因にして、異熟因なるをいひ、増上とは前説の如し。

第十四節[一八]　欲・色界繫の色と欲・色界繫の大種所造の色との同異論

【本論】[一九]諸の色の欲界繫なるもの、彼の色は、一切の欲界繫の大種の所造なりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)[二〇]有る色は欲界繫なるも、欲界繫の大種の所造に非ざる

[一三]　色界繫の大種は欲界繫の造色の與めに増上となる。

[一四]　欲界繫の造色は色界繫の造色の與めに増上となる。

[一五]　色界繫の造色は欲界繫の造色の與めに増上となる。

[一六]　色界繫の大種は色界繫の造色の與めに因・増上となる。

[一七]　色界繫の造色は色界繫の大種の與めに因・増上となる。

[一八]　本節は本章の第十二問たる欲界繫の色と欲界繫の大種の所造たる色との同異論及び色界繫の色と、色界繫の大種所造の色との同異を論斷するを目的とす。

[一九]　欲界繫の色と、欲界繫の大種の造色との同異論。これに四句分別あり。

[二〇]　第一單句——

なる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[七]色界繫の大種は、色界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは二因にして、俱有と同類とをいひ、増上とは前説の如し。

【本論】[八]色界繫の大種は、欲界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[九]欲界繫の大種は、色界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一〇]色界繫の所造色は、色界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは三因にして、※俱有と同類と異熟とをいひ、増上とは前説の如し。

【本論】[一一]色界繫の所造色は、欲界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一二]欲界繫の所造色は色界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

【七】色界繫の大種は同繫の大種の與めに因・増上となる。

【八】色界繫の大種は欲界繫の大種のために増上となる。

【九】欲界繫の大種は色界繫の造色のために増上と爲る。

【一〇】色界繫の造色は同繫の造色の與めに因・増上となる。

※先に欲界繫の所造色の相互相緣關係に就きては、俱有因たる義のあるを説かざりしに、今、色界繫の所造色相互の間に、俱有因の關係を認むるは、色界繫の所造色にのみ、隨心轉の身語業色あればあり。これに就きては、婆沙第十六卷毘曇部七、頁三〇八、俱有因の項を參照すべし。

【一一】色界繫の造色は欲界繫の大種の與めに増上となる。

【一二】色界繫の造色は色界繫の大種のため増上となる。

大種蘊第五中、緣納息第二之三

第十三節[一]　欲、色界繫の大種並に造色の相互相緣論

【本論】[二]欲界繫の大種は、欲界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、倶有と同類とをいふ。倶生するものは互に相望みて倶有因と爲り、前生なるものは後生なるもの、與めに同類因と爲ればなり。增上とは、生を礙えざると、及び唯、無障なるとをいふなり。

【本論】[三]欲界繫の大種は欲界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生因・依因・立因・侍因・養因をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[四]欲界繫の所造色は、欲界繫の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、同類と異熟とをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[五]欲界繫の所造色は欲界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして異熟をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[六]欲界繫の大種は、色界繫の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上と

【一】本節は本章の第十一問たる、欲界繫の大種と造色と、色界繫の大種と造色との四が相互幾の緣となるやを詳述する段なり。

【二】欲界繫の大種は欲界繫の大種の與めに因・增上となる。

【三】欲界繫の大種は同繫の造色の與めに因・增上となる。

【四】欲界繫の造色は同繫の造色の與めに因・增上となる。

【五】欲界繫の造色は同繫の大種の與めに因・增上となる。

【六】欲界繫の大種は色界繫の大種のために增上となる。

の果有りてか、彼をして現在前せしむるや。答ふ、彼の欲界に生ずる者が、色界の善心を起す時は、隨轉色に依るが故に、彼をして現前せしむ。染汚心を起す時には、有る彼の地の空界の色が、此の身中に在りて相雜住するものあるに由るが故に、彼の色をして現前せしめ、無記心を起す時には、有る彼の地の化の色あるに由りて、彼の色をして現前せしむるなり。故に、三種の心に住して皆能く彼の地の大種を起すなり」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百三十二

して、彼の染汚心に纒ぜらるゝとき、彼の異生身中の色が增長するを顯すに過ぎずと會通するなり。そこで更に、難者が、同じく施設論の他の文、即ち「異生が無色貪の纒を起して纒ぜらるに由るが故に、四蘊の無色有が云云」を示して、若し爾らば「此の文も亦、其は染汚心を起し、其れに住して無色有を引くの意には非ざるべく、從つて、無色貪に纒ぜらるる場合にも、彼の欲界生の異生身中には依然として色の增長あるべきに、何故に四蘊の無色有が云云といひて、色の增長するを說かざるや」と問ふなり。これに對する本說の主張者の答へに二說有り。本文の如し。

【二二八】無色界の纒を起すときは異生身中の色の增長すること無きを以て、施設論に四蘊の無色有が云云といへるとなり。

【二二九】以下欲界生者は、善・染汚・無記の三種心に住して色界の大種を現前するなりとなす第二說――

るものをいふ。

[二三五]若し色界繋の大種を成就するもの、彼は色界繋の所造色をもなりや。答ふ、諸の色界繋の大種を成就するものなれば、彼は定んで色界繋の所造色を成就す。有るは色界繋の所造色を成就するも、色界繋の大種は非らざるものあり。欲界に生じて色界の善心を得し。色界の大種の現在前せざるものをいふなり。

[二三六]問ふ、欲界に生ずる者が、色界の何等の心に住して、彼の大種をして現在前せしむるや。一向に善に住すとせんや、三種に住すとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、倶に其の過を見る。若し一向に善心に住すとせば、施設論の説を當に云何が通ずべきや。彼の論に説くが如し。「此に住する無間に、異生は色貪の纒を起して纒ぜらるゝに由るが故に、五蘊の色有は現法中に於て取を以て緣と爲して、當來有に趣くなり」と。若し三種心に住すとせば、善心は爾る可し。隨轉色の彼の爲めに果たるもの有るが故に。染と及び無記との心は、何の果有りてか、彼をして現前せしむとせんや。[二三七]有るが此の説を作す、「唯、善心のみに住するなり」と。問ふ、施設論の説を當に云何が通ずべきや。答ふ、彼は身中に增長する所の色を説くなりと。問ふ、若し爾らば、彼の論の説を復云何が通ぜんや、彼の論に説くが如し、「此に住する無間に、異生は無色貪の纒を起して纒ぜらるゝに由るが故に、四蘊の無色有が、現法中に於て取を以て緣と爲して、當來有に趣くなり」と。彼の身にも亦、增長する所の色有らんに、何が故に説かざるや。有るが是の説を作す、「應に説くべくして而も説かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを」と。[二三八]有るが説く、「彼の界の纒を起す時、色を增長すること無し、是を以て説かざるなり」と。

[二三九]復、説者有り、「三種心に住す」と。問ふ、善心は爾るべし、隨轉の果有るが故に。餘の二には何

【二三五】色界繋の大種色界繋の造色との成就關係。

【二三六】欲界の生者が色界の大種を現前する時、住する心に就きて。此に二種の説あり、一は善心に住して色界の大種を現前せしむとするものと、他は、三心に住してなりと説くものとなり、而も、兩説共に難問あり。前者には、施設論の文に、色貪の纒(染汚心)を起して纒ぜらるゝが故に、五蘊の色有は云々と説くものあり。從つて善心のみに住してとは説く可からざらんといふ難問にして、後説に對しては善心に住する時は、隨轉色が其の果となりて現前するが故に差支へなきも、染汚心・無記心に住するとき、其等は如何なる果となりて色界の大種が現前すと言ふやといふものこれなり。從つて以下、夫々問答難通せるなり。

【二三七】以下欲界に生ずる者が、色界の大種を現前するには、善心にのみ住してなりとなす第一説――これに依るに、例の施設論の「色貪の纒を起して纒ぜらるゝが故に、五蘊の色有云云」と説くの意は、決して、染汚心に住することに由りて色界有を現前せしむる意には非ず

非ず、亦、色界繫の所造色を成就するにも非らざるあり。無色界に生ずるものをいふ。

〔三三〕若し欲界繫の所造色を成就するもの、彼は色界繫の大種をもなるや。答ふ、應に四句を作すべし。（一）有るは欲界繫の所造色を成就するも、色界繫の大種は非らざるものあり。欲界に生じ色界の大種の現在前せざるものをいふ。（二）有るは色界繫の大種を成就するも、欲界繫の所造色は非らざるあり。色界に生じ欲界の化を作さず、欲界の語を發さざるをいふ。（三）有るは欲界繫の所造色をも、亦、色界繫の大種をも成就するものあり。欲界に生じて色界の大種を現在前するもの、若しくは色界に生じて欲界の化を作し、欲界の語を發すものをいふ。（四）有るは〔三三〕欲界繫の所造色を成就するにも非ず、亦、色界繫の大種を成就するにも非らざるあり。無色界に生ずるものをいふ。

〔三四〕若し欲界繫の所造色を成就するものなれば、彼は色界繫の所造色もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。（一）有るは欲界繫の所造色を成就するも、色界繫の所造色は非らざるものあり。欲界に生じて色界の善心を得せざるものをいふ。（二）有るは色界繫の所造色を成就するも、欲界繫の所造色は非らざるものあり。色界に生じて欲界の化を作さず、欲界の語を發さざるものをいふ。（三）有るは欲界繫の所造色をも亦、色界繫の所造色をも成就するものあり、欲界に生じて色界の善心を得するもの、若しくは色界に生じて欲界の化を作し、欲界の語を發すものをいふ。（四）有るは欲界繫の所造色を成就するにも非ず、亦、色界繫の所造色を成就するにも非らざるものあり。無色界に生ず

【三三】欲界繫の造色と色界繫の大種との成就關係。これにも四句分別あり。

【三三】婆沙所引の發智本文中には繫の字無きも、發智論中にはあるをもてこれを補へり。以下の※も亦、之に準ず。

【三四】欲界繫の造色と色界繫の造色との成就關係。これに四句分別あり。

欲界繫の大種を成就して而も果あるに非ざるもの無きを以ての故に。亦、欲界繫の所造色を成就するものにして因あるに非ざるもの無きが故に。

【本論】[二八] 若し欲界繫の大種を成就するものなれば、彼は色界繫の大種をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは欲界繫の大種を成就するも、色界繫の大種は非らざるものあり、欲界に生じて色界の大種の現在前せざるをいふ。(二) 有るは色界繫の大種を成就するも、欲界繫の大種は非らざるものあり、[二九] 色界に生じて欲界の化を作さず、欲界の語を發さざるをいふ。(三) 有るは欲界繫の大種をも、亦、色界繫の大種をも成就するものあり、[三〇]欲界に生じ色界の大種の現在前するもの、若しくは色界に生じて欲界化を作し欲界の語を發すをいふ。(四) 有るは欲界繫の大種を成就するにも非ず、亦、色界繫の大種を成就するにも非らざるものあり。無色界に生ずるものをいふ。

[三一] 若し欲界繫の大種を成就するものなれば、彼は色界繫の所造色をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは欲界繫の大種を成就するも、色界繫の所造色は非らざるものあり。欲界に生じて色界の善心を得せざるものをいふ。(二)有るは色界繫の所造色を成就するも、欲界繫の大種は非らざるものあり。色界に生じて欲界化を作さず、欲界の語を發さざるものをいふ。(三)有るは欲界繫の大種をも亦、色界繫の所造色をも成就するものあり。欲界に生じて色界の善心を得するもの、若しくは色界に生じて欲界の化を作し、欲界の語を發すものをいふ。(四)有るは欲界繫の大種を成就するにも

【二八】**欲界繫の大種と色界繫の大種との成就關係。** これに四句分別あり本文の如し。

【二九】色界に生じて欲界の化を作し欲界の語を起すものに就きては、婆沙第百三十五巻に詳論するを以て行きて見るべし。

【三〇】欲界に生じ、色界の大種の現前する場合に就きては、婆沙第百三十四卷具見納息の初頭に詳説せり、行きて見よ。

【三一】**欲界繫の大種と色界繫の造色との成就關係。** これにも四句分別をなす。

【本論】[一二]未來の所造色は、現在の所造色の與め、幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[一三]現在の所造色は未來の所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、同類と異熟となるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[一四]現在の大種は、現在の所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[一五]現在の所造色は、現在の大種の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして、異熟因なるをいひ、增上とは前說の如し。

諸の此の中にて刹那と分位と一生との現在に依りて論を爲すと說く者なれば、則ち此の答へに符するも、諸の此の中に、但、刹那の現在のみに依りて論を作すと說く者なれば、則ち、應に答へて但、一の增上のみなりと言ふべく、便ち本論の答へと相應せざるなり。

第十二節　欲、色界繫の大種並に造色の相互成就關係[一六]

【本論】[一七]若し欲界繫の大種を成就するものなれば、彼に欲界繫の所造色をもなりや。答ふ、是の如し。設し欲界繫の所造色を成就するものなれば、彼は欲界繫の大種をもなりや。答ふ、是の如し。

【一二】未の造色は現の造色の與めに增上と爲る。

【一三】現の造色は未の造色の與めに因・增上と爲る。

【一四】現の大種は現の造色の與めに因・增上と爲る。

【一五】現の造色は現の大種の與めに因・增上と爲る。

【一六】本節は本章の第十問たる欲界繫の大種と欲界繫の造色と、色界繫の大種と色界繫の造色との四の相互成就關係を論述する段なり。

【一七】欲界繫の大種と欲界繫の造色との成就關係。

る。

因とは一因にして、異熟因なるをいひ、増上とは前説の如し。

【本論】[一〇六]未來の大種は、現在の大種の與めに幾縁と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一〇七]現在の大種は、未來の大種の與めに、幾縁と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは一因にして、同類因なるをいひ、増上とは前説の如し。

【本論】[一〇八]未來の大種は、現在の所造色の與めに、幾縁と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一〇九]現在の所造色は、未來の大種の與めに、幾縁と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは一因にして、異熟因なるをいひ、増上とは前説の如し。

【本論】[一一〇]未來の所造色は、現在の大種の與めに、幾縁と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前説の如し。

【本論】[一一一]現在の大種は未來の所造色の與めに、幾縁と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、増上とは前説の如し。

【一〇六】未の大種は現の大種の與めに増上と爲る。

【一〇七】現の大種は未の大種の與めに因・増上と爲る。

【一〇八】未の大種は現の造色の與めに増上と爲る。

【一〇九】現の造色は未の大種の與めに因・増上と爲る。

【一一〇】未の造色は現の大種の與めに増上と爲る。

【一一一】現の大種は未の造色の與めに因・増上と爲る。

因とは二因にして、同類と異熟となるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[九九]未來の所造色は、過去の所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[一〇〇]過去の所造色は現在の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして異熟因なるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[一〇一]現在の大種は、過去の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[一〇二]過去の所造色は、現在の所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、同類と異熟となるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[一〇三]現在の所造色は、過去の所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[一〇四]未來の大種は、未來の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、即ち生等の五をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[一〇五]未來の所造色は、未來の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上とな

【九九】未の造色は過の造色の與めに增上と爲る。

【一〇〇】過の造色は現の大種の與めに因・增上と爲る。

【一〇一】現の大種は過の造色の與めに增上と爲る。

【一〇二】過の造色は現の造色の與めに因・增上と爲る。

【一〇三】現の造色は過の造色の與めに增上と爲る。

【一〇四】未の大種は未の造色の與めに因・增上と爲る。

【一〇五】未の造色は未の大種の與めに因・增上と爲る。

増上の義は前說の如し。

【本論】[九三]過去の大種は、現在の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、増上とは前說の如し。

【本論】[九四]現在の所造色は、現在の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは、有るが說く、「此の中にては刹那現在に依りて論を作すが故に、唯、一因のみにして、倶有因なるをいふ」と。有るが說く、「此の中にては、通じて刹那と分位と一生との現在に依りて論を爲すが故に、三因有り、倶有と同類と異熟となるをいふ」と。増上とは前說の如し。

【本論】[九五]現在の所造色は、過去の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前說の如し。

【本論】[九六]過去の所造色は、未來の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

因とは一因にして、異熟因なるをいひ、増上とは前說の如し。

【本論】[九七]未來の大種は、過去の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の増上となる。

増上の義は前說の如し。

【本論】[九八]過去の所造色は、未來の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と増上となる。

【九三】過去の大種は現在の造色の與めに因・增上となる。

【九四】現在の造色は現在の造色の與めに因・增上と爲る。

【九五】現の造色は過の大種の與めに因、增上となる。

【九六】過の造色は未の大種の與めに因・增上と爲る。

【九七】未の大種は、過の造色の與めに增上となる。

【九八】過の造色は未の造色の與めに因・增上と爲る。

【本論】[八五]未來の大種は未來の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして倶有因なるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[八六]未來の大種は過去の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上なり。

增上の義は前說の如し。

【本論】[八七]過去の大種は未來の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[八八]未來の所造色は未來の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、倶有因と異熟因とをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[八九]未來の所造色は過去の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[九〇]過去の大種は現在の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして、同類因となるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[九一]現在の大種は、現在の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは、有るが說く、「此の中にては剎那現在に依りて論を爲すが故に、唯、一因となる、謂く倶有因なり」と。有るが說く、「此の中にては通じて、剎那と分位と一生との現在に依りて論を作すが故に、二因有り、倶有と同類となるをいふ」と。增上とは前說の如し。

【本論】[九二]現在の大種は過去の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

【八五】未來の大種は未來の大種の與めに因・增上と爲る。

【八六】未來の大種は過去の大種の與めに增上と爲る。

【八七】過去の大種は未來の造色の與めに因・增上と爲る。

【八八】未來の造色は未來の造色の與めに因・增上と爲る。

【八九】未來の造色は過去の大種の與めに增上と爲る。

【九〇】過去の大種は現在の大種の與めに因・增上と爲る。

【九一】現在の大種は現在の大種のために因・增上となる。

【九二】現在の大種は過去の大種の與めに增上と爲る。

し現在の所造色を成就するもの、彼は現在の大種をもなりや。答ふ、是の如し。現在の大種にして果無きものあるに非ざるを以ての故に、亦、現在の所造色にして因無きものあるに非さるが故に。

第十一節　三世の大種並に三世の造色の相互相緣論[七九]

【本論】[八〇]過去の大種は、過去の大種の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、倶有と同類とをいふ。倶生するものは、互に相望むるに、倶有因と爲り、前生なるは後生の與めに同類因と爲ればなり。增上とは生を礙えざると、及び唯、無障なるとをいふなり。

【本論】[八一]過去の大種は過去の所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となり。

因とは五因にして、生因、依因、立因、持因、養因なるをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[八二]過去の所造色は、過去の所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となり。

因とは三因にして、倶有と同類と異熟とをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[八三]過去の所造色は、過去の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして異熟因をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[八四]過去の大種は未來の大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして同類因をいひ、增上とは前說の如し。

【七九】本節は本章の第九問たる三世の大種並に三世の造色が相互夫々幾の緣となるやを克明に論究する段なり。

【八〇】過去の大種は過去の大種の與めに因・增上となる。

【八一】過去の大種は過去の造色のために因・增上と爲る。

【八二】過去の造色は過去の造色のために因・增上となる。

【八三】過去の造色は過去の大種の與めに因・增上となる。

【八四】過去の大種は未來の大種のために因・增上と爲る。

就するも、未來の所造色は非らざるものあり。謂く、卵𣪘に處するもの、若しくは諸
の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて色界の善心を得せざるものな
り。[七一](三)有るは未來の所造色をも成就し、亦、現在の大種をも成就するものあり、謂
く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ色界の善心を得するもの、
若しくは色界に生ずるものなり。[七二](四)有るは未來の所造色を成就するにも非ず、亦、
現在の大種をも成就するに非らざるものあり、謂く、諸の異生の無色界に生ずるもの
なり。

[七三]若し未來の所造色を成就するもの、彼は現在の所造色をもなりや。答ふ、應に四句
を作すべし。[七四](一)有るは未來の所造色を成就するも、現在の所造色は非らざるもの
あり、謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。[七五](二)有るは現在の所造色を成就
するも、未來の所造色は非らざるものあり。謂く、卵𣪘に處するもの、若しくは諸の異
生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ色界の善心を得せざるものなり、[七六](三)
有るは未來の所造色をも成就し亦、現在の所造色をも成就するものあり、謂く、諸の
聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ色界の善心を得するもの、若しくは
色界に生ずるものなり。[七七](四)有るは未來の所造色を成就するにも非ず、亦、現在
の所造色をも成就するに非らざるものあり、謂く諸の異生の無色界に生ずるものな
り。

[七八]若し現在の大種を成就するもの、彼は現在の所造色をもなりや。答ふ、是の如し。設

【七一】第三俱是句――

【七二】第四俱非句――

【七三】未來の造色と現在の造色との成就關係。これに四句分別あり。

【七四】第一單句――

【七五】第二單句――

【七六】第三俱是句――

【七七】第四俱非句――

【七八】現在の大種と現在の造色との成就關係。

[64]（四）有るは過去の所造色をも成就するに非ず、亦、現在の所造色をも成就するに非らざるものあり。謂く、阿羅漢と若しくは諸の異生との無色界に生ずるものなり。

過去は已に捨するが故に、現在には色身無きが故に。

[65]【本論】 若し未來の大種を成就するもの、彼は未來の所造色をもなりや。答ふ、未來の大種を成就するもの無きも、未來の所造色を成就するもの有り。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて色界の善心を得するもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者にして無色界に生ずるものなり。

[66]若し未來の大種を成就するもの、彼は現在の大種をもなりや。答ふ、未來の大種を成就するもの無きも、現在の大種を成就するもの有り。謂く、欲・色界に生ずるものなり。

欲・色界に生じて大種を成就せざるもの有ること無きが故なり。

[67]【本論】 若し未來の大種を成就するもの、彼は現在の所造色をもなりや。答ふ、未來の大種を成就するもの無きも、現在の所造色を成就するもの有り。謂く、欲・色界に生ずるものなり。

欲・色界に生ずるものにして、現在の所造色を成就せざるもの有ること無きが故なり。

[68]【本論】 若し未來の所造色を成就するもの、彼は現在の大種をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。[69]（一）有るは未來の所造色を成就するも、現在の大種は非らざるものあり。謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。[70]（二）有るは現在の大種は成

【六四】 第四俱非句――

【六五】 未來の大種と未來の造色との成就關係。

【六六】 未來の大種と現在の大種との成就關係。

【六七】 未來の大種と現在の造色との成就關係。

【六八】 未來の造色と現在の大種との成就關係。
【六九】 これに四句分別あり。第一單句――
【七〇】 第二單句――

謂く、諸の學者の無色界に生ずるものなり。[五七]（二）有るは現在の大種を成就するも過去の所造色に非ざるものあり、謂く、卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に處するもの、若しくは欲界に生じ非律儀非不律儀に住して先に身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。[五八]（三）有るは過去の所造色をも成就し、亦、現在の大種をも成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して先に身・語表有りて失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。[五九]（四）有るは過去の所造色を成就するにも非ず、亦、現在の大種をも非らざるものあり。謂く、阿羅漢と若しくは諸の異生との無色界に生ずるものなり。

[六〇]若し過去の所造色を成就するもの、彼は現在の所造色をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。[六一]（一）有るは過去の所造色を成就するも、現在の所造色は非らざるものあり。謂く、諸の學者の無色界に生ずるものなり。[六二]（二）有るは現在の所造色を成就するも過去の所造色は非らざるものあり、謂く、卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し先に身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。[六三]（三）有るは過去の所造色を成就し、亦現在の所造色をも成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住するもの丶先に身・語表ありて失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

【五七】第二單句――。
【五八】第三俱是句――。
【五九】第四俱非句――
【六〇】**過去の造色と現在の造色との成就關係。**これに四句分別あり。
【六一】第一單句――
【六二】第二單句――
【六三】第三俱是句――

聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住し先に身・語表有りて失せざるもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の學者の無色界に生ずるものなり。

[五〇]若し過去の所造色を成就するもの、彼は未來の所造色をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。[五一](一)有るは過去の所造色を成就するも、未來の所造色は非らざるものあり、謂く、欲界に生じ律儀に住して色界の善心を得せざるもの。若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して先きに身・語表有りて失せざるものなり。

[五二](二)有るは未來の所造色を成就するも、過去の所造色は非らざるものあり、謂く、阿羅漢の無色界に生ずるものなり。[五三](三)有るは過去の所造色も、亦未來の所造色をも成就するものあり、謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて色界の善心を得するもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の學者の無色界に生ずるものなり。[五四](四)有るは過去の所造色をも成就するに非ず、亦、未來の所造色をも成就するに非らざるものあり。謂く、卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し先に身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは諸の異生の無色界に生ずるものなり。

[五五]若し過去の所造色を成就するもの、彼は現在の大種をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。[五六](一)有るは過去の所造色を成就するも、現在の大種は非らざるものあり、

【五〇】**過去の造色と未來の造色との成就關係。**
これに四句分別あり。
さて大正本の婆沙論にては、若は能とあるも、今は發智本文に從つて、若と訂正せり。
【五一】第一單句―
【五二】第二單句―
【五三】第三俱是句―
【五四】第四俱非句―
【五五】**過去の造色と現在の大種との成就關係。**
これに四句分別あり。
【五六】第一單句―。

種は去來を成就せざるなり」と。〔四五〕問ふ、一趣に生じ五趣の諸の業・煩惱を成就するも、而も趣壞に非ざるが如く、此も亦、應に然るべけん。答ふ、異熟果を以ての故に、諸趣の差別を說くも、業・煩惱を以ての故にあらず。然も諸の大種、或は是の異熟果を有するものには、則ち趣壞と及び所依壞との過失有るが故に、彼は難に非ざるなり。

〔四六〕【本論】若し過去の大種を成就するもの、彼は未來の所造色をもなりや。答ふ、過去の大種を成就するもの無し。有るは未來の所造色を成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて色界の善心を得するもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

彼は定んで未來の所造色を成就するを以ての故に。

〔四七〕【本論】若し過去の大種を成就するもの、彼は現在の大種をもなりや。答ふ、過去の大種を成就するもの無し。有るは現在の大種を成就するものあり。欲色界に生ずるものをいふ。

欲色界に生ずるものにして大種を成就せざるもの、有ること無きが故に。

〔四八〕【本論】若し過去の大種を成就するもの、彼は現在の所造色をもなりや。答ふ、過去の大種を成就するものは無きも、現在の所造色を成就するものは有り。欲・色界に生ずるものをいふ。

欲・色界に生ずるものにして、所造色を成就せざるもの有ること無きが故に。

〔四九〕【本論】若し過去の所造色を成就するもの、彼は未來の大種をもなりや。答ふ、未來の大種を成就するものは無きも、過去の所造色を成就するものは有り。謂く、諸の

【四五】特に一趣に生じて他趣の大種を成せざる所以。

【四六】過去の大種と未來の造色との成就關係。

【四七】過去の大種と現在の大種との成就關係。

【四八】過去の大種と現在の造色との成就關係。

【四九】過去の造色と未來の大種との成就關係。

ざるもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の學者の無色界に生ずるものなり。

問ふ、亦、學者の無色界に生ずるものにして、過去の所造色を成就せざるもの有りや。謂く【四一】彼れ先に欲、色界に在りし時、諸の無漏道を未だ起さず、未だ滅せずして、命終して無色界に生ぜば、都て過去の所造色を成就せざらんに、如何にしてか乃ち、若しくは諸の學者の無色界に生ぜしものが、過去の所造色を成就すと說けるや。答ふ、成就するものに依りて是の如き說を作せるなり。卽ち有る學者の先に欲・色界にて、諸の無漏道を已に起し已に滅せしものにつきていふなり。彼は過去の所造色を成就するが故に。有るが說く、「彼は欲・色界に在りし時、必ず已に諸の無漏道を起滅すること、勝進道の如く必ず起して現前す。果に住して命終するもの有ること無きが故に」と。

【四二】**【本論】** 若し過去の大種を成就すれば、彼れは未來の大種もなりや。答ふ、過去・未來の大種を成就するものなし。

【四三】問ふ、何が故に過去・未來の大種を成就するもの無きや。答ふ、彼の大種は、但、爾所のみを成就するの勢力有るに由り、刹那に現在せば則ち成就すること有るも、已滅と未現とには成就する者無ければなり。謂く、諸の大種と成就の得とは、必ず同一世なるをもて、今時彼の得は現在前せざるが故に、成就せざるなり。有るが說く、「大種の習氣は堅ならざるが故に、去來世を成就する者無し。是れ羸劣なる無記性なるを以ての故に。謂く、善惡等の習氣は堅牢なるが故に、去來世を成就する者有るも、劣の無記法は則ち是の如くならず。卽ち善惡等の習氣は極香の花物を暫らくにても執持すれば、洗拭を加ふと雖も、習氣猶、隨ふが如くにして、餘の木石等を執持するに手纔かに放捨せば、此の氣便ち無きが如くには非ず」と。有るが說く、【四四】「若し去・來世の大種を成就するとせば、則ち、一趣にして五趣の大種を成就することゝなる、是の如くんば、一身に卽ち五趣身あり、是(かくのごとく)なれば則ち趣を壞し、所依も亦壞せん。是の如き過を無からしめんと欲するをもて、是の故に、大

【四一】學者にして、先に欲色界に在りし時、諸の無漏道を未だ起さず、未だ滅せずして命終して無色界に生ずるものは、却て過去の所造色を成就せずとは、例せば人、不還果を得し、有漏道を起すとも、未だ無漏道は之を起さず滅せずして命終し無色界に生ずる者の如きをいふ。彼は現住果の無漏道は未だ起さざるが故に成就せず、又、現果を得する以前の無漏道も、得果の時捨するを以てこれも亦成就せず。從て無色界に生ぜし時は、過去の道倶戒卽ち所造色を成就せざればなり。

【四二】過去の大種と未來の大種との成就關係。

【四三】過去・未來の大種を成就するもの無き所以。

【四四】吾人は無始以來三界に輪廻する間に、この五趣の何れへも何時の生かには生じ又は生ずべきことあるべければ、若し過去未來の大種を成就するとせば、現在は人趣に生ずるも、他の四趣の身體をも具するが如きことゝならん。若し爾れば、五趣の別を壞するの過生ずとなり。

ふ。是の如き七種は各ゝ一の四大種の所造なり。

〔三六〕離害生命に復、二種有り。表と無表とをいふ。此の二の各は、一の四大種の所造なり。有餘師の説く、「此の表と無表とは、共に一の四大種の所造なるが故に、彼の問言に、「頗し一の四大種にて二處の色を造るもの有りや。答ふ、有り、謂く、色處と法處、及び聲處と法處となり」といふ。尊者妙音も亦、是の説を作す。阿毘達磨諸論師の言く、「彼の説は理に非ず。一の四大種は、麁細の二果を造る可からざるをもて、是の故に、前の所説者の如きを好しとす」と。

離害生命の表と無表とは各、一の四大種の所造なるが如く、是の如く、乃至離雜穢語も亦、爾り。

不律儀の所攝なるものにも亦、七種あり。害生命乃至雜穢語をいふ。

非二の所攝なるにも、二の七種有り、害生命離害生命、乃至雜穢語離雜穢語をいふなり。此の諸の七種は各ゝ一の四大種の所造なり。是の如き諸の七の各々に復、二有り。表と無表とをいふ。此も亦、各ゝ一の四大種の造なり。餘師の説等につきては、前の如く應に知るべきなり。

〔三七〕第十節　三世の大種と造色との相互成就關係

【本論】　若し過去の大種を成就すれば、彼は過去の所造色をもなりや。乃至廣説。

〔三八〕問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、去・來二世を撥無するもの、及び成就不成就の體は非實有なりと説く者の意を止めて、去・來世と及び成就等は是れ實有の法たることを顯さんと欲するが故に、〔三九〕此の論を作すなり。

【本論】　若し過去の大種を成就するもの、彼は過去の所造色をもなりや。答ふ、〔四〇〕過去の大種を成就するものは無きも、過去の所造色を成就するものは有り。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住するものの先きに身・語表有りて失せ

各ゝに七種ありて、二十一種の表所起の無表あり。表の數も亦之に同じ。

〔三六〕特に律儀・不律儀・非二律儀の表無表と大種との關係。

〔三七〕本節は本章の第八間たる過・未・現の大種と又、過・未・現の造色を成就するとの一一の相互成就關係は如何等を論究する段なり。

〔三八〕造論の目的。

〔三九〕過去の大種と造色との成就關係。

〔四〇〕胎藏中に住する聖者は過去の道俱戒を成就すればなり。

表は、唯、過去の大種のみの所造なるものあればなり。

〔二八〕頗し未來の大種にして、未來の色を造るもの有りや。答ふ、有りとは、謂く、未來の一切の有對の所造色と、隨心轉の無表と、及び有る未來の表所起の無表とは、唯、未來の大種の所造たればなり。

〔二九〕頗し未來の大種にして、過去・現在の色を造るもの有りや。答ふ、無しとは、謂く、果が先にして因が後なるの理無きが故に。

〔三〇〕頗し現在の大種にして現在の色を造るもの有りや。答ふ、有りとは、謂く、現在の一切の有對の所造の色と、隨心轉の無表と、及び有る現在の表所起の無表とは、唯、現在の大種のみの所造爲ればなり。

〔三一〕頗し現在の大種にして過去の色を造るもの有りや、答ふ、無しとは、謂く、果は先きにして因は後なるの理無きが故に。

〔三二〕頗し現在の大種にして未來の色を造るもの有りや。答ふ、有りとは、謂く、有る未來の表所起の無表は、唯、現在の大種のみの所造爲るものあればなり。

〔三三〕諸の隨心轉の無表は、是れ等流、無執受にして有情數の攝たり。彼の能造の大種は、是れ長養、無執受にして有情數の攝たり。諸の表所起の無表は、是れ等流、無執受にして有情數の攝たり。彼の能造の大種は是れ等流、有執受にして有情數の攝なり。

〔三四〕諸の隨心轉の無表に二種有り。一に靜慮律儀の所攝なると、二に無漏律儀の所攝なるとなり。此の各ゝに七有り。離害生命と乃至、離雜穢語とをいふ。靜慮律儀所攝の七種は、共に一の四大種の所造なり。無漏律儀の七種も亦、爾り。

〔三五〕諸の表所起の無表に三種有り、一に律儀の所攝なると、二に不律儀の所攝なると、三に非律儀非不律儀の所攝なるとなり。律儀の所攝なるに復、七種あり、離害生命のと乃至離雜穢語のとをい

【二八】 未來の大種の未來の色を造るもの――

【二九】 未來の大種の、過・現の色を造るは無し――

【三〇】 現在の大種に、現在の色を造るもの――

【三一】 現在の大種は過去の色を造らず――

【三二】 現在の大種の未來の色を造るもの――

【三三】 **諸の無表と表との等流・執受・情數分別。** 此の中、隨心轉（cittānuparivatti）の無表、即ち道倶戒所攝の無表と定倶戒所攝の無表とは、是れ等流(niṣyandika)なりとは、無表は同類因より生ずるが故に等流性なるをいひ、無執受（anupātta）なりとは、無表は表と異りて積聚に非ざるものなるが故に、心々所の所依たること能はざるが故なり。

【三四】 **特に隨心轉の無表と大種との關係に就きて。** これに靜慮律儀（dhyāna-saṁvara)即ち定倶戒に攝せらるゝものと、無漏律儀(anāsrava-saṁvara）即ち道倶戒に攝せらるゝとの二あり。更に此の二に各ゝ七ありて十四種の隨心轉の無表あり。

【三五】 **特に表所起の無表と大種との關係に就きて。** 此に、三種あり、更に、此の

の表所起の諸の無表色は有對等の如く、各々同世の大種の所造なり。第二刹那のものは、若し過・現に在るものは、倶に過去の大種の所造と爲すも、若し未來に在れば、通じて現、未の大種の所造と爲す。後の諸刹那の過と現となるは前の如し。若し未來に在るは通じて三世の大種の所造なりと爲す。所以は何ん。諸の表に依りて發起する律儀と及び不律儀と非二との無表有り、初刹那の頃の表と無表との色は、此等と及び餘の能造の大種と與に、現在に倶滅す。[20]彼れ第二刹那以後に至れば、表と及び大種とは、倶に過去に在るも、諸の無表色は有るは過去に有り、有るは未來に在り、有るは現在に在ればなり。

是を此處に略毘婆沙といふ。

[21]【本論】[22]頗し過去の大種にして、過去の色を造るものありや、未來の色を造るものありや、現在の色を造るものありや。答ふ、皆有り。

[23]頗し未來の大種にして、未來の色を造るものありや、過去の色を造るものありや。現在の色を造るものありや。答ふ、未來のは有るも、過と現とのは無し。

[24]頗し現在の大種にして、現在の色を造るもの有りや、過去の色を造るものありや、未來の色を造るものありや。答ふ、現と未とのは有るも、過去のは無し。

[25]頗し過去の大種にして過去の色を造るもの有りや。答ふ、有りとは、謂く、過去の一切の有對の所造色と隨心轉の無表と、表所起の無表とは、唯、過去の大種のみの所造たればなり。

[26]頗し過去の大種にして、未來の色を造るもの有りや。答ふ、有りとは、謂く、有る未來の表所起の無表は唯、過去の大種のみの所造なるものあればなり。

[27]頗し過去の大種にして現在の色を造るもの有りや。答ふ、有りとは、謂く、有る現在の表所起の無

前のものが後の因たるを現さん爲め。

【一七】論起の因由の第三――大種と造色と必ず同世なりとの主張を破し、異世のものもあるを顯さん爲め。

【一八】**特に造色と大種との同世なるもの。**――諸の有對の造色と、隨心轉の無表色となり。

【一九】**特に造色と大種との異世なるものに就きて。**此は能造の大種又は造色と所造の無表色と相對せし場合を云ふ。

【二〇】彼は大正本に滅とあるも、三本宮本には彼とあるを以て、今、後者に據りてかく訂正せり。

【二一】**過去の大種は、過・未・現の造色を造るものあり。**

【二二】以下の本文は、婆沙は、これを釋を雜えて擧ぐるを以て、今は、發智論より特に本文のみを摘出し置けり。

【二三】**未來の大種は唯、未來の造色のみを造る。**

【二四】**現在の大種には現・未の造色を造るものあり。**

【二五】特に過去の大種の、過去の色を造るもの――

【二六】特に過去の大種の、未來の色を造るもの――

【二七】過去の大種にして現在の色を造るもの――

なりと言ふべし、肉眼・天眼の能見する所に非ざるが故に。此の中、慧*眼に依りて問を作さず。諸法に於て差別無きを以ての故に。

[一三]第九節　三世大種が夫々三世の造色の何れを造るやに就きて

【本論】[一四]頗し過去の大種にして過去の色を造るものありや。乃至廣說。

[一五]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他義を止め、己義を顯さんと欲するが故なり。謂く、有餘部の去來を撥無し、現在世は是れ無爲法なることを說くあり。彼の意を止め、去來有ることを顯し、亦、現在は是れ有爲法なることを明さんと欲すること、廣くは前に說けるが如し。[一六]復、外道有り、世の現喩に依りて、有爲法の後なるは、前なるの因と爲ると執するあり。彼は是の言を作す、現見するに泉水の前なるは、後なるものゝ爲めに逼まりて、其をして涌流せしむ。是の如く諸法は、未來法が逼りて現在たらしむるに由り、復、現在が逼りて過去たらしむるに由るが故に、有爲法の後なるは、前なるの因と爲る」と。今、彼の外道の所說を止め、有爲法は前なるは能く後なるを生ずるも、後なるが前なるの因たるに非ざることを顯さんと欲するなり。爾らずんば、便ち內外の緣起に違はん。謂く、世の父母は應に子より生ずべく、眼・色は應に眼識よりして起るべく、應に無明等は行等より生ずべく、種等は應に芽等よりして起るべく、先に苦樂の報を受けて、後に善惡の業を造り、先に菩提を得て、然る後に修行し、既に未だ作さずして得し、應に已に作して失すべし。若し爾らば便ち解脫の理無からん。[一七]又、大種と造色とは必ず世を同うすると說く者を遮して、世を異にするものも有ることを顯さんと欲するなり。此の因緣に由るが故に、斯の論を作すなり。[一八]——即ち諸の有對の所造の色と、及び隨心轉の無表色とは、何の世に墮在するも、即ち彼の世の大種の造なり。謂く、過去なるは過去なるを造り、現在なるは現在なるを造り、未來なるは未來なるを造るなり。[一九]若し表所起の諸の無表色には、復、三類有りて、造時等しからず。謂く、初刹那

二、有る時は非觸を因と爲して是觸を生じ。
三、有る時は是觸を因と爲して是觸を生ずるなり。

【一二】**極微の可見不可見論。**此に二說あり。
一、尊者妙音——可見說。
二、阿毘達磨論師——不可見說。

*玆に慧眼に依りて問を作さず云云とは、肉眼天眼等の對象の認識力には可見不可見等の制限あるも、慧眼は一切を對象とし得るを以て、可見不可見等の差別なければなりとなり。

【一三】本節は本章の第七問たる過去・未來・現在の大種が、過去・未來・現在の所造色の何れを造るやを論究する段なり。此の中、異世の大種が、異世の造色を作る場合は、無表色に就きて論ずるものなることは云ふ迄もなきなり、從って本節が無表色に關する種々なる論究をも附加するは亦、自然の數なり。

【一四】**造論の因由。**

【一五】論起の因由の一。過未無、現在無爲說を止め過未有、現在有爲說の主張。

【一六】論起の因由の第二——外道の有爲法の後なるが前なるものゝ因となる說を遮し、

し相觸るとせば、寧ぞ一を成じ、或は有分を成ぜざらん。若し相觸れずとせば、擊つ時、應に散ずべく、或は應に聲無かるべし。答ふ、應に是の說を作すべし、極微は互に相觸れず。[七]若し觸るゝとせば、則ち應に或は遍たり、或は分たるべく、遍に觸すれば則ち一體を成ずるの過有り、分に觸すれば則ち有分と成るの失有り。然も、諸の極微には更に細分無きなり。

[八]問ふ、聚色相擊つとき、寧ぞ散ぜざるや。答ふ、風界が攝持するが故に、散ぜざらしむるなり。問ふ、豈に風界は能く飄散せざらんや。答ふ、能く飄散することも有り、[九]壞劫時の如し。能く攝持することも有り、成劫時の如し。

[一〇]問ふ、若し觸れずんば、卽ち相擊つ時、云何が聲を發するや。答ふ、卽ち此の因に由るが故に、聲をして發せしむるなり。若し相觸るゝとせば、如何が聲を發せんや。謂く、諸の極微の體、相觸るゝとは、手等相和し、體應じて相糅むをいふに、中に間隙無くんば、如何が聲を發さんや。

尊者世友、是の如き說を作す、「若し諸の極微、互に相觸るれば、彼は應に住して後の刹那に至るを得べし」と。大德說きて言はく、「實に相觸れず。但、合集する無間に生ずる中に於て、世俗諦に隨つて、假りに相觸ると名くるなり」と。問ふ、[一一]諸の是觸の物は、是觸を因と爲すが故に生ずとせんや。非觸を因と爲すが故に生ずとせんや。諸の非觸物は、非觸を因と爲すが故に生ずとせんや。是觸を因と爲すが故に生ずとせんや。答ふ、有る時は、是觸を因と爲して非觸を生ずるあり、卽ち和合物の正に離散せんとする時をいふ。有る時は非觸を因と爲して是觸を生ずるあり、離散物の正に和合する時をいふ。有る時は是觸を因と爲して是觸を生ずることあり、和合物の復、和合する時をいふ。有る時は非觸を因と爲して非觸を生ずることあり、向遊塵の同類相續するをいふ。

[一二]問ふ、極微は當に可見と言ふべきや、不可見なりや。答ふ、尊者妙音是の如き說を作す、「極微は當に可見なりと言ふべし、慧眼の境なるが故に」と。阿毘達磨の諸論師の言く、「極微は當に不可見

【七】若し觸るゝとせば、應に或は遍たりとは、遍體にて(Sarvātmanā)換言せば全體にて觸れ合ふことをいふ、若し爾らば互に糅合して全く一體と成り已るなり。或は分たるべしとは、卽ち諸極微の一部分が觸れ合ふことを意味するなり。而も、異體の極微は一體となるの理なく、又、極微は部分を有せざる最少物に名けたるものなれば、それが倘觸れ合ふべき部分と然らざる部分を有するといひ得べき義なきを以つて、極微相觸るといふの理は何れよりするも成ぜずといふにあり。

【八】聚色が相擊つ時散亂せざるに就きて。

【九】壞劫の時とは、器・有情世間の滅壞する二十中劫をいひ、成劫時とは同じく器世間有情世間の成立し行く二十中劫間をいふ。倘、これに就きては、次卷の成・住・壞・空論を見よ。

【一〇】極微が相觸れずして而も聲を發するに就きて。

【一一】是觸の物は、是觸を因と爲すか非觸とを因とするかに就きて。此の中に、三種を分別し得。一、有る時は是觸を因と爲して非觸を生ず。

卷の第百三十二（第五編　大種蘊）

大種蘊第五中、緣納息第二之二

第八節[一]　四大種の不轉相論並に極微の觸非觸・可見不可見論等に就きて

[二]問ふ、若し堅なるが不堅なる物へ轉相を作すとせば、諸法は云何が自相を捨せざるや。云何が轉相を作すやといふに、水性の如き軟なるが多に至るとき、凝結して斧斫よりも猶難くなり、金等の性堅なるが、若し炎鑪に置けば、便ち銷けること水の如きなり。是の如き等、豈に諸法は自相を捨するに非ざるや。答ふ、諸の堅物が轉じて不堅と作るに非ず。亦、不堅なるが轉じて堅物と成るに非ず。然も堅と不堅との法は、未來世に住するをもて、若し堅の緣に遇へば則ち不堅法滅して、堅法續生し、不堅の緣に遇へば、則ち堅法滅して、不堅の法續生するなり。餘も亦、是の如くなるが故に、諸法が自相を捨するの過無し。

[三]問ふ、大種等の聚中、間隙有りや不や。設し爾らば何の失ありやといふに、二俱に過有り。若し間隙有れば、寧ぞ相離れざる。間隙若し無しとせば、何ぞ一と成らざるや。答ふ、[四]有るが說く「此に間隙有り。空界が中に於て相雜り住するが故に」と。問ふ、若し爾らば、云何が相離れざるや。答ふ、空界が中に於て能く自らを隱匿し、諸物に於て、相離れずと見せしむればなり。恰も叢中の女、自ら其の身を蔽ふが如し。[五]有るが說く、「此に間隙なし。展轉相逼りて無間に住するが故に」と。問ふ、若し爾らば、云何が一と成らざるや。答ふ、間隙無しと雖も、而も一と成らず。蘊・處・界の三世等の中、間隙無しと雖も、而も一と成らざるが如く、彼も亦、是の如し。又、大種等の自體と作用と、各々異なるが故に一と成るべからざるなり。

[六]問ふ、諸の極微は、互に相觸るゝや不や。設し爾らば何の失ありやといふに、二俱に過有り。若

【一】本節は、前節に於て四大種の種々相を、特に心心所法と區別しつゝ論究せし序いでに、例せば世俗の常識にて濕性なる水が堅性なる氷となるが如き場合も、そは決して四大種が自相を捨するには非ざることを述べ、更に又大種と大種との聚中に間隙ありや等を論じ、次に極微論に移つて、其の觸非觸論、可見不可見論等を詳述する段なり。

【二】有爲法は畢竟自相を捨せざるに就きて。金(堅性)銷けて液體(濕性)となる如き場合にても、有部宗にては、一物が其の堅の性相を捨して、濕の性相を取りしものとは見ず。而も堅法滅し別物なる不堅法が其の緣に隨ひて續生すと見るなり。

【三】大種の聚中、間隙有りや否や。

【四】此に、有りとするものと、無しとするものとの二說あり。大種等の聚中に間隙有りとする說。

【五】大種等の聚中に間隙無しとなす說。

【六】諸の極微相觸るゝや否やの問題。諸極微は相觸れずとするは有部の諸師一般の持說なり。

及び香、味・觸・靑・黄色等の如し。諸の異相有りて而も互に相違するものは、必ず一時に相離れずして起ること無きこと、薪と火と、雹と稼穡と、邏呼と月輪と、藥と病と、明と闇との如きなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第一百三十一

聚中に於て皆得可きが故なり。謂く、[八九]堅の聚中、地界の自相は現に得可きが故に、義、極成する有り。此の聚中に於て、若し水界無くんば、金・銀・錫等は應に銷く可からざるべし。又、水若し無くんば、彼は應に分散すべし。若し火界無くんば、石等相擊つも火應に生ぜざるべし。又、火若し無くんば、能く成熟すること無く、彼は應に腐敗すべし。若し風界無くんば、應に動搖すること無かるべし。又、若し風無くんば、應に增長すること無かるべし。

[九〇]濕の聚中に於て、水界の自相は現に得可きが故に、義極成する有り。此の聚の中に於て、若し地界無くんば、嚴寒位に至るも、應に氷と成らざるべし。又、地若し無くば船等は應に沒すべし。若し火界無くんば應に煖時無かるべし。又、火若し無くんば彼は應に腐敗すべし、若し風界無くんば、應に動搖せざるべし。又、風若し無くんば、應に增長すること無かるべし。

[九一]煖の聚中に於て、火界の自相は現に得可きが故に義の極成あり。此の聚中に於て、若し地界無くんば、燈燭等の焰、應に廻る可からざるべし。又、地若し無くんば、應に物を持すべからず。若し水界無くんば、應に流を生ずべからず。又、水若し無くんば、焰は應に聚るべからず。若し風界無くんば應に動搖せざるべく、又、若し風無くんば應に增長すること無かるべし。

[九二]動の聚中に於て、風界の自相は現に得可きが故に、義極成する有り。此の聚中に於て、若し地界無くんば、觸牆等の障に、應に折迴せざるべし。又、地若し無くんば應に物を持せざるべし。若し水界無くんば應に冷風無かるべく、又、水若し無くんば、彼は應に分散すべし。若し火界無くんば應に煖風無かるべく、又、火若し無くんば、彼は應に腐敗すべければなり。

[九三]問ふ、此の四大種は、其の相各〻異るをもて、展轉相違するや。云何が一時に相離れずして起るや。尊者世友是の如き說を作して言く、「異相と相違との因緣各別なり。諸相異るも、皆必ずしも相違するに非ず。諸の相違せずして相異なる者は、倶時に起りて互に相離れざる容きこと、四大種と

【八九】特に堅物聚中の地水火風の存在の論證につきて。

【九〇】濕聚中に於ける地水火風存在の論證。

【九一】煖聚中に於ける地水火風存在の論證。

【九二】動聚中に於ける地水火風存在の論證。

【九三】**相異なる四大種が一時に不相離に起る所以。**

増減あるに、如何が乃ち「則ち是の如くならず」と言ふや。――心所法は、三界、三性、有漏、無漏の諸心聚中に於て、多なるあり、少なるあるをいふ。答ふ、事等しきに由るが故に、増減すと名けず。若し一心中に、二想一受等有れば、増減すと名く可きも、然も一心中には一想一受等なるが故に、大種と異なればなり。[八二]有るが説く、「大種の體に増減無し」と。問ふ、石等には云何が堅軟等の異りありや。答ふ、大種の勢力に増なると微なると有るが故なり。堅なる物の中の、四大の極微の體數等しと雖も、而も其の勢力は、地の極微増すが如く、乃至動なる物につきて説くも亦、是の如し。恰も一兩の鹽を一兩の麨に和して舌の上に置くに、鹽の識を生ずること猛なるも、麨の識を生ずること微なるが如く、此も亦、是の如し。水と酢と均しく和して舌識を生ずるにつきての喩、[八三]針鋒と鳥翮との身識を生ずるにつきての喩を、廣説するも亦、爾るなり。[八四]問ふ、心々所法も亦、用に増なると微なると有り。[八五]指鬘は利根にして、蛇奴は[八六]鈍根なるが如し。如何にしてか「是の如くならず」と言へるや。答ふ、四大種の如きは勢力麁顯にして、増なると微なるとは、了し易し。是を以て之を説くも、心々所法は則ち是の如くならず。此に由りて大種は相應すと説かざるなり。又、心々所法には皆所緣有るも、四大種には所緣無し。無所緣に非ざる法を相應すと説く可し。所以は何ん。心々所法には、所依有り、行相有り、發悟有るが故に、必ず所緣有り。所緣有るが故に、恒に相應して相離れざるも、四大種は此と相違するが故に、無所緣なり。無所緣なるが故に、相離れずと雖も、而も相應せざるなり。[八七]相離れざるに二種あり。一は大種なり。相離れずして共に一色を造るが故に。二は心々所法なり、相離れずして共に一境を緣ずるが故に。五蘊は復、同じく一身に在りと雖も、此の二事無きをもて、相離れざるに非ず。

是の故に大種を相應すと説かざるなり。

[八八]問ふ、云何にして此の四大種は恒に相離れずと知ることを得るや。答ふ、自相の作業を、一切の

くならずと說く所以。

【八二】 **特に四大種の體に增減無しとする有說。** 體に增減無きも、其の勢力に增なると微なるとあるを認め、種々の難問を會通せんとする說なり。

【八三】 針鋒と鳥翮との身識を生ずる喩とは、針鋒と鳥の羽とを同數相束ねて、これを以て、身體に觸るゝに、針鋒の當る處の身識痛烈なるをいふ。

【八四】 **特に心心所法の用にも增と微とあるも四大種の如くならずと說く所以。** 以下四大種と心々所との區別をも明かにする點あり。注意すべし。

【八五】 指鬘(Aṅgulimālya)が其の體性利根にして、智慧淵遠なることは、增一阿含卷第二、(大正二、頁五五八、中)に出づ。

【八六】 大正本は根鈍とあるも、三本宮本に從ひて鈍根と訂正せり。

【八七】 **特に不相離なるものゝ二種に就きて。** ――大種と心々所法となり。

【八八】 **四大種不相離の論據。** 以下一切の色に、地水火風の四大の相離れずして存することを論述し證示せんとするなり。

の同類因中に、已に廣く分別せしが如し。

第七節 四大種の不相應・增減・不相離性と心々所法との比較[七五]

【本論】[七六]何が故に四大種は、一生・一住・一滅するも而も相應せざるものとし、心心所法が一生・一住・一滅するを說きて相應すると名くるや。答ふ、四大種の如きは、或は滅じ或は增すも、心々所法は則ち是の如くならざればなり。

此の中、生とは、生に生ぜらるゝをいひ、住とは住に住せらるゝと及び異に異せらるゝとをいひ、滅とは滅に滅せらるゝをいふ。

[七七]問ふ、諸の有爲法には、各〻生・住・滅有るに、何が故に乃ち一生・一住・一滅と言ふや。答ふ、因緣有るが故に、各〻生・住・滅有りと說く。謂く、各〻別に諸相の相有るが故に、一相に非ざるなり。因緣有るが故に、一生・一住・一滅と說く。謂く、皆、一刹那の時を離れずして、等しく一時に於て生じ住し滅するが故に。

[七八]問ふ、四大種の體に增減有りや不や。設し爾らば何の失ありやといふに、二倶に過有り。若し增減有りとせば、寧んぞ相離れざらんや。所以は何ん。[七九]若し堅なる物の中には地の極微多く、水・火・風少ければ、地微の隨つて、水と等量なるは雜はるも、餘なれば則ち相離るべし。乃至動なる物につきて說くも亦、是の如し。若し增減無くんば、水と石等の物に、堅・軟等の異りを成ずるを得べからざらん。[八〇]答ふ、應に大種の體に增減有りと言ふべし。問ふ、若し爾らば、云何が相離れずと名くるや。答ふ、增減有りと雖も、而も相離れざればなり。展轉相資けて同じく所作を作すを以ての故に。堅なる物の中には地微多く、水火風少しと雖も、然も水等を離れて、地微は所作事を作すこと能はず。乃至動なる物を說くも亦、是の如し。恰も多くの村邑、共に一事を營むに、人數に多少不同なること有りと雖も、而も互に相須ちて相離るべからざるが如し。[八一]問ふ、心々所の體にも亦、

【七五】本節は、本章の第六問たる所謂る「相應」論に相當するも、實は大種が、心々所法と幾多の類似點を持ち乍ら、而も、相應法と言はれざる所以を、其が增減することある點に歸し、更に、大種は、不相應法であり乍らも、相離れずして起る所以等を論究する段なり。

【七六】**四大種も心々所法も共に一生・一住・一滅するに、後者のみ相應と名くる所以。**

【七七】**諸の有爲法を一生・一住・一滅と說く所以。**

【七八】**特に四大種の體に增減ありや否やに就きて。**これに兩說あり、一は四大種に增減ありとするもの、他は增減無しと說くものとなり。

【七九】若し四大種に增減ありとせば、堅物中には地微多く、他の三少しと言ふことゝなるべく、若し爾らば、四大種を攝持する作用を有するものは、但、水のみなるを以て、地微と水と等量なる限りの地の極微は相雜り相離れざらんも、餘の地微は、攝持するもの無きをもて、相離散すべければなりとなり。

【八〇】以下特に四大種の體に增減有りとする說。

【八一】**特に心々所法の體にも增減あるに、こは四大種の如**

【本論】[六七]意根は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。因とは一因にして、異熟因をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[六八]意根の如く、樂・苦・喜・憂・捨・信・精進・念・定・慧根も亦、爾り。

[六九]大種は未知當知根の與めに幾緣と爲るや。答ふ、所緣と增上となる。所緣とは、諸の大種は苦忍・苦智、集忍・集智と及びその相應根の與めに所緣と爲るをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[七〇]未知當知根は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上とのみなる。增上の義は前說の如し。

【本論】[七一]未知當知根の如く、已知根と具知根とも亦、爾るなり。

[七二]問ふ、大種が處に對する問答に三有るに、何が故に根に對する問答は、唯、二のみなるや。答ふ、彼の造論者の意欲爾るが故なり。謂く、所造の論は、彼の意欲に隨つて而して造論するものなれば、但、法相に違はざらしむれば、其の所以を責むべからず。有るが說く、「此は是れ有餘の說なり」と。有るが說く、「此の中、種々の文、種々の說を現じて莊嚴するは、義に於て解し易からしむるが故なり」と。有るが說く、「此の中には、二門、二略……を現ずるなり……乃至廣說……」と。有るが說く、「諸根は卽ち處の所攝なり。若し處を說けば當に知るべし已に根をも說くことを。是を以て問はざるなり」と。有るが說く、「此の中、廣略漸次すればなり。謂く、初めは四問、次に三、後に二なり。前の廣說に由りて後は准知す可く、繁文を去らんが爲めに、漸く略して說くなり」と。

[七三]問ふ、色法は色法に於て、同類因なること有りや。答ふ、西方諸師と譬喩尊者とは說く、「色は色に於て同類因なること無し」と。對法諸師は說く、「色は色に於て同類因なることあり、前の[七四]雜蘊

【六七】意根は大種の與めに因・增上と爲る。

【六八】大種と樂根乃至慧根との相互相緣關係。

【六九】大種は未知當知根のために所緣・增上となる。

【七〇】未知當知根は大種の與めに增上となる。

【七一】大種と已知・具知根との相互相緣關係。

【七二】問起の意は、大種が眼處乃至法處に對せし時は、例せば、(一)大種は眼處の與めに幾緣と爲るや、(二)眼處は大種の與めに幾緣と爲るやとの三問を提起せるに、今、大種が根に對する時は、第二の根は根の與めに幾緣となるやの一問を省略し前後の二問のみを爲せるのみなるを以て、其の所以を糺さんとするなり。

【七三】色處と色處とは同類因たることありや不や。

【七四】雜蘊は、婆沙第十七卷(毘曇部七、頁三三八)を參照すべし。

因とは七因にして、生等の五と及び倶有と同類とをいひ、所緣とは、大種は身識相應法と及び意識相應法との與めに所緣と爲るをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[五八]法處は法處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と等無間と所緣と增上となる。

因とは五因にして、卽ち相應等の五をいひ、等無間とは、法處の等無間に法處の現在前するをいひ、所緣とは、法處が法處の與めに所緣と爲るをいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[五九]法處は大種の與めは幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは三因にして、倶有と同類と異熟とをいひ、增上とは前說の如し。

[六〇]第六節　大種と二十二根との相緣關係

【本論】[六一]大種は眼根の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[六二]眼根は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となるのみ。

增上の義は前說の如し。

【本論】[六三]眼根の如く、耳・鼻・舌・身・男・女根も亦、爾り。

[六五]大種は命根の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上とのみなる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[六四]命根は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上とのみなる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[六六]大種は意根の與めに幾緣と爲るや。答ふ、所緣と增上となる。

所緣と增上との義は、皆、前說の如し。

【五三】特に意識と六識との相緣關係。
【五四】特に眼等の五識は相互等無間となるや否や。
【五五】根蘊とは、發智論第十四卷、第六中、根蘊納息第一、(大正、二六、頁九九四、上)婆沙第百四十六卷(大正二九、頁七五〇、下)參照せよ。
【五六】意處は大種の與めに因・增上となる。
【五七】大種は法處の與め因・所緣・增上となる。
【五八】法處は法處の與めに四緣と爲る。
【五九】法處は大種の與めに因・增上となる。
【六〇】本節は本章の第五問たる大種と、眼根乃至三無漏根等の二十二根との相緣論を論究する段なり。
【六一】大種は眼根の與め因・增上となる。
【六二】眼根は大種の與めに增上となる。
【六三】大種と耳・鼻・舌・身・男女根との相緣關係。
【六四】大種は命根の與め增上となる。
【六五】命根は大種の與めに增上となる。
【六六】大種は意根の與め所緣・增上となる。

とは、眼識の等無間に眼識現在前するをいひ、增上とは前說の如し。所緣に非らずとは、眼識は唯、色のみを緣ずるに、眼識は色に非ざるを以ての故なり。眼識が眼識の與めにの如く、眼識が耳・鼻・舌・身識の與めにも亦、爾り。眼識は意識の與めに、因と等無間と所緣と增上とに爲る。因とは二因にして、同類と異熟とをいひ、等無間とは、眼識の等無間に意識の現在前するをいひ、所緣とは、眼識は意識の與めに所緣と爲るをいひ、增上とは前說の如し。

[五二]眼識が六識に對するが如く、耳・鼻・舌・身識が六に對するも亦、爾り。

[五三]意識は意識の與めに因と等無間と所緣と增上とに爲る。因とは三因にして、同類と遍行と異熟とをいひ、等無間とは、意識の等無間に意識の現在前するをいひ、所緣とは、意識は意識の與めに所緣となるをいひ、增上とは前說の如し。意識は眼識の與めに、因と等無間と增上とに爲るも、所緣には非ず。因とは三因にして、卽ち同類と遍行と異熟とをいひ、等無間とは意識の等無間に眼識の現在前するをいひ、增上とは前說の如し、所緣に非ずとは、眼識は唯、色のみを緣ずるに、意識は色に非ざるを以つての故なり。

意識が眼識に對するが如く、意識が餘の識に對するも亦、爾り。

[五四]問ふ、眼等の五識は展轉無間に現在前するや不や。答ふ、諸の瑜伽師は說く「眼等の五識は、展轉無間に現在前せず、皆、意識より無間に生ずるが故に」と。阿毘達磨の諸論師の言く『眼等の五識は展轉して皆、無間に起ること得、若し爾らずんば[五五]根蘊の說に違へばなり。彼れに說くが如し、「苦根は苦根の與めに因と等無間と增上と爲るも、所緣に非ず」と』と。

【本論】[五六]意處は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして、異熟因をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[五七]大種は法處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と所緣と增上となり。

與めに四緣と爲る。

【三八】心々所法は大種の與めに因・增上と爲る。

【三九】本節は本章の第五問たる大種と其の所造色としての十一處卽ち眼處乃至法處との相互相緣論を詳述する段なり。

【四〇】大種は眼處の與めに因・增上と爲る。

【四一】眼處は眼處の與めに因・增上と爲る。

【四二】眼處は大種の與めに增上緣と爲る。

【四三】大種と耳處乃至味處との相緣關係。

【四四】大種は色處の與めに因・增上と爲る。

【四五】色處は色處の與めに因・增上になる。

【四六】色處は大種の與めに因・增上となる。

【四七】大種と聲・觸處との相緣關係。

【四八】大種は意處の與めに所緣・增上となる。

【四九】意處は意處の與めに四緣と爲る。これ總相に依る說なり。

【五〇】以下別相に依る意處と意處の相緣關係――意處の別相とは眼識乃至意識の六識を云ふ。

【五一】特に眼識と識乃至意識との相緣論。

【五二】特に耳・鼻・舌・身識と六識との相緣關係。

【本論】[四六]色處は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。
因とは一因にして、異熟因をいひ、增上とは前說の如し。

【本論】[四七]色處の如く、聲・觸處も亦、爾り。
總じて說けば然りと雖も、而も義に異り有り。卽ち大種が聲處の與めに因と增上と爲るといふ、その因とは、五因にして、生等の五をいひ、增上とは前說の如し。聲處は聲處の與めに因と增上と爲るといふ、その因とは一因にして同類因をいひ、增上とは前說の如し。聲處は大種の與めに因と增上と爲るをいふ、その因とは一因にして異熟因をいひ、增上とは、前說の如し。大種は觸處の與めに因と增上と爲るといふ、その因とは七因にして、生等の五と及び倶有と同類とをいひ、增上とは前說の如し。觸處は觸處の與めに因と增上と爲るといふ、その因とは七因にして、生等の五と及び倶有と同類とをいひ、增上とは前說の如し。觸處は大種の與めに因と增上と爲るといふ、その因とは二因にして、倶有と同類とをいひ、增上とは前說の如きなり。

【本論】[四八]大種は意處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、所緣と增上となる。
所緣とは、大種は身識と意識との與めに所緣と爲るをいふ。身識は大種の自相を取り、意識は自相と共相とを取る。身識を取る時、*若しくは一なり、若しくは多なること、廣くは前說の如し。

【本論】[四九]意處は意處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と等無間と所緣と增上となる。
因とは三因にして、同類と遍行と異熟とをいひ、等無間とは、意處の等無間に意處の現在前するをいひ、所緣とは、意處は意處の與めに所緣と爲るをいひ、增上とは前說の如し。此は種類の總相に依りて說けるなり。[五〇]然も意處に六種有り、眼識乃至意識をいふ。此の中、[五一]眼識は眼識の與めに因と等無間と增上と爲るも、所緣とは非らず。因とは、二因にして同類と異熟とをいふ。等無間

に應ぜずとするは婆沙評者の立場なり。所以何んとなれば、先づ器世間の成壞にて有爲法の有爲法たる所以を說く事の不可なるは、第四靜慮の五淨居天の如きは無始以來何等の災に依りても生滅せしこと無きも、而も、これ大種所成なる限り有爲法たるべければなり。こゝに於て有爲法たりとは正に刹那滅に由ると言ふべし。而も有爲法の生滅は一切無因たるべからざることは本節の論起中に纏述せし所より決定すればなりの意ならん、倘可考。

※十一所造色の相緣論

【三一】本節は本章の第二間たる大種と諸の所造色との相緣關係、卽ち、大種が造色の與めに幾緣と爲り、造色が造色の與めに、造色が大種の與めに幾緣となるやを論究する段なり。

【三二】**大種は所造色の與めに因・增上緣と爲る。**

【三三】**造色は造色の與めに因・增上と爲る。**

【三四】**造色は大種の與めに因・增上と爲る。**

【三五】本節は本章の第三間たる大種並に心々所法の相緣論を論述する段なり。

【三六】**大種は心々所法の與めに所緣・增上と爲る。**

【三七】**心々所法は心々所法の**

【本論】[三七]心心所法は心々所法の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と等無間と所緣と增上となる。

因とは五因にして、相應と倶有と同類と遍行と異熟とをいひ、等無間とは、心々所法の等無間に、心々所法の現在前するをいひ、所緣とは、心々所法は心々所法の與めに所緣と爲るをいふ。增上につきては前說の如し。

【本論】[三八]心々所法は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして、異熟因を謂ふ。增上につきては前說の如し。

[三九]第五節　大種並に眼處乃至法處の相緣關係

【本論】[四〇]大種は眼處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生等の五をいひ、增上につきては前說の如し。

【本論】[四一]眼處は眼處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして、同類因をいひ、增上につきては前說の如し。

【本論】[四二]眼處は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、一の增上となる。

增上の義は前說の如し。

【本論】[四三]眼處の如く、耳・鼻・舌・身・香・味處も亦、爾り。

[四四]大種は色處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生等の五をいふ。增上とは前說の如し。

【本論】[四五]色處は色處の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、同類と異熟とをいふ。增上とは前說の如し。

幾關係。

善なると、不善なるとのなり。

【二四】**善業の異熟の大種の二種の相緣關係。**

天と及び人とのなり。

【二五】**天の大種の二種の相緣論。**

欲界天のと色界天のとのなり。

【二六】**色界の大種の四種の相緣關係。**

初禪乃至第四禪のなり。

【二七】**不善の異熟の大種の三種の相緣關係。**

三種とは地獄と傍生と餓鬼との三惡趣の所依の大種をいふ。

【二八】**長養の所依の大種の相緣關係。**

【二九】**耳處乃至法處の所依の大種の相緣關係。**

【三〇】同趣・同地なるも處所に差別ありといふは、例せば欲界地の人趣に、四洲の處所の別あり、色界の初禪に二處乃至第四禪に八處の別あり。此の處所は成劫の時、有情の業力に由りて成立すとせらる。こゝに於て、有人は此の處所と處所との大種は展轉相望むるも何等の因無しと說けり。之に對して若し爾らばこれ等の大種の有爲法なる所以は如何にと問へば、彼は、器世間は成壞するが故に、之等の大種も亦、有爲なりと答ふるやも知れず。されど、斯る說は理

が說く、「因無し」と。評して曰く、此は理に應ぜず應に大種には是た刹那有るべきが故に。謂く、五淨居の所有の大種は無始より、生死未だ起らざるが故に。

諸の所造色の十一種等も、前の大種に准じて、廣く說くこと應に知るべきなり。

第三節　大種並に所造色の相緣關係[三一]

【本論】[三二]大種は所造色の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは五因にして、生因・依因・立因・持因・養因をいふ。增上とは、生を礙えざると、及び唯、無障なるとをいふ。有るが說く、「大種は所造觸の與めに同類因と爲る」と。評して曰く、此は理に應ぜず。大種と所造觸とは同類に非ざるが故に。

【本論】[三三]所造色は所造色の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは三因にして、但有と同類と異熟とをいふ。增上とは、生を礙えざると及び唯、無障なるとをいふ。此は總相の說なり。差別して說くは、前の大種に准じて、理の如く、應に思ふべし。

【本論】[三四]所造色は大種の與めに幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは一因にして、異熟因をいふ。增上とは、生を礙えざると、及び唯、無障なるとをいふ。有るが說く、「造觸は諸の大種の與めに同類因と爲る」と。評して曰く、此は理に應ぜず、造觸と大種とは同類に非ざるが故に。

第四節　大種並に心々所法の相互相緣關係[三五]

【本論】[三六]大種は心々所法の與めに幾緣と爲るや。答ふ、所緣と增上となる。

所緣とは、大種は身識と、彼と相應する法との與めと、及び意識と相應する法との與めに、所緣と爲るをいふ。身識と及び相應法とは、大種の自相を取り、意識と及び相應法とは、自相と共相とを取る。增上につきては、前說の如し。

- 四大種の十一
  - 眼處
    - 右眼
    - 左眼
      - 所長養
        - 善
          - 人
          - 天 ― 欲天・四禪天
        - 不善 ― 三惡趣のもの
      - 異熟生
        - 善
          - 人
          - 天 ― 欲天・四禪天
        - 不善 ― 三惡趣の所依
  - 耳處
  - ……乃至……
  - 法處
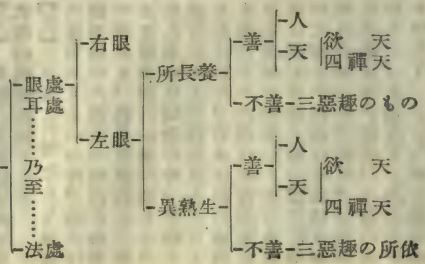
以下此の表示に從つて、其の各々の所依相互の相緣論を略述せんとするなり。

【三一】 **眼處の所依の大種の二種の相緣關係。** 左眼と右眼との所依の大種に就きて述ぶ。以下眼處の所依の大種を細分し、其の相互相緣關係を述べ、他の十處をも推知せしむるにあり。

【三二】 **更に左眼の所依の大種二種の相緣關係。** 所長養なると、異熟なるとのなり。

【三三】 **異熟の大種の二種の相**

り、右の所依の與めに、但、一の増上となる。右は右の所依の與めに因と増上とに爲り、左の所依の與めに但、一の増上となる。[二二]左眼の所依の大種に、復、二種有り。所長養なると及び異熟生なるとをいふ。長養なるは長養なるものゝ與めに因と増上とに爲り、異熟生の與めに、但、一の増上となる。異熟なるは異熟なるものの與めに、因と増上と爲り、所長養のものの與めに、但、一の増上なる。

[二三]異熟の大種に復、二種あり、善業の異熟と及び不善業の異熟とをいふ。善業の異熟は、善業の異熟の與めに因と増上と爲り、不善業の異熟の與めに但、一の増上となる。不善業につきて説くも亦、爾り。

[二四]善業の異熟の大種に復、二種有り。天と及び人とをいふ。天は天の與めに因と増上と爲り、人の與めに但、一の増上となる。人につきて説くも亦、爾り。

[二五]天の大種に復、二種有り、欲界と及び色界とをいふ。欲界は欲界の與めに因と増上と爲り、色界の與めに但、一の増上となる。色界につきて説くも亦、爾り。

[二六]色界の大種に復、四種あり。初靜慮乃至第四靜慮をいふ。初靜慮は初靜慮の與めに、因と増上と爲り、餘の靜慮の與めに、但、一の増上となる。乃至第四靜慮につきて説くも亦、爾り。

[二七]不善業の異熟の大種に復、三種有り。地獄と傍生と餓鬼とをいふ。地獄は地獄の與めに因と増上と爲り、餘の二の與めに、但、一の増上となる。傍生と餓鬼とにつきて説くも亦、爾り。

[二八]異熟につきて説くが如く、長養も亦、爾り。左につきて説くが如く、右も亦、爾り。

[二九]眼處の所依の大種につきて説けるが如く、乃至法處の所衣の大種につきても亦、爾り。此の中、異るものをいへば、五は外處なるをいふ。自身と他身と、情と非情等に差別有るも應に思ふべし。

[三〇]問ふ、同趣同地にして處所に差別あるものを、展轉相望むるに因有りとせんや不や。答ふ、有る

【一七】論起の所以としての内外の諸法縁起説　縁起に愚かなるものが縁起法とは十二因縁法のみなりと思ふを止めて縁より生ずる所の一切の法を縁起と稱することを顯さんが爲めなりと。

【一八】本節は、本章の第一問たる諸の大種が相互、幾くの縁と爲るやを詳論せんとする段なり。

【一九】大種は大種の與めに因・増上縁と爲る。　此は四大種の相縁關係を總じて述べしものなり。

【二〇】四大種十一種の相互相縁論。　以下四大種の別論としての相縁關係を述ぶるにあり。扨て大種は其れ自體としては、唯、觸處の攝の四のみなるも、若し其の造色の所依となるものを見るとなれば、造色の分類せらるゝ丈、又、其の所依たる大種をも分別し得るなり。此れ四大種の各別論の起る所以なり。先づ眼等の造色が十一種なるに從つて其の所依たる大種も亦十一種あり。其の中一眼處の所依にも、左眼の所依と右眼の所依とあり、今之を左眼の所依なる大種に就きて略示せば次の如し。

說くが如し、「色は是れ無常、色の因緣も亦、無常の性なり。無常所起の色は云何にして常ならんや」と。諸の有爲性、羸劣なるに由るが故に、自ら起ること能はず。卽ち彼れの力の能く自ら生ず可き無きをいふ。自ら生ぜざるに由るが故に、他を藉りて起るなり。要ず緣力を假りて方に生ずることを得るが故に。他緣を藉るに由るが故に、作用無きなり。謂く、法には是の念言――「我れ應に誰に作し、誰は我をして作さしむべし」と――を作さんと欲するもの無し。作用無きが故に、則ち自在――卽ち――謂く、「我れ起ること勿からん、我、滅すること勿らん」と――無し。中に、諸の有爲法は自在ならざるが故なり』と。[一七]有るが說く、「諸の緣起に愚かなるものを遣らんが爲めの故に、斯の論を作すなり。緣起に愚なるものとは、彼は、無明は行に緣たり、乃至生は老死に緣たりと說くを聞きて、便ち、唯、此のみが是れ緣起の法なりと謂ふものをいふなり。今は決定して、緣より生ずる所の內外の諸法は、皆是れ緣起なることを顯示せんと欲するなり」と。

此等の緣に由るが故に、斯の論を作るなり。

[一八]第二節　大種各自の相緣關係に就きて

【本論】[一九]大種は大種の與めに、幾緣と爲るや。答ふ、因と增上となる。

因とは二因にして、倶有と同類とをいふ。倶生するを互に相望むるに、倶有因と爲り、前生は後生の與めに同類因と爲ればなり。增上とは、生を礙えざると、及び唯、無障なるとをいふ。此は種類の總相に依りて說く、[二〇]然も四大種には、十一種有り、謂く、眼處の所依の大種と、乃至法處の所依の大種となり。眼處の所依は、眼處の所依の與めに因と增上とに爲り、餘の所依の與めに、但一の增上となる。乃至、法處の所依は、法處の所依の與めに因と增上と爲り、餘の所依の與めに但、一の增上となる。

[二一]眼處の所依の大種に、復、二種有り、左と右とを謂ふ。左は左の所依の大種の與めに因と增上とに爲

【一六】行の相に異りありとは、行には、有漏なるあり、無漏なるあり、相應なるあり、不相應なるありてかく行の相には異りあるも、無明は、唯、三界の無知にして唯、有漏の相應法なるが故にかく言へるなり。
【一七】**特に、尊者の緣性假立論。**（婆沙第五十五卷の大德の所說と意同じ、同一人の說ならん）
【一八】**有部の緣體實有論。**以下の有部の所論は婆沙第五十五卷（毘曇部九、頁二二六七）以下の文と大同小異なり、就きて見るべし。
【一九】四緣は一切法を攝するに就きて。
【二〇】緣性と諸法甚深の義。
【二一】緣性による三菩提の施設。
【二二】因緣性と三品の慧の施設。
【二三】尊者妙音の緣實有說。
【二四】**緣實有說よりの譬喩者所引の經の會通。**
【二五】こは譬喩者が行の相に異りあるも、無明は一相なり。如何が一相の無明が異相の行を生じて而も、緣は是れ實ならんや」に對するもの。
【二六】**特に有爲法羸劣にして衆緣を藉るべきに就きて。**

聞菩提を得するをいふ。又、〔一二〕因縁性實有に非ずんば、應に三品の慧有りと施設せざるべし、謂く、下品の慧は應に常に下品なるべく、中は應に恒に中たるべく、上は應に恒に上なるべし。實の緣力の增減せしむるもの無きが故に。若し爾らば、便ち師と徒との、敎へと習ふことと無く、又、師と徒との性に應に改轉無かるべし。〔一三〕尊者妙音も亦是の說を作す、「若し緣が實に非ずんば、師は弟子の覺慧を轉じて、下をして中作らしめ、中を轉じて上作らしむべからず。修習の緣の增長せしむるもの無きが故に。師が徒を敎誨するも應に成ずるを得ざるべし。師は應に常に師たるべく、弟子も亦、爾り」と。

是の如き等の所說の理に由るが故に、緣の自性は決定して實有なることを知るなり。

〔一四〕問ふ、若し緣實有なれば、當に云何が譬喩論師所引の經義を通ずべきや。答ふ、〔一五〕無明は一なりと雖も、作用に多有り。多の用、緣と爲りて異相の行を生ず。〔一六〕有爲法は衆緣に隨託するを以て、無量の門有り、作用別なるが故に。譬へば一士にして五の能力ありて而も相違せざるが如し。彼れも亦、是くの如し。有るが說く、「諸の有爲法の自性は羸劣なるをもて、自ら起ること能はず、必ず他緣を藉る。實の作用無く、自在有ること無きことを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり」と。此の中、自性とは、法の自體をいふ。或は云く、「此は所生の諸法の自性の羸劣なることを顯す。羸劣なるを以ての故に、有るは四緣、或は三、或は二緣を藉りて、方に生起することを得る有るも、倘、法にして一緣を藉りて生ずるものすら有ること無し。況んや藉る所無きをや。羸病者の、必ず若しくは四、若しくは三、若しくは二の所倚・任緣を假りて、而して起轉するを得るも、倘、一を假りて起轉するもの無きが如し。況んや全く假らざるをや」と。或は云く、『此は能生の因緣の自性の羸劣なることを顯す。羸劣なるを以ての故に、或は四、或は三、或は二が相資けて、方に能く法を生ずるなり。恰も羸劣者が或は四、或は三、或は二を相假りて、能く一事を辦ずるが如きなり。契經に

第五句・第六句は、(十二)欲・色界繫の色と欲色界繫の大種と造色との同異と、(十三)三世の色と三世の大種と造色との同異論とを表はし第七句(十四)四の體とは四大種の體相用を顯示するもの(十五)攝と識との門とは、地等と地界等とが十二處中の何れに攝し、且つ六識中の何の識に識らるゝやを論ずるものなり。以上の外、婆沙に於ける本章の內容として最初に、大種蘊に就きて總じて論述を作す所以を述べると、最後に、器世間と、有情世間との成と壞との種々の場合の論究を附加せしこととは、注意に價す。

【二】本節は、本章の總體の謂はゞ、序論として、抑々大種蘊に就きて迦陀衍尼子が多くの論題を提起せし所以を毘婆沙師の立場より種々說明せんとするを目的とする段なり。

【三】是の如き等及び解章の義云云は、例の通り、發智本納息の諸科段の提示を頌文に於てし之を解釋するを意味す。之に就きては、註第一參照のこと。

【四】論證の所以としての緣體實有說。

【五】以下譬喩者の緣性非實論。

第二章[一]　大種並に諸の造色の相緣相成等の論究

（附、世間の成壞に就きて）

大種蘊第五中、緣納息第二之一

第一節[二]　大種蘊論述の所以

【本論】　大種は大種の與めに幾緣と爲るや。

[三]是の如き等の章及び解章の義、既に領會し已りぬ。當に廣く分別すべし。

[四]問ふ、何が故に此の論を作せるや。答ふ、[五]譬喩者の所說を止めんと欲するが故なり。彼は說く、「緣性は實有の法に非ず」と。問ふ、彼は何が故に是の說を作せるや。答ふ、契經に依るが故なり。契經に說くが如し、「無明、行に緣たり」と。[六]行の相に異有るも、無明は一相なり。如何が一相の無明が緣と爲りて異相の行を生じ、而も緣は是れ實ならんやと。[七]尊者も亦說く、「緣とは是れ諸師の假立の名號にして、體は實有に非ず」と。亦、[八]是の如き所說を遮止して、諸の緣の體は是れ實有なることを顯示せんが爲めなり。[九]若し諸の緣性が實有に非ずんば、則ち一切法は皆實有に非ざらん。因緣は一切の有爲法を攝し、等無間緣は過去・現在の阿羅漢の最後の心聚を除く餘の心々所法を攝し、所緣々・增上緣は一切法を攝するを以ての故に。又、[一〇]若し緣性實有に非ずんば、應に諸法の甚深を施設すべからず。謂く、因緣に依らずして觀察せば、則ち諸の法性は麁淺にして知り易きも、若し因緣を以て觀察すれば、則ち甚深の義、四大海に過ぎ。唯、佛のみ能く知り、餘の測る所に非ざるなり。[一一]又、若し緣性が實有に非ずんば、應に三菩提の有ることを施設せざるべし。即ち、上智を以て因緣を觀ずるが故に、佛菩提を得し、中智を以て觀じて獨覺菩提を得し、下智を以て觀じて聲

【一】本章は發智の大種蘊第五中、緣納息第二の初頭に掲ぐる頌即ち

大造心處根　相對緣有幾
相應、造三世　世界辯成緣
大種與造色　界世爲同異
四體・攝識門　此章願具說

を、其の主なる內容として論究するものなり。今、其の意味を略示せば次の如し。右八句中、初の二句は、嚴密には、大と大とを相對し、大と造と相對し、大と心と、又、大と處と、大と根と相對して、緣は幾く有りやと讀むべきものにして、從つて、(一)大種相互相緣論、(二)大種と造色と、(三)大種と心々所法と、(四)大種と十二處と、(五)大種と二十二根との相互相緣論を意味するものなり。次句の、(六)相應とは心々所の相應なると、四大種の不相應にして增減するも不相離なるとの比較的論究をいひ、(七)三世を造るとは三世の大種が三世の造色を夫々造るや否やの論究なり。第四句は、(八)世即ち三世の大種と造色との相互成就論と(九)相緣論(十)並びに界即ち欲・色界繫の大種と造色との相互成就論と(十一)相緣論とを意味す。

[一九]て道諦に證入し、後、食を受け已りて滅諦に證入すればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて集を捨して道に入り、後に食を受け已りて苦を捨して滅に入ればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて諸漏を超越し、後に食を受け已りて順漏法を超ゆればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて四瀑流を超え、後に食を受け已りて順流法を超ゆればなり。流と順流とを超ゆるを說きて差別するが如く、是の如く、扼と順扼と、取と順取と、身繫と順身繫と、諸蓋と順諸蓋とを超ゆるを說きて差別することも亦、爾り」と。有るが說く、[二〇]「初めに食を受け已りて二魔——煩惱魔と自在天とをいふ——を摧破し、後、食を受け已りて亦、二魔——蘊魔と死魔とをいふ——を破すればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて有餘大涅槃界に入り、後に食を受け已りて無餘大涅槃界に入ればなり」と。

佛は是の如き種々の因緣に依りて、二種の施果に差別無しと說けるなり。

の有爲の法を捨するをいふ。

[一九] 道諦に證入し云云とは、無上正等菩提を證得して佛陀と成るは、即ち八正道（道諦）に證入することに外ならず、亦無餘涅槃に入るは即ち滅諦に證入することとなるをいふ。

[二〇] 特に此の二施食時に四魔を捨すとなす有說。

遮せんと欲するが故なり。[一五]彼の經に說くが如し。「佛、阿難に告ぐ、若し彼の准陀工巧の子が、或は他の所引により、或は自らの尋思により、施食中に於て、變悔を生ぜば、難得の事に於て、便ち爲めに得せざらん。難得の事とは、所謂諸佛、將に涅槃せんとする時の最後の供養なり。彼れ若し變悔を生ぜば、汝、便ち應に[一六]六處を以て之に勸喩すべし、――謂く、施食の因緣は能く[一七]長壽と色力と樂と譽と富と貴と臣僚とを招く、我れ世尊より親しく是の事を聞きぬ。「施食にと二の果の差別無きものあり、一は菩薩が彼の食を受け已りて無上正等菩提を證得するもの、二は如來が彼の食を受け已りて、無餘大涅槃界に入るとなり」――と。復、應に彼の准陀に告ぐべし。「當に知るべし、施食中に於て、若し變悔を生ぜば、汝は是の如き難得の事の中に於て、便ち爲めに得せざること、恰も、菩薩が將に成佛せんとする時、乳糜を奉施せしによりて生ずる所の勝福を失するが如けん。愼んで變悔すること莫れ」と。此に由るが故に、二果に別無しと言ふなり』と。有るが說く、「二時、俱に能く離染の身を資益するが故なり。謂く、食は消化する時に於て、能く食事を作す。佛が後夜に於て正覺を成ぜし時、彼の食消化せり。正覺を成ぜしが如く、涅槃も亦、爾り。故に二の施の果に差別無しと說けるなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて佛法を證得し、後、食を受け已りて佛法を受用すればなり。得修と習修の說も亦是の如し」と。有るが說く、「初め食を受け已りて便ち一切の靜慮・解脫・等持・等至に入り、後、食を受け已りて亦、一切の靜慮・解脫・等持・等至に入ればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて煩惱の河を渡り、後に食を受け已りて生死の河を渡ればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已りて煩惱の海を涸し、後、食を受け已りて生死の海を涸す。是の如く、煩惱の樹を拔くと生死の樹を拔くと、煩惱の山を破ると生死の山を破ると、煩惱の依を越ゆと生死の依を越ゆとを說くも亦、是の如し」と。有るが說く、「初め食を受け已りて[一八]集諦を棄捨し、後、食を受け已りて苦諦を棄捨すればなり」と。有るが說く、「初め食を受け已り

【一五】前揭の長阿含第三遊行經等を見よ。

【一六】六處とは一般には、眼等の內の六處、又は色等の外の六處を指すを恒とするも、而も茲にては、あらゆる方便を盡してと云ふ位の意なるべし。

【一七】以下の讀方に種々あらんも、巴利長部十六(Mahāparinibbāna-s)にては、壽命(āyu)と色(vaṇṇa)、樂(sukha)名譽(yasa)天(生天)(sagga)等(ādi)を招くことを得るとありこれを、漢譯長阿含第三遊行經(大正一、頁十八、下)を見るに、「今者周那爲護大利、(1)爲得壽命、(2)得色、(3)得力、(4)得善名譽、(5)生多財寶、(6)死得生天所欲自然……」とあり。然るに、根本說一切有部毘奈耶雜事卷第三十七卷を見るに、「準陀(1)爲長壽業、(2)爲多力業、(3)爲美貌業、(4)生天業、(5)財食業、(6)貴勝業、(7)眷屬業、悉皆增長、……(三本宮本に依る)……」とありて、其の記述同じからざるを以て、三者を比較の上かく譯し置けり。

【一八】集諦を棄捨すとは、こゝにては、苦果の因緣としての煩惱を斷ずるを意味し、苦諦を棄捨すとは、苦果として

にて施すべしと」と。有るが說く、「長者は佛恩を荷ふが故に、彼は是の念を作す、我れ佛法に依りて忍智を獲得し、金剛杵の劍もて〔一〇〕二十の身見の峯を摧破し、無邊の惡趣の根本を斷截し、有の邊際と作り、定んで涅槃に趣き、四諦中に於て慧眼淸淨となり、五下分結を盡し、欲の淤泥より出づ。故に我は佛弟子に於て、心、不平等にして惠施を行ずべからずと」と。有るが說く、「長者は、自ら得せし所の覺慧堅牢にして轉ずべからざることを顯すが故に、彼れ是の念を作す。我が慧、堅牢なるをもて、豈に天の言に隨ひて、輕く轉變有らんや。故に僧衆に於て、施心平等なること、已は是の如しといふを顯さんが故に、來つて佛に白せしなり」。

〔一一〕契經中の如し、「佛、慶喜に告ぐ、施食に、二のその果に差別無きものあり、一に菩薩が彼の食を受け已りて、無上正等菩提を證得するもの、二に如來が彼の食を受け已りて、無餘大涅槃界に入るものなり」と。

〔一二〕問ふ、初の受食者は、貪・瞋・癡あり、後の受食者は、貪・瞋・癡を盡すに、何に緣りてか、施の果に差別無きや。答ふ、思と及び田とに、偏に勝るるもの有るに由るが故に、佛は偏に勝るゝに依るをもて、果に差別無しと說けるなり。謂く、初め〔一三〕難陀、難陀跋羅の姉妹二人は、菩薩は十六轉の甘味の乳糜を受けて、必ず當に無上等覺を成ずるを得べしと說くを聞きて、歡喜・踊躍し、殊勝の思を發し、持ちて乳糜を上げ、菩薩に奉施す。菩薩食し已りて、卽ち是の夜に於て魔軍を降伏して、等正覺を成ぜり、女等聞きて倍す喜び、更に勝思を起せりといふ。彼の施せし所の田は、殊勝に非ずと雖も、思勝るゝに由るが故に、能く勝果を招けり。〔一四〕准陀は、佛、將に涅槃せんとする時に於て、佛の身形に少しく衰變せる如きものを見、又、久しからずして必ず涅槃に入るを聞き、戀慕に堪えず、其の心擾亂せしをもて、殊勝の思願、現前すること能はざりしも、然も勝田に由りて能く勝果を招けり。佛は此に依るが故に、差別無しと說けるなり。有るが是の說を作す、「准陀の變悔心を

〔一〇〕二十の身見卽ち二十の薩迦耶見に就きては、婆沙第八卷の初頭(毘曇部七、頁一四一)を參照せよ。

〔一一〕**二の施食に無差別の大果を得する**　一は成道直前の菩薩への施食。二は入滅直前の如來への施食なり。此の事を記する契經は多しと雖も、長阿含第三遊行經、大正一、頁一八、Dīgha N. 16 Mahāparinibbāna suttanta 及び根本說一切有部毘奈耶雜事卷第三十七、(大正二四、頁三九〇、下)等に詳しき故に就きて見るべし。

〔一二〕**二施食に差別無き所以。**以下、實に十四の異說を擧ぐ。

〔一三〕難陀、難陀跋羅の姉妹に就きては、婆沙百〇三卷(毘曇部十二、頁七六)を參見せよ。

〔一四〕准陀(Cunda)は周那とも純陀とも音譯さる。精しくは Cunda-kammāraputta といひ、波婆(Pāvā)の鍛工の子なり。佛、彼が所有の菴婆林に入るや、請じて栴檀樹耳(或は子豚の肉ともいふ)の食を奉りしに、佛、下痢を患ふ。純陀、大いにこれを憂ひしを以て、佛は之を慰めて純陀は佛に最後の供養をなせる者なるを以て種々の大功德を積めりと云へりと。

我が飲食を施すは飢渇を除かんが爲めなり。阿羅漢が我が施を受けて已に飢渇を除き得るが如く、具縛の異生も我が飲食を受くれば、亦、復、是の如し。此に於て不等の心にて施す宜きこと無し」と。有るが說く、「長者が僧に飲食を施す本意は、但、他を饒益せんが爲めの故なり。彼は是の念を作す、我が飲食を施すは、他を饒益せんが爲めにして、自利を欲せず。阿羅漢が我が飲食を受けて得る所の饒益の如く、毀戒のものも亦然り。是の故に我今應に等心もて施すべきなり」と。有るが說く、「長者は愛恚を避けるが故に、彼は是の念を作す、若し不等に施せば、僧は或は我に於て愛恚の心を起し、此に由りて當に不如意の果を招くべく、我れ卽ち彼に於て便ち怨讎と作らん。若し爾らば何ぞ名けて眞淨の施主と爲すを得んや」と。有るが說く、「長者は佛の教へに隨ふが故に、彼れ是の念を作す、如來は常に、若し一補特伽羅に於ても偏心もて敬養せば、五の過失有りと說く、若し一失有ることすら尙、爲すべからず。何に況んや五あることに於てをや」と。有るが說く、「長者は報を望まざるが故に、彼は是の念を作す、施果の異熟は、唯欲界のみにて受く。我れ若し命終せば、當に色界に生ずべし。施果、我に於て便ち無益ならん。設ひ當に益有りとするも、尙、希求せず。況んや、復益無きをや。故に我は但、應に平等心もて施すべし」と。有るが說く、「長者は出家を敬ふが故に、彼れ是の念を作す、我は欲染を離れて不還果を得るも、猶、居家と眷屬と珍財とに於て棄捨すること能はず。諸の出家は、具縛なるもの有りと雖も、而も居家・眷屬・財產に於て能く棄て能く捨し、能く積集せず、佛の禁戒を受けて盡壽に修行し、純一圓滿に、清淨に梵行す。設し失念有りて戒を毀犯すれば、深く慚恥を生じ、常に清淨ならんことを希へり。若し居家に在れば、是の如くすることと能はざるが故に、我は此に於て應に等心に施すべし」と。有るが說く、「長者は儀相を重んずるが故に、彼れ是の念を作す、諸の出家人は剃髮し染衣をき、儀相、佛と同じにして、持戒も破戒も、倶に世間をして瞻覩せしめ、福を生ぜしめ、爲めに福田と作るが故に、我は中に於て應に等心

亦、[六]餘の經有りて、勝義の向を說く、『世尊、婆柁梨に告げて言く、「若し苾芻有り、是れ俱解脫ならんに、我れ設し彼に告げて、汝、來つて身を以て、此の濘渠に於て、我が爲めに、彴(まるきはし)と作れといはんに、婆柁梨よ、聽け、汝の意に於て云何ん。彼の苾芻は我が命を聞きて拒逆せんとするや不や。將に登躡せんとする時、退避すとせんや不や。正に踐踏する時、轉側せんとするや不や」と。婆柁梨の曰く「不なり」と。世尊は復、婆柁梨に告ぐ、俱解脫を置く。若し苾芻有り、是れ慧解脫ならんに、我れ設し彼に告げて……乃至廣說……、復、慧解脫を置きて、身證に於て說き、復、身證を置きて、見至を說き、復、見至を置きて、信勝解を說き、信勝解を置きて隨法行を說き、隨法行を置きて隨信行を說くに、佛問ひ、彼れ答ふること一一前の如し』。有るが說く、「此の經も亦、世俗の預流果向を說くなり、見道中にて佛の語義を聽受すること能はざるを以ての故に」と。評して曰く、此の中には勝義の向を說くとするを、理に於て善と爲す。隨信行・隨法行と說くを以ての故に。問ふ、見道に住する時、能く聽受すること無し、佛の[七]語義なりとも異心無きが故に。如何が世尊は言を以て彼に告げんや。答ふ、世尊は彼の志樂に依りて說けるなり。是の如き事を分別爲すこと無きが故に。假りに見道に在りて異分心有りて、能く如來の此の言義を受くれば、必ず見道を捨てゝ、佛の勅する所の事を作さんといふ意なり。佛の意は、婆柁梨を呵責して、「見道中に住するものすら、倘、我が命に從ふ、況んや汝、一切の功德を遠離して、而も我が所に於て違逆心を生ぜんや」と言ふにあり。是の故に、此の中には勝義の向を說けるなり。

[八]問ふ、長者は何が故に天の語を聞くと雖も、猶、僧中に於て平等心もて施せしや。有るが說く、『僧衆は皆、是れ長者の[九]一揵椎の聲の召集する所なるが故に、彼は是の念を作す。「此は皆、是れ我が一揵椎の聲の召集せし所なるをもて、此に於て不等の心にて施す宜(べ)きこと無し」』と。有るが說く、「僧衆が此の飲食を受くるとき、皆、飢渴を除くに差別あること無きが故に、彼れ異の念を作す、

【六】特に、勝義の預流向を說く經に就きて。

【七】大正本には說義とあるも、三本宮本に語義と有り、今は後者に據れり。

【八】長者が、天の語を聞くとも、猶、平等心にて施食せし所以。

【九】揵椎(Ganṭā)とは「カンチ」とも「ケンスイ」とも音讀す。打木、聲鳴木板、木魚などにして、打つて聲を作すものゝ通稱なり。出頭などの合圖をなすに用ひらるる。

大種蘊第五中、大造納息第一之五

[一]第十八節　特に施食に關する經文の解釋（續き）

[二]契經に說くが如し、「鄔揭羅長者、佛に白して言く、世尊よ、我れ一時に於て、自ら手に杓を執り、僧に飲食を施せし時、天神有り、空中より我れに語る、長者よ、當に知るべし、此は阿羅漢果なり、此は阿羅漢向なり、此は不還果なり、此は不還向なり、此は一來果なり、此は一來向なり、此は預流果なり、此は預流向なり。此は持するもの此は犯すものなりと。我れ爾の時に於て、彼の語を聞くと雖も、自ら省みて不平等心有ること無きをもて、僧衆中に於て、等心にして施せり」と。

[三]問ふ、彼の天神とは是れ誰れと爲すや。復、何の因緣により來りて長者に語りしや。答ふ、有るが是の說を作す、「是れ魔衆天にして、爲めに長者の善品をして留難せんと欲せしなり」と。有るが說く、「是れ鬼にして、虛誑の言を以て、長者を惑亂せしなり」と。有餘師の說く、「彼は是れ長者の常に祭る所の天なるが故に、空中に來りて長者に福田の差別を示導せしなり」と。

有餘は復、言く、「彼は是れ長者の過去の親屬にして、天中に生在し、誠實の言を以て長者を汲引せしなり」と。[四]問ふ、若し是れ長者の過去の親屬なれば、預流向に於て云何にして能く知るや。[五]答ふ、預流向に二種あり、一には世俗、二には勝義なり。順決擇分を得せしを名けて世俗と爲し、已に見道に入るを名けて勝義と爲す。世俗の向に住するは是れ彼の天の境なり。若し勝義の向なれば、舍利子等も尙、盡く知ること能はず。況んや彼の天等をや。彼の天の示す所は、但、是れ世俗なり。能く長者の施す所の食を受くるが故に。

【一】本節は內容上全く前節の續きなるも、卷別に從つて分節せしのみ。
【二】平等心もて僧衆に施食せし長者の事を說く經文の解釋。
【三】本經中の天神とは誰か、何ぜ語りしかに就きて。
【四】預流向を他が認知し得るや否やに就きて。
【五】特に、世俗と勝義との預流向に就きて。

す。前問の、施す可きや施す可からざるやとは、意には能く受くるや、受くること能はざるやを問ふものなるが故なりと。」

阿毘達磨大毘婆沙論巻第百三十

(七九)問ふ、佛が舍利子に施すと、舍利子が佛に施すと、此の二施の福の何れを多と爲すや。答ふ、諸(もろびと)有の、果をして思の勝るに由らしめんと欲する者、彼は說く、「佛の施福多し」、佛の施の思は、現前する位に於ても、舍利子等は尙、知ること能はざるを以てなり、何ぞ況んや能く及ばんや」と。諸有の果をして田の勝るに由らしめんと欲する者、彼は說く、「舍利子の施福多し、佛は福田として三界中最勝なるが故に」と。

(八〇)問ふ、預流果向には施す可しとせんや不や。若し施す可しとせば、前の經に何が故に說かざるや。若し施す可からずとせば、餘の經の所說を復、云何が通ぜんや。經に說くが如し。

　四向と四果とは　　施す者は大果を獲ん
　戒・慧・等持を具するものに　　是れ眞の福田の僧なり

と。有るが說く、「施す可し。謂く、衣服等にして、諸の飲食に非ず」と。問ふ、若し施す可くんば前の經に何が故に說かざるや。答ふ、前所引の經は、飮食を施すものゝみを說くも、衣服等を施すものに非ざるをもて、是の故に說かざるなりと。有るが說く、「此の向にも亦、食を施す可し。但し攝取すること有るも而も受用すること無し。謂く、毘訶羅中(八一)、見道に入る者有らば、餘人は爲めに所施の食分を受くるなり。或は將に食時見道に入ることあらんとするものあり、施主食を以て其の膝の上に置き、或は復、曼荼羅中に安置するなり」と。問ふ、前所引の經は、何が故に說かざるや。答ふ、彼の經は唯、能く受用するものゝみを說くも、此は攝取に據るが故に、相違せざるなり」と。有餘師の言く、「此の向には施す可からざるをもて、是の故に前經には說かざるなり」と。問ふ、若し爾らば、所引の經の頌は、當に云何が通ずべきや。答ふ、彼の頌は補特伽羅が、道の差別に由りて、福田の義を成ずることを顯さんと欲せしなり。謂く、無漏道を成就する者への施は大果を獲るが故に、眞の福田と名くることを顯せるものにして、爾の時、能く彼の施を受くるや不やを說か

【七九】以下、施果につきて、勝思に由る方が其の果勝るや、田に由るが勝るやに關し、前來述べ來る所に由りて、こは各々其の立場の相違に依りて、何れをも勝るといひ得といふ共の例として、佛と舍利子との場合を擧示せるものなり。

【八〇】預流向に施食す可きや否やに就きて。

【八一】毘訶羅(Vihāra)とは、僧園、即ち寺のことなり。

あるに、此が獲る施福の果は彼よりも大なり」と。自ら能く遍く覺するが故に、亦、能く他を覺するが故なり。

[七四]此の經に復、言ふ、「若し飲食を以て如來に奉施するあり、有るは僧伽藍を造りて四方僧衆に施すものあらんに、此が獲る施福の果は、彼よりも大なり」と。僧伽藍には障礙無きを以ての故に。

問ふ、佛に施すの功德は、僧に施すよりも勝る。[七五]此の中の施福は、皆先きに劣なるを擧げ、後其の勝なるを擧ぐるに、何が故に此の中には、先に佛をとき、後に僧とせしや。答ふ、卽ち是なるを以ての故に、先に佛、後に僧となせり。所以は何ん。若し聲聞僧なれば便ち佛を攝せざるも、若し四方僧なれば、則ち亦、佛をも攝す。是の福田僧は苾芻僧なるが故に。若し唯、佛にのみ施せば、但佛のみ應に受くべくして、僧衆は受けざるが故に、福を劣と爲す。若し僧衆に施せば、僧衆と佛と俱に納受すべきが故に、その福は勝と爲る、障礙無きが故に、福を獲ること無限なるが故に、擧ぐる所先に佛にして後に僧なりと雖も、而も猶、先きは劣にして後は勝なりと名くることを得るなり。

[七六]問ふ、所得の果の勝るは亦、勝思にも由るに、何が故に世尊は唯、田の勝るもののみを讃せしや。答ふ、[七七]世尊の所化に二の差別あり。一に信と慧と具足すると、二に信有るも慧無きとなり。信と慧と具なるに於ては、佛は田を讃せず、彼れは自ら能く田と非田とを知るが故に。信有るも慧無きに於ては、佛は則ち田を讃す。彼は田と非田とを知ること能はざるが故なり。[七八]然も彼の施の果につきて、或は有るは思の勝るが故に勝らしめんと欲するものあり、或は有るは田勝るが故に勝らしめんと欲するものあり、而も實には其れ等の果の勝るといふにつきて俱に二種あり。此に由りて四句の差別を成ずることを得。謂く(一)有るは田に由るも、思の勝るに由らざるものあり。(二)或は有るは思に由るも田の勝るに由らざるものあり、(三)或は有るは俱に二種に由るが故に勝るものあり、(四)或は二種の俱に劣なるが故に劣なるものあるなり。

【七四】如來へよりも、四方僧への施福大なり。

【七五】特に、如來へ施すより四方僧へ施す福の大なる所以。

【七六】施福の勝は勝思と田とに依るに、佛が玆に田のみ勝を說ける所以。

【七七】特に世尊の所化の二種に就きて。一、信と慧とを具足するもの(利根者)。二、信のみ有るも慧なきもの(鈍根者)となり。

【七八】施福の勝は勝思に由るか田に由るかに就きて。——以下四句分別をなせり。

の外仙にして已に欲染を離れしもの、是れが此に說く所のものなり」と。有るが言ふ、「此は是れ佛に近き菩薩なり」と。評して曰く理として然るべからず。諸有の佛に近き菩薩に布施するによりて獲る所の施福は、倶胝阿羅漢衆に施すに勝るをもてなり。如是說者はいふ、「此は已に順決擇分の善根を得せし異生を說きしなり。其の德は彼の婆羅門に勝るが故に」と。

[六八]此の經に復、言く、「若し飮食を以て贍部林中の異生に布施するあり、有るは飮食を以て、一預流に施すものあるに、此の獲る施福の果は、彼れよりも大なり」と。此は已に諸の惡見を斷ずるに由るが故に。三結を盡くすが故に。見所斷の惡趣の因を離るゝが故に。有の邊際を作すが故に。預流果を得するが故になり。

[六九]此の經に復、言く、「若し飮食を以て百の預流に施すあり、有るは飮食を以て一の一來に施すものあるに、此の獲る施福の果は、彼よりも大なり」と。修所斷の惡趣の因を離るゝが故に、貪・瞋・癡を薄くするが故に。一來果を得するが故なり。

[七〇]此の經に復、言ふ、「若し飮食を以て百の一來に施すあり、有るは飮食を以て一の不還に施すものあらんに、此の獲る施福の果は、彼れよりも大なり」と。此は已に順下分結を斷ずるに由るが故に、欲界の生を越ゆるが故に、不還果を得するが故なり。

[七一]此の經は復、言ふ、「若し飮食を以て百の不還に施すものあり、有るは飮食を以て一の阿羅漢に施すものあるに、此が獲る施福の果は、彼よりも大なり」と。此は已に一切の結を斷ずるに由るが故に。有頂の生を越すが故に。阿羅漢果を得るが故なり。

[七二]此の經は復、言ふ、「若し飮食を以て百の阿羅漢に施すあり、有るは飮食を以て一の獨覺に施すものあるに、此が獲る施福の果は、彼よりも大なり」と。自ら能く覺するが故に。

[七三]此の經は復、言ふ、「若し飮食を以て百の獨覺に施すあり、有るは飮食を以て一の如來に施すもの

【六八】四善根位の異生へよりも、一預流への施福大なり。

【六九】百の預流へよりも、一の一來への施福大なり。

【七〇】百の一來へよりも、一不還への施福大なり。

【七一】百の不還へよりも、一羅漢への施福大なり。

【七二】百羅漢へよりも、一獨覺への施福大なり。

【七三】百獨覺へよりも、一如來への施福大なり。

引かるゝこと利鉾の如く爲り、心の專修する所に於て、而も侵害され、乃至盡壽し、修習する所をして諸の瘡疣を多からしむるなり。苾芻は是の如く應に識食を、上の所說の三百の利鉾の如しと觀ずべきなり。若し識食に於て已斷遍知せば、則ち名色に於ても亦、斷遍知す。識は是れ彼の名色に緣たるを以ての故に。契經に說くが如し、「識は名色に緣たり」と。若し名色に於て、已斷遍知せば則ち所作已に辦ずるが故に、應に思擇して識食を斷ずることを求むべきなり。

〔六〇〕此は、有頂を越し、阿羅漢果を得するに依りて、一切の結の盡ることを密意をもて說けるなり。

〔六一〕問ふ、餘の食も亦、三百鉾の如きや不や。若し亦、三百鉾の如しとせば、何が故に但、識食を觀ずるにのみ說けるや。若し三百鉾の如くにあらずんば、何が故に唯、識食のみ三百鉾の如くして、餘の食は非らざるや。答ふ、餘の食も亦、應に三百鉾の如くなるべし。此を以て識食を觀ずるが如く、亦、應に此を以て餘の三食をも觀ずべし。而も契經が但、識食を觀ずるものゝみを說けるは、當に知るべし、此は是れ有餘の說なることを。有るが說く、「此の經は最後邊を示すのみ。前所說の諸食を顯すも亦、爾り」と。有餘師の言く、「心性は剛强にして、最も調伏し難きをもて、佛は呵責せんが爲めに、三百鉾を以て而して譬喩と爲し、餘の食は自ら餘の門を以て喩を說けるなり」と。有るが說く、「此の經は、顯ること勝るゝに隨つて說くをもて、是の故に過無し。前の三喩中、理として通ずるものあり、皆此を以て釋すべし」と。

〔六二〕第十七節　特に施食に關する經文の解釋

〔六三〕契經に說くが如し、「此の〔六四〕吠羅摩婆羅門は、是の如き諸の妙飲食を以て、〔六五〕摩訶婆羅(Mahāśala)の婆羅門衆に布施し、有るは、飲食を以て〔六六〕贍部林中の異生に布施せしに、此れの獲たる施福の果は彼れよりも大なり」と。〔六七〕問ふ、此の契經中、何等をか說きて名けて贍部林中の異生と爲せるや。有るが說く是の說を作す、「贍部林中の諸の有腹者は、皆此の說く所のものなり」と。有るが說く、「諸有

〔六一〕段・觸・思食も三百鉾の如きや否や。

〔六二〕本節は、四食に關說する經文中、特に食を施與する功德に關して說述する經文を解釋せんとする段なり。

〔六三〕施食の勝劣を說く經文の解釋。以下所引の契經に就きては根本說一切有部毘奈耶第四十四卷(大正二三、頁八七〇、中、下)を參照せよ。

〔六四〕吠羅摩(Velāma)は毘奈耶第四十四卷にては薜羅摩と譯す。

〔六五〕婆羅門への施よりも四善根位の異生への施福大なるに就きて。

〔六六〕贍部林(Jambusaṇḍa)とは、贍部洲といふに同じ。

〔六七〕以下特に贍部林の異生といふに就きて。

るが故に。經に言ふが如し、「觸は受に緣たり」と。若し三受に於て已斷遍知せば、則ち所作已に辯するが故に、應に思擇して觸食を斷ずることを求むべきなり。

此は有頂を越し、阿羅漢果を得するに依りて、一切の結の盡くるを、密意をもて說けるなり。

[五九] 云何が苾芻は、應に思食を、火坑の燄炭の如しと觀ずべきや。答ふ、城邑の近くに大火坑あり、焰無く、煙無くして焰炭盈滿せんに、不愚稚、非騃の智人有らば、見已りて念じて言く、此の大火坑には焰炭盈滿す。我れ若し墮せば必ず死すること疑ひ無しと。是の念を作し已りて便ち思願を起して求めて之を遠ざからんと欲し、卽便ち捨て去る。諸の有癡、幼頑、無智の人は見已りて念じて言く、「此の坑の中の紅赫愛す可し」と。便卽ち投趣して苦を受けて命終するが如し。彼の智者は大火坑を見て怖れて遠く避くるが如く、是の如く諸の聖は、後有の思に於て深く厭捨を生ず。無智者は大火坑に投じて苦を受け命を喪ふが如くに、是の如くに、異生は後有の思を起して、無邊の苦を受け、慧命を失するなり。苾芻は是の如く、應に思食を、上の所說の焰炭の火坑の如しと觀ずべきなり。若し思食に於て已斷遍知せば、便ち三愛に於て亦、斷遍知す。彼の三愛は是れ起となり因となるを以ての故に。契經に說くが如し。「業を因と爲すが故に生じ、愛を因と爲すが故に起る」と。若し三愛に於て已斷遍知せば、則ち所作已に辦するが故に、應に思擇して思食を斷ずることを求むべきなり。

此れも亦、有頂を越し阿羅漢果を得するに依りて一切の結の盡くることを密意をもて說けるなり。

[六〇] 問ふ、云何が苾芻は、應に識食を三百利鉾の如しと觀ずべきや。答ふ、假へば、人有り、日の初分に於ても百鉾に穳せられ、日の中分時に於ても亦、百鉾にて穳せられ、日の後分に於ても亦、百鉾に穳せられ、是の如く、日々に三百鉾を受て乃至壽を盡すが如し。其の人、爾の時、擧體皆瘡きて、少しく完全するもの芥子許りも無し。是の如く、行者は、日々の中に於て、恒に三百の異境に

【五九】特に思食の火坑焰炭觀と斷遍知。

【六〇】特に識食の三百利鉾觀と斷遍知。

ること多時にして、乃ち子命を盡し、破析して脯と爲し、路の資糧に充つ。每に食はんと欲する時夫妻相哭し、子よ!! 子よ!! と稱言し、涙を雨らして食ふ。食ひ已りて嗟惋し、自ら責め、自ら咎む。然も彼の夫妻初めの籌議により乃至食し已りて路に隨ひて行く時、曾て歡びの情なく、唯、愛子をのみ念ふといふが如し。是の如く行者は、空閑處に住して終に放逸せず。正思惟の妻により、一の可愛の妙善法子を生じ、心常に之を念ふ。初めは捨離すること無く、生死の境を厭ひ、涅槃の方に趣くに、長時の修行に於て、資緣匱乏す。聖道の所依の苦身を持せんが爲めに、專ら修せし所を捨して入城し乞食す。不放逸と正思惟とを俱して、自ら空閑を捨す、乃至食し已りて曾て歡樂に染著するの心無し、唯、捨せし所の專修の法を念ふ。苾芻は、是の如く、段食の中に於て應に前の曠野の子の肉の如く觀ずべし。若し段食に於て已斷知せば、五欲の愛に於ても、亦、斷遍知す。同一制伏にして、同一の對治なるが故に。若し五欲の愛を已斷遍知せば、則ち一結として未斷遍知にして能く彼を繫縛し欲界に還生せしむるもの無し。

此は、欲愛を離るゝことに依りて不還果を得し、順下分結を盡くしたるを、密意をもて說けるなり。

[五七]問ふ、云何が苾芻は、應に觸食を、新たに皮を剝がれたる牛の如しと觀ずべきや。答ふ。假へば、其の牛の、主人に於て過有るあり。これを苦しめんと欲するが故に、生きながらにして皮を剝ぎ去るに、其の牛、爾時、皮無きを以ての故に、住止する所の、若しくは地なり若しくは空なるに隨ひ、所有の諸虫、競ひ來りて唼食す。牛、虫を去らんが爲めの故に、藩籬、草木、壁等にて揩觸するに轉た苦痛を增す。彼の牛、爾の時、寧んぞ少樂有らんや。觸なるも未觸なるも、ともに皆大苦を受くるが如し。是の如く、諸の有に寧んぞ少樂有らんや。生なるも未生なるも、與に、皆苦ならざる無し。苾芻は是の如く、應に觸食を、猶し所說の新たに皮を剝がれたる牛の如しと觀ずべきなり。若し觸食に於て已斷遍知せば、便ち[五八]三受に於ても亦、斷遍知す。諸の受は觸を以て緣と爲して生ず

【五七】特に觸食の新剝皮牛喩と、其の斷遍知。

【五八】苦樂捨の三受をいふ。

病等の本と說くや。答ふ、有情が段を食するの欲を止めんが爲めの故なり。彼は食を貪るに由りて諸の惡行を起し、劇苦を招感す。是の故に世尊は、是の如き說を作す、「設し諸の段食が唯、樂の因のみを現ずとするも、智者は尙、應に耽嗜を生ぜざるべし、惡業を起し、當苦を招くを以ての故に。況んや現に身の衆病の本等と爲るをや。是の故に智者は應に染著すべからず」と。佛は此の爲めの故に、是の契經を說けるなり。

[五三]經に說く、「苾芻よ、應に段食を曠野の子の肉の如しと觀ずべく、應に觸食を新に皮を剝がれたる牛の如しと觀ずべく、應に思食を火坑の炎炭の如しと觀ずべく、應に識食を三百の利鉾の如しと觀ずべし」と。

[五四]問ふ、云何にして苾芻は、應に段食を、曠野の子の肉の如しと觀ずべきや。答ふ、譬へば、夫妻に唯、一子のみ有り、面貌端正なるをもて憐愛の情深し。國の飢荒に値ひ、他土に詣でんと欲して、曠野に行至するに、遂に糇糧を絕し、前路尙遙かなるに、食はざること數日、皆、困して將に死せんとす。其の夫、竊かに念ふ、「路遠く、糧絕え、命、須臾に在り、我等三人は理として倶に濟はれず。豈に相守りて倶に喪ふことを得んや。此の中、今、若し一人を食に充てば、則ち死は一にして存するもの二なり。猶、倶に亡ぶるに勝らん。されど若し我れを以て供すとせば、慮くは妻の[五五]志愞り、悲恨自ら絕して難を出づること能はざらん。若し妻を以て供せば、恐くは兒、母を失して亦存活せざらん。便ち兩失と爲る。然も所愛の子は、我等が所生なり。夫妻若し存せば、子を得可かるべし。宜しく子命を捨して玆の曠野を度るべし」。と是の念を作し已りて悲しみに自ら勝へず。妻便ち之を怪しみ、前に其の故を問ふ。夫乃ち具さに所念を以て之に告ぐ。妻聞きて哽咽し悶絕して地に[五六]躃る。良久うして乃ち蘇へり、號哭し天を呼び、酷毒を稱冤す。夫乃ち徐ろに喩すに、久して之を許す。是に於て夫妻、子を抱きて嗚咽し、聲を失して悲叫し、何ぞ苦を期せんやといふ。涕咽す

【五三】經所說の四食の厭觀と其の已斷遍知とに就きて。本契經に就きては、雜阿含第十五卷第三百七十三經（大正二、頁一〇二中、下）を參照せよ。

【五四】特に段食の曠野の子肉觀と斷遍知。

【五五】愞は大正本に濡とあるも、今は三本に從ひて、かく訂正せり。

【五六】大正本に躃は、擗とあるも、三本によりて斯く訂正せり。

說く「彼の類は食し已りて、初めは安ぜずと雖も、後、變吐する時、還つて能く益を爲すが故に、先に所說の食の自相成ずるなり」と。

第十六節　四食に關說する種々なる經文の解釋[四九]

[五〇]經に說く「苾芻よ、是の如き四食は、能く部多の有情を安住せしめ、及び能く求有の有情を攝益せしむ」と。

問ふ、此の經所說の部多と求有との二種の有情は云何が差別するや。答ふ、本有に住するを部多と名け、中有に住するを求有と名く、六處門に於て當有を求むるが故に。有るが說く「聖なるを部多と名け、異生を求有と名く。彼の類は多く當來有を求むるが故に」と。有るが說く「無學を部多と名け、學を求有と名く、彼は當來有を希求す容きが故に」と。問ふ、部多の有情をも亦、攝益す可く、求有の有情も亦、安住す可きに、如何が但、能く部多の有情を安住せしめ、及び能く求有の有情を攝益せしむとのみ說けるや。答ふ、此の契經の文は、倶に應に二種の說を作すべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く「此の中、種々の文、種々の說を以て義を莊嚴し、解し易からしめんと欲するが故なり」と。有るが說く「此の中、二門・二略――乃至廣說――を現さんと欲すればなり」と。有るが說く「本有は安住すること最も多時を經、聖なると無學とは、暫らく安住を求むるをもて、此の義を顯さんがために、安住の言を說くも、餘は是の如くならざるをもて、安住と說かざるなり」と。

[五一]經に說く「苾芻よ、是の如き四食は、是れ衆病の本、是れ癰瘡の本、是れ毒箭の本、是れ老死の因、是れ老死の緣なり」と。

[五二]問ふ、食も亦、能く安樂の根本と爲る。世尊の說くが如し「道は資糧に依り、涅槃は道に依る。道の樂しみに由るが故に、涅槃を樂しむことを得。道の資糧は食を上首と爲す」と。何が故に是を

【四九】本節は、四食に關して種々の義を說く經文の義理を解釋し、兼ねて四食を如何に觀ずべきやを明かさんとする段なり。

【五〇】**經所說の四食と部多の有情及び求有の有情。**此の中部多（bhūta 已生とも翻ず）の有情とは、生有、本有、死有、中有の四有中の本有をさし、又は、聖凡中の聖をさし、或は學・無學・非學非無學中の無學を指すといはれ、求有は、中有、又は凡夫、或は學を意味すと解せらる。

【五一】**「四食は衆病の本なり」等と說く經文の解釋。**所引の經に就きては、雜阿含第十五、第三百七十一經（大正二、頁一〇一、下）及び、同、第三百七十二經（大正二、頁一〇二、上）の兩經文を參見すべし。

【五二】以下食は亦安樂の本とも稱するに、倘、病等の本となす所以を說く。

ち、大江河に滿ち已りて、大海に盈滿するなり」と。逆食と言ふは、世尊の言ふが如し、「苾芻よ、當に知るべし一切は食を有することを。大海は食を有す、卽ち大江河をいふ。大江河は食を有す、小江河をいふ。小江河は食を有す、大溝瀆をいふ。大溝瀆は食を有す、小溝瀆をいふ。小溝瀆は食を有す、所謂る谿谷なり。谿谷は食を有す、天の暴雨をいふ」と。勝義の食とは、此の四食をいふ、眞實に諸の有情を資益するが故に。

[四五]問ふ、諸の段は皆食なりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは段なるも食に非ざるものあり、段を以て緣と爲すも、諸根と大種とを長益すること能はざるものをいふ。(二)有るは食なるも段に非ざるものあり、觸・思・識を以て緣と爲して、能く諸根と大種とを長益するものをいふ。(三)有るは段にして亦、食なるもの あり、段を以て緣と爲して、能く諸根と大種とを長養するものをいふ。(四)有るは段にも非ず食にも非ざるものあり。謂く、觸・思・識を以て緣と爲すも、諸根と大種とを長益すること能はざるものをいふ。段と食とに四句有るが如く、[四六]是の如く識・思・觸食にも、各〻四句有りて、皆應に廣說すべし。是の如く差別して十六句を成ずるなり。

[四七]問ふ、諸根と大種とを長益すること能はずんば、便ち食に非ざるや。答ふ、是の如し。所以は何ん。前に長益は是れ食の相なりと說くが故に。問ふ、今、現見に食ひ已りて痛逼し、乃至或は身擔を捨てしむるものあるに、云何が長益は是れ食の相なりや。答ふ、飮食さるゝものに、損なる有り益なる有りと雖も、但、今說く食は、益にして損に非ざるものをいふ。[四八]益するに二時あり。一に初め食する時と、二に消化する時となり。或は消化する時は損するも、初め食する時は益する有り、美毒を食ふが如し、此も亦、食と名くればなり。或は初め食する時損するも、消化する時益するものあり。苦藥を服するが如し。此も亦、食と名くればなり。此の二種は、一時に隨ひて食事を作すに由るが故に、皆、食と名くることを得、故に長益するを說きて名けて食の相と爲すなり。有るが

【四五】段と食との關係。これに四句分別あり。

【四六】識・思・觸と識食・思食・觸食との關係。

【四七】諸根と大種との長益と食との關係。

【四八】時に大種と根とを益するに二時あるに就きて。

[四〇]人及び欲天は皆四食を具す、然も彼の種類には段食偏に增すなり、色・無色天につきては、界中に說けるが如し。

[四一]問ふ、何の生に於て幾食有りや。答ふ、卵生は四を具し、觸食偏に增す。有るが說く、『思食增す、云何が然るを知るやといふに、[四二]集異門論に說くが如し。「海中に獸有り、時に海濱に出で、沙潬中に於て諸卵を產生し、沙を以て埋覆し、海中に還入す。彼の子供、卵殼に在りて母を憶念するが故に、身爛壞せず。謂く、母を憶念するは、先に孚煖時(はごくみあたゝむるとき)の所有る觸の故なり。若し其の母を忘れば、身便ち爛壞するなり』と。有餘師の說く、「若し母、卵中の子を憶念せば、卵は則ち壞せざるも、母若し之を忘れば、彼の卵は便ち壞す」と。評して曰く此は理に應ぜず。所以は何ん。他食を以て能く自の命を持すること勿し。是の故に前說を理に於て善と爲す。

胎生は四を具し、段食偏に增す。

濕生は四を具し、觸食偏に增す。

化生は四を具し、隨一偏に增す。種類と處所とに差別有るが故に。

[四三]所說の食の聲に二の差別有り。一に世俗、二に勝義なり。世俗とは、世間に、殘食は瓶に有り、殘食は瓶に無しと言ふが如し。又、世間に城邑の食と說くが如し、所謂、此の食は吉祥城(Metalūpa?)より出づ、此の食は呾叉翅羅城(Takṣaśilā)より出で、此の食は奢羯羅城(Sāgala)より出で、此の食は寂靜宮(Silāpura)より出づと、是の如き等をいふ。又、讃者が諸の食の名を說きて、刺雉多食、羊地多食、佛所讃食、四方食等と謂ふが如し。又、經に、順食、逆食と說くが如し。[四四]順食と言ふは、世尊の言ふが如し、「苾芻よ、當に知るべし、一切は食を有することを。謂く、天、暴雨し、其の滴は諸山に洪澍し、谿谷に最先に盈滿す。谿谷に滿ち已りて小溝澗に滿ち、小溝澗に滿ち已りて、大溝澗に滿ち、大溝澗に滿ち已りて、小江河に滿ち、小江河に滿ち已りて、大江河に滿

【四〇】人及び欲天並に色無色天の四食に就きて。

【四一】**四生は各々幾食を有するや。**

【四二】集異門足論第八、(大正二六、頁四〇〇、下)には「海中の獸」を「魚・龜・鼈、室首摩羅部盧迦等」とせり。

【四三】**世俗の食と勝義の食に就きて。**

【四四】**特に順食と逆食に就きて。**

〔三三〕問ふ、何の界に於て、幾食有りや。答ふ、欲界は四を具し、段食偏に增すも、色界には〔三四〕三ありて觸食偏に增す。無色にも亦三あり。下三無色にては思食偏に增すも、非想非々想處にては識食偏に增すなり。有るが說く「非想非々想處には亦、思食をも增す。一思にして能く八十千劫の壽量の果を感ずるが故に」と。

〔三五〕問ふ、何の趣に於て幾食有りや。答ふ、地獄〔三六〕にては四を具し、識食偏に增す。問ふ、地獄の中何の段食有りや。答ふ、鎔銅汁を飲み、熱鐵丸を呑むを以て段食と爲す。問ふ、夫れ食と爲るものは、滋益する所の有るものをいふに、此の物は身に入りて脣・舌・咢・咽喉・胸・腹を燒き、下より出で已れば焰赫轉た增し、擧身燋然するに、云何が食と名くるや。答ふ、燒惱を爲すと雖も、而も食相有るをもて、初め身に入る時、暫く飢渇を除くが故なり。

〔三七〕傍生は四を具し、隨一偏に增す。種類と處所とに差別有るが故に。

〔三八〕鬼趣は四を具し、思食偏に益す。曾て聞く、『一時尊者滿願（Pūrṇa）、乞食の爲めの故に將に布色羯邏伐底城（Puṣkaravatī）に入らんとするとき、城門の前に於て、忽然として一の老いた餓鬼女を見て、これに問ふて言く「汝は今、何爲れぞ此に住するや」と。鬼女反つて〔三九〕尊者に、「我を見るや」と問へり。*尊者「是の如し」と答ふ。鬼女便ち曰く、「我が夫、城に入れり。此の城中に、長者等の癰腫潰爛するもの有らば、當に因みに擠搦し、膿血を收取して、還つて共に之を食ふべしと希ひ、是れが爲めに、我今此に於て住持するなり」と。復、問ふ、「汝の夫、入來してより久近や」と。鬼女答へて曰く、「飢渇に迷はされ、我が夫の入城の久近を憶えず。然れど唯、此の城邊の大河が七たび城南に移り、七たび城北に移りしをのみ記するも、今に未だ還らざるなり」と。尊者愍傷し悒然として捨て去る』と。是の如く鬼女の飢渇多時なるに、希望の持する所、身を相續して住するなり。故に知る、鬼趣にては思食偏に增すことを。

〔三三〕四食の界分別及び其の偏增に就きて。
〔三四〕三とは段食を除く餘の三なること勿論なり。
〔三五〕四食の五趣分別と其の偏增するものに就きて。
〔三六〕特に地獄の四食につきて。
〔三七〕傍生の四食。
〔三八〕鬼趣の四食に就きて。
〔三九〕大正本には、尊とのみあれど三本宮本に從ひて、尊者と訂正せり。以下*印を附するは、之に準ず。

[二七] 問ふ、觸・思・識食にも麁細有りや不や。若し有りとせば、何が故に契經に唯、段食にのみ麁細有りと說けるや。若し無くんば、何が故に段食に麁細有りて、餘は非らざるや。答ふ、[二八] 觸・思・識食にも亦、麁細有り。界、地相待するが故に。謂く、欲界は是れ麁とし、色界は是れ細と爲し、色界は是れ麁とし、無色界は細と爲す。初靜慮は是れ麁とし、第二靜慮を細と爲し、乃至無所有處は是れ麁とし、非想非々想處は細と爲すなり。[二九] 問ふ、若し爾らば何が故に契經に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く、「契經は初めを擧げて後を顯せばなり。卽ち已に段食に麁細有ることを說きしかば、當に知るべし、餘の食にも亦、麁細有ることを」と。[三〇] 有るが說く、「段食は四因緣に由りて多少有るが故に、麁細知る可きも、餘の食は爾らず。一に追求の故に、二に積集の故に、三に受用の故に、四に等流の故になり。追求の故にとは、諸の有情が段食を追求するに、多なる有り、少なる有り、求むる所多き者は是れ麁なるも、求むる所少き者は細と爲すをいふ。積集の故にとは、諸の有情が段食を積集するに、多なる有り、少なる有り、集むる所多きは是れ麁なるも、集むる所少きは是れ細なるをいふ。受用の故にとは、諸の有情が段食を受用するに多なる有り、少なる有り、受くる所多きは是れ麁なるも、受くる所少き者は是れ細なるをいひ、等流の故にとは、諸の有情の、段食の等流に、多なる有り少なるあり。等流の多き者の食ふ所は是れ麁なるも、等流の少き者の食ふ所は是れ細なるをいふなり。[三一] 有るが說く、「段食は諸處に觀待して麁細ありと說く可きも、餘の食は爾らず。謂く、香と味と觸とは色と聲とに觀待せば、說きて細と爲す可きも、意と法とに觀待せば說きて麁と爲す可し。觸と思と識との三食は意・法處の攝にして、此は諸の處に於て唯、細のみにして麁には非ず、異の觀待無きをもて、麁細を說くべからず」と。

[三二] 第十五節　四食の界・趣・生分別等に就きて

【二七】 **觸・思・識食の麁細に就きて。** これに三說あり。この中第一說は觸・思・識の三食にも麁細ありとするもの、第二說は、麁細あるも知るべからずとするもの。第三說は、三食に麁細なしとするものなり。

【二八】 是れ右の中の第一說なり。

【二九】 以下契經に觸・思・識等の三食の麁細を說かざる所以に就きて論ず。

【三〇】 **特に段食に麁細あるは四緣に由るとの有說。** これ觸等の三食に麁細あるも、認知す可からずとする第二說なり。

【三一】 是れ後の三食には麁細なしとする第三說なり。

【三二】 本節は、四食の三界、五趣・四生に於ける有無を分別し、並びに、其の中、何れの食が偏增するやを述べ、更に、世俗と勝義との食の別、段と食との關係、識と思と觸と、三食との關係等を究め、最後に根と大種との長益と食との關係を論究する段なり。

者有り、「飲吮する等の時にも亦、分段を作せばなり」と。有餘師の言く、「初めに從ひて說けばなり。謂く、劫初の時人は地味を受用するとき、皆分段を作して、而して之を呑噉せしをもて、因りて段食と名けしなり」と。

[二一]問ふ、佛は段食に麁あり細ありと說けり。云何が應に麁細の差別を知るべきや。答ふ、[二二]集異門に說く、「段食の麁と細とは、互に相觀待して而して了知す可し。謂く、水族中の小なるは、大の爲めに食はる。傳へて相ひ觀待して麁細成ずることを得るなり。[二三]底民耆羅耆羅の食ふ所の如きを、是れ麁なりとせば、底民耆羅の食ふ所を是れ細と爲す。底民耆羅の食ふ所を是れ麁とせば、底民の食ふ所を細と爲す。底民の食ふ所を是れ麁とせば、大魚・黿鼉及び末羯羅失獸、磨羅等の食ふ所を細と爲す。大魚・鼉等の食ふ所を是れ麁とせば、餘の水行虫の食ふ所を細と爲す。諸の陸族中、象・馬・駝等の食ふ所を是れ麁とせば、羊・鹿・猪等の食ふ所を細と爲し、羊・鹿・猪等の食ふ所を是れ麁とせば、兎・猫・狸等の食ふ所を細と爲し、兎・猫・狸等の食ふ所を是れ麁とせば、餘の陸行の虫の食ふ所を細と爲す。空行族中、諸の妙翅鳥の食ふ所を是れ麁とせば、鵝・雁・孔雀・鸚鵡・舍利・命々鳥等の食ふ所を細と爲す、鵝・雁・孔雀等の食ふ所を是れ麁とせば、餘の空行類の食ふ所を細と爲すなり。

[二四]有るが是の說を作す、「若し諸の有情にして草木等を以て而して食と爲す者の食ふ所を是れ麁とせば、餅・飯等を以て而して食と爲す者の食ふ所を是れ細とす」と。有餘師の說く、「餅飯等を以て而して食と爲す者の食ふ所は、是れ麁にして、酥油等を以て而して食と爲す者の食ふ所は、是れ細なり」と。有餘は復、說く、「面門にて諸食を呑噉するものは是れ麁にして、臍・毛孔より諸食を入るものを細と爲す。謂く胎藏中、諸の有情類の食は臍より入る。唯、諸の菩薩の食のみは、一切の毛孔より入る」と。有るが是の言を作す、「若し食噉し已るも[二五]等流有る者は、此の食は是れ麁なるも、等流無き者は、此の食を細と爲す。即ち[二六]蘇陀味と香とを食と爲す等の如し。」

【二一】佛所說の段食の麁細差別に就きて。以下五說を揭ぐ。

【二二】集異門足論第八卷（大正二六、頁四〇〇、中）參照せよ。これ第一說なり。

【二三】現存の集異門足論には、底民耆羅耆羅を燈祇羅獸(等)といひ、底民耆羅を尼民祇羅獸(等)といひ、底民を泥彌獸(等)といふ。其他多少の相違あり、就きて見るべし。

【二四】以下、第二說乃至第五說を說く。

【二五】大小の便穢等をいふ。

【二六】蘇陀(Sudhā)とは甘露と譯するもの。

變壞の位に至るとき食事方に成ず、謂く、水の浸爛する所、火の熟變する所、風の動搖する所となりて、然る後に方に食の所作事を成ず。色未だ變ぜざれば名けて食と爲すを得るに非ざるが故に、色は食に非ざるに、香等は爾らず」と。[一四]有餘師の說く、「若し色は是れ食なれば、眼の色を見る時、應に飢渴を除くべし。若し然らば施主の費す所、則ち唐捐せん」と。[一五]有餘復、言く、「若し色是れ食なれば、諸の出家者が、眼に色を見る時、應に遠離非時食法を犯すべし」と。[一六]或は說者あり、「若し色が是れ食なれば、則ち色界天は應に段食を受けん。諸色を取るべきが故なり」と。[一七]評して曰く、當に知るべし、後の三の所說は理に乖く。香と觸とも亦、斯の如き過有るが故に。應に知るべし、前の四の所說者を好しとすと。

[一八]問ふ、若し色が食に非ずんば、經を云何が通ずるや。「世尊の言ふが如し、長者よ、汝の施す所の食には、色・香・味具はり、甚だ妙好と爲す」と。答ふ、色は食に非ずと雖も、施主の思を發起せしめんと欲するが爲めの故に、佛は是の說を作せるなり。謂く、佛が施す所の食を讃美する時、施主は便ち殊勝の思願を發し、快なる哉、如來は我が食を讃受す。我は當に必ず殊勝の福利を獲べしとおもへばなり。問ふ、若し色の具を讃するも、色は食に非ずとせば、亦、香等をも讃するをもて、倶に應に食に非ざるべけん。彼れ既に是れ食なれば、此も亦應に然るべし。答ふ、佛は此の中に於て是食と非食とを簡別せんと欲せず。但、施主の思願をのみ發起せしめんと欲して此の契經を說けるなり。若し此に讃說するものが卽ち是れ食なれば、觸は讃する所に非ざるをもて、便ち應に食に非ざるべけん。

[一九]第十四節　四食の各論及び其の麁細分別

[二〇]問ふ、段食とは是れ何の義なりや。答ふ、分段にして食するが故に段食と名く。問ふ、若し爾らば飮啖する所のもの等は段食に非ざるや。答ふ、多分に從ひて說くをもて、是の故に過無きなり。復、說

【一四】第五說――
【一五】第六說――
【一六】第七說――
【一七】右七說の總評――
【一八】色を非食とする立場よりの、有る經文の會通。
【一九】本節を「四食の各論」といふも、實は先づ段食のみに就き特に詳說して、直ちに四食の麁細を談ずるなり。
【二〇】段食の意義。飮啖するものをも、段食となす所以を附記せり。

[五]問ふ、牽有の義是れ食の義なり等と說くが如き此の言は、是れ因の義なりとせんや、是れ緣の義なりとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、二俱に過有り。若し是れ因の義なりとせば、外の香・味・觸は、內の諸處に於て五因皆無し、云何が食と爲さんや。若し是れ緣の義なりとせば、內の自性を除く餘の法は皆是れ此の增上緣なり。何の故に、但、四種のみを說きて食と爲すや。[六]有るが說く、「是れ因の義なり」と。問ふ、若し爾らば、外の香・味・觸は、內の諸處に於て[七]五因皆、無きに、云何が食と爲すや。答ふ、外の香・味・觸が、覺を發す因と爲りて、內の香等をして食事を得成せしめ、內の香・味・觸は、內の諸處に於て因の義有るが故に、之を說きて食と爲すなり。謂く眼は唯、觸處を以て食と爲す。耳・鼻・舌・身・色・聲も亦、爾り。香は香處と觸處とを用ひて食と爲し、味は味處と觸處とを以て食と爲し、觸處は唯、觸處を以て食と爲し、心心所法は三食をもて食と爲す。此の中、因の義は理の如く應に思ふべきなり」と。[八]有るが說く、「是れ緣の義なり」と。問ふ、若し爾らば、內の自性を除く餘法は皆是れ此の增上緣なるに、何が故に但、四種のみを說きて食と爲すや。答ふ、內の諸處に於ける增上緣法に、親なる有り、疎なる有り、近なる有り、遠なる有り、合なると不合なると有り。此の生に在る有り、餘生に在る有り。諸の親なる、近なる、合なるものにして此の生に在るものなれば、之を說きて食と爲すも、疎なる、遠なる、不合なるものにして、餘生に在る者なれば、說きて食と爲さざるが故に、食は唯四のみなり。此の四は皆內の十二處に於て能く食事と爲るも、然も增なると微なると有ること、前の所說の如し。

[九]問ふ、何が故に色處を立てゝ、食と爲さざるや。[一〇]有るが是の說を作す、「食の相無きが故なり」と。[一一]有るが說く「色處は取る時、麁重なり。若し取る時に於て細輕なるものなれば食と名く、要ず微細なるが轉じて身を滋養するが故に」と。[一二]有るが說く、「色處は至らずして而して取るも、食は唯、至りてのみ取る。身と合せずんば食事を成ずるに非ざるが故に」と。[一三]有るが說く、「色處は

【五】**食の義は牽有の義等なりとは、因の義か緣の義かに就きて。**これに、因の義となす說と、緣の義なりとなす者との二說あり。

【六】第一說――因の義なりと說くもの。

【七】五因とは、茲では同類等の五因をさす。

【八】第二說――食の義は牽有の義なり等とは、是れ緣の義なりと說くもの。

【九】**特に色處を立てゝ食と爲さゞる所以。**以下、これに就きて、七の異說あり。婆沙評家は後の四說を理に應ずとす。

【一〇】第一說――

【一一】第二說――

【一二】第三說――

【一三】第四說――

卷の第百三十（第五編　大種蘊）

（大種蘊第五中、大造納息第一之四）

[一]第十三節　四食に就きての一般論（續き）

[二]問ふ、是の如き四食の幾が當有を牽きて現在前せしめ、幾が今有を持して相續をして住せしむるや。有るが是の說を作す、「一が當有を牽きて現在前せしむ、謂く意思食なり。三が今有を持して相續をして住せしむ、謂く餘の三食なり」と。或は說者あり「二が當有を牽く、謂く意思と識となり。二が今有を持す。謂く餘の二食なり」と。有餘師の說く、「三が當有を牽く、謂く觸と思と識となり。一が今有を持す、所謂る段食なり」と。如是說者はいふ、「四食は盡く當有を牽きて現在前せしめ、盡く今有を持して、相續をして住せしむるなり」と。

[三]問ふ、諸の食は有に於て、幾か未生を生ぜしめ、幾か生じ已るを長養するや。有るが是の說を作す、「諸の食は、有に於て、一が未生を生ぜしむ、謂く意思食なり。三が生じ已るを長養す、謂く餘の三食なり」と。復、說者あり、「二が未生を生ぜしむ、謂く、意思と識となり。二が生じ已るを長養す、謂く餘の二食なり」と。有餘師の說く、「三は未生を生ぜしむ、謂く觸と思と識となり。一は生じ已るを長養す、所謂、段食なり」と。如是說者はいふ、「四食は有に於て皆未生を生じ、生じ已るを長養す」と。

[四]問ふ、何の食が何の法に於て、食事偏へに增すや。答ふ、段食は色根と大種とを養ふこと勝るが故に、色根と大種とに於て食事偏に增し、觸食は心々所を養ふこと勝るが故に、心々所に於て食事偏に增し、思食は後有を養ふこと勝るが故に、諸の後有に於て食事偏に增し、識食は名色を養ふこと勝るが故に、諸の名色に於て食事偏に增すなり。

【一】本節は、內容上、四食の一般論の續行と見るべきものとす。

【二】**食の當有を牽くものと今有を續住せしむるものとに就きて。**以下四異說を擧ぐる中、如是說者は四食皆當有を牽き、今有を相續し住せしむといふ。

【三】**食の有の未生を生ずると已生を長養するとに就きて。**以下四說を擧ぐる中、評者は四食が有を生じ、且つ已生を長養すといふ。

【四】**食の偏增に就きて。**

ゝ食と爲すも、餘は則ち爾らざるなり」と。[七一]或は說者あり、「食に二相有り、一に當有を牽引して現在前せしめ、二に今有を任持して相續をして住せしむ」と。[七二]有餘師の說く、「食に三種あり、一に業食、二に生食、三に長養食なり。業食とは思をいひ、生食とは識をいひ、長養食とは、段と觸とをいふなり」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十九

【七一】特に食に二相ありとなす說——

【七二】食に三種ありとの有餘師の說——

に墮せざるが故に、食と說かず。又、無漏法は、究竟して諸有を長養すること能はず。暫らくは長養すと雖も究竟に非ざるが故に、說きて食と爲さず。尊者妙音も亦、是の說を作す「無漏法は諸有を長養するに非ず。暫くは長養すと雖も、而も究竟に非ずして終に有に違ふが故に、說きて食と爲さず。夫れ食とは、終りまで能く長養を爲すものを說けばなり」と。

[六八]問ふ、食の體は是れ何ぞや。答ふ、是れ十六の事なり。中に於て十三の事は是れ段食の體なり、卽ち十一觸と及び香・味との處となり。觸と思と識との三は、是れ餘の食の體なり。蘊・界・處の攝をいへば、是れ十一界、五處、三蘊の少分の所攝なり。十一界とは、七心界と及び香・味・觸・法界とをいひ、五處とは、香・味・觸處と意處と法處とをいひ、三蘊とは、色・行・識蘊をいふ。是れを四食の自體我・物・性・相と謂ふなり。

已に自體を說けり。所以を今當に說くべし。[六九]何が故に食と名くるや。食とは是れ何の義なりや。答ふ、牽有の義、是れ食の義。續有の義、持有の義、生有の義、養有の義、增有の義、是れ食の義なり。此の四は有に於て能く牽き乃至能く增すが故に、名けて食と爲すなり。[七〇]問ふ、若し牽有乃至、增有の義、是れ食の義なれば、諸の有漏法は皆應に食と名くべきに、何が故に但、四をのみ說けるや。脇尊者の言く、「唯、佛世尊のみ究竟して、諸法の法相に了達し、亦、勢用を知るも、餘は能く知るに非ざるをもて、若し法にして食の相と作用とを有し食と立つ可きものなれば、卽ち之を立つるも、無ければ立てざるなり」と。尊者世友是の如き言を作す。「此は是れ世尊の有餘の說、略說、影說、觀待有る說なり。佛は所化の宜しきを觀じて而して說法するが故に」と。尊者妙音說きて曰く、「佛は此の四が牽有、續有、持有、生有、養有、增有としての體相・勢用・強盛隣近なるを知るが故に、立てゝ食と爲すも、餘法は爾らざるが故に、食と說かざるなり」と。有餘師の言く「是の如き四法は、極く能く諸界・趣・生・老・死・世間を長養し、其をして流轉せしむるが故に、立て

【六八】　食の體及び其の蘊・界・處分別。

【六九】　食の名と義とに就きて。

【七〇】　四食以外の有漏法を食と立てざる所以。以下六の異說を上ぐ。

長益の法生ず。轉作すること無しと雖も、而も義俱に立するなり。

〔六五〕問ふ、頗し有る有漏の觸・思・識にして、緣と爲りて諸根を長養し、大種を增益するも、而も食に非ざることありや。答ふ、有り、異界の觸・思・識にして能く諸根と大種とを長養し增益するものをいふ。

問ふ、頗し有る同界の觸・思・識にして緣と爲りて諸根を長養し大種を增益するも、而も食に非ざるものありや。答ふ有り。異地の觸・思・識にして、能く諸根・大種を長養し、增益するものをいふなり。

問ふ、頗し有る同地の觸・思・識にして緣と爲りて諸根を長養し大種を增益するも、而も食に非ざるものありや。答ふ、有り、無漏の觸・思・識にして能く諸根と大種とを長養し增益するものをいふ。〔六六〕

問ふ、何が故に無漏を食と立てざるや。答ふ、諸の無漏法に、食の相無きが故なり。又、法が現前して諸有を增益し、諸有を攝受し、諸有を〔六七〕任持するものなれば、說きて食と爲す可きに、無漏の諸法は諸有を損減し違害し破壞するが故に食と說かざるなり。又、法が現前して、諸有を連續し、老死を連續し能く生死をして輪轉すること無窮ならしむるものなれば、說きて食と爲す可きに、無漏の諸法は諸有を斷息し、老死を斷息して能く生死をして復び輪轉せざらしむるが故に、食と說かず。又、法が現前して、苦集に隨順し、老死に隨順し、能く生死の諸有をして世間に流轉し息まざらしむるものなれば、說きて食と爲す可きも、無漏の諸法は、苦集の滅に隨順し、老死の滅に隨順して、能く生死の諸有をして世間に復び流轉せしめざるが故に食と說かざるなり。又、法が現前するとき、是れ身見の事、是れ顚倒の事、是れ貪愛の事、是れ隨眠の事、是れ貪・瞋・癡の安立足處にして、有垢、有毒、有穢、有濁、有刺、有怨にして諸有の所攝なり、苦集諦に墮すものなれば、說きて食と爲す可きも、無漏の諸法は、身見の事に非ず、顚倒の事に非ず、貪愛の事に非ず、隨眠の事に非ず、貪瞋・癡の安立足處に非ず、無垢、無毒、無穢、無濁、無刺、無怨にして、諸有の所攝に非ず、苦・集諦

【六五】 **非食の觸・思・識が大種と根とを長益することありや。** 非食の法とは、異界・地の法と無漏法とをいふ。異界・異地の法と及び無漏法とは、諸根と大種とを長益することあるも而も後有を牽くこと能はざるが故に、食に非ずと名くるなり。(俱舍十卷參照)

【六六】 **特に無漏を食と立てざる所以及び食の相に就きて。** 以下、無漏が食に非ざる所以を說くと共に、食の相を明かす點注意すべし。

【六七】 大正本には住とあるも、三本宮本に從ひて、任と改めたり。

以て、斷の果と爲すが故に」と。
評して曰く、初説を善と爲す。所以は何ん。此の中には、但、補特伽羅の四大種等の已斷・遍知が何の果に住するやをのみ問ふも、果の攝を問はざるが故に。

第十二節　四食に就きての一般論[六一]

契經中に説く。[六二]「食に四種有り。一に段食、二に觸食、三に意思食、四に識食なり。云何が段食なりやといふに、麁細分段を緣と爲すに由りて、諸根を長養し大種を增益するをいふ。云何が觸・意思・識食なりやといふに、有漏の觸・意思・識を緣と爲し、諸根を長養し大種を增益するをいふ。

[六三]此の中、諸根を長養するとは、長養の諸法を顯し、大種を增益するとは異熟の諸法を顯す。問ふ諸根も亦、增益す可し、有異熟なるが故に。大種も亦、長養す可し、有長養なるが故に。何が故に此の中には唯、是の説のみを作すや。答ふ、諸根と大種とは倶に應に二種の説を作すべくして而も説かざるは當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、種々の文、種々の説を以て義を莊嚴し、解し易からしめんと欲するが故なり。復次に、二門・二階・二略・二明・二炬・二影・二光を現じて、互に相顯示せんと欲すればなり。根に長養を説くが如く、大種も亦、應に爾るべく、大種に增益を説くが如く、根も亦、應に爾るべし。二門等に由りて互に相影するが故に、則ち所説の理通じ、文の要義顯はるゝなり。

[六四]問ふ、所説の長養と增益との如きは、長益法に於て長益すとせんや。不長益法に於て長益すとせんや。若し長益法に於て長益すとせば、彼の長益法に復、何の長益かあらん。若し不長益法に於て長益すとせば、不長益法を云何が長益せん。答ふ、長益法に於て長益するにも非ず、亦、不長益法に於て長益するにも非ず、然も長益と不長益との法は、先に未來に住するをもて、若し長益の緣に遇へば、則ち不長益の法滅して、長益の法生じ、若し不長益の緣に遇へば、則ち長益の法滅して、不

漢果に住してとのみ答へて、別に不還果に住してと説かざるなりとは、この別釋の言はんとする所なり。

【六〇】 此は、此の餘師の解釋に依れば、阿羅漢向の攝とて、不還果の攝とせざるなり。

【六一】 以下の諸節は先に本論に四食に關説せし序いでに、大種と造色とを增益し、長養する四食に就きて、種々の方面より之を詳論せんとするなり。此の中、本節は四食の總論とも稱すべきもの一般を論ぜんとする段なり。

【六二】 四食の説明。
一、段食(Kavaḍīkārāhāra)。
二、觸食(Sparśāhāra)。
三、思食(Saṃcetanāhāra)。
四、識食(Vijñānāhāra)。

【六三】 特に諸根の長養大種の增益といふに就きて。

【六四】 長養し增益するは長益法に於てか不長益法に於てか。

廣說せば前の如し」と。

【本論】[五六]苦根と憂根と段食との已斷・已遍知は、當に何の果に住してと言ふべきや。答ふ、不還果或は、阿羅漢果に住して、或は住する所無くしてなり。

不還果に住してとは、彼の補特伽羅の苦根等の三の已斷・遍知は、學の第三果に住してなるをいひ、阿羅漢果に住してとは、彼の補特伽羅の苦根等の三の已斷・遍知は、無學果に住してなるをいひ、住する所無くしてとは、彼の補特伽羅の苦根等の三の已斷・遍知が、猶、未だ果に住せざるときなるをいふ。即ち諸の異生にして已に欲界の染を離るゝとき、或は先に彼の染を離れて正性離生に入りしものゝ見道中の十五心に住する頃、此等の諸位に住する補特伽羅が苦根等の三を已斷・遍知するは、四沙門果に於て而も猶、未だ住せざればなり。此の中に、漸次を說かざるは、諸位を[五七]無所住と名くればなり。欲界染を離るゝ最後の無間道が生ずる爾の時の苦根等の三は、究竟斷盡し、最後の解脫道時には、此の補特伽羅は必ず不還果に住するを以ての故なり。

【本論】[五八]捨根と觸・思・識食との已斷・已遍知は、當に何の果に住して言ふべきや。答ふ、阿羅漢果に住してなり。

此の中には「或は住する所無くして」と說かず。所以は何ん。非想非々想處の染を離るゝ最後の無間道の生ずる爾の時、捨根と三食とは、究竟して斷盡し、最後の解脫道の時は、此の補特伽羅は必ず阿羅漢果に住するが故なり。

[五九]餘師は此に於て、別の意釋を作して謂く、「此の意は、四大種等の已斷・已遍知は、當に何の果の攝なりといふべきやを問ふなり。此に由りて、四大種等の已斷・遍知は不還果に住してと說かざるなり。先に色染を離れて後に正性離生に入りしものゝ道類智の時、不還果を得ると雖も、而も彼の四大等の離繫は、不還果の攝に非ず。[六〇]不還果は、但、見所斷と及び欲界の修所斷との斷をのみ攝するを

【五六】苦・憂根と段食との已斷遍知は何の果に住してなりや。

【五七】 已に四沙門果の隨一に住すればこれを所住と名くるも、離欲染の異生も亦、漸次なるもの即ち離欲染にして正性離生に入りし見道位中の聖者も共に、未だ果に住せざれば、これを無所住と稱するなり。

【五八】捨根と觸・思・識食の已斷遍知は何の果に住してなりや。

【五九】總じて此の大種等の已斷遍知門に關する別釋。 以上、婆沙論は、大種造色等の已斷已遍知は何の果に住してと言ふべきやを其の言葉のまゝ解釋し來りしかば、大種と造色、尋と伺と有對觸、樂根、喜根の已斷已遍知が何の果に住してなりやを論ぜし際、後に問答を設けて、何故に、先に色界染又は夫々の靜慮地の染を離れて、正性離生に入りしものゝ道類智に達したるもの即ち不還果に住するものを說かざるやを問ひ、これ有餘の說なり等と答へざるを得ざりしも、發智の此の文は、其の表面的字義のまゝ解すべきに非ず。「果に住してと言ふべきや」とは、實は何の果に攝するやを問ふに外ならず。從つて、發智本文は、但、羅

道中の十五心に住する頃、若し漸次なるものをいへば、第三靜慮の染を離るゝ最後の解脱道、第四靜慮の染を離るゝ諸加行道、九無間道、九解脱道、乃至、無所有處の染を離るゝ諸道位につきても應に知るべし亦、爾ることを。非想非々想處の染を離るゝ諸の加行道、九無間道、八解脱道の、此等の諸位に住する補特伽羅の、樂根の已斷・遍知は、四沙門果に於て而も猶、未だ住せざればなり。

問ふ、先に第三靜慮の染を離れて正性離生に入りしものゝ道類智の時、爾時、樂根を已斷遍知する、此の補特伽羅は、不還果に住するに、此の中、何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く、「此の中、漸次に依りて說くとは、廣說せば前の如し」と。

[五四]【本論】 喜根の[五五]已斷・已遍知は、當に何の果に住してと言ふべきや。答ふ、阿羅漢果に住して、或は住する所無くしてなり。

阿羅漢果に住してとは、彼の補特伽羅の喜根の已斷・遍知は、無學果に住してなるをいひ、住する所無くしてとは、彼の補特伽羅の喜根の已斷・遍知が、猶、未だ果に住せずしてなるをいふ。卽ち諸の異生の已に第二靜慮の染を離るゝとき、或は先に彼の染を離れて正性離生に入りしものゝ見道中の十五心に住する頃、若し漸次なるものをいへば、第二靜慮の染を離るゝ最後解脱道、第三靜慮の染を離るゝ諸の加行道、九無間道、九解脱道、乃至無所有處の染を離るゝ諸道位も應に知るべし亦、爾ることを。非想非々想處の染を離るゝ諸の加行道、九無間道、八解脱道の、此等の諸位に住する補特伽羅の、喜根の已斷・遍知は、四沙門果に於て而も猶、未だ住せざればなり。

問ふ、先に第二靜慮の染を離れて正性離生を入りしものゝ道類智の時、爾時、喜根を已斷・遍知する、此の補特伽羅は、不還果に住するに、此の中、何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く、「此の中、漸次に依りて說くとは、

【五四】 喜根の已斷遍知は何の果に住してなりや。
【五五】 以下の本文に發智之を揭げず。

て正性離生に入りし者を說くをいひ、超越者に非ざるをもて、是の故に說かざるなり」と。

[四九]【本論】尋と伺と有對觸との[五〇]已斷・已遍知は、當に何の果に住してなりと言ふべきや。答ふ、阿羅漢果に住して、或は住する所無くしてなり。

阿羅漢果に住してとは、彼の補特伽羅の尋と伺と有對觸との已斷遍知は、無學果に住してなるをいひ、或は住する所無くしてとは、彼の補特伽羅の尋と伺と有對觸との已斷、遍知は、猶、未だ果に住せざるときなるをいふ。即ち諸の異生にして、已に初靜慮の染を離れ、或は先きに彼の染を離れて正性離生に入りしものの、見道中の十五心に住する頃、若し漸次なるものをいへば、初靜慮の染を離れしもの丶最後の解脫道、第二靜慮の染を離れしもの丶諸加行道、九無間道、九解脫道、乃至無所有處の染を離れしものの諸道に就きても、應に知るべし亦爾ることを。非想非々想處の染を離るるもの丶諸加行道、九無間道、八解脫道の、此等の諸位に住する補特伽羅の尋と伺と有對觸との已斷・遍知は、四沙門果に於て、猶、未だ住せざればなり。

[五一]問ふ、先に初靜慮の染を離れて正性離生に入りしものの道類智の時に尋と伺と有對觸とを已斷・遍知する此の補特伽羅は、不還果に住するに、此の中、何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く、「此の中、漸次に依りて說くとは、廣說せば前の如し」と。

[五二]【本論】樂根の[五三]已斷、已遍知は、當に何の果に住してと言ふべきや。答ふ、阿羅漢果に住して、或は住する所無くしてなり。

阿羅漢果に住してとは、彼の補特伽羅の樂根の已斷・遍知は無學果に住してなるをいひ、或は住する所無くしてとは、彼の補特伽羅の樂根の已斷・遍知は、猶、未だ果に住せざるときなるをいふ。即ち諸の異生の已に第三靜慮の染を離るゝとき、或は先に彼の染を離れて正性離生に入りしもの丶見

ては、發智論は但、羅漢果に住するもののみを說けり。然るに、果に住するものにして、この大種と造色との已斷遍知を得するものには、尙、此の外に、先に世俗道を以て色界染を離れて後、見道を經て、道類智に至るもの、即ち不還果に住して此等を已斷遍知するものもあるを以て、玆にこの問起あるなり。

【四九】 尋伺有對觸の已斷遍知は何の果に住してなりや。

【五〇】 以下の本文は發智論にはこれを略して揭げず。

【五一】 前註四八に準じて知れ。

【五二】 樂根の已斷遍知は何の果に住してなりや。

【五三】 以下の本文は、發智之を述べず。

所有處の捨根と三食となれば、應に七定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。四靜慮と前三無色と靜慮中間と初靜慮の近分と非想非々想處の近分とに依りて滅するが故に。

[四一]此の中、諸の七定と靜慮中間とに依りて滅する者は、唯、聖者のみにして異生に非ず、唯、聖道のみにして世俗道に非ず。諸の初靜慮の近分に依りて滅する者は、聖者と及び異生とに通じ、聖道と及び世俗道とに通ず。諸の上七地の近分に依りて滅する者は、聖者と及び異生とに通じ、唯、世俗道のみにして聖道に非ざるなり。

第十一節[四二] 四大種乃至觸・思・識食等の已斷遍知は、何の果に住してなりやに就きて

【本論】[四三]諸の四大種と及び所造色[四四]との已斷已遍知は、當に何の果に住してと言ふべきや。答ふ、阿羅漢果に住して或は住する所無くしてなり。

[四五]阿羅漢果に住してとは、彼の補特伽羅の大種と造色との已斷、遍知は、無學果に住してなるをいふ。[四六]或は住する所無くしてとは、彼の補特伽羅の大種と造色との已斷・遍知は、猶未だ果に住せざる位に於けるをいふ。卽ち諸の異生の已に色界染を離るゝとき、及び先に、彼の染を離れて正性離生に入りしもの、見道中の十五心に住する頃、[四七]若し漸次なるをいへば、第四靜慮の染を離るゝ最後の解脫道、空無邊處の染を離るゝ諸加行道、九無間道、九解脫道、乃至無所有處染を離るゝ諸道につきても應に知るべし亦、爾ることを。非想非々想處の染を離るゝ諸加行道、九無間道、八解脫道の此等の諸位に住する補特伽羅の大種と造色との已斷・遍知は、四沙門果に於て、而も猶・未だ住せざればなり。

[四八]問ふ、先に色界染を離れて正性離生に入り、道類智の時に大種と造色とを已斷・遍知する、此の補特伽羅は、不還果に住するに、此の中、何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く、「此の中、漸次に依りて說くとは、具縛にし

【四一】以下、三界九地所繫の諸法を滅する定の種類に由りての聖凡の判別――。

【四二】本節は本章の最後の問題たる「果に住する」卽ち、前の大種等の七種の已斷遍知は、何の果に住してなりや、果に住せずして已斷遍知する場合は如何ん等を詳述する段なり。

【四三】**四大種と造色との已斷遍知は何の果に住してなりやに就きて。**

【四四】以下の本論は、婆沙これを說くも、發智は、之を省略して、直ちに尋伺云云とせるも、今は、婆沙論の詳述に從ひこれを本文として揭げ置けり。

【四五】**以下、住果者の大種造色の已斷遍知。**

【四六】**以下、果に住せざる者の大種造色の已斷遍知。**

【四七】若し漸次なるをいへばとは、若し超越定等によりて離染せずして初靜慮地の具縛より漸次に、色・無色界の染を離れ行く、上流般涅槃なる不還者の中、特に行無色界者の大種と造色との已斷已遍知を述ぶるなり。（上流般涅槃者につきては婆沙百七十四卷、頁八七五參照せよ）

【四八】以下の問は、住果にて大種と造色との已斷已遍知するものに就き

【本論】[三六]捨根と觸と思と識との食とは、何の定に依りて滅するや。答ふ、七定に依り、或は未至に依り滅するなり。

七定に依りて滅すとは、四靜慮と及び前三無色とに依るをいひ、未至に依りて滅すとは、初靜慮の近分と及び靜慮中間とに依るをいふなり。[三七]此の捨根等は九地の所繫――欲界より乃至非想非々想處をいふ――なるをもて、是の故に非想非々想處の染を離るゝ時に、乃ち究竟して斷ずるなり。然も、彼の染を離るゝは、或は初靜慮の近分に依り、或は靜慮中間に依り、或は四靜慮に依り、或は前三無色に依る。此は唯、聖者のみにして異生に非ず、唯、聖道のみにして世俗道に非ず。此の中に說く究竟所滅の捨根と三食とは、謂く非想非々想處の所繫なるが故に、七定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふなり。[三八]若し欲界所繫の捨根と三食となれば、但、應に未至に依りて滅すとのみ言ふべし、初靜慮の近分に依りて滅するが故に。[三九]初靜慮所繫の捨根と三食となれば、應に初定に依りて、或は未至に依りて滅すと言ふべし。初靜慮と靜慮中間と及び前二靜慮の近分とに依りて滅するが故に。第二靜慮所繫の捨根と三食となれば、應に二定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。前二靜慮と、靜慮中間と、初と及び第三靜慮との近分とに依りて滅するが故に。第三靜慮所繫の捨根と三食となれば、應に三定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。前三靜慮と靜慮中間と、初及び第四靜慮の近分とに依りて滅するが故に。第四靜慮所繫の捨根と三食となれば、應に四定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。四靜慮と靜慮中間と、初靜慮の近分と空無邊處の近分とに依りて滅するが故に。[四〇]空無邊處の捨根と三食となれば、應に五定に依り或は未至に依りて滅すと言ふべし。四靜慮と空無邊處と靜慮中間と初靜慮の近分と、識無邊處の近分とに依りて滅するが故に。識無邊處の捨根と三食となれば、應に六定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。四靜慮と前二無色と靜慮中間と、初靜慮の近分と無所有處の近分とに依りて滅するが故に。無

【三六】**捨根と觸・思・識食との、定に依る滅に就きて。**是れ本章第六問中の最後たる第七種門の論究なり。

【三七】以下捨根と觸食・思食・識食の究竟滅につきて論ず。

【三八】欲界繫の捨根と觸等の三食の滅につき。

【三九】以下、四靜慮繫の捨根と三食との滅につきて。

【四〇】以下、前三無色繫の捨根と三食との滅につきて。

[三二]【本論】 喜根は何の定に依りて滅するや。答ふ、二定に依り、或は未至に依りて滅す。

二定に依りて滅すとは、前二靜慮に依りて滅するをいひ、未至に依りて滅すとは、初靜慮の近分及び靜慮中間と第三靜慮の近分とに依るをいふ。[三三]喜根は三地の所繫——欲界と前二靜慮とをいふ——なるをもて、是の故に、第二靜慮の染を離るゝ時は、乃ち究竟して斷ず。然も彼の染を離るゝは、或は前二靜慮に依り、或は靜慮中間に依り、或は初と及び第三靜慮との近分に依る。若し第三靜慮の近分に依りて彼の染を離るゝ時は、聖者と及び異生とに通じ、唯、世俗道のみにして聖道に非ず。若し餘地に依りて彼の染を離るゝ時は、唯、聖者のみにして異生に非ず、唯、聖道のみにして世俗道に非ざるなり。

此の中に說く、究竟所滅の喜根は、謂く、第二靜慮の所繫なるが故に、二定に依りて、或は未至に依りて滅すといふ。[三四]若し欲界所繫の喜根なれば、但、應に未至に依りて滅すと言ふべし。初靜慮の近分に依りて滅するが故に。初靜慮所繫の喜根なれば、應に初定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。初靜慮と靜慮中間と及び前二靜慮の近分とに依りて滅するが故に。此の中、諸の初靜慮と靜慮中間とに依りて滅するものは、唯、聖者のみにして異生に非ず、唯、聖道のみにして世俗道に非ず。初靜慮の近分に依りて滅するものは、聖者と及び異生とに通じ、聖道と及び世俗道とに通ず。第二靜慮の近分に依りて滅するものは、聖者と異生とに通じ、唯、世俗道にして聖道に非ざるなり。

[三五]【本論】 苦根と憂根と段食とは何の定に依りて滅するや。答ふ、未至に依りて滅す。

謂く、初靜慮の近分なり。苦根等は唯、欲界繫なるを以て、是の故に彼の染を離るゝ時、即ち究竟して斷ず。然も彼の染を離るゝ時は、唯、初靜慮の近分に依る。此は聖者と及び異生とに通じ、聖道と及び世俗道とに通ずるなり。

【三二】 **喜根の、定に依る滅に就きて。** 是れ本章第六問中の第五種門なり。

【三三】 以下喜根の究竟滅につきて論ず。

【三四】 以下喜根の欲界繫と初禪繫とのものの、滅に就きて論ず。

【三五】 **苦根と憂根と段食との定に依る滅に就きて。** 是れ本章第六問中の第六種門に就きての論述なり。

の染を離るゝ時は、唯、聖者にして異生に非ず、唯、聖道にして世俗道に非ず。此の中に說く究竟の所滅の尋と伺と有對觸とは、謂く、初靜慮の所繫なるが故に、初定に依り、或は未至に依りて滅すと言へるなり。[二八] 若し欲界所繫の尋と伺と有對觸となれば、但、應に未至に依りて滅すとのみ言ふべし。初靜慮の近分に依りて滅するが故に。此は聖者と及び異生とに通じ、聖道と及び世俗道とに通ずるなり。

[二九]【本論】樂根は何の定に依りて滅するや。答ふ、三定に依り或は未至に依りて滅す。

三定に依りて滅すとは、前三靜慮に依るをいひ、未至に依りて滅すとは、初靜慮の近分と及び靜慮中間と第四靜慮の近分とに依るを謂ふ。[三〇] 樂根は三地の所繫——欲界と初靜慮と第三靜慮とをいふ——なるをもて、是の故に第三靜慮の染を離るゝ時、乃ち究竟して斷ず。然も彼の染を離るゝは、或は前三靜慮に依り、或は靜慮中間に依り、或は初と及び第四靜慮との近分に依る。若し第四靜慮の近分に依りて彼の染を離るゝ時は、聖者と及び異生とに通じ、但、世俗道のみにして、聖道に非ず。若し餘地に依りて彼の染を離るゝ時は、唯、聖者のみにして異生には非ず。唯、聖道にして世俗道に非ざるなり。此の中に說く究竟所滅の樂根とは、第三靜慮の所繫なるをいふが故に、三定に依り或は未至に依りて滅すと言ふ。

[三一] 若し欲界所繫の樂根なれば、但、應に未至に依りて滅すとのみ言ふべし。初靜慮の近分に依りて滅するが故に。初靜慮所繫の樂根なれば應に初定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし、初靜慮と靜慮中間と及び前二靜慮の近分とに依りて滅するが故に。此の中、諸の初靜慮及び靜慮中間に依りて滅するものは、唯、聖者のみにして異生に非ず。唯、聖道にして世俗道に非ず。諸の初靜慮の近分に依りて滅するものは、聖者と及び異生とに通じ、聖道と及び世俗道に通ず。第二靜慮の近分に依りて滅するものとは、聖者と及び異生とに通じ、唯、世俗道のみにして聖道に非ざるなり。

從つてこれを滅するは欲界と初靜慮との染を離るゝと等しきなり。

【二七】以下尋・伺・有對觸の究竟の滅につきて。

【二八】欲界の尋・伺・有對觸の滅に就きて。

【二九】樂根の定に依る滅に就きて。是れ本章第六問中の第四種門の論究なり。

【三〇】以下樂根の、究竟の滅につきて——欲界と初禪とには五識身と相應する樂根あり、第三禪には意識と相應する樂根あるも、第二禪には樂根無きが故にこゝに說かざるなり（婆沙八十六卷毘曇部十一、頁八八參照）

【三一】以下樂根の、欲界・初禪所繫なるものに就きて。

色とは、謂く第四靜慮の所繫なるが故に、四定に依り、或は未至に依りて滅すと言へるなり。[19]若し欲界所繫の大種と造色となれば、但、未至に依りて滅すとのみ言ふべし。初靜慮の近分に依りて滅するが故に。[20]初靜慮所繫の大種と造色となれば、應に初定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。初靜慮と靜慮中間と及び前二靜慮の近分とに依りて滅するが故に。[21]第二靜慮所繫の大種と造色となれば、應に二定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。前二靜慮と靜慮中間と、初と及び第三靜慮との近分とに依りて滅するが故に。[22]第三靜慮所繫の大種と造色となれば、應に三定に依り、或は未至に依りて滅すと言ふべし。前三靜慮と、靜慮中間と、初と及び第四靜慮との近分とに依りて滅するが故に。應に知るべし、此の中、諸の前三靜慮と及び靜慮中間とに依りて滅する者とは、唯、聖者のみにして異生には非ず、唯、聖道のみにして世俗道に非ず。諸の初靜慮の近分に依りて滅するものとは、聖者と及び異生とに通じ、聖道と世俗道とに通ず。諸の餘の三靜慮の近分に依りて滅する者とは、聖者と及び異生とに通じ、唯、世俗道のみにして聖道に非ざることを。上の七近分には聖道無きが故に」と。

[23]第十節　尋・伺・有對觸乃至觸・思・識食が何定に依りて滅するやに就きて

[24]**【本論】**　尋と伺と[25]有對觸とは、何の定に依りて滅するや。[26]答ふ、初定に依り、或は未至に依りて、滅す。

初定に依りて滅すとは、初靜慮に依るをいひ、未至定に依りて滅すとは、前二靜慮の近分と及び靜慮中間とに依るをいふ。尋と伺と有對觸とは二地の所繫——欲界と初靜慮とをいふ——なるをもて、[27]是の故に初靜慮の染を離るゝ時、乃ち究竟して斷ずるなり。然も彼の染を離るゝは、或は初靜慮に依り、或は靜慮中間に依り、或は前二靜慮の近分に依りて、彼の染を離るゝ時は、聖者と及び異生とに通じ、唯、世俗道にして聖道に非ず。若し餘地に依りて彼

易し。更に以下、靜慮中間と第二靜慮の近分とを區別して論述せることをも併せて記憶し置くべし。

【一九】　欲界繫の大種造色の滅と所依定。

【二〇】　初靜慮所繫の大種造色の滅と所依定。

【二一】　第二靜慮所繫の大種造色の滅と所依定。

【二二】　第三靜慮所繫の大種造色の滅と所依定。

【二三】　本節は本章の第六たる「大種等の七種の、定に依る滅」問題中の第三種以下の五種に就きて、其等が何定に依りて滅するやを論究する段なり。

【二四】　尋伺有對觸の、定に依る滅に就きて、是れ第六問中第三種の、定に依る滅の論なり。

【二五】　有對觸(pratigha-saṃsparśa)とは、眼・耳・鼻・舌・身の五と相應する觸を言ふ。其の所以は、有對の根即ち對境を有する眼等の五根を所依として生ずる觸なるが故なり。(婆沙百四十九、倶舍卷十參照せよ)

【二六】　尋と伺とは共に欲界と初靜慮との繫の心所にして、上地にはなく、有對觸も亦、是は五識身相應の觸なるが故に、初禪以上には無きなり。

や。答ふ、此に由るが故に言ふ、「阿毘達磨は是れ諸の經の鏡、燈、焰、光明なり」と。諸の契經中未だ宣説せざる者は此の中に宣説し、未だ示現せざるものは、此の中に示現す。經説は有餘にして、此の中は無餘、經説には異意有るも、此の中には異意無し。阿毘達磨中の言は多く理を盡せるをもて、此れに由りて經と論との二説は善く通ずればなり。

[一三]大種と造色とは四定に依りて滅すとは、四靜慮に依るをいひ、未至定に依りて滅すとは、初靜慮の近分と及び靜慮中間と、空無邊處の近分とをいふ。此の中、靜慮と無色との近分と、靜慮中間とは、皆未至と名く。並びに未だ勝根本地に入ること能はざるも、而も能く現前に煩惱を斷ずるが故なり。問ふ、契經には唯、根本の名のみを説くに、何に依るが故に、此の中に「未至にも依る」と説くや。[一四]有るが是の説を作す、「此の中、應に四定に依り或は未至に滅すと言ふべく、「未至に依りて」と言ふべからず。而も「依る」と言ふに何の意ありやといへば、此の文字は再び根本地を説くが故なり。四定に依るとは、四依定を説き、未至に依るとは、謂く諸の依を擧げて諸の未至を顯すものにして、卽ち此の未至を依と爲すと説くには非ず。恰も、城に入るや未だ城に入らざるやと説くが如し。城の言を再説すと雖も、別に城の事無し。彼も亦、是の如し」と。[一五]有餘師の説く「此の中の依の言は、總じて諸定を説き、但、根本のみに非ず。皆、能く道の與めに所依と作るが故に。然も七依定は勝に就きて説けるものなり。[一六]而も大種と造色とは五地の所繫――欲界と四靜慮とをいふ――なりと説くをもて、是の故に、[一七]第四靜慮の染を離るゝ時、乃ち究竟して斷ず。然も、彼の第四靜慮の染を離るゝには、或は初靜慮の近分に依り、或は四靜慮に依り、或は靜慮中間に依り、或は空無邊處の近分に依る。若し空無邊處の近分に依りて彼の染を離るゝ時は、[一八]聖者と及び異生とに通じ、唯、世俗道のみにして聖道に非ず。若し餘地に依りて彼の染を離るゝ時は、唯聖者のみにして異生は非ず。唯、聖道のみにして世俗道は非ず。此の中に説く究竟所滅の大種と造

の兩者の斷從つて聖道と世俗道との作用を說くとなすもの。

【一三】**特に四定と未至との語意に就きて、**これに二説あり、一説は、根本定のみを依となすもの、他は、根本定と未至定とを倶に依となす説なり。毘婆沙師は、別に評者の立場を明示せざるも、後者の説に據れるものなり。

【一四】こは依を根本定に限らんとする説――

【一五】こは、依は根本・未至の諸定を表はすとなす説――

【一六】**各地所繫の大種造色の滅(離染)と其の所依定に依る聖凡の分別、**

【一七】以下大種と造色との究竟滅と、其の所依定により、聖凡の判別。

【一八】第四靜慮の染を離るゝに、空無邊處の近分に依りて滅するは聖者と異生(凡)とに通ずといふ中、聖者に就きては、説明する迄もなし。異生が各地の染を離るゝは、必ず世俗道に依り、從つて上地の近分を修するに依りて初めて可能なるも、同地、又は下地の定にては、離染すること能はず。從つて、以下近分定に依りての離染が異生に通ずとさるゝ場合は必ず上地の近分に依るものなるを注意せば解し

「此の中、佛は涅槃を説く、無邊識を不見と説くを以ての故に」と。若し佛、出世して正法を説くこと無くんば、則ち梵王と雖も亦、愚惑多し。若し、佛出世し正法を宣説すれば、則ち八歳の勤策も亦、能く解了す。設し來り問ふもの有り、「長老知るや、諸の四大種は何處に永滅するや」と。彼の勤策が若し大種蘊を誦持するものなれば、卽ち言く、「四定に依り、或は未至に依りて滅す」と。世に若し佛無くんば、此等のこと便ち無きが故に、佛の出世に大功德有るなり。

[九]**【本論】** 諸の四大種と及び所造色とは、何の定に依りて滅するや。答ふ、四定に依り、或は未至に依りて滅す。

[一〇]定を或は道と名け、或は行迹と名け、或は對治と名け、或は作意と名くるも、義に差別無し。滅を或は斷と名け、或は離染と名け、或は名けて盡と爲し、或は離繫と名くるも、義に亦、別無きなり。

[一一]昔、此の部に二論師有り、一に時毘羅と名け、二に瞿沙伐摩と名く。尊者時毘羅是の如き說を作す、「此の中には、但、永斷、無餘斷、無隨縛斷、無少分斷、無影像斷のみを説き、聖者の斷を説くも、異生の斷には非ず。聖道の作用を説くも、世俗道の作用には非ず。所以何んとなれば、七依經に依りて以て斯の論を立つればなり。彼の經には但、根本地のみを説くが故に、異生の斷有ること無し。或は諸の聖者は根本地に依りて世俗道を起して、能く離染するが故なり」と。

[一二]尊者、瞿沙伐摩是の如き說を作す、「此の中には、但、永斷、無餘斷、無隨縛斷、無少分斷、無影像斷のみを説くといふ此の說は理に應ずるも、餘は則ち然らず。所以は何ん。此の中には、通じて諸の聖者の斷と及び異生の斷と、聖道の作用と及び世俗道の作用とを説くが故なり」と。問ふ、「七依經に依りて以て此の論を立つ。彼の經の、唯、諸の根本地のみを説き、異生の斷有ること無し、或は諸の聖者が根本地に依りて世俗道を起して、能く諸の染を離る」といふを、云何に說きて通ぜん

【九】 四大種と所造色とは四定と未至とに依りて滅す。

【一〇】 特に定と滅との種々の異名に就きて

此の中、定(samāpatti)とは、一般的に定義せば、心、常に一境に住し、散亂せず、統一的なる心の狀態をいふ。瑜伽等にて言ふ所の定には、七名ありとせらるゝ、卽ち等引(samāhitā)等持(samādhi)等至(samāpatti)靜慮(dhyāna)心一境性(cittaikāgratā)止(śamatha)現法樂住(dṛṣṭa-dharma-sukha-vihāra)なるも本節にては、此の中の靜慮に就きて主として論ずるもの、從つて、こゝの異名も亦、これに應ずるものと知るべきなり。

【一一】 本論の文意に對する時毘羅の解釋

時毘羅の說は本論文の斷の義は聖者の斷、聖道の作用のみを説くものと解釋するにあり。此の時毘羅の意見に對して次に、尊者瞿沙伐摩の解釋あり毘婆沙師は後者の說を採用するが如し。

尙、時毘羅と瞿沙伐摩の說に關しては婆沙六十卷(毘曇部九、頁三八七)參照すべし。

【一二】 本論の文意に對し、瞿沙伐摩の解釋

——本論文は、聖者と異生と

にて永滅するやを問ふのみ」と。爾の時、大梵は、此の苾芻は、矯亂の言もて卒に能く酬遣するに非ざることを知り、便ち兩手を執りて引きて衆外に出で――「此は是れ諂誑の發する所の身業なり」――衆外に出で已りてより尊者に謝して言く、「我は實には大種の滅處を知らず。然も諸の梵衆は咸く、我は是れ自在作者にして知見せざること無しと謂へり。若し我れ、衆中にて知らずと云はんには、是の諸の梵衆は便ち見て輕蔑せん。尊者自ら失し、近く如來を捨して遠く勞して見問するも、所獲無きを致せり。今は速かに還りて佛に詣うでて請問し、佛の所說の如く正に受持すべし」と。

馬勝、既に梵王の佛を推すを聞きて、歡喜辭退し、復、等持に入り、即ち定心を以て梵世より沒して、欻然として還び誓多林中に出で、定より而して起ち衣服を整理し、世尊の前に往きて恭敬作禮して、四大種は何處にて永滅するやを問へり。[八] 爾の時、世尊は爲めに不見邊際の鳥の喩を說きて、次いで云く、「汝も亦然り、乃至梵宮に遍く所問を請ひて邊際を得ずして、還つて此の中に至ること、猶し彼の鳥の邊際を得ざるが如し。然も汝の所問は問儀*に合せざるをもて、此に隨つて答ふるも亦、答理に乖かん。汝、問はんと欲せば、當に是の如く問ふべし。

四大と短と長と　細と麁と淨と不淨とを
何處に於て永棄するを　色滅し無餘なりと名くるや

と。此の問に隨順して、應に是の如く答ふべし。

識は不見にして無邊　周邊にして廣大の性なり
更に餘の廣大にして　能く此を映奪する者無し
四大と短と長と　細と麁と淨と不淨と
是の處に於て永棄する　色滅して無餘なりと名く

と。有るが說く、「此の中、佛は聖道を說く。世尊は此に於て識の聲を說くが故に」と。有るが說く

【八】四大種の滅に關する佛の教說。

※諸本皆、儀とあるも、こは議の誤寫か。

或は能く了せん、往きて之に問ふべし」と。尊者卽時に四王所に詣で上の如き問を作せしに、皆、知らずと曰ふ。復共に仰いで三十三天衆（Trāyastriṁśā）を推す。三十三天衆も復、帝釋（Śakra devendra）を推す。帝釋も仰いで夜摩天衆（Yāmadevā）を推し、夜摩天衆は蘇夜摩天子（Suyāma devaputra）を推し、蘇夜摩天子は覩史多天衆（Tuṣitadevā）を推し、覩史多天衆は珊覩史多天子（Saṃtuṣitadevaputra）を推す。珊覩史多天子は樂變化天衆（Nirmāṇaratayadevā）を推し、樂變化天衆は妙變化天子（Sunirmāṇaratidevaputra）を推し、妙變化天子は他化自在天衆（Paranirmita vaśavartinā）を推し、他化自在天衆は妙自在天子（Sunirmitavaśavartinadevaputra）を推す。妙自在天子は梵天衆（Brahmakāyikā）を推す。是の如くして尊者は遍ねく六欲天を問ひ竟るも、大種の滅所を知ること能はず。梵世に往かんと欲して勝等持に入り、復、定心を以て自在宮より沒し梵衆天に出で、定よりして起ちて上の如き問を作せり。梵衆咸曰ふ、「我等は知らず、大梵王（Mahā brahmāṇa）有り。是の梵は大梵にして作者化者なり。一切の父と爲り、自在に生育し、大威德を具し、與等者無く、見ず了せず、識らざること有ること無きをもて、彼は定んで能く知るべし。仁、應に往きて問ふべし」と。尊者は卽ち大梵の所在を問ふに、梵衆答へて曰く、「我等も亦、大梵天王の定まりたる所在處を知らず。仁、見んと欲せば隨處に諦め求めよ、卽ち光明有れば中に於て而して現ぜん」と。この時、尊者馬勝、遂に誠心を發し、大梵王の此の衆に於て現ぜんことを願ひしに、時に應じて大梵は卽ち光明を放ちて、便ち自ら化身し、童子の像と爲る。首に五頂を分ち、形貌端嚴なり。梵衆中に在りて光に隨つて而して現る。尊者、前進して問ふて曰く、「大仙よ、諸の四大種は何處にて永滅するや」と。梵王は達せざるをもて、矯亂を作して言く、[七]「苾芻よ、當に知るべし、我は是れ大梵、是れ自在者、作者、化者、生者、養者にして、一切の父たり」と。此は是れ諂誑の發する所の語業なり。尊者告げて曰く、「我は仁が梵なりや非梵なりや等を問はず、但、大種は何處

【七】此の大梵天王の諂誑の發する所の語業に就きては、婆沙第九十八卷（毘曇部十一、頁三七二、第八節「大梵王及び梵衆天の惡見に就きて」）に詳細に論究しあり、就きて見るべし。

巻の第百二十九（第五編　大種蘊）

（大種蘊第五中、大造納息第一之三）

第九節[一]　四大種と造色とは何の定に依りて滅するやに就きて

【本論】　諸の四大種は何の定に依りて滅するや。乃至廣說——。

[二]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、諸佛が世間に出現せば大功德有ることを顯さんと欲するが故なり。施設論に說くが如し、「贍部洲の邊(ほとり)、大海際を繞りて轉輪王の路の、廣さ一踰繕那なるあり。諸の轉輪王、若し世に出でずんば、水に覆沒せられて、能く遊履するもの無きも、若し出世する時は、海水周ねく減ずること一踰繕那にして、此の路乃ち現じ、平飾清淨にして底に金砂を布き、栴檀の香水もて自然に灑潤す。輪王、毎に此の洲を巡らんと欲する時は[三]四軍を導從して、此の路に遊ぶ。是の如く諸佛、未だ出世せざる時は、能く諸の根本地に依りて煩惱を斷ずる者有ること無し。若し佛十力大法輪王、世間に出づる時は、根本地現れ平等清淨にして、[四]覺分の砂を布き、戒・定の水を灑ぎ、佛と無數[五]那庾多（Nayuta）の眷屬とは、之に依りて無畏涅槃の宮に趣入するなり」と。

[六]問ふ、此の中、云何が佛出世せば大功德有ることを顯すや。答ふ、佛、出世せずんば此の問すら尙無し、況んや能く答ふるもの有らんや。佛、昔し室羅筏城に在り、誓多林に住せし時、苾芻有り・名けて馬勝（Aśvajit, Assaji）と曰ふ。是れ阿羅漢なり。獨り靜室に於て是の思惟を作す、「諸の四大種は何處に永滅するや」と。知らんと欲せしが爲めの故に、勝等持に入り、卽ち定心を以て誓多林より沒して、欻然として四大王衆天（Cāturmahārājakāyikā-devā）に出在し、定より出でて而して起つて彼の天衆に問ふ、「諸の四大種は何處に永滅するや」と。天衆答へて曰く、「我等是の四大種が何處にて永滅するやを知らず。然も我が事ふる所の四大天王は、智慧・威德並びに皆殊勝なるをもて、彼れ

【一】　本節は本章の第六問題「大種等の七種の定に依る滅」中の第一種たる四大種と第二種たる造色とは何の定に依りて滅するやに就きて論述する段なり。

【二】　論起の所以としての諸佛出世の功德の顯示。

【三】　四軍とは、象軍、馬軍、車軍、步軍の輪王の四兵をいふ。

【四】　七覺支のこと。

【五】　那庾多とは百萬億と譯さるゝも吾人の算數に從へば第十二位卽ち一千億に當る（倶舍十二卷參照）。

【六】　特に、佛出世の功德の實例——これ馬勝比丘の遍歷と大梵諂誑の言を發すの物語りなり。此の物語に關しては長阿含經第十六、堅固經（大正一、頁一〇二）を參照せよ。

成就し、無色界に生ずる者は、定んで成就せず。無覆無記の色も亦爾り。善の色は色界に生ずる者が定んで成就し、欲・無色界に生ずるものは、或は成就し、或は成就せず。不善の色は色・無色界に生ずるものは定んで成就せざるに、欲界に生ずるものは、或は成就し、或は成就せず。有覆無記の色は、「欲界と無色界に生ずるものは定んで成就せざるに、色界に生ずるものは、或は成就し、或は成就せざるなり。」

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十八

謂く、不善と無覆無記との色を成就するものは必ず欲界に在り。有覆無記と無覆無記との色を成就するものは必ず色界に在るに、一有情にして倶時に二界に生ずるものなきが故なり。

【本論】[二二]若し不善の色を成就するものなれば、彼は有覆無記の色をも成就するや。答ふ、無し。

謂く、不善の色を成就するものは必ず欲界に在り、有覆無記の色を成就するものは必ず色界に在るに、一有情にして倶時に二界に生ずるものは無きが故なり。

【本論】[二三]若し不善の色を成就するものなれば、彼は無覆無記の色をもなりや。答ふ、諸の不善の色を成就するもの、彼は定んで無覆無記の色をも成就す。有るは無覆無記の色を成就するも、不善の色に非ざるものあり。謂く、卵㲉に處するもの、及び胎中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀及び非律儀非不律儀に住して不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは色界に生ずるものなり。

[二四]若し不善の色を成就するものなれば、彼は有覆無記と無覆無記との色をも成就するや。答ふ、無し。

こは上に說けるが如し。

【本論】[二五]若し有覆無記の色を成就するものなれば、彼は無覆無記の色をもなりや。答ふ、諸の有覆無記の色を成就するものなれば、彼は定んで無覆無記の色をも成就す。有るは無覆無記の色を成就するも、有覆無記の色に非ざるものあり。謂く、欲界に生ずるもの、若しくは色界に生じて現に有覆無記の身・語表無きものなり

こは上に說きし所の如し。[二六]總略の義をいへば、謂く、四大種は欲・色界に生ずるものが必定して

【二二】不善色と有覆無記色との成就關係。

【二三】不善色と無覆無記色との成就關係、

【二四】不善色と有覆無覆無記色との成就關係、

【二五】有覆無記色と無覆無記色との成就關係、

【二六】種々の色の成就不成就の總略の說、

し、或は成就せず。云何が成就するやといふに、即ち上に說けるが如し。云何が成就せざるやといふに、謂く、欲界に生じ不律儀に住して善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に不善の身・語表有るもの或は先に有して失せざるもの、善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。[一〇八]若し善の色を成就するものなれば、彼は有覆無記と無覆無記との色をもなりや。答ふ、[一〇九]有るは善の色を成就するも、有覆無記と無覆無記との色に非ざるものあり。諸の聖者の無色界に生ずるものをいふ。*有るは善の色と亦、無覆無記の色とを成就するも、有覆無記の色に非ざるものあり。謂く諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生じ現に有覆無記の身・語表無きものなり。[一一〇]有るは善の色も、亦、有覆無記と無覆無記との色をも成就するものあり。謂く、色界に生じて現に有覆無記の身・語表有るものなり。

設し有覆無記と無覆無記との色を成就するものなれば、彼は善の色をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く、有覆無記と無覆無記との色を成就する者は、必ず色界に在り。色界に在るものは定んで善の色を成就するが故なり。

【本論】[一一一]若し善の色を成就するものなれば、彼は不善と有覆無記と無覆無記との色をも成就するや。答ふ、無し。

【一〇八】善色と有覆・無覆無記色との成就關係　以下三句に分ちて分別せり。
【一〇九】第一句――善色を成就するも無記色を成就せざるもの。
*第二句――善色と無覆無記とを成就し、有覆無記に非ざるもの。
【一一〇】第三句――善色と有覆・無覆無記色を成就するもの。
【一一一】善・不善色と有覆無覆無記色との成就關係。

若し善の色を、成就するもの、彼は不善と有覆無記との色をも成就するや。答ふ、無し。

謂く、不善の色を成就する者は必ず欲界に在り。有覆無記の色を成就するものは必ず色界に在り。一有情にして倶時に二界に生ずるもの無きが故に。

【本論】[一〇三]若し善の色を成就するもの、彼は不善と無覆無記との色をもなりや。答ふ、

[一〇四]有るは善の色を成就するも、不善と有覆無記との色は非らざるものあり、謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

[一〇五]有るは善の色と亦、無覆無記の色とを成就するも、不善の色に非ざるものあり、謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住して不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住し現に善の身・語表有るもの或は先に有して失せざるもの、不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは色界に生ずるものなり。

[一〇六]有るは善の色と亦、不善と無覆無記との色をも成就するものあり。謂く、欲界に生じ律儀に住して現に不善の身・語表あるもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは不律儀に住して現に善の身・語表の有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に善と不善との身・語表の有るもの、或は先に有して失せざるものなり。

[一〇七]設し不善と無覆無記との色を成就するもの、彼は善の色をもなりや。答ふ、或は成就

【一〇三】善色と不善色と無覆無記色との成就關係 以下三句に分ちて分別せり。

【一〇四】第一句——善色のみ成就し他は成就せざるもの。

【一〇五】第二句——善色と無覆色とを成就するも、不善に非ざるもの。

【一〇六】第三句——善・不善色と無覆無記色とを成就するもの。

【一〇七】特に不善と無覆色を成就し、善は然らざるもの。

記の色は非らざるものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生じ現に有覆無記の身・語表無きもの、若しくは諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

九八 若し善の色を成就するもの、彼は無覆無記の色をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、

九九 (一)有るは善の色を成就するも、無覆無記の色に非ざるものあり、謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

一〇〇 (二)有るは無覆無記の色を成就するも、善の色には非ざるものあり、謂く、卵轂に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ不律儀及び非律儀非不律儀に住して善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

一〇一 (三)有るは善の色と亦、無覆無記の色とを成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住するもの、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの、或は先きに有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

一〇二 (四)有るは善の色と及び無覆無記の色をも成就するに非ざるものあり。謂く、諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

【九八】 善色と無覆無記色との成就關係——四句分別あり——

【九九】 第一單句

【一〇〇】 第二單句

【一〇一】 第三俱是句——

【一〇二】 第四俱非句——

聖者の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住して不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若し非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの或は先に有して失せざるもの、不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

九四(二)有るは、不善の色を成就するも、善の色には非らざるものあり。謂く、欲界に生じ不律儀に住して善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に不善の身・語表有るもの或は先に有して失せざるもの、善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

九五(三)有るは善の色と亦、不善の色をも成就するものあり。謂く、欲界に生じ律儀に住して現に不善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは不律儀に住して現に善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に善と不善との身・語表有るもの、或は先に有して失せざるものなり。

九六(四)有るは善の色及び不善の色をも成就せざるものあり、謂く、卵㲉に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ非律儀非不律儀に住して善と不善との身・語表無きもの、設し有せしも而も失せしもの、若しくは諸の異生の無色界に生ずるものなり。

九七若し善の色を成就するもの、彼は有覆無記の色をもなりや。答ふ、諸の有覆無記の色を成就するもの、彼は定んで善の色をも成就す。或は善の色を成就するも、有覆無

【九四】第二單句――

【九五】第三俱是句――

【九六】第四俱非句――

【九七】善色と有覆無記色との成就關係

の、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生じて現に有覆無記の身・語表無きものなり。[八七]有るは大種と亦、善と有覆無記と無覆無記との色とを成就するものあり。謂く、色界に生じて現に有覆無記の身・語表有るものなり。

設し善と有覆無記と無覆無記との色とを成就するもの彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く、此の三色を成就するものは必ず色界に在り。色界に在るものは定んで大種を成就するが故に。

【本論】[八八]若し大種を成就するもの、彼は不善と有覆無記と無覆無記との色をも成就す答る。ふ、無し。

謂く、不善と無覆無記との色を成就する者は必ず欲界に在り。有覆無記と無覆無記との色を成就する者は、必ず色界に在り。一有情にして倶時に二界に生ずるもの無きが故に。

【本論】[八九]若し大種を成就するもの、彼は善と不善と有覆無記と無覆無記との色をも成就するや。答ふ、無し。

謂く、善と不善と無覆無記との色を成就する者は、必ず欲界に在り。善と有覆無記と無覆無記との色を成就する者は、必ず色界に在るた、一有情にして倶時に二界に生ずるもの無きが故に。

[九〇]第八節　善・不善・有覆無記・無覆無記色の相互の成就關係

【本論】[九一]若し善の色を成就するもの、彼は不善の色をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。[九二](一)有るは善色を成就するも、不善色には非ざるものあり。謂く、諸の

【八七】第三句――大種と善色と有覆・無覆無記色を成就するもの。

【八八】大種と不善色と有覆無記色とを成就するもの無し。

【八九】大種と善・不善色と有覆、無覆無記色を成就するものは無し。

【九〇】本節は本章の第五問たる「唯、所造の四を成ずる」即ち善等の四造色の相互の成就關係を論述する段なり。

【九一】善色と不善色との成就關係、――四句分別あり。

【九二】第一單句――

(八二) 有るは大種と亦、不善・無覆無記の色とを成就するも、善の色は非らざるものあり。謂く、欲界に生じ不律儀に住して善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に不善の身・語表有るもの或は先きに有して失せざるもの、善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

(八三) 有るは大種をも成就し、亦、善と不善と無覆無記との色をものものあり。謂く、欲界に生じ律儀に住して現に不善の身・語表あるもの、或は先きに有して失せざるもの、若しくは不律儀に住して現に善の身・語表あるもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に善と不善との身・語表有るもの、或は先に有せしも失せざるものなり。

設し善と不善と無覆無記との色を成就するもの、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く、此の三色を成就するものは必ず欲界に在り。欲界に在る者は定んで大種を成就するが故に。

【本論】(八四) 若し大種を成就するもの、彼は善と有覆無記と無覆無記との色をもなりや。答ふ、(八五) 有るは大種と亦、無覆無記色とを成就するも、善と有覆無記との色とは非らざるものあり、謂く、卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ不律儀及び非律儀非不律儀に住して善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

(八六) 有るは大種・亦、善無覆無記との色とを成就するも、有覆無記の色には非ざるものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住するも

【八二】第三句――大種と不善色と無覆色とを成就するも、善色は非らざるもの。

【八三】第四句――大種と善・不善色と無覆色を成就するもの。

【八四】大種と善と有覆・無覆無記色との成就關係 三句に分ちて分別せり。

【八五】第一句――大種と無覆色とを成就するも、善色と有覆色とに非ざるもの。

【八六】第二句――大種と善色と無覆色とを成就し有覆色を成ぜざるもの。

[七七]有るは大種と亦、有覆無記と無覆無記との色を成就するものあり、謂く、色界に生じ現に有覆無記の身・語表有るものなり。

設し有覆無記と無覆無記との色を成就するもの、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く、此の二無記の色を成就する者は、必ず色界に在り。色界に在る者は、定んで大種を成就するが故に。

【本論】[七八]若し大種を成就するもの、彼は善と不善と有覆無記との色をもなりや。答ふ、無し。

謂く、善と不善との色を成就する者は必ず欲界に在り。善と有覆無記の色とを成就する者は必ず色界に在り。一有情にして倶時に二界に生ずるもの無きが故に。

【本論】[七九]若し大種を成就するもの、彼は善と不善と無覆無記との色をもなりや。答ふ、[八〇]有るは大種をも、亦無覆無記色をも成就するも、善と不善との色は非らざるあり。謂く、卵𪋉に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ非律儀非不律儀に住して善と不善との身、語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。[八一]有るは大種と、亦、善と無覆無記との色とを成就するも、不善の色は非らざるものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住して不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの或は先に有せしも失せざるもの、不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは色界に生ずるものなり。

【七七】第二句、——三種を成就するもの。

【七八】大種と善色と不善色と有覆無記色とを成ずるは無し。

【七九】大種と善・不善色と、無覆無記色との成就關嗣、以下四句に分ちて分別せり。

【八〇】第一句——大種と無記色とを成じ他は成就せざるもの。

【八一】第二句——大種と善色と無記色とを成就するも、不善色は非らざるもの。

【本論】[七一] 若し大種成就するもの、彼は不善と有覆無記との色をもなりや、答ふ、無きなり。

謂く、不善色を成就するものは必ず欲界に在り。有覆無記色を成就するものは必ず色界に在り。一の有情にして、倶時に二界に生ずるもの無きが故に。

【本論】[七二] 若し大種を成就すれば、彼は不善と無覆無記との色をもなりや。答ふ、[七三] 有るは大種と亦無覆無記色とを成就するも、不善色は非ざるものあり。謂く、卵轂に處するもの、及び胎中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀及び非律儀非不律儀に住して不善の身語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは色界に生ずるものなり。

[七四] 有るは大種と亦不善と無覆無記との色を成就するものあり。謂く、欲界に生じ不律儀に住するもの、若しくは律儀及び非律儀非不律儀に住して現に不善の身、語表有るもの、或は先に有して失せざるものなり。

設し不善と無覆無記との色を成就するもの、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く、不善と無覆無記との色を成就する者は、必ず欲界に在り。欲界に在る者は定んで大種を成就するが故なり。

【本論】[七五] 若し大種を成就するもの、彼は有覆無記と無覆無記との色をもなりや。答ふ、[七六] 有るは大種と亦、無覆無記色とを成就するも、有覆無記色は非らざるものあり。

謂く、欲界に生ずるもの、若しくは色界に生じ現に有覆無記の身・語表無きものなり。

【七一】 **大種と不善色と有覆無記色との三を成就するもの無し。**

【七二】 **大種と、不善色と無覆無記との成就關係**　以下二句に分ちて分別せり。

【七三】 第一句――大種と無覆無記色と成就するも、不善色は非らざるもの。

【七四】 第二句――大種、不善色、無覆色の凡てを成就するもの。

【七五】 **大種と有覆無記色と無覆無記色との成就關係**　――以下二句にて分別せり。

【七六】 第一句、――大種と無覆無記色を成就するも、有覆無記色は非らざるもの。

[六七]有るは大種をも亦、善と有覆無記との色をも成就するものあり。謂く、色界に生じて現に有覆無記の身・語表有るものなり。

設し善と有覆無記との色を成就するもの、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。謂く、善と有覆無記との色を成就するものは、必ず色界に在り。色界に在るものは、定んで大種を成就するが故に。

【本論】[六八]若し大種を成就するもの、彼は善と無覆無記との色をもなりや。答ふ、[六九]有るは大種も亦、無覆無記の色をも成就するも、善の色は非ざるものあり、謂く、卵𣫘に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて不律儀及び非律儀非不律儀に住して善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

[七〇]有るは大種と亦、善と無覆無記との色をも成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住して現に善の身、語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

設し善と無覆無記との色を成就するものなれば、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く善と無覆無記との色を成就するものは、必ず欲・色界に在り。欲・色界に在るものは定んで大種を成就するが故に。

【六七】第三句――三の凡てを成就するもの。

【六八】大種と善色と無覆無記色との成就關係　此は二句分別をなす。

【六九】第一句――大種と無覆無記色とを成就するも善色は非らざるもの。

【七〇】第二句――三の凡てを成就するもの。

生じ不律儀に住し善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住するも現に不善の身・語表有るもの或は先きに有して失せざるもの、善の身・語表無きもの、設ひ有せしも而も失するものなり。

[六三] 有るは大種と善・不善色をも成就するものあり、謂く、欲界に生じ律儀に住して現に不善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるもの。若しくは不律儀に住して現に善の身語表有るもの、或は先きに有して而も失せざるもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に善・不善の身・語表有るもの、或は先に有して失せざるものなり。

設じ善・不善の色を成就せば、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

謂く、善・不善色を成就するものは、必ず欲界に在り。欲界に在る者は定んで大種を成就するが故に。

[六四]【本論】若し大種を成就するもの、彼れは善と有覆無記との色をもなりや。答ふ、

[六五] 有るは大種を成就するも、善と有覆無記との色は非らざるものあり。謂く、卵觳に處するもの、若しくは異生にして胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ不律儀及び非律儀非不律儀に住して善の身語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

[六六] 有るは大種と亦、善色とを成就するも、有覆無記色は非らざるものあり、謂く、諸の聖者にして胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住して現に善の身語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生じて現に有覆無記の身、語表無きものなり。

【六三】第四句――大種・善不善色を凡て成就するもの。

【六四】**大種と、善色と有覆無記色との成就關係** 以下三句に分ちて詳論する。

【六五】第一句――大種を成就し善と有覆無記との色に非ざるもの。

【六六】第二句――大種と善色とを成就し、有覆無記色は非らざるもの。

謂く、若し有覆無記色を成就するものなれば、定んで色界に在り。色界に在りて大種を成ぜざるもの有ること無し。必ず身在るが故に。此に出りて順後句の答へを爲すことを得。欲界に生ずるものにして有覆無記の表を起すもの有ること無し。善と染との表業は自[五六]地の身に依るが故に。

【本論】[五七]若し大種を成就するものは、彼は無覆無記色をもなりや。答ふ、是の如し、[五八]設し無覆無記色を成就せば、彼は大種をもなりや。答ふ、是の如し。

大種を成就する者は必ず身根等を成就するを以つての故に。若し身根等を成就するものなれば、必ず大種を成就するが故に。欲・色界に生ずる一切の有情は皆、大種及び無覆無記色を成就するが故に。無色界に生ずるものは、二倶に無きが故に。

【本論】[五九]若し大種を成就するものなれば、彼は善・不善の色をもなりや。答ふ、[六〇]有るは、大種を成就するも、善・不善の色は非らざるものあり。謂く、卵殼に處するもの、若しくは諸の異生にして胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生ずるものにして非律儀非不律儀に住して善・不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

[六一]有るは大種をも亦、善色をも成就するも、不善色は非らざるものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住し不善の身語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に善の身・語表有るもの或は先きに有し失せざるもの、不善の身語表無きもの、設し有せしも失するもの、若しくは色界に生ずるものなり。

[六二]有るは大種をも亦、不善色をも成就するも、善色に非ざるものあり。謂く、欲界に

【五六】大正本に他とあるも、三本宮本に地とあり、今は後者に從ひてかく訂正せり。

【五七】大種と無覆無記色との成就關係。

【五八】此の中、無覆無記色とは、異熟と威儀路と工巧處と通果との四種の色をいふが故に、此の四の隨一を成就するものにして、大種を成就せざるものなければなり。

【五九】大種と、善・不善色との成就關係論。これを以下四句に分ちて詳論す、然も、所謂單、々、倶是、倶非の四句分別には非ず。

【六〇】第一句――大種を成就し、善、不善色に非ざるもの、

【六一】第二句――大種と善色とを成就し、不善色に非ざるもの、

【六二】第三句――大種と不善色とを成就じ善色は非らざるもの。

のにして現に善の身・語表有るものとは、睡眠せず、酔はず、悶えず、加行を捨せず、求めて表業を起すものをいふ。或は先に有して失せざるものとは、謂く、三縁の故なること前に說けるが如し。若しくは色界に生ずるものは、彼は定んで靜慮律儀を成就するが故に、善色を有するなり。

【本論】[五三]（四）有るは大種及び善色をも成就するに非らざるものあり。謂く、諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

無色に生ずるが故に大種を成ぜず、有漏の善色は界を越ゆるとき捨するが故に、無漏の善色は彼れ未だ得せざるが故に。

【本論】[五四]若し大種を成就せば、彼は不善色をもなりや。答ふ、諸の不善色を成就するものは、彼れは定んで大種を成就す。有るは大種を成就するも不善色は非らざるものあり、謂く、卵𡙇に處するもの、及び胎藏に住するもの、若しくは欲界に生ずるものにして律儀と及び非律儀非不律儀に住し不善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するもの、若しくは色界に生ずるもの、なり。

謂く、若し不善色を成就するものなれば、定んで欲界に在り。欲界に在りて大種を成ぜざるは無し。必ず身有るが故に。此に由りて順後句の答へを爲すを得。餘の文句を釋すること上に准じて應に知るべし。

【本論】[五五]若し大種を成就すれば、彼は有覆無記色をもなりや。答ふ、諸の有覆無記色を成就するもの、彼は定んで大種を成就す。有るは大種を成就するも有覆無記色は非らざるものあり。謂く、欲界に生ずるもの、若しくは色界に生ずるものにして現に有覆無記の身・語表無きものなり。

【五三】第四俱非句――

【五四】大種と不善色との成就關係

【五五】大種と有覆無記色との成就關係

卵が迫迮して、尙、動くことすら能はず、況んや能く表を起さんや。然も時に、胎の動轉すること有るは、此れ風力に由るものにして、心の所爲に非ず。表業は必ず心力に由りて起さるればなり。[四六]問ふ、何に緣りて此の位に入定の理なきや。答ふ、此の位の身心は、倶に羸劣なるが故なり、又、入定の加行の緣無きが故なり。忍を得する異生も命終すれば、忍を捨すること、[四七]前の業蘊に已に廣く決擇せしが如し。四生を廣く說くことも亦、[四八]業蘊の如し。若し欲界に生ずるものにして、不律儀と及び非律儀非不律儀に住するもの、善の身・語表無きものとは、睡眠と醉と悶と及び加行を捨して表を起すことを求めざるとをいふ。設し有せしも而も失するものとは、[四九]三緣に由るが故に失するをといふ。一に意樂息むと、二に加行を捨すと、三に限られたる勢の過ぐるとなり。此も亦、[五〇]業蘊に廣說するが如し。

【本論】[五一](二)有るは善色を成就するも、大種は非らざるものあり。謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

是は聖者なるが故に、善色を成就するも、無色に生ずるが故に大種を成就せざればなり。彼の「諸の聖者」とは學と無學とに通ず。學は學の善色を成じ、無學は無學の善色を成ずるなり。

【本論】[五二](三)有るは大種をも成就し、亦善色をも成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身・語表あるもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

胎に住する聖者は、定んで有漏、無漏の無表を成ず。道力强きが故に。若しくは欲界に生じて律儀に住するものとは、所應に隨ひ三律儀に住するものをいふ。不律儀及び非律儀非不律儀に住するも

係、
これに四句分別あり。

【四三】第一單句——

【四四】異生の世俗の法卽ち有漏法は衆同分を捨すると界地を越す時皆捨すればなり。

【四五】特に胎・卵中に住する時表業を起す能はざる所以、

【四六】特に胎・卵に住する時、入定の理無き所以。

【四七】前の業蘊とは婆沙第百二十卷第九節の記述を指す。

【四八】同じく婆沙第百二十卷第十節を指す。

【四九】特に善の身、語表を失する三緣につきて、

【五〇】婆沙百二十二卷第一節を見よ。

【五一】第二單句——

【五二】第三倶是句——

就せざるもの、彼は大種をも成就せざるものあり。有るは大種を成就せざるも、所造色は非らざるあり。謂く諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

[三九] 誰が所造色及び大種を成就せざるやといへば、謂く無色界に生ずる一切の異生なり。彼の界には一切の色有ること無きが故に、又、下界の色をも成就せざるが故に、有漏の諸色は上に生ずれば失するが故に、無漏の諸色は彼れ未だ得せざるが故に。

[四〇] 問ふ、順前句中、何の攝せざる所かありて、而して復、順後句を立つるに順ずるや。答ふ、順前句中、唯、欲色界の一切の有情を攝し、及び無色界の一切の聖者とを攝するも、未だ無色界の一切の異生を攝せず。彼をも攝せんと欲するが爲めの故に、復、順後句を立つるなり。

[四一] 第七節　大種と善等の造色との成就關係

【本論】[四二] 若し大種を成就するものなれば、彼の善色をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。[四三] (一)有るは大種を成就するも、善色は非らざるものあり。謂く、卵㲉に處するもの、若しくは諸の異生の胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ不律儀及び非律儀非不律儀に住し、善の身・語表無きもの、設し有せしも而も失するものなり。

彼の卵㲉に處するものと、胎に住する異生とはその前生の所有の表・無表色を、所依の衆同分を失するに由るが故に一切皆捨し、[四四] 今、此の位に於て・未だ表を起すこと能はず。又、定に入るの理も無きが故に、一切の善色を、成就せざるなり。[四五] 問ふ、何が故に此の位に未だ表業を起すこと能はざるや。答ふ、所依身、極めて羸弱なるを以ての故に、要ず身、強盛なれば能く表業を起せばなり。又、此の位の心、極めて微劣なるが故に。心の麁勝なるものは能く表業を發すればなり。又、此の位の心は内門に轉ずるが故に。心の外門に轉ずるは、能く表業を起せばなり。又、此の位中は、胎、

【三九】大種及び所造色をも成就せざる者に就き

【四〇】以下の問答の意味は、本論が「大種を成就せず」(前句)んば、「彼の所造色をも成就せざる」(後句)やと問ふが故に「大種を成就せずんば、彼の所造色を成就せざるに非ざるものあり」といふ順前句を立つる時は、其の中「大種を成就せず」といふ中に、欲色界の一切の有情の凡てに關説することゝなり、且つ「所造色をも成就せざるに非ざるものあり」といふ中に、無色界の聖者の一切をこれに包攝して論ぜられ居れども、而も、尙大種をも成就せず、亦、所造色をも成就せざる無色界生の異生は、此の句中に何等關説せられざるが故に、順前句のみにては凡てを盡せるものには非ず、故に彼の無色界生の異生をも、凡て包攝して完全なる立論をなさんとすれば勢ひ、こゝに順後句「諸の所成色を成就せざるもの彼は大種をも成就せざるものあり」を立てざるを得ずとなり。

【四一】本節は、本章の第四問たる「大種と造色の善なると、不善なると、有覆無記なると、無覆無記なるとの、成就關係を詳述する段なり。

【四二】大種と善色との成就關

是れ所造にして亦、不斷なれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說くなり。

第六節　大種と所造色との成就關係[30]

【本論】[31]若し大種を成就すれば、彼は所造の色もなりや。答ふ、諸の大種を成就すれば、彼は所造の色をも成就す。有るは所造の色を成就するも、大種は非らざるあり。諸の聖者の無色界に生ずるをいふ。

[32]誰が大種及び所造色を成就するやといへば、謂く、欲・色界の一切の有情なり。此は則ち總說なり。若し別說すれば、或は有る有情は多の大種及び多の造色を成ずるものあり。或は有る有情は少の大種及び少の造色を成ずるものあり。[33]多の大種及び多の造色を成ずるものとは、大海中に、諸の有情所得の身形の、或は百、二百、三百、四百、五、六、七百踰繕那量を有するものゝ如く、[34]羯邏呼、阿素洛王所得の身形の、其の量廣大なるものゝ如く、叉、色究竟天所得の身形の、一萬六千踰繕那量あるが如きをいふ。

[35]少の大種及び少の造色を成ずるものとは、猶、蚊・蟻・水中の虫等、乃至極細にして人の眼の境に非ざるものゝ如きをいふ。

[36]問ふ、何が故に聖者にして無色界に生ずるものは、唯、造色のみを成就するも、大種に非ざるや。答ふ、彼の界は無色にして、叉、他界の大種を成就せず、有漏法は地を越ゆれば捨するを以ての故に。造色は爾らず、無漏に通ずるが故に、異地にても成就す。聖者にして無漏戒を成就せざるもの有ること無し。是の故に、聖の彼の界に生ずるものは、唯、造色のみを成就するなり。中に於て、學は學の[37]隨轉色を成就し、無學は、無學の隨轉色を成就す。

【本論】[38]若し大種を成就せざれば、彼の所造色をもなりや。答ふ、諸の所造色を成

【三〇】本節は本章の第三問たる大と造との成不成問題卽ち大種と造色との成就不成就關係を詳說するなり。

【三一】**大種と所造色の成就關係、**

【三二】**大種と所造色とを成就する有情に就きて、**

【三三】特に多の大種と多の造色を成就するもの――

【三四】羯邏呼(Kalaka)。龍のことか。

【三五】特に少の大種と少の造色とを成就するもの――

【三六】**無色界生の聖者が大種を成就せざる所以**

【三七】隨轉色とは卽ち隨轉戒のことにして、茲にては、聖者は無色界に生ずるも、道俱戒を捨せずして、成就するをいふ。

【三八】**大種と所造色との不成就關係**

れ所造にして亦、學の攝なれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說くなり。

【本論】 幾か無學なりや[25]。答ふ、一の少分なり。

前に說けるが如し。

【本論】 幾か非學非無學なりや[26]。答ふ、九と二の少分となり。

九とは內の五處と及び外の四處とをいひ、二の少分とは觸處と法處とをいふ。諸の觸處は皆、非學非無學の攝なりと雖も、而も一切が皆、是れ所造なるに非ず。若し是れ非學非無學にして亦、所造なれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に少分と說くなり。諸の法處も皆、非學非無學の攝に非ず。亦、一切が皆、是れ所造に非ず。若し是れ非學非無學にして亦、所造なれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說くなり。

【本論】 大種所造の處は幾か見所斷なりや[27]*。答ふ、無し。

必ず、諸色にして見所斷なるもの無きが故に。

【本論】 幾か修所斷なりや[28]。答ふ、九と二の少分となり。

九とは前に說けるが如し。二の少分とは、觸處と法處とをいふ。諸の觸處は皆、修所斷の攝なりと雖も、而も一切が皆、是れ所造なるには非ず。若し修所斷にして亦所造なれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說くなり。諸の法處は皆、修所斷の攝なるにも非ず、亦、一切が皆、是れ所造なるにも非ず。若し修所斷にして亦、所造なれば、是れ此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說くなり。

【本論】 幾か不斷なりや[29]。答ふ、一の少分なり。

法處をいふ。諸の法處は皆、不斷の攝なるにも非ず、亦、一切が皆、是れ所造なるにも非ず。若し

【二五】 大種所造の處の無學なるもの、

【二六】 大種所處の處の非學非無學なるもの、

【二七】 大造所造の處の見所斷なるものは無し、

【二八】 大種所造の處の修所斷なるもの、

【二九】 大種所造の處の不斷なるもの、大種所造の不斷なるものとは道俱戒の無表色をいふ。

【本論】[二〇]幾か無記なりや。答ふ、七と三の少分となり。

七とは、五内處と及び香・味處とをいふ。三の少分とは、色・聲・觸處をいふ。諸の色處は皆、所造の攝なりと雖も、而も一切が皆、是れ無記なるには非ず。若し是れ所造にして亦、無記なるものなれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けり。聲處も亦、爾り。諸の觸處は皆、無記の攝なりと雖も、而も一切が皆、是れ所造には非ず。若し是れ無記にして亦、所造なれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けるなり。

【本論】[二一*]大種所造の處は、幾か欲界繫なりや。答ふ、二と九の少分となり。

二とは香・味處をいふ。九の少分とは、五内處と及び色・聲・觸・法處とをいふ。諸の眼處は皆、所造の攝なりと雖も、而も一切が皆、欲界繫なるに非ず。若し是れ所造にして亦、欲界繫なるものなれば、是は此の所問なるも、餘なれば所問に非ざるが故に、少分と說けり。耳・鼻・舌・身・色・聲處も亦、爾り。諸の觸處は皆、所造の攝にも非ず、亦、一切が皆、欲界繫なるにも非ず。若し是れ所造にして亦、欲界繫なるものなれば、是は此の所問なるも、餘なれば、所問に非ざるが故に、少分と說けり。法處も亦、爾るなり。

【本論】[二二]幾か色界繫なりや。答ふ、九の少分なり。

前に說けるが如し。

【本論】[二三]幾か無色界繫なりや。答ふ、無し。

彼に色無きが故に。

【本論】[二四*]大種所造の處は、幾か學なりや。答ふ、一の少分なり。

法處をいふ。諸の法處は皆、學の所攝なるにも非ず、亦、一切が皆、是れ所造にも非ず。若し是

【二〇】大種所造の處の無記なるもの、

【二一】大種所造の處の欲界繫なるもの、

【二二】大種所造の處の色界繫なるもの、

【二三】大種所造の處の無色界繫なるは無し、

【二四】大種所造の處の學なるもの、

彼は皆有爲なるが故に。

第五節　大種所造の處の三世乃至三斷門分別[一四]

【本論】[一五]大種所造の處は幾か過去なりや。答ふ、十一の少分なり。

意處を除くをいふ。諸の眼處は皆所造の攝なりと雖も、而も一切は皆、過去に在るに非ず。未來・現在世に在るもの有るが故に。若し是れ所造にして亦、過去のものなれば是れ此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けり。耳・鼻・舌・身・色・聲・香・味處も亦、爾り。諸の觸處は皆、所造の攝なるに非ず、亦、一切は皆、過去に在るにも非ず。若し是れ所造にして亦、過去なるものなれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けり。法處も亦、爾り。

【本論】[一六]大種所造の處は幾か未來なりや。答ふ、十一の少分なり。幾か現在なりや。答ふ、十一の少分なり。

過去を說けるが如く、未來・現在を說くも、亦、是の如し。數を有すること等しきが故に。

【本論】[一七]大種所造の處は、幾か善なりや。答ふ、三の少分なり。

色と聲と法との處をいふ。諸の色處は皆、所造の攝なりと雖も、而も一切が皆、是れ善の性なるに非ず。若し是れ所造にして亦、善の性なるものなれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けり。聲處も亦、爾り。諸の法處は皆、所造の處に非ず、亦、一切は皆、是れ善の性なるに非ざるも、若し是れ所造にして亦、善の性なるものなれば、是は此の所問にして、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けり。

【本論】[一八]幾か不善なりや。答ふ、三の少分なり。

[一九]前に說けるが如し。

【一四】本節は本章の第二門たる「大種所造の處は幾かの五の三」問題卽ち大種所造の處は(一)幾か過去・未來・現在なりや、(二)幾か善・不善・無記なりや、(三)幾か欲界繫・色界繫・無色界繫なりや、(四)幾か學・無學・非學非無學なりや、(五)幾か見所斷・修所斷・不斷なるものなりやを論究する段なり。

【一五】大種所造の處の過去なるもの、

【一六】大種所造の處の未來・現在なるもの、

【一七】大種所造の處の善なるもの、

【一八】大種所造の處の不善なるもの、

【一九】前の善なるものにつきて論述せしが如く、不善なるものに就きても論ずるを得となり。

び心心所とをいひ、三に所縁有對にして、心々所をいふ。此の中に說くは障礙有對にして餘には非ざるなり。

【本論】[一〇*]大種所造の處は、幾か有漏なりや。答ふ、九と二の少分となり

九とは前に說けるが如し。二の少分とは觸處と法處とをいふ。諸の觸處は皆、有漏の攝なりと雖も、而も一切は是れ所造の色には非ず。若し所造の色にして亦有漏なるは是れ此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に少分と說けり。諸の法處は皆、有漏の攝なるにも非ず、亦一切が是れ所造の色にも非ず。若し所造の色にして亦、有漏なるものなれば、是れ此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說けり。

【本論】[一一]幾か無漏なりや。答ふ、一の少分なり。

謂く法處なり。諸の法處は皆、無漏の攝なるにも非ず、亦、一切是れ所造の色にも非ず。若し所造の色にして亦、無漏なるものなれば、是れ此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に、少分と說くなり。

【本論】[一二*]大種所造の處は幾か有爲なりや。答ふ、九と二の少分となり。

九とは前に說けるが如し。二の少分とは、觸處と法處とをいふ。諸の觸處は皆、有爲の攝たりと雖も、而も一切は是れ所造の色には非ず。若し所造の色にして亦、有爲なるものなれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に少分と說けり。諸の法處は皆、有爲の攝にも非ず、亦、一切は是れ所造の色にも非ず。若し所造の色にして亦、有爲なるものなれば、是は此の所問なるも、餘は所問に非ざるが故に少分と說けり。

【本論】[一三]幾か無爲なりや。答ふ、無し。

【一〇】大種所造の處の有漏なるもの、

【一一】大種所造の處の無漏なるもの、

【一二】大種所造の處の有爲なるもの、

【一三】大種所造の處に無爲なるものは無し、

【本論】[三]大種所造の處は幾か有見なりや。答ふ、一なり謂く色處なり。[四]問ふ、何が故に色處を名けて有見なりとなすや。答ふ、眼根を見と名く。見の用あるが故に。所見の色處は能見の眼を有するが故に、有見と名く。有主等の如し。或は復、見とは、是れ能顯示にして、色處の相の麁なるを此に在り彼に在りと、その相狀差別を相顯示す可きをいふ。所顯示の色は、能顯示を有するものなるが故に有見と名く。有名等の如し。或は復、見とは、是れ諸の影像なり。唯、色處にのみ影像を有す可きもの有るが故に、有見と名くるも、餘は則ち爾らざればなり。

【本論】[五]幾か無見なりや。答ふ、八と二の少分となり。

八とは眼・耳・鼻・舌・身・聲・香・味處をいひ、二の少分とは、觸處と法處とをいふ。諸の觸處は皆、無見の攝なりと雖も、而も[六]一切は是れ所造の色なるに非ず。若し所造の色にして亦、無見なるものなれば、是は此に問ふ所なるも、餘は問ふ所に非ざるが故に少分と說く。法處も亦、爾り。

【本論】[七]大種所造の處は、幾か有對なりや。答ふ、九と一の少分となり。

九とは、五內處と及び外の四處とをいひ、一の少分とは觸處をいふ。諸の觸處は皆有對の攝なりと雖も、而も一切は是れ所造の色に非ず。若し所造の色にして亦、有對なるものなれば、是は此の所問なるも、餘なれば所問に非ざるが故に、少分と說けるなり。

【本論】[八]幾か無對なりや。答ふ、一の少分なり。

法處をいふ。諸の法處は皆無對の攝なりと雖も、而も一切が是れ所造の色に非ず。若し所造の色にして、亦、無對なれば是れ此の所問なるも、餘なれば所問に非ざるが故に、少分と說けり。[九]然も有對といふに三種あり。一に障礙有對にして、十色處をいひ、二に境界有對にして、五色根と及

【三】**大種所造の處の中の有見なるもの、**

【四】**特に色處を有見と名くる所以、**此の中、有見(sa-nidarśana)とは、いはゞ可見の義なり。

【五】**大種所造中の無見なるもの、**

【六】こは觸處には能造の色たる堅・濕・煖・動を包攝すればなり。

【七】**大種所造の處の有對なるもの、**此の本論中、「大種所造の處は」の一句は發智本文にはこれを略するも婆沙はこれを補說するが故に、今は婆沙に從つて、これを本論中に記入せり。以下※あるはこれに準ず。

【八】**大種所造の處中、無對なるもの、**

【九】**特に有對の三種に就きて、**この有對の三種に就きては、婆沙第七十六卷(毘曇部十、頁二九五)參照すべし。

卷の第百二十八（第五編　大種蘊）

（大種蘊、第五中大造納息第一之二）

第四節　大種所造の處の有見・無見乃至有爲・無爲分別

【本論】大種所造の處は幾か有見にして、幾か無見なりや。

[一]問ふ、何が故に幾か有色にして、幾か無色なりやと問はざるや。答ふ、彼の作論者の意欲爾るが故なり。彼の意欲に隨つて論を造るも、但、法性に違はずんば便ち責むべからず。有るが說く、「所造には無色なるもの無きが故に、問ふて「幾か有色にして幾か無色なりや」と言ふを得ず」と。問ふ、若し爾らば亦、無爲なるものも無きをもて、後に、幾か有爲にして幾か無爲なりやをも問ふべからざるべし。答ふ、亦問ふべからず。而も後に問へるは、當に知るべし彼は是れ有餘の說なることを。有るが說く、「種々の文、種々の說を以て義を莊嚴し、解し易からしめんと欲するが故なり」と。復次に、二門・二階・二略・二明・二炬・二影・二光を以て、互に相顯示せんと欲すればなり。所造には是れ無色なるもの無きが故に問はざるが如く、是の如く所造には是れ無爲なるもの無きが故に、亦、問ふべからず。所造には是れ無爲なるもの無きも而も問ふを得べきが如く、是の如く、所造には是れ無色なるもの無しと雖も、亦、問ふべし。是の如く、二門にて互に相影示し、前後を知らしめ、問答の理を通ぜしむるなり。有餘師の言く、「此の中、所造の諸色の幾が有見なりや等を分別して、既に所造の諸色を擧げて章と爲せしをもて、寧んぞ復び幾か有色なりや等と問ふ可けんや。諸色の言を以て卽ち有色の言を顯はせばなり。色の體は皆、變礙を有するの義なるが故に、彼の色を有するの義の故に有色と名く。「有衣、」及び「有子」等の如きには非ざるなり」と。

【一】本節は、本章の第一問たる、「大種所造の處は幾の四の二」の問題を論究する段にして、卽ち、(一)大種の所造處の幾が有見無見なりや乃至幾が有爲無爲なりやを詳論する段なり。

【二】**大種所造の處の有色無色を問はざる所以**

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十七

而も能く色を造ることとなるべけん。故に色界中には、冷と暖と倶に有るなり。

〔十四〕問ふ、飢と渇との二觸は是れ長養なりとせんや、是れ等流なりとせんや、是れ異熟なりとせんや。健陀羅國の西方師の言く、「長養と等流とに通ずるも、異熟生には非ず。飲と食とを以て能く斷ずるが故に」。阿毘達磨者は、異熟色が斷じ已りて復、續くといふを許さざればなり」と。有るが說く、「飢と渇とも亦、異熟生に通ず、性として飲と食とを以て暫らく斷ずるも、永く斷ずるに非ざるが故に。斷に二種あり、永く斷ずると、暫時斷ずるとをいふ。永く斷ずるは續く可からざるも、暫時斷ずるは非らず。〔十五〕地獄の中、暫らく身分を截ち、異熟生の色斷じ已るも續生するが如くなればなり」と。迦濕彌羅國の諸論師の言く、「飽く時には、彼れ亦、斷ぜざるも、飲と食とが障ゆるが故に覺知す可からず、飲と食と消し已りて還つて覺知すべし」と。

〔十六〕問ふ、若し是れ異熟生なりとせば、善業の果なりとせんや、惡業の果なりとせんや。答ふ、是は二種の果なり。是の故に、富者の飢と渇とは、是れ善業の果なるも、貧者の飢と渇とは、是れ惡業の果なり。

〔十七〕問ふ、飢と渇とは、何處の大種の所造なりや。有るが說く、『腹邊の大種の所造なり。入胎經に、「母腹中に在りては、時として臍の邊に有り。彼の有情類、業の異熟の微風が初めて起ること有るとき、即ち彼の處の大種が能く飢と渇とを造る」と說けばなり』と。有餘師の說く、「遍く身分中の大種は、能く飢と渇とを造る。時に遍く身を擾惱するが故に」と。

【一四】**飢と渇との長養と等流と異熟とによる分別** 此に二說あり、一は健陀羅國の西方師の所說にして飢と渇とは異熟生に非ずとするもの、二は有說と迦濕彌羅國の諸論師の所說にして、異熟生にも通ずとなすものなり。

【一五】等活地獄中にては有情の身分砂利磨擣を蒙むるも、時有りてか涼風吹かれ、血肉還つて生じ、時有りてか、聲を出して等活と唱言するに、彼の諸の有情が欻然として還た活くといふが如きを指すならん。

【一六】**飢と渇とが異熟なりとせば、善惡何れの業の果なりや、**

【一七】**飢と渇とは何處の大種の所造なりやにつき、**

事の自相を一識が能く縁ずるも然も不明了なるのみ」と。

[六八]問ふ、五色根の所依の大種を縁じて、身識を發すや不や。有るが說く、「發さず。五色根は觸す可らざるが故に身識を發さざるが如く、所依の大種も理として亦、應に然るべきなり」と。問ふ、若し爾らば、何が故に說きて身識の所識と爲すや。答ふ、法性に依りて身識の所識と說くなり。未來世の中の身識の境たるが故に。然も現在には、身識を發すの義無きなり。有るが說く、「身根の所依の大種を除けば、皆能く身識を發す。身根の所依なるは極く隣近なるを以ての故に、身識を發すこと能はず。然も他は身識の所緣の境なるが故に、亦、名けて身識の所識と爲すを得るなり」と。

[六九]問ふ、十一種の觸の幾が欲界に在り、幾が色界に在るや。答ふ、二は唯、欲界のみに在り、飢と渴とをいふ。九は欲・色界に通ず。

[七〇]問ふ、若し色界中に重觸有りとせば、何の義を以ての故に、施設論に、「北俱盧洲の衣は重さ一兩、四大王衆天の衣は重さ半兩、三十三天の衣は重さ一銖、夜摩天中の衣は重さ半銖、覩史多天の衣は重さ一銖中の四分の一、樂變化天の衣は重さ一銖中の八分の一、他化自在天の衣は重さ一銖中の十六分の一なり。此の上の天の衣は、皆稱る可からず」と說けるや。有るが說く、「色界の衣は稱る可からずと雖も、而も餘の物は稱る可し」と。有るが說く、「彼の界の[七一]一一の衣は稱る可からずと雖も、多衣積集すれば即ち稱る可し。細縷、輕毛も積集すれば、便ち重きが如し」と。

[七二]問ふ、若し色界中に冷觸有りとせば、彼の施設論に何が故に復、「人と欲天との所有の冷と暖との了知す可きものの如きは、上界には俱に無し」と說けるや。答ふ、[七三]冷に二種あり、一には能く益となり、二には能く損と爲る。彼には能く損となるもの無きも、能く益と爲るものは有り。又、即ち彼の論に「冷と暖とは、上界に俱に無し」と說くも、豈に此の言を以て即ち彼の界にも亦、暖の觸無しと說かんや。若し爾れば、則ち彼の大種は、應に唯、三のみ有りて功用を闕くに非ずして、

【六八】五色根所依の大種を緣じて身識を起すや否や

【六九】十一觸の界分別。

【七〇】特に色界中に重觸有りといふに就きて

【七一】大正本には一衣とあるも、宮本は一一衣とあり。今は後者を取れり。

【七二】特に色界中に冷觸ありといふに就きて、

【七三】特に冷の二種に就きて

冷・飢・渇をいふ。滑とは細軟なるをいひ、澁とは麁強なるをいひ、輕とは稱る可からざるをいひ、重とは稱る可きをいひ、冷とは此に逼らるれば便ち暖の求を起すをいひ、飢とは此に逼らるれば便ち食欲を起すをいひ、渇とは此に逼らるれば、便ち飲の欲を起すをいふなり。

(六五)問ふ、何の大種が増すが故に滑……乃至……渇なりや。有るが是の説を作す、「大種偏へに増すに由るが故に滑……乃至渇なるに非ず。但、大種の性類の差別に由りて滑の果生ずるあり、乃至、渇の果生ずるあり」と。有餘師の説く、『水と火と増すが故に滑なり、地と風と増すが故に澁なり、火と風と増すが故に輕なり、地と水と増すが故に重なり。故に施設論に是の問言を作す。「何に縁りて、活くる時には身、輕く調順なるに、死せば便ち身重く、調順にあらざるや。答へて言く、活くる時には火と風と未だ滅せざるが故に身輕く調順なるも、死後にては身中の火と風とは已に滅するが故に重くして調順ならざるなり」と。水と風と増すが故に冷なり。風増すが故に飢なり、謂く風増すが故に、撃動し、食消え、飢の觸を引きて生ぜしめ、便ち食欲を發すなり。火増すが故に渇なり、謂く、火増すが故に煎迫し飲消え、渇の觸を引きて生ぜしめ、便ち飲欲を發すなり』と。

(六六)問ふ、十一觸中、極多なるは幾を縁じて身識を發生するや。有るが是の説を作す、「一一別に縁じて身識を發生す、十一種の相と用と増すを以ての故に」と。有餘師の言く、「極多なるは五を縁じて身識を發生す。謂く、四大種と滑等の隨一となり」と。復、説者あり、總じて十一を縁ずるも亦、身識を發生す」と。(六七)問ふ、豈に五識は唯、自相の境を取るにあらずや。答ふ、自相に二種あり、一に事の自相と、二に處の自相となり。事の自相に依らば、十一種の觸を縁じて身識を生ずと説くも、處の自相に依らば、五識身は自相の境を取ると説く。是の故に過無きなりと。如是説者はいふ、「十一事を縁ずるも亦、身識を生ず。色處の二十種の事を縁ずるも亦、眼識を生ずるが如く、此も亦、應に爾るべし。故に五識身は通じて總と別とを縁ずるも、而も、五識が共相を取るの過無し。多の

【六五】滑乃至渇と四大種との關係、

【六六】十一觸と身識との關係　以下三の異説ある中婆沙評家は、十一事を縁じて身識を生ずとの第三説を評取せり。

【六七】特に自相の二種説　一、事の自相、二、處の自相

と。大徳說きて曰く、「堅・濕・煖・動の相は是れ大種なり。若し色にして大種を因と爲すも、而も大種の相無きもの、是れ造色なり」と。有餘師の說く、「大種は天帝の如く、造色は天衆の如し。大種は自在の如く、造色は眷屬の如し。大種は王の如く、造色は臣の如し。大種は日・月輪の如く、造色は日の光、月の明の如し。大種は樹身の如く、造色は枝等の如し。大種は牆の如く、造色は影の如し。大種は燈焔の如く、造色は燈明の如し。大種は藕の如く、造色は花の如し。大種は鏡の如く、造色は像の如し。是の故に尊者時毘羅の言く、

根が大種より生ずるは、　燈焔の明を生ずるが如く、
藕の蓮花を生ずるが如く、　鏡の、衆像を生ずるが如し」

と。

阿毘達磨論師の言く、「大種は無見なるに、造色には有見なるあり無見なるあり。大種は有對なるに、造色には有對なるあり無對なるあり。大種は有漏なるに、造色には有漏なるあり無漏なるあり。大種は無記なるに、造色には善なるもの、不善なるもの、無記なるものあり。大種は欲・色界繫なるに、造色には欲・色界繫なるもの及び不繫なるものあり。大種は非學非無學なるに、造色には學なるもの、無學なるもの、非學非無學なるものあり、大種は修所斷なるに、造色には修所斷なるもの、不斷なるものあり。大種は苦・集諦の攝なるに、造色は、苦・集・道諦の攝なり。大種は無異熟なるに、造色は有異熟なると無異熟なるとあり。大種は不染なるに、造色は染なると不染なるとあり。大種は非業なるに、造色は業なると非業なるとあり。諸の是の如き等、大種と造色との二相の差別に無量の門有り」と。

第三節　特に觸處の十一種に關する論究[六三]

觸處の實事に十一種有り、四大種と及び七種の造觸とをいふ。[六四]七種の造觸とは、滑・澁・輕・重・

【六三】本節は特に四大種を攝する觸處には此の大種の外に七種の造色をも攝するを以て此等に就きて詳論する段なり。

【六四】**七種の造觸各論**　七種の造色としての觸は
一、滑(ślakṣṇatva)
二、澁(karkaśatva)
三、輕(laghutva)
四、重(gurutva)
五、冷(śīta)
六、飢(bubhukṣā)
七、渴(pipāsā)
をいふ。但し、倶舍論第一卷にては、飢の代りに饑(jighatsā)を以てせり。

大種は能く七種を造る、謂く、眼處と身處と色・聲・香・味・觸處となり。耳・鼻・舌處の所依なる大種も亦、爾り。身處の所依なる大種は能く六種を造る、謂く、身處と、色・聲・香・味・觸處となり。法處の所依なる大種も亦爾り。色處の所依なる大種は能く五種を造る。謂く色處と聲・香・味・觸處となり。聲・香・味・觸處の所依なる大種も亦、爾り」と。有餘師の說く、「眼處の所依なる大種は能く十一種を造り、乃至法處の所依なる大種も亦、爾り」と。評して曰く、「此の諸說中、初說を善と爲す、謂く、眼處の所依なる大種は唯、眼處のみを造り、乃至法處の所依なる大種は唯、法處のみを造るなり」と。

[六〇] 問ふ、云何が異相の大種が能く同相の造色を造るや。答ふ、別の義を觀ずるが故に、かく說くも亦、失あること無し。謂く、別の義を觀ずるが故に、異相の大種が同相の造色を造ると說き、別の義を觀ずるが故に、同相の大種が異相の造色を造ると說き、別の義を觀ずるが故に、異相の大種が異相の造色を造ると說き、別の義を觀ずるが故に、同相の大種が同相の造色を造ると說くなり。別の義を觀ずるが故に、異相の大種が同相の造色を造ると說くとは、堅・濕・煖・動相の大種が觸相の造色を造るといふ。有るが說く「此は[六一]見相の造色を造るをいふ」と。別の義を觀ずるが故に、同相の大種が異相の造色を造ると說くとは、觸相の大種が十一種の造色を造るを謂ひ、別の義を觀ずるが故に、異相の大種が異相の造色を造ると說くとは、堅・濕・煖・動相の大種が十一種の造色を造るをいひ、別の義を觀ずるが故に、同相の大種が同相の造色を造ると說くとは、觸相の大種が觸相の造色を造るをいふ。有るが說く、「此は見相の造色等を造るをいふなり」と。

[六二] 問ふ、大種と造色との相の別は云何ん。尊者世友是の如き說を作す、「因は是れ大種、果は是れ造色。能生は是れ大種、所生は是れ造色。所依は是れ大種、能依は是れ造色。能相は是れ大種、所相は是れ造色。和合は是れ大種、和合の所生は是れ造色。能建立は是れ大種、所建立は是れ造色なり」

【六〇】 **異相同相の大種が異相同相の造色を造ると言ふに就きて、** 此には觀點の相違に依りて四種の表式が說かる。

【六一】 見相の造色とは、有見の色卽ち眼所對の色の意なり。

【六二】 **大種と造色との相の差別に就きて、** 是れに四種の異說あり、世友と大德と、有餘師と阿毘達磨諸論師との四說なり。

〔五六〕問ふ、頗し有る色にして四大種にも非ず、亦、四大種の所造にも非ざるもの有りや。答ふ、有り、謂く、一・二・三の大種なり。此は是れ色なりと雖も、而も四大種には非ず。唯、一、二、三のみなるが故に。亦、四大種の所造にも非ず。諸の大種は所造に非ざるを以ての故に。

〔五七〕問ふ、何が故に大種は所造に非ざるや。答ふ、能造と所造との性、各別なるが故に、因果異るが故に、能成と所成の性、各別なるが故に。能成と所成との如く、是の如く能引と所引、能生と所生、能作と所作、能和合と所和合、能轉と所轉、能相と所相も當に知るべし亦、爾ることを。有るが説く、「大種が若し是れ所造ならば、三が一を造るとせんや、四が一を造るとせんや。若し三が一を造るとせば、體と用と闕少すべし、云何が能く造らんや。若し四が一を造るとせば、應に地界・等は地・界等を造るべく、則ち自性が自性を觀ずるの過有らん。然も一切法は他性を縁と爲して、能く所作有るも、自體を顧みず。此に由りて大種を所造とは名けざるなり。

〔五八〕諸の四大種に十一種あり。眼處の所依なると、乃至身處の所依なると、色處の所依なると、乃至法處の所依なるとをいふ。諸の所造の色にも亦、十一種有り、眼處と乃至身處と、色處と乃至法處とをいふ。

〔五九〕問ふ、眼處の所依なる大種は、能く幾の所造の色を造り、乃至法處の所依なる大種は、能く幾の所造の色を造るや。答ふ、應に是の説を作すべし、「眼處の所依なる大種は、唯、眼處のみを造り、乃至法處の所依なる大種は唯、法處のみを造る」と。有るが是の説を作す、「眼處の所依なる大種は能く三種を造る、謂く、眼處と身處と觸處となり。耳・鼻・舌處の所依なる大種も亦爾り。身處の所依なる大種は能く二種を造る、謂く、身處と觸處となり。色・聲・香・味・法處の所依なる大種も亦、爾り。觸處の所依なる大種は、唯、觸處のみを造る」と。復、有の一切の大種は皆、能く色と聲と觸とを造り、欲界の大種は、皆、香と味とを造るとせしめんと欲するもの、彼は説く、「眼處の所依なる

【五六】 色にして四大種にも四大種の造色にも非ざるものに就き、

【五七】 大種が所造に非らざる所以、

【五八】 四大種及び所造色に各々十一種あるに就き、

【五九】 造色所依の大種は幾の造色を造るやに就きて、これに四の異説あるも、婆沙評家は初説を評取せり。

雜りて住し、大種は外に在り、造色は中に處するなり」と。問ふ、若し爾らば應に斷截する時、諸の孔隙を見ること、猶し藕を斷ずるが如くなるべけん。答ふ、[五一]孔隙有りと雖も、而も見る可からず。諸の大種は有見に非ざるを以ての故に。所見の孔隙は是れ造色なるが故にと。

[五二]問ふ、諸の內外事の其の相各別なり。內事別なりとは、諸の衆生の若しくは百なる、若しくは千なるが一處に集會するに、威儀、行相各々同じからざるをいひ、外事別なりとは、果や石等が、或は青なり、或は黃なり、或は赤なり、或は白にして、香・味等の相も各々同じからざるをいふ。是の如き相の別は、業の異りに由るとせんや、大種の異りに由るとせんや、造色の異りに由るとせんや。答ふ、俱に三種に由る。異熟因に依るが故に業異るに由ると說き、生因・依因・立因・持因・養因に依るが故に、大種の異るに由ると說き、同類因に依るが故に、造色の異るに由ると說けるなり。

[五三]問ふ、外事の差別は何の業の異るに由るや。答ふ、若し諸の有情にして諸の妙行を行ずるものなれば、外事の行相平直にして、色・香・味・觸、皆悉く美妙なるを感得し、若し諸の有情にして諸の惡行を行ぜば、外事の形相險曲にして、色・香・味・觸、皆、悉く麁弊なるを感得するなり。[五四]問ふ、諸の果や石等の其の相各別にして、青・黃・赤・白・形貌等に異るものあり、或は相似なるもの有るは、何の威力に由るや。答ふ、三の威力に由るも、然も大種の威力强きなり。謂く、諸の大種が不平等なれば、便ち種々の顯と形等の異り有り、若し平等なれば則ち相似なるなり。

[五五]問ふ、諸の有情類の口より發する所の聲は、當に何處の大種の所造と言ふべきや。有るが說く、「喉邊の大種の所造なり」と。有るが說く、「心邊の大種の所造なり」と。有るが說く、「臍邊の大種の所造なり」と。評して曰く、「總說せば、此の聲は一切の身支の大種の所造なり。若し別說せば、輕小語の聲は應に喉邊の大種の所造なりと言ふべく、叱吒、哮吼、號叫等の聲は、應に遍身の大種の所造なりと言ふべし。此等を現に見すとき、擧身、掉動するが故に」と。

【五一】孔隙ありとするも、結局大種は不可見なれば、孔隙とすら見えず、何んとなれば孔隙は、有部に於てはこれ造色中の顯色の一種(空)とするを以て、孔隙を認むれば、已に可見と云はざる可からざればなり。故に結局、微細なるをもて何れにしても不可見なりとの意なり。

【五二】**內外事の相の別は、業と大種と造色との何れの異に由るかに就きて、**此等の三種によりて內外事の相に別ありと。

【五三】**特に外事の相の別の感得に就きて、**

【五四】**特に諸果物石等の相別に就きて、**

【五五】**特に有情の聲は何處の大種の所造なりや、**此の聲は一切の身支の大種の所造なりと評者はいふ。

らん。云何が展轉して倶有因となるに非ざるや。[四七]對法者は、有對の造色は展轉相望むるも倶有因たること無しと說くをもて、許せば則便ち、對法宗の義に違せん。答ふ、應に是の說を作すべし。一の四大種は但、能く一の造色の極微をのみ造ると。問ふ、如何が因は四にして果は一なるを成ぜざるや。因は多く果は少きは理として然るべからざればなり。答ふ、果少くして因の多きは理として亦、失無し。世の現見に、是の如きの類有るが故に。因は四、果は一なるも理に於て違ふこと無きなり。有るが說く、「多を造る」と。問ふ、若し爾らば、一の四大種の所造の色に多くの極微有るべし。云何にして展轉して倶有因とならざるや。答ふ、一果に非ざるが故に、[四八]倶有因となるに非ず。倶有因の法は必ず同一果なるを以ての故に、此は倶有因と成らず、同じく猶豫するが故に」と。評して曰く、「前說の如きを好しとす」と。

[四九]問ふ、大種と造色と云何にして住するや。大種が下に在りて、造色が上に在りとせんや。大種が上に在りて造色が下に在りとせんや。大種と造色とが相雜りて住し、大種は外に在りて造色は中に處すとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、一切に過有り。若し大種が下に在りて造色が上に在りとせば、則ち諸造色の大種に近き者は、大種を以て能造の因と爲す可きも、所造の色中、遠隔に有るものは、如何が大種を以て因と爲す可けんや。若し大種が上に在りて造色が下に在りとせば、則ち應に造色は大種の因と爲るべきも、大種は造色の因と爲るべからざらん。若し大種と造色とが相雜りて住して、大種が外に在り、造色が中に處すとせば、應に斷截する時、[五〇]諸の孔隙を見ること、猶し藕を斷ずるが如かるべけん。有るが說く、「大種は下に在りて因と爲るなり、所依の法は應に爾るべきが故に」と。問ふ、若し爾らば逼近の色に於ては能く造すと說く可きも、隔遠者に於ては云何が造せんや。答ふ、一樹の所有の大種が都て、其の下に在りて諸造色を造すとは說かず。但、一樹の分々に皆大種が下に在り、造色が上に在る有りと說けるのみ、と。有るが是の說を作す、「相

【四六】大正本は色とのみあるも、三本宮本によりて造色となせり。

【四七】對法者云云の論述に關しては、婆沙第十六卷（毘曇部七、頁三一九）を參照せよ。

【四八】倶有因に就きては、婆沙第十六卷（毘曇部七、頁三一九）を見よ。

【四九】**大種と造色との所住の位置に關して**　これに二の異說あり、大種は造色の下にありとする說と、相雜りてありとする說となり。

【五〇】大種と造色とが相雜りて住する時、其の斷截面に諸の孔隙あるべしとの考へは、造色は多く可見なるも、大種は不可見にして眼等の取る所に非ざるを以て、大種の占むべき位の箇所のみ視野の外となりて孔隙の如くなるならんといふにあり。

此も亦、是の如きなり。有餘師の說く、「相に二種有り、一に自相、二に共相なり、堅・濕・煖・動の相は是れ自相にして、色相は是れ共相なり。是の如きの二相は相互に相違せざるが故に、一法に於て立つるも亦、過有ること無し」と。

[四一]問ふ、此の四大種は一切時に於て相離れざるや。答ふ、是の如し、云何にして然りと知るやといふに、[四二]入胎經に說くが如し。「佛、慶喜に告ぐ、初め羯邏藍、若し地界を有して水界無くんば、便ち應に乾散すべきも、今、散ぜざるは水に攝せらるゝが故なり。若し水界を有するも地界無くんば、便ち應に流治すべきも、今、流れざるは、地に持せらるるが故なり。若し地と水とを有するも、火界無くんば、便ち應に臭爛すべきも、今、爛ぜざるは火に熟せらるるが故なり。若し三界を有するも風界無くんば應に增長せざるべきも、今、增長するは、風に動ぜらるゝが故なり」と。問ふ、餘の經の所說を當に云何が通ずべきや。「地界擾亂せば、或は死に至らしめ、或は有情をして死に次ぐの苦を受けしむべし。乃至風界も亦、復、是の如し」と。答ふ、此は、大種の隨一が增す時、能く擾亂を爲すと說くも、四種が時有りて相離ると謂ふには非ざるなり。

[四三]問ふ、此の四大種の品類に幾く有りや。答ふ、品類に四有り。異熟生と長養と等流と變化とを謂ふ。有餘師の說く、「品類に三有り、異熟生と長養と等流とをいふ。其の變化なるは長養の所攝なり」と。復、說者あり、「品類に二有り、異熟生と及び長養とを謂ふ。變化の大種は長養中に入り、等流なるは異熟と長養とに攝入すればなり」と。評して曰く、前の三說に於て、中說を善と爲す。四大種には[四四]二の攝に非ざるもの有るが故に。

[四五]問ふ、一の四大種は、但、一の造色の極微をのみ造るとせんや、能く多の造色の極微を造ると爲んや。若し但、一のみを造るとせば、如何にして因は四にして果は一を成ぜざるや。因多くして果少きは、理として然るべからず。若し能く多を造るとせば、則ち一の四大種所造の[四六]造色には多極微有

とするなり。

【四〇】**一法に二相有りとするに關する論究**　これにも亦、二說あり一說は、一法に多相を許すもの、他は、一法に自相と共相との二相ありとするものなり。

【四一】**四大種の一切時不相離に就きて、**

【四二】入胎經(Garvāvakrāntisūtra) に就きては、根本說一切有部毘奈耶雜事卷第十一、(大正二四、頁二五三、下)を參照せよ。

【四三】**四大種の品類に就きて**　之には三說あり、第一說は、品類に異熟生(vipāka-ja)と、長養 (anupacayika) と等流(naisyandika)と變化(vibhu-tva ?)との四類ありとするもの、第二說は、異熟、長養等流の三種類なりとするもの、第三說は、異熟と長養の二のみとなすものなり。此の中、評家は第二說を取れり。

【四四】二の攝云云とは、異熟と長養との二に包含されざるものありとの意。

【四五】**一の四大種が一の造色の極微を造るや多を造るや**　これに、一の四大種は、一の造色の極微を造となす說と、多のを造るとなす說との二說あるも、婆沙評者は前說を善しとせり。

[三五] 問ふ、造とは是れ何の義なりや。是れ因の義なりとせんや、是れ緣の義なりとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、倶に其の過を見る。若し是れ因の義なれば、此の四大種は所造の色に於て[三六]五因皆無し。如何が能く諸色を造すと言ふ可きや。若し是れ緣の義なれば、諸の所造の色は、各ゝ自體を除く餘の一切法にして、皆是れ此れの增上緣ならざるもの無し。如何が但、大種の所造とのみ言はんや。答ふ、應に是の說を作すべし、「造は是れ因の義なり」と。問ふ、此は造色に於て五因皆無きに、如何が因の義ならんや。答ふ、同類等の五因皆無しと雖も、而も別に餘の五種の因義有り、卽ち[三七]生因・依因・立因・持因・養因をいふ。此に由りて能く造るなり。有餘師の言く、「造とは是れ緣の義なり」と。問ふ、諸の所造色の各ゝ自體を除く餘の法は皆是れ此の增上緣なり。如何が但、大種の所造とのみ言ふや。答ふ、增上緣の義に親なる有り、疎なる有り。近なる有り、遠なる有り。合あり、不合有り。此の生に在るあり、餘生に在るあり。諸の親なる、近なる、合なるものにして此の生に在る者は、說きて名けて因と爲すも、疎なる、遠なる、不合なるものにして餘生に在る者は、說きて名けて緣と爲す。此の義に由るが故に、諸の大種は所造色の爲めに因と增上と爲ると說くも、亦、理に違はざるなり。

[三八] 第二節　四大種と造色との相と業とに就きて

[三九] 問ふ、地・水・火・風は何を相とし、何を業となすや。答ふ、堅は是れ地の相、持は是れ地の業なり。濕は是れ水の相、攝は是れ水の業なり。煖は是れ火の相、熟は是れ火の業なり。動は是れ風の相、長は是れ風の業なり。[四〇] 問ふ、地は是れ堅の相にして、亦、是れ色の相なり――廣說乃至――風は是れ動の相にして亦、是れ色の相なり。如何にして一法に二相有るをうるや。答ふ、有るも亦、失無し。此の理趣は、一法中に於て多相有りと施設し得べきに由るが故なり。一有漏法に卽ち病の如く、癰の如く等……廣說乃至……百四十句の諸の過患の相有りとするに而も失有ること無きが如く、

【三五】 **造の字義に就きて**　これに二說あり、一說は造は因の義なりとなすもの、他はこれを緣の義なりとなすものなり。

【三六】 此に五因とは、六因中能作因を除く同類因等なり。

【三七】 **造の生等の五種の因義**
一、生因(janana hetu)
二、依因(niśraya hetu)
三、立因(pratiṣṭhā hetu)
四、持因(upastambha hetu)
五、養因(upabṛṃhana hetu):
右の五因は、大種が凡ての所造の色に對して有する所の因の義なり。

【三八】 是れ正しく、四大種と造色との一般論にして、大種と造色との相と業(作用)等に關して、諸種の問題を呈し、これを明かにせんとする段なり。

【三九】 **地水火風の相と業に就きて、**
四大種の相と業とを表示せば、
一、地(pṛthivī)は堅(khakkhaṭa, khara)を相とし、持(dhṛti)を業とし、
二、水(ap)は濕(drava)を相とし、攝(saṃgraha)を業とし、
三、火(tejas)は煖(uṣṇa)を相とし、熟(pakti)を業とし、
四、風(vāyu)は動(īraṇa)を相とし、長(vyūhana)を業

るをいふなり。此の中、所説の「諸の所有」の言は、總じて一切の色法を皆盡すことを顯すなり。謂く、所有の色に總じて二種あり、一に四大種、二に所造の色なり。此等を除きて更に第三の色體無し。

[二九]問ふ、何が故に大種は唯、四のみなりや。脇尊者の曰く、「此は責むべからず、所以は何ん。若しくは増すも、若しくは減ずるも倶に亦、疑を生ぜん。疑ふを以ての故に便ち法相に違ふにあらざるをもて、但、聖教に隨ひてのみ唯、四種のみと說きしものなればなり」と。有餘師の說も、「若し四より減ずれば功用便ち闕く、若し四を過ぐるも則ち亦、用無し。方の床座には唯、四足のみ有るが如し」と。

[三〇]問ふ、何が故に大種(Mahā-bhūta)と名くるや。答ふ、大にして而も是れ種なるが故に大種と名く。大地と言ふが如く、大王と言ふが如し。義は別なるも體は同じきをもて[三一]持業釋(Karmadhāraya)に應ず。

[三二]問ふ、云何が大の義なりや、云何が種の義なりや。答ふ、能く減じ能く増し、能く損じ能く益し、體に起と盡と有る、是れを種の義と爲す。體・相・形・量が諸の方域に遍じ、大事業を成ずる、是れを大の義と爲すなり。

[三三]問ふ、此の四は云何が大事業を成ずるや。答ふ、大積聚の造色の興めに依と爲りて、是の大事業を壞せしめ、成ぜしむ。此に由りて、唯、四のみにして、減ぜず増さざるなり。謂く、減ぜば大事業を成ずること能はず、増せば事業に於て復、無用と爲ればなり。[三四]問ふ、餘の法は何に緣りて大種と名けざるや。答ふ、餘は是の如き大種の相無きが故なり。謂く、無爲法は大なるも、而も種には非ず。其の餘は有爲にして種なるも、而も大に非ざるが故に、唯、此の四のみ大種と名くることを得るなり。

【二七】　經所說の「諸所有色は四大種と造色なり」との文義の解釋。

【二八】　特に「諸の所有」の言の二義に就き、一、有餘の義と　二、無餘の義とあり。

【二九】　大種が四種のみなる所以。

【三〇】　大種と名くる所以。

【三一】　玆に持業澤といふは、大種(mahā-bhūta)といふ中の大(mahā)の語が種(bhūta)の語に對して、形容詞としての關係を有すればなり。

【三二】　特に大及び種の字義、

【三三】　四大種のなす大事業に就きて、

【三四】　四大種以外の法を大種と名けざる所以。

本論師は自の意欲に隨ふも、法相に達はざるをもて、先に大と造とを辨ぜり。有るが說く、「有情は此の二種を觀じて、佛法の眞の甘露門に入るが爲めなり。卽ち一に不淨觀、二に持息念にして、不淨觀は造色を觀じ、持息念は大種を觀ずるなり」と。有るが說く、「若し大種と造色とを觀ずれば、漸次に能く佛・獨覺・聲聞の三種菩提を證すればなり。謂く、若し上智を以て彼を觀察するものなれば、上品の身念住を起し、此れより次いで上品の受念住を起し、次に心念住、次に法念住、次に雜緣法念住を起し、次に、煖・頂・忍・世第一法、次に見道を起し、乃至無學道を起すに、皆、上品を以てす。爾の時を名けて上品の善士が無上正等菩提を證得すと爲し、若し中智を以て彼を觀察するものなれば、中品の身念住を起し――廣說乃至――無學道を起すに皆中品を以てす。爾の時を名けて中品の善士が、中品の獨覺菩提を證得すと爲し、若し下智を以て、彼を觀察するものなれば、下品の身念住を起し――廣說乃至――無學道を起すに皆下品を以てす。爾の時を名けて下品の善士が下品の聲聞菩提を證得すと爲す」と。有るが說く、「若し大種と造色とを觀ぜば・便ち能く一切の憍逸を降伏すればなり。謂く、諸の有情は色・族姓・財寶・自在・眷屬等を以ての故に、諸の憍逸を生ず。若し未だ大種等を觀察せざる時は、隨一が現前するとき、その勢力强盛なるも、若し觀察し已れば便ち能く降伏す。所以は何ん、輪王身の所有の大と造との如く、狗等の所有の大と造とも亦、然り。此を觀ずることに由るが故に、便ち憍逸を捨す」と。是の如き等の所說の因緣を以ての故に、此の蘊中、先に大と造とを辨ずるなり。

[二七] 契經中に說く、「諸の所有の色は、皆是れ四大種と及び四大種所造となり」と。[二八]「諸の所有」の言に總じて二種あり、一に有餘の義、二に無餘の義なり。有餘の義とは、世間に、諸の所有の食を、我れ盡く噉はんと欲すと說くが如し。此は但だ噉はんと欲し隨つて得する少分をいふ、無餘の義とは、世間に諸の所有の法を我れ盡く知らんと欲すと說くが如し。此は總じて一切の法相を知らんと欲す

容を表すものと解すべしとせば、所有の我執は是れ色の所造なりといふが如き文は色卽所造となるを以て結局身見は色なりと言はざるを得ざるに至らんとなり。

【二二】 以下、毘婆沙師等の覺天所引の契經の會通。

【二三】 法救の心々所及び色處に關する異說と反駁

法救は心々所無別體論と所造觸及び法處所攝の色無實有論を主張せり。

【二四】 外道の五種の大種論及び其の反駁、

是れ論題提起因由の三なり。

外道には上述の四大の外に虛空を大種の内に攝して、五大種を說くものあり。此の邪說を止めんが爲めに斯の論を起すとは、本論提起の第四因なり。

とは耆那教所傳のSūtrakrtānga に述ぶる四種說中の、第二說としての五大種說(Pañcabhantika) に相當するものにて、アヂタ、ケーサカンバリー(無勝髮褐)の見等の如きを指すものならん。

【二五】 論題提起の因由の五、

【二六】 本納息中、先に大種と造色とに關說する所以、これに以下四異說あり。

【二三】尊者法救は、「大種を離れて別に造色有りと說き、心所法は卽ち是れ心に非ずと說く。然も、彼は「色の中、二の非實有あり、所造觸と及び法處の色とを謂ふ。蘊・處・界を立つることは對法宗の如し」と說く。評して曰く、彼も亦、然らず。諸の所造觸は、餘の造色の如く應に別に有るべきが故に。若し亦、法處所攝の色無くんば、無表戒等有るべからざるが故に。

是の如き二師の所說を止めんと欲するが故に、斯の論を作せるなり。

【二四】有るが說く、「外道の所說を止めんが爲めなり、謂く、外道は大種に五、卽ち前の四と及び虛空と有りと說くも、今は但、四のみなりと說きて、虛空は大種に非ざることを明にするにあり」と。問ふ、何が故に虛空は大種と立てざるや。尊者世友是の釋を作して言はく、「虛空には大種の相無きを以ての故なり。謂く、增有り減有るは是れ大種の相にして、增無く減無きは是れ虛空の相なり。損有り益有るは是れ大種の相にして、損無く益無きは是れ虛空の相なり。興有り衰有るは是れ大種の相にして、興無く衰無きは是れ虛空の相なり。是の故に虛空を大種と立てず」と。尊者妙音是の如き釋を作す、「虛空と大種と其の相各ゝ異る。謂く、有情身中の所有の大種は多く是れ先業の異熟の所生なるに、虛空の體には異熟生の義無きをもて、此に由りて虛空は大種と立てざるなり」と。大德說きて曰く、「虛空は大なりと雖も、而も體は種に非ず。生ずること能はざるが故に。餘の有爲法は能く種と爲ると雖も、而も體は大に非ず。相、遍ぜざるが故に。此に由りて虛空は大種と立てざるなり」と。

是の如く外道の所執を止め、及び自宗を顯さんが爲めの故に、斯の論を作せしなり。

【二五】有餘師の說く、「但、他執を止め自執を顯さんが爲めの故にのみ、斯の論を作せしに非ず。但、法相と相應する義の中に於て、應に明とすべき所を顯はすべきが故に、斯の論を作せり」と。

【二六】問ふ、何が故に此の中、先に大と造とを辨ずるや。答ふ、彼の作論者の意欲爾るが故なり。謂く、

【一三】覺天の所論に立ちての契經の會通及び經證

【一四】前經とは「諸の所有の色は、皆是れ四大種と及び四大種の所造なり」との契經を指す。

【一五】阿毘達磨諸論師の覺天の所引の經の解釋

【一六】こゝに覺天所引の經とは直前の「苾芻よ、當に知るべし觸は二緣に由る云々」を指す。

【一七】妙音の覺天所引の經意の解釋

【一八】脇の覺天所引の經意の解釋――

【一九】以下は、脇尊者の言の延長と見るも不可ならんも、寧ろ、毘婆師一般の總評として、覺天の經意解釋の無理なることを述すと解する方宜しかるべし。

【二〇】「云何が前經の所說は所造色を言ふと證す可けんや」とは前覺天所引經中の所造の言は所造色を意味するには非ずして、已明了位乃至色界を顯すものなり。隨つて、覺天の解するが如く、六觸處は卽ち所造なりと解すべきに非ずとなり。

【二一】「所造の言に若し異り無くんば云々」とは、覺天所引の經中の文意をもて大種と所造と異りなく、必ず同一內

所造、或は此の隨一に由る」とは、謂く、密意をもて、已明了位を說くなり。未明了位と已明了位との如く、是の如く無分別位と有分別位、未可顯位と已可顯位、未可說位と已可說位とも、應に知るべし亦、爾ることを。又、六觸處とは中有位を說き、此の所造等に由るとは本有位を說くなり』と。

[一七]尊者妙音說きて曰く、『彼の經の前に、說く「六觸處」とは、謂く、密意をもて根無缺位を說き、後に說く「此の所造等に由る」とは、密意をもて根有缺位を說くなり』と。

[一八]脇尊者の言く、『「六觸處有り」とは、密意をもて、欲界を說き、「此の所造に由る」とは、密意をもて、色界を說き、「或は此の隨一に由る」とは、密意をもて無色界を說くなり』と。[一九]經義是の如し、[二〇]云何が前經の所說は所造色を言ふなりと證す可けんや。又、[二一]所造の言、若し異りなくんば、餘の經の所說を復、云何が通ずべきや。契經に說くが如し、「尊者圓滿、尊者慶喜に告げて言く、具壽に、當に知るべし、所有の我執は誰の所造なりや、といふに、是れ色の所造なり、是れ受・想・行・識の所造なり」と。我執とは卽ち是れ薩迦耶見なり。若し所造の言に別義無しとせば、豈よ身見は卽ち是れ色等なる可けんや。然も色等を離れて別に我執有るが故に知る、經說の所造の色は、大種に卽するに非ざることを。[二二]問ふ、若し大種を離れて別に造色有りとせば、如何にして彼の覺天所引の經——眼の肉團中に於て地界等有り——を會釋するや。答ふ、彼の經に說く眼根の所依の大種とは眼の體を說かず、又、彼の經に說くものは、世の共に知る所の肉團を眼と名けしものにして、眼根を說きしに非ず。世は、肉團に於て眼の想を轉ずるが故に。尊者妙音も亦、是の說を作す、「世は大種に於て眼根の名を立つ、是れ眼根の所依止なるを以ての故に」と。有餘師の說く、「彼れ所引の經は義に於て防げなし。彼の經は但、眼の肉團中に地等の界有りとのみ說くも、地等は卽ち是れ眼根なりと言はざるをもて、義に於て何ぞ防げん」と。

【四】**論題提起の因由第一。**契經の義を分別せんが爲めなり。
※　中阿第七、大拘絺羅經（大正一、頁四六三、下に「云何知ㇾ色、謂四大及四大造爲ㇾ色」とあり、更に、中阿第七、象跡喩經（大正一、頁四六四、下）に「如何色盛陰、謂有ㇾ色彼一切四大及四大造……」とあり、（M. 28 Mahāhatthipadopamasuttaṁ cf.）
【五】大正本には契經の二字無きも、三本、宮本より之を補へり。
【六】**覺天の色及び心所に關する異說と其の破折**
覺天は（一）色は唯、大種のみにして、造色は、大種の差別に過ぎずとなし、（二）亦、心所は心の差別に過ぎずして心所に別體を認めざるなり、是れ論題提起の因由の第二。
【七】**以下覺天の造色と大種との無別體論**
【八】契經は雜阿含第十一、第二百七十三經（大正二、頁七二、中）參照。
【九】**以下覺天の心、心所無別體論、**
【一〇】**以下覺天の蘊・處・界の建立に就きて、**
【一一】特に界と處との建立に就きて——
【一二】特に蘊の建立に就きて

「心所は卽ち心なり」と說くたり。問ふ、[一〇]彼は復、云何が界・處・蘊を立つるや。答ふ、彼の覺天は是の說を作す、[一一]「諸の四大種の有るは是れ能見なるあり、有るは是れ所見なるあり、乃至有るは是れ能觸なるあり、有るは是れ所觸なるあり。諸の能見なるは、立てゝ眼界と爲し、諸の所見なるは立てゝ色界と爲す、乃至諸の能觸なるは立てゝ身界と爲し、諸の所觸なるは立てゝ觸界と爲す。心中には、有るは眼根に依るあり、乃至有るは意根に依るあり。眼根に依るものは、立てて眼識界とし、乃至意根に依るものは立てゝ意識界とし、卽ち六識身の無間に已滅なるを立てゝ意界と爲す。卽ち心を差別して、有るを名けて受と爲し、有るを名けて想と爲し、有るを名けて思と爲し、并びに三無爲を立てゝ法界と爲す。界の如く處も亦、爾り。[一二]蘊とは、諸の四大種を立てゝ色蘊と爲し、諸の心の差別の、有るを名けて受と爲し、有るを名けて想と爲し、有るを名けて思と爲し、有るを名けて識と爲し、立てゝ四蘊と爲すなり。[一三]問ふ、彼れは云何が契經の所說——諸の所有の色は皆、是れ四大種と及び四大種の所造なり——を通ずるや。答ふ、彼れは是の說を作す、「所造の聲は、四大種を離れて別に所因有るに非ず。卽ち大種に於て所造の聲を立つるなり。云何が然りと知るやといふに、契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、觸は二緣に由る、所謂る眼と色、乃至意と法となり。有る六觸處あり、是れ先きの所爲、是れ先きの所造にして、我は卽ち是れを故業なりと說く。應に知るべし、無聞の異生が此れに觸せらるるに由りて樂を受け苦を受くるは、此の所造か或は此の隨一かに由ることを」と。前の六觸處を離れ、別に第七觸處有りて、而も中に於て所造の聲を立つべきにあらず。卽ち前の六を說きて所造と爲せるなり。[一四]前經も亦、然り、大種を離れて別に所造有るに非ざるをもて、卽ち大種に於て所造の聲を立つるも、我に於て難に非ず』と。

[一五]阿毘達磨諸論師の言はく、『彼れ覺天[一六]所引の經は、別に密意あるをもて、前所引の經を引きて證とす可らず。彼の經の前に說く「六觸處」とは、謂く、密意をもて未明了位を說き、後に言ふ「此の

に對して、其の成就關係を論究するもの、

(五)「唯、所造の四を成ずると」とは、善なると、不善なると、有覆無記なると、無覆無記なるとの、唯、四種の造色のみの相互の成就關係を述ぶるもの、

(六)「大種等の七種の定に依る滅と」とは、(1)大種と、(2)所造色と、(3)尋と伺と有對觸と、(4)樂根と喜根と、(5)苦根と、(6)憂根と段食と、(7)捨根と觸食・思食・識食との七種が何の定に依りて滅するやを論究するをいふ、

(七)「果に住すると」とは、前の大種等の七種の已斷遍知は何の果に住してなりやに就きて問答分別するをいふなり。

【二】本節は、本章の第一問乃至第七問の論究に先ちて、先づ、大種と所造色とに關して斯く種々なる論題を提起して論究するに至りし所以を詳述せんとする段なり。

而して、五種の論起の所以を擧ぐる中に、自ら、大種と造色とに關する種々の異說異解を破して、毘婆沙師の正解とする所を明かに示さんとの意圖あるを見逃すべからず。

【三】章及び解章の義とは註第一に、本章の內容を說明せる中に示せしが如し。

卷の第百二十七（第五編　大種蘊）

（大種蘊第五中、大造納息第一之一）

[一]第一章　大種と所造色との諸種の關係論

[二]第一節　大種・造色論提起の理由に就きて

【本論】 大種所造の處は幾が有見なりや。幾が無見なりや。

是の如き等の[三]章及び解章の義、既に領會し已りぬ。應に廣く分別すべし。

[四]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「[*]諸の所有の色は、皆是れ四大種（Cattāri mahābhūtāni）と、及び四大種の所造（Catunna mahābhūtānaṁ upādāya rūpaṁ）なり」と。[五]契經に是の說を作すと雖も、未だ、大種の所造の處は幾か有見なりや、幾か無見なりや……乃至廣說……を廣く辯ぜず。經は是れ此の論の所依の根本なるをもて、彼れに未だ說かざるものは、今應に之を說くべきが故に、斯の論を作せり。

有るが說く、『餘師の所說を止めんが爲めなり、謂く、此の部內に二論師あり。一は覺天にして、二は法救なり。[六]覺天の所說によれば、「色は唯、大種のみにして、心所は卽ち是れ心なり」と。彼は是の說を作す、「造色は卽ち是れ大種の差別にして、心所は卽ち是れ心の差別なり」と。[七]彼は何が故に是の說を作すやといふに、契經に依るが故なり。[八]契經に說くが如し、「眼の肉團中、若し內の各別の堅性、堅類にして近の有執受なるものなれば、內の地界と名け、乃至各別の動性、動類にして近の有執受なるものなれば、內の風界と名く」と。彼は此の經に依るが故に、「造色は卽ち是れ大種なり」と說く。[九]又、契經に說く、「云何が等持なりや、謂く、善心の一境性なり」と。此に由るが故に、彼は

【一】本章は發智論大造納息初頭の頌文たる
大種所造處　幾四二・五三
大造成不成　成三大對二造四一
唯成二所造四一　大種等七種
依定滅住果
此章願具說の意味する所を其の內容として論究し、最後に、大種と所造色に深き關係を有する四食論を附せり。此の中、
（二）「大種所造の處の幾かの四の二」とは大種所造の處が(1)幾か有見無見なりやと(2)有對無對なりやと(3)有漏無漏なりやと(4)有爲無爲なりやとの四種の二門分別を指し、
（二）「幾かの五の三」とは、大種所造の處は(1)幾か過去・未來・現在なりやと(2)幾か善・不善・無記なりやと、(3)幾か欲界・色界・無色界繫なりやと、(4)幾か學・無學・非學非無學なりやと、(5)幾か見・修・不斷なりやとの、五種の三門分別を意味し、
（三）「大と造との成と不成と」とは、大種と所造色との成就不成就關係論をいひ、
（四）「大を造の四に對して成ずると」とは、大種を造色の善なると、不善なると、有覆無記なると、無覆無記なるとの四

謂く、阿羅漢にして欲・色界に生ずるものなり。

[一三六]（四）、有るは無學の戒を成就するにも非らず、亦、非學非無學の戒にも非らざるものあり。謂く、諸の學者と及び諸の異生との無色界に生ずるものなり。

彼れに無學の戒無し、倶に未だ得せざるが故に。彼の世俗の戒は倶に已に捨するが故に。

[一三七]問ふ、諸の是の戒、彼れは業なりや。答ふ、諸の是の戒、彼れは卽ち業なり。有るは是れ業にして戒に非らざるものあり。[一三八]謂く意業等なり。問ふ、若し處にして戒有れば、彼れに業も有りや。答ふ、若し處にして戒有れば、彼れに業有り、或ひは處にして業有るも戒無きものあり、謂く、無色界等の如し。

問ふ、若し[一三九]戒を成就するものなれば、彼れは業をも成就するや。答ふ、若し戒を成就するものなれば彼れは業を成就す。有るは業を成就するも、戒に非らざるものあり、謂く異生にして無色界に生ずるもの等なり。

問ふ、若し[一四〇]戒を有するものなれば、彼れは業を有するや。答ふ、若し戒を有するものなれば、彼れは業を有するも、或ひは業を有し戒無きものあり。謂く、諸の異生にして、無色界に生ずる等なり。

阿毘達磨大毘沙論卷第百二十六

【一三六】第四倶非句――

【一三七】特に戒と業との關係に就きて

【一三八】戒は身語の二業の色を體とするが故に意業等と云ふなり。此の中、等とは、戒に攝せざる身語の二業にして、無記業等を指す。

【一三九】特に戒と業との成就關係、

【一四〇】特に戒と業との所有關係、

成就す。一切の異生は、定んで學の戒を成就せず、未だ得せざるが故なり。

【本論】[一三〇](三)、有るは學の戒を成就し亦、非學非無學の戒をも成就するものあり。謂く、學者にして欲・色界に生ずるものなり。

一切の學者の欲・色界に在るものは、定んで非學非無學の戒と及び學の戒とを成就す。未だ捨せざるが故なり。

【本論】[一三一](四)、有るは學の戒を成就するにも非らず、亦、非學非無學の戒にも非らざるものあり。謂く阿羅漢と及び諸の異生との無色界に生ずるものなり。

彼れに生ずる阿羅漢は、定んで學の戒を成就せず、已に捨するが故に。彼れに生ずる異生は定んで學の戒を成就せず、未だ得せざるが故に。彼の二は世俗の戒を倶に成就せず、界地を越ゆるとき捨するが故に。

【本論】[一三二]若し無學の戒を成就するものなれば、彼れは非學非無學の戒を成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。[一三三](一)、有るは無學の戒を成就するも、非學非無學の戒に非らざるものあり。謂く、阿羅漢にして無色界に生ずるものなり。

彼れは世俗の戒を界地を越ゆるとき、捨するが故なり。

【本論】[一三四](二)。有るは非學非無學の戒を成就するも、無學の戒に非らざるものあり。謂く、諸の學者と及び諸の異生との欲・色界に生ずるものなり。

學者が欲・色界に在れば定んで世俗の戒を成就し、異生の欲・色界に在るものは、或ひは世俗の戒を成就するものあるも、彼れ等が倶に無學の戒を成就せざるは、倶に未だ得せざるが故なり。

【本論】[一三五](三)、有るは無學の戒を成就し亦、非學非無學の戒をも成就するものあり。

とを體とすといへるなり。他は前述の威儀路、起威儀路に準じて解了すべし。

【一二六】本節は發智自業納息中の最後の問題たる學等の戒の成就論を論究する段にして、附論として、戒と業との關係、成就、所有等につきて論述せり。此の中、學の戒とは有學のみの成就する戒にして、無學の戒とは阿羅漢のみの成就するもの、非學非無學の戒とは、世俗の戒にして、異生も聖者も成就し得る戒なりとす。

【一二七】**學と非學非無學との戒の成就關係**、これに四句分別あり。

【一二八】第一單句——

【一二九】第二單句——

【一三〇】第三倶是句——

【一三一】第四倶非句——

【一三二】**無學と非學非無學との戒の成就關係** 四句分別あり——

【一三三】第一單句——

【一三四】第二單句——

【一三五】第三倶是句——

[一二三]處處に威儀路と及び起威儀路とを說く。威儀路とは、謂く、色・香・味・觸の四處を體と爲す。起威儀路とは、謂く、能く彼を起す意・法の二處を體と爲す。眼・鼻・舌・身の四識は是れ威儀路の加行なるも、起威儀路のには非らず。意識は是れ威儀の加行にして亦、是れ起威儀路なり。又、眼等の四識は、能く威儀路を緣ずるも、[一二四]起威儀路を緣ずること能はず。意識は、能く威儀路を緣じ、亦、起威儀路を緣ず。有餘の此れに由りて引く所の意識は具さに十二處を緣ず。

[一二五]處處に、工巧處と及び起工巧處とを說く。工巧處とは、謂く色・聲・香・味・觸の五處を體と爲す。起工巧處とは、謂く能く彼れを起す意、法の二處を體と爲すなり。眼等の五識は是れ工巧處の加行なるも、起工巧處に非らず。意識は是れ工巧處の加行にして亦、起工巧處なり。又、眼等の五識は能く工巧處を緣ずるも、起工巧處を緣ずること能はず。意識は、能く工巧處を緣じ亦、能く起工巧處をも緣ずるなり。有餘の此れに由る所引の意識は、具さに能く十二處を緣ずるなり。

[一二六]第十三節　學・無學・非二學戒の成就關係論（附、戒と業との相關論）

【本論】[一二七]若し學の戒を成就するものなれば、彼れは非學非無學の戒をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし[一二八]（一）有るは學の戒を成就するも、非學非無學の戒に非らざるものあり。謂く、學者にして無色界に生ずるものなり。

彼の世俗の戒は界地を越ゆるとき捨するが故なり。

【本論】[一二九]（二）、有るは非學非無學の戒を成就するも、學の戒に非らざるものあり。謂く阿羅漢と及び諸の異生との欲・色界に生ずるものなり。

謂く諸の阿羅漢は欲・色界に在れば、定んで、非學非無學の戒を成就し、定んで學の戒を成就せず。已に捨するが故に。若し諸の異生にして欲・色界に在るものなれば、或ひは非學非無學の戒を

【一二三】特に威儀路と起威儀路とに就きて、此の威儀路（airyāpāthaka）といふ中、威儀とは行住坐臥する作用にして、此の行住坐臥する狀態を路と名く、而も此の威儀は色香味觸の四處の上に認識せらるゝが故に、茲に威儀路は色・香・味・觸の四處を體と爲すといふなり。之に對して、起威儀路とは、此の威儀を起す心心所なるを以て、意處と、心所を攝する法處との二處を體とすといふ、此の意を以て、以下を解釋せば解し易からん。

【一二四】起威儀路は心々所法なること前述の如し。而も眼等の前五識は意識等の內法を緣ずること能はざるも、意識は兩者を緣ずればなり。

【一二五】特に、工巧處と起工巧處とに就きて、工巧處（śailpasthānika）は精しく云へば二種に分たる。一は、身工巧にして、彫刻等をいひ、二は語工巧にして詠歌等をいふ。而して身工巧は、色・香・味・觸の四處を體と爲し、語工巧は更に聲を加へ五處を體と爲すが故に、茲に合して「五處を體とす」といへるなり。起工巧處とは此の彫刻・詠歌等の工巧を起す心々所法なれば、卽ち意處と法處

【本論】[一一七]詩とは何の法に名くるや。答へて謂く、如理に轉變する語業と、及び此れの所依たる諸の巧便の智となり。

此の中、詩とは、述詠する所のものに非らずして、但、是れ、所有の能く詠を成ずる法なり。此は能く詠を成ずるが故に說きて詩と爲す。如理に轉變する語業とは、所起の果にして是れ色蘊なるを顯し、所依の巧便の智とは、能起の因にして、卽ち是れ四蘊なるを顯す。是くの如き五蘊を詩の自性と爲すなり。[一一八]問ふ、諸の文頌に於いて何ものか是れ詩にして、何ものか是れ詩に非らざるや。有るが是の說を作す、「佛の語は詩に非らざるも、餘の語は是れ詩なり」と。有餘師の說く「內教は詩に非らざるも、外教は是れ詩なり」と。如是說者はいふ「文と義とが相ひ稱ひて能く、義を引きて利するものは、名けて詩と爲さず、詩とは、此れに翻ずる世間の文頌を謂ふなり」と。

[一一九]第十二節　世間の種々の工巧業に就きて

【本論】世間の種種の工巧業處とは何の法を名くるや。乃至廣說。

[一二〇]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、略文を以つて多義を攝せんと欲するが故なり。謂く、若し諸の工巧業處に隨つて而も廣說せば、多くの言論を生ずるをもて、略言の類を以つて彼れを攝せんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

【本論】[一二一]世間の種種の工巧業處とは何の法を名くるや。答へて謂く、慧を先と爲して彼々を造作する工巧業處と、及び此の所依の諸の巧便の智となり。

此の中、所造の作事を撥ぜずして但、能造の作法のみを顯示せんが爲めなり。彼々を造作する工巧業處とは、所起の果にして身・語・意業を其の所應に隨つて顯す。所依の巧便の智とは、能起の因を顯す。[一二二]是くの如くんば、或ひは五蘊を以つて、或ひは四蘊を以つて其の自性と爲すなり。

【一一七】詩に就きて

【一一八】諸の文頌中、詩と非詩との判別に就きて

【一一九】本節は發智自業納息中の世間の工業處論、卽ち正しくは無覆無記業としての世間の種々の工巧業處を簡略に論示せんとする段なり。

【一二〇】論起の理由。

【一二一】世間の種々の工巧業處の定義　工巧業處とは、一口にいへば、果として工巧處を起す所の無覆無記の業と、其の所依となる智とを含めて言ふ。

【一二二】是の如んば或は五蘊云云とは、果を起す所の身業又は語業意業と、其の所依の巧便智とを以て、工巧業處となせば五蘊を以て自性となし、若し意業のみと其の所依の巧便智とを工巧業處となせば、四蘊を以て自性となせばなり。

便ち少葉を取りて而も之れを藏匿す。慶喜、城を出ずるとき、外道は重ねて問へり。仁、向に數へし所は定んで幾何なりとせんやと。慶喜報じて言く、吾は前に已に說けり。外道復た曰く、請ふ、重ねて之れを陳べよと。尊者、樹を看、尋いで復た答へて曰く、先には爾所有りしも、今は若干少しと。外道欣然として謝して歎じて曰く、知數第一なるは、唯、其の人のみなりと信ずと。又、波羅衍拏の如し。纔かに佛の頷を見て、便ち言く、「此は決定して妙齒四十を有す」と。斯くの如く、數を解するもの、其の類、寔に多し。如理に轉變する意業とは、所起の果を顯し、所依の巧便の智とは、能起の因を顯す。是くの如き四蘊を數の自性と爲すなり。

【二五】算に就きて

【本論】 二五 算とは、何の法を名くるや。答へて謂く、如理に轉變する語業と。及び此の所依の諸の巧便の智となり。

此の中、算とは、所算の一・十・百・千・萬・億等の法を謂ふに非らずして、但、是は所有の能算の法のみなり。此の能算の法の故に、說きて算と爲すなり。如理に轉變する語業とは、所起の果にして卽ち是れ色蘊なることを顯し、所依の巧便の智とは能起の因にして卽ち是れ四蘊なることを顯す。是くの如き五蘊を算の自性と爲すなり。

【二六】印に就きて

【本論】 二六 印とは何の法を名くるや。答へて謂く、如理に轉變する身業と、及び此の所依の諸の巧便の智となり。

此の中、印とは、所造の印に非らずして但、是れ所有の能造の印法なり。此は能く印を成ずるが故に說きて印と爲す。如理に轉變する身業とは、所起の果にして、卽ち是れ色蘊なるを顯し、所依の巧便の智とは、能起の因にして、卽ち是れ四蘊なるを顯す。是くの如き五蘊を印の自性と爲すなり。

此の論の中には廣く勝義の自性・差別を辯ずるをもて、此の論を作す者は唯、勝義のみを善くするも、世俗に閑はずとの疑を生ずること有ること勿らしめ、論者は勝義と世俗とに倶に善く了達することを顯はさんが爲めに、斯の論を作すなり。

【本論】[一一一]書とは何の法を名くるや。答へて謂く、如理に轉變する身業と、及び此の所依の諸の巧便の智となり。

此の中、書とは、所造の字に非らず、但、是れ所有の能造の字法なり。此は能く字を成ずるが故に説きて書と爲す。如理に轉變する身業とは、所起の果にして、即ち是れ色蘊なることを顯し、所依の巧便の智とは、能起の因にして、即ち是れ四蘊なることを顯す。是くの如き五蘊を書の自性と爲すなり。

【本論】[一一二]數とは何の法を名くるや。答ふ、如理に轉變する意業と、及び此の所依の諸の巧便の智となり。

此の中、數とは、所數の稻・麻等の物の百千等の數を謂ふには非らずして、但、是れ所有の能數の法なり。此の能數の法なるが故に、說きて數と爲す。佛弟子中、尊者慶喜(Ānanda)は善く數法を解すること、餘の過ぎざる所なり。曾て、一時に於て乞食の爲めの故に、衣鉢を執持して[一一三]廣嚴城に趣く。時に、城門の前に一外道有り、遙かに慶喜を見、竊かに念言を作す、「此の沙門は解數第一なりと承る。吾れ今、當に實に爾りとせんやを當に試むべし」と。時に城門の邊に一大樹の枝・葉繁茂するもの有り、[一一四]諾瞿陀と名く。外道は前に趣き樹を指して問ふ。汝、今、此の葉の數の幾何なるやを知るやと。尊者は仰顧し、尋いで之れに答へて曰く、今此の樹葉は若干百千なりと。言ひ已りて城に入る。後に於いて外道は是の思惟を作す。何の理ありてか彼の言の虛實を驗知するやと。

長阿含第十、大緣方便經に當るか。

【一〇六】此ゝに般若といふは、現在の般若經を指すか？倘研究の餘地あり。

【一〇七】希法に就きて、阿浮多達磨と音譯し、未曾有法とも意譯す。

【一〇八】論議に就きて、優婆提舍とも音譯し、義說法義等とも意譯さる。

【一〇九】本節は發智自業納息中の書等の論、正しくは、世俗に言ふ所の書・數・算・印・詩等を身・語・意業としての方面より論議せんとするにあり。

【一一〇】論題提起の所以

【一一一】書に就きて

【一一二】數に就きて

【一一三】廣嚴城は即ち毘舍離(Vesali)のこと。

【一一四】諾瞿陀(Nyagrodha)は榕樹(Ficus indica)なり。

[97]譬喩とは云何ん。謂く諸の經中に說く所の種種衆多の譬喩にして、[98]長譬喩、大譬喩等の如く、[99]大涅槃にては持律者の說なりといふが如し。

[100]本事とは云何ん。謂く諸の[101]經中、前際に見聞せし所の事を宣說するなり。說くが如し「過去に大王都有り[102]有香茅(Kusāvatī)と名け、王を善見(Mahāsudarśana)と名く。過去に佛有り、毘鉢尸(Vipaśyī)と名け、諸の弟子の爲めに是くの如き法を說く。過去に佛有り。名けて式企(Śikhī)毘濕縛浮(Viśvabhū)羯洛迦孫馱(Krakucchanda)羯諾迦牟尼(Kanakamuni)迦葉波(Kāśyapa)と爲し、諸の弟子の爲めに是くの如き法を說く」と。是くの如き等なり。

[103]本生とは云何ん。謂く諸の經中に、過去に經し所の生の事を宣說するなり。卽ち熊となり鹿となる等の諸の本生經の如く、佛、提婆達多に因みて、五百の本生事を說くが如き等なり。

[104]方廣とは云何ん。謂く諸の經中、廣く種種甚深の法義を說くなり。[105]五三經・梵網・幻網・五蘊・六處・大因緣等の如し。脇尊者の言く、「此の中、[106]般若を說きて方廣と名く、事用大なるが故に」と。

[107]希法とは云何ん、謂く諸の經中に三寶等の甚だ希有の事を說くものなり。有餘師の說く「諸の弟子等が世尊の希有の功德を讚歎するものなり。舍利子が世尊の無上の功德を讚歎し、尊者慶喜が世尊の甚だ希有なる法を讚歎するが如し」と。

[108]論議とは云何ん。謂く、諸の經中の默說・大說等の敎へを決判するなり。又、佛、一時、略して經を說き已りて便ち靜室に入り宴默すること多時なるに、諸の大聲聞は共に一處に集りて各、種種の異れる文句の義を以って、佛の說を解釋するが如きものなり。

[109]第十一節　書・數・算・印・詩に就きて

【本論】　書とは何の法を名くるや。∴乃至廣說。

[110]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く

【九七】**譬喩に就きて。**阿波陀那と音譯さる。

【九八】長譬喩とは智度論第三十四卷(大正二五、頁三〇五、中)には中阿含中の長阿波陀那經とあり、大譬喩とは同じく智度論には長阿含中の大阿波陀那とあるに相當す。

【九九】大涅槃云云とは、慈恩の義林章二の十二分章に依るに、涅槃經にては譬喩とは但、律の中の譬喩のみを指すとの意味なり。

【一〇〇】**本事に就きて。**伊帝弗多迦と音譯し、如是語とも意譯す。

【一〇一】例せば D. N. 16. Mahāparinibbāna S.(II, 147)の如し。

【一〇二】今の Kusināra の地なりといふ。

【一〇三】**本生に就きて。**闍多迦とも音譯す。

【一〇四】**方廣に就きて**　毘佛略、又は毘佛羅等とも音譯し、方等とも意譯す。

【一〇五】五三經は中阿含第五十八、大拘絺羅經に相當し、梵網經は長阿含第十四の梵動經に、幻網經は長阿含第十二の自歡喜經に、五蘊經は雜阿含第十卷第十經卽ち第二百六十五經に、六處經は中阿含第四十二分別六處經に、大因緣經は、中阿含第二十四大因緣經及び

蘊の生滅に達する時　　心は煩惱を解脫す」

と。

(八九)記說とは云何ん。謂く諸の經中、諸の弟子が問ひ、如來が記說し、或ひは、如來が問ひ、弟子が記說し、或ひは弟子が問ひ、弟子が記說するをいふ。化と諸天等との問と記も亦、然り。若しくは諸經中の(九〇)四種問記、若しくは所證、所生の處を記する等のものなり。

(九一)伽他とは云何ん。謂く、諸の經中の結句・諷頌・彼彼の所說にして、卽ち(九二)麟頌等なり。伽他に言ふが如し。

親愛、怨憎に習近せば　　便ち貪欲及び瞋恚を生ず

故に諸の智者は倶にこれを遠避し　　獨處に經行すること*麟角の如し

と。

(九三)自說とは云何ん。謂く諸の經中、憂喜の中に因りて世尊が自から說くなり。喜事に因るとは、佛一時、野象王を見て、便ち自から頌して曰ふが如し。

象王は曠野に居し　　放暢して心に憂ひ無し

智士は閑林に處して　　逍遙し、志恬寂なり

と。憂事因るとは、佛、一時、老夫妻を見て、便ち自から頌して曰ふが如し。

「少にして梵行を修せざれば　　聖の財・寶を喪失す

今、二老鶴の　　共に一枯池を守るが如し」と。

(九四)因緣とは云何ん。謂く諸の經中、諸の因緣に遇ひて所說有るものなり。(九五)義品等の種々の因緣の如し。毘奈耶に是くの如き說を作すが如し。(九六)「善財子等が最初に犯罪するに由りて、是の故に世尊は、苾芻僧を集めて學處を制立す」と。

【八九】記說に就きて。和迦羅那と音譯し、記別とも解釋とも分別とも意譯す。

【九〇】四種問記とは、一向記・分別記・反詰記・捨置記をいふ。詳しくは婆沙第十五卷（毘曇部七、頁二九四以下）を見よ。

【九一】伽他に就きて。伽陀とも作り、頌・諷頌など譯さる。

【九二】麟頌とは獨り偈文のみありて長行を伴はざること、麟の一つの角のみを有するが如きをいふ。

＊因みに、大正本には麟は鱗とあるも三本宮本に從ひてかく訂正せり。以下＊印あるは之に準ず。

【九三】自說に就きて。優陀那とも音譯され、憂事と喜事との二緣に由りて佛が心中に感じ觀ずるまゝを自ら說けるものをいふ。

【九四】因緣に就きて。尼陀那と音譯さるゝもの、一言にいへば因緣談なり。

【九五】義品とは、支謙譯の義足經に相當するもの。

【九六】善財子は（Sudhana-putra?）。

此は則ち總じて佛教の作用を顯はすなり。

〔八五〕【本論】 契經（Sūtra）應頌（Geya）記說（Vyākaraṇa）伽他（Gāthā）自說（Udāna）因緣（Nidāna）譬喩（Avadāna）本事（Itivṛttaka）本生（Jātaka）方廣（Vaipulya）希法（Abhūtadharma）論議（Upadeśa）は何の法に名くるや。答へて謂く、名身・句身・文身の次第に行列し次第に安布し次第に連合するものなり。

是れを佛教の作用の差別と名く。

〔八六〕契經とは云何ん。謂く、諸の經中の、散說の文句なり。說くが如し、「諸行は無常なり。諸法は無我なり。涅槃は寂靜なり等」と。問ふ、〔八七〕契經に何の義有りや。答ふ、此を略して說けば二義有り。一には結集の義にして、二には刊定の義なり。結集の義とは、謂く佛の語言は、能く義を攝持すること、花鬘の縷の如し。結鬘者が縷を以つて花を結び、衆生の首に冠らすに、久しく遺散すること無きが如く、是くの如く、佛教は義門を結集して有情の心に冠らすに、久しく忘失すること無きなり。刊定の義とは、謂く、佛の語言は能く義を裁斷すること、匠の繩墨の如し。工巧者が、衆材を繩墨して正邪を了し易からしめ、曲を去りて直を留むるが如く、是くの如く佛教は、義門を刊定して是非を了し易からしめ、惡を去り、善を留むるなり。

〔八八〕應頌とは云何ん。謂く、諸の經中、前の散說の契經の文句に依りて、後に結びて頌と爲し、而も、之れを諷誦す、即ち文を結集し、品を結集する等なり。世尊の苾芻衆に告げて言ふが如し、「我れは知見にて能く諸漏を盡くすと說くも、若し知見無くして、能く漏を盡くすとは、是の處り有ること無し」と。世尊が散說する此の文句は、已に復た結びて頌と爲して、諷誦して言く、

「知見有るものは漏を盡くすも　知見無きものは然らず

〔八五〕**十二分教に就きて。**是れ佛教の作用に就きての別論として顯示せるもの。蓋し此の十二分教の內容說明に關しては種々の異說あるも、今は專ら本毘婆沙の解釋が其の中最も有力なるものゝ一なることを注意し置くに止めん。此に就きて新らしき研究多きも、古きものにては、大智度論第三十三卷（大正二五、頁三〇六以下）あり、更に多くの諸文獻を集めて解說せるものにして手近なるものには、慈恩の大乘法苑義林章第二、十二分章あり。參照すべし。

〔八六〕**契經に就きて。**修多又は修多羅とも音譯す。

〔八七〕**特に契經の二義**——結集の義と刊定の義となり。

〔八八〕**應頌に就きて。**祇夜とも音譯し、偈頌を含む經即ち偈と長行とを併含するものをいふ。

言乃至語表なり。

問ふ、佛教中に於て、何ものが善にして、何ものが無記なりや。答ふ、阿毘達磨・素怛纜藏は多分に是れ善にして、毘奈耶藏は多分に無記なり。世尊の說くが如し、「門は應に關にて閉すべく、衣鉢は當に竹架、龍牙に置くべし」と、是くの如き等の言は皆、無記なるが故に。有るが說く『佛教にして若し所化の爲めに說くものなれば、應に知るべし是れ善なることを。若し餘事の爲めに說くものなれば、是れ則ち無記なり、世尊の、阿難陀に告げて言ふが如し、「汝、往きて觀よ、天雨るとせんや、雨(あめふ)らざるや、園中、何が故に、高聲し、大聲するや」と』。是の如き等の言は、皆無記なるが故に。有るが說く「佛の敎にして、若し功を用ひて說くものなれば、應に知るべし、是れ善なることを。若し任運に說くものなれば、是れ則ち無記なることを」と。有るが說く「佛の敎にして、力・無畏等の攝受する所のものなれば、應に知るべし、是れ善なることを。力・無畏等が攝受せざるものなれば、是れ則ち無記なり」と。[八一] 聲聞・獨覺の善心より發する語にては、善と無記との心とが、俱に究竟することを得、無記心より發する語にては、無記と善との心が俱に究竟することを得。佛の善心より發する語にては、善心のみが究竟し、無記心より發する語にては無記と善との心が俱に究竟することを得るも、定んで善心より發する語にて、無記心が究竟するものは無し。諸佛の說法には增すこと有るも減ずること無きが故に、佛の所作業には定んで萎退無きが故に。

【本論】[八二] 佛敎とは、何の法を名くるや。乃至廣說。

[八三] 問ふ、何が故に復、此の論を作すや。答ふ、前は、佛教の自體を顯示すと雖も而も未だ、佛教の作用を顯示せざるをもて、今、顯示せんが爲めの故に斯の論を作すなり。

[八四]【本論】 佛敎とは、何の法を名くるや。答へて謂く、名身・句身・文身の次第に行列し、次第に安布し、次第に連合するものなり。

【八一】 三乘の發す語表業と俱に究竟する心に就きて。

【八二】 佛敎の作用に就きて。前に佛敎の自體に就きて論ぜるが故に、以下は、其の佛敎の作用の方面を論ぜんとするにあり。

【八三】 以下論起の所以——

【八四】 こは佛敎の作用につきての總論なり。

是れ語業なれば、[七五]次後の所說を當に云何んが通ずべきや。說くが如し「佛敎とは何法を名くるや。答ふ、名身・句身・文身の次第の行列、次第の安布、次第の連合を謂ふなり」と。伽他の所說を復、云何んが通ずるや。說くが如し、[七六]「欲を頌の因と爲す、文は、卽ち是れ字、頌は名に依りて轉じ、造者を依と爲す」と。若し是れ名等なりとせば、此の文の所說を當に云何んが通ずるや、說くが如し「佛敎とは云何ん。謂く佛の語言乃至語表、是れを佛敎と謂ふなり」と。答ふ、應に是の說を作すべし「語業を體と爲す」と。問ふ、若し爾らば、次後の所說を當に云何んが通ずべきや。說くが如し、「佛敎とは何の法を名くるや。答へて云く、名身・句身・乃至廣說」と。答ふ、後の文は佛敎の作用を顯はさんが爲めにして、佛敎の自體を開示せんと欲するにあらず。謂く名、句、文身を次第に行列し安布し連合するは是れ佛敎の用なり。問ふ、伽他の所說を復、云何んが通ずるや。答ふ、有るは名に於て轉ずるものあり、有るは義に於いて轉ずるものあるに、此の中は且らく名に於いて轉ずるものを說くなり。有るが說く「佛敎は名等を體と爲す」と。問ふ、若し爾らば、此の文の所說を當に云何んが通ずべきや、說くが如し「佛敎とは云何ん、謂く佛の語言乃至廣說」と。答ふ、展轉因に依るが故に是の說を作す。世の子孫が展轉して生ずる法の如し、謂く、語は名を起し、名は能く義を顯せばなり。如是說者はいふ「語業を體と爲す、佛の意の說く所は、他の聞く所なるが故に」と。

【本論】[七七]佛敎は當に善なりと言ふべきや、無記なりや、乃至廣說。

[七八]問ふ、何が故に復た此の論を作すや。答ふ、前は佛敎の自體を顯示すと雖も、而も未だ佛敎の等起を顯示せざるをもて、今、顯示せんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

【本論】佛敎は當に善なりと言ふべきや、無記なりや。答ふ、或ひは善なるあり或ひは無記なるあり。[七九]云何んが善なるものなりや。謂く、佛の善心より*發する所の語言乃至語表なり。[八〇]云何んが無記なるものなりや。謂く佛の無記心より發する所の語

【七三】二識とは意識と耳識なること言ふ迄もなし。
【七四】佛敎の體に就きて。此に語業を體とすとの說と、名等を體とすとの說との二あるも、評者は、前者を正說とせり。
【七五】次後の所說とは、次後の發智の本文を指す。
【七六】此の頌文に就きては、婆沙第十四卷(毘曇部七、頁二七九)の頌を參照すべし。
【七七】佛敎の善なるものと無記なるものとに就きて。
【七八】論題提起の因由——
【七九】佛敎の善なるもの。
*發は大正本には、敎とあるも、三本、宮本は發とあるを以て今は後者に從へり。
【八〇】佛敎の無記なるもの。

因・果等の法もその根本は皆、是れ佛の所說なるが故なり。有るが說く、「彼れは相似に依つて說くなり。謂く、佛は先に是くの如く次第する、名・句・文身に依つて他の爲めに演說し、今も亦復、是くの如く次第する名・句・文身に依つて宣說するが故なり」と。有るが說く「彼れは隨順に依りて說くなり。謂く、佛は先に是くの如く隨順する名・句・文身に依りて、他の爲めに演說し、今も亦復、是くの如く、隨順する名・句・文身に依りて宣說するが故なり」と。有るが說く「彼れは、事を辦ずる處り同じきに依るが故に、是の說を作すなり。謂く、佛の邊にて親しく法要を聞きて、入聖し、得果し、離染し、盡漏せしが如く、今の所說を聞きても亦、斯の事を辦ずればなり」と。

【本論】[七一]佛敎とは云何ん。答へて謂く、佛の語言・唱詞・評論・語音・語路・語業・語表・是れを佛敎と謂ふなり。

[七二]問ふ、何が故に、佛敎は唯、是れ語表のみにして無表に非らざるや。答ふ、他に正解を生ぜしむるが故に佛敎と名くるに、他に正解を生ぜしむるは但、表業のみに由りて無表に非らざるが故なり。有るが說く「佛敎は耳識の所取なるに、無表業は耳識の取るべきものに非らざるが故に、佛敎に非らざるなり」と。有るが說く「佛敎は[七三]二識の所取なるに、諸の無表業は唯、一識のみの所取なるが故に、佛敎に非らざるなり」と。有るが說く「世尊は三無數劫、精勤し苦行し、佛の語表を求めて、今成滿することを得たるに、無表は非らざるが故なり。謂く、佛世尊は昔、無量の正等覺の所に於いて、精勤し苦行して無上智を求め、他の爲めに法を說かんとして、蘊・界・處に依りて、蘊・界・處を求め、展轉相續して今、成佛することを得たるをもて、諸の有情の爲めに、法要を演說し、生死を捨して般涅槃を得せしむるなり。而も此の事は皆、佛の語表業に由るをもて、是の故に佛敎は唯、佛の語表のみなり。

[七四]問ふ、是くの如き佛敎は、何を以つて體と爲すや。是れ語業とせんや、是れ名等とせんや。若し

るも、覺悟の時起らず、惡作は無記の心と倶生せず、又二性中にても悔なき心には起らざるが故に、茲に說かずとなり。

【六六】此の中とは發智本論中に於てとの意味なり。卽ち前に「何の纏と相應する法云云」と問答せしをもて、これと對蹠的に「何の善と相應する法云云」に就きても當然問答すべしとなり。

【六七】大善地法には慚愧の外に信精進等の八種あるを言ふ。

【六八】本節は發智の自業納息中の佛敎論卽ち正しくいへば、語業として見たる佛敎に就きて論究する段なり。其の大要を摘記せば、型の如く、(一)其の論起の所以、(二)佛敎の定義、(三)自體、(四)善なるものと無記なるもの、(五)佛敎の作用の總論、(六)同じく別論として十二分經論等を詳論するにあり。

【六九】論題提起の因由。

【七〇】特に「我は佛敎を說き我は佛敎を聞く」といふに就きて。

【七一】佛敎の定義。

【七二】佛敎は語表業のみにして無表に非ざる所以。

【七三】前本論にて佛敎をば只、語業の而も表業のみのものとして說きしかば、こゝに此の問起あるなり。

【本論】[六一]何の纏と相應する法が、皆是れ不善なりや。答へて謂く、無慚無愧となり。

問ふ、纏に十種有るに、何が故に唯、無慚・無愧をのみ說くや。答ふ、是は作論者の意欲爾るが故なり。乃至廣說。有るが說く「此の[六二]二は唯、是れ不善にして亦、一切の不善心と俱なるに、[六三]忿・覆・慳・嫉は但、不善のみなりと雖も、而も一切の不善心と俱には非らず。[六四]惛沈と掉擧とは一切の不善心と俱なりと雖も、唯、不善のみに非らず、不善と無記との性に通ずるを以つての故に。[六五]睡眠と惡作とは唯、不善のみに非らず亦、一切の不善心と俱にも非らず、睡眠は三性に通じ、惡作は二性に通ずるが故に。覺と無悔の惡心とには、此の二は行ぜざるが故に。諸の不善心中に皆、無慚・無愧有り、諸の無慚・無愧は皆、不善心と俱に互に相離れざるをもて、是の故に偏へに說くなり。」

[六六]此の中、亦、應に何の善と相應する法は皆、是れ善なりやと問ひ、答へて慚・愧なり——慚・愧は善心と更互に相ひ隨ひて相ひ離れざるを以つての故に——と謂ふべくして而も說かざるは、獨り[六七]此の二のみが唯、善性の攝にして、善心に遍ずるには非らざるが故なり。

[六八]第十節　佛教に就きて

【本論】佛教とは云何ん。乃至廣說。

[六九]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、佛教に非らざるものに於いて、佛教の想を起すを止めんが爲めの故なり。今、有るが言ふが如し「我れは佛教を說き、我れは佛教を聞く」と。彼れは佛教に非らざるもの丶中に於て、佛教の想を起すなり。是くの如き想を遮止せんと欲するが爲めの故に、及び佛の說く所のものが是れ眞の佛教にして、餘の說く所のものは眞の佛教に非らざることを顯示せんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[七〇]問ふ、今時、何が故に、是の言——我れは佛教を說き、我れは佛教を聞く——を作すもの有りや。答ふ、彼れは根本に依るが故に、是の說を作すなり。謂く、今、說く所の、染・淨、縛・解、生死・涅槃、

【五九】第四俱非——

【六〇】本節は、本論の業蘊自業納息中の纏論即ち十纏中の何の纏と相應する法が不善となるやを論究するにあり。

【六一】纏（Paryavasthāna）とは一般的にいへば煩惱の異名なるも、茲にては、無慚・無愧・嫉・慳・悔・眠・掉擧・惛沈・忿・覆の十纏を言ひ、以下此の中の無慚・無愧の二纏に就きて論を作すなり。

【六二】無慚（āhrīkya）・無愧（anapatrāpya）は六位の心所法中、大不善地法に攝せらるるものなり。大の字義は、一切の不善心と俱なるを表はすこと、婆沙四十二卷（毘曇部九、頁十七）所說の如し。

【六三】忿、覆、慳、嫉は、小煩惱地法の所攝にして欲界にのみ在る不善法なるも、而も一切の不善法と相應俱起するものに非ざるをもて、茲に說かずとなり。

【六四】惛沈と掉擧とは、大煩惱地法の所攝なるも、こは唯、不善とのみ相應するにあらずして、色無色界の煩惱即ち有覆無記の心所とも相應俱起するものなるをもて、茲に說かずとなり。

【六五】睡眠と惡作とは、不定法の所攝にして、大地法に非ず。即ち、睡眠は三性に通ず

(一)聖に驚恐無きは、[五〇]五畏を超ゆるが故なり。(二)非人の打つこと無きは、穢事無きが故なり。(三)亦先世の惡業の異熟無きは、決定業は必ず先に受け已りて、方に聖に入るを以つての故に。不定業は聖道力に由りて已に轉じ滅するが故に。(四)亦、愁憂無きは法性を證するが故なり。

[五一]有るが說く「聖者の亂は二緣に由る。謂く大種の背違と及び非人に打たるゝとなり」と。問ふ、聖者は已に不作律儀を得し、定んで穢事無きをもて、非人何ぞ忿らんや。答ふ、佛性を信ずる者は衆聖を敬重して終に惱觸せざるも、信ぜざるもの有りて衆聖を憎嫉し、伺ひて便ち惱觸するが故に、聖も亦、非人の打つ所と爲るなり」と。

[五二]問ふ、何等の心に住して狂亂すること有り得るや。答ふ、有漏に住して、無漏には非らず。意識に住して五識には非らず。問ふ、若し爾らば、何に緣りて二月等を見るや。答ふ、此れ等は皆、是れ意識の分別にして、五識中に斯の亂解有るに非らず。

[五三]問ふ、未だ狂はざる心を[五四]有狂亂と說くとせんや、已に狂へる心を有狂亂と說くとせんや。答ふ、未だ狂はざる心を有狂亂と說くに非らず、亦、已に狂へる心を有狂亂と說くにも非らずして、然かも有狂亂心あり、無狂亂心ありて、未來世に住するをもて、若し狂亂の緣に遇へば、則ち無狂心は滅して有狂心起り、若し不狂亂の緣に遇へば、則ち有狂心滅して無狂心起るなり。

[五五]問ふ、若し心が狂亂なれば亦、散亂なりや。答ふ、應に四句を作すべし、[五六](一)有るは心が狂亂たるも散亂に非らざるものあり、謂く狂者にして染心無きものなり。[五七](二)有るは心が散亂にして狂亂に非らざるものあり。謂く不狂者にして染心を有するものなり。[五八](三)有るは心が狂亂にして亦、散亂なるものあり、謂く、狂者にして染心を有するものなり。[五九](四)有るは心が狂亂にも非らず亦、散亂にも非らざるものあり。謂く不狂者にして無染心が現前するものなり。

[六〇]第九節　何の根と相應する法が不善なりやに就きて

【四八】**異生と聖者との心狂亂の原因に就きて。**此の中、聖者の心狂亂は但、大種乖違の一緣に由るとなす說と、これに非人に打たるゝとの二緣に由るとなす有說とある中、こはその第一說。

【四九】違は大正本には適とあるも明本には違とあり、今は後者に由りてかく訂正す。

【五〇】五畏即ち五種の怖畏に關しては、婆沙七十五卷(毘曇部十、頁二七九)を見よ。

【五一】以下聖者の心亂は二緣に由るとの有說。

【五二】**何等の心に住して狂亂ありやに就きて。**

【五三】**未狂の心が有狂亂なりや、已狂の心が有狂亂なりやに就きて。**

【五四】以下有狂亂又は有狂亂心とは、狂亂と相應するもの、又は相應する心の意にして、無狂亂又は無狂亂心とは狂亂と相應せざるをいふ。

【五五】**狂亂心と散亂心との關係。**――これに四句分別あり。

【五六】第一單句――

【五七】第二單句――

【五八】第三俱是――

の精舍等の中に於いて、不淨行を行ずるとき、善神が忿恚して支節を打觸す。人の、支節が芥子許りの如きも若し打觸さるゝこと有る時は、心は便ち狂亂す。

【本論】[四一]三には、大種の背違するに由りて、心をして狂亂せしむ。

謂く、多く胡桃・麻子・莨菪等を食する時、熱風等を發すこと有らば、大種は乖反して、心は便ち狂亂す。

【本論】[四二]四には先業の異熟に由りて、心をして狂亂せしむるなり。

謂く、有るが先時、歡喜踊躍せるとき驚怖事を傳へて他をして憂惱せしめ、或ひは坑穽を作りて衆生を陷墜し、或ひは猛火を縱ちて山澤を焚燒し、或ひは强力を以つて他に飲酒を逼り、或ひは倒想を以つて契經を解釋する是くの如き等の業は、心をして狂亂せしむ。然かも、此の狂亂は異熟果に非らずして但、惡業の異熟より生ずる所のものゝみなり。惡業は意地の異熟を招かざるを以つての故に。

[四三]有るが說く、「狂亂は五種の緣に由る。前四は前の如し。愁憂は第五なり。謂く愛する所の子等を喪失するに因りて、愁毒が心を纒ひて遂に狂亂を發すなり」と。

[四四]問ふ、此の心の狂亂は何の處に於いて有りや。答ふ、欲界に於いて有るも色・無色界は非らず。然して地獄にも無し。心常に亂るゝが故に。心の狂亂とは、[四五]時にして、恒に非らざるを謂へばなり。鬼及び傍生には心狂亂有り。人天にも亦、有り。北俱盧を除く。彼れには罪業の增上果無きが故なり。

[四六]問ふ、此の心狂亂は誰に有りて、誰に無きや。答ふ、聖者と異生とには倶に有り得容し、聖は衆聖に通ずるも唯、諸佛を除く。佛には、心亂無く、[四七]斷末魔無く、音聲を壞すること無く、漸く命を捨すること無ければなり。[四八]異生の心亂は具さに五緣に由る。聖者は但、大種の[四九]乖違にのみ由る。

【四一】第一說中の心狂の第三緣——大種の背違に由る。

【四二】第一說中の心狂の第四緣——先業の異熟に由る。

【四三】以下心狂亂を五種の緣に由るとする有說——

【四四】心狂亂の起る處所に就きて。

【四五】時にして恒に非ず云云とは、心が平靜なるを其の常態とする處趣に於いては時に常態を逸すれば、其處に心狂ありといふも、心が狂へるを其の常態とする處趣にては、其の常態を逸することは、心が反つて平靜になることに外ならざるが故に、かゝる處趣には心狂といふこと無しとなり。

【四六】心狂亂は何人に起るかに就きて。

【四七】斷末魔(marmaccheda)とは、末魔(marman)を斷ずるをいふ。末魔はこれ身中の死穴なりとせられ、其の量極少にして、身中に百處あり若し之に觸るゝも命根卽ち滅すといふ。こは、三界の中、色無色界には無く唯、欲界にのみあるも、天には無く、人趣中の北洲をも除く。三洲中の惱亂の業有る者には聖凡に通じてあるも、佛のみは惱亂業無きが故に無しといふ。(婆沙百九十卷參照)

種の非沙門法を行じて法行に順せず」と。*毘奈耶中に又、是の説を作す「苦受に逼られて若し心が狂亂せしときと、及び初業位とには皆、犯有ること無し」と。契經と毘奈耶とは、是の説を作すと雖も、而も廣く辯ぜざるをもて、今廣く辯ぜんが爲めの故に斯の論を作すなり。

【本論】[三九]云何んが心の狂亂なりや。答へて謂く、四緣の勢力に逼らるるに由りて、心をして狂亂せしむ。一には、非人が惡の色像を現ずるに遇ひ已りて驚恐するに由り、心を狂亂せしむるなり。

謂く、有る非人が象・馬・駝・牛・羊等の可畏の色相を變作し來りて其の前に現ずるとき、有る人の心は便ち狂亂す。問ふ、彼れは曾て象・馬等を見ざらんや。何が故に今時、見て便ち驚恐するや。答ふ、彼れは曾て見たりと雖も、而も今、非時・非處・非道に忽然に見るが故なり。言ふところの非時とは、謂く夜分に於て象馬等を見、便ち是の念を作す、「何が故に今時象・馬等有りて我が所に來至するや。定めて是れ非人が來りて相ひ逼害するならん」と。此れに由りて驚恐し、心は便ち狂亂するなり。言ふところの非處とは、謂く、堂閣・房閣等の處に於て象馬等を見て、便ち是の念を作す「何に緣りて此の處に象馬等有りや。定んで是れ非人が來りて相ひ逼害するならん」と。此れに由りて驚恐し心は便ち狂亂するなり。言ふところの非道とは、謂く塚間の、象馬等が嘗て行く所に非らざる路に於て、象馬等を見、便ち是の念を作す「何に緣りて、此に於て象馬等有りや、定んで是れ非人來りて相ひ逼害するならん」と。此れに由りて驚恐して、心が便ち狂亂するなり。

【本論】[四〇]二には、非人が忿りて支節を打つとき、苦受に逼らるゝに由りて、心をして狂亂せしむるなり。

謂く、大衆が遊止する處所に於て、輕慢心を以つて、諸の便穢を棄て、或ひは諸の佛・獨覺・聲聞

資格を有するなり。

【三五】本節は、本論自業納息中の心亂に就きて詳論する段なり。

【三六】**論起の因由。**

【三七】婆私瑟搋婆羅門女の事に關しては、(Theri Gāthā 133–8)婆沙八十三卷、毘曇部十一、頁三四、に出づ、就きて見るべし。

【三八】室利筏蹉の出所不明、可尋。

* 不犯に關する毘奈耶の文につきては、五分律卷一、毘曇部十三、頁三八、及び五分律三十八卷、毘曇部十四、頁二九四を參照せよ。尙、此の中、初業位とは、又は初作(ādi kammika)とも譯じ、最初未だ戒を制せざる時の行婬なり。

【三九】**心狂亂の原因に就きて。**是に二說あり。第一說は四緣に由ると說くものにして、第二說は五緣に由ると說く有人の說なり。此の中、此は第一說中の第一緣即ち非人が惡色を現ずるに由りて心狂亂を生ずる場合。

【四〇】以下第一說中の心狂の第二緣——非人の打擲による。

命行と名け、此れに由るが故に死するを、壽行と名く」と。有るが說く「所留を命行と名け、所捨を壽行と名く」と。有るが說く「可生法を命行と名け、不可生法を壽行と名く」と。有るが說く「暫時住するを命行と名け、一期住するを壽行と名く」と。有るが說く、「同分を命行と名け、彼同分を壽行と名く」と。有るが說く「修果を命行と名け、業果を壽行と名く」と。有るが說く「無漏業の果を命行と名け、有漏業の果を壽行と名く」と。有るが說く「明の果を命行と名け、無明の果を壽行と名く」と。有るが說く「新業の果を命行と名け、故業の果を壽行と名く」と。有るが說く「與果業の果を命行と名け、不與果業の果を壽行と名く」と。有るが說く「近業の果を命行と名け、遠業の果を壽行と名く」と。尊者妙音は是くの如き說を作す「順現受業の果を命行と名け、順次生受・順後次受・順不定受業の果を壽行と名く」と。命行と壽行との是れを差別と謂ふなり。

[三一]問ふ、多と行との言に何の義有りや。答ふ、多の言は、所留と所捨とが一刹那に非らざることを顯示し、行の言は所留と所捨とが是れ無常法なることを顯示するなり。

[三二]問ふ、何の處にて命行・壽行を留・捨するや。答ふ、欲界に在りて餘界に非らず。人趣に在りて餘趣に非らず。三洲に在りて[三三]北洲に非らず。

[三四]問ふ、誰れが能く命行・壽行を留・捨するや。答ふ、是れ聖者にして異生に非らず。是れ無學にして有學に非らず。是れ不時解脫にして時解脫に非らず。亦は男、亦は女なり。

[三五]第八節　心狂亂に關する論究

云何んが心の狂亂なりや。乃至廣說。

[三六]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經と毘奈耶とを釋せんが爲めの故なり。契經に說くが如し、[三七]「婆私瑟搋婆羅門女（Vāsiṣṭhī）は六子を喪ふが故に、心に狂亂を發し、露形して馳走せるに、世尊を見已りて還つて本心を得せり」と。毘奈耶に說く[三八]「室利筏蹉は心狂亂せるが故に、無量

が如し、次に煩惱魔（kleśa-māra）とは煩惱のことなり。又、次の涅槃界に證入せんとする時の二魔の中、蘊魔（skandha-māra）とは五蘊の積聚が、本然的に死を厭ふを言ひ、死魔（maraṇa-māra）とは、行者を早く無常に歸せしめんと欲し、永住を嫌ふものをいふ。此の中、蘊魔を捨して捨壽行し、死魔を伏する爲め留壽行せしとなり、尙、此の四魔に就きては、佛地經論第一、（大正二六、頁二九五、中）を參照せよ。

【二九】**命行と壽行との差別。**先般來、或は留多壽行といひ、或は、留多命行と云へるをもて、今、此の差別を明さんとするにあり。

【三〇】品類足論、第一、大正藏二六、頁六四九、上參照せよ。

【三一】**多と行との字義。**

【三二】**命行と壽行とを留・捨する處所に就きて。**

【三三】北洲には聖者無きが故に、此の留捨の事も從つて無きなり。

【三四】**命行と壽行とを留・捨する人に關して。**即ち欲界の三洲の女と男との身にして、不時解脫なる上、邊際定を得せし阿羅漢のみ、此の命行壽行の留捨をなし得る

るが說く「法爾に諸佛世尊は、爾所の壽命を唯、捨し、唯、留むるのみたり」と。有るが說く「諸佛世尊は、壽・命を貪らざるをもて、能く早く棄捨することを顯はさんと欲するなり。諸餘の有情は壽量を貪るが故に、棄捨して、圓寂を勤求すること能はざるをもて、佛も亦、是くの如くならんと疑を生ずること有ること勿れの故に、壽行を捨するなり。異れる有情の化事未だ終らざることを顯して、復、三ケ月留むるなり」と。有るが說く「諸佛世尊は善く[二四]聖種に住することを顯はさんと欲するが故に、壽行を捨するなり。謂く、世尊は[二五]有と有具とに於いて深く喜足を生ずるが如く、壽に於ても亦、然るなり」と。有るが說く『世尊は衰老位を避くるが故に壽行を捨し、所化の有情の事が未だ究竟せざるをもて、復た三ケ月留まるなり。鄔陀夷（Udāyi）が一時、佛の爲めに支體を按摩し異常の相を見、而して佛に白して、「今者、世尊の支體は舒緩し、諸根は變異し、容貌は常と改まれり」と言へるが如し。今位すら尙、然り、況んや八十を過ぐるをや。故に衰老を避けて多く壽行を捨するなり』と。有るが說く『定を得ることの自在なるを顯はさんと欲するが故に、佛世尊は壽・命を留・捨するなり。[二六]世尊の說くが如し、「我れ善く[二七]四神足を修行するが故に、住すること一劫、或ひは一劫の餘ならんと欲せば、意の如くに能く住す」』と。有るが說く「諸佛世尊は能く衆魔を伏することを顯さんと欲して壽・命を留・捨するなり。謂く、[二八]無上妙菩提を證する時、已に二魔――天と煩惱とを謂ふ――を伏せしをもて、今、將に涅槃界に證入せんとする時、又、二魔――蘊と及び死とを謂ふ――を伏するなり。蘊魔を伏するが故に多く壽行を捨し、死魔を伏するが故に多く命行を留む」と。[二九]

問ふ、命行と壽行とに何の差別有りや。有るが說く『別無し、[三〇]品類足論に說くが如し、「云何んが命根なりや。謂く三界の壽なり」と』。有るが說く「此の二に亦、差別有り、謂く、名に卽ち差別あり。名けて命行と爲し、名けて壽行と爲すが故に」と。有るが說く「此れに由るが故に活くるを

【二三】　佛の命行・壽行の留捨に增減無き所以、以下六の異說あり。

【二四】　聖種とは、卽ち四聖種の意にして、善の故に無漏の故に聖と名く。卽ち此の聖が能く諸の功德の法を生じ、相續して不斷ならしむるを聖種となすなり。（尙、四聖種につきては、毘曇部十一、頁三二二、註八五及び、婆沙百八十一卷參照せよ）

【二五】　有とは欲・色・無色の三有をいひ、有具とは、それ等の有をして相續せしむる資具をいふ。世尊は、これ等に於て、更に多く求むること無きを、深く喜足を生ずといふ。

【二六】　此の世尊の說につきては長阿含第二遊行經（大正、一、頁一五、中を參照せよ。

【二七】　四神足とは、欲・勤・心・觀にして詳しくは、毘曇部十一、頁三一一頁三二一、倶舍二五參照。

【二八】　無上妙菩提を證する時の二魔の中、天魔（Devaputra-māra）とは自在天魔をいふ。卽ち欲界天の第六、他化自在天の魔王にして、人の善事をなすを防害するをこととす。特に佛が正覺を成ずる直前に來りて種々惱さんとせしこと、婆沙百〇三卷（毘曇部十二、頁七六）に說ける

する所の分限は能く過ぐるもの無きが如く、此れも亦、應に然るべきなり。

尊者妙音は是くの如き說を作す「彼の阿羅漢は、邊際第四定の力を起すに由りて、色界の大種を引きて[一七]身中に現前せしむ。而も彼の大種には壽行に順ずるもの有り、壽行に違するもの有り。此の因緣に由りて或ひは留め、或ひは捨するなり」と。有るが是の說を作す「彼の阿羅漢は、此の自在の三摩地の力に由りて、曾有の宿業より生ずる所の諸根と大種との住時の勢分を轉去して、未曾有の定力の起す所の諸根と大種との住時の勢分を引取するなり」と。評して曰く「彼の說は然らず、命根は別に有り、根と大種とを自性と爲すに非らざるが故に」と。

[一八]經に說く「世尊は多くの命行を留め、多くの壽行を捨す」と。其の義云何ん。[一九]有るが是の說を作す、「諸佛世尊は[二〇]第三分の壽を捨す」と。有るが是の說を作す[二一]「諸佛世尊は第五分の壽を捨す」と。若し諸佛が第三分の壽を捨すと說くものなれば、彼れは說く「世尊釋迦牟尼は壽量應に百二十歲住すべきに、後の四十を捨して但、八十のみを受く」と。問ふ、佛の出世の時、此の洲の人壽は百歲に過ぎざるに、何が故に世尊釋迦牟尼の壽は百二十なりや。答ふ、佛の色・力・種姓・富貴・徒衆・智見が餘の有情に勝るが如く、壽量も亦、應に衆人に過ぐべきが故なり。若し、諸佛は第五分の壽を捨すと說くものなれば、彼れは、說く「世尊釋迦牟尼の所感の壽量は應に百歲住すべきに、後の二十を捨して但、八十のみを受く」と。問ふ、諸佛の色・力・種姓・富貴・徒衆・智見は餘の有情に勝るに、何が故に壽量は衆人と等しきや。答ふ、爾所の壽量時に生在するが故なり。此れに由るに、經に言ふ、壽行を捨すとは、四十或ひは二十歲を捨するを謂ふなり。

[二二]命行を留むとは、三ケ月留むるを謂ふなり。

[二三]問ふ、何が故に世尊は爾所の命行・壽行を留・捨して增減せざるや。答ふ、諸佛の事業は善く究竟するが故なり。爾所の時を齊りて諸佛の事業は善く究竟することを得るが故に增減せざるなり。有

【一七】身中とは欲界の身中の意なり。

【一八】**佛は多く留命行し捨壽行すと說く經義に就きて、**

【一九】特に、佛の捨壽行に就きて――

【二〇】諸佛世尊は第三分の壽を捨すとは、釋迦牟尼の壽量は百二十歲なりと說くものの主張なり。釋尊は八十歲を一期として般涅槃せしをもて、定命百二十歲なりと主張するものに取りては釋尊は百二十の三分の一なる八十歲より百二十歲までの四十歲を捨したることゝなるべし。從つて、此の釋尊の例を以て、推して、諸佛世尊は百二十中の第三分たる最後の四十歲の壽を捨すと主張するに至れるものなり。

【二一】「諸佛世尊は第五分を捨す」とは、諸佛の定命を百歲なりと主張するものの說なり。釋尊は、八十歲にて般涅槃せしをもて、後の二十歲即ち百歲の最後の五分の一を捨せしことゝなること前に準じて知るべし。

【二二】**特に、佛の留命行に就きて**　此は佛が蘇拔陀羅(Subhadra)を濟度する爲めに、三ケ月壽命を延ばしたりとの因緣を指す。

謂く、布施と邊際定との力に由りて壽の異熟業を轉じて富の異熟果を招く、倶に轉ずべしと雖も、而も彼れは今時、壽の果を顧みずして富の果を祈るが故なり。有餘師の說く「有る業は先に富の異熟果を感ずるも然も災障有るものあり。今、布施と邊際定との力に由りて彼の災障を滅するをもて富の異熟を起すなり。倶に轉ずべしと雖も而も彼れは今時、壽の果を顧みずして富の果を祈るが故に」と。有るが是の說を作す「有る業は先に富の異熟果を招くに然も決定せざるものあり。今、布施と邊際定との力に由り、富を招く業をして決定して與果せしむるなり」と。復、說者有り「有る業は先に富の異熟果を招くに、麁にして而も妙に非らざるものあるをもて、今、布施と邊際定との力に由りて、麁を感ずる業を轉じて妙果を招かしむるなり。即ち彼れ先に長時の麁果を引くに、今、施と定と祈願との力に由るが故に、彼れをして轉じて今時の妙果を招かしむるをいふ」と。復た有の、施と定とに由るが故に、宿世の殘れる富の異熟を引取せしめんと欲するものあり。謂く、阿羅漢が餘生中にて殘せる富の異熟を有するに、今、布施と邊際定との力に由りて引きて現前せしむ。定力は不思議にして久しく斷ぜしものを還た續かしむればなり。

〔一五〕問ふ、此の富の異熟は正に誰に由りて引かるゝや。施力に由るとせんや、定力とせんや。若し施力に由るとせば應に入定すべからず、若し定力に由るとせば、施を行ずべからず。有るが說く「施に由る」と。有るが說く「定に由る」と。如是說者はいふ、「倶に二種に由る、多く施を行ずと雖も若し入定せざれば、彼れは終に富の果を引くこと能はざるが故に。數、入定すと雖も若し施を行ぜざれば、彼れは終に富の果を引くこと能はざるが故に。然して施力は能く引き、定力は決定せしむ。此れに由るが故に倶に二種に由ると言ふなり」と。

〔一六〕問ふ、若し諸の有情の壽の果と富の果とが決定せざれば留と捨と有るべきも、若し倶に決定すれば、如何んが留・捨すべきや。答ふ、但、分限のみを作して留・捨の事無きなり。譬へば、良醫の記

〔一五〕所引の富の異熟は施力に由るか定力に由るかに就きて、

〔一六〕特に壽、富二果が決定せば留捨を爲し得るや否や、

富の異熟果を招くなり。

〔一二〕問ふ、彼れは何の縁有りて捨多壽行するや。答ふ、自利と利他と俱に究竟するが故なり。已に盡智を得するが故に自利の究竟と名く。利他の事に於て、若し堪能なる有りて此の事が成じ已れば便ち圓寂に歸し、若し堪能なること無きも亦、究竟と名く。有るが此の說を作す「彼れは自身を厭ふこと猶し毒器の如くなるが故に、願つて棄捨するなり。有る頌に言ふが如し。

「梵行は妙に成立し　聖道は已に善く修す
壽の盡くる時、歡喜すること　猶し毒器を捨つるが如し」

と。

〔一三〕壽行を捨せんが爲めに、衣・鉢等を以つて、僧と別人とに施すことは契經の說に依る、謂く、世尊が諸の福業事を說くに略して三種有り。一に施性福業事、二に戒性福業事、三に修性福業事なり。施性事に於いて、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、大富果を感ず……乃至廣說。彼れは、僧衆に施すが當に大果を獲すべしとせんや。別人に施すが當に大果を獲すべしとせんやを審かに觀察し、若し僧に施すが當に大果を獲すとすべしと見れば、便に僧に施與し、若し別人に施すが當に大果を獲すべしと見れば便ち別人に施すなり。故に僧衆・或ひは別人の所に於いて衣を以つて鉢を以つて、或ひは隨一の沙門の命緣なる衆具を以つて布施し、施し已りて發願し、即ち邊際第四靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ口に言く「諸の、我が能く壽の異熟を感ずる業は、願くは此れを轉じて富の異熟果を招かん」と。時に彼の能く壽の異熟を招く業は、則ち轉じて能く富の異熟果を招くなり。

〔一四〕問ふ、理として壽の異熟果が富の異熟果を成ずべきこと無きに、何が故に乃ち壽の異熟業は則ち轉じて能く富の異熟果を招くと說くや。答ふ、果の體を轉ずること無きも、業力を轉ずること有り、

【一二】捨多壽行を爲す縁由、自利・利他を究竟せしむるが故なりと。

【一三】捨多壽行せん爲めには衣鉢等を施すべしとなす所以、

【一四】壽の異熟業を轉じて富の異熟果を招くに就きて

ち轉じて壽の異熟果を招くや。答ふ、果の體を轉ずることは無きも、業力を轉ずることは有り。謂く、布施と邊際定との力に由りて、富の異熟業を轉じて壽の異熟果を招くなり。[九]倶に轉ずべしと雖も、而も彼れは今時、富の果を願みずして壽の果を祈るが故なり。有餘師の說く「有る業は先に壽の異熟果を感ずるも、然も災障有るものあり。今、布施と邊際定との力に由りて、彼の災障を滅するをもて、壽の異熟を起すなり。倶に轉ずべしと雖も、而も彼は今時、富の果を願みずして壽の果を祈るが故に」と。有るが是の說を作す「有る業は先に壽の異熟果を招くも、然も決定せざるものあり。今、布施と邊際定との力に由りて、壽を招く業をして決定して與果せしむればなり」と。

復た施と定とに由るが故に、宿世の殘壽の異熟を引取せしめんと欲するもの有り。謂く阿羅漢が餘生中の殘壽の異熟を有するとき、今、布施と邊際定との力に由りて引きて現前せしむ。定力は不可思議にして久しく斷ぜしものをも、還た續けしむるが故なり。

[一〇]問ふ、留むる所の壽行は、正に誰に由りて引かるゝや。施力に由るとせんや。定力に由るとせんや。若し施力に由るとせば、應に入定すべきにあらず。若し定力に由るとせば、應に施を行ずべからず。有るが說く「施に由る」と。有るが說く「定に由る」と。如是說者はいふ、「倶に二種に由る。多く施を行ずと雖も若し入定せざれば、彼れは終に壽の果を引くこと能はざるが故に。數ゝ入定すと雖も若し施を行ぜざれば、彼れは終に壽の果を引くこと能はざるが故に。然るに施力は能く引き、定力は決定せしむるなり。此れに由るが故に、倶に二種に由ると言ふなり」と。

[一一]【本論】云何んが苾芻の捨多壽行なりや。答へて謂く、阿羅漢にして神通を成就し、心の自在を得し、前の如く布施し、施し已りて發願して卽ち邊際第四靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ口に言く、「諸の、我が能く壽の異熟を感ずる業は願くは此れを轉じて富の異熟果を招かん」と。時に彼の能く壽の異熟を招く業は則ち轉じて能く

【九】「倶に轉ずべし」といふは、こゝにては若し布施と邊際定との力に由れば富の異熟業を轉じて壽の異熟果を招くことも、亦富の異熟業が富の異熟果を招くことも得との意なり。

【一〇】**所留の壽行は施力に由りて引くや、定力に由るやに就きて、**異說ありと雖も、如是說者は施力と定力とに由るといふ。

【一一】**捨多壽行に就きて、**捨多壽行（bahujīvita saṃskārān utsṛjanti）とは、前述の留多壽行と正反對に、百年の壽命を八十年に、又は五十年に縮め、いはゞ其の代償として富の異熟果を求むるにあり。但し、其の捨多壽行をなし得る人物の資格及び行爲等の七勝事に關しては、第七が、壽の異熟業を轉じて富の異熟果を感ずる業とするの外は留多壽行の場合と全同なり。

んが爲めと及び佛法を住持せんが爲めとなり。他を饒益せんが爲めとは、謂く弟子に諸の觀行を修することを教ゆるとき、彼れは、「我が壽の住するを齊りて、此の諸の門人が勝法に逮ぶや不や、設し我が壽盡きなば、爲めに更に餘有りて能善く道と非道とを開示するや不や」を審かに觀察し、若し能ふもの無しと見れば、便ち壽行を留むるなり。佛法を住持せんが爲めなりとは、謂く、佛像、僧坊等の事を營むとき、彼れは「我が壽の住するを齊りて此の營む所の事が成辦することを得るや不や。設し我が壽が盡きなば爲めに、更に餘の善巧方便有りて能く成辦するや不や」を審かに觀察して、若し能ふもの無しと見れば、便ち壽行を留むるなり。又、彼れ、當に國王・大臣・長者等の佛法を毀滅せんと欲するものあるべしと觀見し、便ち我が壽の住することを齊りて、當に方便有りてこれを毀滅せざらしむるや不や、設し我が壽盡きなば、爲めに更に餘の善巧方便有りて、能くこれを住持するや、不やを審かに觀察して、若し能ふもの無しと見れば、便ち壽行を留むるなり。

[6]留壽行の爲めに、衣・鉢等を以つて、僧と別人とに施すは、契經の說に依るなり。謂く、世尊は說く「若し施主有りて能く他に物を施さば、[7]施の五事と名く。此れに由りて還つて當に五事の果を得べきなり。一に壽・二に色・三に力・四に樂・五に辯なり。彼れは僧衆に施すが、當に大果を獲べきとせんや、別人に施すが當に大果を獲べしとせんやを審かに觀察し、若し僧に施すが、當に大果を獲べしと見れば、便ち僧に施與し、若し別人に施すが當に大果を獲べきなれば、便ち別人に施す。是の故に僧或ひは別人の所に於いて、衣を以つて、鉢を以つて、或ひは隨一の沙門の命緣たる衆具を以つて布施す。施し已りて發願して卽ち邊際第四靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ、口に言く「諸の、我が能く富の異熟を感ずる業は、願くは、此れを轉じて、壽の異熟果を招かんことを」と。時に彼の能く富の異熟を招く業は、則ち轉じて能く壽の異熟果を招くなり。

[8]問ふ、理として富の異熟果は壽の異熟果を成ずべきこと無きに、何が故に乃ち富の異熟業は、則

るが如く、第一は、人勝にして羅漢果を得たるものたることを要し、第二は解脫勝として神通を成就するを必要とし、第三は心自在勝として思のまゝに出入定なし得るをいひ、第四は福田勝とて、施物を與へる福田(卽ち相手)が僧衆等の如き勝れたるものに與へたることあるをいひ、第五は施物勝とて、諸の壽命の資となるが如き物を施せしことあるをいひ、第六は依止勝とて、依止すべき定が第四邊際定(Caturthaṃ prāntakoṭikaṃ dhyānaṃ)卽ち諸定の上品なるべきをいひ、第七は轉業勝とて、定力と願力との二力に由りて、富の異熟果を感ずる業を轉じて、壽の異熟を感ずる業となし得る力を有するをいふ。

【五】**留多壽行するの二緣** 一に、他を饒益せんが爲め、二に、佛法を任持せんが爲めなり。

【六】**留壽行の爲め衣鉢等を僧等に施すべしとする緣由**

【七】**特に施の五事及び五事の果に就きて、**

【八】**富の異熟業が壽の異熟果を招くとなす所以、**

卷の第百二十六（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、自業納息第五之三）

第七節　留多壽行及び捨多壽行論[一]

【本論】　云何んが苾芻の留多壽行なりや。乃至廣說。

問ふ、[二]何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「時に薄伽梵（Bhagavan）は多くの命行を留め、多くの壽行を捨す」と。又、毘奈耶の義を分別せんと欲するが故なり。毘奈耶に說くが如し、[三]「大生主(Mahāprajāpatī)を主と爲し、五百の苾芻尼は多くの命行を留め、多くの壽行を捨す」と。經と毘奈耶とに、此の說有りと雖も、而も未だ留と捨との因緣を分別せず。彼の經と及び毘奈耶とは是れ此の論の根本なるをもて、彼れに未だ說かざるものは、今應に之を說くべきが故に斯の論を作す。又、諸の造論は皆、諸の所有の法の自相と共相とを分別せんが爲めなり。今此れも亦、然るをもて、應に問を爲すべからず。

【本論】[四]　云何んが苾芻の留多壽行なりや。答へて謂く、阿羅漢にして神通を成就し、心に自在を得、若しくは僧衆に於いて、若しくは別人の所に於いて、衣を以つて、鉢を以つて、或は隨一の沙門の命緣たる衆具を以つて布施し、施し已りて發願して卽ち邊際第四靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ口に言く、「諸の、我が能く富の異熟を感ずる業は、願くは此れを轉じて、壽の異熟果を招かんことを」と。時に彼の能く富の異熟を招く業は則ち轉じて能く壽の異熟果を招くなり。

問ふ[五]、彼れは何の緣有りて留多壽行するや。答ふ、留多壽行に略して二緣有り。謂く他を饒益せ

【一】　本節は本論業蘊自業納息第五中の留捨卽ち苾芻の留多壽行並に捨多壽行に關して詳說なす段なり。其の大要は（一）先づ、この留捨問題提起の因由を揭げて後、（二）留多壽行を論じ、（三）次に捨多壽行を述べ、（四）等いで佛陀の留命行と捨壽行とに論及し、（五）最後に命行と壽行との別、多と行との字義、留捨の起る處所、人別等を敍せり。

【二】　論究の所以。

【三】　大生主は釋尊の母たる摩耶（Māyā）夫人の妹なり。摩耶夫人の歿後、專ら、悉達太子を養育せしが、悉達太子出家、成道後は、多くの釋迦族の女達と共に、釋尊に請ひて出家し、佛教敎團最初の比丘尼となりしと言はる。

【四】　留多壽行に就きて、留多壽行（bahvāyuḥ saṃskārān sthāpayati）とは、阿羅漢が、利他行の爲め、又は、佛法を護持せんが爲めに必要なりと觀ぜし時、衣鉢等を、僧衆又は別人に施して、自己の壽命を幾年か（或は百年千年）留むることありと言はるるを指す。而も、この留多壽行を成し得る者は、資格とその行爲等に於て七種の、普通人より勝れたる點なかる可からず。その七とは、本論に辯ず

には聖道有り。外は止觀を闕くに、內は止觀を具す。外は加害を爲すに內は訶責を爲す。外は亦、加行を起すに、內は但、心言を發するのみなり。是の故に、外仙は罪を得するも、內は非らざるなり。

【本論】[七〇]問ふ、諸の學の謀害は必ず果遂するや。答ふ、此は決定せず。若し諸の有情の大威勢の業を造作し增長するもの〻異熟が現前せば、便ち果遂せず。

昔、一婆羅門王有り、補沙友と名け、佛法を憎嫉し、經典を焚燒し、窣堵波を壞ち、僧伽藍を破し、苾芻衆を害す。迦濕彌羅國の一邊境中に於てすら、五百の僧伽藍を破す。況んや、餘處に於いてをや。惡魔は方便して[七一]鳩畔荼・藥叉鬼神を使はして威勢を冥助し、所往の處をして能く拒む者無からしむ。漸く佛法を滅し、菩提樹に至る。菩提樹神の名けて諦語と爲すものあり。是くの如き念を作す、今此の惡王は甚だ大愚暴なり、將に殑伽沙に等しき諸佛世尊が、惡魔の軍を破りて妙覺を成ぜし處をも毀壞せんと欲するなりと。卽ち自から化して殊勝の女身を現じ、其の前に佇立す。彼の王は見已りて尋いで貪染を生ず、護法の善神は遂に其の便を得て、王及び軍并びに惡神衆を殺すに免かる〻こと得るもの無し。時に佛法中に多くの學者有りて、謀害を作すと雖も、一も成ずることを得るもの無きが如し。彼の國王の福力大なるに由るが故なり。又、昔者、達刺陀王(Dravida?)が迦濕彌羅國に入りて佛法を毀滅し、苾芻衆を殺し、窣堵波を壞ち、僧伽藍を破り、經典を焚燒せり。爾の時彼の國に多くの賢聖有りて謀害を起すと雖も、亦、成ずるもの無きが如し。彼の惡王の福力大たるに由るが故なり。此れに由るが故に說く、若し諸の有情の、大威勢業を造作し增長するものの異熟が現前せば、便ち果遂せざるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十五

【七〇】以下謀害の効果に就きて。謀害される者に大福力あれば謀害の目的は達せられず。

【七一】鳩畔荼(Kumbhāṇḍa)とは甕行と翻じ、藥叉(Yakṣa)は勇健と翻ず、共に一種の鬼神なり。

て王宮に下降するに、王及び群臣は歡喜し讃禮し、爲めに鬚髮を剃り、新衣を奉上し、幷びに彼の門人にも廣く供養を設く。香花、寶に從ひ、送りて伽藍に往く。彼の門徒中には諸の聖者多し、時に阿羅漢は衆に勗めて言く、我れは宿殃により橫に拘繫に遭ひしなり。惡意を以つて彼の王都を觀ること勿れと。時に勤策の預流果を得するもの有り。其の身遠くに在りて此の言を聞かず。後、苾芻に隨つて王の都邑に入り、師の禁處を見、竊かに害心を起す。此は法城に非らず、親教を枉禁し歲序を綿歷して、備さに艱辛を受けしめたり。哀れなるかな。苦毒は誠に忍び難しと爲すと。時に非人の三寶を敬信するもの有り。勤策の念を知りて、此の夜中に於て土を雨して城を滿し、一切埋滅せるが如し。

又、卽ち此の國に昔、王都有り、名けて善堅と曰ふ。城を去ること遠からずして僧伽藍有り、戰主迦と名く。中に苾芻有り、是れ阿羅漢なり。深く靜慮に入りて戶扇を掩はざりき。城中に人有り、妻叛きて寺に投じ、僧の入定せるを見て床下に藏竄せり。其の夫後を尋ねて寺に入りて僧に問ふ、僧審察せずして答へて見ずと言へり。夫は遂に遍ねく床下を求めて捉え得たり。夫は乃ち瞋罵して云へり。賊苾芻よ、如何んが、沙門にして輒ち我が婦を藏し、情を縱にするやと。楚撻し縛して王所に送るに、王は法司に付す、廣くは前說の如し。前と別なるものは、晚の出家にして預流果を證するもの有りて而して謀害を行ずるに、非人火を縱(はな)ちて、王都を燒滅せしことなり。故に知る亦、他の爲めに謀害することと有ることを。

[六八]問ふ、諸の學の謀害の其の體は是れ何ん。答ふ、瞋と相應する思は是れ謀害の體なり。

[六九]內法にては謀害と名け、外法にては意憤と名く。外仙の意憤は村をして無村たらしめ、城をして無城たらしめ、國をして無國たらしむ。斯れに由りて彼れは害生命罪に觸るゝなり。問ふ、何が故に、倶に村等を殄滅せしむるに、外仙は罪を得し、內は則ち爾らざるや。答ふ、外には聖道無きに、內

【六八】謀害の體に就きて。瞋と相應する思なり。
【六九】謀害と意憤の同異に就きて。

六四問ふ、諸の學の謀害は、但、自の爲のみとせんや亦、他の爲めなりや。答ふ、有るは亦、他の爲めにもすることあり。昔、此の迦濕彌羅國に王都有り、娓邏吒と名く。城を去ること遠からず、僧伽藍有り、名けて石崖と曰ふ。中に苾芻有り、是れ阿羅漢なり。僧伽藍の側にて自から袈裟を染むるとき、城中の人、一犢子を失ふもの有り。尋訪て此に至り、遙かに苾芻に、犢子を見しや不やを問ふ。答へて言く見ずと。六五彼れ漸く前行す、苾芻の業力は彼の人に、衣を牛皮に似せ、染汁は血の如く、煮札は肉に似せ、器は牛頭の如くに見せしむ。見已りて驚き怒り、叱して言く、大賊なり。如何が苾芻が我が犢子を盜みて、而も復た屠殺するやと。遂に楚撻を加え、縛して王所に送るに、王は法司に付し、牢獄に禁閉す。彼の業力を以つて、諸の門人をして多時を歷ると雖も而も憶するもの無からしむ。惡業盡き已りて彼の諸の門人皆、憶念を生じ、我が師何に在りやと尋訪て、乃ち牢獄に禁在するを知り、便ち共に王に白す、我が師は無辜なるに枉禁せらるゝこと多歲なり。願はくは王よ照察して我等の師を放てよと。王、法司に速かに宜しく放出せしむべしと敕す。彼の阿羅漢は禁に在ること多時なるをもて、衣壞れ、髮長じて沙門の像無し、法司巡察せしに苾芻を見ず、尋いで還りて王に白す、此の囚類無しと。門人重ねて啓す、師は定んで中に在り六六囚縶さること多年なるをもて、沙門の相を失せん、願くは禁所に於て、宣告して誰か是れ沙門なりや、王の恩により放出せんと言はしめたまへと。王、其の語の如くし、尋いで宣告せしむるに、彼の阿羅漢は惡業既に盡くるをもて、纔かに喚ぶ聲を聞き、睡夢より覺むるが如く、神通力を以つて虛空に上昇し、猶し鴈王の空を翔りて住するが如し。王、是を見已りて身を投じて悶絕す、冷水にて面に灑ぎ、良久しくて乃ち穌る。自から知ることなくして聖者を枉禁し、當に惡趣に墮し、出期有ること無かるべきを傷む。遂に群臣と與に空を仰ひで禮謝し、唯、願はくは聖者よ、我が六七愆を哀恕したまへと。時に阿羅漢は俯して告げて曰く、吾は汝等に於て曾て瞋を生ぜずと。王の曰く若し然らば、請ふ攝受を垂れたまへと。尊者、慈愍し

【六四】以下學が他の爲めに謀害せし事例。謀害は通例自分が苦しめられし時發するものなるも、例外として他が苦しめられし場合も之れを發することありとなり。

【六五】彼は大正本に波とあるも彼の誤植につき彼と訂正せり。

【六六】囚縶とは、捕へつなぐこと。

【六七】愆とは過ち、罪の義。

是の念言を作すが如し。當に母を衰壞して愛子を失はしむべしと。

〔六一〕問ふ、彼れは退し已りて此の心言を發すとせんや、未だ退せざる時、此の謀害を起すとせんや。若し彼れが退し已りて此の心言を發すとせば、便ち威力無きに、所作の謀害は云何んが速かに成ずるや。若し未だ退せざる時、此の謀害を起すとせば、既に欲惡無きに、如何んが此の謀害の心言を起すや。答ふ、應に是の言を作すべし「彼れは必ず退し已る」と。問ふ、既に威力無きに如何んが速かに成ずるや。答ふ、未だ欲を離れざる時は威力微劣なるをもて、多くの心念を起して謀害は方に成ずるに、離欲より退する時は、勝道の餘勢が彼の心願を資くるをもて、謀害は速かに成ずるなり。有るが是の說を作す「彼の未だ位を退せざるとき、天龍神鬼は德を敬ひて歸誠するをもて、彼れ苦緣に遇ひて、退して謀害を行ずるとき、天等が助力し、事をして速かに成ぜしむるなり」と。

〔六二〕問ふ、不還が退する時、既に謀害を行ずるをもて、阿羅漢が退するときも亦、謀害するや。答ふ、無學が退する時は、謀害を行ぜず。果殊勝なるをもて、暫らく退する時と雖も、行相作業は、學の退と同じからざるに由ればなり。問ふ、無學が退し已れるとき謀害尙無し、況んや未だ退せざるとき、謀害有るを得んや。若し爾らば經の說を當に云何んが通ずべきや。〔六三〕契經に說くが如し「羯洛迦孫馱佛(Krakucchanda)は度使魔羅(Dūsimāra)を訶叱するに、時に應じて彼の魔は地獄に陷入せり」と。答ふ、但、訶責のみを爲し、加害するを欲せず。然るに彼の業盡くるとき、自から地獄に墮せしなり。曾て聞く、彼の佛、一侍者の名けて至遠(Vidhura)と曰ふを將ひて、沙羅村に入り、次第に乞食せり。時に魔の度使、少年を化作して石を擲げ、遙かに侍者を打つ。頭破れ血流れて面を被ひ、佛の後に隨つて行く。時に佛、右旋すること象王の如し。顧みて是くの如き事を見、魔を訶叱して言く、汝、何ぞ非分に斯の惡業を造るやと。魔、時に業盡きて便ち地獄に墮せしなり。故に但、訶責のみにして加害を欲するに非らざるなり。

【六一】特に離欲者が謀害の念言を發すは、未退時なりや已退時なりやに就きて。

【六二】無學は謀害せず。

【六三】契經とは中阿含卷第三十、降魔經、(大正・一、頁六二一中)等を指す。因みに羯洛迦孫馱佛は、人壽五萬歲の時十二因緣を觀じて佛となりし人にして、弟子に、毘樓(Vidhura)と薩若(Sañjīva)とあり。而して彼れを娆亂せし魔、度使は目連の前生なり。

[五六] 問ふ、何に緣りて學者は他の害を被るや。答ふ、三緣に由るが故なり。謂く、非時と非處と非道とに行くが故なり。非時に行くとは、謂く夜分中、聚落・村亭・闠邏に遊び巡候者の捉獲する所と爲り、縛錄し推問し種々に加害さるゝなり。非處に行くとは、謂く酒家・婬家・王家・博戲家等に入り、監察者の捉獲する所と爲り、鞭撻し、考訊し種々に苦切さるゝなり。非道に行くとは、謂く營農の月、輒ち園田に入り、他の苗稼を踐み、守護者の捉獲する所と爲り、諸の苦楚を加へらるゝなり。

[五七] 問ふ、學者は已に不作律儀を得するに、何が故に、乃ち是くの如く謀害を作すや。答ふ、彼れは苦が逼るを以つての故に便ち念言を作す、當に母を衰壞して愛子を失はしむべしと。衰壞とは、死滅を謂ひ、母子乖離するが故に、母、愛子を失ふと名くるなり。

に逼らるゝに由りて、卽ち自身に於て是くの如き念を起す、寧ろ當に我をして衰壞して愛を失はしむべきも、我をして斯の苦の逼る所と爲らしむること勿れと。他の身に於ては不らず。是の故に過無きなり。有るが說く「他に於ても亦、斯の念を起す。然るに但し、訶責のみを欲して加害を欲せざるなり、所以は何ん。若し彼れが此の謀害に由りて、下は能く一蟻卵を殺すに至ると了知せば、設ひ、自命を救ふも、亦、此の心を起さず。故に、此の所念は但、訶責を爲すのみなり」と。

[五八] 問ふ、此の學の謀害は、唯、念を作すとのみとせんや、亦、發言すともせんや。有るが說く「但、念のみにして發言せず」と。有るが說く、「發言するも亦、過有ること無し、訶責の爲めなるが故に。加害に非らざるが故に。所以は何ん、若し彼れが此の語業に由りて、下は能く一蟻卵を害するに至ることを了知せば、設ひ自命を救ふも尙、心をすら起さず、況んや、語業を起さんや」と。

[五九] 問ふ、若し城邑等が父母の所居ならば、學者は、中に於て謀害を起すや不や。有るが說く「起さず」と。有るが說く「亦、起す。但、訶責のみを爲し……廣說すること前の如し」と。

【本論】 [六〇] 又、學者の已に欲染を離るるものは、他が害を加ふる時、離欲より退して

【五六】 特に、學者が害を被る三緣に就きて。

(一)非時に、(二)非處に、(三)非道に行くなり。

【五七】 學者が謀害する理由に就きて。

有學は既に無漏の聖道を得せるが故に、不作律儀を得せるを以つて他を害すること無き筈なるに、何が故に他を害するやとは問意、

之れに對する答意は、

(一)、こは他に於てに非らずして自に對するものなれば不都合なしとする說と、

(二)、他を害するに非らずして、他を訶責するのみなれば不都合無しとの二說あり。

【五八】 學の謀害は、唯念ずるのみなりや、發言するや。

【五九】 學の謀害は父母の所居の城邑に對してなさるるや否やに就きて。

【六〇】 以下離欲者の謀害に就きて。

[四九] 問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。[五〇] 契經に說くが如し。「苾芻よ當に知るべし、濕器を害し、尸羅の威を壞するを以つて、學の謀害に由りて――那伽は諦觀するに――却後七日にして憍薩羅家は必ず當に殄滅すべし」と。[五一] 云何んが名けて濕器を害すと爲すや。謂く憍薩羅主[五二]毘盧擇迦(Viḍūḍabha)は、放縱・癡狂にして諸の釋種を害す。此の諸の釋種は是れ彼の母の親なるをもて、小より已來數、同じ器にて食す。世間は此れを說きて濕器の親と爲す。彼れは此の親に背きて殺害を行じ、濕器の親を害するが故に、濕器を害すの言を說くなり。有るが說く、「應に濕面を害するを以つてと言ふべし。謂く、諸の釋種は涙を雨らして哀を求むるとき、面を濕せるものを矜れまずして、而も殺戮を行ずればなり」と。有るが說く、「應に濕眼を害するを以つてと言ふべし、謂く諸の釋種は悲涙が目に盈つるに、慈哀を生ぜずして反つて其の命を害すればなり」と。此の業を以つての故に必ず當に殄滅すべきなり。[五三] 云何んが名けて尸羅の威を壞すと曰ふや。謂く世俗と無漏との戒を壞するが故なり。[五四] 學の謀害といふに就きて、學とは預流と及び一來との果を謂ひ、彼れが謀害を行ずるなり。謀害に由るが故に彼の王種をして久しからずして當に滅せしむるなり。云何んが名けて那伽は諦觀すと曰ふや。此の那伽(Nāga)の言は阿羅漢に目く。諸の阿羅漢は審かに諦かに彼を觀ずればなり。或ひは、薄伽梵を大那伽と名く、謂く佛世尊は審かに諦かに觀察すればなり。却後七日にして憍薩羅家は必ず當に殄滅すべしとは、學が謀害するが故に、毘盧擇迦が却後、七日にして種族皆盡くるなり。西方の諸師は是くの如き說を作す、「學の謀害に由りて憍薩羅家は第七日中に必ず當に殄滅すべし」と。今、佛の契經中の所說の義を分別せんと欲するが故に、而も此の論を作すなり。

【本論】[五五] 云何んが學の謀害なりや。答ふ、有學者の未だ欲染を離れざるものは、他が害を加ふる時、便ち念言を作す、當に母を衰壞して愛子を失なはしむべしと。

因みにこは發智の頌文の「謀害」に相當する段なり。

【四九】 論究の由來。

【五〇】 茲に引用さる文と同一のもの見出し兼ぬ、而し之れと關係ある文を參考迄に掲げ置かん、「世尊告ニ諸比丘一今流離王及比丘衆不レ久レ在レ世却後七日盡當ニ磨滅ニ」、增一阿含、卷第二六、(大正・二、頁六九三上)及び佛說琉璃王經(大正・十四、頁七八五中)等參照。

【五一】 「濕器を害す」の解釋につきて――

【五二】 毘盧擇迦は波斯匿王の王子にして、母は釋迦族の摩訶那摩(Mahānāma)とその下婢との間に生れし娘Vāsabha-khattiyāなり、毘盧擇迦が、修行の爲め劫毘羅城に在りて新築の講堂に昇りし時、下賤の母の故を以つて辱かしめられしを怒り、王と爲りし時劫毘羅城を攻め釋迦族を滅し後、Aciravatī河に浴し大雨起りて流され海に到りて魚の餌となる。(增一阿含卷二十六、大正・二、頁六九二上――參照)

【五三】 「尸羅の威を壞す」の解釋に就きて――

【五四】 「學の謀害」の解釋

【五五】 以下學の謀害に就きて。

[四二] 問ふ、諸の預流者は、人天趣に於ても亦、少分を盡くすに、何が故に但、地獄等を盡くすとのみ說くや。答ふ、諸の預流者は、人天趣に於て生るゝことと生れざることゝ有るに、地獄等に於ては決定して生れず。是の故に偏へに說くなり。

【本論】[四三] 又、預流者は已に四智――謂く苦・集・滅・道智なり――を得するも、未だ盡智・無生智を得せざるが故に。

[四四] 問ふ、何が故に、復た此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故たり。謂く、有るが疑を生ず、「諸の預流者は [四五] 已に盡くす中に於ても、但、比知するのみなるが故に、四聖諦に於ても亦、應に比知すべきなり」と。復、有るが疑を生ず、「諸の預流者は已に見所斷の煩惱及び果を斷ずるが故に、亦、應に已に盡智・無生智を得すべし」と。彼の疑を除き、預流者は已に四智を得するも、未だ盡智及び無生智を得せず。四智を得するが故に四諦の中に於ては現の智にて證知するも、未だ盡智・無生智を得せざるが故に、已に盡くすを比知することを顯はさんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[四六] 問ふ、何が故に、預流は未だ盡智及び無生智を得せざるや。答ふ、一切の生を盡くし、一切の惑を斷じ、一切の事を辦じて、方に盡智及び無生智を起すに、預流者は一切の生を盡くし、一切の惑を斷じ、一切の事を辦ずるに非らず。是の故に未だ盡・無生智を得せざるなり。有餘師の說く「一切の [四七] 界・趣・生・處、生・老・病・死を永盡して、方に盡・無生智を證得すべきに、預流者は一切の界・趣・生・處、生・老・病・死を永盡するに非らざるをもて、是の故に未だ盡・無生智を得せざるなり」と。

[四八] 第六節　學の謀害に就きて

【本論】世尊の說くが如し、「學の謀害に由りて――那伽は諦觀するに――却後七日にして、憍薩羅家は必ず當に殄滅すべし」と。云何んが學の謀害なりや。乃至廣說。

【四二】 **特に、預流者が惡趣を盡すことのみ說きて、人天を盡くすことを說かざる理由。** 因みに預流者が人・天趣の少分を盡くすとは、預流者の最も長く人・天趣を受くるものにても、人、天各七返に過ぎざるが故に、第八有以下は之れを盡くすと云ひ得るを言ふなり。

【四三】 **以下預流者は四諦を現知し、三惡趣の已盡を比知するに就きて。**

【四四】 **論題提出の所以。**

【四五】 茲に「已に盡くす」とは、三惡趣を已に盡くすの意なり。

【四六】 **特に預流者が盡智無生智を得せざる理由。**

【四七】 界とは欲・色・無色の三界をいひ、趣とは地獄・鬼・畜・人・天の五趣をいひ、生とは、胎・卵・濕・化の四生をいひ、處とは、下は地獄より上は悲想非非想處に到る一切の生處をいふ。

【四八】 學の謀害とは外道の意憤に相當するものにして、有學の聖者が他より苦しめられし時、瞋りて憤慨の心念を發す、謂はば一種の呪ひの如きものなり。而して此の謀害の理由、方法、自性、効果等の諸種の問題の論究をなすが本節の課題なり。

の故に。復、說者有り、「地獄等の言は地獄等を顯し、嶮惡趣の坑の言は無間業を造るものを顯す。彼れは無間に於て生じ、必ず地獄に墮するを以つての故に」と。有餘師の說く「地獄等の言は地獄等を顯し、嶮惡趣の坑の言は斷善根者を顯す、彼れは若し[三九]續けざれば、必ず地獄に墮するを以つての故に」と。有餘師の說く「地獄等の言は地獄等を顯し、嶮惡趣の坑の言は不律儀の者を顯す、彼れは當に諸の惡趣に墮すべきが故に」と。或ひは說者有り『地獄等の言は、惡趣の果を顯し、險惡趣の坑の言は、彼れに往く因を顯す。世尊の說くが如し「汝等苾芻よ、若し三惡行を行ずるもの有るを見ば、當に知るべし、已に地獄・傍生・餓鬼・惡趣を見ることを」と』。有餘は復た說く、「地獄等の言は三惡趣を顯し、嶮の言は重ねて地獄を顯す、地獄中には善の異熟無く安隱ならざるを以つての故に。惡趣の言は餓鬼を顯す、彼れには資具が恒時に匱乏し、所趣皆、惡なるを以つての故に。坑の言は傍生を顯す、彼れは劫の成ずる時生じ、劫の壞する時、歿して出ずるべきこと難きを以つての故に」と。有餘師の言く「險の言は總じて三惡趣を顯す、三惡趣は極めて危險なるを以つての故に。惡趣の言も亦、總じて三惡趣を顯す、彼の所趣は皆、穢惡なるを以つての故に。坑の言は亦、總じて三惡趣を顯す、彼の身心は皆、極めて下劣にして、鄙穢法に居するを以つて糞坑の如くなるが故なり」と。

[四〇]問ふ、地獄等の處には、無量種の苦具有りて現在するに、如何んが已に地獄・傍生・鬼等を盡くすと言ふべきや。答ふ、一切の聖者は彼れに生ぜざるが故に、更に彼の蘊・界・處を受けざるが故に、說きて已に盡くすと名け、全く彼の苦具をも亦、無からしむるを、方に已に盡くすと名くには非らず。

[四一]問ふ、亦、有る異生は惡趣に墮せざるものあるに、何が故に但、聖者のみ已に盡くすと說くや。答ふ、異生は不定なり。或ひは墮せざるもの有り、亦、墮するものも有りて定まらざるを以つての故に、已に盡くすと說かざるも、一切の聖者は決定して墮せず。是の故に偏へに說くなり。

【三九】「續けざれば」とは、斷ぜられし善根を再び繼續するに非らざればとの意。

【四〇】特に「三惡趣を盡す」の言の解釋に就きて。

【四一】特に異生の惡趣に墮せざるものを玆に說かざる理由。因みに異生にして惡趣に墮せざるものとは忍善根を得せるものなり。(倶舍二十三參照)

[33]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。世尊の說くが如し、「若し苾芻苾芻尼等有りて、能く隨つて觀察し、自身中に[34]四證淨の現在前すること有るを見ば、應に自から審かに、已に地獄・傍生・餓鬼・嶮惡趣の坑を盡くすと記すべし」と。又、世尊の說く「若し多聞の聖弟子有りて、能く觀察するに隨つて自身中に四證淨が現在前すること有るを見ば、彼の聖弟子は應に自から審かに已に地獄・傍生・餓鬼・嶮惡趣の坑を盡くすと記すべし」と。有るは此れに於て疑ふ、「諸の預流者は、自己が地獄・傍生・餓鬼等を盡す事に於て現量智有りて、能く正知するや」と。彼れをして諸の預流者は、前說の事に於て、但、比量のみに由り、現量が知るに非らざることを知らしめんが爲めの故に、此の論を作すなり。

【本論】[35]諸の預流者は[36]現の智有りて、能く自から審かに已に地獄・傍生・餓鬼・嶮惡趣の坑を盡くすと知りて、自から記するとせんや。答ふ、能はず。若し爾らば、彼れは云何んが知るや。答ふ、佛の語を信ずるが故に。謂く世尊の說くが如し。

若し苾芻・苾芻尼等有りて——前に廣く說けるが如し。又、世尊の說く。

【本論】若し多聞の諸の聖弟子有りて[37]能く觀察するに隨つて、自身中に四證淨の現在前すること有るを見ば、應に自から審かに、已に地獄・傍生・餓鬼・險惡趣の坑を盡くすと、記すべし。

[38]問ふ、此の中、地獄・傍生・餓鬼は已に惡趣に攝するに、何が故に、復た嶮惡趣の坑を說くや。答ふ、前は廣にして後は略、前は別にして後は總、前は開にして後は合なるをもて、重說の過無きなり。有るが此の說を作す「地獄の言は地獄を顯し、傍生の言は傍生を顯し、餓鬼の言は餓鬼を顯し、嶮惡趣の坑の言は扇搋・半擇迦・無形・二形を顯す。彼れは是れ人中の嶮惡趣の坑なるを以つて

【三三】 **論題提起の理由。** 預流者は、自己が惡趣に墮せざることを比量智に由りて知るなり、現量智に由るに非らず。

【三四】 四證淨(Catāro aveccappasādā)とは、佛證淨・法證淨・僧證淨・戒證淨をいひ、見道位に於いて前三諦を見る時、法と戒との二證淨を得し、見道諦位に於いて四證淨を得す。而して此は唯無漏にして諸の預流者の成就するものなり。

【三五】 **預流者が三惡趣に墮せずと知るは、現量智に由るに非らず。**

【三六】 現の智とは現量智即ち直接經驗する智。

【三七】 「能く……審かに」の本文は、大正本に「廣說乃至」とあるも今は發智論に從つて斯く譯出せるなり。

【三八】 **以下特に「嶮惡趣の坑」に關する解釋に就きて。**

けて不善業を作すと雖も、而も諸の異生には聖智無きが故に、受用する所に於て過失を見ずして深く耽著を生じ便ち重苦を招くに、諸の預流者は、聖智を有するが故に受用する所に於て諸の過失を見て深く耽著せざるをもて、但、輕苦のみを受くるなり」と。有るが說く「預流は止・觀を具するが故に、惡業有りと雖も惡趣に墮せず、瞿陀が烏と倶に水上に於て共に死屍を食するに、有る人、箭を以つて之を射るとき、瞿陀は翼無きをもて便ち水中に沒し、烏には翼有るが故に、卽時に飛び去るが如く、是くの如く、異生及び預流者は倶に境を受けて、不善業を作すと雖も、無常の箭の中(あつ)射る所と爲る時、異生は止・觀の翼無きが故に、卽便ち惡趣の水中に沈沒するも、預流には止・觀の翼有るが故に便ち、天・人・涅槃の空界に昇るなり」と。有るが說く「預流と及び一來者とは、心調柔なるが故に、涅槃に順ずるが故に、信の種堅きが故に、信根深きが故に、惡業有りと雖も、惡趣に墮せず、譬へば、大海が義として衆流に、汝今、便ち諸樹を漂拔し同じく我が所に集むべしと敕するに、衆流對へて曰く、餘は悉く能く漂はすも唯、楊柳のみを除くと。海、其の故を問ふに、衆流復た言く、柳は二德を具するをもて漂至すべからず、一は盤根深固なると、二は柔軟隨流なるとなり。設ひ波濤を鼓すも、漂拔すること能はずと。是くの如く惡趣は義として惑流に、汝は今、諸の受欲者を漂はして同じく我が所に集むべしと敕するに、惑流は對へて曰く、餘は悉く能く漂はすも、唯、[三二]二果のみを除くと。惡趣、其の故を問ふ。惑流復た言く、彼れは二德を具するをもて漂至すべからず、一は信根深固なると、二は心行調柔なるとなり。業の波濤を鼓すも漂拔すること能はずと」と。故に預流者は惡趣に墮せざるなり。

[三三]第五節　預流者が惡趣を盡すと知る智に就きて

【本論】 世尊の說くが如し、「我が聖弟子は應に自から審かに記すべし、已に地獄・傍生・餓鬼・嶮惡趣の坑を盡くすと、乃至廣說。

【三二】二果とは、預流と一來との欲界の聖者を言ふ。

【三三】前節に於いて、預流者が三惡趣に墮せざることを說きたり、而して惡趣に墮せざることを惡趣を已に盡くすと說くなり。今、その盡くすと知る智は、現量智なりや、比量智なりや、の疑ひあるを以つて、預流者が、惡趣を盡くすと知る智は、比量智なりと明すを本節の課題とす。因みにこは發智の頌文よりすれば「智」に相當する段なり。

在前せず。是の故に、預流は惡趣に墮せざるなり」と。有餘師の說く「若し惡行の過失と妙行の功德とを見ざるもの有れば、彼れは惡趣に墮するに、一切の預流は如實に善惡の得失を知見するをも、假使失念に由るが故に暫らく惡業を起すと雖も、而も惡趣に墮せざるなり」と。有るが是の說を作す、『薩迦耶見を未だ斷ぜず、未だ遍知せずして、惡業を造る者は、惡趣に墮し容べきも、一切の預流は薩迦耶見を已に斷じ已に遍知せるをもて、暫らく惡業を起すと雖も、而も惡趣に墮せざるなり。世尊の說くが如し、「若し有身見を已に斷じ已に遍知せば、五[二九]功德を具す、一には三惡趣を障え、二には五無間業を遮し、( )三には種々の諸の惡見趣を解脫し、四には無際の生死に已に分齊を作り、五には命終時に臨みて、心神明了なり」』と。有るが說く「預流の智の腹は淨きが故に、惡業有りと雖も惡趣に墮せざるなり。二人有りて不應食を食するに、一は內火劣るをもて、所食消えずして便ち大苦を致すに、一は內火盛なるをもて、所食消へ易くして大苦を增さゞるが如く、是くの如く異生及び預流者は、俱に境を受けて不善業を作すと雖も、而も諸の異生は智の腹が淨かならず、聖道の火無きが故に、便ち惡趣に墮し、諸の劇苦を受くるも、諸の預流者は智の腹が淨かなるが故に、人天中に於て、但、微苦のみを受くるなり」と。有るが說く、「預流は無量の殑伽沙に等しき如來應正等覺の聖種の中より生るゝが故に、惡業有りと雖も惡趣に墮せず。二人有りて俱に王法を犯すに、一は是れ[三〇]凡庶なるをもて便ち重刑を致し、一は是れ王子なるをもて但、訶責に遭ふのみなるが如く、是くの如く、異生及び預流者は俱に惡業を作すに、而も諸の異生は聖種に非らざるが故に、所造の惡業は惡趣の苦を招き、一切の預流は是れ聖種なるが故に、惡業は但、人天の輕苦を招くのみなり」と。有るが說く、「預流は境の過を見るが故に、惡業有りと雖も、惡趣に墮せず。二魚有りて俱に鉤餌を貪るに、一は善巧無きをもて、食の爲めに鉤を呑みて身命を喪失し、一は善巧有るをもて、尾を以つて餌を擊ち、接取して之を食し身命を失せざるが如く、是くの如く、異生及び預流者は俱に境を受

【二九】此の五功德は有身見を斷ぜるもの即ち聖者の有するものなるも、之れを忍善根を得せるものが有する五功德と對比せば、其の間相ひ通ずるものもあるを以つて、試みに忍善根の五功德を揭げ置かん。
(一) 久しからずして入涅槃す。
(二) 畢竟して善根を斷ぜず。
(三) 退捨無し。
(四) 無間業を造らず。
(五) 惡趣に墮せず。

【三〇】凡庶とは普通平民のこと。

が如し、「二因は惡趣に墮せしむ。謂く見所斷と修所斷との業なり」と。諸の預流者は已に見所斷業を永斷すと雖も而も未だ能く修所斷業を斷ずること能はざるをもて、或ひは有るが疑を生ず「諸の預流者は應に惡趣に墮すべきや」と。或ひは復た疑を生ず「彼れは應に已に修所斷業を斷ずべきや」と。彼の疑をして決定を得せしめんと欲するが故に、預流者は未だ修所斷業を永斷せずと雖も、而も彼れは決定して惡趣に墮せざることを顯はすなり。故に斯の論を作す。

【本論】[二七]若し預流者なれば有る不善業の能く苦受に順ずるもの、異熟が未だ熟せざるものを彼れは既に成就するもて、應に惡趣に墮すべきに、何の道の障ゆるが故に而も墮せざるや。答ふ、二部の結が諸の有情を縛するに由り、惡趣に墮せしむ——謂く見所斷と修所斷との結なり——るに、諸の預流者は未だ修所斷の結を永斷せずと雖も、而も已に見所斷の結を永斷して、一資糧を闕くをもて、惡趣に墮せざるなり。車が二輪を具せば運載する所有り、鳥に二翼有れば、能く虛空を飛ぶに、一を闕けば然らざるが如く、此れも亦、是くの如し。

故に預流者は惡趣に墮せず。本論文に隨つて釋する所は是くの如きなり。

[二八]然るに、說者有り「愚は惡趣に墮し、智は則ち然らざるに、一切の預流は是れ智者なるが故なり。凡は惡趣に墮し聖は則ち然らざるに、一切の預流は是れ聖者なるが故なり。惡の意樂・害の意樂を有する者は惡趣に墮し、善の意樂・無害の意樂を有する者は然らざるに、一切の預流は善の意樂・無害の意樂を有するが故なり。犯戒者は惡趣に墮し持戒者は然らざるに、一切の預流は是れ持戒者なればなり。彼れは已に聖所愛の戒の堅牢なる船を得するに由るが故に」と。復、說者有り「一切の預流は諸の惡趣に於て非擇滅を得するに、諸法の若し非擇滅を得するものなれば、彼の法は畢竟して現

【二七】預流者が惡趣に墮せざる理由。 預流者は修所斷の惑を有するも、既に見所斷の惑を斷ずるを以つて惡趣に墮せざるなり。

【二八】特に預流者が惡趣に墮せざる理由に就きての諸說。 この中に異生と聖者との區別が種々の立場より論ぜられてゐることは注目に價す。

ざるものなり。

此の中、「謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして、異熟が已に熟し此の業が已に失せるもの」とは、謂く諸の無間業が餘の衆同分中に已に消え已に受け……廣說すること前の如し。若しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繋の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至、順決擇分等の業の、已に過去に在りて已に消え、已に受けて——廣說すること前の如し——、此の業が已に失せるものなり。前說の諸の失緣有るに由るが故に。

「若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして得せず亦、定んで生ぜざるもの」とは、謂く、諸の無間業の、未來なるは未だ得せず、定んで當に生ぜざるべきものなり。定んで生ぜざるが故に、定んで當に異熟を受けざるべきなり。若しくは、律儀の業、廣說乃至、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業の、未來なるは未だ得せず、定んで當に生ぜざるべきものなり。定んで生ぜざるが故に、當に異熟を受けざるべきなり。

「若しくは業の無記か、無漏かなるものにして成就せざるもの」とは、謂く、貞實ならざると、及び愛を潤ほすこと無きとに由るが故に。或ひは先に未だ得せず、或ひは得し已りて失するが故なり。

【本論】[二四] 非にも亦、四句有り。是に翻じて應に知るべきなり。

謂く、前の第二句を此の第一句と作し、前の第一句を此の第二句と作し、前の第四句を此の第三句と作し、前の第三句を此の第四句と作す。廣說すること前の如し。

[二五] 第四節　預流者が惡趣に墮せざる理由に就きて

【本論】 若し預流者なれば有る不善業の能く苦受に順ずる、乃至廣說。

[二六] 問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。說く

【二四】 成就するに非らざる業と、當に異熟を受くるに非らざる業との四句分別。

【二五】 見・修所斷の不善業は惡趣に墮せしむるに、修所斷の不善業を有する預流者が何故に惡趣に墮せざるやの理由を究明するが本節の目的なり。因みにこは發智の頌文の「墮」に相當す。

【二六】 論究の因由としての預流者墮地獄論の評破。

り。若しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繫の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業が、已に現在前し、已に異熟を牽き――此に三種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――、果未だ現前せず、此の業が失せざるものなり。前所說の諸の失緣無きに由るが故に。

「若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして、已に得し亦、定んで當に生ずべきもの」とは、謂く欲界繫の善・不善の思の、未來なるは已に得し亦、定んで生ずべきものなり。定んで當に生ずべき故に、定んで當に異熟を受くべきなり。此れに三種有り。謂く順現法受等なること前說の如し。若しくは惡作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業の未來なるは、已に得し亦、定んで當に生ずべきものなり。定んで當に生ずべきが故に、定んで當に異熟を受くべきなり。此れに三種有り。謂く順現法受等なること前說の如し。

「若しくは業の現在の不善か善の有漏かなるもの」とは、謂く諸の無間業の正に現在前するものなり。若しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繫の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業の正に現在前するものなり。此れに三種有り。謂く順現法受等なること前說の如し。

【本論】[三三](四)有る業は、成就するにも不ず、此の業が定んで當に異熟を受くるに不ざるべきものあり。謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして、異熟が已に熟し、此の業が已に失せるもの、若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして、得せず亦、定んで生ぜざるもの、若しくは業の無記か無漏かなるものにして成就せ

【三三】業を成就せず、亦、異熟も當に受けざる場合――

法受と順次生受と順後次受となり――、果が未だ現前せずして、此の業が已に失するものなり。前所說の諸の失緣に由るが故に。若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繫の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と俱生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業が、已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに三種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――、果が未だ現前せずして、此の業が已に失するものなり。前所說の諸の失緣に由るが故に。

「若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして、得せざるも而も定んで當に生ずべきもの」とは、謂く[二]諸の無間業の、未來は未だ得せざるも而も定んで當に生ずべきものなり。定んで當に生ずべきが故に、定んで當に異熟を受くべきなり。若しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繫の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と俱生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業の未來なるは未だ得せざるも而も定んで當に生ずべきものなり。定んで當に生ずべきが故に、定んで當に異熟を受くべきなり――此に三種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――。

【本論】[三](三)有る業は成就するものにして、此の業は定んで當に異熟を受くべきものあり。謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして、異熟が未だ熟せず、此の業が失せざるもの、若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして已に得し亦、定んで當に生ずべきもの、若しくは業の現在の不善か善の有漏かなるものなり。

此の中、「謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして異熟が未だ熟せず、此の業が失せざるもの」とは、謂く諸の無間業にして已に現在前し、已に異熟を牽き、果が未だ現前せざるものな

【二】諸の無間業云云とは、例へば、無間業の加行にして、必ず、その根本が未來に成ずるが如き場合を言ふなり。即ち現在は加行位なるが故に根本の無間業を成就せず、從つて又、未來を成就する義無し、されど必ず、「當に生ず」と云ふ條件なるが故に生ぜば無間業は必ず異熟果を受くるなり。故に、定んで當に異熟を受くべきものにして而もその業を成就せざるものの例として玆に揭げしなり。

【三】業を成就し、定んで當に異熟を受くべき場合――

果が已に現前し、此の業が失せざるものなり、[一八]前所説の諸の失縁無きが故に。若しくは欲界繫の善・不善の思、若しくは悪作・憂根と倶生する善の思が、已に現在前し、已に異熟を牽き――此に四種有り、謂く順現法受等なること[一九]前説の如し――、果が已に現前し、此の業が失せざるものなり。前所説の諸の失縁無きが故に。若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業が、已に現在前し已に異熟を牽き――此に四種有り、謂く順現法受等なること前説の如し――、果が已に現前し、此の業が失せざるものなり。前所説の諸の失縁無きが故に。

「若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして、已に得して而も定んで生ぜざるものなり」とは、謂く欲界繫の善と不善との思の未來なるは、已に得するも而も定んで生ぜざるものなり。定んで生ぜざるが故に、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきなり。若しくは悪作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分乃至順決擇分等の業の未來なるは已に得するも、而も定んで生ぜざるものなり。定んで生ぜざるが故に、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきなり。

「若しくは業の無記か無漏かなるものにして成就するものなり」とは、謂く、無記と無漏との業は、成就すと雖も而も性、貞實ならざると、及び愛を潤ほすこと無きとの故に、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきなり。

【本論】[二〇](二)有る業は定んで當に異熟を受くべきものなるも、此の業は成就するに不ざるものあり。謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして、異熟が未だ熟せず。此の業が已に失するもの、若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして、得せざるも而も定んで當に生ずべきものなり。

此の中、「謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして異熟が未だ熟せず、此の業が已に失するもの」とは、如しくは律儀の業の已に現在前し、已に異熟を牽き――此に三種有り、謂く順現

【一八】前所説の諸の失縁とは、前、百二十四卷の「第一節自業に就きて」の中の「自業なる業と成就する業との四句分別」の項を指す。

【一九】前説とは、前の百二十四卷の終りを指す。

【二〇】定んで當に異熟を受くるも、業を成就せざる場合。

のあり。謂く業にして已に今有の異熟を得するに非らず、及び業の異熟が已に生じ正に受くるに非らずして、此の業の異熟が已に熟せるものなり。

謂く諸の無間業にして、餘の衆同分中に已に消え、已に受け、已に所作を作し、已に與果し已りて能く、異熟の、已に熟するもの無きなり。如しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、廣說乃至若しくは諸の靜慮・無色の順退分・順住分・順勝進分・順決擇分等の業にして、已に消え已に受け、已に所作を作し、已に與果し已りて、能く異熟の已に熟するもの無きなり。

【本論】[一四]非にも亦、四句有り。是に翻じて應に知るべきなり。

謂く前の第二句を此の第一句と作し、前の第一句を此の第二句と作し、前の第四句を此の第三句と作し、前の第三句を此の第四句と作す。廣く說くことは前の如し。

[一五]第三節　成就する業と定んで當に異熟を受くべき業との四句分別

【本論】[一六]若し業にして成就するものなれば、此の業は定んで當に異熟を受くべきや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)[一七]有る業は成就するものなるも、此の業は定んで當に異熟を受くるにあらざるべきものあり。謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして、異熟が已に熟し、此の業が失せざるもの、若しくは業の未來の不善か善の有漏かなるものにして、已に得して而も定んで生ぜざるもの、若しくは業の無記か無漏なるものにして、成就するものなり。

此の中、「謂く、業の過去の不善か善の有漏かなるものにして、異熟が已に熟し此の業が失せざるもの」とは、如しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行が已に現在前し、已に異熟を牽き——此に二種有り謂く順現法受と順不定受となり——

【一四】**自業に非らざる業と當に定んで異熟を受くるに非らざる業との四句分別。**こは前の四句を逆に表現せるものなり。卽ち(一)、有る業は是れ自業に非らざるも、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきに非らざるものあり。(二)、有る業は定んで當に異熟を受くべきに非らざるも、此の業は自業に非らざるに非らざるものあり。(三)、有る業は是れ自業にも非らず亦、此の業は定んで當に異熟を受くべきに非らざるものあり。(四)、有る業は自業に非らざるにも非らず、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきにも非らざるものあり。

【一五】本節は前節に於いて、自業なる業と定んで當に異熟を受くべき業とに關して四句分別をなせるに因みて、成就する業と、定んで當に異熟を受くべき業との關係を四句分別によりて明かにせんとする段なり。之れを發智の頌文よりすれば「成」に當る。

【一六】**以下成就する業と定んで正に異熟を受くる業との四句分別。**

【一七】業を成就するも定んで當に異熟を受けざる場合。

【本論】[三]（三）有る業は是れ自業にして、此の業は定んで當に異熟を受くべきものあり。謂く、業にして已に今有の異熟を得し、及び業の異熟が已に生じ正に受け、此の業の異熟が未だ最後位に至らざるときなり。

此の最後の言の義に多種有り。謂く、最後が千劫乃至最後が刹那なるもの有り。最後が千劫なるものとは、謂く一業にして能く非想非非想處の八十千劫の壽量を引くものの如し。彼れ最初の千劫に住する時の此の業は是れ自業にして此の業は定んで當に異熟を受くべきなり。謂く定んで當に七十九千劫の異熟を受くべきなり。乃至、第七十九千劫に住する時の此の業は是れ自業にして此の業は定んで當に異熟を受くべし。謂く定んで當に千劫の異熟を受くべきなり。最後が百劫なるものとは、謂く一業にして能く無煩天處の十百劫の壽量を引くものの如し。彼れ最初の百劫に住する時の、此の業は是れ自業にして此の業は定んで當に異熟を受くべし。謂く、定んで當に九百劫の異熟を受くべきなり。乃至、彼れが第九の百劫に住する時の此の業は是れ自業にして此の業は定んで當に異熟を受くべきなり。謂く定んで當に百劫の異熟を受くべきなり。最後が劫なるものとは、謂く一業にして能く遍淨天處の六十四劫の壽量を引くもの有り、彼れ最初の劫に住する時の此の業は是れ自業にして此の業は定んで當に異熟を受くべきなり。謂く定んで當に六十三劫の異熟を受くべきなり。乃至、彼れ第六十三劫に住する時の、此の業は是れ自業にして、此の業は定んで當に異熟を受くべきなり。謂く定んで當に一劫の異熟を受くべきなり。是くの如く最後が千歳なるもの、乃至最後が刹那なるものも、其の所應に隨つて廣說することも亦、爾り。是くの如く諸業の果が正に現前するが故に、名けて自業と爲し、未だ最後の異熟位に至らざるが故に、定んで當に異熟を受くべきものなりと名くるなり。

【本論】[三]（四）有る業は自業にも非らず、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきも

【三】業が自業にして亦、當に定んで異熟を受くる場合。

【三】業が自業にも非らず、當に定んで異熟を受くるにも非らざる場合——

歳なりや。謂く一業にして能く(九)北倶盧洲の千歳の壽量を引きしもの丶彼の最後の百歳に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも、此の業は定んで當に異熟を受けざるべし、已に最後の異熟位に至れるが故に。云何なる最後が歳なりや。謂く一業にして能く南贍部洲の百歳の壽量を引きしもの丶、彼の最後の歳に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも此の業は定んで當に異熟を受けざるべし、已に最後の異熟位に至れるが故に。云何なる最後が月なりや。謂く一業にして能く十二ケ月の壽量を引きしもの丶彼の最後の月に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも此の業は定んで當に異熟を受けざるべし。已に最後の異熟位に至れるが故に。云何なる最後が晝夜なりや。謂く一業にして能く三十晝夜の壽量を引きしもの丶彼の最後の晝夜に住する時の如し。此の業は自業なるも此の業は定んで當に異熟を受けざるべし。已に最後の異熟位に至れるが故に。云何なる最後が刹那なりや。謂く一業にして能く百刹那の壽量を引きしもの丶彼の最後の刹那に住する時の如し。此の業は自業なるも此の業は定んで當に異熟を受けざるべし。已に最後の異熟位に至れるが故に。

【本論】(一〇)(二)有る業は定んで當に異熟を受くべきも、此の業は自業に非らざるものあり。謂く業にして已に今有の異熟を得するに非らず、及び業の異熟が、已に生じ正に受くるに非らずして、此の業の異熟が未だ熟せざるときなり。

無間業にして已に現在前し已に異熟を牽き、果が未だ現在前せざるが如し。若しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繋の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮・無色の順退分・順住分・順勝進分・順決擇分等の業が已に現在前し、已に異熟を牽き——此に(一一)三種有り、順現法受・順次生受・順後次受なり——、果未だ現前せざるなり。

【九】北倶盧洲(Uttarakuru)は、人壽千歳にして中天無しと云はるる所なり。

【一〇】業が當に定んで異熟を受くるも自業に非らざる場合。

【一一】玆に順不定受業を除くは、不定業は、可轉なるを以つて、定んで異熟を受くとは云はれざるが爲めなり。

卷の第百二十五（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、自業納息第五之二）

第二節　自業に就きて（續き）[一]

【本論】[二]若し業にして是れ自業なれば、此の業は定んで當に異熟を受くべきや。答ふ、應に四句を作すべし。[三]（一）有る業は是れ自業なるも、此の業は定んで當に異熟を受けざるべきものあり。謂く、業にして已に今有の異熟を得し、及び業の異熟が已に生じ正に受け、此の業の異熟が已に最後位に至れるときなり。

[四]此の最後の言の義に多種有り。謂く有る最後は千劫なり。有る最後は百劫なり。有る最後は劫なり。有る最後は千歳なり。有る最後は百歳なり。有る最後は歳なり。有る最後は月なり。有る最後は晝夜なり。有る最後は刹那なり。云何なる最後が千劫なりや。謂く、[五]一業にして能く非想非非想處の八十千劫の壽量を引きしもの〻、彼の最後の千劫に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも、此の業は定んで當に異熟を受けざるべし、已に最後の異熟位に至るが故に。云何なる最後が百劫なりや。謂く一業にして能く[六]無煩天處の十百劫の壽量を引きしもの〻、彼の最後の百劫に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも、此の業は定んで當に異熟を受けざるべし、已に最後の異熟位に至るが故に。云何なる最後が劫なりや。謂く一業にして能く[七]遍淨天處の六十四劫の壽量を引きしもの〻、彼の最後の劫に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも此の業は定んで當に異熟を受けざるべし。已に最後の異熟位に至るが故に。云何なる最後が千歳なりや。謂く一業にして能く[八]他化自在天處の十六千歳の壽量を引きしもの〻、彼の最後の千歳に住する時の如し。此の業は是れ自業なるも此の業は定んで當に異熟を受けざるべし、已に最後の異熟位に至るが故に。云何なる最後が百

【一】本節は前節の續きにして、卽ち、自業なる業と、當に定んで異熟を受くべき業との四句分別を取り扱へるものなり。之れを發智の頌文よりせば「對異熟」に相當す。

【二】**自業なる業と當に定んで異熟を受くる業との四句分別。**

【三】業が自業なるも當に定んで異熟を受けざる場合―

【四】**特に異熟の最後の義に就きて。** 異熟の最後の義に多義あり。卽ち（一）、千劫・（二）、百劫・（三）、劫・（四）、千歳・（五）、百歳・（六）、歳・（七）、月・（八）、晝夜・（九）、刹那等なり。

【五】一業にして云云とは、非想非非想處の思が能く、八萬劫の壽量を引くをいふ。

【六】無煩天（Avṛha）は色界第四禪天の五淨居天中の最下天なるが故に、その壽量は千劫なり。

【七】遍淨天（Śubhakṛtsna）は色界の第三禪天の最高天にして六十四劫の壽量を有すなり。

【八】他化自在天（Paranirmitavaśavartina）は、欲界天の最高處にあり、一萬六千歳の壽量を有す。

已に消へ已に受け、已に所作を作し、已に與果し已りて、能く異熟の已に熟するもの無くして此の業が已に失するものなり。前說の諸の失緣有るに由るが故なり。

【本論】[三三] 非にも亦、四句有ること、是に翻じて[三四]應に知るべきなり。

謂く、前の第二句を此の第一句と作し、前の第一句を此の第二句と爲し、前の第四句を此の第三句となし、前の第三句を此の第四句と作す。廣說すること前の如し。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十四

無間業を造りし人が、命終して、地獄趣に墮して完全に地獄の異熟を受け已りて人天に生れんとする以來の如きをいふ。

【三三】 非の四句とは、

（一）、有る業は是れ自業に非らずして此の業を成就せざるに非らざるものあり。

（二）、有る業は成就に非らざるも、此の業は自業に非らざるに非らざるものあり。

（三）、有る業は是れ自業にも非らず、此の業は亦、成就にも非らざるものあり。

（四）、有る業は自業に非らざるに非らず、此の業は亦、成就せざるに非らざるものあり。

【三四】 以下の本文は發智論には「與前相違應廣說」とあり。

せずして、此の業が失せざるなり。――未だ全く染を離れず、界地等を易へざるに由るが故に。是くの如く、乃至、非想非非想處の順退分等の業を廣く說くことも應に知るべきなり。

【本論】[二六](三)有る業は是れ自業にして此の業を亦、成就するものあり。謂く業にして已に今有の異熟を得し及び業の異熟が已に生じ正に受け、此の業を失せざるものなり[二九]如しくは律儀の業若しくは不律儀の業・若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身語の妙行・惡行にして已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに[三〇]二種有り、謂く順現法受と順不定受となり――果が正に現前し、此の業が失せざるものなり。前所說の諸の失緣無きに由るが故に。若しくは欲界繫の善と不善との思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思にして已に現在前し已に異熟を牽き――此れに四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――果が正に現前し、此の業が失せざるものなり、前の所說の諸の失緣無きに由るが故なり。若しくは諸の靜慮と無色との順退分・順住分・順勝進分・順決擇分等の業にして已に現在前し已に異熟を牽き――此に四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――果が正に現前し、此の業が失せざるものなり。前所說の諸の失緣無きに由るが故なり。

【本論】[三一](四)有る業は自業にも非らず、此の業は亦、成就せざるものあり。謂く、業にして已に今有の異熟を得するに非らず、及び業の異熟が已に生じ、正に受くるにも非らずして、此の業が已に失するものなり。

無間業にして[三二]餘の衆同分中、已に消え、已に受け、已に所作を作し、已に與果し已りて、能く異熟の已に熟するもの無きが如し。若しくは律儀の業、若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは欲界繫の善・不善の思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思、若しくは諸の靜慮と無色との順退分・順住分・順勝進分・順決擇分等の業にして、餘の衆同分中、

【二五】染を離るるが故に云云とは、例へば順退分の如きが自地の染を離るれば捨し、又自より下に生ずれば捨するを言ふ。

【二六】但し非想非非想處には順勝進分は無し（倶舍第二十八參照）

【二七】業を成就するもその業が自業に非らざる場合――

【二八】業が自業にして亦、そを成就する場合――

【二九】茲に無間業に就きて說かざるは、業が自業たる爲めには、異熟果が現在前せざるべからず、而るに無間業の異熟果が現在前する時は既に衆同分を捨せるが故に、業を捨して成就せざることとなる。故に茲の條件に當嵌らざるが故に、此の無間業を除けるなり。

【三〇】茲に順次生受業と順後次受業とを除けるは、身・語業の異熟を感ずるものにして而もそが、順次生受業及び順後次受業なるときは、その異熟果の現在前は既に衆同分を捨せる時なるが故に、業を成就せず。故に茲に此の二を除けるなり。

【三一】業が自業にも非らず又、業を成就するにも非らざる場合――

【三二】餘の衆同分中云云とは、

の思にして已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに四種あり、謂く順現法受等なること前說の如し――果が正に現前し、此の業が已に失するものなり。謂く、若し善なるものなれば、善根を斷ずるに由り、或ひは衆同分等を捨するに由るが故に失す。若し不善なるものなれば、離染に由るが故に失す。若しくは惡作・憂根[23]と倶生する善の思にして已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――果が正に現前し、此の業が已に失するものなり。善根を斷ずるに由るが故に、或ひは已に染を離るるが故に失す。若しくは初靜慮の順退分[24]・順勝進分・順決擇分等の業にして已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――果が正に現前し、此の業が已に失するものなり。已に染を離るるに由るが故に[25]、或ひは界地等を易ゆるが故に失す。是くの如く乃至非想非非想處[26]の順退分等の業を廣說することも應に知るべきなり。[27]

【本論】（二）有る業は成就するも、此の業は自業に非らざるものあり。謂く、業にして已に今有の異熟を得するに非らず、及び業の異熟が已に生じ正に受くるに非らずして、此の業が失せざるものなり。

無間業にして已に現在前し、已に異熟を索き、果が未だ現前せずして、此の業の失せざるものゝ如し。未だ所依の衆同分を捨せざるに由るが故なり。若しくは律儀の業若しくは不律儀の業、若しくは非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行、若しくは、欲界繫の善と不善との思、若しくは惡作・憂根と倶生する善の思にして已に現在前し、已に異熟を索き――皆、四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――果が未だ現前せずして、此の業が失せざるものなり。前の所說の諸の失緣無きに由るが故なり。若しくは初靜慮の順退分・順住分・順勝進分・順決擇分等の業にして已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し。――果が未だ現前

【一八】自業の三世分別。自業は必ず過去なり。

【一九】自業なる業と、成就する業との四句分別。

【二〇】業にして自業なるもそは成就に非ざる場合――

【二一】明相が出ずとは、八齋戒を受けしものが明旦に至れば捨するを言ふなり。（婆沙百十七卷參照）

【二二】非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行とは、身・語の妙行は律儀よりも寬く、身・語の惡行は不律儀よりも寬し、故に前の律儀・不律儀に攝せられざる、即ち非律儀非不律儀の所攝なるものの中の身・語の妙・惡行といふ意味なり。

【二三】惡作と倶生する善の思とは惡を作せしことと、善を作さざりしこととを追悔する思をいふ。而もこは唯、欲界にのみあり。憂根の場合も之に準じて知るべし。

【二四】一般に諸の淨等至に四種ありとす。即ち。（一）、自地の煩惱に順ずる順退分、（二）、自地の淨定に順ずる順住分。（三）、上地の定に順ずる順勝進分、（四）、無漏に順ずる順決擇分なり。因みに玆に順住分を說かざるは恐らく脫落せしならん。

來なりや。現在なりや。答ふ、此の業は當に過去なりと言ふべきなり。

問ふ、何が故に、此の業は當に未來なりと言ふべからざるや。答ふ、先に果を受け、後に因を造るに非らざるが故なり。問ふ、何が故に、此の業は當に現在なりと言ふべからざるや。答ふ、異熟の因と果とは、倶時ならざるが故なり。

【本論】[一九] 若し業にして是れ自業ならば、此の業を成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。[二〇]（一）有る業は是れ自業なるも、此の業を成就せざるものあり。謂く、業にして已に今有の異熟を得し、及び業の異熟が已に生じ正に受けて、此の業が已に失するものなり。

無間業にして已に現在前し、已に異熟を索き、果が正に現前し、此の業が已に失するときの如し。所依の衆同分を捨するに由るが故なり。若しくは律儀の業にして已に現在前し、已に異熟を索き――此れに四種有り、謂く、順現法受と順次生受と順後次受と順不定受となり――果が正に現前し、此の業が已に失するものなり、四縁に由り、或ひは五縁に由るが故に失す。謂く所學を捨すると二形が生ずると、善根を斷ずると、衆同分を捨するとなり。或ひは、[二二]明相が出ずるとなり。若しくは不律儀の業にして已に現在前し、已に異熟を索き――此れに四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――、果が正に現前し、此の業が已に失するものなり。四縁に由るが故に失す、謂く、律儀を受くると、靜慮を得すると、二形が生ずると、衆同分を捨するとなり。若しくは[二三]非律儀非不律儀の諸餘の身・語の妙行・惡行にして已に現在前し、已に異熟を牽き――此れに四種有り、謂く順現法受等なること前說の如し――果が正に現前し、此の業が已に失するものなり。三縁に由るが故に失す。謂く、意樂息むと、加行を捨すると、限られたる勢が過ぐるとなり。若しくは欲界繫の善と不善と

同一自相續の上に於いて見出さんとするもの。

【一三】特に造業者と受果者との一異に就きて。こは、造業者が果を受くるか、又、他が果を受くるか、更に又、造業者も受果者も無きかを明かにする段なり。

【一四】我々は五蘊・十二處・十八界より成れるものなるも、而もそは刹那に生滅するが故に昨日の我と今日の我は同一ならず。然るに常識的立場よりすれば昨日の太郎は今日の太郎にてあり、又明日の太郎たるなり。此の立場よりすれば、「此れが造り此れが受く」と云ひ得るなり。

【一五】こは例へば、人間に生れたりし時善業をなして死後、天上に生れたりとせば、業は人間が造り、その果報は天人が受けしこととなるを以つて、此の場合は「異が造り異が受く」と云ひうるなり。

【一六】こは自業と名くる理由を、業が自相續を養ふか否かの點に見出さんとするものにして卽ち、業の自相續を養ひて、他相續を養はざる場合、その業を自業と名くとなり。

【一七】特に養の意義に就きて。養に二義あり。（一）增長の義、（二）不斷の義、

【本論】[12]復次に、此の業の招く所の異熟は、自相續に於て現に熟し、餘には非らざるが故に自業と名くるなり。

[13]問ふ、此れが業を造つて卽ち此れが果を受くるとせんや。答ふ、緣有るが故に、此れが造り、此れが受くと說き、緣有るが故に、異が造り異が受くと說き、緣有るが故に、造くること無く受くること無しと說くなり。緣有るが故に、此れが造り、此れが受くと說くとは、謂く[14]蘊・處・界は展轉、相續し刹那に異ると雖も、一と說くべきが故なり。緣有るが故に、異が造り、異が受くと說くとは、謂く[15]人趣が業を造り、餘趣が果を受くるなり。餘趣が業を造るも亦、爾り。緣有るが故に、造くること無く受くること無しと說くとは、謂く一切法には、我（ātman）無く、有情（sattva）無く、命者（jīva）無く、養育者（poṣa）無く、補特伽羅（pudgala）無く、空（śūnyatā）にして內の士夫〔puruṣa〕無く、作者（kāraka）受者（vedaka）を離れ、唯、生滅する諸行の聚のみ有るが故なり。

【本論】[16]自相續に於て、養と隨養、育と隨育、護と隨護、轉と隨轉、益と隨益となるが故に、自業と名くるなり。

[17]問ふ、善業の異熟は自相續に於て能く養等と爲るべきも、不善業の異熟は自相續に於て但、損害のみと爲ること、那落迦の十三猛焰が其の身を纏ひ燒くが如し、彼れに寧ぞ養等が有りや。答ふ、養等に二種有り、一に增長せしむると、二に斷ぜざらしむるとなり。善業の異熟は自相續に於て二事に由るが故に說きて養等と名け、惡業の異熟は、自相續に於て、但、斷ぜざらしむるのみを說きて養等と名け、增長せしむるには非らず。故に過有ること無きなり。

【本論】[18]若し業にして、是れ自業ならば、此の業は當に過去なりと言ふべきや、未

存せしむる資具のこと。

【七】**以下自業の定義に就きて。**總じて云へば自業とは、現に異熟果を受けつゝある者が、其の因たる異熟因を省みて、これを其の時、自業と名くるなり。

【八】細果とは玆にては中有を意味し、麁果とは生有を意味するなり。

【九】**特に自業の名は因に由るや果に由るやに就きて。**因に由るとは、有る業が如是如是の異熟果を感ずる場合、その異熟果の原因たる業に由りて自業と名くるをいひ、果に由るとは、その業に由りて受けし異熟果に由りて自業と名くるをいふ。而して、因に由ると主張するもの、及び果に由ると主張するものとの二說あるも、如是說者は因に由る說を採用し、而も自業の名を得するは果に住する位に於いてなりと言へり。

【一〇】**以下自業と名く理由に就きて。**

【一一】これは自業と名くる理由を一連の業と果との因果關係の上に見出さんとするものなり。

【一二】これは自業と名くる理由を、業を作るものと、その異熟果を受くるものとの關係を

生じ正に受くるなり」とは、此の句は順生有受業を顯示す。順中有受・順正有受の如く、應に知るべし、順起受異熟・順生受異熟・順起受果・順生受果・[八]順細果・順麁果業も亦、爾ることを。

[九]問ふ、因に由るが故に、自業と名くとせんや。果に由るが故に自業と名くとせんや。若し因に由るが故に自業と名くとせば、後の句の所說を當に云何んが通ずべきや。後の句に說きて言く「及び業の異熟が已に生じ正に受くるなり」と。若し果に由るが故に自業と名くとせば、前句の所說を當に云何が通ずべきや。謂く「業にして已に今有の異熟を得するなり」と。有るが是の說を作す「但、因にのみ由るが故に名けて自業と爲すなり。前句に由るが故に」と。有るが是の說を作す「但、果にのみ由るが故に、名けて自業と爲すなり。後句に由るが故に」と。如是說者はいふ「但、因にのみ由るが故に、名けて自業と爲すなり」と。問ふ、若し爾らば何が故に復た「及び業の異熟が已に生じ正に受くるなり」と說くや。答ふ、果に住する位に於て、彼の因は方に自業の名を得すればなり。是の故に、尊者妙音は說きて曰く、「若し愛・非愛の果が已に起りて現前するときなれば、彼の業を爾の時名けて自業と爲すなり。未だ造業せざると、及び造業との時には能く、現前に異熟果を受くること有るに非らず。要ず業は滅し已りて果が方に起るが故に」と。

【本論】[一〇]自業は是れ何の義なりや。答ふ、[一一]是は自の果・自の等流・自の異熟を得するの義なり。

此の中、有るが說く「自の果とは士用果にして、自の等流とは、等流果、自の異熟とは異熟果なり」と。有るが說く『諸句は皆、異熟果を顯はすなり。此の中にては、異熟を感ずる業を說きて自業と名くるが故に。有る處には等流を異熟の聲を以つて說く。說くが如し「何等を受の異熟と名くるや、答ふ、言ふところの受是れなり」と。有る處には異熟を等流の聲を以て說く、此の中に說くが如し』と。

せざることを論ずるを言ひ、「智」とは預流が惡趣を盡くすと知る智に關する論究を指し。「謀害」とは有學の發す謀害に就きての論究、「留捨」とは留壽行・捨壽行を言ふ。「心亂」とは誑亂する心に就きての論究。「纏」とは如何なる纏と相應する法が不善なるやを明すをいひ、「佛教」とは、佛教の自性を明すことを指す。「書數算印詩世間工業處」とは、書・數・算・印・詩、世間の諸の工巧等の自性を明すをいひ、「成就學戒等」とは學・無學・非二學戒の成就關係を明すを言ふなり。

【四】論究の由來。

【五】玆に引用さる經典は之を見出し兼ぬ。而して摩納婆は長老偈七三に由れば老・病・死の苦を見て諸の欲樂を厭ひ出家せる人とされ、阿羅漢具德經(大正・二、頁八三二上)には、「能く勝果を修して速かに我慢を斷じ、清淨に修持して善く因果を解す」と云はれてゐる所よりすれば、業と業果とに對する因果の理に能く通達せし人の如し。

【六】有具とは有情をして生

第五章　自業並びに業論附帯の雑論[一]

（業蘊第四中、自業納息第五之一）

第一節　自業に就きて[二]

【本論】 云何んが自業なりや。……自業とは是れ何の義なりや。

是くの如き等の章及び解章の義は既に領會し已れるをもて、次に應に廣く釋すべし。[三]

問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。[四]契經に說くが如し、「佛、摩納婆(Māṇava)[五]に告ぐ、世間の有情は皆、自業に由り、皆、是れ業の分、皆業より生ずるものにして、業は所依と爲り、業は能く諸の有情類の彼彼の處所・高下・勝劣を分別す」と。契經は是の說を作すと雖も、而も未だ、廣く自業の義を辯ぜず。契經は是れ此の論の所依の根本なるをもて、彼れに說かざるものは今、應に之を說くべきなり。故に斯の論を作すなり。尊者、世友說きて曰く「世間の有情は皆、自業に由る」とは、謂く、自から業を作り還つて自から異熟を受くるなり。「皆、是れ業の分なり」とは、謂く所作の業の如く、是くの如く異熟を受くるなり。「皆業より生ず」とは、謂く業が生因と爲りて、異熟果を取り、彼彼の所應の生處に生ずるなり。「業は所依と爲る」とは、業が依因と爲りて彼彼の有具[六]を受くるなり。「業は能く諸の有情類の彼彼の處所、高下・勝劣を分判す」とは、謂く前說の如く、彼彼の生處は業に由り高下・勝劣を分判するなり」と。

【本論】 云何んが自業なりや。[七]答ふ、若し業にして、已に今有の異熟を得し、及び業の異熟が已に生じ正に受くるものなり。

「若し業にして已に今有の異熟を得す」とは、此の句は順中有受業を顯示し、「及び業の異熟が已に

【一】本章は謂はば業論の結尾とも言ふべき段にして、自業及び業に關係する諸種の雜問題を取り扱へるものなり。その内容の概略は註三に出せる發智論の頌文に由りて推知せらるるが故に、茲には之を省略す。

因みに本章を自業納息と名くるは、本章初頭に顯はるる自業に關する論を以つて便宜上、此の章の名稱とせしに過ぎず。

【二】本節は、發智論の頌文の「自業義世成」とに相當する段にして、即ち自業の定義、自業と名くる理由、自業の三世分別、自業の成就に關する關係等を明かにするをその目的とす。

【三】章及び解章の義とは、發智の頌文の「自業ノ義ト世ト成ト對ニルト異熟ト成ト墮ト智ト謀害ト留ト捨ト心亂ト纏ト佛教ト書ト數ト算ト印ト詩ト世間工業處ト成就學等戒ト此章願具說」を指す。因みに、「自業義世成對異熟成」とは、自業の定義、三世分別、成就關係、異熟關係及び、成熟する業と當に異熟を受くる業との關係等を明かにすることを指し。「墮」とは、預流者の惡趣に墮

三十日、四天王が人の善惡を伺ひ、又、惡鬼が人を伺ふ日なりと言はるるを以つて、此の六齋日には諸事を愼み、殊に正午以後は食事を取らざるなり。これ劫初より傳へらるる聖法なりと言はる。而るに佛は、此の八齋戒に關して、次の如く云へり。「汝當に一日一夜、諸佛の如く八戒を持し(日)中を過ぎて食せざるべし、是の功德は人を將ひて涅槃に至らしむ」と。(智度論、十三、大正・二五、頁一六〇上)。

【五四】三菩提とは聲聞菩提・獨覺菩提・佛菩提をいふ。

【五五】**近住律儀を受くる者は聖者か異生か。**有說は聖者に限るも、如是說者は凡聖に通ずと許す。

【五六】誰は大正本に唯とあるも誰の誤植なり。

【五七】暫時の爲めに盡壽を捨すとは、一晝夜の八齋戒の爲めに近事乃至比丘の盡壽戒を捨すの義にして、斯かる者は有ること無きなり。

【五八】盡壽の爲めに盡壽を捨すとは、例へば勤策戒の爲めに近事戒を捨し、比丘戒の爲めに勤策戒を捨することもあるが如きをいふ。

【五九】盡壽の爲めに暫時を受くとは、近事等の盡壽戒を受くるために、先づその準備として、一晝夜戒を受くることあるをいふ。

【六〇】**近住律儀の所處に就きて。**

【六一】**八齋戒を近住と名くる所以。**

【六二】齋戒の原語は poṣadha なり、而るに此の中の paṣa には「長ずる」の意味があり。dha は使役の義なるが故に兩者を合せて長養の義を生ずるなり。こは一種の俗語字源論なること云ふ迄もなし。

【六三】**八齋戒と、その尸羅支・不放逸支・遠離支分別。**

【六四】五に於いて三を增すとは、離殺生・離不與取・離非梵行・離虛誑語・離飲酒酒の近事の五戒に離歌舞倡伎・塗香鬘と、離高廣床と、離非時食との三を增すを言ひ、十に於いて一を減じ二を合して一と爲すとは、勤策律儀の十の中より離受蓄金銀等寶を減じ、離歌舞倡伎と離塗香鬘とを合して一となすを言ふ。

【六五】一を開いて二と爲せしが故にとは、勤策律儀の十を作る際、離歌舞倡伎塗香鬘のを開きて二となせしを以つてなりとなり。

が唯、人趣にのみ依らば、契經の所説を當に云何んが通ずべきや。契經に説くが如し、「海居龍有り、大海より出でて六齋日に於て八戒齋を受け、身心を放捨して、寂然として住し、徐ろに吟韻を發して是くの如き言を作す。今、世間に於て惱害する所無し」と。答ふ、彼れは妙行を得するも、律儀を得せずして、自から慶びて暫時、諸の惡行を離るるのみなり。彼れ自から、昔、人中に在りしとき八戒齋を受けしも、清淨なること能はずして毀犯有りしが故に、龍趣中に墮せしなりと憶念し、是の思惟を作す。我れ本と人趣にありしとき、若し能く清淨に八戒齋を持たば、今應に天に生じて諸の快樂を受くべきに、何を期してか毀犯して斯の惡趣に墮せしやと。惡行を厭ふが故に、數々海より出でて八戒齋を受け、吟韻して自から慶ぶなり。然も實には彼の龍は唯、妙行のみを得して律儀を得せざるなり。

[六一]問ふ、何が故に、此の律儀を名けて近住と爲すや。答ふ、阿羅漢に近く住するが故に、近住と名く。此の律儀を受け、彼れに隨つて學するを以つての故に。有るが説く「此は盡壽戒に近づき住するが故に、近住と名く」と。有るが説く「此の戒に近づく時、而も住するが故に近住と名く」と。是くの如き律儀は、或ひは[六二]長養と名く、善根の薄少なる有情を長養し、其の善根をして漸く增多ならしむるが故に、有るが説く「在家の善根を長養して出家の善根に近づき住せしむるが故に」と。

[六三]問ふ、是くの如き所説の八支の律儀は、幾か是れ尸羅支、幾か是れ不放逸支、幾か是れ遠離支なりや。答ふ、五は是れ尸羅支なり。謂く離害生命乃至離飲酒なり。一は是れ不放逸支にして、離非時食を謂ひ、餘の三は是れ遠離支なり。又、前の四は是れ尸羅支なり、性罪を離るるが故に。第五は是れ不放逸支なり、尸羅を受くと雖も、若し、諸酒を飲まば、心便ち放逸にして護ること能はざるが故に。後の三は是れ遠離支なり、能く厭離心に隨順するを以つての故に、厭離は能く律儀の果を證するが故に。此れに由りて、近住に具さに八支有り、而も[六四]五に於て三を增し、十に於て一を減じ、二を合して一と爲すが故に。[六五]一を開ひて二と爲せしが故に。

持齋經（大正・一、頁七七二）を見よ。

【四九】百は大正本に皆とあるも誤植なるを以て、百と訂正す。

【五〇】鄔波尼殺曇とは不可知的の數量にして無限を表はすものならん？

【五一】十六大國の名稱は、經典によりて多少異なる。詳しくは、印度固有名詞辭典頁三七を參照せよ。

【五二】帝釋天が次の如き頌文を説きし理由は、四天王經に依れば月の六齋日に四天王が下りて、衆生の布施し持戒し孝順するや否や等を觀察して、其の多少を忉利天に上りて帝釋に報告す。その時、帝釋は布施し持戒するもの少しとの報告を受けば、「阿脩羅種は多く諸天種は少し」と歎じて悅ばざるも、若し布施し持戒するもの多きときは、彼は歡喜して「諸天衆を增益し、阿脩羅を損減す」と言ひ、かくて帝釋は、諸天の歡喜するを見て、次の如き偈を説きしなり。「六日神足月、受持清淨戒、是人壽終後、功德必如我」（「智度論十三、大正・二五、一六〇上を參照すべし」）。

【五三】六齋とは六齋日のことにして、每月、八日・十四日、十五日、二十三日、二十九日、

ktikā）右旋寶（dakṣiṇāvartaśaikha）等なり。又、佛は後の所説の律儀に依りて、天帝釋の所説の讃頌を訶す。[五二]天帝釋は佛所説の近住律儀の功德の殊勝なることを聞き、便ち伽他を以つて讃歎して曰ふが如し。

[五三]六齋神變の月に　八戒齋を受持するものの
彼の功德は殊勝にして　則ち我れと等しと爲す

と。爾の時、世尊は苾芻衆に告ぐ、此の天帝釋の所説の伽他は道理に違ふ、若し阿羅漢なれば是の説を作すべきなり。所以は何ん、此の天帝釋は貪・瞋・癡等を未だ永離すること能はず、未だ解脫を得せずして、生・老・病・死・愁憂・悲苦が身心を纏縛するに、如何んが此の戒を受持するものの獲る所の功德が我と等しと言ふべきや。諸の阿羅漢は、諸漏已に盡き、所作已に辦じ、諸の重擔を捨し、自利已に滿じ、諸有の結を盡くし、心善く解脫して後有を受けざるをもて、彼れは說きて此の戒を受持するものの獲る所の功德は則ち我れと等しと言ふべきなり。天帝の功德は唯、天帝を感ずるのみなるに、八戒を受持するものは、[五四]三菩提を證するが故に、應に但、其れと等しとのみ言ふべからず。

[五五]問ふ、誰れが應に此の近住律儀を受くべきや。有るが是の說を作す、「唯、聖者のみにして異生には非らず。唯、是れ近事のみにして非近事には非らず」と。評して曰く[五六]誰れか[五七]暫時の爲めに盡壽を捨するもの有らんや。然かも、[五八]盡壽の爲めには盡壽を捨し、盡壽の爲めに暫時を捨するもの有り。誰れか暫時の爲めに盡壽を受くるものあらんや。然も[五九]盡壽の爲めに暫時を受くるものあり。如是說者はいふ、「亦は聖者も亦は異生も、亦は近事も亦は非近事もなり。然も薄伽梵が毘舍佉鹿子母の爲めに說きしと、及び天帝釋所説の伽他とは唯、聖者にのみ依るなり」と。

[六〇]問ふ、近住律儀は何の處に依りて有るや。答ふ、唯、欲界にのみ依りて有るも、色・無色界は非らず。人趣に依りて有るも、餘趣には非らず。三洲に依りて有るも、北洲を除く。問ふ、若し此の律儀

缺無く、隙無く、廣說乃至諸有の有智者は、稱讃して毀すること無し」と隨念するをいひ、捨隨念（tyāgā-a.）とは、自からの捨（施）に對して「我れは善く無染の財利を得、我れは慳垢に縛せられたる衆中に於いて能く慳垢を離れて心に染著無く、手を舒べて所有の財物を惠施し、財物を棄捨し、心に願る所無く分布し、施與して、心に偏黨無し」と隨念するを言ひ、天隨念（devatā-a.）とは、諸天に對して「四大王衆天有り三十三天有り乃至他化自在天有り。若し無倒の信・戒・聞・捨・慧を成就すること有らば、此より命を捨して彼の天に生ずることを得、我れも亦、無倒の信・戒・聞・捨・慧の善を成就するをもて云何んが彼の天に生ずることを得ざらんや」と隨念するを言ふなり。（集異門足論十六卷、大正・二六、頁四三三、參照）。

【四六】根本・加行が淨にして亦、惡の尋思に害されず正念の攝なるも解脫に廻向せざる場合——

【四七】根本・加行が淨にして亦、惡尋思に害されず、正念の攝にして解脫に廻向する場合——

【四八】中阿含經第五十五卷、

或ひは有るは根本業道が淨にして近分も亦、淨なるに、而も惡の尋思の損害する所のものあり。謂く、欲の尋思、恚の尋思、害の尋思なり。世尊は、「彼の所受の律儀は是れ勝業なりと雖も而も大果を獲ず」と説けり。[四四] (三)或ひは有るは根本業道が淨にして近分も亦、淨、惡の尋思の損害する所に非らずして而も正念を攝受せざるものあり。謂く、[四五] 佛隨念・法隨念・僧隨念・戒隨念・捨隨念・天隨念なり。世尊は、「彼の所受の律儀は是れ勝業なりと雖も、而も大果を獲せず」と説けり。[四六] (四)或ひは有るは根本業道が淨、近分も亦、淨にして、惡の尋思の損害する所に非らず、正念を攝受し、而も解脱に迴向せざるものあり。謂く、生天の欲樂等を求むるが故に、禁戒を受持するものなり。世尊は「彼の、所受の律儀は是れ勝業なりと雖も、而も大果を獲ず」と説けり。[四七] (五)若しくは有るは根本業道が淨、近分も亦、淨にして、惡の尋思の損害する所に非らず、正念を攝受し、解脱に迴向するものあり。世尊は、「彼の所受の律儀は是れ殊勝業にして能く大果を獲」と説けり。[四八] 世尊は後の所受の律儀に依りて、毘舍佉鹿子母 (Viśākhā-migāramātṛ) に告げて曰く、「若し此の八近住律儀を成就するもの有れば、十六大國の所有の珍寶は、其の價を比べんと欲するも、十六分中、一に及ぶこと能はず、是くの如く、百分・千分・[四九] 百千分・數分・算分乃至[五〇] 鄔波尼殺曇分すらも亦、その一に及ばざるなり」と。[五一] 十六大國とは、謂く泱伽國 (Aṅga) 摩揭陀國 (Māgadha) 迦尸國 (Kāśi) 憍薩羅國 (Kosalā) 佛栗氏國 (Vṛji) 末羅國 (Mallā) 奔䠞羅國 (Puṇḍra) 蘇喩摩國 (Somā?) 頞濕縛迦國 (Aśvakā) 頞飯底國 (Avanti) 葉筏那國 (Yavana) 劍跋闍國 (Kambaja) 俱盧國 (Kuru) 般遮羅國 (Pañcāla) 筏蹉國 (Vatsā) 戍洛西那國 (Śūrasena) なり。此の十六國には諸の珍寶豐なるが故に、偏へに之を説くなり。諸の珍寶とは、謂く、末尼 (maṇi) 眞珠 (muktikā) 吠琉璃寶 (vaiḍūrya) 螺貝 (śaṅkha) 璧玉 (śilā) 珊瑚 (pravāḍa) 金 (suvarṇa) 銀 (rūpya) 模娑洛揭拉婆寶 (musāragalva 紺色琥珀) 頞濕摩揭婆寶 (aśmagarbha 赤色瑪瑙) 赤珠 (lohitamu

―――

aipattrivana) 中に棲息して、此の地獄に來る有情の骨肉を齰掣する犬と云はるものなり。

【三九】 **午後近住戒を受くることの有無に就きて。**

【四〇】 **扇搋等は近住律儀を得ず。**

但し近住律儀を受けて妙行を生ずることは可能なり。

【四一】 **近住律儀の持ち方とその果報に就きて。**

【四二】 根本が淨にして加行が不淨なるもの――

【四三】 根本及び加行が淨なるに惡の尋思に損害さるる場合――

【四四】 根本・加行が淨にして惡の尋思に害せられず、而も正念の攝に非らざる場合――

【四五】 佛隨念 (buddha-anusmṛti) とは、世尊の所に於いて「此の世尊は是れ如來なり、阿羅漢なり廣説乃至、佛・薄伽梵なり」と隨念するをいひ、法隨念 (dharma-a.) とは、正法を「佛の正法は善説乃至智者の內證なり」と隨念するを言ひ、僧隨念 (saṃgha-a.) とは、諸の僧に對して、「佛弟子は妙行を具足し、廣説乃至無上の福田にして世の供に應ずる所なり」と隨念するを言ひ、戒隨念 (Śila-a.) とは、自から持せる戒に對して「此の戒は

り」と。有るが說く「亦、得す。謂く有るは月の八日等に恒に齋戒を受くることを要期するに、緣礙ゆること有るが故に、是くの如く受くることを得るなり」と。評して曰く、「前說を善と爲す、晝夜戒なるが故に」と。

三九 問ふ、若し午後に至りて此の戒を受くる者は亦、戒を得するや不や。答ふ、應に得せずと言ふべし。但し先に月の八日等に恒に齋戒を受くと要期するものを除く。彼れは餘緣有りて午前に憶せざるも、食し已りて方に憶すとき、深く悔愧を生じ、卽ち戒師に請ひて如法に受けば亦、此の戒を得すればなり。

四〇 問ふ、扇搋・半擇迦・無形・二形が近住律儀を受くるとき、律儀を得するや不や。答ふ、應に得せずと言ふべし、所以は何ん。彼の所依身は、志性羸劣なるをもて、律儀の器に非らず亦、不律儀の器と爲ることも能はざればなり。鹹鹵田には嘉苗も穢草も倶に生長せざるが如し。然るに應に彼れに近住律儀を授けて妙行を生ぜしめ、當に勝果を受けしむべきなり。或ひは扇搋等に國王が委任して要務を知らしめば、多人を苦楚せしむ、されど若し律儀を受けば、毒心暫らく息みて多人を饒益するが故に、亦、應に爲めに受くべきなり。然るに實には近住律儀は得せざるなり。

四一 是くの如き所說の近住律儀に就きて、四二 (一)或ひは有るは根本業道が淨にして近分が不淨なるものあり。自在者の此の律儀を受くるものあり、彼の厨人有りて、生命を害し擬して所食に充てんと欲するに、彼れ便ち告げて曰く、「我れは今、受戒せるをもて殺生することを得ず」と、卽ち留めて明朝を待ち殺して所食に充てしむるが如く、復た、怨敵を捕獲するもの有りて將ひ來りて請ひて、害を加へんと欲するに、彼れ便ち告げて曰く「我れ今、律儀を受くるをもて殺害することを得ず」と、卽ち留めて明旦を待ち、法に依りて刑戮するが如し。是くの如きを名けて根本業道は淨にして近分は不淨なりと名くるなり。世尊は「彼の所受の律儀は是れ勝業なりと雖も而も大果を獲ず」と說けり。四三 (二)

四、平常の無飾の服を著して得す。五、一晝夜に限りて得す。

【三三】 近住戒が二晝夜乃至一月に涉ること無き理由――。

【三四】 一齋食の時と非時とが定まるとは、時食とは總じて正午前に一回食ふを言ひ已に日の影一指を過ぐる頃食せば非時食なりとせらるを以て、一晝夜の間にては、唯、一回の此の時と非時とが定まるとなり。

【三五】 近時・勸策・比丘の盡壽戒は、一衆同分卽ち今生の間のみ受くるものにして、若し命終せばこれを捨す從つて二の衆同分卽ち來生分迄は受くること能はず、況して三生・四生分を受くることは能はざるなり。これと同樣に一晝一夜戒も其の受けし當の一晝夜のみ、受くるも、次日、第三日等の分迄は受けざるなり。

【三六】 茲に二とは盡壽戒と晝夜戒との二種を指す。

【三七】 **特に近住戒を、唯、晝或は夜のみ受くることの有無に就きて。**

【三八】 黑駁狗(śyāmala-śabala-śvāna 烏駮狗)とは黑斑點を有する狗にして、通例八大地獄の一邊なる鋒刃增(asidhāra)の中にある劍葉林(a-

佛は此れを說きて晝夜の戒と爲すが故に」と。問ふ、若し爾らば、尊者、迦多衍那所說の因緣を當に云何んが通ずべきや。說くが如し「時に彼の尊者、屠兒に告げて言く、汝等皆應に此の惡業を離るべし、來世に於て大苦果を受くること勿れと。屠兒答へて言く、我れは此の業を以つて自から存活す、如何んが、能く離れんやと。尊者告げて言く、汝等の所作の屠羊等の業は、何の時分に造るや。屠兒の答へて言く、唯、晝分に於てのみなりと。尊者告げて言く、汝等夜分に於て近住の八戒を受持すべしと。諸の屠兒輩歡喜奉行せり。命終して皆、曠野の鬼趣に生ずるに、毎に晝分に於て黑駮[三八]狗有り、欻然として現はれ、其の肉を噉食し、唯、骸骨を餘すのみとなる。俄頃に肉生じて平復すること舊の如くなるとき、還た、食噉せられて諸の苦惱を受くること地獄趣の如し。毎に夜分に至れば五欲を自から娛しみ、遊戲し樂を受くること猶し天趣の如しと。尊者は復た、諸の欲邪行の婬女等の處に詣り、告げて言く、汝等應に此の業を離るべし。來世に於て大苦果を受くること勿れと。彼の人答へて言く、我等久しく是くの如き事業を習ふをもて、卒かに能く離るゝところに非らずと。尊者告げて言く、汝等の所作の邪穢の事業は何の時分に在りや。彼の人答へて言く、唯、夜分に於てのみなりと。尊者告げて言く、汝等は晝分に於て近住の八戒を受持すべしと。諸の邪行者は歡喜奉行す。命終して皆、曠野の鬼趣に生ずるに、毎に夜分に於て百足蟲有り、欻爾に生じて其の肉を唼食し唯骸骨のみを餘す、俄頃に肉生じて平復すること舊の如くなるとき、還た唼食せられて諸の苦惱を受くること地獄の趣の如し。毎に晝分に至れば五欲を自から娛しみ、遊戲し樂を受くること猶し天趣の如し」と。是くの如き所說を當に云何んが通ずべきや。答ふ、彼れは妙行の攝にして是れ律儀の攝に非らず。妙行の果を受くるものにして律儀の果を受くるものに非らず。是を以つて過無きなり。有餘師の言く「是は彼の尊者が神力にて化作せるものにして、是は眞實に非らず。倶胝耳（Śroṇa-kotikarṇa）をして世間を厭はしむるが故に化して彼の事を爲すが故に、通ずることを須ひざるな

離害生命（prāṇātipāta-virati）離不與取（adattādānavirati）、離非梵行（Abrahmacarya-virati）、離虛誑語（mṛṣāvāda-virati）、離飮酒諸放逸處（madyapānavirati）、離塗飾香鬘（Gandhamālyavilepana varṇakadhāraṇavirati）、離高廣床（uccaśayanamahāśayana-virati）、離非時食（vikāla-bhojanavirati）。

【三八】 **近住及び近住支に就きて。**

【三九】 道の體は慧なるに正見の體も慧なり故に正見は道にして道支となるも、他の七支はその體慧に非らざるが故に、唯、道支のみなり。

【三〇】 覺の體は慧なるに擇法の體も慧なるが故に、擇法は覺にして亦覺支なり、されど他の六はその體慧に非らざるが故に、唯、覺支のみなり。

【三一】 三摩地は靜慮を體となすが故にこは靜慮にして亦、靜慮支なるも他の四はその體靜慮に非らざるが故に唯靜慮支のみなり。

【三二】 **近住律儀の得し方に就きて。**

これに次の如き規定あり。

一、他の敎へに從つて得す。

二、戒師の語の如くに說きて得す。

三、七衆を戒師とす。

に近住は八支を具足すと說くなり。尊者妙音と衆世（Saṅghavasu?）とは說きて曰く、「應に近住は、或ひは全く支無く、或ひは、一二三乃至或ひは七なりと言ふべく、要ず八を具するを方に近住と名くるに非らず」と。如是說者はいふ「全く支無きか乃至或ひは七を得するを近住と名くるに非らずして、近住と名くるものは、要ず八支を具するなり」と。

〔二二〕問ふ、近住律儀は云何にして得するや。答ふ、他の敎へに從つて得す。謂く師の敎へに隨つて自から誠言を發し、恭敬して受得するなり。問ふ、律儀を受くる者は、或ひは先に自から言を發するや。或ひは師と俱に說きて、律儀を得するや不や。答ふ、得せず、要ず、師の語に隨ひ、師の語の如くして說きて、方に受得するが故に。問ふ、近住律儀は誰より應に受くべきや。答ふ、七衆より受くれば皆得するも、餘には非らず、所以は何ん。若し盡壽戒無き者なれば、則ち戒師と爲るに堪任せざるが故に。問ふ、何の服飾を著けて此の律儀を受くるや。答ふ、常に受用する所の衣服、嚴具、之れを著して皆、此の律儀を受くることを得。若し暫時、身を莊嚴するものなれば、必ず須からく棄捨して、方に此の戒を受くべきなり。床座等の具は此に准じて應に知るべきなり。問ふ、何の時を齊りて受くるや。答ふ、一晝夜を齊り、增さず、減ぜざるなり。謂く、淸旦時、師より受得し、明の淸旦に至りて律儀は便ち捨す。〔二三〕問ふ、若し頓受によりて、半月・一ヶ月或ひは復た多時、律儀を得すること有りや不や。答ふ、應に得せずと言ふべし。所以は何ん。一晝夜の時分限定せるが故に。光闇往來して了知し易きが故に、〔二四〕一齊食の時と非時とは定まれるが故に、一晝夜の近住律儀は頓に二晝夜を經てすら受けしむべきに非らず、況んや、多晝夜頓に受得すべけんや。〔二五〕近事等の如き盡壽の律儀は、頓に二の衆同分にすら受くべからず、況んや多の同分が頓に受得すべけんや。晝夜の律儀の理も亦、應に爾るべきなり。律儀の分齊には唯、〔二六〕二のみ有るが故に。〔二七〕問ふ、晝は受けて夜に非らず、夜は受けて晝に非らずして、此の戒を得するや不や。有るが說く「得せず。所以は何ん。

【二二】評者の主張——

【二三】近事が受戒後納妻せし時の戒の犯不犯。茲の間の意は少年の時近事戒を受けしものが青年になりて納妻せし場合、その妻に對して先に戒を得せしや否や。若し得せりと言はば、今戒を犯すこととなり。得せざりしとせば、少分の有情處に於て戒を得し全體に對して得せしに非らざることとならずやとなり。之れに對する答意は、近事戒は離非梵行に非らずして、離欲邪行なれば、欲邪行に非らざる限り犯戒とならず、從つて、自の妻に對しても先に近事戒を得せりとなり。

【二四】近事が不作律儀を得せし後、納妻せし時の犯不犯。これは前の場合と同じ。即ち不作律儀を得すといへどもそは欲邪行の不作律儀にして非梵行のには非らざればなり。

【二五】近事律儀の所處に就きて。

【二六】以上、盡壽戒たる近事律儀の說明を了へたるを以つてそれに引き續きて、在家の男女が一晝夜のみ受くる八齋戒即ち近住律儀の解說を試みるが本節の目的なり。

【二七】近住律儀の八支に就きて。

先に律儀を得するや不や。若し先に得せば、今應に律儀を犯すべし。然るに不作律儀は、得せば必ず犯すこと無し。若し先に得せざれば、則ち此の律儀は、應に少分の有情處に從つて得すべけん。答ふ、應に先に得すと言ふべし、廣說すること前の如し。

[二五] 問ふ近事律儀は何の處に依りて有りや。答ふ、欲界に依りて有るも、色・無色界には非らず。人趣に依りて有るも餘趣に非らず、三洲に依りて有るも北洲を除く。問ふ、此の律儀は唯、人趣にのみ依るとせば、契經の所說を當に云何んが通ずべきや。契經に說くが如し、「時に天帝釋佛所に來詣し、是くの如き言を作す、願はくは佛よ憶持したまへ、我れは是れ近事なり、我れ今者より乃至命終するまで、其の中間に於て、生を護り淨に歸せん」と。答ふ、彼れは自から是れ信の等流なることを顯示せしものにして律儀を受けしには非らざるをもて、應に難と爲すべからざるなり。

第十二節　特に近住律儀に就きて[二六]

[二七] 契經に說くが如し、「近住律儀は八支を具足す。何等を八と爲すや。謂く離害生命・離不與取・離非梵行・離虛誑語・離飮諸酒・諸放逸處・離歌舞倡伎・離塗飾香鬘・離高廣床・離非時食なり。問ふ、此に九支有るに、何を以て八と言ふや。答ふ、二を合して一と爲すが故に八支と說くなり。謂く離塗飾香鬘と離歌舞倡伎とは、同じく莊嚴處に於て轉ずるが故に、合して一支と立つるなり。

[二八] 問ふ、云何んが近住（Upavāsa）と名くるや。云何んが近住支なりや。答ふ、離非時食を名けて近住と爲し、離害生等を近住支と名く。問ふ、近住支は應に唯、七のみ有るべけん。答ふ、離非時食は名けて近住とも爲し亦、近住支なるが故に唯、七のみに非らず。[二九] 正見は道と名け亦、道支なるに、餘は道支と名くるも、道に非らず。[三〇] 擇法は覺と名け亦、覺支なるに、餘は覺支と名くるも覺に非らず、[三一] 三摩地は靜慮と名け亦、靜慮支なるに、餘は靜慮支と名くるも靜慮に非らざるが如く、是くの如く、離非時食は、近住と名け亦、近住支なるに、餘は近住支と名くるも近住に非らず。故

(ロ)、近事の五に、勤策の十中の近事戒を除く五、比丘の二百五十中勤策の十を除く二百四十を受け、全體は二百五十戒なりとするもの。

(ニ)、前戒を捨すとするもの。而して如是說者は、第一說中の(イ)の說を許取せり。

【一八】 未は大正本に來とあるも、三本宮本に從つて未と改む。

【一九】 前戒を捨せずして又、後戒を得すとする說——

【二〇】 比丘の戒の數は諸律の所傳一樣ならず、今、根本說一切有部戒本は、二百四十九、(但し、西藏本に由れば二百五十九)、法藏部系の四分律は二百五十(但し巴利本は二百二十七)、化地部の彌沙塞五分戒本は二百五十一、薩婆多部系に屬する十誦律は二百六十三、(梵本も亦、同じ)五分戒本は二百五十八、優婆離問佛經は二百十五、鼻奈耶戒因緣經は二百六十三、迦葉毘部の解脫戒經は二百四十六、大衆部の僧祇戒本は二百十八なり。詳しくは律部十三、解題五頁を參照せよ。

【二一】 前戒を捨して後戒のみ得すとする說——

ものを得し、爾の時、二百五十に過ぐる律儀を成就す」と。問ふ、彼れは既に二種の律儀或ひは復た三種を成就するに、何が故に、名を得するにこと唯、後の戒にのみ依るや。答ふ、勝に就いて名を立つるをもて應に難と爲すべからず。勝位を得するとき本の劣名を捨するが如し。問ふ、彼れの親教師は既に二種有り、何が故に佛は後は是なるも前は非なりと說くや。答ふ、勝律儀は後の師に依りて得し、前に依らざるを以つての故に、彼の律儀に依らずして名を得するが如く、彼の師も亦、爾り。

〔二〕復、說者有り「前の律儀を捨す」と。問ふ、若し爾らば、何が故に施設論に「前後の律儀を彼れは倶に成就す」と說くや。答ふ、彼の論の意に說く、前の律儀が後に資して勝らしむるに由り、前の戒の勢力は今時も猶轉ずるが故に成就すと說くも、而も先の律儀は實に成就せざるなり。問ふ後、苾芻を捨して勤策と爲る時と、及び勤策を捨して近事と爲る時、復た云何んが彼の二戒を得するや。答ふ、卽ち語表に由る。自から、我れ今、還つて勤策・或ひは近事と爲らんと誓ふが故に、二律儀を得す。舊戒を成ずるには非らず。〔三〕如是說者はいふ、「前戒を捨せずして而も後戒を得す。彼の後の所受は、前の所受に非らず、相違の法の故に。又、前後の戒の因緣各別にして、應に相ひ合すべからざるをもて、十數等を成ずるなり」と。

〔三〕問ふ、若し童子の時、近事戒を受け、少年位に至りて方に妻室を娉するに、彼れは此の妻に於て、先に戒を得するや不や。若し先に得すとせば、今應に犯戒なるべく、若し先に得せざれば、則ち、此の律儀は、應に少分の有情處に從つて得すべきなり。答ふ、應に先に得すと言ふべし。問ふ、若し爾らば、今、應に犯戒なるべし。答ふ、別の分に由りて得するも。總の相續によるに非らず、先に受得せし所は離欲邪行にして非梵行に非らず。今は如何んが犯さんや。自妻を習近するは邪行には非らざるが故に、謂く一相續の別分に多有り、所遮の所行別なるが故に、犯すこと無し。

〔四〕問ふ、若し童子位に不作律儀を得し、少年時に至りて方に妻室を娉するに、彼れは此の妻に於て

【一三】三歸及び缺減律儀に由る近事を認めざる如是說者の說。

【一四】三歸を受けざれば近事戒を得せず。但し知らざりし場合は此の限りに非らず。

【一五】近事戒を受けずして勤策戒を得するや否や。

【一六】勤策戒を受けずして、比丘戒を得すや否や。

【一七】近事が勤策戒、勤策が比丘戒を受くる時の後戒の得と前戒の捨・不捨に就きて。

後戒を得する時、前戒を捨すとせば、「前後の二律儀を成就す」と言ふ、施設論の文に違し、又、勤策戒を捨して近事と爲る時、別に改めて近事戒を受けざるに近時戒を得するはその理由云何。

又、捨せずとせば、一身に二種或ひは三種の戒を得するに何が故に最後の名のみにて呼ぶや。

右何れにするも不都合あるを以つて此れを如何に解するやは本間の課題なり。之れに對する答は大別するに二種あり。

(一)、前戒を捨せずとするもの、こは更に二つに分る。

(イ)近事の五に、勤策の十、比丘の二百五十、合して二百六十五戒となすもの、

ば、彼れ慢の爲めに心を纒するをもて、受くと雖も得せざるなり。[一五]問ふ、若し先に近事律儀を受けずして、便ち勤策律儀を受くれば、勤策律儀を得するや不や。有るが說く「得せず、近事律儀は、此の律儀の與めに門と爲り依と爲り加行と爲るを以つての故に」と。有るが說く、「不定なり。若し先に近事律儀を受け、後、方に勤策律儀を受くることを了知せずして、戒師を信ずるが故に、此の律儀を受けば、彼れは律儀を得し、戒師は罪を得す。若し、彼れが先に近事律儀を受け、後、勤策律儀を受くることは、是れ正しき儀式なりと解了せるに、但、憍慢の故に近事律儀を受學することを欲せずして、是くの如き言——何ぞ此の近事の劣戒を受くるを用ひんやと——を作せば、彼れは慢が心を纒するをもて、受くと雖も得せざるなり」と。[一六]近事律儀を受けずして而も勤策律儀を受くることを說くが如く、是くの如く勤策律儀を受けずして、而も苾芻律儀を受くることを廣說することも亦爾り。

[一七]問ふ、諸の近事が勤策律儀を受け、及び勤策が、苾芻律儀を受くるとき、彼れは前の律儀を捨して後の律儀を得すとせんや不や。若し前を捨して後を得すとせば、何が故に施設論に前後の律儀を彼れは倶に成就すと說くや。又、若し捨すとせば、後、勤策を捨して近事と爲る時、及び、苾芻を捨して勤策と爲る時、更に[一八]未だ受戒せざるに、云何んが彼の近事、勤策の二律儀を得するや。若し捨せざれば、彼は既に二種の律儀、或ひは復た三種を成就するに、何が故に名を得すること、唯、後戒のみに依るや。又、親教師は彼れに既に二有り、何が故に佛は後は是、前は非なりと說くや。

答ふ、[一九]後の律儀を受くるも前戒を捨せず。謂く近事が勤策律儀を受くるも近事の五を捨せずして、更に勤策の十を得し、爾の時、十五律儀を成就す。若し勤策が苾芻律儀を受けば、前の十五を捨せずして更に[二〇]苾芻の二百五十を過ぐるものを得し、爾の時、二百六十五に過ぐる律儀を成就す。有餘師の說く「若し近事が勤策律儀を受けば、近事の五を捨せずして更に勤策の五を得し、爾の時、十種の律儀を成就す。若し勤策が苾芻律儀を受けば、前の十を捨せずして、更に苾芻の二百四十に過ぐる

五學處を說くはそは單に戒相を說きて、堅持することを識らしむるに過ぎざるなり。故に經に「我れは是れ近事なり」と說けるは、唯、三歸に由りてのみ近事と成ると云ふことを表明せる證據に非らずして、既に斯く言へることに由りて近事律儀を得するなり、從つて、唯、三歸に由りてのみ近事と成ることを得ずと主張するもその爲めに玆の契經の文が無義となる理由なしとなり。(倶舍十四參照)。

【九】問意は、迦濕彌羅論師が經文の「我れ、今日より……生を護り淨に歸せん」に由りて、近時の五戒を得することを顯はすと解せるも、五戒を受くる時は、如法にその一一につきて受くる筈なれば、如何にして、唯一を擧げて而も、自誓せしのみにて、五戒全體を得するやとは玆に疑問を起せる所以なりとなり。

【一〇】五種とは、不殺生、不偸盜、不邪婬・不妄語・不飮酒の五戒をいふ。

【一一】**三歸に由る近事無きも缺減律儀に由る近事有りとする僧伽筏蘇の說。**

【一二】一分とは、近事に一分と名くるものあり、少分・多分・滿分と名くるものありと云ふを指す。

自誓に由りて已に律儀を得すと雖も、而も未だ彼の差別の相を了知せざるをもて、知らしめんと欲するが故に五學處を説くなり。故に彼の所説は皆、無義に非らず。問ふ、若し爾らば何が故に一分等の鄔波索迦有りと説くや。答ふ、此は持位を説くものにして受位を説くには非らず。謂く五中に於て一を持し四を持せざるを一分と名け、二を持し三を持せざるを少分と名け、三を持し四を持するを多分と名け、具さに五を持するを滿分と名くるなり。[二] 尊者僧伽筏蘇は、[三] 分につきては前二師の説に同ず。彼れは説く、「唯、三歸のみを受けて便ち近事を成ずること有ると無きも、然も缺減の五種の律儀は亦、近事を成ずること有り。謂く、彼れは、將に近事戒を受けんとする時、先に戒師と共に詳かに審議す、是くの如き學處は我れ能く受持するも、是くの如き學處は我れ受くることと能はずと。既に詳かに議し已りて、佛・法・僧に歸し、自誓し要期して爾所の戒を得す。先に詳かに、能く少多を受くることを議せるに隨つて、今、律儀を得する其の數も亦、爾り。此れに由るが故に、近事律儀を説きて詳議戒と名くるも、勤策等の戒は、此の名を有することを得るに非らず」と。[三] 如是説者はいふ、「但、三歸のみにて卽ち近事を成ずること無く亦、缺減の近事律儀が近事を成ずることも無し。缺減の勤策等の律儀を勤策等と名くること無きが如く、彼も亦、是くの如きなり」と。

[四] 問ふ、諸有の、但、近事律儀のみを受け、三歸を受けずして律儀を得するものありや不や。有るが説く、「得せず、三歸を受くるは、此の律儀の與めに門と爲り、依と爲り、加行と爲るを以つての故に」と。有るが説く「不定なり。謂く若し先に三歸を受け、後、方に戒を受くることを知らずして、戒師を信ずるが故に、便ち律儀を受くるとき、彼れは律儀を得し、戒師は罪を得す。若し彼れ先に三歸を受け、後律儀を受くることは、是れ正しき儀式なりと解了せるに、但、憍慢の故に三歸を受けずして是くの如き言――且づ應に受戒すべし、何ぞ佛・法・僧に歸信することを用ひんやと――を作せ

善觀察已取一學句、於彼學句堅持不缺・不穿・不孔。（大正・一七、頁二六三中）此の文中に、三歸に由りて近事と作ることをも説けり。

【五】唯、三歸及び缺減の律儀に由る近事を許す健駄羅の説。

【六】 答意は、玆の契經の「我は佛・法・僧に歸す」の文は、こは三歸を得することを示し、「我れは是れ近事なり、我れは今者より……生を護り淨に歸せん」の文は、三歸を堅牢たらしむるに役立つものにして、此れに由りて律儀を得するに非らず。何んとなればこは單に自誓に過ぎざるものにして後に五學處を説くに到つて始めて律儀を得するものなればなり。

而るに、契經に「我れは是れ近事なり」と云へる以上、唯、三歸のみに由りて近事と成ることを認めざるべからずとなり。

【七】 唯、三歸及び缺減の律儀に由る近事を認めざる迦濕彌羅の説。

【八】 答意は、「我れは佛・法・僧に歸す」によりて三歸を得し、更に、「我れは是れ近事なり、我れは今日より……生を護り淨に歸せん」に由りて、近事の律儀を得し、而かも後

宜の不同なることを觀ずるをもて、律儀を授與することも、亦、一種ならざればなり。諸の近事の如きは、家を捨つることを樂はざるをもて、そを攝引せんが爲めの故に、佛は其の意に隨つて五學處に於て多少を受得せしむ。故に彼の律儀に於いて缺減して受くるもの有るなり。苾芻・勤策は家を捨つることを意樂するをもて、そを安立せしめんが爲めの故に、具さに律儀を制し、具さに受けて乃ち得せしむ。故に彼の律儀に於いて缺減して受くるもの無きなり。是は世尊の內眷屬なるを以つての故に。[七]迦濕彌羅國の諸論師は言く「唯、三歸のみを受くると、及び缺減の律儀とを名けて近事と爲すこと有ること無し」と。問ふ、若し爾らば、契經は寧ぞ無義に非らざるや。說くが如し「我れ某甲、佛・法・僧に歸す乃至廣說」と。[八]答ふ、彼れは此の表に由りて旣に三歸を得し亦、律儀をも得するが故に、近事を成ずるなり。[九]問ふ、此は唯、自誓して殺生を離るゝに、云何んが此れに由りて具さに[一〇]五種を具するや。答ふ、此の自誓して殺を離るゝことを依と爲すに由りて、五種の律儀も亦、俱時に得すればなり。五學處中、彼れを勝と爲すが故に。受戒者は生を損せざらんと爲すを以つてなり。生を損する中に於ては、殺を上首と爲す、故に離殺を以つて五の所依と爲すなり。又、生を護るの言は唯、離殺のみに非らず、謂く、一切の有情を損惱せざるなり。彼れ自ら誓ひて言く、「我れ今者より乃至命の盡くるまで、諸の有情に於て其の命を害せず、其の物を盜まず、其の妻を侵さず、虛誑を行ぜず、前の四を護らんが爲めに亦、飮酒せず」と。故に生を護るの言は、唯、離殺のみに非らざるなり。然るに別誦有り。言く「生を捨す」と。これに就いて、此の言の意は、殺生等を捨すと說くを、殺と等とを略去して但、生を捨すとのみ說くなり。又、生を捨すの言は、生類に於て損惱事を捨すること、即ち五律儀を顯はすなり。皆、生を損することを遮防せんが爲めなるが故に。此れに由りて自誓は方に律儀を得するなり。故に、彼の契經は無義と爲るに非らず。問ふ、若し唯、自誓のみにて便ち律儀を得せば、何が故に、復た五種の學處を說くや。答ふ、

此れに對する解答に大體三種あり。即ち、唯、三歸及び缺減の律儀に由るも、近事を成ずと主張する健駄羅の說と、兩者を否定する迦濕彌羅の說と、右兩說の折中とも見るべき、唯三歸に由る近事は認めざるも缺減の律儀に由る近事は之れを認めんとする僧伽筏蘇の說となり。而して如是說者は迦濕彌羅の說を採用せり。

【三】 玆の契經の文と一致するもの見出し兼ぬるも、之れと相似するものを揭げて參考に供せん。

「世尊。我今自歸二於佛法及比丘衆一。唯願世尊受レ我爲二優婆塞一。從二今日一始終身自歸乃至命盡」。中阿含第三卷（大正・一、頁四三五上）。

【四】 近事に缺減の律儀を認むる經證は正法念處經第四十四にあり。即ち、

「彼優婆塞、略有四種、何等四種、一一分行、二半分行、三數數行、四一切行、一分行者、唯持一戒、半分行者謂取三戒行於三戒、數數行者、不常受戒、一切行者、受持五戒、又復、更有四種持戒、何等爲四。一希持戒、二半持戒、三悔持戒、四合持戒、彼優婆塞、於學句海次第漸取、初取三歸作優婆塞彼人修心、復於久時、

卷の第百二十四（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、表・無表納息第四之三）

[一]第十一節　特に近事律儀の得し方に就きて

[二]問ふ、頗し唯、三歸のみを受けて近事を成ずること有りや不や。律儀の缺減によりて近事を成ずること有りとせんや不や。若し有りと言はゞ、契經に說く所の文句の差別は豈、無義に非らざらんや。[三]說くが如し、「我れ某甲、佛・法・僧に歸す、願はくは尊よ、憶持したまへ、我れは是れ近事なり、我れ今日より乃至命終するまで生を護り淨に歸せん」と。亦・應に「律儀の缺減は勤策・苾芻等にも有り」と說くべければなり。若し無しと言はゞ、卽ち前の契經の文句の差別は寧ぞ無義に非らざらんや。又何が故に、[四]一分・少分・多分・滿分の近事を安立するや。[五]健駄羅國の諸論師の言く、「唯三歸のみを受くると、及び律儀の缺減とは悉く近事を成ず」と。問ふ、若し唯、三歸のみを受けて近事を成ぜば、契經の文句は寧ぞ無義に非らざらんや。經に說く、「近事は律儀を受くる時、戒師の前に於て、是くの如き說を作す。我れ某甲、佛・法・僧に歸す。願はくは尊よ憶持したまへ、我れは是れ近事なり、我れは今者より乃至命終するまで、其の中間に於て生を護り淨に歸せん」と。答ふ[六]彼れは此の表に由りて但、三歸を得するのみにて、名けて近事と爲すも、而も、未だ律儀を得せず。後學處を說くとき方に律儀を得するなり。然も彼の文句は、無義と爲るに非らず、後の自誓に由りて前の三歸をして堅牢なることを得せしむるが故に。若し生を護らざれば非淨に歸するが故に。問ふ、若し缺減の律儀が近事を成ずと言はゞ、便ち爲めに善く一分等の言に順ず。所以は何ん。若し一を受けば、一分と名け、二を受けば、少分と名け、三を受け四を受けば、多分と名け、具さに五を受けば滿分と名くるが故に。而も云何んが律儀の缺減が勤策・苾芻等に有らざるや。答ふ、佛は所化の機

【一】前節に於いて近事の守るべき五學處に就きて論述せるに引き續き、近事律儀の得し方に關する諸種の問題を究明せんとするが本節の課題なり。

【二】**以下近事と三歸並びに缺減の律儀に就きて。** 問者の意は、若し唯、三歸のみに由りて近事と爲り得とせば、契經に「我れ某甲佛法僧に歸す……我は是れ近事なり我れ今日より乃至命終するまで生を護り淨に歸せん」とある文句の中、前半のみにて近事と成り得るが故に後半は不必要なりと云はざるべからず。而るに何が故に重說するや、又、缺減の律儀によりて近事と成ることを許すとせば、勤策及び比丘にも之れを許して爾るべきなり。而るに勤策及び比丘には斷じて缺減の律儀を許容せずして近事のみに許すは云何。更に又、之れと反對に若し唯三歸に由る近事も缺減の律儀に依る近事をも許さずとせば、契經の「我某甲、佛・法・僧に歸す……我れは是れ近事なり」との文句は無意味となり、又、一面、一分・少分・多分・滿分の近事を安立す」の文も無意義になる、此等の矛盾を如何に解決するや。これ本問を提出せし所以なり。

に値ふ。一近事女有り。家、豐饒ならざるをもて獨り善來を請ひ、上飲食を奉るに、食に鹽味多きをもて須臾にして渇を增す、渇の爲めに逼られしをもて、相に現はして、飲みものを求む。時に近事女は是の思惟を作す、尊者の食する所は、極めて[一〇九]肥膩と爲る、若し冷水を飲まば或ひは當に疾を致すべしと。遂に方便を設けて授くるに淸酒を以つてす。彼れ審察せずして便ち取りて之を飲み、讃慰して衣を收めて勝林寺(Jetavana Anāthapiṇḍikārām)に趣くに、將に至らんとするとき、醉悶し、䤄眩し便ち倒る、衣鉢・錫杖は狼藉して地に在り、體を露はして而も臥し覺知する所無し。佛、阿難を將ひて經行し遇見る。知りて而も故さらに問ふ、此に臥するものは誰ぞ、何すれぞ此の間に酒に醉ひて臥するやと。阿難、佛に白す、此は此れ善來なりと。佛、阿難に告ぐ、僧衆を集むべしと。僧衆集り已りて佛、衆中に在り、常の如く座を敷き、結加趺坐す。爾の時世尊は苾芻衆に告ぐ、汝等は苾芻善來が曾て巧便を以つて毒龍を伏せしことを聞見せしや不やと。諸の苾芻衆は已が見聞に隨つて各佛に白して言く、我れは曾て聞見せりと。佛の言く、汝等は意に於て如何、善來は今能く蝦蟆を伏するや不やと。苾芻皆、曰く、不なり世尊よと。爾の時、如來は種種の方便もて酒の過を呵毀し、諸の苾芻に告ぐ、汝等若し佛を稱して師と爲さば、自今已往、下は茅端所沾の酒渧に至るまで亦、飲むことを得ずと。故に遮罪中、獨り飲酒を制するなり」と。有るが是の說を作す、「飲酒は能く智慧をして衰退せしむ。說くが如し、長者の智慧は衰退す、是は[一一〇]第六を失すればなりと。故に遮罪中、獨り飲酒を制するなり」と。有餘師の說く「聖者の經生するものは必ず酒を飲まず、嬰孩位に養母が指を以つて强ひて口中に渧せば、自在ならざるが故に而も失有ること無きも、纔かに識別有れば、設ひ强緣に遇ふも、身命を護らんが爲めに亦、終に飲まず。故に遮罪中、獨り酒戒を立つるなり」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十三

【一〇九】肥膩とは、あぶらつこいもの。

【一一〇】第六とは第六意識のこと。

尊者の曰く「法王法主は、此の律儀に、有る法は能く障礙遮止と爲り、有る法は障礙遮止と爲らずと知る。謂く飲諸酒は此の律儀に於て最も極めて能く障礙遮止と爲ること、守門者が門を禁じて開かざるが如し。餘の遮罪を離るゝは則ち是くの如くならざるが故に、此に唯、離飲諸酒のみを立つるなり」と。有るが是の説を作す「離飲諸酒は防護すべきこと易く、餘の遮罪は非らず、謂く、酪の淸漿、沙糖水等が能く渇を止むるに足るに、何ぞ酒を用ふることを爲さんや」と。有餘師の言く「離飲酒戒は、能く總じて諸餘の律儀を防護すること、塹・垣・城の能く總じて防護するが如し」と。復、說者有り「若し離飲酒戒を防護せざれば、則ち總じて諸餘の律儀を毀犯するに、餘は則ち爾らず。〔一〇六〕曾て聞く、一人の鄔波索迦の禀性仁賢にして五戒を受持し、專精して犯さゞるもの有り。後、一時に於て家屬の大小が當に賓客となるべきとき、彼れ獨り往かざるをもて、食を留めて之に供す。彼れ時至りて食を取るに醎味多きが故に、須臾にして渇を增す。一器の中に酒有り、水の如く見ゆ。渇の爲めに逼られて遂に取りて之を飲む、爾の時、便ち離飲酒戒を犯せり。時に、隣鷄の來りて其の舍に入る有り、盜心をもて捕殺し、烹煮して噉ふ、此に於て復た、離殺・盜戒を犯せり。隣女、雞を尋ね來りて其の室に入るに、復た、威力を以つて强逼して交通す、此れに緣りて更に離邪行戒を犯せり、隣家憤怒して將に官司に至らんとす、時に斷事者、所以を訊問するに、彼れ皆、拒諱せり、斯に因りて又、離虛誑語たに犯せりと。是くの如くして五戒を皆、酒に因りて犯すなり。故に遮罪中。獨り飮酒を制するなり」と。有餘師の說く「酒は失念せしめて無慚愧を增さしめ、其の過、深重なるが故に、偏へに制立するなり。〔一〇七〕律中に說くが如し、制地國(Caitya)中に一毒龍有り、性極めて暴惡にして稼穡に害を爲し、其の所居には〔一〇八〕池水・陸・空飛の敢へて近づくもの無し。時に尊者有り、名けて善來(Sāgata)と曰ふ、巧方便を以つて其をして調伏せしむ、此れに因りて名稱八方に流布す。是に於て、信心競ひ興り供養す。漸次に遊化して室羅筏(Śrāvastī)に至りしとき、彼の城中の僧を請ひて、會を設くる

〔一〇六〕 **特に酒を飲みし爲め五戒を犯すに到りし近事の譚。**

〔一〇七〕 **特に酒を飲みて神通を失ひし善來の譚。** 因みに茲に律とは、十誦律十七、(大正・二三、頁一二〇下―)四分律十六(大正・二二、頁六七一中)、五分律八、(大正・二二、頁六〇上)僧祇律二十、(大正・二二頁、三八六下)有部毘奈耶四二、(大正・二三頁、八五八中―)等を指す。

〔一〇八〕 池水とは池水中に棲息する動物を言ひ、陸とは、象馬牛羊騾等の陸上の動物を言ひ、空飛とは、諸の鳥類をいふ。

れも亦、是くの如きなり。

〔一〇四〕問ふ、何が故に、語の四善業道中、離虚誑語を學處と獨立し、而も餘に非らざるや。答ふ、舊對法の諸師及び迦濕彌羅國の諸論師は説く、「離虚誑語が是れ近事者所受の律儀なるは、家族の本地なればなり。離離間語等は則ち是くの如くならず。故に此に唯、離虚誑語のみを立つるなり」と。脇尊者の曰く「法王法主は此の律儀に、有る法は能く障礙遮止と爲り、有る法は障礙遮止と爲らずと知る。謂く、虚誑語は此の律儀に於て最も極めて能く障礙遮止と爲ること、守門者が門を禁じて開かざるが如し。離間語等は則ち是くの如くならざればなり」と。有るが是の説を作す「虚誑語は性罪の所攝にして譏嫌すること最も重きに、離間語等は性罪なりと雖も、譏嫌すること少輕なり。故に立てゝ近事の學處と爲さゞるなり」と。有るが是の説を作す「離虚誑語は防護すべきこと易きも、餘の三を離るゝことは非らず。謂く、居家に處して、僮僕等を御するとき、離間語等の三及び身業中の捶撻等の事を遠離す可きこと難ければなり」と。復、説者有り「虚誑語業道を作すは最も重きに、餘の三は少輕なるが故に立てゝ近事學處と爲さゞるなり」と。有餘師の説く「唯、虚誑語のみ能く僧を破壞す、故に學處と立つるも、餘の三は爾らざればなり」と。有餘は復た説く「若し諸の聖者の經生するものにして、犯さゞるものなれば近事戒と立つ、聖者の經生するものは必定して虚誑語業を遠離するも、餘の語業は非らず。所以は何ん。餘の語に三有り、謂く貪・瞋・癡より生ずるものなり。經生の聖者は、癡より生ずる所のものは犯さずと雖も――癡は見品の攝なるが故に、聖者は已に斷ずればなり――、而るに貪・瞋より生ずる所のものは犯すをもて、是の故に立てざるなり」と。

〔一〇五〕問ふ、世尊は何が故に遮罪中に於て唯、離飲酒のみを立てゝ學處と爲すや。答ふ、舊對法の諸師及び迦濕彌羅國の諸論師は説く「唯、離飲酒のみが是れ近事者所受の律儀なるは、家族の本地なればなり。餘の遮罪を離るゝは則ち是くの如くならず、故に此に唯、離飲諸酒のみを立つるなり」と。脇

【一〇四】近事戒が離虚誑語に由り離離間語等に由らざる理由。

【一〇五】近事戒が離飲酒に由りて、他の遮罪に由らざる理由。

行は防護すること易しとは、謂く他妻を求むるに心を遂ぐること難きが故なり」と。有餘師の說く「若し他妻を犯すは卽ち根本惡業道の攝なるも、自妻に於ては非らざるをもて、此の故に說かざるなり」と。有餘師の言く「自の妻室に於て喜足を生ずるものは亦、名けて純一圓滿淸白梵行と爲すことを得るが故に、此に立てざるなり」と。有るが說く「此は是れ諸佛の方便にして、他をして法に入らしむるものなり。謂く佛、先に、若し是くの如く近事戒を立つることを作せば、彼近事は惡行に於て能く幾許くを離るゝやを觀ずるに、卽ち、彼の離るゝ所の者は四海の水の如く、餘の未だ離れざる者は草端の露の如しと如實に知り、彼の旣に能く他を犯すものは是れ罪なりと見て能く之を遠離し、久しからずして亦、自を犯すも罪有りと見て亦、當に遠離すべしと知るが故に、此に唯、離犯他妻のみを立つるたり」と。復、說者有り「此は是れ諸佛の善權方便なり、若し佛が其の爲めに自の妻を制せば、則ち諸國の王・宰官・長者は自の妻室を棄捨すること能はざるが故に、便ち佛に白して言く、我れは如來の禁戒を受くること能はずと、復た離自妻室を除かんことを求請す、我等は斯に由りて繼嗣有ることを得ればなりと。故に佛は唯、離犯他妻のみを立つるなり」と。有餘師の言く「若し[一〇一]諸の聖者の經生するものが犯さゞるものなれば近事戒を立つるに、自の妻に於けるは爾らず。所以は何ん。自の妻を犯すに三有り、謂く、貪・瞋・癡より生ずるものなり。經生の聖者は癡より生ずるものを犯さずと雖も――癡は見品の攝なるが故に、聖者は已に斷ぜるが故に――、而も貪・瞋の所生を犯すをもて、是の故に立てざるなり」と。[一〇二]問ふ、鄔波索迦が若し更に非梵行を遠離する等の五種の學處を受持せば、彼れは別に先に受けし所と異なる諸の律儀を得すとせんや不や。答ふ、更に別に得せず、然も最勝なる鄔波索迦と名く。別に遠離すべき禁を受持するを以っての故に。苾芻等の若しくは更に十二[一〇三]杜多の功德を受持すとも、更に別に先に受けし所と異なる苾芻等の戒を得するに不ざるに、然も最勝の大苾芻等と名くるは、別に遠離行を受持するを以っての故なるが如く、彼

【一〇一】諸の聖者の經生するものとは、所謂る生生世世善功を積集して入涅槃せんとする經生の聖者なり、而して、今、玆では、非梵行を行ずる限りそは欲界の初二果の經生の聖者を指す。

【一〇二】**近事が更に非梵行を遠離せし場合に就きて**

【一〇三】十二杜多(dhūta)とは衣服・飮食・住處に對する貪着を抖擻する行法にして、こは比丘たるものの守るべき規定なり。(一)納衣、(二)三衣、(此の二は衣服に關するもの、)(三)乞食、(四)不作餘食、(五)一坐食、(六)一揣食(以上の四は食事に關するもの)(七)阿蘭若處、(八)塚間、(九)樹下坐、(十)露地坐、(十一)隨坐、(十二)常坐不臥、(以上の六は主として住處に關するものなり)

ち無上の智慧殿に升るが故に。[九六]尊者阿奴律陀(Anirudha)諸の苾芻に告ぐ「我れは戒に依り、戒に住し、戒を梯橙と爲して已に能く無上の慧殿に升陟せり、汝等も應に學すべく、放逸を生ずること勿れ」と。有るが說く「此は應に名けて學害と爲すべし、此の五を學するに由りて、惡戒を害するが故に」と。有るが說く「此は應に名けて學路と爲すべし。此は經路と爲りて一切の律儀と妙行との善法が皆、轉ずることを得るが故に」と。有るが說く「此は應に名けて學禁と爲すべし。諸の外道は所受の禁法を種々差別し以つて幖幟と爲すが如く、是くの如く聖衆は此の五種の所學の禁法を以つて初の幖幟と爲せばなり」と。有るが說く「此は應に名けて學本と爲すべし、諸の應に學すべき所は此れを本と爲すが故に」と。有るが說く「此の五は應に學基と名くべし。涅槃の城に於て基趾と爲るが故に」と。

[九七]問ふ、何が故に、非梵行中に於て、唯、離犯他妻に依りて學處を建立し、而も離犯自妻に依らざるや。答ふ、舊對法の諸師及び迦濕彌羅國の諸の論師は說く「[九八]離欲邪行が是れ近事者所受の律儀なるは、家族の本地なればなり、離非梵行は則ち是くの如くならず。故に、此は唯、離犯他妻のみによりて立つるなり」と。脇尊者の曰く、「[九九]法王法主は、此の律儀に於いて有る法は能く障礙遮止と爲り、有る法は障礙遮止と爲らずと知る。謂く、欲邪行は此の律儀に於て最も極めて能く障礙遮止と爲ること、守門者が門を禁じて開かざるが如し。餘の非梵行は則ち是くの如くならず。故に此に唯、離犯他妻のみを立つるなり」と。有るが是の說を作す「欲邪行を犯すは性罪の所攝にして世の譏嫌する所なるも、餘の非梵行は性罪の攝なりと雖も、世の譏嫌するところに非らざるが故に此を制せざるなり」と。有るが是の說を作す、「他妻等に於て遠離することは則ち易く、自の妻に於ては非らず。謂く、居家に處して妻子に圍遶せられ晝夜習近せば、恩愛は心を纒ふをもて、內は眞に不淨なるも外は莊嚴を假ること[一〇〇]畫糞車の如く、自妻は骸骨なりと受持し遠離し習近すること能はず、離欲邪

【九六】此の經の出典見出しかぬるも、阿奴律陀が、梵摩喩(Brahmāyu)の弟子の闍拔陀梵志の爲めに無上の智慧眼を得んと欲せば衆惡を作さず、非法を犯さずして、戒を持つべしと教誡せし記事は增一阿含第七(大正二、頁五八一上)に見ゆ。

【九七】**近事律儀が離欲邪行に由り非梵行に由らざる理由**

【九八】近事は家庭生活を營めるものにして、家庭生活の基礎は、夫婦間の貞潔に存するを以つて若し他の妻室等を犯すことあらば、家庭の基礎を破壞することとなる。而るに非梵行即ち自分の妻と交涉あるも一向に家庭生活を亂すものに非らず。故に離欲邪行に由りて近事の律儀を立つとなり。

【九九】法王法主とは佛陀のこと。

【一〇〇】畫糞車とは美しく飾り立てたる糞車と言ふ義にして即ち美人を喩へしなり。

て凡に非らざるを以つて、若し當に此れに依りて七衆を立つべきなりとせば、則ち七衆の安立は應に唯、聖にのみ在るべければなり」と。此の所說の諸の因緣に由るが故に、唯、別解脫律儀にのみ依りて七衆を安立し、餘の二に依らざるなり。

第十節　特に近事と五學處とに就きて[九三]

世尊の說くが如し「鄔波索迦に五學處有り。謂く離殺生と離不與取と離欲邪行と離虛誑語と離飲諸酒となり」と。

[九四]問ふ、何が故に、鄔波索迦と名くるや。答ふ、諸の善法に親近し修事するが故なり。謂く彼の身・心は善法を狎習するが故に、鄔波索迦と名く。問ふ、若し爾らば、諸の不斷善のものは皆、鄔波索迦と名くるや。彼れの身・心も亦、善を修するを以つての故に。答ふ、爾らず。此は律儀所攝の妙行善法に依りて以て名を立つるが故に。問ふ、若し爾らば、諸の律儀に住するものは皆、鄔波索迦と名くるや。彼れは皆、律儀の善を修するを以つての故に。答ふ、此は初めに在るを以つての故に名を得するなり。餘の律儀は更に餘の緣を以つて建立す。復次に、此は是れ律儀初入の加行なるをもて、能く近事すと爲すも、餘の律儀は此と相違するが故に、彼れは難に非らざるなり」と。有餘師の說く「諸の善士に親近し、承事するが故なり。謂く彼れは恒時に善士を親承するが故に鄔波索迦と名くるなり。」と。有るが是の說を作す「精進行に親近し修事するが故なり。謂く彼れは恒時に、速かに生死を捨し、速かに涅槃を證する精進の行を愛樂し修習するが故に、鄔波索迦と名く」と。復、說者有り「諸の佛法に親近し承事するが故なり。謂く彼れは至誠に諸佛の法と律とを受持し守護して身命を惜まざるが故に、鄔波索迦と名く」と。

[九五]問ふ、何が故に、此の五を名けて學處（śikṣapada）と爲すや。答ふ、是は近事者の應に學すべき所なるが故なり。有るが說く『此は應に名けて學迹と爲すべし。若し、此れに遊ぶもの有らば、便

【九三】前節に於いて七衆の差別を安立したるに因みてその中の近事につきて論究せんとするが本節の課題なり。而して、先づ近事と名くる理由及び學處と名くる所以、更に進んで、五學處中に離欲邪行・離虛誑語・離飲諸酒を學處と立つる理由等の究明をなすがその內容なり。

【九四】**近事と名くる理由**　鄔波索迦（Upāsaka 近事）の語源は upa＋√ās にして、卽ち近くに坐する人、或ひは奉仕する人の義。

【九五】**此の五を學處と名くる理由に就きて、**この中、學處を、（一）學迹（二）學害、（三）學路、（四）學禁（五）學本（六）學基、と名くべし等の諸說あり。

有るが是の說を作す「別解脫律儀は初表業を發得してより已後、一切時に於て現在に成就す。若しくは眠、若しくは醉、若しくは狂、若しくは悶、若しくは思・不思、若しくは染汚心、若しくは無記心、若しくは無心等の[九〇]、一切位中、現在に相續し隨轉して斷ぜざるが故に、之に依つて七衆の別を立つ可きなり。靜慮と無漏との律儀は、若し正に定に在れば、現在は成就し現在は隨轉するも、出ずれば則ち然らず。故に之に依つて七衆の別を立てざるなり。若し靜慮と無漏との律儀に依りて七衆の別を立てば、則ち七衆の安立は應に決定せざるべけん。定に入出する時に期限無きが故に」と。有餘師の說く「別解脫律儀と七衆の差別とは、倶に唯、欲界にのみ安立するを得べきに、靜慮と無漏との律儀は通じて上界にも得するをもて、若し當に此れに依つて七衆を立つべきなりとせば、則ち七衆の安立は應に上界にも通ずべければなり」と。有餘は復た說く、「別解脫律儀と七衆の差別とは、倶に唯、人趣にのみ安立することを得べきに、靜慮と無漏との律儀は亦、天趣にも通ずるをもて、若し此れに依つて當に七衆を立つべきなりとせば、則ち七衆の安立は應に天趣にも通ずべければなり」と。復、說者有り「別解脫律儀と七衆の差別とは[九一]倶に[九二]佛の世に出ずること有るに由りてのみ安立することを得べきに、靜慮と無漏との律儀は、若しくは佛世に出ずるも、若しくは世に出でざるも倶に安立することを得べきをもて、若し當に、此れに依りて七衆を立つべきなりとせば、是は則ち七衆安立の差別は亦、應に通じて佛の出世なきときも在るべければなり」と。有餘師の說く、「何が故に、靜慮律儀に依りて以つて七衆を立てずして、唯、別解脫にのみ依るやといふに、別解脫律儀と七衆の差別とは、倶に內道にのみ有りて外道には則ち無きに、靜慮律儀は內・外道に通じて有るを以つて、若し當に此れに依りて七衆を立つべきなりとせば、則ち七衆を安立することは、應に外道に通ずべければなり。復た何が故に、無漏律儀に依りて以つて七衆を立てずして但、別解脫のみに依るやといふに、別解脫律儀と七衆の差別とは、倶に凡聖に通ずるに、無漏律儀は唯、聖のみにし

【九〇】無心とは無想定に入りしが如き場合をいふ。

【九一】倶は大正本に但とあるも、三本宮本に從つて倶と訂正す。次同じ。

【九二】別解脫律儀は、比丘、比丘尼、正學の場合は僧伽の認可を得て受戒し、沙彌・沙彌尼・優婆塞・優婆夷・近住等は和上阿闍梨の敎へを受くるに依りて受戒するなり。故に佛の出世せざる時は受戒無きなり。之れに反して、靜慮律儀は、有漏の根本と近分との靜慮地の心を得する時にも得し、無漏律儀は、無漏の未至・中間・四根本定の心を得する時得す。故に、佛出世せざるも此の二律儀は得することを得るなり。更に又、七衆は佛教內にのみある區別にして、他教には用ひざる所なれば、此の七衆の差別が佛の出世を必要とすること言を待たざるなり。

の現前するなり」とは、此は表戒が表戒を類と爲すことを說けるものなり。先に已に近事戒を受けし勤策に表戒が現在前し、或ひは先に已に勤策戒を受けし苾芻に、表戒が現在前するが如し。近事女等を說くことも亦、爾り。若し無表戒は無表戒を類と爲すを說けば、[八五]二說の差別あること前の如く應に知るべし。

「現在及び未來なるも過去に非らざるものあり、謂く無漏戒が初めて現前するものなり」とは、此は苦法智忍及び得果と轉根との初刹那の現前位を說くなり。

「現在及び過去・未來なるものあり、謂く靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するものなり」とは、此は靜慮と無漏との律儀が已に起り已に滅し亦、成就し亦、現前するを說くなり。

[八六]第九節　特に苾芻等の七衆を別解脫律儀によりて建立する所以

此の中、三種の律儀あり。謂く別解脫律儀と靜慮律儀と無漏律儀となり。唯、別解脫律儀に依つて、七衆の差別を安立し、餘の二に依らず。[八七]七衆とは、一に苾芻(bhikṣu)、二に苾芻尼(bhikṣuṇī)、三に式叉摩那(śikṣamāṇā)、四に室羅摩拏洛迦(śrāmaṇera)、五に室羅摩拏理迦(śrāmaṇerika)、六に鄔波索迦(upāsaka)、七に鄔波斯迦(upāsikā)なり。

[八八]問ふ、何が故に唯、別解脫律儀に依りてのみ七衆の差別を安立し、餘に依らざるや。答ふ、別解脫律儀は漸次に得し、漸次に安立するを以つての故なり。謂く、若し能く[八九]四の性罪と一の遮罪とを離るれば、鄔波索迦と名け、若し復た、能く四の性罪と多くの遮罪とを離るれば、室羅摩拏洛迦と名け、若し能く一切の性罪と一切の遮罪とを離るれば、苾芻と名く。苾芻尼等は此に准じて應に知るべきなり。靜慮と無漏との七支の律儀は、頓に得し、頓に起り、頓に安立す。若し靜慮と無漏との律儀に依りて七衆を安立せば、是は則ち七衆安立の差別は應に頓なるべく、漸に非らざるべけん。

【八五】二說の差別とは、犯戒の時、現在を斷ぜしめんとする者と、現在も成就すと許すものとの二說による差別なり。

【八六】本節は比丘・比丘尼・正學・沙彌・沙彌尼・近事・近事女の七衆の差別が別解脫律儀により靜慮と無漏とに由らざる理由を論究する段なり。

【八七】**七衆の名稱に就きて、**

【八八】**七衆安立の差別が別解脫律儀に依り、靜慮と無漏とに依らざる理由に就きて、**

【八九】四の性罪とは、殺生(prāṇātipāta)不與取(adattādāna)欲邪行(kāmamithyācāra)虛誑語(mṛṣāvāda)の如く、それ自身惡行なるものを言ひ、一の遮罪とは、飮諸酒(madyopāna)の如きそれ自身は惡行に非らざるも、惡行を誘發するをもて佛陀によりて遮制せられしものをいふ。

の戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前せざるなり」とは、此は靜慮と無漏との律儀が已に起り已に滅して成就すと雖も、現前せざることを說くなり。

「未來及び現在なるも過去に非らざるものあり。謂く、無漏戒の初めて現前するものなり」とは、此は(八二)苦法智忍及び得果と轉根との初刹那現前位を說くなり。

「未來及び過去・現在なるものあり。謂く靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するときなり」とは、(八三)前說の如し。

【本論】(八四)若し現在の戒を成就するものなれば、彼れは過去・未來の此の類の戒をも成就するや。答ふ。有るは現在の戒を成就するも、過去・未來の此の類の戒に非らざるものあり。謂く表戒が初めて現前するものなり。有るは現在及び過去なるも未來に非らざるものあり。謂く表戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するものなり。有るは現在及び未來なるも過去に非らざるものあり。謂く、無漏戒が初めて現前するものなり。有るは現在及び過去・未來なるものあり、謂く靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するものなり。

「現在の戒を成就するも、過去・未來の此の類の戒に非らざるものあり。謂く表戒の初めて現前するものなり」とは、此は別解脫律儀を初めて受け得する位を說くなり。問ふ、此の位も亦、過去の加行の戒を成就するに、云何んが、「過去は非らず」と說くや。答ふ、此の中には、根本律儀の類に依りて而も論を作すに、彼れは但、是れ律儀の加行のみにして而も根本律儀に非らざるをもて、是の故に說かざるなり。

「現在及び過去なるも未來に非らざるものあり。謂く、表戒が已に滅するも失せずして此の類の戒

【八二】苦法智忍位は無漏を得する最初の刹那なり。又、得果と轉根との位は、無漏を得すること、全々最初とは言はれざらんも、得果と轉根との故に、過去の無漏を捨して、新しく無漏を得するが故に、その意味に於いての無漏を得することとの初刹那と言ひ得るなり。故に以上の三位の初刹那は過去を成就せざることとなるなり。

【八三】大正本には前の上に「皆」の字在るも、三本・宮本に從つて之れを除去せり。

【八四】**現在の戒を成就する者の過去・未來の此の類戒の成就・不成就に就きて、**

し勤策に表戒が現在前し、或ひは先に已に勤策戒を受けし苾芻に表戒が現在前するが如し。此の中、復た應に是くの如き說を作すべし、「及び[八〇]無表戒は已に滅するも失せず」と。*此は無表戒が無表戒を類と爲すことを說けるなり。諸の、犯戒する時、現在の戒は斷ずるも過去は捨せずと說くもの、彼れは說く「近事等の戒を受け已りて乃至第二刹那に犯すこと無くんば、彼れは現在の無表を成就し亦、過去をも成就す」と。諸の、犯戒する時、現在の戒は斷ぜず過去も亦捨せずと說くもの、彼れは說く「近事等が戒を受け已りて、第二刹那に至りて卽ち犯す者も亦、現在を成就す、何ぞ況んや、犯すこと無きものをや」と。近事女等を說くことも亦、爾り。

「過去及び未來・現在なるものあり。謂く靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するものなり」とは、此は靜慮と無漏との律儀が已に起り已に滅して亦、成就し亦現前することを說くなり。

【本論】[八一]若し未來の戒を成就するものなれば、彼れは過去・現在の此の類の戒をも成就するや。答ふ、有るは未來の戒を成就するも過去・現在の此の類の戒に非らざるものあり。謂く、阿羅漢にして無色界に生ずるものなり。有るは未來及び過去なるも現在に非らざるものあり。謂く靜慮と無漏との戒が、已に滅するも失せずして此の類の戒が現前せざるものなり。有るは未來及び現在なるも過去に非らざるものあり。謂く無漏戒が初めて現前するものなり。有るは未來及び過去・現在なるものあり。謂く靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして此の類の戒が現前するものなり。

「有るは未來の戒を成就するも、過去・現在の此の類の戒に非らざるものあり。謂く阿羅漢にして無色界に生ずるものなり」と、「未來及び過去なるも現在に非らざるものあり。謂く、靜慮と無漏と

【八〇】茲に無表とは、別解脫律儀の無表と、不律儀の無表とをいひ、第二刹那以後は過去及び現在を成就するも未來を成就せざればなり。
※此は無表戒が云云とは、發智論が、表戒のみにつきて說けるに對して、無表戒の場合もあるを補足せしなり。

【八一】未來の戒を成就する者の、過去・現在の此の類戒の成就・不成就に就きて、

ざるものなり。有るは過去及び未來なるも現在に非らざるものあり。謂く、靜慮と無漏との戒が已に滅するも、失せずして此の類の戒が現前せざるものなり。有るは過去及び現在なるも未來に非らざるものあり。謂く、表戒が已に滅するも失せずして此の類の戒が現前するものなり。有るは過去及び未來・現在なるものあり。謂く靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するものなり。

「過去の戒を成就するも未來・現在の此の類の戒に非らさるものあり。謂く表戒已に滅するも失せずして此の類の戒が現在前せざるものなり」とは、此は表戒が表戒を類と爲すことを説くなり。[七六]先に已に近事戒を受けし勤策に表戒が現前せず、或ひは先に已に勤策戒を受けし苾芻に表戒が現前せざるが如し。近事女等を説くことも亦、爾り。若し無表戒が卽ち無表戒を以つて類と爲すことを説けば、諸有の、[七七]若し犯戒する時は、現在の戒類をして斷ぜしめ過去を失せざらしめんと欲する者、彼れは説く、『此の中、更に應に是の説を作すべし、「及び無表戒已に滅するも失せずして此の類戒の現前せざるものなり」と。已に近事戒を受けて而も毀犯し、或ひは已に勤策戒・苾芻戒を受けて而も毀犯するが如く、近事女等を説くことも亦、爾り。』と。[七八]諸有の、若し犯戒する時は現在の戒をして斷ぜず、過去も亦、失せざらしめんと欲する者、彼れは説く「此の中、更に餘説無し。唯、過去の無表戒のみを成じて而も現在の此の類の無表に非らざるもの有ること無きが故に」と。

「過去及び未來なるも現在に非らざるものあり。謂く、靜慮と無漏との戒が已に滅するも失せずして此の類の戒が現前せざるものなり」とは、此は靜慮と無漏との律儀が、已に起り已に滅し成就すと雖も、而も現前せざるを説くなり。

「過去及び現在なるも未來に非らざるものあり。謂く表戒が已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前するものなり」とは、[七九]此は表戒が表戒を類と爲すことを説くなり。先に已に近事戒を受け

【七六】通例勤策戒を受くるには先に近事戒を受け、比丘戒を受くるときは、先に勤策戒を受けしものが比丘戒を受くるなり。故に勤策は過去の近事戒を成就す、而して今、表戒が現前せざるが故に現在を成就せず、又、未來の表戒は成就すること絶對に無きを以つて、茲に過去の戒を成就し、未來・現在に非らざる場合の例として掲げられたるなり。

【七七】犯戒の時、現在の律儀を斷じ、過去の律儀は成就すとする説に關しては婆沙百十九卷末を參照せよ。

【七八】この、犯戒の時も現在の戒を斷ぜしめず過去をも成就すと許すは迦濕彌羅國の論師の正説なり。

【七九】無漏と靜慮との無表は未來を成就するも、表戒にして未來を成就するもの無し。但し、此の中、此は表戒が、表戒を類と爲すと斷るは、發智本文が表戒に就きてのみ說ける所以を説明せるもの。

漏との道を修す。此は無漏道力に由りて修するが故に、俱に彼の類と名くるなり」と。

[六七]律儀類とは、此の業蘊の說の如し。謂く有るは過去の戒を成就するも未來・現在の此の類の戒に非らざるものあり等なり。此の中、律儀は律儀を類と爲す。謂く別解脫律儀は別解脫律儀を類と爲し、靜慮律儀は靜慮律儀を類と爲し、無漏律儀は無漏律儀を類と爲し、律儀の加行は律儀の加行を類と爲し、律儀の根本は律儀の根本を類と爲し、律儀の後起は律儀の後起を類と爲し、表戒は表戒を類と爲し、無表戒は無表戒を類と爲すなり。

[六八]界類とは、[六九]後の根蘊の說の如し、謂く有るは、此の類の眼根を成就するも、此の類の身根に非らざるものあり等なり。此の中、若し法が此の界に於て有らば、卽ち此を說きて彼の類と爲すなり。謂く、欲界法は欲界を類と爲し、色界法は色界を類と爲し、無色界法は無色界を類と爲すなり。

[七〇]相似類とは、[七一]毘奈耶に說くが如し。謂く、物特子(Darva-mallaputra)は、左手より光を放ち右手にて僧の臥具を分ちて同類者に與ふ。諸の持經者は持經者と共に、諸の持律者は持律者と共に、諸の說法者は說法者と共に、諸の閑居者は閑居者と共に一處に在らしめ、同類に分配し、異類者には非らず。展轉して相ひ隨順せしめんと[七二]欲すればなり。故に善法は增進し、惡法は損減す。契經に說くが如し「有情の諸の界は各別なるも、同類者有らば更に相ひ隨順す。惡勝解者は惡勝解なるものと俱にして、善勝解者は善勝解なるものと俱なり。更に相ひ隨順して所應作を作す」と。

今、此の四類中に於て、律儀類に依りて而も論を作すなり。

【本論】[七三]若し過去の戒を成就するものなれば、彼れは未來・現在の此の類の戒をも成就するや。[七四]答ふ、有るは過去の戒を成就するも未來・現在の此の類の戒を成就するに非らざるものあり。謂く、表戒が[七五]已に滅するも失せずして、此の類の戒が現前せ

【六七】律儀の類の說明――

【六八】界の類の說明――

【六九】後の根蘊とは、根蘊第六中、觸納息第三、(發智論第十五、婆沙論第百四十九、頁七六三中)を指す。

【七〇】相似の類の說明――

【七一】毘奈耶とは、毘尼母經卷四(大正・二四、頁八二三下)五分律三、(大正・二二、頁一五中)等を指す。因みに、物特(犢)子は、七歲にして出家し、阿羅漢果を得し、僧伽の座臥具及び食事等の分配を掌り、夜來ること遲き比丘等には指頭に光を放ちてその寢所を知らしめし人なり。

【七二】欲は大正本に於とあるもこは欲の誤植につき訂正す。

【七三】過去の戒を成就する者の未來・現の此の類戒の成就・不成就に就きて、

【七四】答は大正本に彼とあるも、答の誤植に付き答と訂正す。

【七五】「已に滅するも失せずして」とは、過去のを成就することを顯はし、「現在前せず」とは現在のを成就せざることを顯はすなり。

謂ふなり」と。[五九]有餘師の言く「身を修せずとは、未だ身修を修せざるを謂ひ、戒を修せずとは未だ戒修を修せざるを謂ひ、心を修せずと未だ心修を修せざるを謂ひ、慧を修せずとは未だ慧修を修せざるを謂ふなり」と。[六〇]有餘は復た說く「身を修せずとは、身が覺支に於て未だ隨順すること能はざるを謂ひ、戒を修せずとは戒が覺支に於て未だ隨順すること能はざるを謂ひ、心を修せずとは心が覺支に於て未だ隨順すること能はざるを謂ひ、慧を修せずとは、慧が覺支に於て未だ隨順すること能はざるを謂ふなり」と。[六一]或ひは復た有るが說く「身を修せずとは身が未だ戒の所依と爲ること能はざるを謂ひ、戒を修せずとは戒が未だ奢摩他の所依と爲ること能はざるを謂ひ、心を修せずとは、奢摩他が未だ毘鉢舍那の所依と爲ること能はざるを謂ひ、慧を修せずとは毘鉢舍那が未だ諸の煩惱を害すること能はざるを謂ふなり」と。

身を修せざる等の是くの如き諸說の差別の如く、是くの如く身を修する等は此に翻じて應に知るべきなり。

[六二]第八節　戒類の三世に於ける成就關係に就きて

【本論】 若し過去の戒を成就するものなれば、彼れは未來・現在の此の類の戒をも成就するや。乃至廣說。

[六三]類に四種有り。一に修類、二に律儀類、三に界類、四に相似類なり。

[六四]修類とは、[六五]前の智蘊の說の如し。謂く未曾得道が現在前する時、能く未來の自類の諸道を修するなり。此の中、有るが說く「諸の有漏道は有漏を類と爲し、諸の無漏道は無漏を類と爲す」と。復、說者有り「諸の有漏道は通じて有漏・無漏を以つて類と爲し、諸の無漏道は通じて無漏・有漏を以つて類と爲す。[六六]若し有漏道現在前する時は通じて有漏と及び無漏との道を修す、此は有漏道力に由りて修するが故に、倶に彼の類と名くるなり。若し無漏道現在前する時は通じて無漏と及び有

【五九】身・戒・心・慧の不修を四修の不修に配して解釋する說——

【六〇】身・戒・心・慧の不修を覺支未隨順によりて解釋する說——

【六一】身・戒・心・慧の不修を戒・止・觀・煩惱斷の不修に配して解釋する說——

【六二】本節は發智論の頌文の「戒類三世成」に相當する段にして、同一種類の戒・即ち、表戒なればその表戒、無表戒なればその無表戒、無漏戒なれば、無漏戒等の間に於いて、之れを三世に配して、その成就關係を明にせんとするをその課題とす。

【六三】**以下類の四種に就きて**

【六四】修の類の說明——

【六五】前の智蘊とは、婆沙百〇五卷、毘曇部十二、頁、一二五の「特に種類の四種に就きて」の項を指す。

【六六】若し有漏道現在前せば云云とは、若し有漏道現在前せば、その未來に有漏・無漏の二種の道を修し、而かもそは彼の道の勢力に由るものなるが故に、皆、彼の種類と爲すなり。

此の中の諸句の「前說の如し」とは、倶に「已に色染を離るるも未だ無色染を離れざるなり」を謂ふ。對治の處同じきを以つての故なり。

【本論】[五二]若し心を修するものなれば、彼れは慧をも修するや。答ふ、是くの如し。設し慧を修するものなれば、彼れは心をも修するや。答ふ、是くの如し。

心と慧とは倶に非想非非想處の染を離るる時に於て方に斷盡するを以つての故なり。

[五三]已に本論の文句の差別に隨つて、身・戒・心・慧を修せざる等を釋せるをもて、當に復た、義に隨つて、此の差別を釋すべし。

[五四]有るが是の說を作す「身を修せずとは、不淨に於いて淨と想ふ顚倒の未斷・未遍知なるを謂ひ、戒を修せずとは、苦に於いて樂と想ふ顚倒の未斷・未遍知を謂ひ、心を修せずとは無常に於いて常と想ふ顚倒の未斷・未遍知なるをいひ、慧を修せずとは無我に於いて我と想ふ顚倒の未斷・未遍知を謂ふなり」と。[五五]有餘師の說く「身を修せずとは段食に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、戒を修せずとは觸食に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、心を修せずとは識食に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、慧を修せずとは思食に於いて未斷・未遍知なるを謂ふなり」と。[五六]或ひは說者有り「身を修せずとは色蘊に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、戒を修せずとは受蘊に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、心を修せずとは識蘊に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、慧を修せずとは、想蘊・行蘊に於いて未斷・未遍知なるを謂ふなり」と。[五七]復、說者有り「身を修せずとは色隨識住に於て未斷・未遍知なるを謂ひ、戒を修せずとは受隨識住に於いて未斷・未遍知なるを謂ひ、心を修せずとは能住の識に於て未斷・未遍知なるを謂ひ、慧を修せずとは想隨識住と行隨識住とに於て未斷・未遍知なるを謂ふなり」と。[五八]有るが是の言を作す「身を修せずとは未だ身念住を修せざるを謂ひ、戒を修せずとは未だ受念住を修せざるを謂ひ、心を修せずとは未だ心念住を修せざるを謂ひ、慧を修せずとは未だ法念住を修せざるを

【五二】心を修すると慧を修するとの雜・不雜論——

【五三】以下、身・戒・心・慧の不修に關する解釋。

【五四】身・戒・心・慧の不修を四顚倒の未斷に配して解釋する說——

【五五】身・戒・心・慧の不修を、四食の未斷に配して解釋する說、——

【五六】身・戒・心・慧の不修を五蘊の未斷に配して釋する說——

【五七】身・戒・心・慧の不修を四識住の未斷に配して釋する說——

【五八】身・戒・心・慧の不修を四念住の不修に配して釋する說——

[四七] 云何んが心を修するや。答ふ、若しくは心に於て已に貪・欲・潤・憙・渴を離ると、又、無間道にて能く無色貪を盡くし、彼れが此の道に於て已に修し已に安んずるとをいふ。云何んが慧を修するや。答ふ、若し慧に於て已に貪を離れ——廣說すること心の如きをいふ。

略毘婆沙と及び諸句を釋することとは、前の黑品に翻じて理の如くに應に思ふべきなり。

[四八] 已に身を修する等の自性を分別せるをもて、雜・無雜の相を今當に說くべきなり。

【本論】[四九] 若し身を修するものなれば、彼れは戒をも修するや。答ふ、是くの如し。設し戒を修するものなれば、彼れは身をも修するや。答ふ、是くの如し。

身と戒とは俱に第四靜慮の染を離るる時に於いて方に斷盡するを以つての故に。

【本論】[五〇] 若し身を修するものなれば、彼れは心をも修するや。答ふ、諸の心を修するもの、彼れは身をも修す。有るは身を修するも心を修するに非らざるものあり。謂く已に色染離るるも未だ無色染を離れざるものなり。若し身を修するものなれば、彼れは慧をも修するや。答ふ、諸の慧を修するもの、彼れは身をも修す。有るは身を修するも慧を修するに非らざるものあり。前說の如し。

[五一] 若し戒を修するものなれば、彼れは心をも修するや。答ふ、諸の心を修するもの、彼れは戒をも修す。有るは戒を修するも、心を修するに非らざるものあり。前說の如し。若し戒を修するものなれば、彼れは慧をも修するや。答ふ、諸の慧を修するもの、彼れは戒をも修す。有るは戒を修するも、慧を修するに非らざるものあり。前說の如し。

【四七】心（及び慧）を修するに就きて、——

【四八】以下身・戒・心・慧の修の雜・不雜論、

【四九】身を修すると戒を修するとの雜・不雜論——

【五〇】身を修すると、心（及び慧）を修するとの雜・不雜論——

【五一】戒を修すると心（及び慧）を修するとの雜・不雜論——

のあり。謂く已に色染を離るるも未だ無色染を離れざるものなり。若し身を修せざるものなれば、彼れは慧をも修せざるや。答ふ、諸の身を修せざるもの、彼れは慧を修せず。有るは慧を修せざるも身を修せざるに非らざるものあり。前説の如し。

[四三]若し戒を修せざるものなれば、彼れは心をも修せざるや。答ふ、諸の戒を修せざるもの、彼れは心を修せず。有るは心を修せざるも戒を修せざるに非らざるものあり。前説の如し。若し戒を修せざるものなれば、彼れは慧をも修せざるや。答ふ、諸の戒を修せざるもの、彼れは慧を修せず。有るは慧を修せざるも、戒を修せざるに非らざるものあり。前説の如し。

此の中、諸の「前説の如し」とは、倶に「已に色染を離るるも未だ無色染を離れず」を謂ふなり。對治の處同じきを以つての故に。

【本論】[四四]若し心を修せざるものなれば、彼れは慧をも修せざるや。答ふ、是くの如し。設し慧を修せざるものなれば、彼れは心をも修せざるや。答ふ、是くの如し。

心と慧とは倶に非想非非想處の染を離るる時に於て方に斷盡するを以つての故に。

【本論】[四五]世尊の説くが如し「身を修し、戒を修し、心を修し、慧を修す」と。

[四六]云何んが身を修するや。答ふ、若しくは身に於て、已に貪・欲・潤・憙・渴を離ると、又無間道にて能く色貪を盡くし、彼れは此の道に於て、已に修し已に安んずるとをいふ。云何んが戒を修するや。答ふ、若しくは戒に於て已に貪を離れ――廣説すること身の如きをいふ。

【四三】戒を修せざると、心(及び慧)を修せざるとの雜・不雜論――

【四四】心を修せざると、慧を修せざるとの雜・不雜論、――

【四五】以下身・戒・心・慧の修の自性に就きて、

【四六】身(及び戒)を修するに就きて――

未だ安んぜざるとをいふ。

若しくは心に於て未だ貪を離れず等とは、前說の如し。又、無間道にて能く無色貪を盡くすとは、謂く無間道にて能く無色界の愛を盡くすなり。未だ修せず未だ安んぜずとは、前說の如し。應に知るべし、此の中、若しくは心に於て未だ貪・欲・潤・憙・渴を離れざるは心を修せずと名くとは、除遣修に依つて說き、又、無間道にて能く無色貪を盡くすも彼れは此の道に於て未だ修せず未だ安んぜざるを心を修せずと名くとは、對治修に依りて說くことを。有餘師の說く「若しくは心に於て未だ貪を離れず等とは心を緣ずる愛に於て未斷・未遍知なるを謂ひ、又、無間道にて能く無色貪を盡くす等とは、心を緣ずる諸餘の煩惱に於て未斷・未遍知なるを謂ふなり」と。餘を廣說すること前の如し。復、說者有り「若しくは心に於て未だ貪を離れず等とは、未だ欲界乃至無所有處の染を離れざることを顯はし、又、無間道にて能く無色貪を盡くす等とは、未だ非想非非想處の染を離れざることを顯はすなり」と。此等の差別は理の如く應に知るべきなり。

【本論】[三九] 云何んが慧を修せざるものなりや。答ふ、若しくは慧に於て未だ貪を離れず――廣說すること心の如きをいふ。

[四〇] 已に身を修せざる等の自性を說けるをもて雜・無雜の相を今、當に說くべし。

【本論】[四一] 若し身を修せざるものなれば、彼れは戒をも修せざるや。答ふ、是くの如し。設し戒を修せざるものなれば、彼れは身をも修せざるや。答ふ、是くの如し。

身と戒とは倶に第四靜慮の染を離るる時に於て方に斷盡するを以つての故に。

【本論】[四二] 若し身を修せざるものなれば、彼れは心をも修せざるや。答ふ、諸の身を修せざるもの、彼れは心を修せず。有るは心を修せざるも身を修せざるに非らざるも

第四靜慮の第九無間道の時なり。

【三六】彼は大正本に者とあるも、こは誤植につき彼と訂正す。

【三七】**戒を修せざるに就きて、**戒は身と同界同地なるを以て全く身の場合と同一なり。

【三八】**心を修せざるに就きて、**心は、三界に在るを以つて心に對する貪愛を除くは、有頂の第九無間道の時なり。

【三九】**慧を修せざるに就きて、**こは心と同界、同地なるを以つて心の場合と同一なり。

【四〇】**以下、身・戒・心・慧の不修に關する雜無雜論、**

【四一】身を修せざると戒を修せざるとの雜、無雜論――

【四二】身を修せざると、心（及び慧）を修せざるとの雜・無雜論――

ざるを、身を修せずと名くとは、除遣修に依つて說き、又無間道にて能く色貪を盡すも、[三六]彼れ此の道に於て未だ修せず未だ安んぜざるを身を修せずと名くとは、對治修に依りて說くなり。有餘師の說く「若しくは身に於て未だ貪・欲・潤・憙・渇を離れざるを身を修せずと名くとは、謂く、身を緣ずる愛に於て未斷・未遍知なるなり。又、無間道にて能く色貪を盡すも、彼れ此の道に於て未だ修せず未だ安んぜざるを身を修せずと名くとは、謂く、身を緣ずる諸餘の煩惱に於て未斷・未遍知なるなり」と。有るが是の說を作す「若しくは身に於て未だ貪を離れず等とは、未だ繫の得を斷ぜざることを顯はし、又、無間道にて能く色貪を盡す等とは未だ離繫得を證せざることを顯すなり。未だ繫の得を斷ぜざると、未だ離繫得を證せざるとの如く、是くの如く、未だ過失を損減せざると未だ功德を修習せざると、未だ下劣を棄てざると未だ勝妙を證せざると、未だ無義を捨せざると未だ有義を得せざると、未だ有愛の熱惱を除かざると未だ無愛の快樂を受けざるとも應に知るべし亦、爾ることを」と。或ひは說者有り「若しくは身に於て、未だ貪を離れず等とは、無間道の未だ作用を起さざることを顯はし、又、無間道に能く色貪を盡す等とは、解脫道の未だ作用を起さざることを顯すなり」と。復、說者有り「若しくは、身に於て未だ貪を離れず等とは、未だ欲界乃至第三靜慮の染を離れざることを顯はし、又、無間道に能く色貪を盡す等とは、未だ第四靜慮の染を離れざることを顯すなり」と。此等の差別は理の如く應に知るべきなり。

【本論】[三七]云何んが戒を修せざるものなりや。答ふ、若しくは戒に於て未だ貪を離れず、——廣說すること身の如きをいふ。

[三八]云何んが心を修せざるものなりや。答ふ、若しくは心に於て未だ貪・欲・潤・憙・渇を離れざると、又、無間道にて能く無色貪を盡くすも、彼れは此の道に於て未だ修せず、

なるが爲めにして、異熟果及び離繫果無きは、此の二果は共に非二學法なればなり。

【三〇】 前註二十九によりて推知すべし。

【三一】 本節は發智の頌文の「身・戒與心・慧、總・別修・不修」に相當する段にして、先づ始めに身・戒・心・慧の修・不修に關する總括的定義を下し、次いで別論に入りて此の四の修・不修の自性を定め、その雜・無雜論を論究するをその目的とす。而して最後に身・戒・心・慧の不修に關する諸種の解釋を列擧せり。

【三二】 **身・戒・心・慧の修・不修の總括的定義** 身・戒・心・慧の對治道が生ずれば、修と名け、生ぜざれば不修と名く。こは對治道に依りて定義を下せるものなり。身・戒・心・慧を緣ずる煩惱が已斷なれば修と名け、未斷なれば不修と名く。こは除遣修に依りて定義せるなり。

【三三】 智蘊云云とは婆沙論百五卷、毘曇部十二、頁一二二を指す。

【三四】 **以下身・戒・心・慧の不修の自性に就きて、**

【三五】 **身を修せざるに就きて** 身は第四靜慮に迄あるを以つて、身に對する貪愛を除くは、

【本論】世尊の説くが如し「身を修せず、戒を修せず、心を修せず、慧を修せず」と。乃至廣説。

[三二]修に四種有り。謂く、得修・習修・對治修・除遣修なり。[三三]智蘊等に廣く説けるが如し。此の中、二修に依りて論を作す。謂く對治修と除遣修となり。若し身・戒・心・慧に於て、對治道が未だ生ぜざるを身を修せず、乃至慧を修せずと名く。此は對治修に依りて説くなり。又、身・戒・心・慧を緣ずる所有の煩惱が未斷未遍知なれば、身を修せず、乃至慧を修せずと名く。此は除遣修に依りて説くなり。若し身・戒・心・慧に於て對治道が已に生ずれば、名けて身を修し乃至慧を修すと爲す。此は對治修に依りて説くなり。又、身・戒・心・慧を緣ずる所有の煩惱が已斷已遍知なれば、名けて身を修し乃[三四]至慧を修すと爲す。此は除遣修に依りて説くなり。是を此處に略毘婆沙と謂ふなり。

【本論】[三五]云何んが身を修せざるものなりや。答ふ、若しくは身に於いて未だ、貪と欲と潤と憙と渴とを離れざると、又、無間道にて能く色貪を盡すも彼れは此の道に於て未だ修せず、未だ安くせざるとをいふ。

若しくは身に於て未だ貪を離れずとは、謂く未だ愛を離れざるなり。未だ欲を離れずとは、謂く愛欲に於て未斷・未遍知なるなり。未だ潤を離れずとは、謂く愛の潤に於て未斷・未遍知なるなり。未だ憙を離れずとは、謂く愛の憙に於て未斷・未遍知なるなり。未だ渴を離れずとは、謂く愛の渴に於て未斷・未遍知なるなり。又、無間道にて能く色貪を盡くすとは、謂く無間道にて能く色界の愛を盡くすなり。彼れは此の道に於て未だ修せず未だ安んぜずとは、謂く未だ修習せず、未だ安息せざるなり。修とは習修を謂ひ、安とは得修を謂ふ。又、起を修と名け、滅を安と名く。又、已生を修と名け、已滅を安と名く。應に知るべし、此の中、若しくは身に於て未だ貪と欲と潤と憙と渴とを離れ

學の二字あるも、三本、宮本及び發智論に從つて之を除却せり。

【三五】無學業を學法に望むれば、學法は劣なるが故に等流果に非らず、又、異熟果及び離繫果は、非二學法なるが故に學の果に非らず、故に茲に無しといへるなり。但し、一の增上果となるものあるも茲には增上果と士用果との場合を除くを以つて之れに關說せざるなり。

【三六】離繫果は、非二學法なれど、無學は所作已に辦じ惑を斷盡せるをもて更に擇滅を證せざるが故に離繫果無し。異熟果無きは無漏は異熟を感ぜざるが故なり。又、無學が、無漏觀より出でて、有漏心を起すときはこは非二學法にして又、士用果となれど、茲には士用果を言はざるが故に無しと云へるなり。

【三七】**非二學業と三學法との因果關係。**

【三八】同類の故に等流果となり、有漏業は異熟を感ずるが故に異熟果となり、有漏の斷道が擇滅を證するが故に離繫果となるなり。

【三九】非二學業の無間に學法を引起せし場合は、學の果なれど、こは士用果なるが故に除くなり。等流果無きは異類

【本論】[17]頌し有る業が學にして、學の果なるものありや。答ふ、有り。謂く[18]等流果なり。頌し有る業が學にして無學の果なるものありや。答ふ、有り。謂く[19]等流果なり。頌し有る業が學にして、非學非無學の果たるものありや。答ふ、有り、謂く[20]離繋果なり。

[21]頌し有る業が、無學にして、[22]無學の果なるものありや。答ふ、有り。謂く[23]等流果なり。頌し有る業が無學にして、[24]學の果なるものありや。答ふ、[25]無し。頌し有る業が無學にして非學非無學の果なるものありや。答ふ、[26]無し。

問ふ、時解脫阿羅漢が練根して不動と作るときの第九無間道は、頓に三界の見修所斷の一切の結の斷を證す。彼の諸の結の斷は是れ此の道の果なるをもて、應に答へて有りと言ふべきなるに、何が故に無しと言ふや。答ふ、是は此の道の士用果なりと雖も而も離繋果に非らず。前已に、此の中、士用と增上との果を除くと說けるが故に答へて無しと言へるなり。

【本論】[27]頌し有る業が非學非無學にして、非學非無學の果なるものありや。答ふ、有り。謂く[28]等流・異熟・離繋果なり。頌し有る業が非學非無學にして、學の果なるものありや。答ふ、[29]無し。

問ふ、世第一法は無間に苦法智忍を引生す。此の忍は應に是れ世第一法所引の生果なるべきをもて、應に答へて有りと言ふべきに、何が故に無しと言ふや。答ふ、彼れは是れ士用果なりと雖も、而も三果の所攝に非らず。前已に此の中、三果に依りて論を作すと說けるが故に、答へて無しと言へるなり。

【本論】頌し有る業が非學非無學にして、無學の果なるものありや。答ふ、[30]無し。

無漏の斷道に由りて、擇滅を證する場合をいふ。

【一六】本節は發智論の頌文の「學等」に相當する段にして、業が學或ひは無學、或ひは非學非無學なる場合、其等の業は三學の果を得するや否やの問題を明にするを目的とす。

【一七】**學の業と三學法との因果關係**、

【一八】學の無漏業を學の無漏法に望めし場合等流果となるなり。

【一九】有學の業を無學法に望むるとき、共に無漏法なるが故に等流果となる。

【二〇】有學業が擇滅無爲を證せし場合、擇滅は非學非無學にして、而も離繋果なり。有學法の無間に有漏法を引起せし場合はこは非二學法なり。されどこは士用・增上果となるが故に、茲には士用・增上果を除くを以つて說かざるなり。

【二一】**無學業と三學法との因果關係**、

【二二】大正本には無學の二字無きも三本・宮本及び發智論によりて之を補へり。

【二三】無學業を無學法に望むれば、同類の故に等流果なり。

【二四】大正本には學の上に無

し」と言ふなり。

【本論】 頗し有る業が有漏・無漏にして有漏の果なるものありや。答ふ、無し。頗し有る業が有漏・無漏にして無漏の果なるものありや。答ふ、無し。

[一〇] 西方の諸師は是くの如き説を作す、「此の中、多因一果に依りて而も論を作すなり」と。若し此の説に依れば、

[一一] 頗し有る業が有漏にして有漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く等流・異熟果なり。[一二] 頗し有る業が有漏にして無漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く離繫果なり。頗し有る業が有漏にして有漏・無漏の果なるものありや。答ふ、無し。

所以は何ん。此の中、多因一果に依りて而も論を作すが故に、是くの如く果の體が是れ有漏にして亦、是れ無漏なること無ければなり。如し此の果が無ければ亦、此の因無きが故に答へて無しと言へるなり。

[一三] 頗し有る業が無漏にして無漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く等流・離繫果なり。頗し有る業が無漏にして有漏の果なるものありや。答ふ、無し。頗し有る業が無漏にして有漏・無漏の果なるものありや。答ふ、無し。

[一四] 頗し有る業が有漏・無漏にして、有漏・無漏の果なるものありや。答ふ無し。頗し有る業が有漏・無漏にして有漏の果なるものありや。答ふ、無し。[一五] 頗し有る業が有漏・無漏にして無漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く離繫果なり。

評して曰く、「應に知るべし、此の中、前説を善と爲すことを、本論文は多く前と同じきを以つての故に、一體の業に依りて問答を爲すが故に。一業の體にして染淨に通ずるもの無きが故に」と。

[一六] 第六節 三學の業と三學の果との關係

となす場合をいふ。

【七】 業が無漏なる時のその果の有漏・無漏に就きて――

【八】 有漏業が無漏の果を證することと有るも、無漏業が有漏果を取ることは絶對に無きなり。

【九】 業が有漏・無漏なる時のその果の有漏・無漏に就きて――

この場合は、一因説に由る場合なるを以つて、一の因の體が、同時に有漏にして亦、無漏なりと言ふが如きこと成立せず、既に因が成立せざる以上その果も成立せざるは當然なるを以つて茲に皆、無しと云へるなり。

【一〇】 **以下多因一果説に依る有漏・無漏業と有漏・無漏果との因果關係、**

【一一】 業が有漏なる時のその果の有漏・無漏なるに就きて――

【一二】 とは有漏の斷道により て擇滅を證する場合なり。

【一三】 業が無漏なる時のその果の有漏無漏に就きて――

【一四】 業が有漏・無漏なる時のその果の有漏・無漏に就きて、――

【一五】 とは、或る有漏の斷道に依りて擇滅を證し、又或る

卷の第百二十三（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、表・無表納息第四之二）

[一]第五節　有漏・無漏業と有漏・無漏法との因果關係

【本論】頗し有る業が有漏にして。有漏の果なるものありや。乃至廣說。

應に知るべし、此の中、三果に依りて論を作ることを。士用果と及び増上果とを除く。[二]士用果は雜亂多きを以つての故に、多法が因と爲りて一法を得るが故に。増上果は不決定なるを以つての故に、極めて寬漫なるが故に。こは[三]前に已に說けるが如し。

[四]迦濕彌羅國の諸の論師は言く「此の中、一因多果に依りて論を作す」と。若し此の說に依れば、

【本論】[五]頗し有る業が有漏にして有漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く等流・異熟果なり。頗し有る業が有漏にして無漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く離繫果なり。[六]頗し有る業が有漏にして、有漏・無漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く等流・異熟・離繫果なり。

[七]頗し有る業が無漏にして無漏の果なるものありや。答ふ、有り。謂く等流・離繫果なり。頗し有る業が無漏にして有漏の果なるものありや。答ふ、無し。頗し[八]有る業が無漏にして有漏・無漏の果なるものありや。答ふ、無し。

[九]頗し有る業が有漏・無漏にして有漏・無漏の果なるものありや。答ふ、無し。

所以は何ん。此の中、一因多果に依りて而も論を作すが故に。是くの如く、因の體が是れ有漏にして亦、是れ無漏なること無ければなり。[一〇]如し此の因、無ければ亦、此の果も無きが故に、答へて「無

【一】本節は發智の頌文の「有漏等」に相當する段にして、業が有漏或ひは無漏なる場合、その業の受くる果が有漏なりや無漏なりやを先づ判定すると同時に、それが、等流異熟離繫の三果の何れに當るやを分別せんとするなり。而して之れに一因多果說に依る迦濕彌羅國の主張と、多因一果說に依りて解釋せんとする西方師との二說あるも發智論の立場は前者と多く一致を見るが故に評者は前者を取るなり。

【二】士用果は雜亂多き云云とは、士用果は俱有因及び相應因の果なるが故に、一士用果の因となるべき法は甚だ多し。例へば、一煩惱の起るにも、十大地法、十大煩惱地法等が必ず、その相應因となるが如きを言ふ。

【三】前とは前卷第四節の初めを指す。

【四】以下一因多果說に依る有漏・無漏業と有漏・無漏果との關係

【五】業が有漏なる時のその果の有漏・無漏に就きて——

【六】こは、有漏の無間道が自地の中の後の若しくは等、若しくは勝の諸の相似法を等流果となし、可愛の異熟を招くを異熟果とし、惑を斷じて證する所の擇滅無爲を離繫果

に由りて欲界の化を作るとは、總じて有語・無語の化身を顯はし、欲界の語を發すとは、總じて依身離身の化語を顯はすなり」と。如是說者はいふ、「所化身を離るれば、化語を發せず、語は必ず麁の四大種の相ひ擊するに由りて起るが故に」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十二

彼の諸の斷は是れ此の道の離繫と士用との果なり。地に約して分別せば、前に准じて應に知るべきなり。

[二二]問ふ、諸の所化の事は誰に由りて化作さるゝや、道に由るとせんや、化心に由るとせんや。若し道に由るとせば、何が故に化心を說きて能化と名くるや。若し化心に由るとせば、此の中の所說を云何んが通ずべきや。說くが如し「色界道に由りて欲界の化を作り欲界の語を發す」と。有るが是の說を作す、「諸の所化の事は道に由りて化作さる」と。問ふ、若し爾らば何が故に、化心を說きて能化と名くるや。答ふ、應に所化心と名くべく、能化と名くべからず。然も道力に由りて化事を作し已りて、化心と所化と倶時に起るが故に、能化心と名くるも、實には能化に非らざるなり。有餘師の說く「諸の所化の事は化心に由りて作らる」と。問ふ、若し爾らば、此の說を當に云何が通ずべきや。說くが如し「色界道に由りて欲界の化を作り、欲界の語を發す」と。答ふ、展轉因に依るが故に、是の說を作すなり。子孫法の如し。謂く、神境通の道が無間にして滅するとき、化心と所化と倶時に起る。化心は卽ち是れ此の道の近の士用果、所化事は復た是れ化心の近の士用果なり。所化事とは謂く[二三]四處或ひは二處なり。如是說者はいふ、「諸の所化事は道に由りて化作され亦、化心にも由る。謂く、神境通の道が無間にして滅するとき、化心と所化と倶時に起る、倶時に起ると雖も而も能化心は唯、是れ道のみの果にして、諸の所化事は是れ前の道の果及び化心の果なり」と。

[二四]問ふ、所化の身を離れて化語を發するや不や。有るが說く「發せず」と。問ふ、若し爾らば、此の說を當に云何んが通ずべきや。說くが如し「色界道に由りて欲界の化を作り欲界の語を發す」と。答ふ、所化の身に二種有り、一は有語にして、二は無語なり。色界道に由りて欲界の化を作るとは無語の化身を顯し、欲界の語を發すとは有語の化身を顯はすなり。有るが說く「化身を離るゝも亦、化語を發す。空界に在りて化身を見ずして但、化語のみを聞くが如し、而も此の中の所說の色界道

【二二】化事は、道に由りて化作さるるや、化心に由るや　問者の意は、前の本論中には「色界道に由りて欲界の化を作る」と言へるも、又、一面「化心は能化なり」と說くを以つて、何れが正しきやを究明せんとするにあり。之れに對する答へに。
一、道に由るとする說、
二、化心に由るとする說、
三、道及び化心に由るとする說、
の三種あるも、第三說が如是說者の說なり。

【二三】四處とは欲界の色・香・味・觸の四處をいひ、二處とは初靜慮の色・觸の二處をいふ。四靜慮には香・味無きを以つて之を除き、又、聲處を除くに就きては、婆沙第七十二卷（毘曇部十、頁二三五、註四七）を見よ。

【二四】化身を離れて化語を發するや否や。　之れに二說あり。
（一）、化身を離れて化語を發せずとする說、
（二）、化身を離るるも化語を發すとする說、
此の中、如是說者は第一說を許取す。

界の語を發すものなり。

此の化と及び語とは是れ色界道の士用果なればなり。

【本論】〔一〇九〕若し業にして色界繫に非らざれば、彼の業の果は色界繫に非らざるや。答ふ、諸の業にして色界繫に非らざれば、彼の業の果も亦、爾り。有る業の果は色界繫に非らざるに、彼の業は非らざるものあり。謂く色界道に由りて欲界の化を作り、欲界の語を發すものと。

此の化及び語は是れ色界道の士用果なればなり。

【本論】及び色界道に由りて諸結の斷を證するものなり。

彼の諸の斷は是れ此の道の離繫果と士用果となればなり。地に約して分別せば、前に准じて應に知るべきなり。

【本論】〔一一〇〕若し業にして無色界繫に非らざれば、彼の業の果は無色界繫に非らざるや。答ふ、諸の業にして無色界繫に非らざれば、彼の業の果も亦、爾り。有る業の果は無色界繫に非らざるに、彼の業は非らざるものあり。謂く無色界道に由りて諸結の斷を證するものなり。

彼の諸の斷は是れ此の道の離繫と士用との果なればなり。地に約して分別せば、前に准じて應に知るべきなり。

【本論】〔一一一〕若し業にして不繫に非らざれば、彼の業の果は不繫に非らざるや。答ふ、諸の業の果にして不繫に非らざれば、彼の業も亦、爾り、有る業は不繫に非らざるも、彼の業の果は非らざるものあり。謂く、色・無色界道に由りて諸結の斷を證するものなり。

【一〇九】非色界業と非色界法との因果關係。

【一一〇】非無色界業と非無色界法との因果關係。

【一一一】非不繫業と非不繫法との因果關係。

即ち諸の靜慮の近分による世俗道の彼の諸の斷は、是れ此の道の離繫果と士用果となり。地に約して分別すること、前に准じて應に知るべきなり。

【本論】[一〇五]若し業にして無色界繫なれば、彼の業の果も無色界繫なりや。答ふ、諸の業の果にして無色界繫ならば、彼の業も亦、爾り。

謂く、三果或ひは二果なり。

【本論】有る業は無色界繫なるも、彼の業の果は非らざるものあり。謂く、無色界道に由りて諸結の斷を證するものなり。

即ち諸の無色の近分による世俗道の彼の諸の斷は、是れ此の道の離繫果と士用果となり。地に約して分別せば前に准じて應に知るべきなり。

【本論】[一〇六]若し業にして不繫なれば、彼の業の果も不繫なりや。答ふ、諸の業にして不繫なれば、彼の業の果も亦、爾り。

謂く[一〇七]三果或ひは二果なり。

【本論】有る業の果は不繫なるも、彼の業は非らざるものあり。謂く、色・無色界道に由りて諸結の斷を證するものなり。

即ち諸の近分による世俗道の彼の諸の斷は、是れ此の道の離繫果と士用果となり。地に約して分別せば、前に准じて應に知るべきなり。

【本論】[一〇八]若し業にして欲界繫に非らざれば、彼の業の果は欲界繫に非らざるや。答ふ、諸の業の果にして欲界繫に非らざれば、彼の業も亦、爾り。有る業は欲界繫に非らざるに、彼の業の果は非らざるものあり。謂く、色界道に由りて欲界の化を作り、欲

【一〇五】無色界業と無色界法との因果關係。

【一〇六】不繫業と不繫法との關係。

【一〇七】三果とは、離繫と、等流と士用の三果をいひ、二果とは離繫と士用、或ひは等流と士用との二果を言ひ、異熟果なきは無漏業は異熟を感ずること無ければなり。

【一〇八】非欲界業と非欲界法との因果關係。

化の身は[一〇〇]無執受なるを以ての故に」と。

第四節　四界業と四界法との因果關係[一〇一]

【本論】若し業にして欲界繫なれば、彼の業の果は欲界繫なりや。乃至廣說。

應に知るべし此の中は、四果に依りて論を作し、増上果を除くことを。増上果は決定せざるを以つての故に、極めて寛漫たるが故になり。謂く、一一の界に生ずるものは各〻三界の果、及び四界の業を有す。一一は各〻四界の諸法を以つて増上果と爲せばなり。

【本論】[一〇二]若し業にして欲界繫ならば、彼の業の果は欲界繫なりや。答ふ、諸の業にして欲界繫なれば、彼の業の果も亦、爾り。

謂く[一〇三]三果、或ひは二果なり。

【本論】有る業の果は欲界繫なるも、彼の業は非らざるものあり。謂く色界道に由りて欲界の化を作り、欲界の語を發するものなり。

此の化及び語は是れ色界道の士用果なり。

【本論】[一〇四]若し業にして色界繫ならば、彼の業の果は色界繫なりや。答ふ、諸の業の果にして色界繫ならば、彼の業も亦、爾り。

謂く三果、或ひは二果なり。

【本論】有る業は色界繫なるも、彼の業の果は非らざるものあり。謂く色界道に由りて欲界の化を作り、欲界の語を發するものと。

此の化及び語は是れ色界道の士用果なり。

【本論】及び色界道に由りて諸結の斷を證するものなり。

【一〇〇】通果の化身は無心なるを以ての故に無執受なり。因みに無執受（Anupātta）とは、心心所法が、我がものとして、執持し攝して依處となすに非らざるものをいふ。

【一〇一】本節は發智論の頌文の「業果界是非」に相當する段にして、即ち、欲・色・無色の三界及び不繫界（離繫）の四界の業と四界の法との因果關係を明かにするをその課題とす。而して、その論究に當つて、順逆の二方面より之れをなせるを玆に、發智の頌文に「是非」と云へるなり。

【一〇二】欲界業と欲界法との因果關係。

【一〇三】三果とは、異熟・等流・士用の三果を言ひ、二果とは、異熟と士用或ひは等流と士用の二果をいふ。

【一〇四】色界業と欲界法との因果關係。

但し語の聲を說くことに前と異り有り。

[九八] 此の中の所說の決定の義といへば、欲界には必ず隨心轉の無表無きことゝ、色界には必ず表に依りて發す無表無きことゝなり。問ふ、何が故に爾るや。答ふ、法、應に爾るべきが故なり。復、說者有り「欲界中には表に依りて發す無表有るをもて、是の故に必ず隨心轉の無表無く、色界中には隨心轉の無表有るをもて是の故に、必ず表に依つて發す無表無きなり」と。復、說者有り「欲界の表業は能く無表を發すをもて、是の故に必ず隨心轉の無表無く、色界の表業は無表を發さゞるをもて、是の故に隨心轉の無表有ることを得るなり」と。復、說者有り「欲界の生得の能發業心は殷重、猛利なるが故に、所發の表は能く無表を起すも、色界の生得の能發業心は殷重・猛利に非らざるが故に、所發の表は無表を發すこと能はざるなり」と。復、說者有り「若し欲界に生ぜば定心無きが故に、不定心勝るが故に、所發の表は能く無表を發すも、若し色界に生ぜば定心有るが故に、不定心劣るが故に、所發の表は無表を發すこと能はざるなり」と。是くの如き等の諸の因緣を以つての故に、色界には必ず表に依る無表無く、欲界には定んで隨心の無表無きなり。

[九九] 問ふ、語に隨ふ響聲は是れ語業なりや不や。答ふ、彼れは語業に非らず。但、語と名くる聲のみ。語に由りて起るが故に。問ふ、簫笛等の聲は是れ語業なりや不や。答ふ、彼れは語業に非らず、但、語と名くる聲のみなり、風氣等に由りて起さるゝが故に。問ふ、諸の禽獸の聲は是れ語業なりや不や。有るが是の說を作す「彼れは語業に非らず、但、語と名くる聲のみ、彼れを聞くも了解すること能はざるが故に」と。有餘師の說く「彼れは是れ語業なり、人は彼の所說の義を了せずと雖も、而も彼の同類は互に相ひ領解し、又、禽獸の語を解するものゝ如きは、彼れ音聲を聞きて、所說を知るが故に」と。問ふ、諸の化の語は是れ語業なりや不や、有るが是の說を作す「彼れは是れ語業なり、心に由りて發するが故に」と。有餘師の說く「彼れは語業に非らず、但、語と名くる聲のみ、所

【九八】 欲界に隨心轉の無表無く、色界に表に依る無表無き所以に就きて。

【九九】 語の名を有するも、語業に非らざるものに就きて。これに四種あり、即ち
一、響聲、
二、簫笛等の聲、
三、禽獸の聲、
四、化語、
但し、後の二者は語業なりとする說もあり。

り。謂く欲界に生じ律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表を有し亦、此の無表をも得するもの、先に不善の身表を有して失せず此の無表をも得するもの、若しくは不律儀に住して現に不善の身表を有するものなり。

皆、前說の如し。

【本論】[九三](四)、有るは現在の不善の身表を成就するにも非らず亦、此の無表にも非らざるものあり。謂く、卵㲉に處するもの、若しくは胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表無きもの、設ひ先の不善の身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは[九四]色・無色界に生ずるものなり。

皆、前說の如し。

【本論】[九五]若し現在の有覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、現在の有覆無記の身の無表を成就するもの無きも、此の表を成就するものあり。謂く色界に生じて現に有覆無記の身表を有するものなり。

[九六]若し現在の無覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、現在の無覆無記の身の無表を成就するもの無きも、此の表を成就するものあり。謂く欲・色界に生じて現に無覆無記の身表を有するものなり。

[九七]前に廣く身の表と無表とを說けるが如く、是くの如く、語の表と無表とを廣說することも亦、爾り。

【九三】現在の不善の身表もその無表をも成就せざる場合―

【九四】上二界には不善無きを以つて成就すること無きなり。

【九五】現在の有覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。

【九六】現在の無覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。

【九七】以下、語表とその無表との成就關係に就きて。

表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身表無きもの、設ひ先に善の身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは色界に生じて定に在らず現に善の身表無きもの、若しくは無色界に生ずるものなり。

[八九] 若し現在の不善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。[九〇](一)、有るは現在の不善の身表を成就するも、此の無表に非らざるものあり。謂く、欲界に生じて律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表を有し此の無表を得せざるもの、設ひ先に不善の身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるものなり。

律儀に住すとは、三種の律儀に住するを謂ひ、此の無表を得せずとは猛利なる纏の所等起に非らざるが故なるを謂ふ、餘は皆、前說の如し。

【本論】[九一](二)、有るは現在の不善の身の無表を成就するも、此の表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて不律儀に住し現に不善の身表無きもの、若しくは律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表無く先に不善の身表を有せしも失せずして此の無表を得するものなり。

不律儀に住し現に不善の身表無きものとは、有るが是の說を作す「初刹那を除く」と。有るが說く、「初にも通ず、有るは但、語に由りてのみ、身の不律儀を發すものあるが故に」と。

【本論】[九二](三)、有るは現在の不善の身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあ

【八九】現在の不善の身表とその無表との成就關係に就きての四句分別——
【九〇】現在の不善の身表を成就し、その無表を成就せざる場合——

【九一】現在の不善の身無表を成就し、その身表を成就せざる場合——

【九二】現在の不善の身表とその無表とを成就する場合——

【本論】[八五]（二）有るは現在の善の身の無表を成就するも、此の表に非らざるものあり。謂く、欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして、正に定に在るもの、設ひ定に在らざるも現に善の身表無く、先に善の身表を有せしも失せずして而も此の無表を得するもの、若しくは別解脱律儀に住し現に善の身表無きもの、若しくは不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身表無く、先に善の身表を有せしも失せずして而も此の無表を得するもの、若しくは色界に生じて正に定に在るものなり。

若しくは別解脱律儀に住し現に善の身表無きものとは、有るが是の説を作す「此は第二刹那以後を説くなり」と。有るが是の説を作す「初刹那にも通ず」と、[八六]前に説けるが如きが故に。

【本論】[八七]（三）有るは現在の善の身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして、現に善の身表を有し亦、此の無表をも得するもの、先に善の身表を有し失せずして此の無表を得するもの、若しくは別解脱律儀に住し現に善の身表を有するもの、若しくは不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に善の身表を有して失せず、此の無表を得するものなり。

[八八]（四）有るは現在の善の身表を成就するにも非らず亦、此の無表にも非らざるものあり。謂く卵㲉に處するもの、及び胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せず定に在らずして現に善の身表無きもの、設ひ先に善の身

【八五】現在の善の身の無表を成就し、その身表を成就せざる場合――

【八六】前とは、前の現在の身無表を成就し、その身表は成就せざる場合の項を指す。

【八七】現在の善の身表とその無表とを成就する場合――

【八八】現在の善の身表もその無表をも成就せざる場合――

【本論】[八二]（四）有るは現在の身表を成就するにも非らず亦、此の無表にも非らざるものあり。謂く卵𣪊に處するもの、及び胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せず定に在らずして現に身表無く、設ひ先に身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは非律儀非不律儀に住し現に身表無く、設ひ先に身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは色界に生じて定に在らず現に身表無きもの、若しくは無色界に生ずるものなり。

此の中、定に在らずとは、現在の無表を成就せざることを顯はす。餘は前説の如し。

【本論】[八三]若し現在の善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし、[八四]（一）有るは現在の善の身表を成就するも此の無表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして現に善の身表を有し此の無表を得せざるもの、設ひ先に善の身表を有せしも失せずして此の無表を得せざるもの、若しくは不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身表を有し此の無表を得せざるもの、設ひ先に善の身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは色界に生じて現に善の身表を有するものなり。

此の中、若しくは色界に生じて現に善の身表を有するものとは、必ず現在の無表を成就せざるなり。必ず定に在らざるを以つての故に、餘は前説の如し。

【八二】現在の身表とその無表とを成就せざる場合——

【八三】以下現在の善の身表とその無表との成就關係に就きての四句分別。

【八四】現在の善の身表を成就し、その無表を成就せざる場合——

に在らざるも現に身表無く先に身表を有せしも失せずして此の無表を得するもの、若しくは別解脱律儀に住するもの及び不律儀に住するものにして現に身表無きもの、若しくは非律儀非不律儀に住するものにして現に身表無く先に身表を有せしも失せず此の無表を得するもの、若しくは色界に生じて正に定に在るものとなり。

此の中、正に定に在るものとは、無表有ることを顯し亦、表有ることを遮するなり。此の無表を得すとは、過去の身表が發す所の身の無表業が現在に隨轉すること有るを顯はす。若しくは別解脱律儀に住するもの及び不律儀に住するものにして現に身表無きものといふにつきて、有るが是の說を作す「此は第二刹那以後を說くなり、彼の初刹那には必ず表有るが故に」と。有るが是の說を作す「彼の初刹那も亦、是の所說なり。有るは現に身表無くして、不律儀を受くるが故に、及び、定中に在りて具戒を得するが故に」と。

【本論】[八二]（三）有るは現在の身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして現に身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に身表を有して失せず此の無表を得するもの、若しくは別解脱律儀に住するもの及び不律儀に住するものにして現に身表を有するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に身表を有し失せずして此の無表を得するものなり。

此の中、若しくは別解脱律儀に住するもの及び不律儀に住するものにして現に身表有るものとは、有るが是の說を作す「唯、初刹那のみを取る。以後の諸の刹那には身表無きが故に」と。有るが說く「亦、諸餘の刹那をも取る、後位に身表も亦、起り容きが故に」と。

【八二】現在の身表とその無表とを成就する場合——

(七七)問ふ、何が故に、未來の有覆・無覆無記の表業を成就するもの有ること無きや。答ふ、彼の成就と得との勢力が唯、爾るのみなればなり。但、能く同刹那の業のみを成就し、力の能く已滅と未至とを成ずるものなし。即ち彼の業が過去なれば得も亦、過去にして、彼の業が未來なれば、得も亦、未來、彼の業が現在なれば、得も亦現在なるなり。有るが説く「彼の業の習氣が堅牢ならざるが故なり。即ち去、來世を成就すること無しとは、善惡業の習氣が堅牢なるをもて、則ち能く去來の二世を成就するが如く、その如くには無記は爾らざるなり」と。

【本論】(七八)若し現在の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。(七九)(一)有るは現在の身表を成就するも、此の無表に非ざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして現に身表を有して此の無表を得せざるもの。*設ひ先に身表を有せしもを失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に身表を得し此の無表を得せざるもの、設ひ先に身表を有せしも失せずして而も此の無表を得せざるもの、若しくは色界に生じて現に身表を有するものなり。

此の中、欲界に生じて律儀に住するものとは、謂く靜慮と無漏との律儀に住するものなり。現に身表を有すとは、即ち爾の時の心が定に在らざると及び不眠等なることを顯はすなり。此の無表を得せずとは、過・現の表が、殷重なる信の所等起に非らず、猛利なる纒の所等起に非らざるが故に無表を發さざることを顯す。故に現在には無きなり。

【本論】(八〇)(二)有るは現在の身の無表を成就するも、此の表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして正に定に在るもの、設ひ定

【七七】 特に、未來の有覆・無覆無記の表業を成就せざる理由に就きて。

【七八】 以下現在の身表とその無表との成就關係に就きての四句分別。

【七九】 現在の身表を成就し、その無表を成就せざる場合。

※設ひ云云とは、現に身表を有して此の無表を得せずとするも、倘、過去の表の起せし無表を現に成就せざるやの疑ひあるをもて、玆に、設ひ先の(過去)の表を成就するも、其の表の發せし無表は之を成就せざることを明かにするにあり。以後、設ひ云云以下の句は、此に准じて考ふべし。

【八〇】 現在の身の無表を成就しその表を成就せざる場合。

[六九]若し未來の身表を成就するものなれば、彼は此の無表をも成就するや。答ふ、未來の身表を成就するもの無きも、此の無表を成就するものあり。謂く諸の聖者にして胎臟中に住するもの、[七〇]若しくは欲界に生じて已に色界の善心を得するもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者にして無色界に生ずるものなり。

[七一]問ふ、何が故に、未來の身・語表業を成就するもの無きや。答ふ、預め未來の表業を造るもの有ること無し、已生に非らざるが故に。若し未來の身・語表業を成就すれば、應に未だ業を造らざるに而も受用すること有るべけん。[七二]何が故に未來の無表を成就するやといふに、彼れは心*と倶に隨心をも修するが故なり。

【本論】[七三]若し未來の善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、未來の善の身表を成就するもの無きも、此の無表を成就するものあり。謂く諸の聖者にして胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて已に色界の善心を得せるもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者にして無色界に生ずるものなり。

[七四]若し未來の不善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、未來の不善の身表と及び此の無表とを成就するもの無し。

[七五]若し未來の有覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、未來の有覆無記の身表と及び此の無表とを成就するもの無し。

[七六]若し未來の無覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、未來の無覆無記の身表と及び此の無表とを成就するもの無し。

【六九】未來の身表と無表との成就關係に就きて。未來の表は成就せざるも、無表は成就することあり。
【七〇】若は大正本に無きも、三本宮本に由りて之れを補足せり。
【七一】未來の身語表を成就せざる理由に就きて。
【七二】未來の無表を成就する理由。
*心は、未來修を指す。
【七三】未來の善の身表とその無表との成就關係に就きて。
【七四】未來の不善の身表とその無表との成就關係に就きて。倶に成就するもの無し。
【七五】未來の有覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。倶に成就するもの無し。
【七六】未來の無覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。

[六三]問ふ、色界に生ずるものは、云何が過去の善の身表を成就するや。答ふ、佛、一時梵世に往至せしとき、梵衆の諸天が禮拜し旋遶し乃至彼の加行を未だ捨てざるより以來、過去の善の身表業を成就するが如し。

【本論】[六四]（四）有るは過去の善の身表を成就するにも非らず亦、此の無表にも非らざるものあり。謂く卵殼に處するもの、若しくは諸の異生にして胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて不律儀に住し及び非律儀非不律儀に住して先に善の身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは阿羅漢及び諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

[六五]若し過去の不善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、諸の過去の不善の身の無表を成就するもの、彼れは此の表を成就するなり。有るは過去の不善の身表を成就するも、此の無表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして、先に不善の身表を有して失せず、此の無表を得せざるものなり。

此の中の[六六]二說は前の如く應に知るべきなり。

【本論】[六七]若し過去の有覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、過去の有覆無記の身表及び此の無表を成就するもの無し。

[六八]若し過去の無覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表を成就するや。答ふ、過去の無覆無記の身表及び此の無表を成就するもの無し。

【六三】特に色界に生ずるものが過去の善の身表を成就する事例。

【六四】過去の善の身表とその無表とを成就せざる場合――

【六五】過去の不善の身表とその無表との成就關係に就きて。

【六六】二說とは同類の表無表に由ると、異類の表・無表に由るとの二說なり。尙、前の「不善身表とその無表との成就關係」の項を見よ。

【六七】過去の有覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。倶に成就せず。

【六八】過去の無覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。

【本論】[五六]（四）有るは過去の身表を成就するにも非らず、亦、此の無表にも非らざるものあり。謂く卵㲉に處するもの、若しくは異生にして胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し先に身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは[五七]阿羅漢及び諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

若し[五八]過去の善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。[五九]（一）有るは過去の善の身表を成就するも、此の無表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして先に善の身表を有して失せず、此の無表を得せざるものなり。[六〇]（二）有るは過去の善の身の無表を成就するも、此の表に非らざるものあり。謂く諸の聖者にして胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せずして先に善の身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは色界に生じて先に善の身表無きもの、設ひ有せしも失するもの、若しくは諸の學者にして無色界に生ずるものなり。[六一]（三）有るは過去の善の身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあり。謂く欲界に生じ律儀に住するも別解脱律儀を得せずして先に善の身表を有して失せず亦、此の無表をも得するもの、若しくは別解脱律儀に住するもの、若しく不律儀に住し及び非律儀非不律儀に住して先に善の身表を有して失せず亦、此の無表をも得するもの、若しくは色界に生じて先に善の身表を有して失せざるものなり。

若しくは別解脱律儀に住するものにつきて、此の中に[六二]二説あること前の如く應に知るべきたり。

【五六】過去の身表と無表とを成就せざる場合——

【五七】無色界に生ぜし阿羅漢は過去無漏のは得果の故に之れを捨し、更に又、無色に於ては、身表起らざるが故なり。

【五八】以下過去の善の身表とその無表との成就關係に就きての四句分別。

【五九】過去の善の身表を成就し過去の善の身の無表を成就せざる場合。

【六〇】過去の善の身の無表を成就し過去の善の身表を成就せざる場合——

【六一】過去の善の身表とその無表とを成就する場合——

【六二】二説とは根本によりて第二刹那以後なりと言ふ説と、加行をも入れて、第一刹那にても過去のを成就すと許すものとの二説なり。

じて先に身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは諸の學者にして無色界に生ずるものなり。

身表無き等は前に准じて應に知るべきなり。

[五三] 問ふ、若し諸の學者にして世俗道を以つて不還果を得し、曾て無漏律儀を現起せずして卽ち無色に生ずるもの、彼れは云何んが過去の身の無表業を成就するや。若し成就せざれば何が故に此の文に是くの如き說――若しくは諸の學者にして無色界に生ずるもの――を作すや。有るが是の說を作す「亦、有る學者には無色界に生ぜば過去の身の無表業を成就せざるものあるも、然も此の文中には但、成就するものに依りてのみ說く。是を以つて過無きなり」と。有餘師は說く「聖果を得し已れば必ず、勝果の聖道を起して現前するが故に、諸の學者にして無色界に生ずるものは必定して過去の身無表業を成就するなり」と。

【本論】[五四] (三)有るひは過去の身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脫律儀を得せずして先に身表を有して失せず亦、此の無表を得するもの、若しくは別解脫律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住するものにして先に身表を有して失せず亦、此の無表を得するもの、若しくは色界に生じて先に身表を有して失せざるものなり。

此の中、若しくは別解脫律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するものにつきて、[五五] 有るが說く「此の文は唯、第二刹那以後を說くなり、初刹那の頃には未だ過去の表無表有らざるが故に」と。有るが是の說を作す「卽ち初刹那も亦、過去の表・無表業を成就す、前の加行の業を彼れは成就するが故に」と。

【五三】特に學者が世俗道に由り不還果を得し無色に生ぜし場合の過去の無表の成就・不成就に就きて。 過去の得果以前の無漏の無表は得果の故に捨し、世俗道に由りて不還果を得せしをもて、無漏の無表なく、有漏の無表は無色に生ずるを以つて捨す。故に斯くの如き不還には無表無きに非らずやとなり。此れに對して、斯かる者には無表無しとする說と假使世俗道によりて得果するも得果し了れば、必ず聖道を起すが故に過去の無表を成就すとの二說あり。

【五四】過去の身表とその無表とを成就する場合。

【五五】有說の意は、第一刹那に於ては現在の身表及び無表を成就するも、過去及び未來のは成就せず、第二刹那に至りて始めて過去・及び現在のを成就するなり。(但し未來は成就せず、未來を成就するは、唯、無漏と靜慮との二律儀のみなり。)

惱のみなればなり。有餘師の說く「法性應に爾るべきなり。若し此の地の煩惱を起して現前し、還た能く此の地の異熟の相續を轉動せば、此の地の表業を發起す。諸の染汚の業は、必ず、自地の異熟の相續を以つて所依止と爲すをもて、欲界に生ずるものは、色界の異熟の相續を有し容べきに非らず。是の故に唯、色界の初靜慮中に生ずるもののみ、此の有覆無記の身語業を起し得べきなり」と。

【本論】[四八] 若し無覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、無覆無記の身の無表を成就するものは無きも、此の表を成就するものあり謂く、欲・色界に生じて現に無覆無記の身表を有するものなり。

中に於て、差別は理の如く應に知るべきなり。

[四九] 第三節　三世の身・語表業と身・語無表業との成就關係に就きて

【本論】[五〇] 若し過去の身表を成就するものなれば彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし、[五一]（一）有るは過去の身表を成就するも、此の無表に非らざるものあり。謂く欲界に生じ非律儀非不律儀に住して先に身表を有して失せず此の無表を得せざるものなり。

先に身表を有して失せずとは、謂く三緣の故なること前所說の如し。此の無表を得せずとは、謂く殷重なる信及び猛利なる纏の所等起に非らざるが故なり。

【本論】[五二]（二）有るは過去の身の無表を成就するも、此の表に非らざるものあり。謂く諸の聖者にして胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じ律儀に住するも別解脫律儀を得せずして先に身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは色界に生

【四八】無覆無記の身表とその無表との成就關係に就きて。

【四九】本節の機構は前節と全く同一なるも唯、之れを更に三世に配して論じたるが、その特色とする所なり。之れを發智の頌文よりせば「三世成」に當る。

【五〇】以下過去の身表とその無表との成就關係に關する四句分別。

【五一】過去の身表を成就し、無表を成就せざる場合。

【五二】過去の身無表を成就し此の表を成就せざる場合。

身表より、身の無表を發す是れを同類と名け、若し語表に由りて身の無表を發すものなれば、是れを異類と名くるなり。[四四]應に是の說を作すべし「唯、不善の身の無表のみを成就するもの有ること無きが故に、此は但、應に順後句を作すべきなり」と。所以は何ん、若し能く語を發して他を遣はして殺等をなさしめ此れに由りて身の無表を發得するものは、必ず亦、不善の身表をも成就す。必ず能く身手等を動かすを以つての故に。若し爾らざれば、前說の「善の身の無表を成就するも此の表は非らず」の中、亦、應に是の說を作すべきなり「若しくは不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして善の語言を以つて他を遣はして施等をなさしめ、此れに由りて善の身の無表を發得するものなり」と。前の善の中に於て既に此の說無し。故に知る言を發して他を遣はし施等をなさしめ、此れに由りて身の無表を發得するものは、必ず亦、能く身手等を動ずることを。故に此れに由りて善の身の表業を成就す。是の故に二處に皆、此の說無きなり。

【本論】[四五]若し有覆無記の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、有覆無記の身の無表を成就するもの無きも、此の表を成就するもの有り。謂く色界に生じて現に有覆無記の身表を有するものなり。

[四六]問ふ、何が故に欲界には有覆無記の身表無きや。答ふ、欲界の煩惱が能く等起と爲りて身語を發する者は、皆、是れ不善なり。唯、薩迦耶見と及び邊執見と彼れと相應する無明とは、是れ有覆無記なりと雖も、而も皆是れ見所斷なり。[四七]見所斷の心は能く身・語業を發すに非らず、內門に起り極めて微細なるを以つての故に。問ふ、若し欲界に生じて已に欲界の染を離るれば、初靜慮の煩惱を起して現前するに、何が故に、有覆無記の身語の表業を發さゞるや。答ふ、欲界中に生ずるものは唯、能く彼の等至の煩惱のみを起し、生の煩惱に非らさるに、諸の煩惱中身語業を發すものは唯、生の煩

【四四】特に不善の身の無表を成就するものは必ず不善の身表を成就する所以に就きて。

【四五】有覆無記の身表とその無表との成就關係。有覆無記の身表は有るも無表は無し。

【四六】特に欲界に有覆無記の身表無き理由に就きて。

【四七】特に見所斷心は身・語業を發起せざる理由。

纒の所起に非らざるが故なり。先に此の表を有して失せずとは、謂く前に說く三緣なり。餘は前說の如し。

[四二] 問ふ、何等の律儀に住して不善の身表を有するや。答ふ、三律儀に住するものは皆有することを得べきなり。問ふ、靜慮と無漏との律儀に住するものに、何等の不善の身表有りや。答ふ、有り。有情に於て捶打等の不善の身表を起すなり。

[四三] 問ふ、亦、應に不善の身の無表を成就するも、身表は非らざるもの有るべし。謂く他を遣して殺をなさしむる等なり。是くなれば則ち此の中に應に四句を作すべきに、何が故に順後句を作すや。有るが是の說を作す「應に四句を作すべきなり。(一)有るは不善の身表を成就するも此の無表は非らざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表を有し此の無表を得せざるもの、或ひは先に此の表を有して失せず此の無表を得せざるものなり。(二)有るは不善の身の無表を成就するも此の表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして他を遣はして殺等をなさしむるものなり。(三)有るは不善の身表及び此の無表を成就するものあり。謂く欲界に生じて不律儀に住するもの、若しくは律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に此の表を有して失せず亦、此の無表を得するものたり。(四)有るは不善の身表を成就するにも非らず亦、此の無表にも非らざるものあり。謂く卵殼に處するもの、若しくは諸の異生にして胎藏中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして不善の身表無きものと、設ひ有せしも而も失するものとの、此の無表を得せざるもの、若しくは色・無色界に生ずるものなり」と。應に是の說を作すべくして而かも說かざるは、應に知るべし、此の文は但、同類の表・無表にのみ依りて說き異類に依らざることを。謂く、

【四二】 特に律儀に住して不善の身表を有するものに就きて。

【四三】 特に不善の身表とその無表との成就關係に關する四句分別。

欲界に生じ律儀に律するも別解脱律儀を得せずして現に善の身表を有し亦、此の無表をも得するもの、或ひは先に此の表を有して失せず亦、此の無表をも得するもの、若しくは別解脱律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に此の表を有して失せずして亦、此の無表を得するもの、若しくは色界に生じて現に善の身表を有するもの、或ひは先に此の表を有して失せざるものなり。

此の中の一切の義は前説の如し。

【本論】[四〇]（四）、有るは善の身表を成就するにも非らず、亦、此の無表を成就するにも非らざるものあり。謂く卵縠に處するもの、若しくは諸の異生にして胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして善の身表無きもの、設ひ有せしも而も失せるもの、若しくは諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

[四一]若し不善の身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、諸の不善の身の無表を成就するものなれば、彼れは定んで此の表を成就す。有るは不善の身表を成就するも此の無表は非らざるものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に不善の身表を有し此の無表を得せざるもの、或ひは先に此の表を有して失せず此の無表を得せざるものなり。

現に不善の身表を有するものとは、謂く不眠等の故になり。此の無表を得せずとは、謂く猛利なる

【四〇】善の身表と善の無表とを成就せざる場合。

【四一】以下不善の身表とその無表との成就關係に就きて。

ざると、彼の地には色無きとの故なり。餘は前說の如し。

【本論】[三四]若し善の身表を成就するものならば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。[三五](一)、有るは善の身表を成就するも此の無表に非らざるものあり。謂く、欲界に生じて不律儀に住するもの及び非律儀非不律儀に住するものにして現に善の身表を有するも此の無表を得せざるもの、或ひは先に此の表を有し失せずして此の無表を得せざるものなり。

現に善の身表を有すとは、謂く不眠等の故になり。此の無表を得せずとは、謂く殷重なる信の所起に非らざるが故なり、或ひは先に此の表を有して失せずとは、謂く前に說く三緣の故なり。此の無表を得せずとは、謂く彼れは殷重なる信の所起に非らざるが故なり。[三六]問ふ、不律儀に住するものに何の善の身表有りや。答ふ、彼れも亦、父母・師長・佛・獨覺・諸の佛弟子等に於て供養し恭敬して善の表を起すが故なり。

【本論】[三七](二)、有るは善の身無表を成就するも、此の表を成就する非にらざるものあり。謂く、諸の聖者にして胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するも別解脫律儀を得せずして善の身表無きもの、設ひ有せしも而も失せるもの、若しくは色界に生じて善の身表無きもの、設ひ有せしも而も失せるもの、若しくは諸の聖者にして無色界に生ずるものなり。

此の中、律儀に住するものとは、靜慮と無漏との律儀に住するものを謂ひ、別解脫律儀を得せざるものとは、此の律儀に住せば定んで善の身の[三八]表をも成就するが故なるを謂ふ。餘は前說の如し。

【本論】[三九](三)、有るは善の身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあり。謂く

【三四】以下善の身表とその無表との成就關係に就きての四句分別。
【三五】善の身表を成就し善の身無表を成就せざる場合。
【三六】特に不律儀に住する者の有する善の表に就きて。
【三七】善の無表を成就し、善の身表を成就せざる場合。
【三八】諸本は、此の表を「無表」とするも、前後の文勢より推察するに、こは「表」の誤寫なり。
【三九】善の身表と無表とを成就する場合。

る而も失すとは、前説の如し。若し諸の聖者にして無色界に生ずるものとは、學は學の無表を成就し、無學は無學の無表を成就するをいふ。

【本論】[三一]（三）有るは身表を成就し亦、此の無表をも成就するものあり。謂く欲界に生じて律儀に住するも別解脱律儀を得せざるものにして、現に身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に此の表を有して失せず亦、此の無表をも得するもの、若しくは別解脱律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に身表を有し亦、此の無表を得するもの、或ひは先に身表を有して失せず亦、此の無表を得するもの、若しくは色界に生じて現に身表を有するもの、或ひは先に身表を有して失せざるものなり。

此の中、現に身表を有し亦、此の無表を得するもの等とは、謂く殷重なる信、或ひは猛利なる纏を以つて表を發し亦、無表を得するものなり。若しくは別解脱律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するものたれば彼れは、定んで身の表・無表を成就す。若しくは色界に生じて現に身表を有するものとは、加行を捨せずして表業を起すことを求むるものを謂ふ。餘は前説の如し。

【本論】[三二]（四）有るは身表を成就するにも非らず、亦、此の無表を成就するにも非らざるものあり。謂く卵殼に處するもの、若しくは諸の異生にして胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じ非律儀非不律儀に住して身表なきもの、設ひ有せしも而も失せるもの、若しくは諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

諸の異生類にして胎・卵中に住するものは、已に前生の表・無表業を失し、現に起すこと能はざること前の如く應に知るべきなり。[三三]無色界に生ずるものは、已に有漏を捨すると、未だ無漏を得せ

【三一】身表と身無表とを成就する場合。

【三二】身表と身無表とを成就せざる場合。

【三三】無色に生ぜし異生は、前に有せし有漏の無表を捨し、異生なるが故に無漏の無表無く、又、色無きが故に表業を起さざるなり。

應に四句を作すべし。[二八]（一）有るは身表を成就するも、此の無表に非らざるものあり。謂く欲界に生じて非律儀非不律儀に住し、現に身表を有して此の無表を得せざるもの、或ひは先に身表を有して失せず此の無表を得せざるものなり。

現に身表を有すとは、不眠・不酔・不悶にして加行を捨てず身表を起すことを求むるものなり。此の無表を得せずとは、謂く、殷重の信に非らず、猛利なる纏に非らざるをもて、身表を發すと雖も此の無表を得せざるなり。或ひは先に身表を有して失せずとは、謂く三縁の故に表業を捨せざるなり、一に意樂息まざるが故に、二に加行を捨せざるが故に、三に限られたる勢が未だ過ぎざるが故になり。此の無表を得せずとは、義、前説の如し。

【本論】[二九]（二）有るは身の無表を成就するも、此の表は非らざるものあり、謂く、諸の聖者にして[三〇]胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて、律儀に住するも別解脱律儀を得せずして身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは、色界に生じて身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは諸の聖者にして無色界に生ずるものなり。

此の中、聖者にして胎臓に住する時は表を起すこと能はず。前生の表業は已に失せり、但し靜慮と無漏との無表のみを成就す。律儀に住するものとは、謂く靜慮と無漏との律儀に住するものなり。身表無きものとは、謂く或ひは眠り或ひは酔ひ、或ひは悶し、諸の加行を捨し、表を起すことを求めざるが故なり。設ひ有せしも而も失するものとは、謂く三縁に由りて身・表業を捨するなり。一に意樂息むが故に、二に加行を捨するが故に、三に限られたる勢が過ぐるが故になり。若しくは色界に生じて身表無きものとは、謂く加行を捨して表を起すことを求めざるが故なり。設ひ有せし

無表總別，四性，成」に相當する段なり。
【二七】身表と身無表との成就關係に關する四句分別。
【二八】身表を成就し身無表を成就せざる場合。
【二九】身の無表を成就し身表を成就せざる場合。
【三〇】臓は大正本には藏とあるも、發智論によりて臓と改む。以下之に準ず。

摶の食・半摶手の衣を施すに至るに、こは衆同分を盡すまで無表斷ぜざるなり。或は有るは願を立つ、「若し三寶に於て先に供養せざれば終に先に食せず」と。彼れ日日に於て力の能ふ所に隨つて、下は僧に一器の食を施し、或ひは復た一足の地を塗掃するに至るに、こは衆同分を盡すまで無表は斷ぜざるなり。或ひは有るが願を立つ「毎年某日、諸の貧乏に施し、或ひは僧を供養せん」と。即ち少物を取りて以つて彼の用に供し、所餘の財を留めて以つて儲(たくはへ)の爲めに擬するに、衆同分を盡すまで無表は斷ぜざるなり。是くの如き等を是れ妙行と名くるなり。[二三]惡行とは、有るが願を立つるが如し、「我は當に日日彼の怨所に於て、諸の衰損を作すべく、若し作さざれば、終に先に食せず」と。即ち日日に於て下は一打、或ひは一の惡言・訶罵・毀辱に至るに、こは衆同分を盡すまで無表は斷ぜざるなり、是くの如き等は是れを惡行と名くるなり。

[二四]或ひは、有るが、諸佛の形像・窣堵波等諸の供養の具を造作し、三藏所攝の正法を書寫し、聖僧の像を造り、僧伽藍を建て、衣藥・諸の資身の具を給施し、[二五]福舍を安立し、樹林を種殖し、井・橋・船・階・道・處等を造る此の諸の表業が發す所の無表は、具さに三緣に由り相續して斷ぜざるなり。一には意樂に由り、二には所依に由り、三には事物に由る。意樂に由るとは、彼の事を緣じて深く歡喜を生じ、意樂息まざるを謂ひ、所依に由るとは、所依身の同分が相續して命未だ終らざる位を謂ひ、事物に由るとは、修建せし所の佛像等の事が、未だ都べて壞滅せざるを謂ふ。是くの如き三緣は隨つて一種を闕けば、前の所發に由る無表は便ち斷ずるなり。是れを妙行と名く。惡行とは、謂く、罟・網・刀・箭等の事を造るなり。應に前說に准ずべし。

是れを所說の表・無表業の略毘婆沙と謂ふなり。

[二六]第二節　身表業と身無表業との成就關係に就きて

【本論】[二七]若し身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。答ふ、

即ち有情の身體をいひ、無根の法とは、根を有せざるもの即ち非情をいふ。

【一八】以下表・無表を有する業に就きて。

【一九】特に七業道に於ける表・無表の有無に就きて。

【二〇】處中所攝の妙・惡行の無表は三因緣に由りて斷ず。

【二一】五年會(Pañcavārṣika)とは、五年目毎に四方の僧衆を請じて大齋會を設くるをいひ、即ち是の如きを亦、無遮の大會ともいふ。

【二二】處中の妙行にして盡壽、無表斷ぜざるものに就きて。

【二三】處中の惡行にして盡壽、無表斷ぜざるものに就きて。

【二四】三緣に由りて斷ぜざる妙惡業の無表に就きて。

【二五】福舍とは、又、義舍ともいひ貧民或ひは旅行者の爲めに飲食物を與ふる所にして、阿育王の時以來盛になりし佛教の社會的施設の一機關なり。

【二六】本節は以下身表業と身無表業との成就關係を明すに當りて、先づその總論として、身表とその無表との成就關係を四句分別によりて示し、更に各論として之れを、善・不善・有覆・無覆の四性に當て嵌めて夫夫の場合を明すをその目的とす。

因みにこは發智の頌文の「表・

或ひは究竟する時、表已に息めば、則ち唯、無表のみ有り。若し欲邪行なれば表も亦、定んで・有り。加行位には決定して表有るも無表は定まらざること前說の如し、後起の位には定んで無表有るも、表は則ち定まらず、若し作せば則ち有るも作さざれば則ち無し」と。當に知るべし、此は散心の所作を說くものなることを。

若し、支分に隨へば、定なると散なるとの差別に表・無表有ること理の如く應に思ふべきなり。

二〇
彼の非律儀非不律儀所攝の妙行・惡行は、三因緣に由りてその無表斷ぜざるなり。一に意樂息まざるに由り、二に加行を捨せざるに由り、三に限られたる勢、未だ過ぎざるに由る。意樂息まざると、加行捨せざるとに由るとは、佛像・窣堵波等に淳淨心を起し、恭敬し供養するが如し、所發の無表は初刹那より乃し意樂未だ息まず、或ひは加行未だ捨せざるに至るまで已來相續して斷ぜざるも、若し意樂が息み、及び加行を捨せば、無表は便ち斷ず。限られたる勢が未だ過ぎざるとは、謂く淳淨心、及び猛利なる纒の作す所の善惡が彼の勢力に隨ふとき、無表斷ぜざるなり。猛利なる纒が多くの蟻を殺捃するとき、發す所の無表は盡形に相續するが如く、淳淨心の所作も亦、爾り。謂く人有り、殷重なる信を起して修營し供具し、衆僧に奉施し、燒香し散花し種々に供養し、或ひは佛の說く是くの如き日月、[一二]五年會等に於て、諸の衆僧を請ひ、種種に供養し淳淨心を起して、身・語業を發し乃至意樂未だ息まず、或ひは加行未だ捨せざるときは無表斷せざるも、若し意樂息み、及び加行を捨せば、無表は便ち斷ずるが如し。餘の處中の行を廣く說くことも亦、爾り。[一三]復た處中の妙行・惡行にして衆同分を盡すまで無表の斷ぜざるもの有り。妙行とは、有るが願を立つるが如し、「若し諸佛の形像・窣堵波等を供養せざれば終に先に食せず」と。彼れ日日に於て力の能ふ所に隨つて、下は一花一香の供養に至るに、これ衆同分を盡すまで無表斷ぜざるなり。或ひは有るは願を立つ、「若し他に資具、命緣を施さざれば、終に先に食せず」と。彼れ日日に於て力の能ふ所に隨つて、下は他に一

間業を造れり。(十誦律三六、大正・二三、頁二六〇下)。

【一二】起は大正本に得とあるも、今、三本・宮本に從つて起と改む。

【一三】佛、羅閱城(Rājagṛha)迦蘭陀竹園(Veṇuvana-Kalandakanivāpa)に於いて、千二百五十人の弟子と共に安居せり。時に佛、脊痛を惱みしを以つて舍利弗が佛陀に代りて說法せり。時に目連は王舍城に行乞に出でしに杖髻外道の爲めに襲擊され、骨肉爛盡して、酷痛稱計すべからず、遂に神足によりて精舍に歸り、舍利弗に我れ今、入涅槃せんと欲すと云へり。卽ち杖髻外道は、阿羅漢たる目連を殺せしが故に殺阿羅漢の無間業を犯せしなり。增一阿含第十八卷(大正・二、頁六三九上)參照。

【一四】**譬喩者が表・無表實有說に爲したる論難に對する釋通。**

【一五】所餘云云とは、長・短・方・圓・正・不正・高・下・雲・烟・塵・霧の十二色をいふ。

【一六】空界の色とは隣礙色をいひ、間隙を指す。詳しくは婆沙七五卷(毘曇部十、頁二八五參照)。

【一七】有根の法とは、玆にては根を有するものとの義にて

に、同じく青等を以て責むべからざることを。然るに諸の色處に總じて四種有り、一に、有る色處は唯顯のみ了すべくして形に非らざるものあり。二に有る色處は唯、形のみ了すべくして顯に非らざるものなり。三に有る色處は顯と形と倶に了すべきものあり。四に有る色處は顯形倶に了すべからざるものあり。顯は了すべくして形に非らざるものとは、謂く青・黃・赤・白・影・光・明・闇なり。形は了すべくして顯に非らざるものとは、謂く身表色なり。顯と形と倶に了すべきものとは、[一五]所餘の若しくは顯、若しくは形の、倶に色と了すべきものなり。顯と形と倶に了すべからざるものとは、謂く[一六]空界の色なり。又、所說の如き、「若し身搖動して善惡の性を成ぜば、花・劍等の動は何ぞ爾らざるや」とは、此れも亦、爾らず。[一七]有根の法は異り、無根の法は異なればなり。身は是れ有情數の攝なるをもて、心の運動に由りて能く善・惡の心・心所法有ることを表はすも、花・劍等は爾らず。故に、表・無表は決定して實有なり。然も表・無表が身に依りて起るとき、有るは一分に依るものあり、彈指・擧足等の如く、一分が動轉して善・惡業を作すをいふ。有るは具分に依るものあり、佛を禮し、怨等を逐ふが如く、身を擧げて運動して善・惡業を作すをいふ。此の中、所依の身の極微の數量に隨つて表業も亦、爾り。表の數量の如く無表も亦、爾るなり。

[一八]問ふ、彼彼の業に隨つて、若し表有れば、即ち無表有りや。若し無表有れば、即ち表有りや。[一九]或ひは說者有り、「七根本業道には決定して具さに表と無表と有り。加行と後起とには、表業は定んで有るも無表は定まらず。唯、猛利なる纒と及び殷重なる信との所作は無表を發すも、餘は非らず」と。有るが說く、「七根本業道には無表は定んで有るも、表は則ち定まらず。若し自から作せば、表有るも、若し他を遣して作せば唯、無表のみを得す。加行と後起とは前說の如し」と。評して曰く、「應に是の說を作すべし、欲邪行を除く餘の根本業道には、無表は定んで有るも、表は則ち定まらず、若し自から作し、即時に究竟するものなれば、彼れには表業有るも、若し他を遣して作すか、

若心意識非色。不可見無對。是名意內入處。……色外入處若色四大造。可見有對。是名色是外入處。……若聲四大造、不可見有對。如聲・香・味亦如是……法外入處者十一入所不攝。不可見無對、是名法外入處」(大正二、頁九一下)

【八】種は大正本に無きも、三本・宮本に從つて、之れを補へり。

【九】有見(Sanidarśana)とは可見的、無見。(Anidarśana)とは不可見的といふ程の義にして、十八界中、顯形色なる色界のみ有見にして他の十七界は無見なり。有對(Sapratigha)とは障礙・拘礙有るものとの謂ひにして、無對(Apratigha)とは爾らざるものを言ふ。尙精しくは婆沙七五—六卷(毘曇部十、頁二九二—八)を往見せよ。

【一〇】表・無表業實有の論證。

【一一】提婆達多は未生怨太子の處に至り、汝父を殺して新王となれ、我れ佛を殺して新佛とならんと、そそのかせしを以つて、未生怨は遂に父を幽閉す。夫人食を送る。未生怨は夫人の入るを禁じ且つ王の脚底を削りて窓外に向つて佛を拜禮するを得ざらしめ、遂に死に到らしめて殺父の無

の性を成ずるや。若し搖動に因りて善・惡の性を成ずとせば、花・劍等の動は何が故に爾らざるや」と。是くの如き譬喩者の意を止めて自の所宗の表・無表業は皆、是れ實有なることを顯はさんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[五]若し諸の表業に實の體無ければ、則ち契經と相違す。契經に言ふが如し「愚夫の希欲を說きて名けて愛と爲し、愛の發する所の表を說きて名けて業と爲す」と。又、契經に言く「夜に在りては、尋伺は猶し煙の起るが如く、且つ身・語を動ずること猶し焰を發するが如し」と。

[六]若し無表業に實の體無くんば、則ち亦、契經と相違す。[七]契經に說くが如し、「色に[八]三種有りて一切の色を攝す。有る色は[九]有見・有對なり、有る色は無見・有對なり、有る色は無見・無對なり」と。若し無表色無くんば、則ち應に三種を建立すること有ること無かるべし、第三無きが故に。

[一〇]又若し表・無表色を撥無せば、[一一]吠題呬字未生怨王（Ajātaśatru Vaidehiputra）は應に父を害する無間業に觸れざるべし。謂く、表を發す位には父の命猶存し、父の命終る時には、表業已に謝すればなり。先の表力が後の無表を[一二]起すに由るが故に、未生怨は無間業に觸るゝなり。又、彼の[一三]杖髻出家外道も亦、應に應供を害する無間業に觸れざるべけん。謂く、表を發す位には目連（Mahāmaudgalyayāna）の命は猶存し、目連の涅槃する時には、表業は已に謝するも、先の表力が後の無表を起すに由るが故に、彼の外道は無間業に觸るゝなり。又、若し表・無表業を撥無せば、應に三品の異り有ることを建立すること無かるべし。謂く、律儀品に住するもの、不律儀品に住するもの、非律儀非不律儀品に住するものなり。

[一四]然して彼の言ふ所の、「此の表・無表の體が若し是れ色なれば、青・黃・赤・白のうち是れを何と爲すや」の此の責は、然らず。顯色の外に別に色無きに非らざるが故に。當に知るべし、身表は是れ形にして顯に非らず。語表は是れ聲にして亦、顯色に非らず。二種の無表は、法處の色の攝なるが故

て之れを善惡・有覆・無覆の四性に分ちて、その成就關係を明すをいひ、之れを更に三世に配して論じたるが次の「三世成」に當る。「業果界是非」とは四界の業と四界の法との因果關係を論究せるものにして、「有漏等」とは有漏・無漏業と有漏無漏法との因果關係を明すをいひ、「學等」とは三學業と三學法との因果關係を論ずるをいひ、「身戒與心慧總別修不修」とは身戒・心・慧の修・不修に關する論究を指し、「戒類三世成」とは同一種類の戒の三世に於ける成就關係を明せるものなり。

【四】論題提起の因由としての、譬喩者の表無表無實體說に對する評破、因みに、俱舍十三に由れば、經部も表・無表無實體說を主張せり。

【五】表業實有の經證、

【六】無表業實有の經證、

【七】茲に引用ざるる契經と全同なるものを見出し兼ねるをもて、之れと同じ內容を說ける雜阿含第十三卷の文句を參考迄に揭げ置かん。「眼是內入處、四大所造淨色、不可見有對。耳・鼻・舌・身內入處、亦如是說……意內入處者、

巻の第百二十二（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、表・無表納息第四之一）

第四章　表業無表業に關する論究[一]

第一節　特に表業無表業の實有に就きて[二]

【本論】若し身表を成就するものなれば、彼れは此の無表をも成就するや。

是くの如き等の[三]章及び解章の義、既に領會し已りぬ。次に應に廣く釋すべし。

問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他の宗を止め、己が義を顯はさんが爲めの故なり。謂く、譬喩者は說く、「表、無表業には實の體性無し。所以は何ん。若し表業が是れ實なれば、之れに依つて無表をして有ならしむることを得べきも、然も、表業は無實なるをもて、云何んが能く無表を發して有ならしむるや。且つ表業すら尚、無し、無表は云何んが有らんや。而も有りと言ふは、是れ對法諸師の矯妄の言のみ。譬へば人、遇ゝ美女を見、染して近かんが爲めの故に語りて言く、汝は人服を解去すべし、吾れ汝に天衣を衣せんと。女聞き歡喜して、言の如くに解を爲せり。彼の人卽ち前みて種々に摩觸し、心意を恣まゝにし已りて語りて言く、天衣を已に汝が爲めに著せりと。女の言く、我れ今體は露なること是くの如し、寧ろ死するも露はさず、天衣は何に在りや。彼れ之に答へて、天服は微妙にして唯、我のみ之を見るも汝の能く見るところに非らずと言ふが如し。是くの如く愚人には本より天衣無し。況んや他の爲めに著することを得んや。諸の對法者の所說も亦、爾り。本より表業無し。況んや表に依つて起さるゝ無表有らんや。故に對法者は妄に此の論を興すなり。又、表・無表が若し是れ色ならば、青・黄・赤・白のうち是れ何れと爲すや。復、云何んが善・不善

【一】本章は身・語の表業と身・語の無表業、及び靜慮・無漏の律儀に關する諸問題の論究をその課題とす。而してその內容は註三に顯はれしもの以外に、（一）表・無表の實有論・（二）近事と五學處論・（三）七衆と別解脫律儀、（四）近事と五學處、（五）近事律儀の得し方、（六）近住律儀等の問題を取扱へるなり。

【二】次節に於いて、表・無表の成就關係を明かにするに先ちて、表・無表無實體論を主張する譬喩者の異執を破折して表・無表の實有なることを經證及び理證によりて論證し、次に如何なる業が、表・無表を有するや、表・無表の得・捨の理由如何等の問題に就きて細論せんとするが本節の內容なり。

【三】章及び解章の義とは、發智論の頌文の「表無表、總別、四性三世、成、業果界、是非、有漏等、學等、身、戒與心慧、總別修、不修、戒類、三世成、此章願具說」を指す、中に就いて、「表・無表總別四性成」とは、表業と無表業との成就關係を先づ總括的に示し更に別論とし

きなり。

謂く、[20]諸の聖者の若し欲界に生ずるものにして未だ欲界の染を離れざるものなれば、彼れは欲界繫の三業と[21]色界繫の二業と無色界繫の一業と、不繫の學の業とを成就し、彼れ命終して[22]欲界に生ず。若し已に欲界の染を離るゝも未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは欲界繫の二業と、色界繫の三業と無色界繫の一業と不繫の學の業とを成就し、彼れ命終して色界に生ず。若し已に無色界の善心を得し未だ色界の染を離れざるものなれば、彼れは、欲界繫の二業と色界繫の三業と、無色界繫の二業と不繫の學の業とを成就し、彼れ命終して亦、色界に生ずるなり。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざるものなれば、彼れは欲界繫の二業と色界繫の二業と無色界繫の二業と不繫の學の業とを成就し、彼れ命終して無色界に生ず。若し已に無色界の染を離るれば、彼れは欲界繫の二業と色界繫の二業と無色界繫の一業と不繫の無學の業とを成就し、彼れ命終せば[23]生處無し。[24]若し諸の聖者の色界に生ずるものにして、未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは、欲界繫の一業と色界繫の三業と無色界繫の一業と不繫の學の業とを成就し、彼れ命終せば、色界に生ず。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざれば、彼れは欲界繫の一業と色界繫の三業と無色界繫の二業と不繫の學の業とを成就し、彼れ命終せば亦、色界に生ず。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざるものなれば、彼れは欲界繫の一業と色界繫の二業と無色界繫の[25]二業と不繫の學の業とを成就し、彼れ命終せば無色界に生ず。若し已に無色界の染を離るゝものなれば、彼れは欲界繫の一業と色界繫の[26]二業と無色界繫の一業と不繫の無學の業とを成就し、彼れ命終せば生處無し。此れに由るが故に、四業を成就するものは、彼れ命終せば、或ひは欲界に生じ、或ひは色界に生じ、或ひは無色界に生じ、或ひは生處無しと說くなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十一

【二〇】欲界に生ずるものにして四業を成就するものの生處に就きて。

【二一】色界繫の二業とは色界繫の染汚業と、善業とをいふ。未だ色染を離れざるが故に、染汚業を有し聖者なるが故に、定俱戒の無表なる善業を有するなり。

【二二】欲界に生ずる所以は未だ欲染を離れざるが故なり。

【二三】生處無しとは既に三界の惑を全斷せるをもつて後有を受けず、無餘涅槃に入るを以つてなり。

【二四】色界に生ずるものにして四業を成就するものの生處に就きて。

【二五】二は大正本に一とあるも、三本宮本によりて二と改む。即ち既に無色界の善心を得するも未だ無色染を離れざるものなれば、無色の善と染汚との二業を成就すればなり。

【二六】二は大正本に一とあるも三本宮本によりて二と改む。即ち、色界に生ずるものにして無色染を離るるものなるが故に色界の善と無記との二業を成就するを以つてなり。

諸の、不繫の業を成就するものなれば、彼れは定んで無色界繫の業を成就す。

謂く、[一〇四]諸の聖者の欲・色界に生ずるものにして、若し未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは不繫の學の業と無色界繫の一業とを成就す、若し已に無色界の善心を得するも未だ無色界の染を離れざるものなれば、彼れは不繫の學の業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離るゝものなれば、彼れは不繫の無學の業と無色界繫の一業とを成就す。[一〇五]若し諸の聖者にして無色界に生ずるものにして未だ無色界の染を離れずして異熟生心を起すものなれば、彼れは不繫の學の業と無色界繫の三業とを成就す。若し異熟生心を起さゞるものなれば、彼れは、不繫の學の業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離れて異熟生心を起すものなれば、彼れは不繫の無學の業と無色界繫の二業とを成就す。若し異熟生心を起さゞるものなれば彼れは不繫の無學の業と無色界繫の一業とを成就するなり。

【本論】[一〇六]有るは無色界繫の業を成就するも、不繫の業を成就するに非らざるものあり。謂く諸の異生なり。

若し[一〇七]欲・色界に生じ未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは、無色界繫の一業を成就す。若し已に無色界の善心を得するものなれば彼れは無色界繫の二業を成就す。[一〇八]若し諸の異生にして無色界に生ずるものにして、若し異熟生心を起すものなれば、彼れは無色界繫の三業を成就す。若し異熟生心を起さゞるものなれば、彼れは無色界繫の二業を成就するなり。

第十六節[一〇九]　三界繫と不繫との四業を成就するもの〻生處に就きて

【本論】若し欲界・色界・無色界繫と不繫との業を成就するものなれば、彼れは命終して何處に生ずるや。答ふ、或ひは欲界、或ひは色界、或ひは無色界、或ひは生處無

【一〇四】欲・色界に生ずる聖者の無色界業と不繫業との成就に就きて。

【一〇五】無色界に生ずる聖者の無色界業と不繫との成就に就きて。

【一〇六】特に無色界業を成就し不繫業を成就せざる場合。

【一〇七】欲、色界に生じて不繫業を成就せざるものの成熟する無色界業に就きて。

【一〇八】無色界に生じて不繫業を成就せざるものの成就する無色界業に就きて。

【一〇九】本節は前節に於いて三界繫業と不繫業との成就關係を明にしたるに因みて、その四業を成就するもの即ち欲・色界の聖者が死して何處に生ずるやを論究せんとする段にして之れを發智の頌文に當嵌れば「命終受生處」に當るなり。

業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざるものなれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざるものなれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離るゝものなれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の一業とを成就するなり。

【本論】[一〇一]有るは無色界繫の業を成就するも、色界繫の業を成就するに非らざるものあり。謂く、諸の有情の無色界に生ずるものなり。

謂く彼の界に生ずるものにして若し未だ無色界の染を離れずして異熟生心を起すものなれば、彼れは無色界繫の三業を成就す。若し異熟生心を起さゞるものなれば、彼れは無色界繫の二業を成就す。若し已に無色界の染を離れ、異熟生心を起すものなれば、彼れは無色界繫の二業を成就し、若し異熟生心を起さゞるものなれば、彼れは無色界繫の一業を成就するなり。

【本論】[一〇二]若し色界繫の業を成就するものなれば、彼れは不繫の業を成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは色界繫の業を成就するも不繫の業は非らざるものあり。謂く、諸の異生にして欲、色界に生ずるものなり。(二)有るは不繫の業を成就するも、色界繫の業は非らざるものあり。謂く諸の聖者にして無色界に生ずるものなり。(三)有るは色界繫の業をも成就し亦、不繫の業をも成就するものあり。謂く、諸の聖者にして欲・色界に生ずるものなり。(四)有るは色界繫の業を成就するにも非らず、亦、不繫の業にも非らざるものあり。謂く、諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

[一〇三]若し無色界繫の業を成就するものなれば、彼れは不繫の業をも成就するや。答ふ、

【一〇一】特に無色界業を成就し色界業を成就せざる場合。

【一〇二】色界繫業と不繫業との成就關係に關する四句分別。

【一〇三】以下無色界繫業と不繫業との成就關係。

彼を捨するが故に。

【本論】[96]若し欲界繫の業を成就するものなれば、彼れは、不繫の業をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは欲界繫の業を成就するも、不繫の業は非らざるものあり。謂く、諸の異生にして欲・[97]色界に生ずるものなり。(二)有るは不繫の業を成就するも欲界繫の業は非らざるものあり。諸の聖者にして無色界に生ずるものなり、(三)有るは欲界繫の業を成就し亦、不繫の業をも成就するものあり。謂く諸の聖者にして欲・色界に生ずるものなり。(四)有るは欲界繫の業を成就するにも非らず。亦不繫の業にも非らざるものあり。謂く、諸の異生にして無色界に生ずるものなり。

[98]若し色界繫の業を成就するものなれば、彼れは 無色界繫の業をも成就するや。答ふ、諸の色界繫の業を成就するものなれば、彼れは定んで無色界繫の業をも成就するなり。

謂く、[99]欲界に生ずるものにして、若し未だ色界の善心を得せざるものなれば、彼れは色界繫の一業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に色界の善心を得するも未だ欲界の染を離れざるものなれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に欲界の染を離るゝも未だ無色界の善心を得せざれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざるものなれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離るゝものなれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。[100]若し色界に生ずるものにして未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは色界繫の三

【九六】欲界繫の業と不繫の業との成就關係に關する四句分別。

【九七】異生なるが故に不繫の無漏業なく、色界に生ずるも欲界繫の無記業を成就することを得ればなり。

【九八】以下色界繫の業と無色界繫の業とのと成就關係に就き

【九九】欲界に生ずるものの色界業と無色界業との成就に就きて。

【一〇〇】色界に生ずるものの色界業と無色界業との成就に就きて。

二業とを成就するなり。

【本論】[九〇]若し欲界繫の業を成就するものなれば、彼れは無色界繫の業をも成就するや。答ふ、諸の欲界繫の業を成就するものなれば、彼れは[九一]定んで無色界繫の業を成就す。

謂く[九二]欲界に生ずるものにして、若し斷善根なれば、彼れは欲界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。若し不斷善根なるも未だ欲界の染を離れざれば、彼れは欲界繫の三業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に欲界の染を離るゝも未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは欲界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ無色界の染を離れざるものなれば、彼れは欲界繫の二業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離るゝものなれば彼れは欲界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。[九三]若し色界に生ずるものにして未だ無色界の善心を得せざれば彼れは欲界繫の一業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ無色界の染を離れざるものなれば、彼れは欲界繫の一業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離るゝものなれば、彼れは欲界繫の一業と無色界繫の一業とを成就するなり。

【本論】[九四]有るは無色界繫の業を成就するも、欲界繫の業は非らざるものあり。謂く無色界に生ずる補特伽羅なり。

謂く彼の界に生ずるものにして若し未だ彼の界の染を離れずして異熟生心を起すものなれば、彼れは無色界繫の[九五]三業を成就す。若し異熟生心を起さゞれば、彼れは無色界繫の二業を成就す。若し已に無色界の染を離れて異熟生心を起すものなれば、彼れは無色界繫の二業を成就す。若し異熟生心を起さゞるものなれば、彼れは無色界繫の一業を成就す。倶に、欲界繫の業を成就せず、已に

【九〇】以下欲界繫業と無色界繫業の成就關係に就きて。
【九一】「定んで」は大正本に無きも、發智論より補へり。
【九二】以下欲界に生ずるものの欲界業と無色界業との成就關係。
【九三】色界に生ずるものの欲界業と無色界業との成就關係。
【九四】特に無色界業を成就し欲界業を成就せざる場合。
【九五】三業とは善と染汚と異熟生の無覆無記との三業なり。

す。已に善根を斷ぜるが故にと、已に彼の善を捨するが故にとなり。

【本論】[八四]若し欲界繫の善業を成就するものなれば、彼れは色・無色界繫の善業を成就するや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは欲界繫の善業を成就するも、色・無色繫の善業は非らざるものあり。謂く、欲界に生ずる不斷善根のもの、未だ色界の善心を得せざるものなり。(二)有るは色・無色界繫の善業を成就するも、欲界繫の善業は非らざるものあり。謂く色界に生じて、無色界の善心を得するものなり。(三)有るは欲界繫の善業を成就し亦、色・無色界繫の善業をも成就するものあり。謂く欲界に生じて無色界の善心を得するものなり。(四)有るは、欲界繫の善業を成就するにも非らず亦、色・無色界繫の善業にも非らざるものあり。謂く、斷善根の補特伽羅なり。

[八五]若し欲界繫の業を成就するものなれば、彼れは色界繫の業をも成就するや。答ふ、是くの如し。設し色界繫の業を成就するものなれば、彼れは欲界繫の業をも成就するや。答ふ、是くの如し。

謂く、[八六]欲界に生ずるものにして若し斷善根なれば、彼れは[八七]欲界繫の二業と色界繫の一業とを成就し、若し不斷善なるも、而も未だ色界の善心を得せざるものなれば、彼れは欲界繫の三業と色界繫の一業とを成就す。若し已に色界の善心を得するも未だ欲界の染を離れざれば、彼れは欲界繫の三業と色界繫の二業とを成就す。若し已に欲界の染を離るゝも未だ色界の染を離れざれば、彼れは欲界繫の二業と色界繫の三業とを成就す。若し已に色界の染を離るれば彼れは欲界繫の二業と色界繫の二業とを成就す。[八八]若し色界に生ずるものにして未だ色界の染を離れざれば、彼れは[八九]欲界繫の一業と色界繫の三業とを成就す。若し已に色界の染を離るれば、彼れは欲界繫の一業と色界繫の

【八四】 欲界繫の善業と、色・無色界繫の善業との成就關係に關する四句分別。

【八五】 欲界繫業と色界繫業との成就關係に就きて。

【八六】 欲界に生ずるものの欲界業と色界業との成就に就きて。

【八七】 欲界繫の二業とは欲界繫の無記と染汚との二業をいふ。

【八八】 色界に生ずるものの欲界業と色界業との成就に就きて。

【八九】 玆に欲界繫の一業とは定力によりて引起されし欲界の化語等の無記業をいひ、欲界の善業は既に捨せるが故に成就せざるなり。

彼れは色界繫の二業――謂く善と無覆無記となり――と、無色界繫の一業――謂く善なり――とを成就するなり。

【本論】[八〇]若し欲界繫の善業を成就するものなれば、彼れは色・無色界繫の業を成就するや。答ふ、諸の、欲界繫の善業を成就するものなれば、彼れは定んで色・無色界繫の業を成就す。

有るは色・無色界繫の業を成就するも、欲界繫の善業は非らざるものあり。謂く斷善根の補特伽羅、若しくは色界に生ずるものなり。

謂く[八一]若し欲界の善業を成就するも未だ色界の善心を得せざれば、彼れは色・無色界繫の一業を成就し、若し已に色界の善心を得するも未だ欲界の染を離れざれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に欲界の染を離るゝも未だ無色界の善心を得せざれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の二業を成就し及び無色界繫の二業を成就す。若し已に無色界の染を離るれば、彼れは色界繫の二業を成就し及び無色界繫の一業を成就す。

[八二]若し斷善根なれば彼れは色・無色界繫の一業を成就す。

[八三]若しくは色界に生ずるも未だ無色界の善心を得せざれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の一業とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の三業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の二業とを成就す。若し已に無色界の染を離るれば、彼れは色界繫の二業と無色界繫の一業とを成就す。前の斷善根と此の色界に生ずるものとは倶に、欲界繫の善業を成就せ

【八〇】以下欲界繫の善業と色・無色界繫の業との成就關係。

【八一】欲界の善業を成就するものの成就する上二界の業に就きて――

【八二】欲界の善業を成就せざる斷善根者の成就する上二界の業に就きて。

【八三】欲界の善業を成就せざる色界に生ずるものの成就する上二界の業に就きて。

[七四]謂く、欲界に生ずるものにして若し斷善根なれば、彼れは定んで不善業と及び色・無色界繫の一業とを成就す。謂く染汚業なり。[七五]不斷善根にして未だ色界の善心を得せざるものも亦、爾り。若し已に色界の善心を得するも未だ欲界の染を離れざれば、彼れは不善業と及び色界繫の二業――謂く善と染汚となり――と、無色界繫の一業――謂く染汚なり――とを成就す。

【本論】[七六]有るは色・無色界繫の業を成就するも、不善業は非らざるものあり。謂く、欲界に生じて已に欲界の染を離るるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

謂く[七七]欲界に生ずるものにして已に欲界の染を離るゝも、若し未だ無色界の善心を得せざるものなれば、彼れは色界繫の三業――謂く善と染汚と[七八]無覆無記となり――と、無色界繫の一業――謂く染汚なり――とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざれば、彼れは、色界繫の三業――謂く善と染汚と無覆無記なり――と、無色界繫の二業――謂く善と染汚となり――とを成就す。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざれば彼れは、色界繫の二業――謂く善と無覆無記となり――と、無色界繫の二業――謂く善と染汚となり――とを成就す。若し已に無色界の染を離るれば、彼れは色界繫の二業――謂く善と無覆無記となり――と、無色界繫の一業――謂く善なり――とを成就す。

[七九]若しくは色界に生ずるものとは、謂く、若し未だ無色界の善心を得せざれば、彼れは色界繫の三業――謂く善と染汚と無覆無記となり――と、無色界繫の一業――謂く染汚なり――とを成就す。若し已に無色界の善心を得するも未だ色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の三業――謂く善と染汚と無覆無記となり――と、無色界繫の二業――謂く善と染汚となり――とを成就す。若し已に色界の染を離るゝも未だ無色界の染を離れざれば、彼れは色界繫の二業――謂く善と無覆無記となり――と、無色界繫の二業――謂く善と染汚となり――とを成就す。若し已に無色界の染を離るれば、

(一)不善業對上二界業。
(二)欲の善業對上二界業。
(三)欲の善業對上二界の善業。
(四)欲界業對色界業。
(五)欲界業對無色界業。
(六)欲界業對不繫業。
(七)色界業對無色界業。
(八)色界業對不繫業。
(九)無色界業對不繫業。
の成就關係を明すなり。

【七三】以下不善業と色・無色界繫業との成就關係。

【七四】欲界に生ずる斷善根者の不善業と上二界業との成就關係。

【七五】欲界に生ずる不斷善根者の不善業と上二界業との成就關係。

【七六】特に、色・無色界業を成就して不善業を成就せざる場合。

【七七】欲界に生じ、欲染乃至無色染を離れし者の上二界繫の業の成就に就きて。

【七八】無覆無記の業とは、威儀路・工巧處等をいふ。

【七九】色界に生ずる者の上二界業の成就に就きて。――

なるも所依は小なりとは山等を見るが如し。所依・所緣等しとは、[七〇]蒲桃果等を見るが如し。是くの如く耳識は量の如く應に知るべきなり。意識の所依は其の量の大小を說く可からずと雖も、而も所緣の境は或ひは小、或ひは大なり。故に彼等の所受は各一種と立つるも、鼻等の三識の所依・所緣の大小の量は等しきが故に、彼の所受は合して一種と立つ。所依の根の極微の多少に隨つて、爾所の境の極微と合する時、方に能く鼻等の識を發生するが故に。」と。有るが說く「眼等の三識は[七一]業と非業とを緣ずるが故に、彼の所受を各、一種と立つるも、鼻等の三識は唯、非業のみを緣ずるが故に、彼の所受を合して一種と立つるなり」と。有るが說く「眼等の三識は持戒と犯戒とを緣じ及び餘法を緣ずるが故に、彼の所受は各、一種と立つるも、鼻等の三識は唯、餘法のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。有餘師の言く「眼等の三識は通じて律儀・不律儀・及び餘法を緣ずるが故に、彼の所受は各一種と立つるも、鼻等の三識は唯、餘法のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。有るが說く「眼等の三識は通じて表及び餘法を緣ずるが故に、彼の所受は各一種と立つるも、鼻等の三識は唯、餘法を緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。有るが說く「眼等の三識は通じて染と不染との法を緣ずるが故に、彼の所受は各、一種と立つるも、鼻等の三識は唯、不染のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。有るが說く、「眼等の三識は通じて妙行と惡行とを緣じ及び餘法とを緣ずるが故に、彼の所受は各、一種と立つるも、鼻等の三識は唯、餘法のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。此の所說に由りて、見・聞・覺・知は識の依と緣とに隨つて、別有り總有るたり。

[七二]第十五節　三界繫と不繫との四業相互の成就關係に就きて

【本論】[七三]若し不善業を成就するものなれば、彼れは色・無色界繫の業を成就するや。

答ふ、諸の不善業を成就するもの、彼れは定んで色・無色界繫の業を成就す。

之に反して、鼻・舌識は欲界に限り、又身識は上界にもありと雖も何れも至境を取るものなれば他界を緣ずること能はざるなり。

【六八】茲に同分・不同分と云へるは、自界・他界と言ふと同義なりとなり。

【六九】前五識の所依たる眼等の五根は唯、無記なるも意識の所緣たる意根は善・惡・無記の三性に通ず。眼耳二識の所緣たる色と聲とは、若し善・不善の心力より等起する身・語表業に攝するものは善・不善なるも他は無記なり。意識の所緣たる法界は、無貪・無瞋・無癡等の性と相應すると、その所等起と擇滅とは善にして、貪等の性と相應すると、その所等起とは不善、其の餘は無記なり。鼻・舌・身識の所緣たる香・味・觸具は一向に無記なり。以上を心得へ置かば此の文解し易し。

【七〇】蒲桃果は婆沙十三卷(毘曇部七、頁二四八)には葡萄果とあり。

【七一】眼・耳識が業を緣ずとは、身語表業を緣ずるをいふ。

【七二】本節は欲界繫・色界繫・無色界繫・不繫の四業相互に於ける成就關係を明せるものにして、發智の頌文の「繫・不繫成就」に相當する段なり。

【七三】その內容を列舉せば、

は、眼等の根は必ず識の助に由りて方に能く境を取ることを顯はすなり。[六四]同分の根は能く作用有るも、彼同分は非らざるを以つての故に。[六五]問ふ、何が故に、眼等の三識の所受には各、一種を立つるに、而も鼻・舌・身の三識の所受は合して一種を立て名けて覺と爲すや。尊者世友說きて曰く、「三識の所緣は皆、唯、無記のみなり。境が無記なるが故に根に覺の名を立つるなり。又、三根は唯、[六六]至境のみを取るを以て、境と合するが故に、立つるに覺の名を以ってするなり」と。大德說きて言く、「唯、此の三根の境界は鈍昧なること、猶し死尸の如きが故に、識を發す時を說きて名けて覺と爲すなり」と。有餘師の言く[六七]「眼・耳の二識は自界に依りて自と他との界を緣じ、意識は自と他との界に依りて自と他との界を緣ずるが故に、彼の所受は各一種を立つるも、鼻等の三識は唯、自界にのみ依り唯、自界のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり。自界と他界との如く、同分と不同分とを說くことも亦、爾り。」と。有餘師の言く「眼・耳の二識は同分に依り、同分・不同分を緣じ、意識は同分・不同分に依りて同分・不同分を緣ずるが故に、彼の所受は各、一種と立つるも、鼻等の三種は唯、同分のみに依りて唯、同分のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。[六八]此は界の同分を說くものなり。[六九]有るが說く「眼・耳の二識は無記に依りて三種を緣じ、意識は三種に依りて三種を緣ずるが故に、彼の所受は各、一種と立つるに、鼻等の三識は唯、無記のみに依りて、唯、無記のみを緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり」と。有るが說く「眼・耳の二識は近に依りて近と遠とを緣じ、意識は近・遠に依りて近・遠を緣ずるが故に、彼の所受は各、一種と立つるに、鼻等の三識は近に依りて近を緣ずるが故に、彼の所受は合して一種と立つるなり。此の三根は境と無間にして住し、方に能く識を發すが故に名けて近と爲す」と。有るが說く「眼・耳の二識は或ひは所依が大なるも所緣は小なり、或ひは所緣が大なるも所依は小なり、或ひは所依と所緣と等し。眼識の所依が大なるも所緣は小なりとは、毛端等を見るが如し。所緣が大

【六四】　同分(Sabhāga)とは自業を作すをいひ、彼同分(Tatsabhāga)とは自業を作さざるをいふ、即ち、眼識が色境を緣じ、色境が眼識に緣ぜらるるが如く、能觀は能觀として、所觀は所觀として役目を爲すを同分といひ、之れに反して能觀となり或ひは所觀となるの可能性があり乍らも、そは單に可能性に止まりその作用の實現せざるを彼同分といふなり。(俱舍二)。

【六五】　**特に鼻・舌・身の三識の所受を覺と立つる理由。**

【六六】　至境(Prāpta-viṣaya)とは、認識過程に於いて根と境とが相接觸して認識が可能なる場合、その境を至境といふなり。(婆沙十三、毘曇部七、頁二四七參照)

【六七】　眼・耳識は欲界と初靜慮とにあるを以つて、若し初靜慮の眼・耳識は自界の色・聲は勿論のこと定力によりて他界のそれをも見聞するなり、故に玆に自界に依りて自と他との界を緣ずといひ、意識は、自界心によりて、自と上とは勿論、下界(空無邊處の善心が第四靜慮の色を緣ずるが如し)をも緣じ、又、定力に依りて、他界の心を引起して自界、他界を緣ずることを得。

べし、此の業は所說の事に由りて名けて顚倒と爲す、――見に於て不見と言ふを以つての故に――。想力に由るが故に不善に非らずと名く、――想を覆はずして而も說くを以つての故に。(三)[59]有る業は亦、不善にして亦、顚倒なるものあり。謂く一有り、見に於て見想有るとき、他が問ひて言く「汝、見るや不や」と。彼れ或ひは自の爲めに或ひは他の爲めに或ひは名利の爲めに、便ち此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆ひて答へて「見ず」と言ふが如し、應に知るべし、此の業は想力に由るが故に、名けて不善と爲す、――想を覆ひて、而も說くが故に――。所說の事に由りて復た顚倒と名く。――所見に於て不見と言ふを以つての故に。(四)[60]有る業は不善にも非らず、顚倒にも非らざるものあり、謂く一有り、見に於て見の想有るとき、他が問ひて言く、「汝見るや不や」と。彼れは自の爲めならず他の爲めならず、名利の爲めならずして、此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆はずして、答へて「我れは見る」と言ふが如し。應に知るべし、此の業は想力に由るが故に、不善に非らずと名く、――想を覆はずして說くを以つての故に――。所說の事に由りて顚倒に非らずと名く、――所見に於いて說いて見と言ふを以つての故に。

所見に於て四句を作すが如く、是くの如く所聞・覺・知に於て亦、各四句を作し、所見・聞・覺・知に於て各、四句を作すが如く、是くの如く所不見・聞・覺・知に於ても亦、各、四句を作すなり。不善を以つて顚倒に對して八の四句を作すが如く、是の如く、善を以つて不顚倒に對するも應に知るべし亦、爾ることを。是を則ち合せば十六の四句を成じ、及び前[61]の二の四句とにて、十八の四句を成ず。復た總[62]じて不善の九の小四句と、及び善の九の小四句とを以つて、各、一の大四句を爲す。是の故に總と別とにて二十の四句有り。

[63]此の中、眼識の所受を見と名け、耳識の所受を聞と名け、三識の所受を覺と名け、意識の所受を知と名く。四境を說くが故に、見・聞・覺・知なり。是は根にして識に非らざるに、然かも識を擧ぐる

【五九】不善にして亦、顚倒なる業。

【六〇】不善にも非らず顚倒にも非らざる業。

【六一】前の二の四句とは發智論の不善を顚倒に對しての四句と、善を不顚倒に對しての四句との二の四句を指す。

【六二】總とは大の四句をいひ、別とは小の四句を指す。

【六三】以下見・聞・覺・知の解釋に就きて。

て、說きて我れ見・我れ聞・覺・知すと言ひ、或ひは、不見に於て不見の想有り、不聞・覺・知に於て不聞・覺・知の想有るに、彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆はずして、我れ見ず、聞・覺・知せずと言ふが如し。

問ふ、何の因緣の故に、彼れは妙行を行ずるや。答ふ、三因緣の故なること前說の如し。應に知るべし、此の業は自性に由るが故に不善に非らずと名く、——身・語・意の妙行の攝なるが故に——、所依に由るが故に顚倒に非らずと名く。是の有と作すの見は因果に愚ならざるものなり。正見身中に等しく起す所のものなるが故に。寶器中に諸の珍寶を盛るが如し。

【本論】[五五]若し業にして是れ善なれば、彼の業は不顚倒なりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)前の第二句を此の第一句と作し、前の第一句を、此の第二句と作し、前の第四句を此の第三句と作し、前の第三句を此の第四句と作す、廣くは前說の如し。

[五六]復次に、此に於て、異なれる解釋有り。若し業にして不善なれば彼の業は皆、顚倒なりや。答ふ、應に四句を作すべし、[五七](一)有る業は不善なるも彼の業は顚倒に非らざるものあり。謂く、一有り、見に於て不見の想有るとき、他の問ひて言く「汝は見るや不や」と。彼れ或ひは自の爲めに、或ひは他の爲めに、或ひは名利の爲めに、便ち此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆ひて答へて、「我れは見る」と言ふが如し。應に知るべし、此の業は想力に由るが故に名けて不善と爲す、——想を覆ひて說くを以つての故に——、所說の事に由るが故に顚倒に非らずと名く。——見に於て見ると言ふが故に。[五八](二)有る業は顚倒なるも彼の業は、不善に非らざるものあり。謂く、一有り、見に於て不見の想有るとき、他が問ひて言く「汝、見るや不や」と。彼れ自の爲めにせず、他の爲めにせず、名利の爲めにせずして、此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆はずして答へて「見ず」と言ふが如し。應に知る

緣に就きて。(一)、時に由るが故に、(二)、處に由るが故に、(三)、人に由るが故に、

【五〇】「無と作す見」とは、本論の「業無く、業の異熟無し」の見を指す。

【五一】不善にして亦、顚倒なる業。

【五二】以下の本文は發智論より補譯せるもの。

【五三】不善にも非らず、顚倒にも非らざる業。

【五四】以下の本文は發智論より補譯す。

【五五】以下善業と不顚倒との四句分別。

【五六】以下、不善業と顚倒との四句に對する婆沙論と異れる解釋。こは發智論にて、業の自性が妙行か惡行かといふ點と、その所依が邪見か正見かといふ點とより眺めて、善・不善業、顚倒不顚倒と判定を下せるに對して、今、想を覆ふや否やといふことと、所說が事實と一致するや否といふこと、即ち想力と所說の事との立場より善・不善業、顚倒・不顚倒を分別せんとするなり。

【五七】不善にして顚倒に非らざる業。

【五八】顚倒にして不善に非らざる業。

亦、妙行を行ずるなり。

應に知るべし、此の業は所依に由るが故に說きて顚倒と名く。是の[五〇]無と作すの見は因果に愚なるものなればなり。邪見の身中の所等起なるが故に、自性に由るが故に不善に非らずと名く、是れ身・語・意の妙行の攝なるが故に。穢器中に諸の珍寶を盛るが如し。

【本論】[五一](三)有る業は亦、不善にして亦、顚倒なるもの有り。謂く一り有り、因果無しと見て、是くの如き見、是くの如き論を立つ、「業無く、業果の異熟無し」と。而して復た身・語・意の惡行を行ずるが如し。[五二]又、一り有り、見に於て見想有り、聞・覺・知に於て聞・覺・知の想有るに、彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆ひて、我れは見ず聞・覺・知せずと言ひ、或ひは不見に於て不見の想有り、不聞・覺・知に於て不聞・覺・知の想有るに、彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆ひて、說きて我れ見・我れ聞・覺・知すと言ふが如し。

問ふ、何の因緣の故に、彼れは惡行を行ずるや。答ふ、三因緣の故なること前說の如し。應に知るべし、此の業は自性に由るが故に、說きて不善と名く、——身・語・意の惡行の攝なるを以つての故に——、所依に由るが故に復た顚倒と名く。是の無と作すの見は因果に愚なるものなり。邪見身中に等しく起す所のものなるが故に、穢器中に諸の糞穢を盛るが如し。

【本論】[五三](四)有る業は、不善にも非らず顚倒にも非らざるものあり。謂く一有り因果有りと見て是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ「業有り業果の異熟有り」と。而して復た身・語・意の妙行を行ずるが如し。[五四]又、一有り、見に於て見想有り、聞・覺・知に於て聞・覺・知の想有るに、彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆はずし

衰損さるるをいひ、(四)、見濁(Dṛṣṭikaṣāya)とは主として、出家者に於いて、邪見が起り苦行し、善品を損ずるをいひ、(五)、有情濁(Sattvakaṣāya)とは、自身の身量・色・力・念・智・等が損ぜられ病氣等の起るをいふ。

【四五】 達絮と蔑戾車とは、印度の邊國の名にして佛は此の國に生れずと瑜伽論(二十一卷)は云へり。今此の兩國に對する瑜伽倫記(六上、大正・四二、頁四三一中)の解說を示せば次の如し。「佛ノ云番夷諸國ヲ名爲ニ達須一達須之中不レ信ニ三寶一習ニ染惡業一名ニ蔑戾車一。今準ニ文相一應言除ニ中印度一餘四印度亦名ニ邊國一此外此居除ニ獎痴等一餘名ニ達須一実獮㺜名爲ニ蔑戾車一」とあり、因みに、達絮は、達須とも達首とも音譯さる。慧琳の音義五には、「是邊夷戎羯下賤惡種不レ知ニ禮儀一如ニ禽獸一之類」とあり。

【四六】 有と作す見とは、本論中の「業有り、業果の異熟有り」の見を指す。

【四七】 顚倒なるも不善に非らざる業。

【四八】 以下の本文は發智論より補譯せるものなり。

【四九】 特に妙行を行ずる三因

く一類有り、惡行の衆同分を得し、其の性獷暴にして多く惡業を造ること、屠羊等の諸の不律儀の如し。彼れに親近するが故に亦、惡行を行ず。

應に知るべし、此の業は自性に由るが故に說きて不善と名け——是れ身・語・意の惡行の攝なるが故に——、所依に由るが故に顚倒に非らずと名く。是の[四六]有と作す見は因果に愚ならず。正見身中の所等起なるが故に、寶器中に諸の糞穢を盛るが如し。

【本論】[四七](二)有る業は顚倒なるも、彼の業は不善に非らざるものあり。謂く、一り有り、因果無しと見て是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「業無く、業果の異熟無し」と。而も身・語・意の妙行を行ずるが如し。[四八]又、一り有り、見に於て不見の想有り、聞・覺・知に於て不聞・覺・知の想有るとき彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆はずして、說きて我れは見ず、我れは聞・覺・知せずと言ひ、或ひは不見に於て見の想有り、不聞・覺・知に於て聞・覺・知の想有るとき、彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆はずして、說きて我れは見・我れは聞・覺・知すと言ふが如し。

[四九]問ふ、何の因緣の故に彼れは妙行を行ずるや。答ふ、三因緣の故なり。一に時に由るが故に、二に處に由るが故に、三に補特伽羅に由るが故になり。時に由るが故にとは、謂く五濁の增さざる時、諸の有情類は、大威德を具し好んで諸善を修す。彼の時に在るが故に、爲すことを樂はずと雖も亦、妙行を行ずるなり。處に由るが故にとは、謂く中國に生ずる諸の有情類は、其の性聰敏にして志意調柔なるをもて、多くの善業を修す。彼の處に生ずるが故に爲すことを樂はずと雖も亦、妙行を行ずるなり。補特伽羅に由るが故にとは、謂く一類有り、妙行の衆同分を得し、其の性和雅なるをもて、多く善行を修す。律儀に住するものの如し。彼れに親近するが故に、爲すことを樂はずと雖も、

各、四句分別によりて明にするをその主眼とす。而し婆沙論は更に發智論より異なれる立場よりして此の四句分別を解釋し、最後に本文中の見・聞・覺・知の解說を試むるなり。

【三九】以下不善業と顚倒との四句分別。

【四〇】不善にして顚倒に非らざる業。

【四一】以下の本文は發智論より補譯せるもの。

【四二】「此の見」は大正本の發智論に無きも、三本宮本にあるを以つて、後の婆沙論の文面との對應上之れを挿入せり。以下之に準じて知れ。

【四三】特に惡行を行ずる三因緣に就きて。

(一)、時に由るが故に。
(二)、處に由るが故に。
(三)、人に由るが故に。

【四四】五濁とは壽濁・劫濁・煩惱濁・見濁・有情濁の五をいひ、中に就いて、
(一)、壽濁(Āyuṣkaṣāya)とは、劫減の將に末に到るや、壽等が鄙下にして、滓穢の如くなるをいひ、
(二)、劫濁(Kalpakaṣāya)とは物資が次第に缺乏し損壞するをいひ、
(三)、煩惱濁(Kleśakaṣāya)とは主として在家者に煩惱が盛に起り、欲樂に耽り善品が

は彼れに依りて是くの如き頌を說きしなり。問ふ、若し睡眠を樂ふをもて空にして果無しとせば、餘經の所說を復た云何んが通ずるや。說くが如し、「寧ろ睡眠すべきも餘の尋伺をなすこと勿れ」と。答ふ、覺寤する時、惡の尋伺を起し鬪諍して無量の有情を惱亂するもの有りしをもて、佛は彼れを誡めんが爲めの故に是の說を作せしなり。此の義に由るが故に、經は別の意を有するものにして、諸業には都べて果有ること無しと謂ふには非らざるなり。

[三八] 第十四節　善・不善業と顚倒・不顚倒との四句分別（附、見・聞・覺・知論）

【本論】[三九] 若し業にして不善なれば、彼の業は皆、顚倒なりや。答ふ、應に四句を作すべし。[四〇]（一）有る業は不善なるも、彼の業は顚倒に非らざるあり。謂く、一り有り、因果有るを見て是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「業有り、業果の異熟有り」と。而かも身・語・意の惡行を行ずるが如し。[四一] 又、一人有り、見に於て不見の想有り、聞・覺・知に於て不聞・覺・知の想有るに、彼れ此の想・此の忍・[四二] 此の見・此の欲を覆ひて說きて我れは見、我れは聞・覺・知すと言ひ、或ひは不見に於て見の想有り、不聞・覺・知に於て、聞・覺・知の想有るに、彼れ此の想・此の忍・此の見・此の欲を覆ひ、或は見ず聞・覺・知せずと言ふが如し。

[四三] 問ふ、何の因緣の故に、彼れは惡行を行ずるや。答ふ、三因緣の故なり。一に時に由るが故に、二に處に由るが故に、三に補特伽羅に由るが故になり。時に由るが故にとは、謂く[四四] 五濁の增す時、諸の有情類は威德損減するをもて、喜んで諸惡を造る、彼の時に在るが故に亦、惡行を行ずるなり。處に由るが故にとは、謂く、[四五] 達絮(Dasyu)、蔑戾(Mlecca)中に生ずる諸の有情類は、其の性愚鄙にして多く惡業を造る。彼處に生ずるが故に亦、惡行を行ずるなり。補特伽羅に由るが故にとは、謂

【三二】**業の有異熟・無異熟分別**。一切の業は必ず五果中の何れかの果を有するも、必しも皆異熟果を有すとは限らず、故に今、如何なる業が異熟果を有し如何なる業が異熟果を有せざるやを判定せんとするなり。因みに有異熟とは當來に異熟果を受くるものをいひ、無異熟とは當來に異熟果無きものをいふ。

【三三】堅實ならずとは、無記業に對し、愛の潤すこと無しとは無漏業に對して言ふなり。

【三四】四果とは五果中より離繫果、或ひは異熟果を除くをいひ、三果とは、等流・士用・增上の三果をいふ。

【三五】**業は無果なりと說ける經文の解釋**。これは本論中に業にして無果なるもの無しと云へるに、經典中には業にして無果なるものありと說けるものあるをもて、此の矛盾を如何に會通すべきやは此の項を設けし所以なり。

【三六】有る妙行は無果なりと說ける頌文の會通――。

【三七】睡眠は無果なりとの偈文の會通――。

【三八】本節は發智の頌文の「不善顚倒等」に當る段にして、不善業と顚倒との關係、及び善業と不顚倒との關係を。

無漏業となり。

應に知るべし、此の業は或ひは四果に由り、或ひは三果に由りて說きて有果と名くることを。然も、無異熟なるは、[三三]堅實ならざるが故と、愛の潤すこと無きが故となり。

【本論】 若し業にして無果なれば、彼の業は皆、無異熟なりや。答ふ、業にして無果なるもの有ること無し。

謂く、一切の業は、或ひは五果に由り、或ひは[三四]四果に由り、或ひは三果に由りて有果と說くが故に。

【本論】 或ひは有る業は無異熟なるものあり。謂く、無記業と無漏業となり。

前說の如し。

[三五]問ふ、若し一切の業が皆、有果なれば、[三六]佛所說の頌を當に云何が通ずべきや。說くが如し、

「花にして可愛の色有りと雖も、　而も香無きが如く、

是くの如く有る妙語は、　果も無く、所作も無し」と。

答ふ、說法者に依りて佛は此の頌を說けるなり。謂く、說法する時、彼の法を聽く者が、信受して敎への如くに奉行すること能はざるを名けて無果と爲すなり。或ひは說法者は復た善說すと雖も而も行ずること能はざるが故に、無果と言ふなり。或ひは先に所言有りて他に物を施すことを許し、後惠むこと能はざるが故に無果と言ふなり。

[三七]問ふ、餘經の所說を復た云何が通ずるや。說くが如し。

「命有るものにして、惛眠を樂ふものは　空にして果無く、義無く、

味無く、勝利無く、　都べて出生有ること無し。」と

答ふ、覺寤する時は能く勝德を逮るも、睡眠を樂ふが故に、虛しく此の時を越ゆること有り。世尊

【二六】 化身及び化語には修得及び生得の二種あるも、今は靜慮を習修して引起する修得の化、及び語を指す、詳しくは婆沙百三十五卷を參照せよ。

【二七】 九果說に對する迦濕彌羅國論師の批評。

【二八】 諸業と五果との關係說に就きての略毘婆沙。

【二九】 世俗の對治道の業の受くる五果を例示せば次の如し。卽ち若し未至定に由る有漏の無間道なれば、

(一)、彼れが初靜慮の異熟を感ずるは異熟果に當り、

(二)、後念の等と勝との未至定を起すはその等流果にして、

(三)、欲界の煩惱を斷じて擇滅を證するは離繫果なり。

(四)、又、それと俱有なる受等の相應法及び生等の不相應法と、解脫道と、未來の同類の善を得修すると煩惱を斷ずるとはその士用果にして、

(五)、自性を除く餘の一切の現在・未來の有爲法は、その增上果なり。(俱舍十七參照)

【三〇】 玆に離繫果を除くは、世俗の對治道の加行・解脫・勝進道と、その餘の不善業と有漏の善業とは對治道に非らざるが故に擇滅を證せざるが爲めなり。

【三一】 異熟果を除くは無漏は異熟を感ぜざるが故なり。

[二三]西方の諸師は果に九種有りと說く。謂く、前の五に於て更に四種を加ふるなり、一に安立果(Pratiṣṭhāphala)、二に加行果(Prayogaphala)、三に和合果(Sāmagrīphala)、四に修習果(Bhāvanā-phala)なり。安立果とは、謂く、[二四]風輪に依りて水輪安立し、復た水輪に依りて金輪安立し、復た金輪に依りて大地安立し、復た大地に依りて一切の情・非情數安立す。此の中、後後なるは、是れ前前の果なり。餘の安立果も此れに類して應に知るべし。加行果とは、[二五]不淨觀、或ひは持息念を加行と爲すが故に、漸次に盡・無生智を引起するを謂ふなり。餘の加行果は此れに類して應に知るべし。和合果とは、眼と色と和合して眼識を生じ、乃至意と法と和合して意識を生ずるを謂ふ。餘の和合果は此に類して應に知るべし。修習果とは、[二六]色界道に由りて欲界の化及び欲界の語を起すとき、此の化及び語は是れ修習の果なるを謂ふ。餘の修習の果も亦、爾り。

[二七]迦濕彌羅國の諸論師の言く「此の中の後の四は卽ち前の五に攝す、彼れは卽ち士用と增上との果なるが故に」と。

[二八]應に知るべし、[二九]世俗の對治道の業は、具さに五果に由りて說きて有果と名け、彼の加行・解脫・勝進道の業と、及び餘の不善と善有漏との業とは四果に由るが故に說きて有果と名け、[三〇]離繫果を除く。若し諸の無漏の對治道の業なれば、亦四果に由るが故に有果と名け——[三一]異熟果を除く——、彼の加行・解脫・勝進道の業と及び無記業とは三果に由るが故に說きて有果と名く、離繫果及び異熟果を除く。[三二]是れを此處に略毘婆沙と名くるなり。

【本論】 若し業にして有果なれば、彼の業は皆、有異熟なりや。答ふ、諸業にして有異熟なれば、彼の業は皆、有果なり。

應に知るべし、此の業は或ひは五果に由り、或ひは四果に由りて說きて有果と名くることを。

【本論】 或ひは有る業は有果なるも彼の業は無異熟なるものあり。謂く、無記業と

【二三】 西方論師の九果說。

【二四】 佛敎の世界觀よりすれば、我々有情の棲息する器世間(Bhājanaloka)は、先づその最下に於いて、虛空(Ākāśa)に依止して風輪(Vāyu-maṇḍala)を生じ、厚さ十六億由旬なり、更に大雨を注ぎて其の上に水輪(Jala-m.)を生じ深さ十一億二萬由旬なり、別風吹きて水を搏擊して水輪の上部三億二萬由旬を結して金輪と爲し、その上に九山八海等の大地を生ずるなり。而して此等の生ずるは、皆、諸の有情の業の增上力に由るとさる。詳しくは婆沙第百三十三—四卷を見よ。

【二五】 修行の最終點なる盡智・無生智を引起する爲めには、先づ見道に入るを要す、而してその見道に入る爲めには、その準備的修行たる三賢・四善根の加行位を經ざるべからず、その三賢の最初に修する修行德目が茲に引用された不淨觀・持息念なり。不淨觀(Aśubhabhāvanā)は貪を對治せんが爲めに靑瘀等を緣じて不淨と觀ずるものをいひ、持息念(Ānāpāna-smṛti)とは尋を對治せんが爲めにして、多く境を緣ぜず、息念に依りて修入するものをいふ。(俱舍二二)

果及び士用果と爲し、八解脫道を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との諸の無漏道を以つて等流果と爲し、金剛喩定は第九品の隨眠等の斷を以つて離繫果及び士用果と爲し、初めの盡智品を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との諸の無漏道を以つて等流果と爲す。三界の見所斷と及び下八地の修所斷と幷びに非想非非想處の修所斷の前八品との隨眠等の斷を以つて集得し作證する此の金剛喩定は、彼の諸の斷を以つて士用果と爲すなり。[二〇] 若し諸の異生の欲界乃至無所有處の見・修所斷の染を離るる諸の無間道が、彼の諸の斷と諸の解脫道と及び後の等と勝との自類の諸道とを以つて果と爲すことの多少は理の如く應に思ふべし。

士用果(Puruṣakāraphala)とは、若し法にして彼の士用に由るが故に、此の法を成ずるものなれば、說きて彼の士用果と爲す。

增上果(Adhipatiphala)とは、若し法にして彼の增上の所起に由るものなれば、當に知るべし此の法は是れ彼の增上と及び增上果となり、是の餘は增上なるも增上果に非らず。[二一] 謂く後生の諸法は是れ前法の增上及び增上果なるに、前生の諸法は是れ後法の增上なるも增上果に非らず。未來の諸法は是れ過・現の法の增上及び增上果なるに、過・現の法は是れ未來法の增上なるも增上果に非らず。未來現在法は是れ過去法の增上及び增上果なるに、過去の諸法は是れ未來・現在法の增上なるも、增上果に非らざるなり。

[二二] 問ふ、士用果と增上果とに何の差別有りや。答ふ、諸の所作事は、能作者に於て是れ士用果及び增上果なるも、能受者に於ては唯、增上果のみなり。稼穡等の所作の諸事は、農夫等に於ては是れ士用果及び增上果なるも、受用者に於ては唯、增上果のみなるが如し。士用力の起すものを士用果と名け、增上力の起すものを增上果と名く。增上力は寬し、不障礙なるが故に。士用力は狹し、能く引證するが故に。是れを二果の差別と名くるなり。

【一九】茲に六隨眠とは、上二界の貪・癡・慢を指す。

【二〇】特に異生が下八地の煩惱を斷ずるときの離繫・等流・士用果に就きて。

【二一】特に增上と增上果とに就きて。

【二二】士用果と增上果との區別に就きて。

苦法智品を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との諸の無漏道を以つて、等流果と爲す。是くの如く乃至して道類智忍は、色・無色界の見道所斷の[一七]十四隨眠等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、道類智品を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との諸の無漏道を以つて等流果と爲す。三界の見苦・集・滅所斷と及び欲界の見道所斷との諸の隨眠等の斷を以つて集得し作證する此の道類忍は、彼の諸の斷を以つて士用果と爲すなり。諸の預流者が一來果を求め作證する時、初の五無間道は彼の五品の隨眠等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、五解脱道を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との[一八]自類の諸道を以つて等流果と爲す。第六無間道は第六品の隨眠等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、第六解脱道を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との自類の諸道を以つて等流果と爲す。三界の見所斷及び欲界の修所斷の前五品の隨眠等の斷を以つて集得し作證する此の第六無間道は、彼の諸斷を以つて士用果と爲す。諸の一來者が不還果を求め作證する時、無間道は起りて能く欲界修所斷の四隨眠を斷ず。若し第七及び第八品を斷ずる此の無間道は、彼の二品の隨眠等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、二解脱道を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との自類の諸道を以つて等流果と爲す。若し第九品を斷ずる一無間道は、第九品の隨眠等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、第九解脱道を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との自類の諸道を以つて等流果と爲す。三界の見所斷と及び欲界の修所斷の前八品との隨眠等の斷を以つて集得し作證する此の第九無間道は、彼の諸斷を以つて士用果と爲すなり。諸の不還者が無學果を求め作證する時、無間道起りて、能く色・無色界修所斷の[一九]六隨眠を斷ず。若し初靜慮染の一品乃至九品を斷ずる此の九無間道は、彼の九品の隨眠等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、九解脱道を以つて等流果及び士用果と爲し、後の等と勝との自類の諸道を以つて等流果と爲す、是くの如く乃至して非想非非想處の染を離るる前八無間道は、彼の八品の隨眠等の斷を以つて離繋

の煩惱の滅作證は五位中、唯一位あるのみなるに、他は、二位乃至五位を具す。この二位乃至五位を具する場合に、先は作證せしを再び集めて作證することを得、その時、前の煩惱の斷を此の無間道の士用果と爲すなり。詳しくは婆沙九十卷（毘曇部十一、頁一八七）を參照せよ。

【一四】これが士用果なるは、集得して、作證するが爲めにして、離繋果に非らざるは、其は先に既に斷じ已れるをもて再斷すること無きを以つてなり。

【一五】**特に聖者が三界の煩惱を斷ずる時の離繋・等流・士用果に就きて。**

【一六】茲に十隨眠とは、貪・瞋・癡・慢・疑・五見の十隨眠をいふ。

【一七】茲に十四隨眠とは、上二界の各の貪・癡・慢・疑・邪見・見取・戒禁取をいふ。

【一八】茲に自類の諸道と云ひて諸の無漏道と云はざるは、聖者にも有漏道にて、煩惱を斷じ滅を作證することもあるを以つて、有漏・無漏に通ぜしめんとする意あるなり。因みに聖者が有漏道にて煩惱を斷ずることもあることに關しては婆沙、五十一卷、（毘曇部九、頁一八七）を參照すべし。

の異熟は未離染なるあり。謂く預流者の見所斷業は已離染なるも、彼の業の異熟は未離染なり。

此の中、分別すること廣くは前說の如し。

[8] 第十三節　業の有異熟・無異熟分別並びに五果論

【本論】 若し業にして有果なれば、彼の業は皆、有異熟なりや。乃至廣說。

[9] 問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、邪宗を止め正義を顯はさんが爲めの故なり。謂く、有る外道は、一切の善・惡業には、果も異熟も無しと執す。彼の意を止め、一切の業には果有らざること無く、諸の有漏善と及び不善との業には皆、異熟有ることを顯はさんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[10] 然るに契經中に說く「果に五種有り、一に等流果、二に異熟果、三に離繋果、四に士用果、五に增上果なり」と。

[11] 等流果(Nisyandaphala) とは、善より善を生じ、不善より不善を生じ、無記より無記を生ずるを謂ふ。

異熟果(Vipākaphala) とは、諸の不善と有漏善との法が招く所の異熟を謂ひ、因は是れ善惡なるも、果は唯、無記のみなり、異類にして熟するが故に異熟の名を立つ。

離繋果(Visaṃyogaphala)とは、謂く無間道が諸の煩惱を斷ずるとき、此の無間道は煩惱等の斷を以つて離繋果及び士用果と爲し、解脫道を以つて等流果及び士用果と爲し、[12] 後の等と勝との自類の諸道を以つて等流果となす。[13] 若し無間道が能く先來に於ける諸の煩惱の斷を以つて集得し作證せば、此の無間道は彼の煩惱の斷を以つて但、[14] 士用果とのみ爲すなり。此は則ち總說なり。[15] 若し別說せば、苦法智忍は彼の欲界の見苦所斷の [16] 十隨眠等の斷を以つて、離繋果及び士用果と爲し、

【八】 本節は發智の頌文よりすれば「果異熟」に相當するものにして、業が必ず果を有すとせば、その業は異熟果を有するや否やを論定せんとする段なり。

而して婆沙論は此の論究を爲すに當つて先づ果の研究より始め、契經によりて果に五種あることを定め、その性質を明にし、次に、西方師の九果說を批判し、更に進んで如何なる業が幾くの果を有するやを分別し、最後に本節の主眼たる有果の業の有異熟・無異熟關係を究明せんとするなり。

【九】 論題提起の因由としての外道の無異論の評破。

【一〇】 果の種類に就きて。之れに五果あり。

【一一】 以下五果の定義。

【一二】 後の等と勝との自類の諸道をいふに就きて、自類とは若し有漏道によりて斷ぜし場合は有漏を指し、無漏道にて斷ぜし場合は無漏を指す。等とはそれと等しきものをいひ、勝とは勝進道の如きをいふ。

【一三】 無間道云云とは、滅の作證に八十九位(四法忍智と四類忍智と九地の九無間・解脫道)と五位(自品の對治道の時と四沙門果の時)とあり。而して有頂の第九品の修所斷

熟とをして倶時に離染せしめ、初靜慮の染を離るる第九無間道の時、初靜慮の業と及び彼の異熟とをして倶時に離染せしめ、是くの如く乃至して、非想非非想處の染を離るる第九無間道の時、非想非非想處の業と及び彼の異熟とをして倶時に離染せしめば、是くの如きを名けて業と異熟とが倶時に離染すと爲すなり。非色の不善業は五部の所攝なるを以つて亦、九品道の斷なるも、諸の不善の色業と有漏の善業と一切の異熟とは唯、修所斷のみにして唯、上上品道の斷のみなるが故に。是を此處に略毘婆沙と名くるなり。然かも此の中は二業に依りて論を作す――謂く見所斷・修所斷なり――が故に是の說を作すなり。

[六]若し五業に依りて論を作せば、則ち、應に「謂く預流者の見所斷業――乃至廣說――」と言ふべからずして、應に是の說を作すべし「未離欲染者につきて云へば苦智已に生ずるも集智未だ生ぜざれば、見苦所斷業は已離染なるも彼の異熟は未離染なり、集智已に生ずるも滅智未だ生ぜざれば見苦・集所斷業は已離染なるも彼の業の異熟は未離染なり。滅智已に生ずるも道智未だ生ぜざれば、見苦・集・滅所斷業は已離染なるも彼の業の異熟は未離染なり。道智已に生ずるも未だ欲界の染を離れざるものなれば、見苦・集・滅・道所斷業は已離染なるも彼の業の異熟は未離染なり。欲界の染の一品乃至八品を離るるとき、彼の八品の業は已離染なるも彼の業の異熟は未離染なり。欲界の染を離るる第九無間道の時、彼の第九品の業と一切の不善の身・語業と欲界の善業と及び彼の諸の異熟とは倶時に離染するなり。初靜慮乃至非想非非想處の染を離るる第九無間道の時、諸地の善業と及び彼の異熟とは倶時に離染するなり」と。

而も是の說を作さざるは、二業に依つて作論するに由るが故なり。

【本論】[七]若し業にして已離染なれば彼の業の異熟は已離染なりや。答ふ、諸業の異熟が已離染なれば、彼の業は定んで已離染なり。或ひは有る業は已離染なるも彼の業

先に離染すること無し。

【六】 五部の業と、その異熟との離染時に就きて。

【七】 已離染の業と異熟との離染關係に就きて。

巻の第百二十一（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、害生納息第三之四）

[一]第十二節　業と異熟果との離染の同時異時關係に就きて

【本論】 若し業にして未離染なれば、彼の業の異熟は、未離染なりや。乃至廣說。

[二]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他の宗を止め己の義を顯はさんが爲めの故なり。謂く、犢子部は五部の業の所得の異熟も亦、五部に通ずと說くをもて、彼の意を止め、業は五部に通ずと雖も而も彼の異熟は唯、修所斷のみなることを顯はさんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

【本論】[三] 若し業にして未離染なれば、彼の業の異熟は未離染なりや。答ふ、諸の業が未離染なれば、彼の業の異熟は定んで未離染なり。或ひは有る業の異熟は未離染なるも、彼の業は已離染なるあり。謂く預[四]流者の見所斷の業は已離染なるも、彼の業の異熟は未離染なり。

[五]應に知るべし、此の中、或ひは有る業は先に離染して後、異熟が方に離染するものあり。或ひは有る業は彼の異熟と倶時に離染するものあり。されど必ず、異熟が先に離染を得し、後時彼の業が方に離染を得すること無し。謂く、四法忍の時、四部所攝の諸の不善業をして先に離染を得せしむるも、彼の異熟は非らず。又、欲界の染を離るる前八無間道の時、前八品の修所斷の諸の不善業をして先に離染を得せしむるも、彼の異熟は非らず。彼の諸の異熟は、要ず第九無間道時に至りて方に離染を得す。是を業は先に離染し、後、彼の異熟は方に離染を得すと名くるなり。若し欲界の染を離るる第九無間道の時、第九品の諸の不善業と一切の不善の身業・語業と欲界の善業と及び彼の諸の異

【一】 本節は、見所斷の不善の意業と、修所斷の不善の身・語・意業と、一切の有漏の善業と、それ等が感ずる異熟果との離染關係を明にせんとする段にして、發智論の頌文より せば「離染」に相當するもの。

【二】 論究の由來としての、犢子部の異熟果五部所斷說の評破。

【三】 未離染の業と異熟との離染關係に就きて。

【四】 預流者は三界の見所斷の惑を斷ぜるが故に、見所斷業は已に離染せり、されどその見所斷業の異熟果は欲界の第九無間道の時離染するが故に、それ以前に於ける預流者の見所斷業は業は已離染なるも異熟は未離染なるなり。

【五】 見・修所斷業とその異熟との離染時に就きて。
(一)、見所斷業は四忍の時離染す。
(二)、修所斷の不善業の前八品は八無間道の時離染す。
(三)、修所斷の不善業の第九品、及び不善の身・語業と有漏の善業とは第九無間道時に離染す。
(四)、一切の異熟果は第九無間道時に於いてのみ離染す。
以上の理により、業は異熟より先に或ひは倶時（第九無間道の時）に離染するも、異熟が

一一三 此の上の所説の總略の義は所謂、彼の身は若し無色界に生ぜば定んで成就せざるも、欲・色界に生ぜば則ち定んで成就す。彼の身業・語業は、若し卵鷇に在ると、異生の胎臟中に處すると、及び諸の異生の無色界に生ずるとは、定んで成就せざるも、一切の聖者と、色界の異生と、及び欲界の異生の善惡戒に住するものとは、皆定んで成就す。餘は或ひは成就し或ひは成就せず。意業は一切皆定んで成就するなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百二十

【一一三】身と身・語・意業との成就關係の總略。

じて非律儀非不律儀に住し身表無きもの、設ひ有せしも而も失するもの、若しくは諸の異生の無色界に生ずるものなり。

[二〇] 若し身業を成就するものなれば、彼れは語業・意業を成就するや。答ふ、有るは身業及び意業を成就するも語業に非らざるものあり、謂く欲界に生じて非律儀非不律儀に住し現に身表有るか或ひは先に有して失せざるかにして語表無きもの、設ひ有せしも而も失するものなり。有るは身業及び語業・意業を成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に身・語表有るもの、或ひは先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

[二一] 設し語業・意業を成就するものなれば、彼れは身業をも成就するや。答ふ、或ひは成就し、或ひは成就せず。云何んが成就するや。謂く前說の如し。云何んが成就せざるや。謂く、欲界に生じて非律儀非不律儀に住し現に語表有るか或ひは先に有して失せざるかにして身表無きもの、設ひ有せしも而も失せるものなり。

[二二] 若し語業を成就するものなれば、彼れは意業をも成就するや。答ふ、諸の語業を成就するもの彼れは意業を成就す。有るは意業を成就するも語業に非らざるものあり。此は前の身業を意業に對して說けるが如し。差別あるをいへば、此に語表を說くことなり。

【二〇】以下身業と語・意業との成就關係に就きて。

【二一】特に語・意業を成就するとき、身業を成就するや否やに就きて。

【二二】語業と意業との成就關係に就きて。

ふ、或ひは成就し、或ひは成就せざること、亦、[一〇三]彼の說の如し。

[一〇四]若し身業を成就するものなれば、彼れは語業をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)[一〇五]有るは身業を成就するも語業に非らざるものあり。謂く、欲界に生じて非律儀非不律儀に住し現に身表有るか或ひは先に有せしも失せざるかにして語表無きもの、設ひ有せしも而も失せるものなり。(二)[一〇六]有るは語業を成就するも身業に非らざるものあり。謂く欲界に生じて非律儀非不律儀に住し現に語表有るか或ひは先に有して失せざるかにして身表無きもの、設ひ有せしも而も失せるものなり。(三)[一〇七]有るは身業を成就し亦、語業をも成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住し現に身・語表有るもの、或ひは先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるもの、若しくは諸の聖者の無色界に生ずるものなり。(四)[一〇八]有るは身業を成就するにも非らず、亦、語業にも非らざるものあり。謂く卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し身・語表無きもの、設ひ有せしも而も失せるもの、若しくは諸の異生の無色界に生ずるものなり。

[一〇九]若し身業を成就するものなれば、彼れは意業をも成就するや。答ふ、諸の身業を成就するもの彼れは意業を成就す。有るは意業を成就するも身業に非らざるものあり。謂く卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生

【一〇三】前の註九四の項を指す。

【一〇四】**身業と語業との成就關係に就きて。**

【一〇五】身業を成就し語業は非らざる場合——。

【一〇六】語業を成就し身業は非らざる場合——。

【一〇七】身・語業を成就する場合——。因みに以下の本文中發智論は、諸の聖者の「諸」、胎臟の「臟」等の字を省略せるも、法相上相違無きを以つて之れを一一掲げず讀者諒之。

【一〇八】身・語業を成就せざる場合——。

【一〇九】**身業と意業との成就關係に就きて。**

の、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に身表有るもの、或ひは先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

[九八]設し身業・意業を成就するものなれば、彼れは身を成就するや。答ふ、或ひは成就し、或は成就せず。云何んが成就するや。謂く[九九]前說の如し。云何んが成就せざるや。謂く諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

[一〇〇]若し身を成就するものなれば、彼れは、語業・意業を成就するや。答ふ、有るは身及び意業を成就するも語業に非らざるものあり。有るは身及び語業・意業を成就するものあり。此は皆、前の身を身業・意業に對する中に說けるが如し。差別あるをいへば、此に語表を說くことなり。

設し、語業・意業を成就するものなれば、彼れは身を成就するや。答ふ、或ひは成就し、或ひは成就せざることも亦、彼れに說くが如し。

[一〇一]若し身を成就するものなれば、彼れは身業・語業・意業を成就するや。答ふ、有るは身及び意業を成就するも、身業・語業に非らざるものあり。有るは身及び身業・意業を成就するも、語業に非らざるものあり。有るは身及び語業・意業を成就するも、身業に非らざるものあり。有るは身及び身業・語業・意業を成就するものあり。此は皆、前の身を身業・語業に對する中に說く如し。

意業は一切時に皆、成就するを以つての故に。

【本論】[一〇二]設し身業・語業・意業を成就するものなれば、彼れは身を成就するや。答

【九八】特に、身業・意業を成就するとき、身を成就するや否やに就きて。

【九九】前說とは註九八の項を指す。

【一〇〇】身と語・意業との成就關係に就きて。こは前の身と身業・意業との成就關係と全同の關係にあり。

【一〇一】以下身と身・語・意業との成就關係。

【一〇二】特に身・語・意業を成就するとき、身を成就するや否やに就きて。

異生の胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し身・語表無きもの、設ひ有せしも而も失するものなり。[九〇]有るは身及び身業を成就するも、語業に非らざるものあり。謂く欲界に生じて非律儀非不律儀に住し現に身表有るか或ひは先に有して失せざるかにして語表無きもの、設ひ有せしも而も失せるものなり。

[九一]有るは身及び語業を成就するも、身業に非らざるものあり。謂く、欲界に生じて非律儀非不律儀に住し現に語表有るか或ひは先に有して失せざるかにして身表無きもの、設ひ有せしも失せるものなり。[九二]有るは身及び身業・語業を成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは、非律儀非不律儀に住して現に身・語表有るもの、或ひは先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。

[九三]設し身業・語業を成就するものなれば、彼れは身を成就するや。答ふ、或ひは成就し、或ひは成就せず。云何んが成就するや。謂く[九四]前説の如し。云何んが成就せざるや。謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

[九五]若し身を成就するものなれば、彼れは身業意業を成就するや。答ふ、[九六]有るは身及び意業を成就するも、身業に非らざるものあり。謂く卵㲉に処するもの、若しくは諸の異生の胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し身表無きもの、設ひ有せしも而も失せるものなり。[九七]有るは、身及び身業・意業を成就するものあり。謂く諸の聖者の胎臓中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するも

に就きて。

【八八】以下身と身業・語業との成就關係に就きて。

【八九】身を成就し、身・語業は非らざる場合――。

【九〇】身及び身業を成就し、語業は非らざる場合――。

【九一】身及び語業を成就し、身業は非らざる場合――。

【九二】身及び身・語業を成就する場合――。

【九三】特に身、語業を成就するとき身を成就するや否やに就きて。

【九四】前説とは註九三の項を指す。

【九五】以下身と身業・意業との成就關係に就きて。

【九六】身及び意業を成就して身業は非らざる場合――。

【九七】身及び身業・意業を成就する場合――。

の受罪の有情は、惡業力に由るが故に、但、苦のみを受けしむるも、食事を作すには非らず」と。

[八一]第十一節　身と身・語・意業との成就關係に就きて

【本論】[八二]若し身を成就するものなれば、彼れは語業をも成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。（一）有るは身を成就するも、語業に非らざるものあり。[八三]謂く、卵㲉に處するもの、若しくは諸の異生の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住し都べて語表無きもの、設ひ有せしも而も失せるものなり。（二）有るは語業を成就するも身に非らざるものあり。[八四]謂く、諸の聖者の無色界に生ずるものなり。（三）有るは身を成就し亦、語業をも成就するものあり。[八五]謂く諸の聖者の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に語表有るもの、或は先に有して失せざるもの、若しくは色界に生ずるものなり。（四）有るは身を成就するにも非らず亦、語業にも非らざるものあり。[八六]謂く諸の異生の無色界に生ずるものなり。

此は皆、前の身を身業に對する中に說けるが如し。差別あるをいへば、此に語表を說くことなり。身業と語業とは、繫地と有無とに必ず別無きを以つての故なり。

【本論】[八七]若し身を成就するものなれば、彼れは意業をも成就するや。答ふ、諸の身を成就するもの彼れは定んで意業を成就す。有るは意業を成就するも、身に非らざるものあり。謂く無色界に生ずるものなり。

[八八]若し身を成就するものなれば、彼れは身業・語業を成就するや。答ふ、[八九]有るは身を成就するも身業・語業に非らざるものあり。謂く、卵㲉に處するもの、若しくは諸の

をいひ、無根法とは髮・爪等の如き感覺機關に非らざるものをいふ。

【七九】經とは、長阿含第十九卷、世記經、龍鳥品（大正・一、頁一二七）增一阿含第十九、第八經、（大正・二、頁六四六上）等を指す。因みにこは天の化生の場合の例なり。

【八〇】經とは、起世經第三卷、地獄品（大正・一、頁三二三）等を指す。因みにこは地獄の化生の場合の例なり。

【八一】本節は發智の頌文中の、「身及業成就」に相當する段にして、卽ち、身と身・語・意の三業との成就關係を論究するをその課題とす。而してその中の身と身業との成就關係は既に第八節に於いて論ぜられたるを以て今節は身と語業との成就關係より始まる。

【八二】身と語業との成就に關すゝ四句分別。

【八三】以下第一句の終り迄の文は發智より補へり。

【八四】以下第二句の終り迄の文は發智論より補へるもの。

【八五】以下第三句の終り迄の文は發智より補譯せるもの。

【八六】以下の本文は之れを發智論より補へるもの。

【八七】身と意業との成就關係

するをもて、無邊の福を獲、天に生じて樂を受け、般涅槃を得す。若し化生を受けば、便ち是の事無し。所以は何ん。化生の命終は燈光の滅するが如く、遺餘無きが故に」と。

[七七]此の中、論に因りて論を生ぜん。問ふ、何が故に、化生は命終せば、遺餘無きや。答ふ、彼れは生ずる時、諸根頓に起るに由るをもて、所以に歿する時も、亦復、頓に滅するなり。人の水に戯るゝとき乍ち出で乍ち沒するが如し。復、說者有り「化身は輕妙なること雲の如く電の如し。亦、風焔滅し已れば、餘無く、方所を知ること莫きが如し」と。復次に、化生は造色增し、餘の三生は大種增す。造色增すに由るが故に、滅すれば則ち頓に滅するなり。復次に、化生は[七八]根法增し、餘の三生は非根法增す。根法增すに由るが故に滅すれば則ち頓に滅するなり。謂く化生者所受の身形には髮・爪等の物の無根法少きなり。問ふ、若し化生死して遺餘無しとせば、何が故に、[七九]經に化生の妙翅鳥は化生の龍を取りて食と爲すと說くや。答ふ、知らざるを以つての故に之を取りて食と爲すも、然かも飢を充さゞるなり。有るが說く「彼の龍の未だ死せざるの頃、暫らく飢を充たすことを得るも、死し已れば還た飢ゆ、飢れば復た取りて食するをもて違經の過無し」と。復、說者有り「諸の化生の龍は其の身精妙にして酥・油等の如し、纔かに呑めば、腹に入りて便ち食事を成ず」と。或ひは說者有り「化生の妙翅鳥には諸の巧便多きをもて、化生の龍を得れば、足を以つて頸に按じ、尾より之を呑むに命未だ絕へざる來、能く食事を作すも死せば則ち爾らず」と。有餘師の說く「彼の妙翅鳥は化生の龍を食する時、涎液先に流れ爛腦隨つて下るを、龍と俱に咽むをもて、食事便ち成ず。化生の龍が獨り食事を成ずるに非らざるなり」と。

問ふ、餘經の所說を復た云何んが通ずるや。[八〇]經に說くが如し、「大地獄中に黑駮狗有り、肥壯暴惡にして、諸の有情を撲り鐵地上に臥せ、其の腹を擲裂し、腸肚を噉食す」と。答ふ、彼の腸肚未だ身を離れざる來だ、暫らく飢を充すことを得るに由るが故に、說きて食すと爲すなり。有るが說く「彼

々繁榮を極めたりと傳へらる。後歸佛して菴羅林(Amrapāli-vana)を奉れり。されど生來の美貌は比丘等の心を刺戟し、中には、その爲めに佛或は阿難より屢々敎誡せられたる者も少なからざりし程なり。(出曜經三、大正・四、頁六六二下、四分律三九、大正・二二、頁八五〇下等)

【七〇】**四生中何れが最も廣きや。**

【七一】二趣の全とは天趣と地獄趣との全部をいひ、三趣の少分とは、鬼趣・傍生趣・人趣の三趣の少分をいふ。

【七二】二界の全とは、色・無色界の全をいひ、一界の少分とは欲界の少分をいふ。

【七三】三生の加行が化生なりとは、胎・卵・濕の三生に中有あるを云ふ。尙、此の三生に中有あることに就きては、婆沙六九卷(毘曇部十、頁一七七)參照。

【七四】**四生中何れが最勝なりや。**

【七五】**特に最後身の菩薩が化生ならざる理由に就きて。**

【七六】大幻云云とは、魔法使として生計を立つるとの義。

【七七】**特に、化生に遺身無き理由に就きて。**

【七八】茲に根法とは、眼根乃至身根の如く直接的感覺機關

長し、菩薩の父母も亦、長夜に於て聖子を感ずる業を修習せしをもて、若し化生を受けば則ち二の所修は倶に空しくして果無けん。是を以つて受けざるなり」と。有るが說く「菩薩は一切の尊勝なることを顯はさんと欲す、所謂る、智見・族・姓・位等なり、是の義を以つての故に、化生を受けざるなり」と。有るが說く「衆生の族姓を慢ずるを斷ぜんが爲めの故に勝れたる族姓に依り、化生を受けざるなり」と。有るが說く「在家を樂ふ者を攝引して法に入らしめんと欲するが故に、化生を受けざるなり、若し化生を受けば、彼れは當に說きて言ふべし、佛には親屬無きが故に、家法を毀つこと豈、我等に比せんやと。若し菩薩が刹帝利家の宗親の强盛なるに生じて、而も能く厭捨すること涕唾を棄るが如く、甘露門を開いて等正覺を成ずれば、則ち彼れ皆、希有の想を生じ、所說を敬受すればなり」と。有るが說く「菩薩は法幢の爲めに內外の護と作らんと欲するが故に、化生を受けざるなり。諸佛には皆・內護・外護有り、內とは菩提分法を謂ひ、外とは親屬を謂ふ。若し外護無くば、當に外道惡黨の壞する所と爲るべきが故に。佛世尊は諸の釋種を度し、以つて正法を護らしむ。此れに由りて乃至六群苾芻も亦、言く、若し外道有り、來りて佛を惱まさば、佛若し制せざるときは我等亦、能く力を以つて彼を伏せんと」と。有るが說く「外道の謗ることを止めんと欲するが故に化生を受けざるなり。謂く、佛は親しく親史多宮より歿し、身光赫弈として大千世界を照し、母胎に入り十ケ月に滿ち已りて母胎より出で、卽ち七歩を行き、自から獨尊と稱す。出家し苦行して菩提樹に詣り、等正覺を成ずるに尙、謗言せらる。百劫を過ぎて後、[七七]大幻は當に父無く母無くして出でて世間を食噉すべしと。若し化生を受けば、便ち誹謗を增さん。是の故に菩薩は化生を受けざるなり」と。有るが說く「當來の諸の有情を饒益せんと欲するが爲めの故に化生を受けざるなり。所以は何ん。若し胎生を受けば、便ち遺身有りて、般涅槃の後千載を越ゆると雖も、無量の有情は、乃至若し能く遺身界(Śarīra舍利)の芥子許りの如きにおいても、愍淨心を起し恭敬し供養

羅王(Bimbasāla)獨りこれを得て耆婆(Jīvaka)を生ましむ、後、佛の說法を聞きて悟りを得たるなり。(㮈女祇域因緣經、大正・十四、頁八九六下)

【七四】劫初の人とは、世界成立の際、最初に生る人にして、此の人は化生なりと言はる。

【七五】**四生の有情が聖法を得するに就きて。** 四生の有情が云々とは、人趣以外のものが聖法を得する理無きも、而も、人趣は卵・濕・化よりも生ずる場合あるに由り、茲に、四生の有情が皆、聖法を得べき容なりといへるなり。

【七六】**特に聖法を得せし者が卵濕二生に生れざる理由に就きて。**

【七七】梵志沙門卽ち婆羅門族は胎生として一生し、更に宗教的儀式(Upanayana)に由つて再生するが故に再生族(Dvija)と稱せらる。

【七八】象は、先づ鼻で水を吸入し、次ぎにそれを口に入れるが故に再飲といふなり。

【七九】菴羅衞と摩揀地迦との事件と關する出典見出し兼ぬ。乍併、菴羅衞は美貌の持主にして嘗て、娼婦として毘舍離に在りしとき、四方より民衆集り來り、爲めに毘舍離は益

く、佛地に近き諸の大菩薩は是れ衆聖の父にして、彼れは定んで卵・濕の二生を受けざるが如く、得果の聖子も亦復、是くの如しと。此に說く所の諸の因緣に由るが故に、聖は必ず卵・濕の二生を受けざるなり。

七一 問ふ、是くの如き四生は何者か最も廣きや。有るが是の說を作す「卵生は最も廣し。聞くが如し、外國の諸の山谷中、所在の處に隨つて卵は皆、充滿し、象等が踐蹋するも都べて覺知せざるなり」と。有餘師の言く「胎生は最も廣し、聞くが如し、外國に一蝦蟇有り、七畦に子を生ず。一魚は遊歷しつつ七陂池中に子を生み充滿せしむ」と。有餘師の說く「濕生は最も廣し、所以は何ん。若しくは雨際に於て設し、聚集せる腐肉・糞等の、下は金輪より上は梵世に至るものあれば、而も彼の一切は悉く虫と爲るべし。是くの如き諸虫は皆、濕生の攝なればなり」と。如是說者はいふ「化生は最も廣し、七二 二趣の全と三趣の少分と及び一切の中有とを攝すればなり。皆、化生なるが故に。又、七三 二界の全と一界の少分とは皆、化生なるが故に。欲界中に於ては、七四 三生の加行も亦、化生なるが故に」と。

七五 問ふ、是くの如き四生は何ものか最勝なりや。答ふ、化生が最勝なり。七六 問ふ、若し爾らば何が故に最後身の菩薩は化生を受けざるや。答ふ、二の世に出づる時が和合せざるが故に。謂く劫初時の人が化生を受くる。爾の時には、佛は世に出でず。劫減時に至りて佛は世に出づる爾の時には、人に化生無ければなり。復、說者有り「化生は輕飄にして、佛の力・無畏等の功德の山王の與めに依止と作るに堪へざるが故に」と。復、說者有り「一切の化生は其の身微弱にして阿耨多羅三藐三菩提之重擔を荷負すること能はざるが故に」と。復、說者有り「若し化生を受けば、便ち親族眷屬等の事無し。而も彼れ等は皆、是れ妙業の果なり。菩薩は長夜に妙業を勤修して極めて圓滿なり、故に化生を受けざるなり」と。復、說者有り「菩薩は長夜に精進し熾然に父母を感ずる業を造作し增

雖も未だ嘗つて痛惱せず、後漸く熟し破して一童子を出す。頂上より生るるが故に頂生（Mūrdhagata）と名く。時に長淨王の六萬の夫人、頂生を見て愛念を生じ咸、王に白して、我れ養ふ、我れ養ふと言ふ、此れに由りて、復た持養（Māndhātṛ 曼馱多）と名く。持養長じて即位す、右髀に一瘡疱有り、柔軟なること細綿の如く、……形貌端正なり、端正なるを以つての故に名けて端正（Cāru 遮盧）と爲す。同樣にして左髀より生ぜしものは近端正（U-pacāru 鄔波遮盧）なり。〔有部破僧事、一、（大正・二四、頁一〇〇下）及び、衆許摩訶帝經一、（大正・三、頁九三三下）等を見よ。〕

【六二】 鴿鬘云云とは、昔、王有り梵授（Brahmadatta）と名く。王の腋下に一皰生じそれより一女子生る。その生るるや恰も鴿（Kapota）の飛び出せるが如く、又王の之れを重愛すること花鬘の如くなりしをもて、鴿鬘と名けしなり。（俱舍頌疏第八）

【六三】 菴羅衞云云とは、比丘尼㮈女（Āmrapālī）はもと毘舍離國の梵志の㮈樹の肉瘤より生る、美色たりしを以つて七王これを得んとし、頻婆娑

正聰慧なり。年長じて出家し皆、阿羅漢果を得す。小なるものを、鄔波世羅(Upaśaila)と名け、大いなるものを世羅(Śaila)と名く。又、毘舍佉(Vaiśākha)母の三十二卵を生み、[五九]般遮羅王(Pañcāla-rāja)妃の五百の卵を生む等の如し。人の胎生とは、今世の人の如し。[六〇]人の濕生とは[六一]曼馱多(Māndhātṛ)・遮盧(Cāru)・鄔波遮盧(Upacāru)・[六二]鴿鬘(Kapotamālinī)・[六三]菴羅衞(Āmrapālī)等の如し。人の化生とは、[六四]劫初の人の如し。

[六五]四生の有情は皆、生を受け已りて聖法を得する容なり。[六六]聖法を得し已れば必ず更に卵・濕の二生を受けざるなり。問ふ、何が故に爾るや。答ふ、卵・濕の二生は性多く愚昧なるに、聖者は聰慧なるが故に、彼の生を受けざるなり。有るが說く「濕・卵の二生は法爾に聖の性と相違するが故に、聖者は受けざるなり」と。有餘師の說く「彼の二生類には惡の意樂多く、害の意樂多きも、聖者は爾らずして意樂は唯、善のみなればなり」と。有るが說く「彼の二生類は多く惡戒を行じ、苦海に沈溺するに、聖者は已に聖所愛の戒の堅固なる浮嚢を得するをもて、能く彼れを越度すればなり」と。有るが說く「卵・濕の二生は是れ傍生の類なるに、聖者は已に彼の非擇滅を得すればなり」と。有るが說く「卵・濕の二生は多く相ひ迫迮するに、聖者は爾らずして多寛太業なり。此くの如き義に由るが故に、聖者は彼の二生の類を受けざるなり」と。有餘師の說く『聖は獨處を樂ひ、重ねて生ずるを厭怖す。而るに濕生者の類は多く繁雜にして、諸の卵生者の類は再生を經るなり。謂く母胎より出づると及び卵𣪊より出づるとなり。故に世間に說く[六七]「梵志沙門と鳥とを再生と名け、[六八]象を再飲と名く」と。是を以つて聖者は彼の生を受けざるなり』と。有餘師の說く『卵・濕の二生は多く依怙無きに、聖者は勝れたる依怙法を成就するが故に、彼の生を受けざるなり。此に由りて是くの如き說あり。「若し[六九]菴羅衞(Āmrapālī)に勝れたる依怙有れば、則ち摩健地迦(Māgandiya)の陵辱する所と爲るべからず」と』と。尊者妙音說きて曰く、「父の生ずる所の趣に、子も還た中に生ず」と。此の說の意に言

【五九】般遮羅王の妃五百の卵を生みしをもて、羞恥して災變を來たさんことを恐れ、小函に入れ窃かに之れを殑伽河に棄つ。下に隣國の王の此の河邊に遊ぶものあり、此の函を見、人を派して取らしむるに、中に卵有り、持して城に入り數日を經て各、一子を出せり、此の兒等、長ずるに及びて驍勇並び無く、往く所として征伏せざる無し。時に彼の王は、般遮羅王と好からざりしをもて、兵を派して城を圍む、王、大いに恐れしも妃慰撫して曰く、大王よ恐るること勿れ所謂る五百の勇者は悉く是れ我が子なり、母を見ば惡心忽ちに息まんと。乃ち妃自から城に登り五百の子に告ぐるに上の因緣を以つてし、且つ曰く、若し信ぜずば口を開くべしと。妃よりて兩乳房を按ずるに五百の道有り、乳迸り出でて各の口に注ぐ、緣りて兩國忽ち和するを得たりと、(倶舍頌疏第八卷大正四一、頁八六六)

【六〇】人の濕生の例。――因みに大正本には人の字無きも、三本・宮本に從つて人の字を補へり。

【六二】曼馱多・遮盧・鄔波遮盧云云とは長淨王(Upavasatha)の頂上に一瘡疱有り。柔軟なること細綿の如く、增長すと

說の一類の妙翅鳥中に攝在するをもて、是を以つて過無きなり」と。

[五三]問ふ、是くの如き四生は何を以つて自性と爲すや。答ふ、四蘊・五蘊を以つて自性と爲す。謂く、欲色界の五蘊と無色界の四蘊となり。此の中、有るが說く「唯、異熟蘊のみを以つて自性と爲す」と。有るが說く「亦、長養にも通ず」と。是れを四生の自性と名くるなり。

[五四]已に自性を說けり。所以を今當に說くべし。問ふ、何が故に生と名くるや。答ふ、諸の有情類は和合して起るが故に名けて生と爲す。問ふ、三界・五趣は皆、和合して起るをもて亦、名けて生と爲すべし。何ぞ獨り此の四のみならんや。答ふ、此の四は唯、有情數のみを起らしめ亦、遍く有情數を攝するに、界・趣は爾らず。以ふに界は有情數に遍ずと雖も、而も但、有情數のみを起すに非らず、非情にも通ずるが故に。趣は但、是れ有情數のみを起すと雖も、而も有情數に遍ずるに非らず、中有を攝せざるが故に。此れに由りて但、四のみを說きて名けて生と爲すなり。

[五五]問ふ、生は是れ何の義なりや。答ふ、有情の現るゝ義、是れ生の義、有情の起る義、有情の出づる義是れ生の義なり。

[五六]問ふ、何の界・趣に於て、幾くの生の得べきもの有りや。答ふ、欲界中に於ては四生は得可きも、色・無色界には唯、化生のみ有り。彼の受生時には所託無きが故に、五趣中に於て、天と及び地獄には唯、化生のみ有り。有るが說く「鬼趣も亦、唯、化生のみなり」と。[五七]有るが說く「鬼趣には亦、胎生有り。餓鬼女が目連に白して曰ふが如し、

「我れは夜に五子を生む、　生むに隨つて皆、自から食ふ、
晝に生む五も亦、然り。　盡くすと雖も而も飽くこと無し」と。

傍生と人趣とは皆、四生を具す。[五八]人の卵生とは、昔、此の洲に於て商人有り、海に入りて一雌鶴を得。形色偉麗奇而なるをもて之を悅ぶ、遂に二卵を生むに、後に於て卵開けて二童子を出す。端

【五三】四生の自性に就きて。
【五四】四生を生と名くる理由に就きて。
【五五】生の意義に就きて。
【五六】四生の界・趣分別。
【五七】鬼趣の胎生の實例。—
【五八】人の卵生の例。—

に已住し今住し、胎膜を破壞して生じ、等生し、起し、現起し、出し已出するものなり。[四九]象・馬・牛・羊・駝・驢・鹿等と及び一類の龍・一類の妙翅・一類の鬼・一類の人趣とを謂ふ。復、所餘の胎膜に由りて生ずるものあり、廣說すること上の如し。是れを胎生と名くるなり。

[五〇]云何んが濕生(saṃsvedajā)なりや。謂く諸の有情の濕氣に由りて生じ、或ひは草木の諸の葉窟衆に依り、或ひは腐肉に依り、糞穢等を食し、或ひは陂・池・河・海に依り、展轉相潤し相逼し相依して生じ、等生し、起し、現起し、出し、已出するものなり。蚊・蚋・蠛・蠓・百足・蚰蜒・蚑行・蜂等と及び一類の龍・一類の妙翅・一類の人趣とを謂ふ。復、所餘の濕氣に由りて生ずるもの有り。廣說することと上の如し。是れを濕生と名くるなり。

[五一]云何んが化生(upapādukā)なりや。謂く諸の有情の生に所託無く、諸根缺くること無く、支體は圓に具り、依處に頓に生じ頓に起り、頓に出ずるものなり。諸の地獄・天趣・一切の中有と及び一類の龍・一類の妙翅・一類の鬼・一類の人趣とを謂ふ。復、所餘の諸の有情類の生ずるに所託無きもの有り。廣說すること上の如し。是れを化生と名くるなり。

[五二]問ふ、欲界の天中の諸の妙色鳥は卵生とせんや、化生とせんや。若し卵生なれば彼れは命終し已りて應に尸骸有るべく、是くなれば則ち諸天は應に穢色を見るべけん。然も諸天衆は六處門に於て常に妙境に對す。契經に說くが如し「彼の眼の所見の一切は可愛・適意・平等なり、乃至意の所知も亦・爾り」と。若し是れ化生なれば、前の化生中に何が故に說かざるや。答ふ、彼は皆、卵生なり。問ふ、若し爾らば、彼れ命終し已りしとき應に尸骸有るべきなり。云何が、諸天は穢色を見んや。答ふ、彼れが命終するとき、未だ久しからずして暴風有り、其の尸を飄擧して遠く他處に捨つるなり。有餘師の說く「彼は皆、化生なり」と。問ふ、前の化生中に何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。有るが說く「彼は已に前の所

【四九】象(hasti)・馬(aśva)・牛(gau)・羊(eḍaka)・駝(uṣṭra)・驢(gardabha)・鹿(mṛga)・鬼(pretā)。

【五〇】濕生の種類に就きて。

【五一】化生の種類に就きて。

【五二】特に欲天の妙色鳥は卵生なりや化生なりやに就きて。

何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは當に知るべし此の義、有餘なることを」と。有るが說く「已に第三句中に在りと說くなり。謂く、諸の聖者の胎藏中に住するものは身及び業を成就すと。[四〇]聖に二種有り、一に世俗、二に勝義なり。此の善根を得するものを世俗の聖と名け、若し聖道に入るものなれば、勝義の聖と名くるなり。發心の出家をすら尙、聖者と名く、況んや忍法を得するものをや」と。

[四一]有餘師の說く『此は決定せず、異生にして命終して捨するものあり捨せざるものあり。若し忍法に於て恒時に加行し殷重に加行し、修習すること堅牢なるものなれば、彼れ命終する時、忍法を捨せず、若し爾らざれば命終する時捨す。聽習する所、若し極めて淳熟なれば、久しきを經るも忘れざるに、爾らざれば便ち忘るゝが如し。慈授子、初生時に於て便ち能く唱言す、「結に二部有り、乃至廣說」との如し』。

[四二]如是說者はいふ「異生は命終せば定んで忍法を捨す、善根劣なるが故に。異生は此の地に依りて此の類の善根を起し、命終して還た此の地に生ず。同分を捨するが故にすら尙、決定して捨す。況んや[四三]色界の法が欲界の生を經て而も當に捨せざるべけんや」と。

[四四]第十節　特に四生に關する論究

[四五]契經中に說く「生に四種有り、謂く卵生・胎生・濕生・化生なり」と。

[四六]云何が卵生（aṇḍajā）なりや。謂く諸の有情の卵㲉に由りて生じ、卵㲉に當住し、卵㲉の盛裏に已住し、今住し、卵㲉を破壞して生じ、等生し、起し現起し、出し已出するものなり。[四七]鵝・雁・孔雀・鸚鵡・舍利迦・俱枳羅・命命鳥等と及び一類の龍・一類の妙翅・一類の人趣とを謂ふ。復、所餘の卵㲉に由りて生ずるもの有り、廣說すること上の如し。是を卵生と名くるなり。

[四八]云何んが胎生（jarāyujā）なりや。謂く諸の有情が胎膜に由りて生じ、胎膜に當住し、胎膜の盛裏

【四〇】特に二種の聖者に就きて——
一、世俗の聖者、
(1) 發心の出家、
(2) 忍善根を得するもの、
二、勝義の聖者、
見道位に入れるもの。

【四一】異生は命終する時、忍を捨すとは定らずとの說。

【四二】異生は命終する時、定んで忍を捨すとの說。こは如是說者の正說なり。

【四三】色界の法云云とは、忍善根が色界繫なるをいふ。

【四四】本節は第八節の本論中に「卵㲉に處するもの」との文あるに因みて、胎・卵・濕・化の四生（Catvāro yonayaḥ）に就きて論究せんとするをその目的とするも、之れも發智論よりすれば傍論なること云ふ迄も無し。

【四五】契經とは、長阿含第八、衆集經（大正・一、頁五〇下）等を指す。

【四六】卵生の種類に就きて、

【四七】鵞（haṃsa）・雁（dhārtarāṣṭra）・孔雀（mayūra）・鸚鵡（śuka）・舍利迦（śārika 鸜鵒）・俱枳羅（kokila 鶬鴰）・命命鳥（jīvaṃjīvaka）・龍（nāga）・妙翅（suparṇa）。

【四八】胎生の種類に就きて、

せざるが如く、此れも亦、是くの如し」と。有るが說く「此の善根の加行、正に勝るをもて、惡趣を招く諸の業・煩惱の勢力をして衰微せしめ、復た能く惡趣の異熟を招かざらしむ。是の故に捨すと雖も惡趣に墮せざるなり」と。有るが說く「此の善根の增上力に由るが故に、彼の行者をして惡行の過失と妙行の功德とを見せしめ、此れに由りて惡業は必ず復た生ぜざるなり。況んや惡趣に墮せんや」と。有るが說く「此の善根の增上力に由るが故に、彼の行者をして善の意樂に住せしめ、生死の過と涅槃の勝德とを見せしめて惡業を造らしめず、惡趣に墮せしめざるなり」と。有るが說く「此の善根の增上力に由るが故に、彼の行者をして其の心を調柔にし涅槃に隨順し信根を深固ならしむ、此れに由りて捨すと雖も惡趣に墮せざるなり」と。尊者妙音說きて曰く「此の善根の增上力に由るが故に彼の行者の意樂をして殊勝ならしめ、般涅槃に於て心常に隨順し、趣向し、臨入し、欲樂・忍可・希求・敬愛せしむ。此の因緣に由りて惡を造らず、是の故に捨すと雖も惡趣に墮せざるなり」と。

三八 問ふ、何が故に、異生は命終する時、所得の忍法を捨し、聖者は捨せざるや。答ふ、異生には無漏の對治の、以つて自からを持御するもの有ること無きが故に、此の善根は命終する時、捨するも、聖には無漏對治の以つて自からを持御するもの有り、是の故に捨せざるなり。有るが說く「異生の定力は羸劣にして勢は堅牢ならず、有漏なるを以つての故に。無膠の水を諸の彩色に雜へて晝く所の物に隨へるも、久しく住することを得ざるが如し。是を以つての故に捨するも。聖者の無漏の定力は堅强にして此の善根を持し、命終するも捨せざるなり。所說の譬喩は上に翻じて應に知るべきなり。有るが說く、「異生には勝れたる止・觀無きが故に、命終せば捨するも、聖者は相違するをもて命終するも捨せざるなり」と。

三九 有餘師の說く「異生は命終するも亦、忍を捨せず」と。問ふ、若し爾らば、此の文及び大種蘊に

【三八】異生は命終する時忍を捨し、聖者は捨せざる所以に就きて。

【三九】異生は命終するも忍を捨せずとの主張に就きて。

のあり。況んや復た成就するをや。此くの如きは忍法なり。是の故に捨すと雖も惡趣に墮せざるなり。復、說者有り「此の善根が身中に生ずるに由るが故に、惡趣を招く諸の業煩惱をして遠離せしめ、身に於て畢竟して起らざらしむ。因尙起らず、況んや、惡趣に墮せんや。人の秋時、下藥を服するに、藥、彼の人の身中に住せずと雖も、而も彼の身中に病は亦、生ぜざるが如く、此れも亦、是くの如し」と。復、說者有り「此の善根の勢力の威猛なるもの身を熏習するに由るが故に、惡趣を招く諸の業煩惱をして此の身中に於て永く復た起らざらしむ。因、起らざるが故に惡趣に墮せざるなり。師子王の所居の窟穴は、王在らずと雖も餘氣尙存するをもて、諸の小禽獸の能く入るもの無きが如く、此れも亦、是くの如し」と。復次に、此の善根は身中にて主の如く勢力强盛なるに、不善は客の如く勢力衰微なり。復次に、此の善根は意樂を增上して、惡法を斷ぜんことを樂ひ、善法を修せんことを樂ふなり。復次に、此の善根が身中に生じ已れば、一切の惡趣は非擇滅を得す、非擇滅の法に生ずるもの有ること無し。是を以つて墮せざるなり。復次に、此の善根が身中に生ずるに由るが故に、彼の行者をして大法流に墮せしむ。此の如き義に由りて惡趣に墮せざるなり。復、說者有り、「此の善根に由りて聖道に隣近し、聖道力に依るをもて惡趣に墮せざるなり。怨賊を怖れて王に依附するが如し、王力に依るが故に諸の怨賊をして敢へて正視せざらしむ、況んや能く害を爲さんや。此も亦、是くの如し、聖道に近くが故に惡趣を招く諸の業・煩惱をして尙、現行すらせざらしむ。況んや惡趣に墮せんや」と。復、說者有り「此の善根に由りて聖者所住の身器を守護す。義に言く、此の身は聖道の當に住すべき所なるをもて、能く惡趣を招く諸の業・煩惱は應に永く遠離すべきなり。勝處有り、王の應に居止すべき所なるをもて、司が守掌せば、餘は能く住すること無きが如く、此れも亦、是くの如し」と。復、說者有り「此の善根が身中に生ずるに由るが故に、彼の行者をして定んで人天に處せしめ、惡趣に居せざらしむるなり。富貴者は定んで勝處に居して卑陋に居

の、大造納息を指す、（發智論第十三卷婆沙論第百二十八卷）。

【三七】 忍を得せる異生が惡趣に墮せざる理由に就きて。

に、三に限られたる勢が未だ過ぎざるが故になり。此は、殷重なる信、或ひは猛利なる纏に由りて、表・無表を起し、乃至未だ捨せざるを說くなり。若しくは色界に生ずるものとは、彼れは決定して身の無表業を成就し、或ひは亦、身表をも成就するなり。

【本論】(四)[三二]、有るは身を成就するにも非らず、亦、身業にも非らざるものあり。謂く諸の異生の無色界に生ずるものなり。

彼れは無色なるが故に身を成就せず、異生なるが故に身業を成就せざるなり。有漏のは、界・地を度れば已に捨するが故に。無漏のは、未だ得せざるが故に。

[三三]問ふ、何が故に有漏の色業は界・地を度れば捨するに、無漏は非らざるや。答ふ、有漏の色業は、被縛有繫なるに、無漏の色業は解脫離繫なるが故たり。有るが說く「有漏の色業は界に墮し地に墮するに、無漏の色業は地に墮するも而も界に墮せざるが故に」と。有るが說く、「有漏の色業は同類の大種が造るなり、能造と所造とが俱に有漏なるが故に。無漏の色業は、異類の大種が造るなり、大種は有漏、業は無漏なるが故に」と。此の因緣に由りて界・地を度る時、有漏業は捨するも、無漏は捨せざるたりと。

[三四]第九節　特に異生の命終時に於ける忍の捨不捨論

[三五]問ふ、忍を得せし異生が命終する時、忍法を捨するや不や。若し捨すとせば、何が故に惡趣に墮せざるや。又、若し捨すとせば、何が故に異生が命終する時は捨し、聖者は捨せざるや。若し捨せずとせば、何が故に、此の文と及び[三六]大種蘊とに皆、說かざるや。答ふ、應に捨すと言ふべし。

[三七]問ふ若し爾らば、彼れは何が故に惡趣に墮せざるや。答ふ、此の善根の勢力大なるに由るが故なり。自から有る善根は勢力微劣にして復た成就すと雖も、惡趣を障へざるものあり、況んや成就せざるをや。生得善の如し。或ひは、有る善根は勢力强盛にして成就せずと雖も而も惡趣を障ゆるも

【三二】身と身業との成就に關する四句中の第四句。
【三三】特に無色界に入る時、有漏の色業を捨し、無漏の色業を捨せざる理由。
【三四】前節の身と身業との成就關係に關する四句分別中の第三句に、聖者の胎藏中に住するものは、前世の無漏の無表を成就すとあり。而してその無漏の中には勿論忍も含まれゐる筈なり。又、一方異生の中にも四善根中の忍善根に住するものは忍を得せり。然るに第三句中には聖者のみに限りて異生の忍を得するものに言及せざりし所よりすれば、異生の忍は命終する時、捨すと見ざるべからず。然るに、一面に於て忍善根を得せしものは惡趣に墮せずといふ規定あり、この點よりすれば異生の忍は、命終時に捨せずとも考へられ、且つ又、若し捨すとせば、異生のを捨して聖者のを捨せざるその理由如何と云ふことも考察する必要あり。斯かる問題解決の爲めに此の節を設けしなり。之れに對して、(一)捨す。(二)捨せず。(三)不定なり、との三說あるも、如是說者は捨すと決判せり。
【三五】論題提出の理由。
【三六】大種蘊とは、大種蘊中

趣有らんやといふが如し。問ふ、若し爾らば何が故に亦、胎中に轉動すること有りと說くや。答ふ風力の轉ずる所にして心の所爲に非らず、表業は必ず心力の所起に由るなり。若しくは欲界に生じて非律儀非不律儀に住して身表無きものとは、謂く、眠と醉と悶と、諸の加行を捨して表を起すことを求めざるとなり。設ひ有せしも而も失するものとは、謂く[二八]三緣の故に、表を起すと雖も而も失するなり。一に意樂息むが故に。二に加行を捨するが故に。三に限られたる勢が過ぐるが故になり。

【本論】（二九）有るは身業を成就するも身に非らざるものあり。謂く諸の聖者の無色界に生ずるものなり。

此の中、學は[三〇]學の隨轉の身業を成就し、無學は無學の隨轉の身業を成就するに、而も、無色界に生ずるが故に身を成就せざるなり。

【本論】（三一）有るは身を成就し亦、身業をも成就するものあり。謂く、諸の聖者の胎臟中に住するもの、若しくは欲界に生じて律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住して現に身表有るもの。或ひは先に有して失せざるもの、若くは色界に生ずるものなり。

此の中、聖者は、胎臟中に住する時も、亦、未だ表を起すこと能はざるも但、靜慮と無漏との無表を成就するなり。若しくは欲界に生じて律儀に住するものとは、謂く三種の律儀——或ひは一、或ひは二、或ひは具——に於て而も住するなり。卽ち別解脫と靜慮と無漏となり。不律儀に住するものとは、屠羊等を謂ふ。非律儀非不律儀に住し現に身表有るものとは、謂く、不眠と不醉と不悶と、加行を捨せずして表業を起すことを求むるものとなり。或ひは先に有して失せざるものとは、謂く三緣の故に先に起せし所の表を失せざるなり。一に意樂息まざるが故に、二に加行を捨せざるが故

受くる所に、地的制限を附することとなる、故に少分に於いて受けずといふ規定に反することとなるを以つて玆に大地の受けざる所なりといへるなり。

【二五】本節は、發智の頌文に「身及業成就」とある中、身と身業との成就關係のみを取り扱へる段なり。

【二六】身と身業との成就に關する四句中の第一句。

【二七】特に卵殼・胎藏中に表業を起さざる理由に就きて。

【二八】特に表業を失する三緣に就きて。

【二九】身と身業との成就に關する四句中の第二句。

【三〇】學の隨轉の身業とは、有學の成就する無漏の隨轉心の身無表業をいふ。無學の場合は之に准じて知れ。

【三一】身と身業の成就に關する四句中の第三句。

り。

[二三] 問ふ、別解脱律儀は何等の心に由りて得するや。答ふ。普く一切の有情に於て善の意樂と無損害との心を起すに由りて得す。若し此の心を起すも、某處に於て受け某處に於いて受けざれば、律儀を得せず。此に由りて律儀は遍く一切の所應受の處に於て防護を得するが故に。是の故に說く「[二四]若し此の律儀に方域有れば、大地すら受けざる所あり。此れに由りて律儀は有情處に於て得すといふ。有情界多く地界少きが故に」と。

第八節 [二五] 身と身業との成就關係に就きて

【本論】 若し身を成就するものなれば、彼れは身業を成就するや。答ふ、應に四句を作すべし。

[二六] (一)、有るは、身を成就するも、身業に非らざるものあり。謂く、卵殼に處するもの、若しくは諸の異生の胎臟中に住するもの、若しくは欲界生じて非律儀非不律儀に住し都べて身表無きもの、設ひ有せしも而も失するものなり。

彼の卵殼及び胎臟中に住するものは、身を成就すと雖も、未だ表を發すこと能はず。又、先に發す所の表は、死する時、已に失す、此の表は前の衆同分に依るが故なり。[二七] 問ふ、何が故に、此の位は未だ表を發すこと能はざるや。答ふ、身微劣なるを以つて、未だ表の與めに所依と爲ること能はざるが故なり。有餘師の言く「麁心は能く身・語の表業を發すに、彼の心は細なるが故なり。又、外門心は能く表業を發すに、爾の時の彼の心は內門に轉ずるが故なり。又、外事心は能く表業を發すに、彼の心は內事を緣じて起るが故に、表を發すこと能はざるなり」と。有るが說く「此の位中、迫迮せられ自在なることを得ざるをも、尚、動ずることすら能はず、況んや表業を起さんや。譬へば、怨賊の爲めに、縛せられて籠中に置かるれば、龍・牙上に掛けらるゝも尚、動くことすら能はず、況んや所

尙、所得の戒の一異、並びに捨に關しては前に准じて知るべし。

[二〇] 犯戒するも、律儀は斷ぜずとする說。

此の迦濕彌羅國の論師の說に就きては婆沙百十九卷(前卷、第六節、註[一〇一])參照のこと。

[二一] 二名とは持戒と犯戒との二名を云ひ、恰も、負債のある金持が、富者と債務者との二名を有するが如し。若し債務を辨濟せば、唯、富者とのみ名くるが如く、犯戒するも悔除すれば、唯、持戒とのみ名くるなりとなり。

[二二] 非情に對して律儀を得するや否や。

之れに三說あり。

一、得せずとする說。

二、順律儀を得すとする說。

三、得すとする說、(こは如是說者の正說)。

[二三] 別解脫律儀を得する時の心的狀態に就きて。

(一)一切の有情を對象とすること。

(二)善の意樂心を起すこと。

(三)無損害の心を起すこと。

此の三種の條件を具足せる心によりて別解脫律儀を得すとなり。

[二四] 律儀を得するは少分に於てに非らず、而るに若し律儀に方域ありとせば、律儀を

犯せば苾芻に非らず等——を通ずるや。答ふ、勝義の苾芻に依りて苾芻に非らずと言ふこと、前說の如し。是くの如き理に依るが故に是の說を作す、「寧ろ出家と作りて諸の學處を犯さんも、五戒の鄔波索迦と爲らず。所以は何ん。彼れ若し五種の學處を毀犯せば身中便ち空なるに、諸の出家者は設ひ五處を犯すとも、而も更に餘の衆多有りて猶轉ずればなり」と。[二〇]迦濕彌羅國の諸論師の言く、「律儀を犯すと雖も、而も律儀は斷ぜず、如法に悔除せば還た持戒と名くればなり。頓に受けて、別に捨し得すること有ること無きが故に。未だ悔除せざる位には具さに[二一]二名を得し、若し已に悔除せば、但、持戒とのみ名くるなり」と。

[二二]問ふ、外物中に於て、律儀を得するや不や。若し得すること有りとせば、所得の律儀に應に增減有るべけん、卽ち生草の枯るゝ時、酒味の壞する時は應に減ずべく、卽ち彼れ生ずる時、熟する時は應に增すべきを謂ふ。是くの如き等の事、其の類寔に繁なり。是の故に律儀は應に增減有るべきなり。若し得すること無しとせば、卽ち此の律儀の境は應に少分の處に受くべきなり。而るに世尊は、「是くの如き律儀は少分に受くること無し」と說けり。又、生草等を斷じて悔除することは應に無用なるべし。有るが是の說を作す「得すること有りと雖も、而も律儀と名けず、但、是は順律儀の法なり」と。問ふ、此の順律儀法は、是れ律儀の攝とせんや、非律儀の攝とせんや。若し是れ律儀の攝なれば、說きて律儀と爲すと、或ひは順律儀と說くとは竟に何の異り有りや。若し非律儀の攝なれば、此れに何の相有りて而も順律儀は非律儀の攝なりと言ふや。如是說者はいふ、「外法中に於ても亦、律儀を得す」と。問ふ若し爾らば、律儀は應に增減有るべけん。答ふ、增減無し、總を以つて得するが故に。謂く此の律儀は總じて一切の生草等の上に於て一の無表を得するに、而も世間には生草等の無き時有ること無し。總じて一切の蒲桃等の酒の則ち壞せざる時に於て、一無表を得するに、世間には諸酒無き時有ること無し。是の故に律儀に增減有ること無し。餘も亦、是くの如きな

戒を犯すときは、その一有情處に於てのみ一支戒斷じ、他の有情には七支全體が轉ずと言ふなり。而し何れにするも此の二說は、犯戒せば律儀を斷ずと云ふ點に關しては一致を示し、迦濕彌羅國論師が犯戒するも律儀斷ぜずと主張するものと相違するものなり。

【一七】 若し學處を犯せば云云は、十誦律二一卷(大正二三、頁一五七上)に「若比丘於ニ是四墮法一若作ニ一一法一是非ニ比丘一非ニ沙門一非ニ釋氏一」とあるを指すか。

【一八】 勝義の苾芻とは、見道位以上の苾芻をいふ。卽ち戒を犯せしものは、假使一有情の處に於て一支戒のみを斷じて他は斷ぜずと雖も、而も戒を犯せるが故に無漏の聖道を起して聖者となること能はず。從つて嚴密には聖者の苾芻には非らずと云ふべき所を佛陀が密意を以て假りに苾芻に非らずと云へるに過ぎずとなり。

【一九】 **二十一支戒說に由る戒の所得の一異並びに捨に就きて。**

二十一支戒とは、離斷生命乃至離雜穢語の七支の各々が、無貪・無瞋・無癡の三根より生ずるに由りて、二十一支戒となるなり。

生命乃至離雜穢語に皆、三品有り、或ひは三根より生ずるなり。或ひは應に四十二と說くべし。謂く離斷生命乃至離雜穢語の各に表・無表有り、皆、三品或ひは三根より生ずるなり。若し相續と刹那とを以つて分別せば則ち無量の律儀有り。

[一六]今總じて七種を說く、謂く離斷生命乃至離雜穢語なり。此の中、有るが說く、「彼の七支戒の一一は、一切の有情處に於て得するも而も所得は是れ一なり。」と。彼れは說く「一有情所に於て一支戒を犯す時は、一切の有情處に於て此の一支戒は斷じ、餘の六は猶轉ずるなり、」と。此は卽ち善く世尊の所說――[一七]若し學處を犯せば苾芻に非らず、沙門に非らず、釋種の子に非らず――を通ずるなり。有るが說く「此の七支戒の一一は一切の有情處に於て得するも、所得は各異る。有情の數量の如く所得の戒も亦、爾り」と。彼れは、說く「一有情所に於て、一支戒を犯す時、卽ち此の一有情處の一支戒斷ずるも、餘の六は猶轉じ、餘の有情處の七支は皆轉ずるなり」と。問ふ、若し爾らば、云何んが世尊の所說――若し學處を犯せば苾芻に非らず等――を通ずるや。答ふ、[一八]勝義の苾芻に依りて苾芻に非らずと言ふなり、彼れに趣くこと能はざるを以つての故にと。

[一九]有餘師の說く「別解脫律儀は因の差別に隨つて二十一を成ず」と。此の中、有るが說く「二十一種の一一は一切の有情處に於て得するも、而も所得は異ならず」と。彼れは說く「貪煩惱に由りて一有情所に於て一支戒を犯す時、一切の有情處に於て無貪所生の一支戒斷じ、餘の二十種は先の如く猶轉ずればなり」と。此は則ち善く世尊の所說――若し學處を犯せば、苾芻に非らず等――を通ずるなり。有るが說く「此の二十一種の一一は一切の有情處に於て得し、而も、所得は各異る。有情の數量の如く所得の戒も亦、爾り」と。彼れは說く「貪煩惱に由りて一有情所に於て一支戒を犯す時、卽ち此の一有情處の無貪所生の一支戒は斷ずるも、餘の二十種は先の如く猶、轉じ、餘の有情處の二十一種は具足して皆、轉ずればなり。」と。問ふ、若し爾らば、云何んが世尊の所說――若し學處を

共法(Aṣṭādaśāveṇika dharmā)なり。

【一三】 **律儀の數に就きて、** 一乃至四十二ありとするものあるも通例これを七種と說く。

【一四】 戒蘊(Śīlaskandha)とは、學の戒と無學の戒と及び一切の善の非學非無學の戒とを云ひ、戒修(Śīlabhāvanā)とは、諸の善戒に於いて親近し數習し、殷重し無間に勤修して捨せざるをいひ、戒學(Śīlaśikṣā)とは、具戒に安住し、別解脫律儀を守護し、軌則の所行は悉く皆具足し、微小の罪に於いて大怖畏を見、學處を受學するをいふ。

【一五】 玆に三根とは、無貪・無瞋・無癡の三善根をいふ。

【一六】 **七支戒諍に由る戒の所得の一異並びに捨に就きて、** 卽ち戒を離斷生命・離不與取・離欲邪行・離虛誑語・離離間語・離麁惡語・離雜穢語の七支に分つ說に從つて、その七支の一一が一切の有情處に於て得する所得が一なりや、異なりやを明すなり。戒の所得が一なり、と主張するものの立場に據れば、一有情に對して一支戒を犯すときは、一切の有情に對して一支戒斷じ、他の六支戒は轉ずといひ、之に反して戒の所得が異ると主張する論者は、一有情に對して一支

應正等覺は皆悉く平等なり」と。[九]答ふ、[一〇]三事等しきに由るが故に平等と名く、一に修行等し。謂く諸の如來は皆、過去三無數劫に於て[一一]四種の波羅蜜多を勤修して究竟圓滿ならしめて菩提を得するが故に。二に利益等し。謂く諸の如來は等しく無量の應に化すべき有情に於て利樂事を作し、皆、究竟せしむるが故に。三に[一二]法身等し。謂く諸の如來は皆、十力・四無所畏・三念住・大悲の十八不共法等の勝功德を得するが故に。此の三義に由るが故に平等と言ふも、律儀の體に多少の異り無きに非らざるなり。又、根等きに由るが故に「等し」の言を說く。一切の如來は皆、上品の根に住するを以つての故に。又、戒等しきに由る。一切の如來は皆、上品の戒を得するが故に。有餘師の說く「一切如來應正等覺の所有の律儀は、皆、一切の有情處に於て得するが故に等しの言を說くも、體に異り無きに非らず。謂く過去佛の律儀の所從の諸の有情の境が設し今猶在れば、釋迦牟尼は彼の境の上に從つて亦、律儀を得せんも、然も此の理り無く、釋迦如來應正等覺の律儀の所從の諸の有情の境が設し當に在るべしとせば、慈氏如來は彼の境の上に從つて亦、律儀を得せんも、然かも此の理り無し。故に「等し」の言を說くも亦、失有ること無きなり。

[一三]然るに諸の律儀は應に、一有りと說くべきなり。說くが如し[一四]「戒蘊・戒修・戒學」と。或は應に二と說くべし、謂く表と無表となり。或ひは應に三と說くべし、謂く下・中・上なり。或ひは無貪・無瞋・無癡より生ずる所の差別なり。或ひは應に四と說くべし、謂く身・語業に各、表と無表と有るなり。或ひは應に六と說くべし、謂く表と無表とに各、下・中・上有るなり。或ひは[一五]三根所生なり。或ひは應に七と說くべし、謂く離斷生命乃至離雜穢語なり。或ひは應に九と說くべし、謂く、下下より乃至上上なり。或ひは應に十二と說くべし。謂く身・語の表・無表に、各三品有り、或ひは三根より生ずるなり。或ひは應に十四と說くべし。謂く離斷生命乃至離雜穢語に各、表・無表有るなり。或ひは應に十八と說くべし。謂く、表・無表に各九品有るなり。或ひは應に二十一と說くべし。謂く離斷

【九】 **特に諸佛平等の解釋に就きて。**

【一〇】 諸佛の三事平等に就きて、——一、修行等し。二、利益等し。三、法身等し。

【一一】 四種の波羅蜜とは、施・戒・精進・般若の四波羅蜜をいふ。婆沙百七十八卷、(大正・二七、頁八九二中、)參照。

【一二】 **特に法身に就きて。** 十力(Daśa-balāni)とは、(一)處非處智力、(二)業異熟智力、(三)靜慮解脫等持等至智力、(四)根上下智力、(五)種種勝解智力、(六)種種界智力、(七)徧趣所智力、(八)宿住隨念智力、(九)死生智力、(十)漏盡智力をいふ。四無所畏(Catvāri vaiśāradyāni)とは、(一)正等覺無畏、(二)漏永盡無畏、(三)說障法無畏、(四)說出道無畏をいひ、三念住(Trīṇi smṛtyupasthāna)とは、(一)諸弟子衆一向恭敬能正受行如來緣之不生歡喜捨而安住正念正知、(二)諸弟子衆唯、不恭敬不正受行如來緣之不生憂感捨而安住正念正知、(三)諸弟子衆一類恭敬能正受行一類不敬不正愛行如來緣之不生歡感捨而安住正念正知をいひ、之れに大悲(Mahā Karuṇā)を加へたるは十八不

理も亦、違ふこと無きなり。

〔七〕是の故に別解脫律儀と、靜慮と無漏との二種の律儀とに差別の相有り。謂く別解脫律儀は唯、現在の有情處に於てのみ得するに、靜慮と無漏との二種の律儀は、三世の境界處に通じて得す。別解脫律儀は、業道の根本・加行・後起の處に通じて得するに、靜慮と無漏との二種の律儀は唯、業道の根本處に於てのみ得す。此の差別に由りて應に四句を作すべし、(一)有る蘊・界・處は彼に於て別解脫律儀を得するも、靜慮と無漏とに非らざるものあり。謂く現在の業道の加行と後起となり。(二)有る蘊・界・處は彼れに於て、靜慮と無漏との律儀を得するも、別解脫に非らざるものあり。謂く過去・未來の根本業道なり。(三)有る蘊・界・處は、彼れに於て別解脫律儀を得し亦、靜慮と無漏とをも得するものあり。謂く現在世の根本業道なり。(四)、有る蘊・界・處は彼れより別解脫律儀を得するにも不ず、亦、靜慮と無漏とを得するにも非らざるものあり。謂く過去・未來の業道の加行と後起となり。

〔八〕問ふ、若し別解脫律儀は唯、現在の有情處に於てのみ得し、去・來の蘊・界・處に於てに非ずとせば、則ち諸の如來應等正覺の律儀は等しからざらん。所以は何ん。過去の諸佛が世に出現せし時は無量の有情が律儀の境と爲りしも、彼の有情の類は已に涅槃に入れるをもて、釋迦牟尼は彼の境の上に於て律儀を得せず。今、釋迦佛の世に出現する時には、無量の有情が律儀の境と爲るも、彼の有情の類は已に涅槃に入れば、慈氏(Maitreya)如來は彼の境の上に於て律儀を得せず。境に寬狹有るをもて律儀も亦、爾り。豈諸佛の律儀等しからざるに非らざらんや。答ふ、應に是の說を作すべし、「律儀の境界には多少有りと雖も、而も律儀の體は前後異ること無し、俱に一切有情の境處より總じて發得するが故に」と。有るが是の說を作す「三世の如來の律儀は等しからざるも亦、失有ること無し」と。問ふ、若し爾らば施設論の說を當に云何が通ずべきや。彼れに說くが如し、「一切の如來

對しては然らずと言ふことになるを以つて增減有ることとなるなり。

【五】法救の律儀は所能處のみより得すとする異說。——

【六】過去・未來は法數に墮すとは、現在の五蘊は之れを人、卽ち有情として取り扱ふも、過去・未來の五蘊等は、法として取り扱ふべきものなりとなり。

【七】特に別解脫律儀と、靜慮・無漏の二律儀との得の範圍に關する差別。別解脫律儀は、現在の有情處に於て得するに、靜慮・無漏律儀は三世に通じ、又靜慮・無漏律儀は唯、根本業道處に於いてのみ得するに別解脫律儀は根本・加行・後起に通ずるが故に、互に寬狹ありて四句を作すこと本文の如し。

【八】別解脫律儀の得の範圍を現在の蘊・界・處に限らば、諸佛の律儀が不平等となると言ふに就きて。

（業蘊第四中、害生納息第三之三）

第七節[一]　特に別解脫律儀を受得する範圍に就きて

問ふ[二]、別解脫律儀は、但、所能[三]の有情處に從つてのみ得すとせんや、亦、非所能處に從つても得すとせんや。若し但、所能處に從つてのみ得すとせば、則ち此の律儀に應に增減有るべし。謂く非所能處より所能處を生ずる時、律儀は應に增すべく、卽ち所能處より非所能處を生ずる時、律儀は應に減ずべければなり。又、此の律儀は應に少分處に受くべきことゝなるべし。而るに世尊は少分の受無しと說けり。又、應に離繫[四]の所宗を成立すべけん。謂く彼の外道は他を誘はんが爲めの故に、是くの如き言を作す、「善來男子よ。衆生の、此を去ること百踰繕那を過ぎてあるもの有り。若し善心を起し、刀杖を棄捨し、誓つて彼れを害せずば、彼れに於て便ち不殺生の律儀を得せん」と。若し亦、非所能處に從つても得すと言はゞ、法救論[五]の所說を當に云何が通ずべきや、彼れに說くが如し、「尸羅は所能處に從つて得し、慈は所能と非所能との處に從つて得す」と。答ふ、應に是の說を作すべし、「律儀は、所能と非所能との處に從つて得す」と。問ふ、前三種の難は此れが善通すと爲すも、法救論を云何が通ずべきや。答ふ、當に知るべし、彼の尊者は密意を以つて說けることを。佛も亦、密意を以つて諸の契經を說く、況んや彼の尊者にして密意の言無からんや。密意とは、何ん。謂く彼の尊者は現在世の蘊・界・處を說きて名けて所能と爲し、過去・未來のを非所能と名け、別解脫戒を名けて尸羅と曰ひ、靜慮と無漏との二戒を慈と名くるなり。彼れは別解脫戒は、唯、現在の有情數の蘊・界・處に於てのみ得し、過・未に於てには不らず。[六]過去・未來は法數に墮するを以つての故にと說くなり。靜慮と無漏との二種の律儀は三世の蘊・界・處に通じて得するが故に、彼の所說の

【一】前節に於て別解脫律儀に就きて種々細說せるに引き續き、本節は主として別解脫律儀を得する範圍に關する諸種の問題を究明せんとする段なり。

【二】以下別解脫律儀の得の範圍に就きて。

【三】所能處とは現在の五蘊・十二處・十八界、卽ち現在の有情をいひ、非所能處とは過去未來の五蘊・十二處・十八界卽ち過・未の有情をいふ。

【四】離繫は詳くは離繫親子(Nirgrantha Jñātaputra 尼犍陀若提子)といひ、一類の沙門なり。玆に引用さるる文は、中阿含、五十五卷第二百二經持齋經、(大正・一、頁七七〇) A.N. III. 70 (Vol. I. p. 206) 等に見ゆる、所謂る尼犍齋と稱せらるるものなり。卽ち此の說は東西南北の百由旬以外の有情に對して憐愍を懷き、彼れを擁護せんが爲めに刀杖を捨つべしといふ、百由旬と限るが故に、玆に於いて或る有情に對しては憐を懷きて之れを護り、或る有情に

し闇を、明燈纔かに至れば則便ち除遣するが如く、又、淡に於て久しく鹹想を習ふに、纔かに鹽味を嘗むれば彼の想は則ち除くが如し。善戒が惡戒を治するも亦復、是くの如く、道が煩惱を治するも應に知るべし亦、然ることを。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十九

別解脫律儀は隨心轉に非らざるなり。

[一〇二] 問ふ、別解脫律儀に住するものは、律儀を犯す時、律儀を捨するや不や。外國の諸師は、是くの如き說を作す「彼れは律儀を捨して非律儀非不律儀を得す。若し時に發露し覆藏心無く、如法に悔除せば、便ち非律儀非不律儀を捨して還た律儀を得す」と。若し是の說を作せば、「便ち發露し悔過せば還た律儀に住す」といふを善通爲し、作法に悔除するも亦、無用に非らざるなり。有餘師の說く「彼れは律儀を犯す時、律儀を捨し、非律儀・非不律儀を得す、若し時に發露して覆藏心無く、如法に悔除せば便ち非律儀非不律儀を捨するも、而かも律儀を得せず」と。問ふ、發露し悔過せば還た律儀に住すと說くが如きを當に云何んが通ずべきや。如法に悔除することも豈に無用に非らざらんや。答ふ、善の意樂に住するをも律儀に住すと名く。爾の時、惡の意樂を捨して善の意樂を發すが故に無用に非らざるなり。然も實には此の位に律儀を得せざるなり。復、說者有り「彼れは律儀を犯す時、現在の律儀を斷じて非律儀非不律儀を得すも、而も過去の律儀を成就す。若し時に發露して覆藏心無き等につきては第二說の如し」と。或ひは說者有り「彼れは律儀を犯す時、初剎那斷ずるも、次後は復た續く」と。迦濕彌羅國の諸論師の言く「彼れ律儀を犯す時、律儀を捨せずして而も、非律儀非不律儀を得す。是の故に爾の時を非律儀非不律儀に住すと名け、亦、律儀に住する者とも名くるなり。若し時に發露して覆藏心無く、如法に悔除せば、便ち非律儀非不律儀を捨するをもて、但、律儀に住するものとのみ名く。富者有りて、他の債を負ふ時は負債者と名け亦、富者とも名くるに、後、債を還へし已れば但、富者とのみ名くるが如し」と。若し是くの如く說かば、便ち發露し悔過せば還た律儀に住すといふを善通すと爲し、作法に悔除するも亦、無用に非らざればなり。

[一〇三] 問ふ、善戒は云何んが能く惡戒を治するや。答ふ、誓受心を助伴と爲すに由るが故なり。無始より諸の惡尸羅を數習するも、暫く善戒を受くれば則ち能く除捨すること、猶し、室中に久時、積り

【一〇二】別解脫律儀に住して律儀を犯す者の律儀の捨不捨並びに懺悔の效用に就きて。之れに律儀を捨すと主張するものと捨せずと主張するものとの二派あり。

(a)中に就きて捨すと主張するものの中にも更に數說あり。

(一)律儀を捨して處中を得し、悔除せば處中を捨して律儀を還得す。

(二)律儀を捨して、處中を得し、悔除せば處中を捨するも律儀を得せず。

(三)現在の律儀を斷じて處中を得し、過去を成就す、悔除せば處中を捨するも、律儀を得せず。

(四)律儀を初剎那斷じ、次に繼續す。

(b)律儀を捨せずと主張するもの。(迦濕彌羅の說)

(一)律儀を捨せずして、更に處中を得し、悔除せば處中を捨す。

【一〇三】善戒が惡戒を對治する理由に就きて。誓受心の助に由る。

儀は唯、是れ善のみなり。若し隨心轉なれば善心の起る時のみ、彼れは隨轉すべきも、不善心・無記心起る時は彼れは應に斷ずべきが故なり」と。有るが說く「隨心轉の法は理として應に是くの如くなるべし。若し心が欲界なれば彼れも亦、欲界なり、色界・無色界・不繫も亦、爾りと。別解脫律儀は唯、是れ欲界のみなり。若し隨心轉なれば、欲界心の起る時にのみ、彼れは隨轉すべきも、色・無色界・不繫心起る時は彼れは應に斷ずべきが故なり」と。有るが說く「隨心轉の法は理として應に是くの如くなるべし。若し心が學なれば彼れも亦、學なり、無學・非學非無學も亦、爾りと。別解脫律儀は唯、非學非無學のみなり。若し、隨心轉なれば、非學非無學心起る時にのみ、彼れは隨轉すべきも。學・無學心起る時、彼れは應に斷ずべきが故なり」と。有るが說く「隨心轉の法は理として應に是くの如くなるべし。若し心が見所斷なれば、彼れも亦、見所斷なり。修所斷・不斷も亦、爾りと。別解脫律儀は唯、修所斷のみなり。若し隨心轉なれば、修所斷心の起る時にのみ、彼れは隨轉すべきも、見所斷心・非所斷心の起る時は彼れは應に斷ずべきが故なり」と。有るが說く「若し別解脫律儀が隨心轉なれば、應に未來修・未來成就なるべきに、然かも別解脫律儀には未來修及び未來成就無きが故なり」と。有るが說く「若し此の別解脫律儀が隨心轉なれば、應に戒に住するものの長幼を施設せざるべきが故なり」と。有るが說く「若し此の律儀が隨心轉なれば、應に戒品の決定を施設せざるべきが故なり」と。有るが說く「若し此の別解脫律儀が隨心轉なれば、應に四緣・五緣に非らずして而も捨すべきが[一〇〇]——言ふ所の四緣とは、一に學處を捨し、二に二形生じ、三に善根斷じ、四に衆同分を捨するなり、言ふ所の五緣とは、上の四緣と及び夜の盡くるとを謂ふ——故なり」と。有るが說く「若し此の別解脫律儀が隨心轉なれば、應に上界より欲界に生ずる時、得すべきなり、若し爾らば、便ち應に律儀・不律儀に住するもの等の三種の差別は無かるべきが故なり」と。有るが說く「若し別解脫律儀が隨心轉なれば、有心時には有るべく、無心時には應に斷ずべきが故なり」と。此等の諸の過失有ること勿れ。故に

へに依りて得するをいふ。

【九九】心と一生・一住・一滅たらずとは、別解脫律儀が表業によりて得し心に依らざるが故なり。

【一〇〇】特に別解脫律儀の捨緣の四種或ひは五種に就きて、
(一)學處を捨す。
(二)二形生ず。
(三)善根斷ず。
(四)衆同分を捨す。
(五)夜盡くるなり——こは齋戒の場合のみなり。

の一品乃至九品の染を離るゝものと、及び初靜慮に生ずるものとを謂ふなり。[九四]或ひは具さに四を成就するものとは、聖者にして欲界に生じ學處を受け欲界の一品乃至九品の染を離るゝものを謂ふなり。

[九五]問ふ、此の四律儀は、幾くか隨心轉にして、幾くか不隨心轉なりや。答ふ、三は隨心轉にして、一は不隨心轉なり、謂く、別解脫律儀なり。

[九六]問ふ、何が故に別解脫律儀は不隨心轉なりや。答ふ、別解脫律儀は麁にして重きに、隨心轉の律儀は細にして輕きが故なり。有るが說く「別解脫律儀は惡戒の爲めに損伏せらるゝに、隨心轉の律儀は惡戒の爲めに損伏せられざるが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は、惡の意樂及び害の意樂の爲めに損伏せらるゝに、隨心轉の律儀は彼れの爲めに損伏せられざるが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀の勢用は蹇鈍にして行は心に及ばざるに、隨心轉の律儀の勢用は捷利にして行は心に及ぶが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は表に依るに、隨心轉の律儀は無表に依るが故なり」と。有るが說く、「別解脫律儀は是れ表の果なるに、隨心轉の律儀は是れ無表の果なるが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は表に依り是れ表の果なるに、隨心轉の律儀は心に依り是れ心の果なるが故なり」と。有るが說く[九七]「別解脫律儀は部衆の人が和合して受くるに依りて得するに、隨心轉の律儀は但、法に依りてのみ得するが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は[九八]他に依りて得するに、隨心轉の律儀は自に依りて得するが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は心と[九九]一生・一住・一滅ならざるに、隨心轉の律儀は心と一生・一住・一滅なるが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は心と一果・一等流・一異熟ならざるに、隨心轉の律儀は心と一果・一等流・一異熟なるが故なり」と。有るが說く「別解脫律儀は、心と俱生せざるに、隨心轉の律儀は心と俱生するが故なり」と。有るが說く「隨心轉の法は理として應に是くの如くなるべし、心若し善なれば彼れも亦、善なり。不善・無記も亦爾りと。別解脫律

【九五】 四律儀の隨心轉・不隨心轉分別

【九六】 以下別解脫律儀が不隨心轉なる理由に就きて。此の中に隨心轉と不隨心轉との差別、及び別解脫律儀と隨轉戒との性質が自から明にされゐることは注意すべきなり。

【九七】 此の中、部衆の人が和合して受くとは、例へば、比丘・比丘尼・正學の戒を受くるには、必ず僧伽の認可を得るを要するが如きをいひ、法に依りて得すとは、無漏法或ひは靜慮を得するに依りて、無漏律儀或ひは靜慮律儀を得するをいふ。

【九八】 他に依りて得すとは、僧伽、或ひは、阿闍梨（勸策乃至近住の受戒の場合）の教

り、謂く欲界の染を離るゝ九無間道中の世俗の隨轉戒を除く諸餘の世俗の隨轉戒なり。

[八七]問ふ、此の四律儀は誰か幾くを成就するや。答ふ、或ひは有るは但、一のみを成就するものあり、謂く斷律儀を除く餘の三律儀の一一を成就するものなり。而して、但、斷律儀のみを成就する者は無きなり。或ひは有るは二を成就するものあり。謂く、或ひは別解脫と靜慮との二か、或ひは靜慮と無漏との二か、或ひは靜慮と斷との二かなり。[八八]而して無漏と斷との二を成就するものは無きなり。或ひは有るは三を成就す、謂く或は別解脫と靜慮と無漏との三か、或ひは別解脫と靜慮と斷との三か、或ひは靜慮と無漏と斷との三かにして、[八九]別解脫と無漏と斷との三を成就する者有ること無きなり。或ひは有るは具さに四を成就するものあり。[九〇]此の中、但、別解脫律儀のみを成就する者とは、異生にして欲界に生じ、[九一]學處を受けて未だ色界の善心を得せざるものを謂ひ、但、靜慮律儀のみを成就すとは、異生にして欲界に生じ學處を受けずして色界の善心を得するも、而も猶具縛なるものと、及び第二、第三、第四靜慮に生ずるものとを謂ひ、但、無漏律儀のみを成就するものとは、聖者にして、無色界に生ずるものを謂ふなり。[九二]或ひは別解脫と靜慮との二を成就するものとは、異生にして欲界に生じ學處を受け色界の善心を得するも而も猶、具縛なるものを謂ひ、或ひは靜慮と無漏との二を成就するものとは、聖者にして欲界に生じ學處を受けず未だ欲界の染を離れざるものと、及び第二・第三・第四靜慮に生ずるものとを謂ひ、或ひは靜慮と斷との二を成就するものとは、異生にして欲界に生じて學處を受けず、而かも欲界の一品乃至九品の染を離るゝものと、及び初靜慮に生ずるものとを謂ふなり。[九三]或ひは別解脫と靜慮と無漏との三を成就するものとは、聖者にして欲界に生じ學處を受くるも未だ欲界の染を離れざるものを謂ひ、或ひは別解脫と靜慮と斷との三を成就するものとは、異生にして欲界に生じ學處を受け、欲界の一品乃至九品の染を離るゝものを謂ひ、或ひは靜慮と無漏と斷との三を成就するものとは、聖者にして欲界に生じ學處を受けずして欲界

【八七】以下四種の律儀の成就關係に就きて
これに四類あり。
（一）唯、一律儀のみを成就するもの。
（二）二律儀を成就するもの。
（三）三律儀を成就するもの。
（四）四律儀を成就するもの。

【八八】茲にては無漏と斷との二律儀は、未至定によりて得せるもの故、必然に靜慮律儀をも得することとなる。從つて無漏と斷とのみの二律儀を成就するものは無きなり。

【八九】こは亦、前註八八に由りて推知すべし。

【九〇】特に唯、一律儀を成就するものに就きて。

【九一】別解脫は欲界にのみ在りて上界に無きが故に茲に欲界といふ限定を設けしなり。

【九二】特に二律儀を成就するものに就きて

【九三】特に三律儀を成就するものに就きて。

【九四】特に四律儀を成就するものに就きて。

(dhyānasaṃvara)、三に無漏律儀(anāsravasaṃvara)、四に斷律儀（ucchedasaṃvara）なり。[八二]別解脫律儀とは、欲界の尸羅(sila)を謂ひ、靜慮律儀とは、色界の尸羅を謂ひ、無漏律儀とは無漏の尸羅を謂ひ、斷律儀とは靜慮と無漏との二律儀中に於て、各、少分を取るなり。欲界の染を離るゝ九無間道中、世俗の隨轉戒は二律儀の攝なり。謂く靜慮律儀と及び斷律儀となり。無漏の隨轉戒も亦、二律儀の攝なり、謂く無漏律儀と及び斷律儀となり。

[八三]問ふ、何が故に唯、此れを斷律儀とのみ名くるや。答ふ、能く破戒と及び破戒を起す煩惱との與めに斷對治と作るが故なり。謂く前八無間道中の二隨轉戒は唯、破戒を起す煩惱の與めに斷對治と作り、第九無間道中の二隨轉戒は、通じて[八四]破戒と及び破戒を起す煩惱との與めに斷對治と作る。

[八五]是の故に靜慮と無漏との律儀を斷律儀に對して四句を作るなり。靜慮律儀を斷律儀に對して四句を作るとは、(一)、有るは是れ靜慮律儀にして斷律儀に非らざるものあり。謂く、欲界の染を離るる九無間道中の世俗の隨轉戒を除く諸餘の世俗の隨轉戒なり。(二)、有るは是れ斷律儀にして靜慮律儀に非らざるものあり、謂く欲界の染を離るゝ九無間道中の無漏の隨轉戒なり。(三)、有るは是れ靜慮律儀にして亦、是れ斷律儀なるものあり。謂く、欲界の染を離るゝ九無間道中の世俗の隨轉戒なり。(四)、有るは靜慮律儀にも非らず亦、斷律儀にも非らざるものあり。謂く欲界の染を離るゝ九無間道中の無漏の隨轉戒を除く諸餘の無漏の隨轉戒なり。

[八六]無漏律儀を斷律儀に對して四句を作るとは、(一)、有るは是れ無漏律儀にして斷律儀に非らざるものあり。謂く欲界の染を離るゝ九無間道中の無漏の隨轉戒を除く諸餘の無漏の隨轉戒なり。(二)、有るは是れ斷律儀にして無漏律儀に非らざるものなり。謂く欲界の染を離るゝ九無間道中の世俗の隨轉戒なり。(三)、有るは是れ無漏律儀にして亦、是れ斷律儀なるものなり。謂く欲界の染を離るゝ九無間道中の無漏の隨轉戒なり。(四)、有るは無漏律儀にも非らず亦、斷律儀にも非らざるものあ

【八三】特に斷律儀と名くる所以及びその作用に就きて。

【八四】玆に破戒を對治すとは、欲界の第九無間道が修所斷なる欲界の不善業を對治するを言ふなり。

【八五】靜慮律儀を斷律儀に對しての四句分別。

【八六】無漏律儀を斷律儀に對しての四句分別

去る。其の人後に於て一珠の少きを覺え、竊かに苾芻が盜みて持ち去ると謂ひ、尋いで則ち奔逐して擒獲し將に還らんとす。責めて言く「沙門よ、汝は既に釋子たり。何ぞ廉恥無くして我が王の珠を盜むや」と。苾芻の答へて言く「我れに此の事無し」と。其の人竊かに念ず、「若し苦治せざれば珠は得べからず」と。便ち[七八]榜楚を加ふるに觸るゝ處より血流る。彼の珠を吞みし鵝、復た來りて血を唼る。その人恚憤して杖を以つて之を擊つに、鵝因りて死に致る。苾芻便ち鵝の死活を看んことを請ふ。彼れ尋いで叱りて言く、「且理として珠を出すべきに、何ぞ鵝の事に預けんや。」と。苾芻固請するをもて、彼れは乃ち爲めに看、報じて言く、「已に死せり」と。苾芻告げて曰く、「鵝が汝の珠を吞めり」と。其の人信ぜずして猶、假託なりと疑ふ。苾芻謂ひて曰く「我れ實に吞むを見たり」と。彼れ遂に刀を持して以つて鵝の腹を剖くに、乃ち腹內に於て失ひし所の珠を得たり。彼れ慚恥を生じ、悲喜、交も集る。苾芻に禮謝して白して言く「尊者は何ぞ早く示さずして、我をして盲愚ならしめ、尊身を苦楚し、斯の惡業を造り、長夜に苦を受け出期有ること無からしむるや」と。苾芻告げて言く「我れは禁戒を受くるをもて寧しろ身命を捨するも蟻卵を傷けず。若し先に汝に示さば、必ず定んで鵝を害せん。衆生を護らざれば豈、持戒と名けんや、」と。此の如き等の類も有情に於て亦、防護を得し亦、遠離を受くと名くるなり。

【本論】（四）、有るは一切の有情に於て防護を得するにも非らず、亦、遠離を受くるにも非らざるものあり。謂く前相を除くものなり。

相とは名ざす所を謂ふ、前に廣く說けるが如し。謂く[七九]三律儀を成就する人と二律儀の天趣とを除く餘の人天と及び餘趣の全とを第四句と作すが故に、「前相を除く」と言ふなり。

[八〇]第六節　特に四種の律儀に就きて

[八一]四種の律儀有り。名けて防護と爲す。一に別解脫律儀（prātimokṣasaṃvara）、二に靜慮律儀

【七九】茲に三律儀とは、別解脫律儀・靜慮律儀・無漏律儀をいひ、二律儀とは靜慮と無漏との二律儀をいふ。別解脫律儀を除くは、こは人の三洲にのみ有りて天趣に無ければなり。

【八〇】前節に於いて律儀のことに觸れたるに因みて、律儀の論究をなすが本節の主眼なり。即ち、先づ律儀の種類・自性等より始め、四律儀の成就關係、隨心轉・不隨心轉分別等を明し、更に、特に別解脫律儀が不隨心轉なる理由、別解脫律儀の捨緣、別解脫律儀に住して律儀を犯せし場合の律儀の捨・不捨論、善戒が惡戒を對治する理由等に就きて詳論するなり。

【八一】律儀の種類。

【八二】四種律儀の自性。

等を殺すも、但、人を殺すは非らず」と。有るが是の說を作す、『亦、人を殺すにも通ず。唯、已に無間の加行を起すものをば除くなり。故に是の說を作す「殺の加行を起して中間に法性を證見するが如し」と』と。

【本論】[七六] 若し一切の有情に於て防護を得せば、彼れは一切の有情に於て遠離を受くるや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)、有るは一切の有情に於て防護を得するも、遠離を受くるに非らざるものあり。學處を受けずして而も法性を證見するものの如し。

此に別解脫律儀を受けざるを學處を受けずと名くることを顯すなり。

【本論】(二)、有るは一切の有情に於て遠離を受くるも、防護を得するに非らざるものあり。學處を受けて而かも遠離を犯すものの如し。

此は別解脫律儀を受くと雖も、而も如理に作意せざると、及び貪等の煩惱とに由るが故に、所防護に於て遠離すること能はざるものを顯はすなり。

【本論】(三)、有るは一切の有情に於て防護を得し、亦、遠離を受くるものあり。學處を受けて遠離を犯さざるものの如し。

此は、已に別解脫律儀を受け、復た能く如理に作意し、思擇し乃至*命の爲にすらも亦、故に犯さざるものあることを顯すなり。

[七七] 聞くが如し。昔乞食苾芻有り、次第に里を巡りて珠師の舍に到り、正に彼の匠が王の爲めに珠を穿つに逢ふ。苾芻の來るを見、歡喜して鉢を持して家に入り食を取る。苾芻の衣の赤、日に照されて光を生じ、遙かに寶珠に映じて亦、同じく赤色となる。鵝の側に在る有り、肉なりと謂ひて便ち呑む。苾芻、之れを見、遮護するも及ばず。珠師鉢を持し食を盛滿して來り、苾芻に授與し、交に謝して

【七六】以下別解脫律儀に由る防護に就きて。別解脫律儀を受くれば必ず防護を得すとは限らず、若し律儀を犯せば防護を得せざるを以つてなり。一面に又、別解脫律儀を受けずとも見諦に由るときの如き防護を得することもあり。故に茲に、別解脫律儀と防護との間に四句分別を生ずるなり。

※命の爲め云云とは、一度、不殺生戒を受けし時は、若し殺生せざれば、自己の生命が危險に陷る際にても、むしろ、自から死するも他を害せざるが如きを云ふ。

【七七】學處を受けし者が身命を堵して防護を得せし事例。

【七八】榜楚とは、鞭打つこと。因みに榜は大正本に考とあるも三本宮本に從つて、榜と改む。

今、是れ何の日に我が家に降至せしや。善逝法王よ、今、是れ何の日に顧念を垂るゝことを得るや」と。卽ち命じて掃灑し淨座を敷飾し、香を燒き、花を散じて佛世尊を請じて家に入り座に就かしむ。時に彼の老父、諸の女人を率ひて佛足を稽首し合掌恭敬し、家の所有の乾濕の淨肉を取りて香味を調和し、以つて世尊に奉る。爾の時、世尊の告げて言く、「止めよ、止めよ。諸佛如來は、血肉を食せず」と。時に彼の老父及び諸の女人は命を承りて、慚恥し却きて一面に坐す。――有るが說く、「佛は是の日に於て、[七三]中を虛しくして過す」と。有るが說く「北洲の食を取りて以つて中時を濟す」と――。佛、彼の機に應じて爲めに法要を說くとき、家の大小人を合して同じく離生を證し、預流果を得し、[七四]淨法眼を生じ、深心に歡喜して世尊を瞻仰す。佛は餘の機を顧み重ねて說法を爲す。時に諸の少年は、禽鹿を收捕し恣に殺害を行ひ、更に機穽を設け、肉を擔ひて歸る。諸の婦人に常に迎へらるゝ處に至るに、忽ち是の日に於て特に來らざるを怪しみ、咸、是の思を作す、「他有ること勿れ」と。故に高きに登りて覘望し、遙かに家中に非常人有り、威光赫奕たること鑄金臺の如く、父及び女人前後を圍遶するを見、便ち忿恚を生じ、共に相ひ謂ひて言く「此等の迎へざるは、必ず彼れの制するに由るならん」と。恚怒旣に深くして、擔を釋くに遑あらず、刀を持して直ちに進み、規りて佛を害せんと欲す。父之を叱りて言く、「汝等、止めよ、止めよ。是は是れ聖子、善逝・法王なり。來りて我等を度す。宜しく各、慶幸すべく惡心を起すこと勿れ」と。諸子旣に聞き咸、悔愧を生じ、刀を棄て擔を釋き稽首して哀を求め、恭敬合掌して却きて一面に坐す。佛は彼の機に應じて爲めに法要を說くに、諸子、聞き已りて亦、離生を證し、預流果を得し、淨法眼を生じ、深心に歡喜して世尊を瞻仰す。時に林野中の無量の蟲鹿は、諸の機穽を衝き死傷すること一に非らざるに、聖道力に由り諸子等をして殺生業道の無表を生ぜざらしむ。

[七五]問ふ、何等の生を殺すとも、加行位に於て、聖道に入らしむべきや。有るが是の說を作す「傍生

を得せし事例

【七二】 佛が生母摩耶（Māyā）夫人に、母の恩を報ぜんが爲め忉利天に昇りて說法し、遂に母を度せし因緣譚は早くも增一阿含第二十八（大正二、頁七〇三）に見ゆ。摩訶摩耶經等は之れを種子本として作制せるもの。

【七三】 中を虛しくして過すとは晝飯を食せずに過すとの意。

【七四】 淨法眼とは、無漏智によりて四諦の理を觀じて、法性を證見するをいふ。

【七五】 **殺生の加行の可轉不可轉論**

殺の加行を作して彼れをして必死に到らしむるとき、聖道に入ることを許せば、聖道に入りし後の身體は、惡の加行を作せし身體と異なるを以つて業道は成ぜず、之れ卽ち加行位に轉ぜられしなり。故に加行可轉・不可轉の問題の中心は、加行位に聖道に入ることを許すや否やにあり。之れに對して、（一）傍生を害す加行位には許すとする說と、（二）人の場合にも之れを許すとする說との二說あり。されど、無間業の加行位には之れを許さざるなり。因みに無間業の加行不可轉論に就きては、婆沙百十五卷（毘曇部十二、頁三九三）を參照すべし。

[六六]問ふ、佛身に瘡穴等、有りとせんや不や。答ふ、無し。所以は何ん。一切の如來の相好は圓滿にして、身・毛・皮等殊妙齊平なり。是の故に、瘡穴等の事有ること無し。問ふ、此は何の業の果なりや。答ふ、如來は昔、三無數劫に於て菩薩の行を修する時、若し有情の身分に缺壞あるを見ば、便ち深悲を起して方便して救濟し、要ず圓滿ならしめ、若し、佛像・菩薩像・聖僧像・靈龕・制多・僧伽藍等の彫落破壞するを見ば、方便して修治し、要ず本の如くならしむ。此の業に由るが故に、今是くの如き相好莊嚴にして瘡穴等無きを得るなり。

[六七]第五節　二種の防護に就きて

【本論】[六八]頗し故思にて生命を害し後、遠離を受けずして而も一切の有情に於て防護を得するもの有りや。答ふ、有り。殺の加行を起し、[六九]彼を必死に致らしめ、而も中間に法性を證見するが如し。

此は、諸の學處を受くるに因らずして、但、正性離生に入る時、[七〇]不作律儀を得するに由りて名けて防護と爲すことを顯すなり。其の事如何ん。[七一]挐迦契經は是れ此の論の根本なり、昔、釋種有り、挐迦と名く。先に是れ世尊の祖父なり。僮僕は、事に因り逃叛して、雪山の所に往き、男女、各、數十人を產育し、姻親强盛にして、舍宅嚴好なり。倉庫盈溢すと雖も、而も畋獵を以つて事と爲す、曾て一時に於て少壯の丈夫皆、出でて遊獵す。時に[七二]薄伽梵、天宮に往き、母の恩を報ぜんが爲めに安居して說法せんと欲す。先に佛眼を以つて、世間に衆生にして佛が應に親しく度すべきに、佛を見ざるに由りて獲益の時を失するもの有ること勿きやを遍く觀ず。尋いで挐迦及び諸の眷屬の善根已に熟し見諦の時至れるを見る。爾の時、世尊は彼れを度せんが爲めの故に、住處より沒して彼の門前に現る。老父遙かに見て則ち是れ佛なることを知り、歡喜して迎逆へ恭敬作禮して白して言く「聖子よ、

るときは、假使佛身血を出さざるも無間罪を成ず。此等の關係を明白ならしめんが爲めに四句分別をなすなり。

【六五】血をして處を移せしむとは、皮下出血をいふ。

【六六】**佛身に瘡穴等無き理由**

【六七】本節は發智論の頌文よりすれば「二防護」に當り、即ち、別解脫律儀を受けずして、而も法性を見證するに由りて得する、防護と、別解脫律儀を受けて、得する防護との二種の防護を論究するをその課題とす。因みに防護とは、一切の有情に對して害をなさざることに由りて消極的とは言へ惡を防ぎ善を保護するをいふ。

【六八】**以下見諦に由る防護に就きて**

【六九】「彼を必死に致らしめ而も」は發智論より補へるもの。

【七〇】不作律儀とは定んで欲邪行等を作さざるをいひ、別に體有るに非ず、即ち聖者は正性離生に入りし時、前に別して別解脫律儀を受けしこと無くとも、自然に、性戒を持するに至るを、不作律儀を得すと言ふなり。

【七一】**挐迦經に表れたる殺生の加行位に於て見諦し、防護**

六一 問ふ、一無間に由ると乃至五に由ると、地獄に墮するに何の差別有りや。答ふ、一無間に由りて地獄に墮するものは、其の身狹小にして苦具多からず、苦受現前するも極猛利に非らざるなり。若し乃至五無間に由りて地獄に墮するものは、其の身廣大にして苦具增多なり、苦受現前して極めて猛利と爲るなり。

六二 問ふ、五無間業は何ものが最も重きや。答ふ、破和合僧なり、法身を壞するが故に。次に、佛身血を出すこと、次に阿羅漢を害すること、次に母を害すること、後に父を害することなり。母の恩養は父よりも重きと爲し、德田の勢力は恩田よりも勝ると爲すが故に。

六三 問ふ、世尊所有の諸の無學法を說きて名けて佛と爲す。此は害すべからざるに、云何が惡心もて血を出すは、無間罪を得するや。尊者世友說きて曰く、「能く大菩提を成ずる法に於て、惡の意樂を起し毀壞せんと欲するを以つての故に、生身を害すと雖も、而も彼れに於て無間罪を得するなり。復次に、諸佛の成ずる無學法は、生身に依りて轉ずるをもて、若し所依を壞せば、當に知るべし亦、能依をも壞することを。缾破すれば乳則ち失するが如し。是を以つて無間罪を得するなり」と。

六四 問ふ、惡心を起して佛身血を出せば無間罪を得するが如く、頗し、惡心を起して血を出すに至らざるときも亦、此の無間罪を得すること有りや。答ふ、有り。是の故に應に四句を作すべし。(一)有るは惡心を起して佛身血を出すも、無間罪を得せざることあり、謂く、打たんと欲する心を起して血を出すときなり。(二)有るは惡心を起して、血を出さずして而も無間罪を得することあり、謂く、殺さんと欲する心を起して乃至 六五 血をして處を移さしむるなり。(三)有るは惡心を起して佛身血を出し亦、無間罪を得するものあり、謂く殺さんと欲する心を起して而も血を出するなり。(四)有るは惡心を起し血を出すにも至らず、無間罪を得せざるものあり、謂く打たんと欲する心を起して、乃至血をして處を移さしむるなり。

有情も無くなりし時なり。然るに既に壞劫の始まる時期に到達せしに、一劫壽の苦果を受くものありとせば、壞劫の始まることは延期さるるや、或ひはその有情が中夭するやの疑問を生ず。之れの解決に二說あり。(一)中夭すること無く、他の世界の地獄に移るとすると、(二)劫滅時には無間業を作るもの無しとするとなり。

【六〇】一人にて五の無間業を造るや否や。

【六一】一無間に由りて地獄に墮すると、五無間に由りて墮するとの區別。

【六二】五無間業の輕重に就きて。

【六三】出佛身血が無間罪なる理由に就きて。 佛とは世尊所有の無學法なれば、佛を害すること不可能なるをもて、無間罪成ぜざるに非らずやとの疑問あり。之れに對して無學法(佛の法身)は害する能はざるも、無學法の所依たる生身を害するが故に無間罪を得すとなり。

【六四】出佛身血と無間罪の得・不得に關する四句分別 佛身血を出すも、佛陀を殺さんとする意志無きときは、無間罪は成立せず、此れに反して殺意を抱きて之れを捶打す

餘の無間は應に順後次受と成るべけん。答ふ、[五七]若し先に餘の無間業を造れば、彼れは後破僧すること能はざるも、若し先に破僧せば、後便ち能く餘の無間業を造る。彼の後の所造は皆、破僧の増上力に由るが故に、同じく無間地獄の果を招く。餘の順次生受の惡行の無間業に隨ふものも此れに准じて應に知るべきなり。又、[五八]先に破僧し後餘の無間業を造るに、彼の後の所造は皆、破僧の増上力に由るが故に、同じく無間を招き、乃至極くは一劫壽の果を受くるも、更に増壽無し。餘の順次生受の惡行の無間業に隨ふものゝ壽量の長短も亦、此に准じて知れ。

[五九]問ふ、若し破僧に因りて無間地獄に生じ、壽命未だ盡きざるとき世界便ち壞せば、彼れは中夭するや不や。若し中夭せば、彼の極重業所引の壽量が、云何にして中斷するや、若し中夭せざれば、云何が世界の壞の與めに留難と作らざるや。契經に說くが如し「若し處にして乃至一有情在れば、災は便ち壞せず」と。答ふ、若し壽量定るものなれば、彼れは中夭すること無し。問ふ、若し爾らば、云何んが世界の壞に於て留難と作らざるや。答ふ、彼れは業力に由り引かれて餘の世界の地獄中に置かれ、受くるなり。王の都內に恩赦有らんと欲するとき、先に重囚を移して邊獄に置き、然る後放赦するが如く、彼れも亦、是くの如し。有るが說く「此の世界が將に壞せんと欲する時、若し諸の有情が無間業を造らば、彼れは命終して法爾に更に此の間は生ぜずして、而も必ず餘の世界の地獄中に生じて此の業果を受くるなり」と。有るが說く「世界の將に壞せんと欲する時には、定んで有情の極惡業を造るもの無し」と。

[六〇]問ふ、頗し具さに五無間を造るもの有りや。有るが說く「無し、所以は何ん。此の業は極重なるをもて、器の能く勝へて而も容受するもの無きが故に」と。有餘師の說く「具さに五を造るもの有り。迦葉波佛の時、苾芻有り、花上と名け、是れ譽上の子なり。彼れは具さに五無間業を造り、及び善根を斷ぜるが如し」と。

ずして害せしものなれば、對象に對する正確なる認識を缺ぐといふ點よりして、無間罪成立せざるに非らずやとの疑問生ず。然るに、前揭の毘奈耶中に佛が「無間罪を得す」と云へるは、その理由如何ん。之れに對する答案は、無間罪成立の重點は對象の知・不知よりも、德田を壞するや否やと云ふ所に在り、故に德田を壞す限り、假使、個々に對する確認を缺くも、既に全體に對して殺意を起せるものなれば、無間罪成立すとなり。

【五六】破僧と餘の無間業との造業の先後と感異熟の前後に就きて

【五七】 破僧を作せば、餘の無間業をも作すも、餘を造れば僧破せず。

【五八】先に破僧し後、餘の無間業を作るも、その果は、一劫壽を越えず。 破僧が無間地獄の一劫壽の苦果の異熟を受く（婆沙百十五巻、毘曇部十二、頁三九五參照）るに、更に無間業を犯すときは、苦果の壽量が増加せずやとの疑問生ずるを以つて茲に斯かる問題を提出せしなり。

【五九】壞劫時に於ける無間の一劫壽に就きて 壞劫の始まるは地獄に一人の

答ふ、無學身に於て惡心無きが故なり。謂く、彼れは但、學者の身中に於てのみ殺意と及び加行とを起するも、無學には非らざるをもて、無間の因無きに由るが故に、無間罪を得せざるなり。

[五一] 毘奈耶に說く、『娑維林(Samayapravādaka)中に衆多の苾芻有り。群賊の爲めに殺され、衣物を劫奪せらる。近くに住する官有り、皆、悉く捉獲して送りて王所に至る。王敕するに法に依る。其の中に一賊有り、逃れて勝林(Jetavana Anāthapiṇḍasyārāma)に至り、出家を求欲す。時に苾芻衆、審かに檢察せずして度して出家せしめ、爲めに具足戒を受けしむ。時に典刑者、餘の群賊を將ひて塚間に至り、之れを屠割せんと欲す。苾芻聞き已りて世間の可厭事を知らんが爲めの故に、皆共に往觀す。向きの出家者も亦、其の中に在り。諸の罪人の[五二]肢節分解して各各、處を異にするを見、彼の[五三]新出家者は卽ち、時に悍恐して悶絕し、地に擗(むねうつ)こと久くして乃ち穌(よ)みがへる。衆、其の故を問ふに答へて言く、死者は是れ我が朋侶なり。我は昨日、其れ等と與に同じく此の事を爲す、若し出家せざれば、亦、斯の苦に遭ひしならんと。苾芻聞き已りて互に相ひ謂ひて言く、「今、此の惡人を如何に處置すべきや」と、便ち往きて佛に白す。佛の言く、[五四]「此の人、苾芻衆を殺して無間罪を得するをもて、出家に合せず、若し已に出家せば衆は應に驅擯すべく、與に同止すること勿れ。所以は何ん。無間を造るものは、我が正法毘奈耶中に於て、諸の善法を生長すること能はざるが故に」と。』と。[五五]問ふ、彼れは是れ阿羅漢なることを了知せざるに、何が故に、無間罪を得するや。答ふ、知るを以つての故に、罪を得せず。德田を壞するを以つての故に罪を得するなり。彼れは苾芻衆中に於て、簡擇すること無く、等しく殺の意樂を起し、此の極惡の心に由りて、有學等と及び阿羅漢とを害す、是の故に無間罪を得するなり。

[五六] 問ふ、若し先に餘の無間を造り、後乃ち破僧せば、彼れは地獄に生じて先に何の果を受くるや。若し先に餘の無間の果を受くとせば、破僧は應に順後次受と成るべく、若し先に破僧の果を受けば、

は未だ有頂の惑等有るをいふ。又、惡行・不善根も有る有學とは未離欲染の聖者をいふ。

【五〇】 特に羅漢果を退せしものを害する時、無間罪を得するや否やに就きての疑義 羅漢を退せしものは、有學なるを以つて、その點よりせば之を殺すも無間罪を成ぜざること明かなるも、他面よりせば、退墮せしものは必ず羅漢果を再得して命終するを常とするが故に、此の點よりすれば之れを殺すことは考へ方によりては羅漢を殺すことにもなるが故に、無間罪を成ずるに非らずやとの疑義を生ずるなり。之れに對する解答は、退せし時は、無學に非らずして有學なり、その有學に對して殺意と加行を起すものなるが故に、無間罪成立せずとなり。

【五一】 僧團を襲擊して無間罪を得せし事例

【五二】 肢は大正本に支とあるも、明本に從つて肢と作る。

【五三】 新は大正本に薪とあるも三本宮本に從つて新と改む。

【五四】 無間罪を犯せし者は出家すべからず

【五五】 僧團を襲擊して無間罪を得する理由 僧團を襲擊して之れを殺害する時、中に羅漢有りとするも、之れ羅漢なりとの認識をなさ

及び餘に於ても應に知るべし亦、爾ることを。

[四四]頗し女人にして母にも非らず、阿羅漢にも非らざるもの有り、之を害して無間罪を得することありや。答ふ、有り。謂く、轉根して女と爲れる父を害するなり。頗し男子にして父に非らず、阿羅漢に非らざるもの有り、之れを害して無間罪を得することありや。答ふ、有り。謂く、轉根して男と爲れる母を害するなり。

[四五]問ふ、若し母が是れ阿羅漢、或ひは父が是れ阿羅漢なるとき、彼れを害せば、一一の時に但、一の無間罪のみを得すとせんや、二を得すとせんや。若し但、一のみを得すと言はば、彼れは恩養に背き及び德田を壞するに、云何が一のみを得するや。[四六]經說を復た云何が通ずるや。佛、[四七]始饗持（Sikhaṇḍi）に告げて言ふが如し、「汝、今已に二無間罪を得す。謂く、父及び阿羅漢を害するなり」と。若し二を得すと言はば、彼れは一命を害するに云何にして二罪を得するや。答ふ、應に一を得すと言ふべし。彼れは恩養に背き及び德田を壞するも、倶に一身に於て轉ずるが故に。契經は應に「汝は二緣に由りて無間罪を得す、父及びが阿羅漢を害するをいふ。」と說くべくして而も「二罪を得す」と言ふは、二罪を以て彼れを訶責せんと欲するが故なり。有餘師の言く「罪の體は一なりと雖も、所感の苦は倍す、是を以つて二と說くなり」と。

[四八]問ふ、阿羅漢を害して無間罪を得するが如く、諸の有學を害するも亦、是の罪を得するや。答ふ、得せず。所以は何ん。前に無間は二緣に由りて得すと說けり、即ち一に恩養に背くと、二に德田を壞するとなり。諸の有學を害するも德田を壞するに非らず、彼れには[四九]功德も有り亦、過失も有り、妙行も有り、惡行も有り、善根も有り亦不善根も有るを以つての故に。[五〇]問ふ、阿羅漢果を退失せしものは、之を害するも無間を得するや。答ふ、得せず、還た是れ有學なるが故に。前說の如し。問ふ、此は最後に於て命將に斷ぜんとする時、必ず無學に住するに、云何んが無間を得せざるや。

子は一切の所作往來等の義を後の母に諮ふべきも、而も彼女は眞の母には非ずとなり。

【四三】 **誤認の場合は無間罪を得せず。**

【四四】 **轉根の父母を殺すも無間罪を得す。** こは前に無間罪を得する爲めには、その對象を誤り無く確認することを必要條件とすと說けるを以つて、然らば、父が轉根して女人と作りし場合、その對象を正確に認識することに關して多少の疑義無きに非らず、然らば斯かる女人を殺すも殺父の無間罪を得するや不やと言ふに、男女の性は異るも所依身同一なるが故に、無間罪を得すとなり。

【四五】 **阿羅漢たる父母を殺す時、幾くの無間罪を得するや。** 一無間罪を得す、父と阿羅漢とは概念上は別なれど同一人なればなり。

【四六】 此の經文に就きては Divyāvadāna. pp.545-585)を見よ。

【四七】 始饗持の事跡に就きては既に毘曇部十二、頁四〇七。註四一に出せり往見すべし。

【四八】 **有學を害するも無間罪を得せざる理由**

【四九】 功德有りとは無漏の勝功德有るをいひ、過失有りと

に於て愛敬心無ければなり、先には現前するも、今は滅壞すべきが故に。復次に、彼れは父母に於て勝れたる慚愧無し、先には現前するも今は滅壞す可きが故に。」と。大德說きて言く「扇搋迦等は煩惱增なる故に、定んで惡趣に揷す、惡趣に揷するが故に、無間罪無きなり」と。問ふ、諸の傍生類が父母を殺害するとき、無間を得するや不や。答ふ、得せず。所以は何ん。彼の身は法爾に志力微劣にして律儀を作すこと能はず、不律儀の器なるが故に。尊者世友は說きて曰く、「諸の傍生類は父母を殺害するも無間を得せず。所以は何ん。彼れは父母に於て愛敬心無し。先には現前するも今は滅壞すべきが故に。復次に、彼れは父母に於て勝れたる慚愧無し。先には現前するも今は滅壞すべきが故に」と。[三七]大德說きて言く「諸の傍生類は父母を殺害するとき、無間罪に於て、得するものと得せざるものと有り。謂く、聰慧なるものは得し、聰慧に非らざるものは得せず。曾て聞く、[三八]聰慧なる龍馬有り、人、其の種を貪りて母と合せしむ、馬、後覺知して勢を斷じて死せりと」と。

[三九]問ふ、一加行を以て倶時に母及び餘の女人を殺すが如き、彼の所有の無表は已に[四〇]前に說けるが如し。彼れは表業を誰の邊に於て得すること有りや。答ふ、母の邊に於て得す。所以は何ん。彼の中に於ては無間罪を勝ると爲すを以つての故に。尊者妙音は說きて曰く「諸の有表業は、極微の所成なるをもて、母及び餘を害する極微は各異る、故に有表罪は二人の邊に於て得す」と。

[四一]問ふ、有る女人が羯剌藍を墮すに、有る餘の女人が收めて身中に置くが如きとき、後の所生の子は誰を以つて母と爲し、何者を殺害するとき無間罪を得するや。答ふ、前を生母と爲し、後を養母と爲す。唯、生母を害するものゝみが無間罪を得す、羯剌藍は前に依りて生ずるを以つての故に。[四二]諸の所作事は應に養母に諮ふべし。

[四三]母に非らざるものに於て母の想を作して害すると、及び母に於て母に非らさるの想を作して害するとは、倶に無間罪を得せず。要ず、母に於て母の想を作して害するとき、方に無間罪を得す。父

はその子たる人間に對して充分なる恩養を作さず、又、人も父母なるべき鳥或ひは獅子に對して深き慚愧を起さざるを以つてなり。

【三七】 **特に傍生にも無間業を得するもの有りと許す大德の說。**

【三八】 聰慧なる龍馬とは、怜悧なる勝れたる馬といふ程の義。

【三九】 **一加行にて同時に母及び餘人を殺せし時、誰の所に表業を得するやに就きて、**之れに二解答あり。一、母に於てのみ得すとする說。二、二人に於て得すとする說。

【四〇】 前とは前卷第三章第一節の註十八の項を指す。

【四一】 **無間罪は生母に於て得するも養母に於ては非らず。**羯剌藍(Kalalam)とは、凝滑と翻ぜられ、通例托胎已後初七日間をいふも、茲には特に女人の受胎後の卵子を指す?。今、甲女の之を乙女の子宮に入れて子供を出生する、謂はば一種の人工妊娠に由りて子供が生れしとき、その子は、甲、乙二女中の何れを殺して無間罪を得するやといふに、子供を母胎中より成人する迄養育せしは乙女なれど、子が生れる最初の原因を作すものは甲女の凝滑なれば、甲女に於いて無間罪を得ずとなり。

父母顚仆して、因りて卽ち命を喪ふときの如し。果は究竟すと雖も、加行起るに非らず。是の故に要ず加行を起し、及び果が究竟して方に無間を成ずるなり。[三二]問ふ、頗し加行を起し及び果究竟して而も無間罪を得せざること有りや。答ふ、有り。謂く、所殺と倶時に命終するなり。後の衆同分の彼の罪を成就すべきもの無きが故なり。

[三三]兄有り、弟を遣はし、自からも往きて母を害するに弟は兄の敎へに依るとき、倶に無間を得するも若し弟が他を遣はし及び他と共に害せば、唯、弟のみ無間を得す。[三四]兄有り、弟を遣はし、他をして母害せしむるに、弟は兄の敎へに依るとき、倶に無間を得するも、若し弟が自から害するか、及び他と共に害すれば、唯、弟のみ無間を得す。兄有り、弟を遣はして他と共に母を害せしむるに、弟は兄の敎へに依るときは、倶に無間を得するも、弟が若し自から害するか、及び但、他のみをして害せしむれば、唯、弟のみ無間を得す。兄有り、弟を遣はして、母、來らば當に害すべしといふに、弟、兄の敎へに依るときは倶に無間を得するも、若し母の去るを方に害せば、唯、弟のみ無間を得するなり。兄が弟を遣はすが如く、兄が妹を遣はすも、弟が兄を遣はすも、姉を遣はすも亦、爾り。遣はして來るを害するが如く、遣はして去ると住すると坐すると臥するとを害するも亦、爾り。母を害するが如く、父を害するも亦、爾り。阿羅漢を害すると佛身血を出すとに使を遣はすの差別は、此れに類して應に知るべきなり。

[三五]若し、非人(amānuṣa)が非人の父母を殺すも無間罪を得せず。非人が人を殺し、[三六]人が非人を殺すも應に知るべし亦、爾ることを。唯、人類にのみ、人の父母を殺して方に無間罪を得すること有り。問ふ、若し扇搋・半擇迦・無形・二形が父母を殺害せば、無間を得するや不や。答ふ、得せず。所以は何ん。彼の身は法爾に志力微劣にして律儀を作すこと能はず、不律儀の器なるが故に。尊者世友は是くの如き説を作す、「扇搋迦等が父母を殺害するも、無間を得せず、所以は何ん。彼れは父母

【三二】**加行を起し、果究竟するも尚、無間を得せざる場合。** とは、前に無間罪成立の二條件を掲げたるに因みて、此の二條件を具足し乍ら而も無間罪を得せざる特殊の場合を示せるもの——卽ち能殺所殺者同時に死する場合なり。

【三三】**兄弟姉妹が無間罪を得する種々なる場合。**

【三四】唯、弟のみが無間罪を得して、兄が得せざるは、弟が兄の敎へに依らずして、獨立行動を取りしに依るなり。

【三五】**人趣にのみ無間罪有りて、鬼・畜に無き理由。** 人趣中にては、北倶盧洲を除く餘の三洲にのみあり。北洲を除くは北洲には貪・瞋・癡・邪見等が現行すること無く、又、次生には必ず欲天に生ずればなり。更に三洲中にても、扇搋・半擇迦・無形・二形の如き不具者を除く。不具者は、意志薄弱にして、慚愧心に乏しければなり。尙、半擇迦等は世友に依れば父母に愛敬心無きが故にといひ、大德は惡趣に攝するが故に、とすら主張せり。

【三六】人が非人を殺す云々とは、鳥の卵、或ひは獅子の腹より生れし人間が、その鳥或ひは獅子を殺すも無間罪を得せず、卽ち、その鳥或は獅子

antike duṣṭacittarudhirotpādana) なり。

[二七] 問ふ、此の五無間業は何を以つて自性と爲すや。答ふ、身・語業を以つて自性と爲す。前の三と後の一とは身業を自性と爲し、第四の一種は語業を自性と爲す。是の故に此の五は三界・三處一蘊の所攝なり。三界とは色・聲・法界をいひ、三處とは色・聲・法處をいひ、一蘊とは色蘊をいふ。是れを無間業の自性と名くるなり。

[二八] 已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に無間(Ānantara)と名くるや。答ふ、二緣に由るが故に說きて無間と名くるなり。一は現と後とを遮し、二は餘の趣を遮す。現と後とを遮すとは、此の五は但、是れ順次生受のみにして、順現法受及び順後次受に非らざるが故に、無間と名くるなり。餘の趣を遮すとは、謂く此は決定して地獄に於て受け、餘の趣を雜ゆるに非らざるが故に、無間と名くるなり。

[二九] 二因緣に由りて無間を建立す。一は恩養に背き、二は德田を壞するなり。恩養に背くとは、母を害し父を害するを謂ひ、德田を壞すとは、餘の三種を謂ふなり。

[三〇] 二因緣に由りて無間罪を得す。一に加行を起し、二に果究竟するなり。加行を起すと雖も、果究竟せざれば、彼れは無間罪を得せず。果究竟すと雖も加行を起さゞれば、亦、無間罪を得せざるなり。加行を起すと雖も果究竟せずとは、謂く、人有り、其の母を害せんと欲するに、母覺知し已りて穀積中に藏るるに、餘の女人有りて母の寢處に在り、其の人既に至り、是れ己が母なりと謂ひて、刀を以て之れを害す、害し已りて方に更に穀積中に往きて、刀刃を揩拭するに、刀、母の身に觸れ、玆に因りて命を喪ふときの如し。加行を起すときは、果未だ究竟せず、果究竟する時は已に加行無し、此れに由りて無間の罪成ぜざるなり。果の究竟すること有りて、加行起らざるものとは、謂く、人有り、父母を扶持して嶮路を經て過ぐるとき、賊の來ること[三一]有るを恐れて、推逼して進ましむるに、

【二七】 **五無間業の自性。**

【二八】 **無間の定義。** 俱舍(十七)は無間を定義して次の如く云へり。(一)、異熟果決定し、更に餘業・餘生の能く間隔を爲すこと無きに約す……こは無間隔の義。(二)、此の業を造る人は命終せば定んで地獄中に墮し間隔無きが故……こは無間を有す(ānantarya)るの義。

【二九】 **無間業建立の二因緣に就きて。** 一、恩養に背くこと、二、德田を壞すること。因みに父母を恩養と言ふは生の本たるが爲めにして、阿羅漢等を德田と稱するは阿羅漢等は自から勝功德を具し、又他をして勝功德を生ぜしむるが故なり。

【三〇】 **無間罪を得する二因緣に就きて。** 一、加行を起すこと。二、果が究竟すること。

【三一】 「有」は大正本に「其」とあるも、三本・宮本によりて「有」と訂正せり。

[二〇]復次に、業の、作し已りて捨せず、變ぜず、吐かず、對治に依らざるもの有り、業の、作し已りて捨し、變じ、吐き、對治に依るもの有り。前は造作と名け亦、增長とも名くるも、後は造作と名けて增長と名けざるなり。是くの如く、業の、三時に覺察するもの有り、三時に覺察せざるものあり、作し已りて悔無きものあり、作し已りて悔有るものあり、作し已りて隨念するものあり、作し已りて隨念せざるものあり、數數憶念するものあり、數數憶念せざるものあり。これ等を說くことも亦、爾り。

[二一]復次に、若し業にして能く取果し與果するものなれば、名けて造作と爲し亦、增長とも名くるも、若し業にして取果するも與果すること能はざるものなれば但、造作とのみ名けて增長と名けず」と。

[二二]尊者世友は說きて曰く「若し所作の業にして意樂迴向し意樂顯示するとき、爲めに同類者が稱讃し顯說するものなれば、是れを造作と名け亦、增長とも名くるも、若し所作の業が此れと相違するものなれば、但、造作とのみ名けて增長と名くるに非らざるなり」と。有るが是の說を作す「若し所作の業にして一切種圓滿、一切種究竟なること制多を造りて嚴飾周畢するが如くなれば、此れを造作と名け亦、增長とも名くるも、若し所作の業が此れと相違するものなれば、但、造作とのみ名けて增長と名けざるなり」と。大德說きて言く「若し[二三]所作の業が衆緣和合し必定して果を感ずるものなれば名けて造作と爲し[二四]亦、增長と名くるも、若し所作の業が此れと相違するものなれば、但、造作とのみ名けて增長と名けざるなり」と。

是くの如き等無量の門有り、是れを造作と增長との差別と名くるなり。

[二五]第四節 特に五無間業に就きて

[二六]無間業に五種有り、一に母を害し(Mātṛghāta)、二に父を害し(Pitṛghāta)、三に阿羅漢を害し(Arhadvadha)、四に和合僧を破り(Saṃghabheda)、五に惡心を起して佛身血を出す(Tathāgatasya-

【二〇】對治と追悔等の有る業と無き業とに由る造作・增長の二業の區別。

【二一】取果・與果の完・不完の業に由る造作・增長の二業の區別。

【二二】造作・增長の二業に對する諸論師の定義。

【二三】「所作」は大正本に「所」とあるも、これ作を脫せるものなれば、茲に之れを補ひ置く。

【二四】大正本には「亦」の字の下に「名」の字あるもこは誤植なるをもて之を除けり。

【二五】前節初頭の發智本論文中に無間業の語あるに乘じて、五無間業の自性・定義・建立の理由等を初め、所謂る五無間罪に關する諸種の問題の論究をなすが本節の課題なり。因みに無間業に關しては、既に前の百十五—六卷(毘曇部十二、頁三八九以下)に於て多少の說明あり、參見すべし。

【二六】無間業の五種。

一四 復次に、一五 或ひは業の順三時受なるもの有り、或は業の順不定受なるもの有り。順三時受は名けて造作と爲し亦、增長とも名くるも、順不定受は但、造作とのみ名けて增長と名けず。順決定受と順不定受とを說くことも亦、爾り。復次に、或ひは業の順別定受なるもの有り、或ひは業の順不別定受なるもの有り。順別定受のものは、名けて造作と爲し亦、增長とも名くるも、順不別定受のものは、但、造作とのみ名けて增長と名けざるなり。復次に、或ひは業の時分定り、異熟も亦、定れるもの有り、或ひは異熟定まるも時分定まらざるもの有り。二倶に定まるものは、名けて造作と爲し亦、增長と名くるも、唯、一のみ定まれるものは但、造作とのみ名けて增長と名けざるなり。一六 復次に、一七 不善業の順惡趣受なるもの有り、不善業の順善趣受なるもの有り。前は造作と名け亦、增長と名くるも、後は造作と名けて增長と名けざるなり。善業の此と相違するを說くも亦、爾り。

一八 復次に、一九 不善業にして不善を助伴と爲すもの有り、不善業にして善業を助伴と爲すもの有り。前は造作と名け亦、增長とも名くるも、後は造作と名けて增長と名けざるなり。善業の此と相違するを說くも亦、爾り。

復次に、不善業は無なりと作す見たる邪見にして因果に迷ひて相續中に生ずるもの有り、不善業は有なりと作す見たる正見にして因果に迷はず、相續中に生ずるもの有り。前は造作と名け亦、增長とも名くるも、後は造作と名けて增長と名けざるなり。善業の此れと相違するを說くことも亦、爾り。

復次に、不善業にして戒を壞し、見をも壞するもの有り、不善業にして戒を壞するも見を壞せざるもの有り、前は造作と名け亦、增長とも名くるも、後は造作と名けて增長と名けざるなり。善業の此れと相違するものを說くことも亦、爾り。復次に、不善業の加行を壞し意樂も壞するもの有り、不善業の加行を壞するも意樂壞せざるもの有り。前は造作と名け亦、增長と名くるも、後は造作と名けて增長と名けざるなり。善業の此れと相違するを說くことも亦、爾り。

茲に用意的とは、意思的（故思）或ひは審思的なるを指し、不用意的とは無意志的、或ひは率爾的なるをいふ。而して前者の場合は造作・增長なるも後者の場合は唯、造作のみなり。

【一四】 **定・不定業に依る造作・增長の二業の區別。**

【一五】 三時業・不定時業等に依る二業の區別――。

【一六】 **惡業の順惡趣受と順善趣受とに依る二業の區別――。**

【一七】 不善業順惡趣受なるものとは、不善業にして惡趣の九處の異熟と、惡趣の苦受及びそれと相應する法と、惡趣の命根・衆同分・得・四相とを感ずるものをいふ。不善業の順善趣受なるものとは、不善業にして善趣の四處の異熟と、善趣の苦受及びそれと相應する法と、善趣の得・四相とを感ずるものを言ふ。

【一八】 **助伴を要する業に於ける造作・增長の二業の區別。**

【一九】 不善業にして不善を助伴と爲すものとは、他の財を盜む時、復た他室を汚し、他子を殺すが如きを言ひ、（正理四四、大正・二九、頁五九三下）不善業にして善業を助伴と爲すものとは、屠羊者等が佛像等を禮拜するが如き場合をいふ。

て惡趣に墮するものなれば、彼の加行時を但、造作とのみ名けて增長と名けず。若し究竟に至れば名けて造作と爲し亦、增長とも名くるなり。若し具さに三に由りて惡趣に墮するものなれば、一二を造る時は但、造作とのみ名けて增長と名けず、若し具さに三を造れば名けて造作と爲し亦、增長と名くるなり。三惡行の如く三妙行も亦、爾り。差別あるをいへば、善趣に生ずることなり。〔一〇〕復次に、或ひは一無間に由りて地獄に墮するものあり、或ひは具さに五に由るものなり。若し一に由るものなれば、彼の加行位を但、造作とのみ名けて增長と名けず、若し究竟に至れば名けて造作と爲し亦、增長とも名くるなり。若し具さに五に由るものなれば、一を造るより四に至るを但、造作とのみ名けて增長と名けず、若し具さに五を造らば、名けて造作と爲し亦、增長とも名くるなり。

〔一一〕復次に、或ひは一不善業道に由りて諸の惡趣に墮するもの有り、或ひは具さに十に由るものあり。若し一に由るものなれば、彼の加行位を但、造作とのみ名けて增長と名けず、若し究竟に至れば名けて造作と爲し亦、增長とも名くるなり。若し具さに十に由るものなれば、一を造るより九に至るを但、造作とのみ名けて增長と名けず、若し具さに十を造らば名けて造作と爲し亦、增長とも名くるなり。十不善業道の如く十善業道も亦、爾り。差別あるをいへば、善趣に生ずることなり。〔一二〕復次に、或ひは多の妙行に由りて一衆同分を感ずるもの有り、諸の菩薩の最後の衆同分は、三十二百福に由りて、感ぜらるゝが如し。若し一百福を造るより三十一百福に至るものなれば但、造作とのみ名けて增長と名けず、若し時に具さに三十二百福を造らば、名けて造作と爲し亦、增長とも名くるなり。

〔一三〕復次に、或ひは業の故思の所造なるもの有り、或ひは業の故思の所造に非ざるもの有り。若し故思の所造なれば、名けて造作と爲し、亦、增長とも名くるも、若し故思の所造に非ざれば、但、造作とのみ名けて增長と名けず。審思して造ると、率爾にして造るとを說くことも亦、爾り。

一由リ審思圓滿ト無ニ惡作對治一有リ伴異熟ト故此業名ニ增長ニ」と言へり。

【八】業の完・未完に依る造作增長の二業の區別。こは因としての業がその果を引くに除して、その業が完成の中途にある時は唯、造作とのみ名け、そが完全せる時は、造作とも增長とも名くるなりとて、完・未完の立場より造作と增長とを差別せんとするもの。

【九】惡(善)趣を引く惡(善)業に於ける二業の區別——。

【一〇】五無間業に於ける二業の區別——。

【一一】十惡(善)業道に於ける二業の區別——。

【一二】三十二百福の完・未完に依る二業の區別——。百福云々とは佛の三十二相の一一が百福に莊嚴さるとの言ひにして、百福とは、百思をいふなり。即ち、先に五十思を起して身器を修治して、淨く調柔ならしめ、次に一思を起して彼れを索引し、後復た五十思を起して其をして圓滿ならしむるなり。詳しくは婆沙百七十七卷(頁八八九下)參照すべし。

【一三】用意的・不用意的に依る造作・增長の二業の區別。

卷の第百十九（第四編　業蘊）

業蘊第四中、害生納息第三之二

[一]第三節　中有中に受くる無間業の異熟果に就きて（附、造作・增長の二業論）

【本論】 頗し業の不善・順苦受にして異熟未だ熟せざるとき、乃至廣說。

[二]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他の義を止め、己が義を顯はさんが爲めの故なり。謂く、[三]或ひは有るが說く「中有有ること無し」と。或ひは復、有るが說く「中有有りと雖も、而も惡趣に生ずるものには無し」と。或ひは復、有るが說く「惡趣に生ずる者には中有有りと雖も、地獄に生ずる者には無し」と。或ひは復、有るが說く「地獄に生ずる者には中有有りと雖も、而も先に無間業を造る者には無し」と。或ひは復、有るが說く「先に無間業を造る者には中有有りと雖も、中有中には無間の異熟を受けず」と。或ひは復、有るが說く「中有に住するも亦、無間の異熟を受くと雖も、但、四蘊のみを受けて色蘊を受けず」と。此等の種種の僻執を遮し、中有は有り、有色界の一切の生處に於て、皆有らざること無きと、中に於て亦、色蘊の異熟を受くることとを顯はさんと欲す。是の因緣に由るが故に斯の論を作すなり。

【本論】 [四]頗し業の不善・順苦受にして異熟未だ熟せざるものが初めて異熟果を受けざるに非らざるとき、而も染汚心を起すもの有りや。答ふ、有り。無間業を造作し增長し已りて、此の業が最初に[五]彼の地獄の中有の異熟果を[六]受くるとき、生ずるが如し。

[七]問ふ、造作と增長とに何の差別ありや。有るが說く「差別無し」と。有るが說く「名に則ち差別あり、此は造作と名け、此は增長と名くればなり」と。有るが說く「義にも亦、差別有り。[八]謂く[九]或ひは一の惡行に由りて諸の惡趣に墮するもの有り、或ひは三に由るもの有り、若し一の惡行に由り

【一】本節は、無中有論者、及び墮地獄の中有が異熟を受けずと主張する者等に對して、中有は欲・色界には必ず存し、又、墮地獄の中有中に於ても五蘊の異熟を受け、染汚心を起すことを得ることを主張し、次に本論中に「造作、增長」の文句あるに乘じて、婆沙論が造作と增長との二業の區別を種々なる方面より觀察して明かならしめんとする段なり。因みに本節は發智論の頌文よりすれば「二熟」の中の後の一熟に相當するもの。

【二】論題提起の因由として の中有の有無、及び中有中、無間の異熟の受不受に關する諸說。

【三】無中有論者に、分別論者（婆沙六九卷、毘曇部十、頁一七〇）、大衆部（異部宗輪論）東山部正量部（Kathā vatthu VIII. 2）等あり。

【四】墮地獄の中有に於て五蘊の異熟を受けて染汚心を起す。

【五】「彼」は大正本に無きをもて、發智論より補足せり。

【六】「受」は大正本に無し、依つて發智論より補へり。

【七】以下造作と增長との二業の區別に就きて。

因みに倶舍論（十八卷）には之の區別の標準を頌にて示して、

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十八

[28]頗し、身にて作すに非らずして、殺生罪を得すること有りや。答ふ、有り。謂く語をもて遣して殺すなり。

[29]頗し語を發せずして而も虛誑語罪を得すること有りや。答ふ、有り。謂く身表なり。

[30]頗し身にて作すに非らず、語を發せずして而も二罪を得するもの有りや。答ふ、有り。謂く仙人の[31]意憤と及び[32]布灑他の時、默然として淨を表するものとなり。

【二一】「況」は大正本に呪とあるも況の誤植につき訂正す。

【二二】**斷末魔の者を殺せし時殺罪を得するや否やに就きて。**斷末魔(Marmacchedn)とは、死に臨めるを言ふ。末魔(Marma)とは死穴と譯され、其の量極少にして、身中に百處ありとせられ、觸れば便ち死を致すと言はる。

【二三】**他を必死に到らしむるも先に自殺せば殺罪を得せず。**

【二四】**戰時彼我同時に相殺せば殺罪を得せず。**

【二五】**他に逼られて殺生する時、殺罪を得するや否や。**有說は、殺すも自分の自由意志によるに非らざるが故に殺罪を得せずと言ふに對して、如是說者は假使、自己の意志に非らずと雖も殺す限り、殺罪を得すと主張す。

【二六】**法律に依りて罪人を死刑に處せし時も殺罪を得す。**

【二七】**多人にて一人を殺せし時、誰れか殺の表・無表を得するやに就きて。**

【二八】**身を動ぜずして殺生罪を得する場合。**

【二九】**語を發せずして虛誑語罪を得する場合。**

【三〇】**身を動ぜず語をも發せずして、殺生罪或ひは虛誑語罪を得する場合。**

【三一】**意憤**とは、外道の仙人が瞋りて心に呪咀する時は身を動ぜず又語を發せずとも、能く人を殺し、或ひは國を亡すこと等が可能なりと信じられゐたるをいふ。

【三二】布麗他(Posadha or upparvasatha)の時は罪あるものは必ず懺悔せざるべからざるに、罪有り乍ら默然として懺悔せざれば、發語もせず又身をも動ぜずして虛誑語を得するなり。

因みに世親は此の意憤と、布灑他の時默然たることとにつきて、欲界に於ては表業無きときは無表を發得せず、然るに此の二は表業を發せざるが故に無表を發すこと能はず、從つて根本業道を成ぜずと難ぜり、(俱舍十六)之れに對して、衆賢は世親の非難に對して、此の二を救釋せること正理四十二(大正・二九頁五八〇上)に見ゆ、往見すべし。

二二 問ふ、斷末魔の者を殺せば、殺罪を得するや不や。答ふ、若し此の刹那に正に應に命を捨すべきものなれば、卽ち爾の時、加害者は殺罪を得せず。若し加害に由りて乃至彼の一刹那の命住をして不生法ならしめば、皆、殺罪を得す。況んや多刹那をや。

二三 問ふ、若し有るが他を害して定んで死に當らしめ、便ち自から命を害すれば、殺罪を得するや不や。答ふ、得せず。所以は何ん。彼の果は未だ究竟せざるに、便ち自から命を失するを以つて、後の衆同分の彼の罪を成就すべきもの無きが故なり。

二四 問ふ、若し戰鬪時に互に相加害して倶時に死せば、各、殺罪を得するや不や。答ふ、得せず。所以は何ん。二は皆悉く果未だ究竟せずして便ち倶に命を失するを以つて、後の衆同分の彼の罪を成就すべきもの無きが故なり。

二五 問ふ、若し王等の逼るところと爲りて殺を行ぜしめらるれば、殺罪を得するや不や。有るが說く「得せず、所以は何ん。他力に制せられて、彼れの意樂に非らざるが故に」と。如是說者はいふ、「亦殺罪を得す。自からの要心して寧ろ己が命を捨すとも、終に他を害せずといふを除く。是くの如きは則ち無罪なればなり」と。

二六 問ふ、若し先王所制の法に依りて過有るものを刑罰せしめば、殺罪を得するや不や。答ふ、得す。王と及び法司とが若し他を遣して殺さば、殺生の無表罪を得す。彼の所遣の人と、及び若し王又は法司が自から殺せば、倶に殺生の表と無表との罪を得す。

二七 若し衆多の有情が謀りて一命を害せば、彼の加行を起して親しく命を斷ずるものは、殺生に攝する表と無表との罪を得し、餘の同じく謀るものと及び聲援を作せしものとは、但、殺生の無表のみを得す。若し、彼の多人等が加行を設けて彼の一命を斷ぜば、當に皆、表と無表との罪を得すと知るべし。

寶疏十六、大正・四一、頁六六六中）等より提出されしものか？ 之れに對する答意は本文の如し。

【一五】 刹那滅とは前滅後生といふことを特色とするに今その後法をして生ぜしむる勢用を斷ずる所に即ち殺罪を得すと主張するなり。

【一六】 **殺罪は何蘊を殺す時得するや。**

【一七】 **殺罪は、三性の何れを殺す時得するや。**
これは前項と同一の問題を、唯、善・惡・無記の三性の立場より論究せるに過ぎざるなり。

【一八】 **一加行にて同時に母及び餘人を殺すとき、得する所の表業の一多に就きて、**
これに、二說あり、
（一）、一表のみを得すとする說、
（二）、二表を得すとする妙音の說。

【一九】 **一加行にて衆多を殺す時、得する所の表業の一多に就きて。**
これに二說あり、
（一）一表のみを得すとする說、
（二）多數の表を得すとする妙音の說。

【二〇】 **應に死せんとする者を殺せし時、殺罪を得するや否や。**

る時、彼れは便ち轉ぜざるが故に亦、殺と名く。餅の破する時、乳等も亦、失するが如し。又、彼れは都べて五蘊に於て惡心を起して、殺すが故に彼れに於て殺罪を得するなり。

[一七] 問ふ、無記を殺して彼に於て罪を得すとせんや、三種にてとせんや。有るが說く「無記なり。所以は何ん。唯、無覆無記のみ刀杖等の觸るゝ所と爲るべきが故に」と。有るが說く「三種なり」と。問ふ、善と染汚との法は觸るゝこと無きに、云何んが殺すべきや。答ふ、善と染汚との法は無記に依つて轉ずるをもて、無記の壞する時、彼れは便ち轉ぜざるが故に、亦、殺と名くるなり。餘を廣說すること、前の如し。

[一八] 問ふ、一加行を以つて倶時に母及び餘の女人を殺すが如きとき、彼れは、母に於て殺生及び無間の無表罪を得し、餘の女人に於て唯、殺生の無表罪を得するに、而も此の表業は但、一のみを得すとせんや、二を得すとせんや。有るが是の說を作す「但、一の表のみを得す、所以は何ん。一加行を以て倶時にして殺すをもて差別無きが故に」と。尊者妙音は說きて曰く「彼れは二の表を得す。所以は何ん、此の身表業は極微の所成なるに、母及び餘を害する極微は各、異るをもて、無表の得の如く、二の表も亦、應に爾るべきなり」と。

[一九] 問ふ、一加行を以つて多の衆生を殺すが如きとき、爾所の衆生に隨つて爾所の無表罪を得するに、而も此の表業は但、一のみを得すとせんや、多を得すとせんや。有るが說く「一を得す。所以は何ん、一加行を以つて倶時にして殺すをもて差別無きが故に」と。尊者妙音は說きて曰く「彼れは多の表を得す、廣說すること前の如し」と。

[二〇] 問ふ、壽の應に盡きんとする者を殺すは、殺罪を得するや不や。答ふ、若し此の刹那に壽應に盡くべくんば、卽ち爾の時、加害者は殺罪を得せず。若し加害に由りて乃至彼れの一刹那の壽住をして不生法ならしめば、皆、殺罪を得す。[三] 況んや多刹那をや。

(一)、加行を起すこと。

(二)、殺生が完成すること。

【三】能殺者と所殺者とが同時に死せる時は殺罪を得せず。 殺罪を得するは、所殺者の命根が斷じ了れる刹那にして、未だ滅せざる最後の刹那には得せざるなり。而るに所殺者の命根が斷じ了れる刹那には能殺者の命根も斷ぜるをもて、殺罪を得す主體無きこととなる。勿論、中有は生ずれど、こは、殺の加行を起さざりしを以つて殺の業道を成ずる理無きなり。斯くて同時に死せし場合は殺の根本業道を成ぜず。又能殺者が前に死せし場合は從つて殺罪を得せざるなり。之れより推知せば解し易し。

【四】刹那滅の理と殺生の可能なる所以に就きて。 有部に於ては一切の有爲法は刹那に生滅して、暫らくも止まること無し、と主張す。故に此の見地よりすれば、過去の蘊は已に滅し、未來のは未だ現はれざるが故に共に殺すに由なく、又、現在の蘊と雖も一刹那住するのみにて、直ちに自ら滅却するものなれば、殺すこと不可能ならずやとの疑問を生ずるなり。而して斯かる疑難は、色法の暫住を許す犢子部(宗輪論)及び其の流を汲む正量部(倶舍

れは當に殺すべく、正に殺すべく、已に殺せりと。是の故に若し彼れを斷壞せば、殺生罪を得するなり。然るに衆生は是れ世俗の有なるに、殺生罪は是れ勝義の有なり。」と。

〔一二〕此の殺生罪は二緣に由りて得す、一に加行を起すと二に果究竟するとなり。若し加行を起すも、果が究竟せず、或ひは果、究竟するも、加行を起さゞれば、皆、殺罪を得せざるなり。若し加行を起し、果が亦、究竟すれば方に殺罪を得するなり。

〔一三〕問ふ、頗し亦、加行を起し果も亦、究竟して而も殺罪を得せざること有りや。答ふ、有り。能殺と所殺とが倶時に命を捨するか、或ひは能殺者が前に死するが如し。

〔一四〕問ふ、何の蘊を殺すを殺生と名くるや、過去のなりや、未來のなりや、現在のなりや。過去のは已に滅し、未來のは未だ至らず、現在のは住せざるをもて、悉く殺の義無からんに、云何んが殺生と名くべきや。答ふ、未來の蘊を殺し、過去・現在のには非らず。問ふ、未來は未だ至らざるに、云何んが殺すべきや。答ふ、彼の蘊が現在に住するとき未來世の諸蘊の和合を遮するを說きて名けて殺と爲すなり。他の蘊の和合の生緣を遮するに由るが故に殺罪を得するなり。有るが說く「現在と未來との蘊を殺し、但、過去のは非らず」と。問ふ、未來は爾るべきも、現在は住せず、設ひ彼れ殺さずとも亦、自然に滅するに云何んが殺すや。答ふ、彼の勢用を斷ずるを說きて名けて殺と爲す。所以は何ん。〔一五〕先の現在の蘊は住せずして而も滅すと雖も、後蘊をして續かざらしむること能はざるに、今の現在の蘊は住せずして滅せば、則ち能く其の後蘊をして續かざらしむるが故に、現在の蘊に於ても亦、殺罪を得するなり。

〔一六〕問ふ、諸蘊中、何の蘊を殺すべく、彼れに於て殺罪を得すや。有るが說く「色蘊なり、所以は何ん。唯、色のみは刀杖等の爲めに觸れらるゝべきが故に」と。有るが說く「五蘊なり」と。問ふ、四蘊は觸るゝこと無きに云何んが殺すべきや。答ふ、彼れは色に依りて轉ずるをもて、色蘊が壞す

【七】**殺生の根本未だ成ぜず亦、加行も未だ息まざる場合。**

【八】本節は、發智論の頌文の「一熟」中の一熟を論ずる段にして、即ち殺母等の無間業の加行を爲せし者が、命終せば必ず地獄の異熟果を受くることを論ずる段なり。而して、その附論として、婆沙論師が、五蘊假和合の人を殺して何が故に殺生罪を得するやの理論的討究より始めて、殺生に關する諸種の問題の論究をなせるは特に注目に値す。

【九】**無間業の加行時命終せば地獄に墮す。**こは即ち無間の加行不可轉論なり。

【一〇】**假我を殺して殺生罪を得する理由。**有部に於いては五蘊・十二處・十八界等の法は實有なりと主張するも、人我(補特伽羅)は五蘊假和合のものにして實有と許さず。然らば實有に非らざる假我を殺せし場合、こは假有なるをもて、殺罪無かるべしとの疑問を生ずるが故に、假使、假我を殺すも殺人罪が成立する理由を以下述べんとするなり。

【一一】「此」の字は大正本に無きをもて、三本・宮本によりて補へり。

【一二】**殺生罪成立の二條件。**

謂く、人有るが如し。他命を害せんが爲めに刀杖等を以つて害を加へ、即ち命斷ずる時、加行も亦、息むなり。使を遣はすと呪と藥とにつきて廣說することも亦、爾り。

【本論】[七] 頗し未だ生を害せずして殺生未だ滅せざるもの有りや。答ふ、有り。未だ他命を斷ぜずして彼の加行未だ息まざるが如し。

謂く、人有るが如し。他命を害せんが爲めに刀杖等を以つて害を加へ、其の命未だ斷ぜず彼の加行も亦、未だ息まざるなり。使を遣はすと呪と藥とにつきて廣說することも亦、爾り。

第二節[八] 無間業の加行が地獄の異熟を感ずるに就きて（附、殺生に關する諸問題）

【本論】[九] 頗し未だ生を害せず殺生未だ滅せずして、此の業の異熟が定んで地獄に生ずるもの有りや。答ふ、有り。無間業の加行を作す時、命終するが如し。

其の事云何。謂く有る人、其母を害せんと欲して適(たまたま)加行を起し、或ひは官司の爲めに獲へられ、或ひは母に力有りて反りて其の子を害し、或ひは母に福德ありて天神爲めに子を殺し、地獄に墮するに而も母は猶存し、或ひは加行を起し母を必死に致して而も便ち中に悔ひて自から其の命を害し、亦、地獄に生ずるが如し。母を害するが如く、是くの如く餘の無間業を造るにつきても應に知るべし亦、爾ることを。

[一〇] 問ふ、唯、法のみにして衆生無きに云何にして而も殺罪有りや。尊者世友說きて曰く、「衆生無しと雖も而も衆生の想有るが如く、是くの如く、衆生無しと雖も而も殺罪有るなり。復次に、此の蘊・界・處に能く我(Ātman)の想、有情(Sattvan)の想、命者(Jīva)、生者(Jantu)、養者(Poṣa)、補特伽羅(Pudgala)の想を起すをもて、是の故に、若し彼れを斷壞せば、殺生罪を得するなり。復次に、[一一] 此の蘊・界・處に能く我の想・常・樂・淨の想を起すをもて、是れを以つて若し之を斷壞せば、彼れは殺生罪を得するなり」と。大德說きて言く「此の蘊・界・處は、是れ有執受にして三時の覺を起す。謂く我

せしものが地獄の異熟を受くることと、無間の中有中に異熟果を受くることとを明すをいひ、「二防護」とは見諦と受戒との二に依りて得する防護をいひ、「身及業成就」とは身と身・語・意業との成就關係を明すをいひ、「離染」とは、業と異熟果との離染關係を指し、「果異熟」とは、業の有果なるものは有異熟なりや否や、即ち業の有異熟、無異熟分別をいひ、「不善顚倒等」とは善惡業と顚倒・不顚倒業との四句分別をいひ、「繫不繫成就」とは、三界繫業と不繫業との相互の成就關係を指し、「命終受生處」とは、繫・不繫業を成熟するものの生處に關する論究を云ふなり。

※發智論文解釋上の注意――加行を根本と名け、後起を加行と名くることもありとなり。(尙、俱舍、十六に此の文を引用せる所あり)。

【四】殺生の根本已に成じて後起未だ息まざる場合。

【五】殺生の根本未だ成ぜざるに、加行已に息む場合。

【六】殺生の根本已に成じて亦後起も息む場合。

[一]第三章　殺生並びに業の異熟果等に關する論究

（業蘊第四中、害生納息第三之一）

[二]第一節　殺生の加行と根本と後起との關係の四句に就きて

【本論】頗し已[三]に生を害して殺生未だ滅せざるもの有りや。

是くの如き等の章及び解章の義、旣に領會し已れるをもて、次に應に廣く釋すべし。

*此の中、殺生に非らざるを殺生の聲を以つて說くこと有り、加行に非らざるを加行の聲を以つて說くこと有り。謂く、殺生の加行を亦、殺生と名け、殺生の後起を亦、加行と名くるなり。是れを此處に略毘婆沙と謂ふなり。

【本論】[四]頗し已に生を害して殺生未だ滅せざるもの有りや。答ふ、有り。已に他命を斷じ彼の加行未だ息まざるが如し。

謂く、人有るが如し。他命を害せんが爲めに、刀杖等を以つて加害し、加行未だ息まずして而かも彼の命已に斷ずるなり。使を遣はすと、呪と藥とにつきて廣說することも亦、爾り。

【本論】[五]頗し未だ生を害せずして殺生已に滅するもの有りや。答ふ、有り。未だ他命を斷ぜざるに彼の加行已に息むなり。

謂く、人有るが如し、他命を害せんが爲めに、刀杖等を以つて加害し、其の命未だ斷ぜざるに、彼れ已に斷ずと謂ひて復た害を加へざるなり。使を遣すと呪と藥とにつきて廣說することも亦、爾り。

【本論】[六]頗し已に生を害して殺生已に滅するもの有りや。答ふ、有り。已に他命を斷じ彼の加行已に息むが如し。

【一】本章を害生納息と名くるは、本章初頭に顯はるる「害生命四種」に因みて名けしのみにして此の章の內容の全般を表示するものに非らざることは、註三に出せる、本納息の內容を概括せる發智論の頌文に照し合すも容易に知らるる所なり。今、發智論に論ぜられずして、婆沙論が特別に論議せる問題の題目を示せば次の如し。
（一）五無間業論、
（二）四種律儀論、
（三）異生の忍の捨・不捨論、
（四）四生に關する論究。

【二】本節は發智論の頌文の「害生命四種」を取扱へるものにして、卽ち殺生の根本業道の成立不成立と加行・後起の息・不息との關係を四種に分ちて論ずる段なり。

【三】章及び解章の義とは、發智論の頌文の「害生命四種ノ二熟ト二防護ト身及ノ業成就ト離染ト果異熟ト不善ト顛倒等ト繋不繋ト成就ト命終受生處ト此章願具說。」を指す。中に就いて、「害生命四種」とは、殺生の根本の成立・不成立と加行・後起の息・不息との關係を四句に分ちて明すをいひ、「二熟」とは、無間の加行を爲

感ずるなり。不善業が色を受くとは、此の業が、能く惡趣の九處の異熟——謂く聲處を除くなり——を感じ、能く人天の四處の異熟——謂く色・香・味・觸なり——を感ずるなり。

異熟の因果は、[八八]雜蘊智納息中に已に廣說せるが如し。

【八八】茲に雜蘊智納息とは、婆沙十九—二十卷、(毘曇部七、頁三六八—三九四)を指す。

〔八六〕謂く見所斷業は色を

とは、此の業が能く惡趣の九處の異熟――謂く聲處を除くなり――を感じ、能く人天の四處の異熟――謂く色・香・味・觸なり――を感ずるなり。

【本論】修所斷業は心・心所法と心不相應行とを受くるときなり。

とは、此の業に二種有り、謂く善と不善となり。善業が心・心所法を受くとは、此の業が能く樂受と不苦不樂受及び彼れと相應する異熟を感じ、心不相應行を受くとは、此の業が能く人天の四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く惡趣の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。不善業が心・心所法を受くとは、此の業が能く苦受及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。心不相應行とは、此の業が能く惡趣の四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く人天の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】〔八七〕又、見所斷業は心・心所法と

とは、此の業が能く苦受及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】心不相應行とを

とは、此の業が能く惡趣の四類の異熟――謂く、命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く人天の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】修所斷業は色を受くるときなり。

とは、此の業に二種有り。謂く善と不善となり。善業が色を受くとは、此の業が能く人天の九處の異熟――謂く聲處を除くなり――を感じ、能く惡趣の四處の異熟――謂く色・香・味・觸なり――を

〔八七〕見所斷業が心・心所、不相應行を、修所斷業が色を感ずる場合。

[八三] 謂く善業は色を

とは、此の業が能く人天の九處の異熟――謂く聲處を除くなり――を感じ、能く惡趣の四處の異熟――謂く色・香・味・觸なり――を感ずるなり。

【本論】不善業は心・心所法と

とは、此の業が能く苦受及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】心不相應行とを受くるときなり。

とは、此の業が能く惡趣の四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く人天の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】[八四] 又、善業は心・心所法と

とは、此の業が能く樂受と不苦不樂受、及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】心不相應行とを、

とは、此の業が能く人天の四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く惡趣の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】不善業は色を受くるときなり。

とは、此の業が能く惡趣の九處の異熟――謂く聲處を除くなり――を感じ、能く人天の四處の異熟――謂く色・香・味・觸なり――を感ずるなり。

[八五] 第十六節　見・修所斷業が同一刹那に異熟果を受くるに就きて

【本論】頗し見・修所斷業にして非前・非後に異熟果を受くるもの有りや。答ふ、有り。乃至廣說。

色界繫業が色を、無色界繫業が心・心所を感ずる場合。

【八二】欲界繫業が不相應行を、色界繫業が心・心所を、無色界繫業が色を感ずる場合。

【八二】こは、善・不善業が同一刹那に、色・心・心所・不相應行の異熟を感ずる場合を攻究せる段なり。

【八三】善業が色を、不善業が心・心所・不相應行を感ずる場合。

【八四】善業が、心・心所・不相應行を、不善業が色を感ずる場合。

【八五】本節は、見・修所斷業が同一刹那に異熟を感ずる場合を明にせんとする段なり。而して見所斷業にして異熟を感ずるものは、唯、不善業のみなるも、修所斷業にして異熟を感ずるものは善・不善業に通ずることを心得置かば此の段解し易し。

【八六】見所斷業が色を、修所斷業が心・心所、不相應行を感ずる場合。

【本論】 色界繫業は色を

とは、謂く、婆羅門・長者・居士の諸の淨信者が、有る苾芻の靜慮を證得するを聞き、便ち種々の衣服・飲食・諸の資身の具を施すに、彼れ施を受け已りて諸根を長養し、大種を增益するなり。

【本論】 無色界繫業は心・心所法を受くるときなり。

とは、婆羅門・長者・居士の諸の淨信者が、有る苾芻の無色定を證するを聞き、便ち種々の衣服・飲食・諸の資身の具を施すに、彼れ施を受け已りて樂受及び彼れと相應する法を發生するなり。

【本論】[八一] 又、欲界繫業は心・心所法を

とは、此の業は亦、樂受・苦受・不苦不樂受及び彼れと相應する法を感ずるなり。

【本論】 色界繫業は心不相應行を

とは、謂く婆羅門・長者・居士の諸の淨信者が、有る苾芻が靜慮を證得するを聞き、便ち種々の衣服・飲食・諸の資身の具を施すに、彼れ施を受け已りて命根、斷ぜざるなり。

【本論】 無色界繫業は色を受くるときなり。

とは、婆羅門・長者・居士の諸の淨信者が、有る苾芻の無色定を證するを聞き、便ち種々の衣服・飲食・諸の資身の具を施すに、彼れ施を受け已りて諸根を長養し、大種を增益するなり。

此の道理に由りて今、此の中に於て增上果に依りて此の問答を作すも亦、理に違はざるなり。增上果は一切の界地に隔斷すること無きを以つての故に。

[八二] 第十五節　善・惡業が同一刹那に異熟果を受くるに就きて

【本論】 頗し善・不善業にして非前・非後に異熟果を受くるもの有りや。答ふ、有り。――乃至廣說。

順苦受業が色を、順不苦不樂受業が心心所法を感ずる場合。

【七三】 順苦受業、卽ち不善業とは人天の四處の異熟を感ずるもの或ひは二形の醜陋なるが、人天の形貌の醜陋なるもの生ずるが如き場合をいふ。

【七四】 順樂受業が心・心所法を、順苦受が不相應行を、順不苦不樂受業が色を感ずる場合。

【七五】 本節は前節に接して、欲・色・無色の三界繫業が同一刹那に、色・心・心所・不相應行法を感ずることを明さんとしたる段なれど、異熟果は、欲界の業によりて欲界の異熟を感じ、初靜慮業によりて初靜慮の異熟を感ずるが如く、理論上斯かる界地別なるが故に、理論上斯かることは存在し得ず。されど、今暫らく增上果の立場よりこれを論究せんとするなり。

【七六】 三界業が同一刹那に異熟を感ずること無きに而も斯かる問題を提出せし理由に就きて。

【七七】 知衆事者とは僧院の事務を司る僧の總名。

【七八】 欲界繫業が色を、色界繫業が心・心所を、無色界繫業が不相應行を感ずる場合。

【七九】 施は大正本に旋とあるも、施の誤植につき訂正す。

【八〇】 欲界繫業が不相應行を、

斯の事を免るべしと言へり。其の知事者往きて衆首の阿羅漢に白して言く「迦濕彌羅國に一苾芻有り、此の僧伽藍に至り、次いで僧使に當つるに、彼れ受けずして言く、我れは是れ論師なるをもて應に斯の事を免るべきなりと」と。阿羅漢の言く、「汝は應に往きて、頗し三界業にして非前・非後に異熟果を受くるもの有りやと問ふべし」と。知僧事者、便ち往きて之を問ふに、彼れ此の問を得て答へて言く、「有ること無し」と。知僧事者還りて衆首の阿羅漢の所に往き、白して言く、「已に問ふに、彼れ答へて無しと言へり」と。阿羅漢の言く「定んで是れ論師なり、應に僧事を免るべきなり」と。故に今、此に於て還た彼の問を述べて試驗すること有らんと欲するが故に、亦復、非理にて答を作すなり』と。復、說者有り「增上果に依りて此の問答を作すものなるをもて亦、理に違はず、三界業は一時に此の果を受くること有り容(うべき)を以つての故に」と。

【本論】[七八]謂く、欲界繫業は色を

とは、此の業は亦、欲界繫の九處の異熟——謂く聲處を除くなり——を感ずるなり。

【本論】色界繫業は心・心所法を

とは、謂く、婆羅門・長者・居士の諸の淨信者が、有る苾芻の靜慮を證得すと聞き、便ち種々の衣服・飲食・諸の資身の具を施すに、彼れ[七九]施を受け已りて樂受及び彼れと相應する法を發生するなり。

【本論】無色界繫業は心不相應行を受くるときなり。

とは、婆羅門・長者・居士の諸の淨信者が、有る苾芻の無色定を得するを聞き、便ち種々の衣服・飲食・諸の資身の具を施すに、彼れ施を受け已りて命根斷ぜざるなり。

【本論】[八〇]又、欲界繫業は心不相應行を

とは、此の業は亦、欲界の四類の異熟——謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり——を感ずるなり。

第四靜慮以上の善業をいふを通例とすれど此の三受業が同一刹那に異熟を感ずる爲めには、不善業の存する欲界ならざるべからず、從つて順非二業は欲界にも存すと云はざるべからず。若し之れを許さざれば、茲に三受業の同一刹那に異熟果を受くるもの有りとは云ふを得ざるべし。尙、三受業に關しては婆沙百十五卷(毘曇部十二、頁三七六)及び全百十五卷(同頁三八二)を參照すべし。

【六九】**順樂受業が色を、順苦受業が心・心所法を、順不苦不樂受業心不相應行を感ずる場合。**

【七〇】茲に惡趣の四處の異熟とは、順樂受業即ち善業は惡趣の五色根を引くこと無きも、傍生と鬼趣との二惡趣の有情の形貌の妙好なることを得せしむるが如き場合あるをいふ。

【七一】惡趣の命根・衆同分を引くものは、順苦受業に限るを以つて茲に此の二を除くなり。因みに順非二業が人天の四類の異熟と惡趣の二類の異熟を感ずと作す中、此の順非二業とは、廣果繫及び無色天繫の善業を云ふ。

【七二】**順業受業が不相應行を、**

異熟——謂く色・香・味・觸なり——を感ずるなり。

【本論】 順不苦不樂受業は心・心所法を受くるときなり。

とは、此の業が能く不苦不樂受と及び彼れと相應するとの異熟を感ずるなり。

【本論】 又、[七四]順樂受業は心・心所法を

とは、此の業が能く樂受と及び彼れと相應するとの異熟を感ずるなり。

【本論】 順苦受業は心不相應行を

とは、此の業が能く惡趣の四類の異熟——謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり——を感じ、能く人天の二類の異熟——謂く、得と生・住・老・無常となり——を感ずるなり。

【本論】 順不苦不樂受業は色を受くるときなり。

とは、此の業が能く人天の九處の異熟——謂く聲處を除くなり——を感じ、能く惡趣の四處の異熟——謂く色・香・味・觸なり——を感ずるなり。

[七五]第十四節　三界業が同一刹那に異熟果を受くるに就きて

【本論】 頗し三界業にして非前・非後に異熟果を受くるもの有りや。答ふ、有り。乃至廣說。

[七六]此の中、道理としては應に答へて「無し」と言ふべし、異熟果は界地を以つて斷ずるが故に。而も「有り」と言ふに何の理有りや。有るが說く『此の中、問ふに非理を以つてするをもて、是の故に彼れに隨つて非理の答を作すなり。何が故に非理の問を作すを須ふるや。他を試驗せんと欲するが故に、此の問を爲すなり。曾て聞く、迦濕彌羅國に一論師有り。北印度の闇林（Andhavana）僧伽藍に至るに[七七]知衆事者差ひて僧使と爲さんとせしをもて、故に受けずして、我れは是れ論師なるをもて應に

次生受業が心心所法を、順後・次受業が不相應行法を感ずる場合。

【六三】 五色根の異熟は前業の所感なれば、順現法受業の感ずべき理無きを以つて茲に色・香・味・觸の四處に限れるなり。而かも順現法受業にして此の四處を感ずるは、例へば善業によりて形貌妙好となり。惡業によりて醜陋なるが如きをいふ。

【六四】 順現法受業が不相應行を、順次生受業が色を、順後次受業が心・心所法を感ずる場合。

【六五】 順現法受業が命根・衆同分を感ぜざるは此等が前業の所引なるが爲めなり。

【六六】 茲に聲處を除くは、聲は異熟に非らざるが故なり。（本卷初頭參照）

【六七】 順現法受業が心・心所法を、順次生受業が不相應行法を、順後次受業が色を感ずる場合。

【六八】 本節は順樂受・順苦受・順不苦不樂受の三受業が非前・非後の同一刹那に色・心心所・心不相應行の異熟を感ずるとき、三受業の各々はその中の幾くの異熟を感ずるやを明にせんとしたる段なり。因みに、順樂受業とは欲界より第三靜慮に至る迄の善業をいひ、順苦受業とは、欲界の不善業をいひ、順非二業とは、

とは、此の業が能く四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】順後次受業は色を受くるときなり。

とは、此の業が能く九處の異熟――謂く聲處を除く――を感ずるなり。

第十三節 三受業が同一刹那に異熟果を受くるに就きて[68]

【本論】頗し順樂受等の三業にして非前・非後に異熟果を受くるもの有りや。答ふ、有り。[69]謂く順樂受業は色を

とは、此の業が能く人天の九處の異熟――謂く聲處を除くなり――を感じ、能く[70]惡趣の四處の異熟――謂く色・香・味・觸なり――を感ずるなり。

【本論】順苦受業は心・心所法を

とは、此の業が能く苦受・及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】順不苦不樂受業は心不相應行を受くるときなり。

とは、此の業が能く人天の四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く[71]惡趣の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】[72]又、順樂受業は心不相應行を

とは、此の業が能く人天の四類の異熟――謂く命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感じ、能く惡趣の二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】順苦受業は色を

とは、此の業が能く惡趣の九處の異熟――謂く聲處を除くなり――を感じ、能く[73]人天の四處の

する定にして靜住を求めんが爲めに止息想の作意を以って先となして聖者のみ入るもの。一向に善にして有頂の四蘊の異熟を感ず。

【五六】 **得の感ずる異熟果に就きて。** 茲に得(Prāpti)とは獲(Pratilambha)と成就(Samanvāgata)とをいふ。

【五七】 **特に得が衆同分を感ずるや否やに就きて。** 茲に四處とのみ云ひて九處(聲處を除く)中より五處(五色根)を除くは、五色根は業の果なるが故なり。

【五八】 得と得とは倶有因となりて同一果を引くこと無きが故なり。

【五九】 此の妙音の主張は、茲の文と多少體裁を異にして既に婆沙十九卷(毘曇部七、頁三七二)に引用さるるも、評者はこれに賛意を表せず。

【六〇】 本節は、順現法受・順次生受・順後次受の三時業の各が、非前・非後の同一刹那に於いて、色・心心所法・心不相應行法(五蘊)の異熟果を感ずるとき三業各自はその幾くを感づるやを明にせんとするなり。

【六一】 因みに、本節以下第十七節に至る迄は發智論の頌文「五業非前非後」に當る。

【六二】 **順現法受業が色を、順**

答ふ、有り。乃至廣說。

此の中、非前(apūrva)とは過去を遮し、非後(acarama)とは未來を遮し、異熟果を受くとは、三業同じく一刹那の頃に於て異熟果を受くるを謂ふなり。此れに依つて問を立て、是を以つて答へて「有り」と言ふなり。

【本論】謂く、[六二]順現法受業は色を、

とは、此の業が能く[六三]四處の異熟――謂く、色・香・味・觸なり――を感ずるなり。

【本論】順次生受業は心・心所法を

とは、此の業が能く、樂受・苦受・不苦不樂受及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】順後次受業は心不相應行を受くるときなり。

とは、此の業が能く四類の異熟――謂く、命根と衆同分と得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】[六四]又、順現法受業は心不相應行を

とは、此の業が能く[六五]二類の異熟――謂く得と生・住・老・無常となり――を感ずるなり。

【本論】順次生受業は色を

とは、此の業が能く九處の異熟――[六六]聲處を除く――を感ずるなり。

【本論】順後次受業は心・心所法を受くるときなり。

とは、此の業が能く、樂受・苦受・不苦不樂受及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】[六七]又、順現法受業は心・心所法を

とは、此の業が能く樂受・苦受・不苦不樂受及び彼れと相應する異熟を感ずるなり。

【本論】順次生受業は心不相應行を

るに就きては既に婆沙十九卷(毘曇部七、頁三七〇)に出せり、往見すべし。

【五二】住・老は大正本には老・住とあるも三本・宮本に從つて住・老と改む。

【五一】**無想定が感ずる異熟に就きて。**無想定(Asaṃjñā-samāpatti)とは第四靜慮に在りて、心心所を滅する定なるが故に無想の名を得たり。一向に善にして次生には五百大劫の無想有情天の中の五蘊の異熟を感ず。外道は之を眞の解脫なりと執し、出離想の作意を以て先となして入るもの。凡夫は入るも、聖者は深坑の如しと觀じて入らず。

【五三】茲に彼の有心靜慮とは、無想定の在る第四靜慮の有心業をいふ。

【五四】此の文は既に婆沙十九卷(毘曇部七、頁三七一)にも引用されしものなれど現存の品類足論を檢するに見當らず。されど、之れに類する如き、「或業異熟非ㇾ業、謂思所ㇾ不ㇾ攝業異熟生法處」の文は、品類足論十六、(大正・二六、頁七五八下)にあり。

【五五】**滅盡定の感ずる異熟に就きて。**滅盡定(Nirodha-samāpatti)は有頂に在りて、心心所を滅

[五五]問ふ、滅盡定は何の異熟を感ずるや。答ふ、非想非非想處の四蘊の異熟を感ず。

[五六]問ふ、得は何の異熟を感ずるや。答ふ、色・心・心所法・心不相應行を感ず。

[五七]問ふ、得は能く衆同分を感ずるや不や。或ひは說者有り、「感ぜず、所以は何ん。衆同分は是れ業の所感なるに、此の得は業に非らざるが故に、感ずること能はざるなり」と。諸の、得は衆同分を感ずること能はずと說く者、彼れは說く「諸の得が色の異熟を感ずとは、[五八]能く四處——謂く色・香・味・觸なり——を感ずるをいひ、亦、心・心所法の異熟を感ずとは、樂受・苦受・不苦不樂受及び相應法を感ずるを謂ひ、心不相應行の異熟を感ずとは、得と生・住・老・無常とを感ずるを謂ふなり」と。尊者僧伽伐蘇說きて曰く「得も亦、能く衆同分の果を感ずるなり。謂く、衆多の得が積集して能く一衆同分を感ず。その所得の依身は愚鈍羸劣、不明不利なること、猶し蚚蚓・蚖蛇・象等の如し。彼の衆同分は是れ得の所感なればなり」と。諸の、得も亦、能く衆同分を感ずと說くもの、彼れは說く、「此の得が色の異熟を感ずとは、九處——聲處を除く——を感ずるを謂ひ、心・心所法の異熟を感ずとは樂受・苦受・不苦不樂受及び相應法を感ずるを謂ひ、心不相應行の異熟を感ずとは、命根・衆同分・得・生・住・老・無常を感ずるを謂ふなり」と。評して曰く、「彼れ應に是の說を作すべからず、所以は何ん。得と得と相ひ望むるに、[五九]同一果ならず、假使、積集の數、俱胝(Koṭi 億)に過ぐるも、復た何の益する所かあらん。若し同一果なれば是の事有るべし、是の故に前の所說の如きは好し」と。[六〇]尊者妙音是くの如き說を作す「得は衆同分の果を感ずること能はずといへども、餘の業が得と衆同分とを感ずる時、其の眼處乃至意處に於て、得は亦、能く相狀の異熟を感ずるなり。卽ち、彼の諸法の生・住・老・無常は此の中に亦、攝し、彼の法に依附す、自在ならざるが故に」と。

[六一]第十二節　三時業が同一刹那に異熟果を受くるに就きて

【本論】頗し順現法受等の三業にして、非前・非後に異熟果を受くるもの有りや。

不律儀に住するものの場合なり。

(三)、處中に住して身語の妙行を起し、不善心或ひは無記心を有するものの如きは、非律儀非不律儀に住するものゝ場合なり。

更に、身不護・語不語の場合につきても之に準じて知るべきなり。

【四四】身・意業が非愛の異熟を感じ、語業は爾らざる場合。

【四五】身・意業が愛の異熟を感じ語業は爾らざる場合。

因みに此の本論文は發智論に、「如身護語不護彼於爾時有善心」とあり。

【四六】語・意業が非愛の異熟を感じ身業は爾らざる場合。

【四七】語・意業が愛の異熟を感じ身業は爾らざる場合。

因みに此の本論文は發智論に「如身不護語護彼於爾時有善心」とあり。

【四八】身・語・意業が、一樣に非愛の異熟を感ずる場合。

【四九】身・語・意業が一樣に愛の異熟を感ずる場合。

因みに此の本論文は發智論に、「如身護・語護・彼於爾時有善心」とあり。

【五〇】心不相應行の感ずる異熟果に就きて。

因みに不相應行が異熟を感ず

此の中、或ひは三業は皆、非愛の異熟を感じ、或ひは三業は皆、愛の異熟を感ず。是れを身業・語業が異熟果を感ずるが如く、意業も亦、爾りと名くるなり。

【本論】[五〇]頗し身業・語業・意業が異熟果を感ずるに非らずして、而かも異熟果を感ずるもの有りや。答ふ、有り。謂く心不相應行が異熟果の色・心・心所法・心不相應行を感ずるなり。

此は復た云何ん。謂く無想定・滅盡定・得及び彼の生・[五一]住・老・無常なり。

[五二]問ふ、無想定は何の異熟を感ずるや。或ひは說者有り「無想定は無想及び色の異熟を感じ、命根・衆同分は是れ[五三]彼の有心靜慮の異熟、所餘の諸蘊は是れ俱の異熟なり」と。復、說者有り「無想定は無想及び色の異熟を感じ、命根は是れ彼の有心靜慮の異熟、所餘の諸蘊は是れ俱の異熟なり」と。復、說者有り「無想定は無想異熟を感じ、所餘の諸蘊は是れ俱の異熟なり」と。問ふ、若し爾らば命根は便ち是れ業所感の異熟に非らざらん。然らば品類足論の說を當に云何が通ずべきや。[五四]品類足論に說くが如し「一法の是れ業の異熟にして業に非らざるものあり、所謂、命根なり」と。答ふ、一切の命根は是れ異熟果にして、諸の異熟果は多く業に由りて感ずるが故に、是の說を作すも、然も此に業の感ずるに非らざるもの無きにあらず。復、說者有り「若しくは有心時にも亦、無心の諸蘊の異熟を感じ、若しくは無心時にも、亦、有心の諸蘊の異熟を感ずるなり」と。問ふ、若し爾らば、應に有心の因は無心の果を感ずべく、應に無心の因は有心の果を感ずべけん。答ふ、此れも亦、過無し。有色の因が無色の果を感じ、或ひは無色の因が有色の果を感ずといふときの業と果との差別が正理に違はざるが如く、此れも亦、是くの如し。評して曰く、「應に是の說を作すべし。無想異熟は唯、無想定のみが感じ、一切の命根及び衆同分、眼等の色根は皆、業の所感にして、餘蘊は俱が感ずるなり」と。

七支を具することを必要とする關係上、身護・語不護、或ひは身不護・語護は同時に成立せざるを以つてなり。

【三八】**意業が非愛の異熟を感じ、身・語業が爾らざる場合。**

【三九】**意業が愛の異熟を感じ身語業は爾らざる場合。**因みに此の本論の文は發智論には「如身不護語不護彼於爾時有善心」とあり。

【四〇】**身・語業が非愛の異熟を感じて意業は爾らざる場合。**

【四一】**身・語業が愛の異熟を感じて意業は爾らざる場合。**因みに此の本論の文は、發智論には「如身護・語護・彼於爾時・有不善心或無記心」とあり。

【四二】都べて感ぜずとは意業が無記なる場合をいふ。無記業は異熟を感ぜざるが故に。

【四三】缺減の律儀・不律儀を是認するものの場合は解し易きを以つて、缺減の律儀・不律儀を認めざるものの立場に立脚して、身護・語護の三種につきて述べん。(一)、身・語律儀に住して、不善心或ひは無記心有る時の如きは、律儀に住するものの場合なり。(二)、身・語の不律儀に住し乍らも、身・語の妙行を發起し、爾の時、不善心、或ひは無記心有るものの如きは、

此の中、若し身・語業が非愛の異熟を感ぜば、意業は便ち愛の異熟を感じ、[四二]或ひは都べて感ぜず。若し身・語業が愛の異熟を感ぜば、意業は便ち非愛の異熟を感じ、或ひは都べて感ぜざるなり。是れを身業・語業が異熟果を感ずるが如く、意業は爾らずと名くるなり。

諸有の、律儀・不律儀に缺減有らしめんと欲するもの及び律儀・不律儀に缺減無からしめんと欲するもの、彼の意趣に依らば、[四三]此の諸句中、身は護・語も護と、身は不護・語も不護とは皆、三種に依りて説くことを得るなり。謂く、若しくは律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住するものなり。

【本論】[四四]頗し、身業・意業の感ずる異熟果の如く、語業は爾らざるもの有りや。答ふ、有り、身は不護・語は護のものの、彼れ爾の時に於いて不善心有るが如し。

[四五]此れと相違して説くも、亦、爾り。

前の如く准じて釋すべし。

【本論】[四六]頗し語業・意業の感ずる異熟果の如く、身業は爾らざるもの有りや。答ふ、有り。身は護・語は不護のものの、彼れ爾の時に於いて、不善心有るが如し。

[四七]此れと相違して説くも亦、爾り。

前の如く准じて釋すべし。

【本論】[四八]頗し身業・語業の感ずる異熟果の如く、意業も亦、爾るもの有りや。答ふ、有り。身は不護・語も不護のものの、彼れ爾の時に於て不善心有るが如し。

[四九]此れと相違して説くも亦、爾り。

前の如く准じて釋すべし。

此の本論文は、發智論には、「此相違説亦爾」とあり。

【三六】律儀・不律儀に缺減有らしむとは、善律儀の七支、或ひは不律儀の七支を、各々具備せずして、一支乃至六支を具するも、之れを律儀、或ひは不律儀に住するものと許すものをいふ。

今、缺減の律儀・不律儀を是認するものの立場に立脚して身護・語不護のものの三種の場合を掲ぐれば、

(一)、離斷生命の律儀に住し、語惡行を發し不善心或ひは無記心あるときの如きは、律儀に住するものの場合なり。

(二)、身妙行を行じ、虚誑語の不律儀に住し、不善心或ひは無記心を有するときの如きは、不律儀に住するものの場合なり。

(三)、身妙行を行じ、語惡行を行じ、不善心或ひは無記心を有するときの如きは、非律儀非不律儀に住するものの場合なり。

更に、身不護・語護のものに就きての三種の場合も之に准じて知るべきなり。

【三七】玆に非律儀非不律儀に住するものにのみ依る所以は、缺減の律儀・不律儀を許さざるものにありては、住律儀者、住不律儀者は必ず心三口四の

不善心或ひは無記心を起すをいふ。此の中、身業は非愛の異熟を感じ、語業は愛の異熟を感ず。意業は若し不善心起らば非愛の異熟を感じ、若し無記心起らば、愛・非愛の異熟を感ぜざるなり。是れを語業が異熟果を感ずるが如く、身業・意業は爾らずと名くるなり。

諸有(もろびと)の[三六]律儀・不律儀に缺減有らしめんと欲するもの、彼の意趣に依らば、此の諸の句中、身は護・語は不護と、語は護・身は不護とは皆、三種に依りて說くことを得。謂く、若しくは律儀に住するもの、若しくは不律儀に住するもの、若しくは非律儀非不律儀に住するものなり。

諸有の、律儀・不律儀に缺減無からしめんと欲するもの、彼の意趣に依らば、此等は唯、[三七]非律儀非不律儀に住する者にのみ依りて說き、餘は非らざるなり。

【本論】[三八]頗し意業の感ずる異熟果の如く、身業・語業は爾らざるもの有りや。答ふ、有り、身は護・語も護のものの、彼れ爾の時に於て不善心有るが如し。[三九]此れと相違して說くも亦、爾り。

此れと相違する等は、前の如く准じて釋すべし。

此の中、若し意業が非愛の異熟を感ぜば、身・語業は、愛の異熟を感じ、若し意業が愛の異熟を感ぜば、身・語業は便ち非愛の異熟を感ずるなり。是れを意業が異熟果を感ずるが如く、身業・語業は爾らずと名くるなり。

【本論】[四〇]頗し身業・語業の感ずる異熟果の如く、意業は爾らざるもの有りや。答ふ、有り、身は不護・語も不護のものの、彼れ爾の時に於て、善心或ひは無記心有るが如し。[四一]此れと相違して說くも亦、爾り。

前の如く准じて釋すべし。

【二六】前說とは、前の順現法受業を造りて未だ與果せずし死せし人の場合を指すなり。

【二七】本節は身業・語業・意業の各自が感ずる異熟果につきて、その愛・非愛分別を作して七句を造り、最後に三業所感の異熟に非らざる異熟果、卽ち心不相應行の感ずる異熟果を以つて一句となし、合せて、異熟果につきての頗問八句の論をなす段なり。因みにこは發智論頌文の「八句異熟果」に當る。

【二八】本節の略毘婆沙。

【二九】後の見蘊とは、見蘊第八中、想納息、發智論第十九卷(大正・二六、頁一〇二五下)婆沙、百九十五卷(大正・二七、頁九七五下)を指す。

【三〇】身業が非愛の異熟を感じ、語・意業は爾らざる場合。

【三一】不護(asaṃvara)とは、茲にては惡行を行ずるを云ひ、護(saṃvara)とは妙行を行ずるをいふ。

【三二】無記業はその性羸劣なるが故に異熟を感ずること能はざるなり。

【三三】身業が愛の異熟を感じ、語・意業は爾らざる場合。

【三四】語業が非愛の異熟を感じ、身・意業は爾らざる場合。

【三五】語業が愛の異熟を感じ、身・意業は爾らざる場合。

現起し或ひは無記心現起するをいふ。此の中、身業は非愛の異熟を感じ、語業は愛の異熟を感じ、意業は若し善心起らば愛の異熟を感じ、[三三]若し無記心起らば、愛・非愛の異熟を感ぜざるなり。

【本論】[三三]又、身は護・語は不護のものの、彼れ爾の時に於て不善心、或ひは無記心有るが如きなり。

謂く、今時に於て善の身表業を起し、此れに由つて無表業の隨轉を發起し、及び今時に於て、或ひは先時に由りて不善の語表業を起し、此れに由りて無表業の隨轉を發起する、即ち、爾の時に於て不善心現起し、或ひは無記心現起するをいふ。此の中、身業は愛の異熟を感じ、語業は非愛の異熟を感ず。意業は若し不善心起らば、非愛の異熟を感じ、若し無記心起らば、愛・非愛の異熟を感ぜず。是れを身業が異熟果を感ずるが如く、語業・意業は爾らずと名くるなり。

【本論】[三四]頗し語業の感ずる異熟果の如く、身業・意業は爾らざるもの有りや。答ふ、有り、身は護・語は不護のもの、彼れ、爾の時に於て、善心或ひは無記心有るが如し。

謂く、今時に於て或ひは先時に由りて善の身表業を起し、此れに由りて、無表業の隨轉を發起し、及び今時に於て、不善の語表業を起し、此れに由りて無表業の隨轉を發起す。即ち爾の時に於て善心現起し或ひは無記心現起するをいふ。此の中、身業は愛の異熟を感じ、語業は非愛の異熟を感ず。意業は若し善心起れば、愛の異熟を感じ、若し無記心起れば、愛・非愛の異熟を感ぜざるなり。

【本論】[三五]身は不護・語は護のものの、彼れ爾の時に於て、不善心或ひは無記心を起すが如きなり。

謂く、今時に於て、或ひは先時に由りて不善の身表業を起し、此れに由りて無表業の隨轉を發起し、及び今時に於て善の語表業を起し、此れに由りて無表業の隨轉を發起する、即ち爾の時に於て

と果との三世關係に就きての顧問。

【三五】答意は、順現法受業の定義は「現在に造業し現在に受果す」といふものなれど、その現在の見方に前述の如く刹那現在、分位現在、一衆同分現在等あるに由り、其の現在の語意の解釋の仕方と、順現法受業の解釋の仕方とに由りて、因は過去に在り、果は未來に在りと云ひ得となり。現在の語意の解釋の仕方とに由るとは、此に二說ある中の第一說の如き場合にして、即ち、一衆同分現在說に由れば、現在に造業し現在に受果すること即ち順現法受業なるものも、これを若し刹那又は分位現在說より見れば、因は過去に有りて果は未來に在りと言ふことをも言ひ得べきをいひ、又、次に假令、一衆同分現在說によるも、順現法受業の意の解釋の仕方に由るとは、此の中第二說の主張の如きものにして、即ち業に現在に造業し受果する性質を有する順現法受と稱する業の存在を預め認めて、後、本文に說くが如く、當然受くべき果を受けずして卒爾に命終する場合は、此の順現法受業は結果より見て、結局、因は過去にして、果は未來に在りと言はざるを得ざるもの在りと言ふことになるとなり。

りとは、彼の業に二有り、謂く順現法受と及び順不定受となり。或ひは未來なりとは、彼の業に三有り、順現法受を除くなり。

[24]問ふ、頗し有る順現法受業にして、因は過去に在り果は未來に在るものありや。[25]答ふ、有り、謂く、刹那と分位との現在に依り、一衆同分の現在に依らずして而も說くなり。復、說者有り、亦、一衆同分の現在に依りても說くなり。謂く人有り順現法受業を造作し增長し已りて未だ與果を獲せずして、卒爾に命終するが如し。爾の時を卽ち因は過去に在り果は未來に在りと名くるなり。

頗し有る順現法受業にして、因は過去に在りて果は現在に在り、或ひは因は現在に在りて果は未來に在るものありや。若し一衆同分の現在に依りて問を爲せば、應に答へて無と言ふべきなり。尊者妙音は「有り」と說く。謂く[26]前說の如し。

第十一節[27]　身・語・意業各自所感の異熟果の愛・非愛分別、及び不相應行所感の異熟果に就きて

【本論】頗し身業の感ずる異熟果の如く、語業・意業の感ずる異熟果は爾らざるものの有りや。乃至廣說。

[28]今此の中に於ては方便して三業所感の愛・非愛の果を顯示し、[29]後の見蘊中にては方便して分位の差別を顯示す。此の中の所問は、先に黑品を答へ、後、白品を答ふ。是れを此處に略毘婆沙と名くるなり。

【本論】[30]頗し身業の感ずる異熟果の如く、語業・意業は爾らざるもの有りや。答ふ、有り。[31]身は不護、語は護のものの、彼れ爾の時に於て善心或ひは無記心有るが如きなり謂く、今時に於て不善の身表業を起し、此れに由りて無表業の隨轉を發起し、及び今時、或ひは先時に於て、善の語表業を起し、此れに由りて無表業の隨轉を發起する、卽ち爾の時に於て、善心

して彼の果が未來なるものとには、皆、順現法受・順次生受・順後次受・順不定受の四業ありとなり。

【二〇】之れに順次生受と順後次受とが無きは、分位現在說に依れば現在とは此の生中の一分位の間にして、後生を含まざるが故に、業が現在にしてこの果が現在なるものに、第二生以後に果を受くる順次生受・順後次受の無きは當然なり。

【二一】一衆同分の現在說を中心として見たる業と果との關係。此の一衆同分現在說によれば過去とは前生を言ひ、現在とは此生を言ひ、未來とは來生を言ふなり。

【二二】之れに順現法受と順次生受とが無き理由は、一衆同分現在說に由れば、過去の業に對する未來の果の存するは過去の造業時より數へて少くなくとも第三生以後の生に於いてなり。故に、順現法受と順次生受とは無きなり。

【二三】一衆同分現在說に依れば、業が過去にして果が現在なる場合は、その果は造業の時より數へて旣に第二生に在るなり從つて此の場合に順現法受を除くは當然なり。

【二四】順現法受業に於ける因

或ひは未來、或ひは現在なり。
果とは異熟果を謂ふ、*已滅等の差別に由るが故に、三種を成ずるなり。
【本論】諸業の未來なるものの、彼の果は未來なりや。答ふ、是くの如し。
果が先にして因が後に在るに非らざるを以つての故に。
【本論】諸業の現在なるものの、彼の果は現在なりや。答ふ、彼の果は或ひは現在、或ひは未來なり。
所釋は前の如し。
[一六]此の中、有るが說く「刹那の現在に依りて論を作すなり」と。此の所說に依れば、諸業の過去なるものゝ彼の果は、隨つて何世にも在りて、而も彼の業に皆、四種有り。謂く、順現法受乃至順不定受なり。諸業の未來なるものと、諸業の現在なるものとは、所有の果に隨へば、彼の業にも亦、四あり、[一七]而も應に諸業の現在なるものゝ彼の果は、現在なりと言ふべからず、此の刹那の造業は即ち此の刹那に異熟果を受くるに非らざるが故なり。
[一八]或ひは說者有り「此の中、分位の現在に依りて論を作すなり」と。此の所說に依れば、諸業の過去なるものゝ彼の果は、過去・未來・現在なり、諸業の未來なるものと、諸業の現在なるものとの彼の果は、未來なりとは、[一九]皆、前說の如し。諸業の現在なるものゝ彼の果は、現在なりとは、[二〇]彼の業に二有り、謂く順現法受と順不定受となり。
[二一]復、說者有り「此の中、一衆同分の現在に依りて論を作すなり」と。此の所說に依れば、諸業の過去なるものゝ彼の果は、或ひは過去なりとは、前說の如し。或ひは未來なりとは、[二二]彼の業に二有り、謂く順後次受と及び順不定受となり。或ひは現在なりとは、彼の業に三有り、[二三]順現法受を除くなり。諸業の未來なるものも亦、前說の如し。諸業の現在なるものゝ彼の果は、或ひは現在な

※已滅等とは異熟果の已滅なると、正滅なると、當滅なるとを言ふ。
【一六】**特に刹那の現在說を中心として見たる業と果との關係。**
こは、前掲の發智論の文を解釋するに當り、先づ現在とは現在一刹那のみを言ひ、それより前を過去とし、それより後を未來とすと言ふ、三世觀に立ちて業と果との關係を論斷せんとする段なり。
【一七】異熟因、異熟果の關係は必ず其の間に時間的經過を必要とす。從つて此の刹那に造業し此の刹那に受果すること無し。故に此の刹那現在說の立場よりすれば、發智論に、「諸業の現在なるものの彼の果は、現在なりや、答ふ、彼の果は或ひは現在、或ひは未來なり」と云ふ中の「或ひは現在なり」と言ふ文句を除去すべきなりとなり。
【一八】**特に分位の現在說を中心として見たる業と果との關係。**
分位の現在說よりすれば、例へば盛年位を現在とするときは、少年位以前は過去となり。老年位以後は未來となるなり。
【一九】皆、前說の如しとは、諸業の過去なるものと、未來なるもの及び現在なるものに

[一三]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、諸有の去・未を顧みずして三世に愚なるものは、過去・未來をして是れ無ならしめ、唯、現在と無爲とは是れ有なりと說かんと欲するものあり。彼の執を遮して過去・未來は是れ實有の法なることを顯はさんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[一四]復次に、此の論を作す所以は、外道の所說を遮止せんと欲するが爲めの故なり。彼れ說き言く、「諸法の後なるものは前なるもの丶因と爲る。猶し泉水の後なるものが前なるものに逼りて涌かしめ注せしめ、是くの如くして後水は前水の因と爲るが如く、諸法も亦、爾り、後念の法に推逼せらるるに由るが故に、未來より起つて現在に入り、復た現在より滅して過去に入らしむ。是の故に未來は現在の因と爲り、現在は過去の因と爲るなり」と。彼の執を遮して、一切法の前なるものは後なるもの丶因と爲るも、後なるものは前なるもの丶因に非らざることを明かさんが爲めなり。若し後法が前法の因と爲ると說かば、便ち內外の諸法の緣起に違ふなり。內法緣起に違ふとは、謂く、應に行は無明に緣たり、乃至老死は生に緣たるべく、子息に因りて而も父母有るべく、眼識が緣と爲りて眼と色とを生じ、乃至意識が緣と爲りて意と法とを生ずべく、頞部曇より羯邏藍を生じ乃至老より中年を生ずべきなり。外法緣起に違ふとは、謂く應に芽は種の因と爲るべく、乃至果は花の因と爲る、是くの如き等なり。若し爾らば則ち大過有り、謂く、未だ作さずして應に得べく、應に先に善惡の異熟を受け、後善惡の業を造るべく、先に無間獄に墮して後、五逆罪を造るべく、先に輪王の位を受け、後に輪王の業を造るべく、先に阿耨多羅三藐三菩提を證して然る後菩薩行を修すべければなり。若し未だ作さずして而かも得し、亦、應に已作にして而も失すべけん。此くの如くなれば則ち繫縛出離無からん。此の過有ること勿れ。是の故に、諸法の前なるものは、後なるもの丶因と爲るも、後なるものは前なるもの丶因に非らず。是の因緣に由るが故に斯の論を作すなり。

【本論】[一五]諸業の過去なるものの、彼の果は過去なりや。答ふ、彼の果は或ひは過去、

【一三】 **論題提起の理由の第一としての過・未無、現在・無爲有說に對する評破。**過・未無體、現在・無爲有說を主張せし學派名は茲に明記され居らざるを以つて、何れとも斷定すること難きも、恐らく識身足論第一卷(大正・二六、頁五三一上)等に引用さるる沙門目連の「過去・未來無・現在・無爲有」の說等を指すものならん。因みに異部宗輪論に依れば、化地部 (Mahīśāsaka) は「過去・未來是無・現在・無爲是有」と主張し、大衆部 (Mahāsaṃghika)一說部(Ekavyavahārika) 說出世部(Lokottaravādin) 鷄胤部(Kukkuṭika) 等は過去・未來非實有體」と主張し、更に、飮光部(Kāśyapīya)は「若業已熟則無、未熟則有」と主張せしことになり居れり。然して俱舍(二十)には分別說部(Vibhajyavādin)が飮光部と同じく、一分の過去の實有を認めたり。

【一四】 **論題提起の理由第二としての、後法が前法の因なりとする外道說の破折。**

【一五】 **以下業と果との三世關係。**因みに茲に云ふ果とは、五果中の異熟果を指し、他の果に關說せざるなり。

て、是の故に聲は異熟に非らざるなり」と。復、說者有り「聲には間斷有るも、異熟色には間斷無し、是の故に聲は異熟に非らざるなり」と。〔二〕然るに諸の菩薩は二因緣に由り、發願して佛の大士夫の相なる微妙なる梵音を求むるなり。一には曾見に由り、二には曾聞に由る。曾見に由るとは、謂く、彼の菩薩が曾て諸佛の、大集會に處して諸の有情の爲めに梵音聲を以つて正法を宣說し、異論を摧伏すること、微妙深遠にして丈夫相を具するを見るをいふ。曾聞に由るとは、謂く、彼の菩薩が具さに如來の、梵音聲を以つて正法を宣說し乃至、丈夫相を具することを聞くをいふ。爾の時、菩薩は見聞し歡喜し深心に愛樂し、則便ち彼の正因に順ぜんことを誓受するなり。我は諸の禁戒・梵行に精進し、皆、當に迴向して未來に於て、是くの如き大士の行類に住することを得んと願ふべしと。此の意樂に由りて復た種種の上妙なる香花・供具・音樂を以つて、諸の佛・獨覺・聲聞・制多・形像を供養し、父母・師長・同梵行者を承事し供養せり。是くの如き等の殊勝の福を修する時、一一を迴して此の梵聲の相を求むるなり。又、勤めて二種の業道——謂く麁惡語及び雜穢語なり——を淨除す。勤めて麁惡語を淨除するに由るが故に大士の相なる微妙なる梵音を得、此の梵音に由りて一切外道の他論を摧伏す。勤めて雜穢語を淨除するに由るが故に、言詞の威肅・清亮を感得し、此の言詞に由りて一切世俗の異論を映奪す。譬へば、人有りて、他が華妙なる堂閣に處在し、五樂を陳列して歡娛を自から恣にせるを見、他が五樂を拊奏する音聲を聞きて是の思惟を作す、「我れは何れの時に於てか是くの如き妙なる堂閣に處し、五樂を陳列し、歡娛自適することを得べきや」と。既に思惟し已つて勤めて功力を加へ、財寶を積集し、其の所願の如く皆能く之を辨ずるが如く、菩薩も亦、爾り。見と及び聞とに由りて發願して佛の梵音聲の相を求むるなり。

〔三〕第十節　三世業の異熟果の三世分別

【本論】 諸業の過去なるもの、乃至廣說。

【二】特に菩薩が梵音聲を感ずる所以に就きて。梵音(brahmasvara)は佛三十二相の一にして(一)、正直(二)、和雅、(三)、清徹、(四)、深滿、(五)、周遍遠聞の五種の清淨を具す。

【三】本節は三世の諸業が感ずる異熟果は、三世中何の世に在りやを明にする側ら、過去・未來の實有を否定する異執を遮し、又後法が前法の因なりと主張する外道の說を破斥するをその目的とす。因みにこは發智論の頌文の、「三世」に當る。

するもの、彼の法は是れ無記なり」とは言ふべからず。而も是の說を作せば、道理に應ぜざればなり。

應理論者は彼の難を釋して言く、

【本論】 應に是の說を作すべし、「菩薩は昔、餘の生中にて、異熟果の大宗葉を感ずる業を造作し增長し、是の因緣に由りて展轉して、如來の咽喉に微妙の大種を出生し、此れ從能く妙なる語・音・聲を生ぜしなり。而も聲は異熟に非らざるなり」と。

[八]問ふ、若し一切の聲が異熟果に非らざれば、施設論の說を當に云何んが通ずべきや。答ふ、展轉因に依りて是くの如き說を作すも、然も、一切の聲は異熟果に非らざるなり。

[九]問ふ、何が故に諸の聲は異熟果に非らざるや。或は說者有り「聲は第三傳に屬す。謂く、最初の業は諸の大種を生じ、大種は聲を生ずるをもて、聲は第三に屬す。故に異熟果に非らざるなり」と。復、說者有り「聲は第五傳に屬す。謂く[一〇]初業は異熟の大種を生じ、異熟の大種は長養の大種を生じ、長養の大種は等流の大種を生じ、此の等流の大種より聲を生ずるをもて、聲は第五に屬するなり。故に異熟果に非らざるなり」と。復、說者有り「聲は欲するに隨つて轉ずるも、異熟法は欲するに隨つて轉ずべきに非らざればなり」と。復、說者有り「聲は復た聲を生ずるも、異熟より復た異熟を生ずるに非らざればなり」と。有るが說く「聲は是れ現在の加行の所發なるに、異熟果は是れ先業の所起なればなり」と。復、說者有り「初靜慮の染を離るゝ時、語表は便ち斷ずるに、若し是れ異熟ならば、應に三界の染を離るゝ時、方に斷ずべきなればなり」と。復、說者有り「聲に三種有り。謂く、善と不善と無記となるに、異熟果は唯、無記のみなればなり」と。有るが說く「若し聲が是れ異熟なれば、可愛の趣に生ずるときは應に一切時に如意の聲を出すべく、非可愛の趣に生ずるときは應に一切時に不如意の聲を出すべきなるに、現見するに有る時は此と相違するをも

【八】 以下聲に關する施設論の文句の釋通。

【九】 特に聲が異熟果に非らざる理由に就きて。

【一〇】 前世の業の果報として今世に感ずる大種を異熟の大種といひ、それを基礎として、後天的に飲食等に依つて長養し增上して得たるを長養の大種といひ、それが刹那に生滅して相續するとき前の大種と後の大種との間に直接的因果關係を有し、而もその兩者が同一性質なるとき、後者を等流の大種といふ。

[四]此の中、犢子部と分別論者とが應理論者に問ひて言く、

【本論】 定んで是の說――異熟果に依れば、諸法の業に由りて得するもの、彼の法は是れ無記なり――を作すや。

此れは是れ、審かに他の宗の言を定むるなり。若し審かに他の所立の宗を定めずして便ち他を難ずれば、則ち能く他の與めに過を作すこと有る無く、亦、是は、他の說かざる所をも徵難することあるが故に、審かに定めて言ふ、「汝は今、忍可して定めて、是の說――異熟果に依れば、諸法の業に由りて得するもの、彼の法は是れ無記なり――を作すや」と。應理論者は答へて言く、

【本論】 [五]答ふ、是くの如し。

と。彼れ復た問ふて言く、

【本論】 欲する所は何んと爲すや――如來が善心にて說く語は、妙音・美音・和雅音・悅意音にして此の語は是れ善なりや。

應理論者は答へて言く、

【本論】 [六]答ふ、是くの如し。

と。彼れは便ち難じて言ふ、「我が說を聽け。汝は負處なり失處なり、自の言ふ處に違へばなり」と。

【本論】 若し是の說――異熟果に依れば、諸法の業に由りて得するもの、彼の法は是れ無記なり――を作せば、則ち「如來が善心にて說く[七]語は妙音・美音・和雅音・悅意音にして、此の語は是れ善なり」とは言ふべからず。是の說を作せば、道理に應ぜざればなり。若し是の說――如來が善心にて說く語は妙音・美音・和雅音・悅意音にして、此の語は是れ善なり――を作せば、則ち應に「異熟果に依れば、諸法の業に由りて得

【四】 犢子部異熟生說に關する犢子部・分別論者と應理論者との論難。

【五】 「答ふ」は大正本に無きも、發智論より補へり。

【六】 「答ふ」は發智論より補へり。

【七】 語は大正本に諸とあるも、三本・宮本に從つて語と訂正す。次も之れと同じ。

卷の第百十八（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、邪語納息第二之三　（脅缺））

第九節　業に由りて得する異熟果の三性分別論　附、聲非異熟性說と菩薩の梵音に就きて[一]

【本論】諸法の業に由りて得するもの、彼の法は當に是れ善なりと言ふべきや。不善なりや。無記なりや。乃至廣說。

問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め己が義を顯はさんが爲めの故なり。謂く、犢子部と分別論者とは、音聲をして是れ異熟果たらしめんと欲するなり。問ふ、彼れ等は何の量に由りて是くの如き說を作すや。答ふ、聖言に由るが故なり。施設論に說くが如し「何に緣りて菩薩は、梵音の大士夫相を感得するや。菩薩は昔、餘生中麁惡語を離れたりしをもて、此の業が究竟して梵音聲を得せしなり」と。此の說に由るが故に、彼れは便ち、聲は是れ異熟果なりと計するなり。此の意を遮して一切の聲は異熟果に非らざることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

【本論】諸法の業に由りて得するもの、彼の法は是れ善なりと言ふべきや、不善なりや、無記なりや。答ふ、異熟果に依れば、諸法の業に由りて得するもの、彼の法は是れ無記なり。[三]

問ふ、何が故に、是の說を作すや。答ふ、或ひは有る諸法の、業に由りて得すと雖も而も無記に非らざるものあり。諸の律儀、不律儀等の如し。彼の法を簡ばんが爲めの故に、是の說を作すなり。「異熟果に依れば、諸法の業に由りて得するもの、彼の法は是れ無記なり」と。

【一】本節は業に由りて得する異熟果が無記性なることを明かすを以て主目的とし、更に附論として施設論が菩薩は離麁惡語の業の究竟によりて梵音を得すと言へるを聖言量として、犢子部及び分別論者が、聲は異熟果なりと主張せるに對して、之れに評破を加へ、聲は異熟果に非らざることを論定し、併せて菩薩が梵音を感得せし理由を明にする段なり。

【二】論題提起の理由として因みにこは發智論の頌文の「業得果」に當る。

【三】業に由りて得する諸法は、そが異熟果なる限り無記なり。

此は復た云何ん。謂く應に一言を作すべくして而も、一言を作す等なり。廣說すること[一〇五]前の如し。

【本論】[一〇六]諸の意妙行は彼れは盡く如理所引の意業なりや。設し如理所引の意業なれば、彼れは盡く意妙行なりや。答ふ、應に四句を作すべし。

(一)有るは意妙行にして如理所引の意業に非らざるものあり。謂く、[一〇七]無貪と無瞋と正見となり。

三種の意妙行なり。

【本論】(二)有るは如理所引の意業にして、意妙行に非らざるものあり。謂く、[一〇八]無覆無記の如理所引の意業なり。

卽ち思にして、能く前所說の如き無覆無記の如理所引の身・語の二業を起すものを謂ふ。

【本論】(三)有るは意妙行にして亦、如理所引の意業なるものあり。謂く善の意業なり。

(四)有るは意妙行にも非らず亦、如理所引の意業にも非らざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

相とは、名ざす所を謂ふこと、前に廣說せしが如し。謂く、行蘊中に於いて、四句を作す、中に於いて、無貪・無瞋・正見と及び善の思と、幷びに無覆無記の如理所引の思とを除く餘の相應と不相應との行蘊を取り、及び四蘊の全と幷びに無爲法となり。是くの如き一切を第四句と作すが故に「前相を除くものなり」と言ふなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十七

【一〇五】前とは、婆沙百十二卷、(毘曇部十二、頁三二一)を指す。

【一〇六】意妙行と如理所引の意業との相攝關係。

【一〇七】無貪・無瞋・正見はそれ自身意妙行にして亦、如理なるも、如理の所引には非らざるが故に之を除くなり。

【一〇八】婆沙論の本論には、一分の無覆無記とあるも、發智論には無覆無記とのみあり。今は後者に從ふ。

相とは、名ざす所を謂ふこと、前に廣說せしが如し。謂く、行蘊中に於いて四句を作す、中に於て貪・瞋・邪見と及び染汚の思と幷びに無覆無記非理所引の思とを除く、餘の相應と不相應との行蘊を取り、及び四蘊の全と幷びに無爲法となり。是くの如き一切を第四句と作すが故に、「謂く前相を除くものなり」と言ふなり。

第八節　三妙行と如理所引の三業との雜・不雜論[101]

【本論】[102]諸の身妙行は、彼れは盡く如理所引の身業なりや。設し如理所引の身業なれば、彼れは、盡く身妙行なりや。答ふ、諸の身妙行は、彼れは盡く如理所引の身業なり。

何を以っての故に。一切の妙行は理に違はざるが故に、如理作意の所等起なるが故に。

【本論】有るは如理所引の身業にして身妙行に非らざるものあり。謂く、無覆無記の如理所引の身業なり。

此は復た云何ん。謂く應に是くの如く去來すべくして而かも能く是くの如く去來する等なり、廣說すること[103]前の如し。

【本論】[104]諸の語妙行は、彼れは盡く如理所引の語業なりや。設し如理所引の語業なれば、彼れは盡く、語妙行なりや。答ふ、諸の語妙行は、彼れは盡く如理所引の語業なり。

何を以っての故に。一切の妙行は理に違はざるが故に、如理作意の所等起なるが故に。

【本論】有るは如理所引の語業にして、語妙行に非らざるものあり。謂く、無覆無記の如理所引の語業なり。

【一〇一】本節は身・語・意の三妙行と如理所引の身・語・意の三業との相攝關係を明す段なり。三妙行は唯、善なるに、如理所引の三業は善と無記とに通ずるが故に、その點妙行は狹きも、妙行中には如理所引に非らざる無貪・無瞋・正見を含むが故に、その眞妙行は寬し。因みにこは發智論の頌文たる「非理等六句」中の後の三句即ち如理(等)の三句に當る。

【一〇二】身妙行と如理所引の身業との相攝關係。

【一〇三】前とは、婆沙百十二卷、(毘曇部十二、頁三二一)を指す。

【一〇四】語妙行と如理所引の語業との相攝關係。

【本論】有るは非理所引の語業にして語惡行に非らざるものあり。謂く、有覆無記の語業と及び無覆無記の非理所引の語業となり。

有覆無記の語業とは、初靜慮地の諂、愛等の所起の語業を謂ひ、無覆無記の非理所引の語業とは、應に一言を作すべきに而も、作さゞる等を謂ふ。廣說すること[九七]前の如し。

【本論】[九八]諸の意惡行は、彼れは盡く非理所引の意業なりや。設し非理所引の意業なれば、彼れは盡く意惡行なりや。答ふ、應に四句を作すべし。

(一)有るは意惡行にして非理所引の意業に非らざるものあり。謂く、[九九]貪欲と瞋恚と邪見となり。

三種の意惡行なり。

【本論】(二)有るは非理所引の意業にして意惡行に非らざるものあり。謂く、有覆無記の意業と及び無覆無記の非理所引の意業となり。

有覆無記の意業とは、[一〇〇]欲界繫の薩迦耶見、邊執見と相應する思と、及び色・無色界の一切の煩惱と相應する思とを謂ひ、無覆無記の非理所引の意業とは、思にして能く前所說の如き無覆無記の非理所引の身・語の二業を起すものを謂ふ。

【本論】(三)有るは意惡行にして亦、非理所引の意業なるものあり。謂く、不善の意業なり。

(四)有るは意惡行にも非らず亦、非理所引の意業にも非らざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

【九七】前とは、婆沙百十二卷(毘曇部十二、頁三一一-二)を指す。

【九八】意惡行と非理所引の意業との相攝關係。

【九九】貪・瞋・邪見は意惡行にして又、非理なれど、非理の所引に非らざるが故に、玆に之れを除けるなり。

【一〇〇】薩迦耶見・邊執見は欲界繫のものと雖ども有覆無記なれば、之れと相應する思も亦、有覆無記にして、不善に非らざるが故に、惡行の攝に非らざるなり。(婆沙百十二卷、毘曇部十二、頁三一一-二參照)

するが故に寂默と名くるなり」と。是れを、妙行と淸淨と寂默との三種の差別と謂ふ。

[九一]第七節　三惡行と非理所引の三業との雜・六　雜論

【本論】　諸の身惡行は、彼れは盡く非理所引の身業なりや。設し非理所引の身業なれば、彼れは盡く身惡行なりや。乃至廣說。

[九二]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し。「非理所引の身・語・意業有り」と。契經は此の說を作すと雖も而も、廣く辯ぜず……廣說すること前の如し。復、說者有り「[九三]前納息中に已に三種の惡行を分別せりと雖も、而も未だ非理所引の身・語・意業を分別せざるをもて、今分別せんと欲するが故に、斯の論を作すなり」と。

【本論】　[九四]諸の身惡行は、彼れは盡く非理所引の身業なりや。設し非理所引の身業なれば、彼れは盡く身惡行なりや。答ふ、諸の身惡行は、彼れは盡く非理所引の身業なり。

何を以つての故に、諸の惡行は皆、理に違ふを以つての故に。非理作意の所等起の故に。

【本論】　有るは非理所引の身業にして身惡行に非らざるものあり。謂く、有覆無記の身業と及び無覆無記の非理所引の身業となり。

有覆無記の身業とは、初靜慮地の諂、愛等の煩惱所起の身業を謂ひ、無覆無記の非理所引の身業とは、應に是くの如く去來すべきに而も是くの如く去來せざる等を謂ふ。廣說すること[九五]前の如し。

【本論】　[九六]諸の語惡行は、彼れは盡く非理所引の語業なりや。設し非理所引の語業なれば、彼れは盡く語惡行なりや。答ふ、諸の語惡行は、彼れは盡く非理所引の語業なり。

何を以つての故に。諸の惡行は皆、理に違ふを以つての故に、非理作意の所等起なるが故に。

【九一】　本節は身・語・意の三惡行と非理心によりて引起されし身・語・意の三業との關係を定めんとする段なり。惡行は唯、不善なるをもて、不善と無記とに通ずる非理所引の三業より狹きも、惡行中の貪・瞋・邪見の三は、非理所引に非らざるが故に、其の點は寬し、之れを心得置かば以下の文は解し易からん。因みに、こは發智論の頌文よりすれば、「非理等六句」の中の前三句に相當する段なり。

【九二】　論究の由來。

【九三】　前納息とは前の惡行納息を指す。婆沙百十二卷（毘曇部十二頁三一〇以下）參照。

【九四】　身惡行と非理所引の身業との相攝關係。

【九五】　前とは婆沙百十二卷（毘曇部十二、頁三一一）を指す。

【九六】　語惡行と非理所引の語業との相攝關係。

相とは名ざす所を謂ふこと、前に廣說せしが如し。

(八七)問ふ、何が故に、五蘊中に於いて唯、色と識との二蘊のみを寂默と建立し、餘の蘊は非らざるや。答ふ、應に具さに建立すべくして而も立てざるは、當に知るべし、此の義有餘なることを。復、說者有り「此の中、最初と最後とを顯示するが故に、是の說を作すなり。初とは色蘊を謂ひ、後とは識蘊を謂ふ。初と後とを說くが如く、是くの如く、入と出、趣向と已度、方便と究竟も當に知るべし亦、爾ることを」と。復、說者有り「此の中、最麁と最細とを顯示するなり。五蘊中に於いて色蘊は最麁にして識蘊は最細なり」と。復、說者有り「眞實の寂默は唯、無學の心のみなり。此の無學の心は誰に由りて比度するや。謂く身・語業なり。故に唯、無學の心と身・語業とのみを寂默と建立するなり」と。

(八八)問ふ、何が故に、寂默は唯、無學にのみ在るや。答ふ、唯、無學の身中にのみ寂默は得べく、學及び非學非無學の身中には皆得べからざればなり。論に因りて論を生ぜん。何が故に唯、無學の身中にのみ寂默は得べく、餘は非らざるや。答ふ、此の寂默は是れ最勝法なるに、劣身中には勝法の得べきもの有るに非らざるに由るなり。所以は何ん。若し勝法を說けば、則ち無學法が勝り、學法等は非らず。若し勝補特伽羅を說けば、則ち無學の補特伽羅が勝り、有學等は非らざればなり。復、說者有り「無學の身中には(八九)煩惱の意言が究竟して息滅し、寂默圓滿するが故に寂默と立つるも、餘身は爾らざるが故に建立せざるなり」と。

(九〇)問ふ、妙行と淸淨と寂默とに何の差別有りや。或ひは說者有り「名に即ち差別あり。謂く妙行と名け、淸淨と名け、寂默と名くるなり」と。復、說者有り「義にも亦、差別あり。謂く、善巧の作の義是れ妙行の義、體潔白の義是れ淸淨の義、癡亂を離るゝの義、是れ寂默の義なり」と。復、說者有り「能く愛果を感ずるが故に妙行と名け、煩惱を雜へざるが故に、淸淨と名け、究竟して靜息

【八七】特に色・識の二蘊のみを寂默と立つる理由。

【八八】特に寂默が無學にのみ在る理由に就きて。

【八九】煩惱の意言とは、煩惱は言の如く喧雜なるが故に煩惱のことを斯く云へるなり。(倶舍論光記十六、一大正・四一、頁二五二上)

【九〇】妙行と淸淨と寂默との區別。

(一)有るは妙行にして寂默に非らざるものあり。謂く、無學の身・語妙行を除く諸餘の身・語妙行と及び一切の意妙行なり。

(二)有るは寂默にして妙行に非らざるものあり。謂く、無學の心なり。

(三)有るは妙行にして亦、寂默なるものあり。謂く、無學の身・語の妙行なり。

(四)有るは妙行にも非らず寂默にも非らざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

相とは名さす所を謂ふこと、前に廣說せるが如し。謂く、色蘊中に於いて善の色を除き、行蘊中より無貪・無瞋・正見と及び諸の善の思とを除き、識蘊中より無學心を除く、餘の色・行・識蘊を取ると、及び二蘊の全と幷びに無爲法と、是くの如き一切を第四句と作すが故に「謂く前相を除くものなり」と言ふなり。

【本論】[八五] 三清淨と三寂默とは、三清淨が三寂默を攝すとせんや、三寂默が三清淨を攝するや。答ふ、應に四句を作すべし。

(一)有るは清淨にして寂默に非らざるものあり。謂く、無學の身・語清淨を除く諸餘の身・語清淨と及び一切の意清淨となり。

此は復た云何ん。謂く、學と非學非無學との身・語清淨と及び[八六] 三種の意清淨となり、意寂默は唯、無學心のみなるを以つての故に。

【本論】 (二)有るは寂默にして清淨に非らざるものあり。謂く、無學の心なり。業の性に非らざるが故なり。

(三)有るは清淨にして亦、寂默なるものあり。謂く、無學の身・語の清淨なり。

(四)有るは清淨にも非らず、寂默にも非らざるものあり。謂く前相を除くものなり。

【八五】 三清淨と三寂默との相攝關係。

【八六】 三種とは玆にては、學・無學・非學非無學の三種を指す。

に說くが如し「三妙行・三清淨有り」と。是の說を作すと雖も、而も廣く辯ぜず——廣說すること前の如し。復た說者有り「[七八]前・納息中に已に三妙行を分別せるも、未だ三清淨を分別せざるをもて、今、分別せんと欲するが故に、斯の論を作すなり」と。

【本論】[七九]三妙行が三清淨を攝すとせんや、三清淨が三妙行を攝するや。答ふ、其の事に隨つて展轉相攝す。

所以は何ん。諸の身妙行(kāya sucarita)は即ち身清淨(kāya śaucya)にして、諸の語妙行(vāk s.)は即ち語清淨(vāk ś.)、諸の意妙行(mano s.)は即ち意清淨(mano ś.)なればなり。

[八〇]問ふ、無漏の妙行は永く垢を離れ、穢を離れ、濁を離るゝをもて、清淨と名くべきも、有漏の妙行は、既に是れ垢有り、穢有り、濁有るをもて、云何んが清淨と名くるや。答ふ、有漏の妙行は分に清淨なるを以つての故に、清淨と名くるなり。所以は何ん。有漏の妙行も亦、能く乃至無所有處の諸の煩惱、垢を離るゝが故に、清淨と名くることを得ればなり。復、說者有り「有漏の妙行は能く第一義の清淨を引發し隨順するが故に亦、清淨と名くるなり」と。

【本論】三妙行あり。三寂默あり。謂く身・語・意寂默なり。乃至廣說。

[八一]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「[八二]三妙行・三寂默有り」と。契經は是の說を作すと雖も而も廣く辯ぜず——廣說すること前の如し。復た說者有り「[八三]前納息中に已に三妙行を分別せしも、未だ三寂默を分別せざるをもて、今、分別せんと欲するが故に、斯の論を作すなり」と。

【本論】[八四]三妙行と三寂默とは、三妙行が三寂默を攝すとせんや。三寂默が三妙行を攝するや。答ふ、應に四句を作すべし。

【七八】前納息とは、前の惡行納息を指し、婆沙百十二卷(毘曇部十二、頁三二〇以下)に詳論さる。往見すべし。
【七九】**三妙行と三清淨との相攝關係。**
【八〇】**特に有漏の妙行をも清淨と名くる理由に就きて。**因みに有漏の妙行とは有漏の正見の如きをいふ。
【八一】**論題提起の因由。**
【八二】三寂默は A. N. III. 120 に出す。
【八三】前註七八を見よ。
【八四】**三妙行と三寂默との相攝關係。**三妙行は身・語・意の一切の善業と、業に非らざる無貪・無瞋・正見とをいひ、三寂默は無學の身・語業と無學の意(意業に非らず)とをいふ。ことを心得へ置かば茲の四句は解し易し。

心が能く刹那等起と作りて身語業を發すとせば、此の業は當に是れ何と言ふべきや。見所斷とせんや、修所斷とせんや、倶所斷とせんや。[七二]若し見所斷なりとせば此の身・語業は應に修所斷法を方便依と爲すに非らざるべし。謂く修所斷は四大所造なればなり。若し修所斷なりとせば、見所斷心を以て刹那等起と作すべからず。若し倶所斷なりとせば、所起の一に隨つて業は應に二分を成ずべく、是くの如くんば則ち一法に二の自性有らん。但し爾らざるが故に、見所斷心は刹那等起に非らざるなり」と。問ふ、若し見所斷心が刹那等起と作りて身・語業を發すこと能はずとせば、契經の所說を當に云何んが通ずべきや。[七三]契經に說くが如し。「諸の邪見の人の所有の身・語・意業は、若しくは思なるも、若しくは求なるも、若しくは造作する所なるも、一切皆、不可愛・不可樂・非悅意の果を得す。所以は何ん。此の見は暴惡にして所謂る邪見なればなり」と。答ふ、因等起に依りて是くの如き說を作し、刹那等起に依るに非らざるをもて是の故に過無し。

[七四]復次に、若し此の衆同分の心が能轉と作れば、卽ち此の衆同分の心が隨轉と作り、或ひは餘の衆同分心が能轉と作れば卽ち餘の衆同分の心が隨轉と作りて、身・語業を發す、斯に是の處有るも、若し此の衆同分の心が能轉と作れば、餘の衆同分の心が隨轉と作りて身・語業を發す、是の處り有ること無し。復た說者有り「亦、是の處も有り。謂く有る人が當に五年の大會を作すべしと發願し、中間に命終するも此の願力に乘じて富貴家に生れ、自ら宿命を憶ひて昔の所願の如く一切皆作すが如し。是くの如きは則ち此の衆同分の心が、能轉と作り、餘の衆同分の心が隨轉と作りて、身・語業を發すと名くるなり」と。

[七五]第六節　三妙行と三清淨と三寂默との雜・不雜論

【本論】　三妙行あり。三清淨あり、謂く身・語・意清淨なり、乃至廣說。

[七六]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。[七七]契經

【七二】　身・語業は修所斷なる色を方便依として起るに、若し、見所斷心が隨轉となるとせば、その業の方便依たる色も見所斷とならざるべからず。然るに色は修所斷にして見所斷たること無きを以つて、見所斷心は隨轉とならずとなり。

【七三】　契經とは、雜阿含二八(大正・二、頁二〇四、第七八七經及び七八八經)の「邪見人身業如二所見一口業如二所見一若思若欲若願若爲彼皆隨順一切得二不愛果不念・不可意果一所以者何以二見惡一故謂邪見」の文を指すものの如し。

【七四】　能轉心・隨轉心とは同一衆同分心なりや否や。

【七五】　本節は發智論の頌文の「妙・淨・默相攝」に當るものにして、三妙行・三清淨・三寂默の相攝關係を論じ、以つて其の性質を明にするを課題とす。

【七六】　論究の由來。

【七七】　三妙行は長阿含卷第八、衆集經(大正・一、頁五〇上)に出す。三清淨は、大集法門經卷上、(大正・一、頁二二八中)に出す三淨を指す。

起と名けざるなり」と。復、說者有り「工巧處心が業を發起する時、善心と染心とは相ひ助けて發起するをもて、是の故に、工巧處心の能轉と爲る時の其の隨轉心に三種有り容きなり。謂く善と染と無記となり。」と。

六八 問ふ、異熟生心は、何が故に二等起と作りて身・語業を發すこと能はざるや。答ふ、强盛なる心は身・語業を發すも、異熟生心は其の性羸劣なるが故に、發すこと能はざるなり。復、說者有り「若し身・語業にして異熟生心が二等起と爲りて而も發起するものなれば、此の身・語業は當に是れ何んと言ふべきや。威儀路とせんや、工巧處とせんや、異熟生とせんや。若し威儀路或ひは工巧處なりとせば、異熟生心は云何が能く發さん。若し異熟生なりとせば、此の身・語業は應に是れ異熟なるべし、六九然るに身・語業は定んで異熟に非らず、加行によりて起るが故に。亦、說きて善・染汚とも爲すべからず、異熟を執して生ずる心の所起なるが故に。此れに由りて異熟生心は身・語業を發すこと能はざるなり」と。

七〇 復次に、若し見所斷心が能轉と作れば、修所斷心が隨轉と作り、或ひは修所斷心が能轉と作れば、卽ち修所斷心が隨轉と作りて身・語業を發す、斯に是の處有り。若し見所斷心が能轉と作れば卽ち見所斷心が隨轉と作り、或ひは修所斷心が能轉と作れば、見所斷心が隨轉と作りて、身・語業を發すこと是の處有ること無し。何を以つての故にといへば、見所斷心は、刹那等起と作りて身・語業を發すこと能はざるを以つての故に。

七一 今、此の中に於て、論に因りて論を生ぜん。問ふ、何が故に、見所斷心に任せば刹那等起と作りて身・語業を發すこと能はざるや。答ふ、要ず、麁散なる心は能く刹那等起と作りて、身・語業を發すも、此の心は微細なるが故に、發すこと能はざるなり。復次に、外門轉心は能く刹那等起と作りて身・語業を發すも、此の心は內門轉なるが故に發すこと能はざるなり。復、說者有り「若し見所斷

【六八】特に異熟生心が二種の等起と作りて身・語業を發さざる理由に就きて。

【六九】異熟は前業によりて引かれ加行に由らずして任運に起り、且つ、無覆無記なるものなれば、加行に由りて起り、善・惡・無記に涉る業とは異なり。

【七〇】以下、能轉心と隨轉心との見・修所斷分別。こは修所斷心は能轉心・隨轉心となるも、見所斷心は唯、能轉心とのみなりて隨轉心とならざることを明す段なり。(俱舍十三參見)

【七一】特に見所斷心が隨轉心(刹那等起)と作らざる理由に就きて。

に於いて我れ當に彼れを打つべしとの思念を起し得べきに非らず、當に知るべし、卽ち是れ身識に住して打つなり。是の故に五識も亦、能く身・語の二業を發し、因等起及び刹那等起と作るなり」と。

如是說者はいふ、「[六三]五識は因等起と作りて身・語業を發すこと能はず、所以は何ん。意識は身・語業に於いて能轉及び隨轉と作るも、五識は唯、隨轉と作るのみにて能轉と作らざるが故なり」と。

[六四]此の中、若し善心が能轉と作れば卽ち善心が隨轉と作り、若し染汚心が能轉と作れば、卽ち染汚心が隨轉と作り、若し威儀路心が能轉と作れば卽ち威儀路心が隨轉と作り、若し工巧處心が能轉と作れば、卽ち工巧處心が隨轉と作りて身・語業を起す。

[六五]問ふ、若し威儀路心が能轉と作り卽ち彼の心が隨轉と作るとせば、有るが行む時、遇佛像等を見て善の眼識を起し、或ひは婬女等を見て染の眼識を起すが如き、是くの如きは豈、善と染とが隨轉して彼の業を起すに非らざらんや。尊者世友は是くの如き說を作す、「此は[六六]覺慧は速疾に迴轉するに由りて增上慢を起すなり。謂く、行む位に此の眼識を起すも、而も實に行む時、則ち善心と染心とは現在前せず、若し善心と染心とが現在前する時は卽ち止りて行まざるなり。此の善心と染心とは但、伴者の如く、等起と名けざるなり」と。復、說者有り「威儀路心が業を發起する時、善心・染心等が相ひ助けて發起す、是の故に威儀路心の轉ずる時の其の隨轉心に三種有り容べし、謂く善と染と無記となり」と。

[六七]問ふ、若し工巧處心が能轉と作り、卽ち彼の心が隨轉と作るとせば、畫師が佛を畫作する時、善の眼識を起し、女人を畫く時、染の眼識を起すが如き、是くの如きは豈善と染と隨轉して彼の業を發すに非らざらんや。尊者世友は是くの如き說を作す「覺慧は速疾に迴轉するに由りて增上慢を起すなり。謂く、畫く時、此の眼識を起すも而も實に畫く時には善心と染心とは現在前せず。若し善心と染心とが現在前する時には便に止めて畫かざるなり。此の善心と染心とは但、伴者の如く、等

四說あるも第四說を正說とすること云ふ迄もなし。

【六二】 こは一種の反射運動の立場から五識に二種の等起を認めんとするなり。

【六三】 五識は無分別なるが故に、業を發す力無く、外門轉なるが故に、刹那等起となり得るなり。

【六四】 以下能轉心と隨轉心との三性分別。こは能轉心が善なるとき隨轉心が善なりや、不善なりや、無記なりや、等を論ずる段なり。而して、婆沙論は同性說を取るが如きも倶舍論は不定說を取れり。(倶舍十三參照)

【六五】 特に威儀路心が能轉と作る時の隨轉心は三性に通ずるや不や。

【六六】 世友の說明の旨意は歩む時は見ず、見る時は歩まず。故に無記心と、善心或ひは染心とは同時に起らざるも、速かに轉換するが故に同時に起すが如き錯覺を起すと言ふにあり。

【六七】 特に工巧處心が能轉と作る時の隨轉心は三性に通ずるや不や。

び諂・貪所起の有覆無記の思とを除く餘の相應と不相應との行蘊を取り、及び三蘊の全と并びに無爲法となり。是くの如き一切は第四句と作る。故に「謂く前相を除くなり」と言ふなり。

[五九]第五節　特に身・語業を發す條件としての二種の等起に就きて

此の中、二種の等起有り。謂く[六〇]因等起と及び刹那等起となり。因等起は、能轉心を名け、刹那等起は隨轉心を名く。

[六一]問ふ、五識も亦、能く二等起と作りて身語業を發すや不や。或ひは說者有り「五識は身・語業を發すこと能はず。所以は何ん。唯、意識のみは身・語業に於いて轉と隨轉と作り、彼の業をして現前せしむること有るも、五識は、轉と作ること能はず、亦隨轉と作ることも能はず、彼の業をして現前せしむること能はざればなり」と。問ふ、若し爾らば、「自から身表業を見、自から語表業を聞き、三識は識る」と說くが如き、此れを云何んが通ずるや。答ふ、身表を見ずして但、餘相のみを見、語表を聞かずして但、餘音のみを聞く。即ち此の義に由りて「見る」と名け、「聞く」と名くるなり。三識は識るとは、他の身業を緣ずるをいひ、自の身業には非らざるなり。

復、說者有り「五識も亦、能く身・語業を發し、意識を以つて能轉と作し、亦隨轉とも作す。五識は能轉と作らずと雖も而も隨轉と作りて彼の業を發すが故なり」と。若し是の說を作せば、即ち「自から身表を見、自から語表を聞く」といふを善通すと爲す。所以は何ん。若し意識を以つて、能轉と及び隨轉と作し、亦、眼識を以つて隨轉と作せば、便ち、身表を見、若し意識を以つて、能轉及び隨轉と作し亦、耳識を以つて隨轉と作せば、便ち語表を聞き、三識は識るとは、亦、自業を緣じ、亦、他業をも緣ずるなり。

尊者僧伽伐蘇說きて曰く「五識も亦、能く身・語業を發し、因等起及び刹那等起と作る。所以は何ん。[六二]有る士夫は先に作意せずして、欻ち他に打たるれば、即ち還つて彼れを打つが如し。爾の時

【五九】 本節は身・語業を發起する主因とも云ふべき能轉心(因等起)と、それに由りて引發されし業と倶起し隨逐する隨轉心(刹那等起)との
(一)意識・五識分別、
(二)三性分別、
(三)見・修所斷分別、
(四)此、彼の衆同分分別等の諸關係を明にせる段にして、發智論よりすれば傍論に屬す。

【六〇】 **因等起・刹那等起に就きて。**
因等起(Hetu samutthāna)、刹那等起(Tatkṣaṇa samutthāna)、轉(Pravṛtti)、隨轉(Anuvṛtti)

【六一】 **五識は二種の等起と作るや不や。又、身・語業を發するや不や。**――これに
(一)、五識は二種の等起と作らず、又、身語業をも起さずとする說。
(二)、五識は刹那等起となるも因等起とならず。されど身語業を發すとする說。
(三)、五識は二種の等起と作り、又、身・語業を發すとする僧伽伐蘇の說。
(四)、五識は刹那等起となるも因等起と作らず。又、身・語業を起さずとする如是說者の說。

[五二] 問ふ、何の因縁の故に貪を名けて濁と爲すや。答ふ、能く染濁するが故なり。世間に染色を說きて名けて濁と爲す。世間に根濁・莖濁・枝濁・葉濁・花濁・果濁を說くが如きは、此れ皆、能く染するが故に名けて濁と爲すなり。復次に、濁とは是れ鄙下の義なり。世間は並びに謂ふ、貪欲多き者を名けて鄙濁と爲すと。復次に、濁とは是れ不淸淨の義なり。貪が心を蔽ふに由りて、染法を習近し淨法を捨するが故なり。

[五三] 問ふ、貪は何處に在りや。答ふ、欲界乃至非想非非想處に有り。

已に自性を說けるをもて、今當に雜・無雜の相を顯示すべし。

【本論】[五四] 三惡行が三曲・穢・濁を攝すとせんや、三曲・穢・濁が三惡行を攝するや。

答ふ、應に四句を作すべし。

(一)有るは惡行にして曲・穢・濁に非らざるものあり。謂く、欲界の諂・瞋・貪所起の身・語・意の惡行を除く、[五五] 諸餘の身・語・意の惡行なり。

(二)有るは曲・穢・濁にして惡行に非らざるものあり。謂く、[五六] 初靜慮の諂・貪所起の身・語・意業と、及び[五七] 餘の色界と無色界との貪所起の意行となり。

(三)有るは惡行にして亦、曲・穢・濁なるものあり。謂く、欲界の諂・瞋・貪所起の身・語・意の惡行なり。

(四)有るは惡行にも非らず、曲・穢・濁にも非らざるものあり。謂く前相を除くものなり。

相とは、謂く名ざす所なること、前に說けるが如し。謂く、色蘊中に於ては、[五八] 不善の色と及び諂・貪所起の有覆無記の色とを除く、餘の色蘊を取り、行蘊中に於ては、不善の思と貪・瞋・邪見と、及

【五二】貪を濁と名くる所以に就きて。

【五三】貪は三界にあり。

【五四】三惡業と三曲・穢・濁との雜・無雜論。

【五五】玆に諸餘の身・語・意の惡行とは、邪見及び不善の思の意惡業と癡・邪見・不善の思より起る身・語の惡業等をいふ。

【五六】これが惡行に非らざるは、惡行は不善なるに上界には不善なるもの無きが故なり。因みに、玆に瞋所起のものを說かざるは瞋は上二界に無きが故なり。

【五七】玆に貪所起の意業と限定せる理由は、第二靜慮以上には瞋は勿論のこと諂も無きをもて唯、貪所起に限り、又、二靜慮以上には發業心たる伺無きが故に表業無きをもて、唯、意業のみに限れるなり。(俱舍十三參照)因みに「餘の色界」とは初靜慮を除く上三靜慮をいふこと明かなり。

【五八】不善の色を除くは、これが身・語の惡業の攝なればなり。

もて・人・喜見せざるなり。云何んが、他相續を穢するや。謂く、若し瞋恚が他を惱亂するときは、他をして塵垢せしめ、或ひは鞭捶を受けしめ、乃至命を喪はしむるなり」と。

[四七]問ふ、瞋は何處に在りや。答ふ、欲界に在りて、上二界は非らず。問ふ、何が故に、上二界に瞋無きや。答ふ、田に非らず器に非らず……乃至廣說。復、說者有り「瞋を除かんが爲めに、上界を求趣す……廣說すること前の如し」と。復、說者有り「若し是の處に於いて、慳・嫉結有れば則ち瞋恚有り。所以は何ん。諸の有情は慳・嫉結に依りて、他の相續に於いて瞋恚を起すを以つての故に。上界は爾らざるが故に、瞋恚無し」と。復次に、若し處にして無慚・無愧有れば、則ち瞋恚有るも、上界は爾らず。復次に、若し處にして苦・憂根有れば卽ち瞋恚有るも、上界は爾らず。復次に、若し處にして、男・女根有れば、則ち瞋恚有るも、上界は爾らず。復次に、若し處にして段食の愛と及び婬欲の愛と有れば則ち瞋恚有るも、上界は爾らず。釋は皆、前の如し。是の故に上界には瞋恚有ること無きなり。復、說者有り『若し是の處に於いて怨害の因有れば、則ち瞋恚有り、怨害の因とは[四八]九惱事を名くるなり。色・無色界には怨害の因無きが故に、瞋有ること無し。是の故に尊者妙音は說いて言く、「怨害の因緣は則ち瞋をして轉ぜしむ」』と。或ひは說者有り「若し所依身にして乾燥し麁强なれば則ち瞋恚有るも、上界は依身潤澤にして柔濡なるが故に瞋恚無きなり」と。復、說者有り「色・無色界には瞋の對治――謂く[四九]等引の慈なり――有るが故に瞋有ること無きこと、是の處に於いて、若し[五〇]吠藍婆風有れば是の處の雲場は終に住すること得ざるが如し。上界も亦、爾り。瞋を對治する等引中の慈の吠藍婆風有るが故に、瞋の雲場は彼れに於いて住せざるなり」と。

【本論】[五一]三濁とは云何ん。謂く貪所起の身・語・意業なり。

所以は何ん。貪を名けて濁と爲し、濁を相とする法に由りて起さるる三業を、說きて名けて濁と爲す、是れ彼れの果なるが故に。

【四七】瞋が欲界にのみありて上界に無き理由。

【四八】九惱事とは、(一)、(二)、(三)過去と現在と未來とに我れを侵惱すること。(四)、(五)、(六)過去と現在と未來とに我が愛する所のものを侵惱すること。(七)、(八)、(九)過去と現在と未來とに我が憎む所のものを愛敬することなり。(長阿含卷十、大緣方便經、―大正、一、頁六〇上――參照)

【四九】等引の慈とは、靜慮によりて引起さるる慈無量をいひ、こは無瞋善根を自性となすが故に、能く瞋恚を退治すること、婆沙八一(毘曇部十一、頁一)に出す。往見すべし。

【五〇】吠藍婆風(Vairambha-ka)は劫災の時吹きて一切を散壞せしむる風なり。

【五一】三濁の自性。

過を無からしめんと欲するをもて、是の故に上地には諂無きなり」と。復、說者有り「若し是の處に於いて王と臣とを安立し、衆と主との尊卑の差別を安立せば、則ち其の諂有るも、上地に於いては斯かる事有ることを得るに非らざるが故に、諂有ること無し。諸有の王と臣、衆と主との尊卑の差別は必ず、諂曲を懷き更ひ(たがひ)に相ひ接事するが故なり」と。復、說者有り「若し是の處に於いて諸の識身有り、有尋有伺にして及び自性の身・語の表業有れば、則ち其の諂有るも、是くの如き諸法は上地に皆、無きが故に諂有ること無きなり」と。

【本論】[四四]三穢とは云何ん。謂く、瞋所起の身・語・意業なり。

所以は何ん。瞋を名けて穢と爲し、穢を相とする法に由りて起さるる三業を、說きて名けて穢と爲す、是れ彼の果なるが故なり。

[四五]問ふ、諸の煩惱は皆、是れ其の穢なること、有る頌に言ふが如し。

世間の諸の穢草は　能く良田を穢汚す、
是くの如く諸の貪穢は　諸の[四六]含識を穢汚す、

世間の諸の穢草は　能く良田を穢汚す、
是くの如く諸の穢穢は　諸の含識を穢汚す、

慢と愛と無明と餘の煩惱とにつきて頌を說くことも亦、是くの如くなるに、何が故に、此の中、唯、瞋恚のみを穢と名くるや。答ふ、諸の煩惱は皆、名けて穢と爲すと雖も、然も唯、瞋恚にのみ二の穢名有るが故に、獨り、穢と名くるなり。上の頌に言ふが如し「是くの如く、諸の穢穢は諸の含識を穢汚す」と。復、說者有り「此の瞋恚に由りて自相續を穢し、他相續を穢すること、餘の煩惱に勝るが故に、穢と名くるなり。云何んが、自相續を穢するや。謂く、若し瞋恚現在前するときは、身を擧げて、麁强し惱悴し、顰蹙し、戰掉して安からざること、鬼に著かるるが如くなるを

「三惡行由等……相攝」に相當する段にして、卽ち三惡行と三曲・三穢・三濁との相攝關係を論ずるをその主目的とし、而もその相攝關係を明かす必要上、先づ三曲・穢・濁の自性・本質等に關する論究より始めたるなり。

【三九】論究の因由。

【四〇】前納息とは、惡行納息を指す。（婆沙百十二卷、毘曇部十二、頁三一〇、參照）

【四一】三曲の自性。因みに諂(Māyā)は十小煩惱地法の一にして、之れが說明は婆沙四十二卷(毘曇部九、頁十七)に已に出せるを以つて玆には省略す。

【四二】諂を曲と名くる理由に就きて。

【四三】諂は欲界と初靜慮とにのみありて、上地に無き理由。

【四四】三穢の自性。

【四五】瞋を穢と名くる理由に就きて。

【四六】含識(Sattva)とは心識を含有するものとの意にして卽ち衆生のこと。

[四二]問ふ、復た何の因緣により諂を名けて曲と爲すや。答ふ、直と相違するが故なり。有る頌に言ふが如し。

諸の盤迴し屈曲して　　　平直ならず正しからざる、
嶮しき坑澗・稠林とは　　是れ皆、其の諂を喩ふるなり、

と。復、說者有り「諸の有情は諂に損汚せらるるを以つて、生死を出ずること難く、涅槃に入ること難きこと、猶し、曲木を稠林より出すこと難く、聚落に入ること難きが如し。此れも亦、是くの如くなるが故に、名けて曲と爲すなり」と。復、說者有り「諸の有情は諂に損汚せらるるを以つて、諸の所作事を將に現在前せんとして復た還つて棄背し、將に言を出さんとして復た還つて內に止む。其の性嶮惡にして意趣を得ること難く、共に交るべきこと難し、故に名けて曲と爲す」と。復、說者有り「諸の有情は諂に損汚せらるるを以つて、諸の聰慧なる者は皆、應に遠離すべきこと、淨を樂ふ人が塚間・死屍・臭穢を逃避するが如く、正直の厭ふ所なるが故に、名けて曲と爲すなり」と。復說者有り「諸の有情は諂に損汚せらるるを以つて、諸佛は彼に於いて亦、大悲を捨つること、諂はれる病人は良醫に棄てらるるが如し、正化を障礙するが故に名けて曲と爲す」と。

[四三]問ふ、諂は何處に在りや。答ふ、欲界と初靜慮とに在るも、上地は非らず。問ふ、何が故に、上地に諂無きや。答ふ、上地は諂に於いて田に非らず、器に非らず、地に非らず、依に非らず。田と器とに非らず。地と依とに非らざるを以つての故に、彼に於ては有らざるなり。復、說者有り「其の諂を除かんが爲めに上地に往趣すればなり。若し上地に於いて復た諂有らば、應に加行して上地を求趣すべからず。若し下地の法が上地にも亦、有れば、應に漸次の滅法を施設すべからず。若し漸次の滅法を施設すべからされば、則ち應に究竟の滅法有ること無かるべし、若し究竟の滅法無くんば、便ち解脫無からん。若し解脫無くんば亦、生死も無く、則ち一切法は無からん。是くの如き

するなり。

【三二】善根を斷ずとは、戒の根源は善根にあるを以つて、之を斷ずる時は、律儀をも亦、捨すればなり。

【三三】衆同分を捨すとは、戒體は衆同分たる身體を所依として、相續するものなれば、之れを捨する時は、能依の戒も捨するなり。

【三四】靈蘊律儀の捨緣に關する異說とその評破。この持律者の說を俱舍論光記十五（大正・四一、頁一三五下）は法藏部（Dharmaguptaka）の說と記せり。更に又俱舍（十五）は、四波羅夷罪の隨一を犯すも亦、律儀の捨の緣の一なりと主張する有る餘部（光記に從へば經部）の說を揭載せり。

【三五】結界とは、舊に戒壇と翻じ、不律儀の人が入るべからざる所の一定の限界にして、之れによりて律不律儀の人の界を定むるなり。羯磨とは受戒の時の儀式をいふ。

【三六】不律儀の捨の四緣に就きて。

【三七】別解脫律儀と靜慮律儀とは、性善にして惡戒とその性質を異にし、且つ勢力强きが故に、不律儀を斷ずるなり。

【三八】本節は發智論の頌文の

具・[三五]結界・羯磨は悉く皆息滅するをもて、是の故に爾の時は律儀も亦、捨するなり」と。如是說者はいふ「當に爾の時に於ては、先に得にせし律儀は捨せず。已に出家せるものは、猶ほ出家と名け、已に受具せるものは猶ほ受具と名くるも、未だ出家せざるものは、復た出家すること無く、未だ受具せざるものは、復た受具すること無きをもて、此れに依るが故に、一切息滅すと言ふなり」と。

[三六]諸の不律儀は四緣に由りて捨す。一には[三七]別解脫律儀を受くると、二には靜慮律儀を得すると、三には二形生ずると、四には衆同分を捨するとなり。問ふ、善律儀は所學を捨するとき捨するが如く、此の不律儀を捨するも亦、是くの如くなりや。答ふ、或ひは說者有り「若し能く決定して諸の殺具を捨せば爾の時、不律儀を捨す」と。如是說者はいふ「復た決定して諸の殺具を捨すと雖も、若し受戒して善律儀を得せざれば、終に不律儀を捨すと名くることを得ざるなり」と。

[三八]第四節　三惡行と三曲・穢・濁との雜・不雜論

【本論】　三惡行あり、三曲・穢・濁あり乃至廣說。

[三九]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し「三惡行・三曲・穢・濁有り」と。契經は是の說を作すと雖も、而も廣く辯ぜず……廣說すること前の如し。復、說者有り「[四〇]前納息中に已に三惡行を分別せしも、未だ三曲・穢・濁を分別せざるをもて、今、分別せんと欲するが故に、斯の論を作すなり」と。

【本論】　三曲・穢・濁あり。謂く身曲・身穢・身濁と、語曲・語穢・語濁と、意曲・意穢・意濁となり。

[四一]三曲とは云何ん。謂く諂所起の身・語・意業なり。

所以は何ん。諂を名けて曲と爲し、曲を相とする法に由りて起さるる三業を、說きて名けて曲と爲す。是れ彼の果なるが故なり。

と主張す。

【三七】　倶舍論(十五)には、斯かる主張に對して「彼れは遍く善の阿世耶を損ずるが故に、瘂にして言はずと雖も、而も身にて語の說かんと欲する所の義を表するが故に、支を具することを得」と反駁を加へたる文あり。

【三八】　八齋戒と不律儀の續・不續に就きて。(一)健駄羅國の論師は、八齋戒を受くれば不律儀を捨して律儀を得し、明且に至れば律儀を捨して不律儀は再び繼續すと主張す、(假令、晝夜戒を受くるとも未だ惡の意樂を永く捨するに非らざるが故に—倶舍十五參照)(二)迦濕彌羅國の論師は、明且に至れば律儀を捨し、又、不律儀は先に捨せるが故に今は、處中の律儀を得して不律儀は繼續せずと說くなり。

【三九】　盡壽律儀の捨の四緣に就きて。

【三〇】　所學を捨すとは、受學せし所の戒を厭ひ、之を捨せんとの意樂を起して能くその意を解し得る人(有解人)に向ひて語表業を起して捨戒するなり。

【三二】　二形生ずとは、男女の二根が倶時に生ずるをいふ。こは法器に非らざるが故に失

得し難ければなり。得し難きを以つての故に漸に受け漸に得するも、不律儀は得し易し。得し易きを以ての故に、頓に受け頓に得するなり」と。

[26]問ふ、善律儀が支を具せざること有るが如く、諸の不律儀も亦、是くの如くなりや。答ふ、健駄羅國の諸の論師は言く「不律儀業は支を具せざること有り、若し諸の有情にして種種の不律儀の家に生在し、生れながらにして便ち瘖瘂なるものなれば、衆同分を盡くすあひだ、言說すること能はずして、彼れは但、身の三業性の不律儀業のみを得すべく、語の四を得せざるなり」と。[27]迦濕彌羅國の諸の大論師は、咸、是の說を作す、「諸の不律儀は支を具せざること無し。善律儀を漸次に受くるものの如きは支を具せざること有るも、諸の不律儀は則ち是くの如くならず、漸受すること無きが故に、得可きこと易きが故に、」と。

[28]問ふ、不律儀に住するものは、八戒齋を受くる時、不律儀を捨して律儀を得し、明旦時に至りて律儀を捨して還つて不律儀を得するや。答ふ、健駄羅國の諸論師は言ふ、「不律儀に住するものが八戒齋を受くる時は、不律儀を捨して律儀を得し、明旦時に至りて律儀を捨し還つて不律儀を得す。律儀を得するが故に不律儀は斷じ、律儀を捨するが故に不律儀は續くなり」と。迦濕彌羅國の諸大論師は咸、是の說を作す「不律儀に住するものが、八戒齋を受くる時は、不律儀を捨して律儀を得するも、明旦時に至りて律儀を捨して不律儀を得せず。律儀を得するが故に、不律儀を捨す。分齊極まるが故に、又、律儀をも捨す。是の故に爾の時を非律儀非不律儀と名く。若し彼の有情が、盡衆同分のあひだ復た作さざれば不律儀を得せざるも、若し復た作せば還た不律儀を得するなり」と。

[29]盡壽の律儀は四緣に由りて捨す。一には、[30]所學を捨すると、二には[31]二形生ずると、三には[32]善根を斷ずると、四には[33]衆同分を捨するとなり。

[34]諸の持律者は說く「法の滅沒する時を第五緣と爲す。謂く法の滅沒する時、一切の所學・出家・受

【二一】近事戒のみ又は近事と勤策のみを受けて苾芻戒を受けざるものは此の場合に當嵌らず。何となれば苾芻戒に非らざれば、一切の支に由ると云はれざるが爲めなり。

【二二】下心を以つて近事戒を受け、中心を以つて勤策戒を受け、上品を以つて苾芻戒を受くる場合は、因も支も具足するなり。

【二三】答意は、今は律儀に於て決定せる盡壽戒によりてのみ立論するものにして、近住の晝夜戒の如き律儀中に於いて決定せざるものに就きては之を論ぜざるなりとなり。因みに俱舍十五には近住戒の場合をも認めて四句を完全せり。

【二四】律儀は漸得にして不律儀は頓得なる理由。

【二五】或る說者の主張は「善業を作すにすら數々大加行を用ふるを必要とする程なれば、惡業は尙更、數々大加行を要す。從つて惡律儀も漸得なり」と言はんとするにあり。之れ恐らく人の本性は善なりと云ふ立場よりの立論ならん?。

【二六】不律儀か具支なる理由に就きて。健駄羅國の論師は不律儀が支を具せざることをも許せども、迦濕彌羅國の論師は不律儀は必ず、具支ならざるべからず

得するに、一切の支に由り、一切の因に由るものあり。[一九]若し一切の有情に於いて律儀を得するに一切の因に由るも、一切の支に由るに非らざるものとは、此の類有ること無し。若し一切の支に由り、一切の因に由りて律儀を得するに、一切の有情に於てには非らざるものとは、此れも亦、有ること無し。一切の有情とは、即ち是れ一切有情の類にして、一切の支とは、離斷生命乃至離雜穢語を謂ひ、一切の因とは、下・中・上品の心、或ひは無貪・無瞋・無癡を謂ふなり。(一)有るは一切有情に於いて律儀を得するも、一切の支によるに非らず、一切因によるにも非らざるものありとは、[二〇]謂く、下の心を以つて近事、勤策戒を受け、或ひは中、或ひは上、或ひは二を以つてするものにして、餘に非らざるものなり。(二)有るは一切の有情に於いて律儀を得し亦、一切の支によるも、一切の因によるには非らざるものありとは、[二一]謂く下心を以つて近事乃至苾芻戒を受け、或ひは中、或ひは上、或ひは二を以つてするものにして餘に非ざるものなり。(三)有るは一切の有情に於いて律儀を得し亦、一切の支にもより亦、一切因にもよるものありとは、[二二]謂く下・中・上心を以つて次の如く、近事・勤策・苾芻戒を受くるものなり。

問ふ、若し下・中・上心を以つて次の如く近住・近事・勤策戒を受くる時は、即ち、一切の有情に於いて律儀を得するに亦、一切の因によるも一切の支によるに非らずと名くるに、何を以つて無しと言ふや。[二三]答ふ、此の中、但、盡壽の律儀に依りてのみ論を作すも晝夜には依らず、所以は何ん。彼れは名けて齋と爲す。律儀中に於いて決定するに非らざるが故に。

[二四]問ふ、律儀を受くるとき、下品の後に於いて復た中品を得し、中品の後に於いて復た上品を得するが如く、諸の不律儀も亦、是くの如くなりや。[二五]或ひは說者有り「律儀を得するが如く、不律儀も亦、爾り。所以は何ん。諸の善律儀は大功用を作し大加行を作してすら尙、數數(さくさく)にして得す。況んや不律儀をや」と。如是說者はいふ、「律儀は漸得なるも、不律儀は非らず。所以は何ん。律儀は

貪・瞋・癡の因に由らずして下・中・上心の因によりて立論せるなり。(俱舍十五參照)

【一九】婆沙論の立場は、盡壽戒によりてのみ立論せるが故に、茲に此の類有ること無しと言へるも、若し晝夜戒に就きても論ずることを許せば、有り得るなり。

【二〇】即ち、下心を以つて近住戒を受け、中心を以つて近事戒を受け上心を以つて勤策戒を受くる場合なり。

【二二】下品の心を以つて近事或ひは勤策の律儀を得するときは、唯、下品心のみなるが故に、因は一切に非らず。近事或ひは勤策律は離斷生命・離不與取・離欲邪行・離虛誑語の四にして七支の全體に非らざるが故に一切の支に非らざるなり。中品・上品を以つてする場合も之に準ず、二を以つてすとは、先に下品の心にて近事律儀を得し、後、中品の心にて勤策律儀を得するが如き場合にして之れも、前に准じて知ることを得。されど下・中・上の三品の心によりて律儀を得する場合は一切の因によることとなるが故に、茲の「一切の因によるに非らず」といふ規定に反するが故に、之れを茲に「餘は非らず」と云へるなり。

なり。

〔一五〕不律儀に住する者に就いて言へば、(一)有るは一切の有情に於いて不律儀を得するに、一切の支に由るにも非らず一切の因に由るにも非らざるものあり。(二)有るは一切の有情に於いて不律儀を得するに、一切の支に由るも、一切の因に由るに非らざるものあり。(三)有るは一切の有情に於いて不律儀を得するに、一切の因に由るも一切の支に由るに非らざるものあり。(四)有るは一切の有情に於いて不律儀を得するに一切の支に由り一切の因に由るものあり。〔一六〕若し一切の支に由り、一切の因に由りて不律儀を得するも、一切の有情に於いてに非らざるものとは、此の類は有ること無し。一切の有情とは、即ち是れ一切有情の類にして、一切の支とは、斷生命乃至說雜穢語を謂ひ、一切の因とは、下・中・上の纒、或ひは貪・瞋・癡を謂ふなり。(一)有るは一切の有情に於いて不律儀を得するに、一切の支に由るに非らず、一切の因にも由るに非らざるものありとは、謂く、下纒を以つて衆生の命を斷じ、或ひは中、或ひは上纒を以つて斷ずるも〔一七〕餘を以てには非らず、亦、餘支を起すにもあらざるなり。(二)有るは一切の有情に於いて、不律儀を得するに、一切の支に由り、一切の因に由るに非らざるものありとは、謂く、下纒を以つて衆生の命を斷じ乃至雜穢語を說くなり。或ひは中、或ひは上を以つてするも餘は非らず。(三)有るは一切の有情に於いて、不律儀を得するに一切の因に由るも一切の支に由るに非らざるものありとは、謂く、下・中・上纒を以つて衆生の命を斷じて餘支を起さざるなり。(四)有るは一切の有情に於いて不律儀を得するに一切の支に由り、一切の因に由るものありとは、謂く、下・中・上纒を以つて衆生の命を斷じ乃至雜穢語を說くなり。

〔一八〕律儀に住する者に就いて言へば、(一)有るは一切の有情に於いて律儀を得するに、一切の支に由るにも非らず、一切の因に由るにも非らざるものあり。(二)有るは一切の有情に於いて律儀を得するに、一切の支に由るも一切の因に由るに非らざるものあり。(三)有るは一切の有情に於いて律儀を

至親と云ふことが可能なるを以つてその羊を殺さずといふ予盾に陷入るなり。斯かる不合理を指摘せしものが、俱舍論(十五)なり。

【一五】 **任不律儀者ゥ不律儀の得と支と因との關係に就きて。** 茲に支とは斷生命乃至雜穢語の七支を云ひ、因とは下・中・上品の纒或は貪・瞋・癡を言ふ。

【一六】 不律儀は要ず一切の有情に於いて惡の意樂を起して得すものなれば、少分のものに於いて得すること無し。故に茲に不律儀を得するも一切の有情に於てに非らざるものは無しと言ふなり。

【一七】 餘を以てには非らずとは、下・中・上纒の中の何れか、一によりて斷生命を起し、二、或は三品によりて起すに非らずとの意。餘支を起すにもあらずとは、斷生命を除く餘の六支を起さずとの意なり。

【一八】 **任律儀者の律儀の得と支と因との關係に就きて。** 茲に一切の支とは離斷生命乃至離雜穢語をいひ、一切の因とは、下・中・上品心或ひは無貪・無瞋・無癡を言ふ。但し、無貪・無瞋・無癡は必ず俱起するが故に、「一切因に依るに非らず」といふ場合あり得ざることとなるが故に、茲では無

身・語・意に攝する惡行・妙行を發起すと雖も、然も彼の律儀は常に中品に轉じ不增不減なり。若し有るが上品の心を以つて有表業を起し諸の律儀受くれば、盡衆同分のあいだ、彼の諸の律儀は上品に隨つて轉じ、後時に於いて力を勵まして身・語・意に攝する惡行・妙行を發起すと雖も、然も彼の律儀は常に上品に轉じて更に損減せず。故に是くの如く問ふ「頗し有る新學の苾芻は上品の律儀を成就するも、而も阿羅漢にして下品の律儀を成就するものありや。答ふ、有り」と。謂く、有る新學の苾芻は上品の心を以つて有表業を起し、諸の律儀を受け、有る阿羅漢は下品の心を以つて有表業を起し、諸の律儀を受くるとき、是くの如き新學の苾芻は上品の律儀を成就し、而して阿羅漢は下品の律儀を成就するなり。

〔三〕若し有るが最初に下品の纏を以つて衆生の命を斷ぜば、此の衆生に於て下品の斷生命所攝と及び不律儀所攝との表と無表との業を得し、餘の一切の有情の身上に於ては唯、下品の不律儀所攝の無表業のみを得す。若し彼れ後時に、隨つて下・中・上品の纏を以つて衆生の命を斷ぜば、此の衆生に於て、唯、下・中・上品の斷生命の所攝のみの表・無表業を得するも、更に不律儀所攝の表・無表業を得せず。先に已に得せるが故なり。是くの如く、最初に中品の纏を以つてし、上品の纏を以つてするも、廣說すること亦、爾り。斷生命等は隨つて別に漸得するに、不律儀業は普く頓に得するが故に。

〔四〕問ふ、屠羊者の如きは餘の衆生を殺さんと欲せざるに、何が故に、此の人は普く一切の有情所に於いて不律儀を得するや。答ふ、羊處に於いて不律儀を起すと雖も、然も諸の有情には一切皆、羊の蘊・界・處有り。又彼の惡心の境界は寬く遍きが故に、一切に於て不律儀を得するなり。是の處り有ること無きも、分別の爲めの故に假に說けば設し諸の有情が皆、羊像と作り來りて前に住せば、彼の一切に於いて皆、惡心を起し皆、殺害せんと欲す。是の故に、一切の有情所に於いて不律儀を得する

して律儀を得せば、後、如何に上品心によりて表業を起すもその得する律儀は盡形壽、下品の律儀にして、上品の律儀を得せず。こは律儀の重得無きに由るなり。

【三】下品纏を以つて初め不律儀を得せば、その不律儀は盡形壽、下品に隨つて轉じ、中・上品に隨はず。

こは不律儀は頓得にして、漸得に非らざるが故なり。

【四】不律儀の得し方に就ての疑問。

問者の意は、屠羊者は羊を殺すも、至親を殺すこと無きをもて、普く一切有情所に於て不律儀を得すとは言はれざるべけんとなり。

之に對する答意は、至親等を殺さずと雖も、至親等の一切の有情には、羊と同じき蘊・界・處あり、且つ、その惡心は或る限られたる羊を對象とするに非らずして全般の羊を對象とするが故に、その羊の中には、至親等の羊となれるものあるを以つて一切の有情に於いて不律儀を得すと云ふも不可なしとなり。

されど此の回答は不撤底の點あり。即ち至親等が羊と爲れる時は既に羊にして至親に非らず、又、聖者は羊と爲ること無し、又、逆に現在の羊も

主を婆具履迦と名く。有る頌に言ふが如し。

「鹿は婆具履迦の苦を出でて、　　終に還た婆具羅に投ぜず、
智者は凡俗を棄てゝ出家し、　　終に苦の迫迮に還歸せず」

と。尊者妙音は是くの如き說を作す「若し上の命を受けて獄の因を訊問するとき、情を肆まゝにして暴虐し、諸の苦楚を加へ、或ひは非理に事を斷じ、或ひは毒心もて賦稅す、是くの如き一切を皆、不律儀に住する者と名くるなり」と。

〔一〇〕問ふ、諸の律儀は要ず受けて方に得するが如く、此の不律儀も亦、是くの如くなりや。或ひは說者有り「亦、受くるに由りて得す。謂く、手に殺具を執り、今日より乃し命終に至るまで常に此の業を作し以つて自から活命せんと誓ふ、爾の時便ち此の不律儀を得するなり」と。復た說者有り「殺具を執りて自から誓言を立つと雖も、然も彼れは此の不律儀を得せずして、二緣に由りて得す。一には作業に由り、二には受事に由る。作業に由るとは、謂く、不律儀の家に生れて最初に彼の殺生等の業を作す爾の時、便ち此の不律儀を得するなり。受事に由るとは、謂く餘の家に生れて活命の爲めの故に殺害心を懷きて屠羊等の不律儀の所に往き、是の誓言を作す、我れは今者より乃し命終に至るまで常に汝等の所作の事業を作し以つて自から活命せんと。爾の時、便ち此の不律儀を得するなり」と。復た說者有り「此は亦、最初に彼の業を作すとき、方に乃ち此の不律儀を獲得するなり」と。彼れは、不律儀は唯、一緣によりてのみ得すと說くなり。

〔一二〕若し有るが下品の心を以つて有表業を起し、諸の律儀を受くれば、盡衆同分のあいだ彼の諸の律儀は下品に隨つて轉じ、後時に於いて力を勵まして、身・語・意に攝する惡行・妙行を發起すと雖も、然も彼の律儀は常に下品に轉じて更に增長せず。若し有るが中品の心を以つて有表業を起し諸の律儀を受くれば、盡衆同分のあいだ、彼の諸の律儀は中品に隨つて轉じ、後時に於いて力を勵まして

り。勤策男とは沙彌(Śrāmaṇera)にして、苾芻たらんと欲して十戒を持つものをいひ、勤策女とは沙彌尼(Śrāmaṇerikā)にして、同上の女を指す。近事男とは優婆塞(Upāsaka)、近事女とは優婆夷(Upāsikā)にして、五戒を持つ在家の男女をいふ。

【六】 **任不律儀者の十二種。**

【七】 魁膾とは死刑執行人のこと。

【八】 婆具羅 (Vāgurā)には網、罠、羅網係蹄の意あり。

【九】 婆具履迦 (Vāgurika)には鹿を捕へる者、獵師の意あり。

【一〇】 **不律儀の得し方に就きて、**これに(一)自誓する時、得すとする說と、(二)作業と受事の二緣に由りて得すとする說と、(三)初作業時に得すとするとの三說あり。因みに倶舍は此の中の第二說を採用せり。(倶舍十五參照)

【一一】 大正本には是諸とあるも、三本・宮本に從つて是を略去せり。

【一二】 **下品心を以つて律儀を得せば、その律儀は盡形壽下品に隨つて轉じ、中上品に隨はず。初め下品心を以つて表業を起**

卷の第百十七　(第四編　業蘊)

(業蘊第四中、邪語納息第二之二 (舊缺))

第三節　特に律儀・不律儀に關する論究[一]

律儀有り、不律儀有り、律儀に住する者有り、不律儀に住する者有り。云何んが[二]律儀なりや。謂く七種有り、卽ち、離斷生命乃至[三]離雜穢語なり。云何んが[四]不律儀なりや。謂く亦、七種有り、卽ち斷生命乃至雜穢語なり。云何んが律儀に住する者なりや。謂く[五]七衆有り、一には苾芻、二には苾芻尼、三には正學、四には勤策男、五には勤策女、六には近事男、七には近事女なり。[六]云何んが不律儀に住する者なりや。謂く十二種の不律儀の家有り、一には屠羊(Aurabhrika)、二には屠雞(Kaukkuṭika)、三には屠猪(Saukarika)、四には捕鳥(Śākunika)、五には捕魚(Mātsika)、六には遊獵(Lubdhaka)、七には作賊(Cauryaka?)、八には[七]魁膾(Vadhaka)、九には縛龍(Nāgabandhaka)、十には守獄(Bandhanapālaka)、十一には煮狗(Śvāpākaka)、十二には婆具履迦(Vāgurika)なり。此の中、屠羊とは活命の爲めの故に殺害心を懷き、若しくは買ひ、若しくは賣り、養飼して、命を斷ずるなり。是くの如き一切を皆、屠羊と名く。屠雞・屠猪も亦復、是くの如し。捕鳥とは、活命の爲めの故に衆鳥を採捕するなり。捕魚等も亦、是くの如し。縛龍とは、活命の爲めの故に龍蛇を習呪するものにして、或ひは縛象とも言ふ。煮狗とは謂く梅荼羅(Caṇḍāla)等の諸の穢惡人なり。婆具履迦とは謂く傍生の婆具羅と名くるもの有り、卽ち是れ蟒の類なり。恒に曠野に於て商侶を呑食するをもて、人の專ら能く之を殺し、商侶より價を取りて以つて自から活命するもの有り。此れに由るが故に婆具履迦と名くるなり。有るが說く「罝弶を[八]婆具羅(Vāgurā)と名く。人有り、活命の爲めの故に恒に罝弶を設けて諸の衆生を取るが故に婆具履迦と名くるなり」と。有るが說く「獵

【一】本節は先づ律儀・不律儀、住律儀者、住不律儀者の本質を定め、次に、律儀、不律儀の得し方に關して種々なる攻究を試み、進んで、住律儀者、住不律儀者の律儀、不律儀の得と支と因との關係を明し、最後に、律儀、不律儀の得捨に關する問題を論ぜるものにして發智論よりすれば、謂はば傍論とも云ふべきものに屬す。

【二】律儀(saṃvara)は舊に護と翻じ、惡戒の相續を能く遮して滅するが故に、律儀と名くるなり。

【三】離雜穢語は大正本に離穢雜語とあるも、今は前に從つて斯く改めたり。

【四】不律儀(asaṃvara)は舊に不護と翻じ、惡戒を終世繼續して斷ぜざらしむるをいふ。

【五】住律儀者の七衆。苾芻(Bhikṣu)とは凡そ二百五十戒を持つ男子の出家を言ひ、苾芻尼(Bhikṣuṇī)とは、凡そ三百五十戒を持つ女子出家を言ふ。正學(Śikṣamāṇā)とは不殺・不盜・不婬・不虛誑語・不飲酒・不非時食の六戒を學するものにして、Śikṣamāṇāは女性なるが故に正學女と翻ずべきな

にして貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く、瞋纒の無間に貪纒現前するなり、是れを貪にして瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。謂く、癡纒の無間に貪纒現前するなり。是れを貪にして癡より生ずるものと名く。

[四〇]云何んが瞋にして貪より生ずるものなりや。謂く、貪纒の無間に瞋纒の現前するなり。是れを瞋にして貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く瞋纒の無間に瞋纒現前するなり。是れを瞋にして瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。謂く癡纒の無間に瞋纒現前するなり。是れを瞋にして癡より生ずるものと名くるなり。

[四一]云何んが邪見にして貪より生ずものなりや。謂く、貪纒の無間に邪見纒現前するなり。是れを邪見にして貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く瞋纒の無間に邪見纒現前するなり。是れを邪見にして瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。謂く癡纒の無間に邪見纒現前するなり。是れを邪見にして癡より生ずるものと名く。

[四二]問ふ、已に十不善業道は一切皆、貪・瞋・癡より起ることを知れり。中に於いて一一は幾を加行と爲し、幾を究竟と爲して而も能く起すや。或ひは說者有り「斷生命と麁惡語と及び瞋恚とは三を加行と爲し[四三]瞋に由りて究竟す。不與取と欲邪行と及び貪欲とは三を加行と爲し[四四]貪に由りて究竟す。餘の語業道は三を加行と爲し[四五]三に由りて究竟す。邪見の一種は三を加行と爲し[四六]癡に由りて究竟す」と。復た說者有り「欲邪行は不定なり。謂く若し要ず不淨を出して方に業道を成ぜしめんと欲するものなれば、則ち三を加行と爲し、貪に由りて究竟すとし。若し有るが纔かに穢門に入るをもて便ち業道を成ぜしめんと欲するものなれば、則ち三を加行と爲し、三に由りて究竟すとす。所餘の業道は一切皆、三を以つて加行と爲し、三に由りて究竟するなり」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十六

【四〇】瞋の三種——。

【四一】邪見の三種——。

【四二】**十不善業道の加行及び究竟と三不善根との關係。**倶舍十六卷參照すべし。

【四三】斷生命と麁惡語と瞋恚とは前後を顧みざる極麁惡の心が現在前する時成ずるが故に茲に、瞋に由りて究竟すと云へるなり。

【四四】不與取と欲邪行と貪欲とは、利欲の爲めの極染汚の心が現在前する時成立するが故に、茲に貪に由りて究竟すといへるなり。

【四五】虛誑と離間と雜穢の三語業道は貪・瞋・癡の何れが現在前する時も、成ずるが故に茲に三に由りて究竟すとなり。

【四六】邪見は要ず愚癡に由りて、卽ち上品の癡の現在前するとき究竟するなり。

ち少きをもて、是の故に若し彼の類中に於て離間語を作すこと有るも終に罪有ること無し」と。是れを癡より生ずるものと名く。所以は前の如し。

[三六]云何んが麁悪語にして貪より生ずるものなりや。名利を以つて他の有情を、若しくは己の爲めに、若しくは他の爲めに罵詈し毀辱するが如し。國王等が酷法人に委ねて辭(うつたへ)と獄とを主どらしめ及び、軍佐をして書檄を制造せしめ、此等の縁に由り麁悪語を作すが如し。是れを貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く他に於いて損惱心・怨嫌・悪意樂心有りて便ち彼れ或ひは彼れの親友を、若しくは己の爲めに、若くは他の爲めに罵辱するが如し。是れを瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。謂く、丈髻外道（Laguḍa-śikhīyaka）の事火と名くるもの、天性甚だ卒暴にして多く麁悪語をなすに、彼の諸の弟子は以つて善妙なりと爲し、皆、麁語を習ふが如し。是れを癡より生ずるものと名く。所以は前の如し。

[三七]云何んが雜穢語にして貪より生ずるものなりや。謂く一有るが如し、己及び他の名利等の爲めの故に雜穢語を作すなり。俳優者の財利の爲めの故に大集處に於いて、種々詞詠し戲調し雜説するが如し。又、諸の男女は愛染の心を以つて雜穢語を作し、復た世俗の文章を制造して受持し諷誦するもの有り。是れを貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く、他に於いて損惱心・怨嫌・悪意樂心有りて彼を輕調するが故に、雜穢語を作し、或ひは彼れの愛する所のものと親友とを輕調するが如し、彼れを憎むを以つての故に。是れを瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。一類の婆羅門有るが如し、是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「諸有の火を[三八]祀り、或ひは餘神を祀り、或ひは吠陀、諸の呪術等を誦するものは、一切皆、清淨なる解脱を得す」と。是れを癡より生ずるものと名く。所以は前の如し。

[三九]云何んが貪にして貪より生ずるものなりや。謂く、貪纏の無間に貪纏が現前するなり、是れを貪

三本・宮本によりて補へり。

【三六】麁悪語の三種――。

【三七】雜穢語の三種――。

【三八】祀は大正本に杞とあるも三本・宮本によりて祀と訂正せり。

【三九】貪の三種――。

語を貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く、他に於いて損惱心・怨嫌・惡意樂心有りて彼れを陷んと欲するが故に虛誑語を行じ、或ひは復た彼れの愛する所のものと親友とに於いて、虛誑語を作すが如し。彼れを憎むを以つての故に。此等の虛誑語を瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。謂く一有るが如し、是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「諸の自と他との身の難と命の難との爲めに、而も妄語するものは、妄語罪を得せず。獵師が鹿の所在を問ひ、及び賊軍が王軍の所在を問ふが如し、實に見、實に知ると雖も、彼れを害することを恐るゝが故に實を答へずと雖も、而も罪有ること無し」と。當に知るべし、彼の類は罪有らざるに非らざるを、彼れは都べて無しと謂ひて便ち數次行ずるものなることを。[三三]此れ等の虛誑語を癡より生ずるものと名く。所以は前の如し。

[三四]云何んが離間語にして貪より生ずるものなりや。謂く、一有るが如し。名利の爲めの故に、彼の有情或ひは彼れの親友に於いて離間語を、若しくは已の爲めに、若しくは他の爲めに作すなり。國王等が猛士を招募して、離間を行ぜしめ、規して他を伏せしむるが如し。彼の人、爾の時、財位を以つての故に、或ひは內に依りて外を離し、或ひは外に依りて內を離し、或ひは二に依りて二を離するなり。又、婆羅門に二の施主有り、一は衣を施すものにして二は食を施すものなり。婆羅門念じて言く、「若し二施主が共に和好せば、我れは二所に於て各、一事を得るも、若し彼れ乖違せば則ち一一の處に皆、二事を得ん」と。是の因緣に由りて離間語を行ずるなり。是れを貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。有るが他に於て損惱心・怨嫌・惡意樂心有りて、彼れ或ひは彼れの親友を離間するが如し。彼れを壞せんと[三五]欲するが故なり。是れを瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。一類の婆羅門等有るが如し。是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ「諸の不律儀の家が若し和好すれば惡を爲すこと滋く多く、若し乖離せば惡を作すこと便

六)正理(四一卷、大正・三一、頁五七七上)は共に諸外道の說となして三者とも「母等に於て非梵行を行ず……」の說と別說として取り扱へり。

【三二】所以は前の如しとは、前の「業果に迷ひて邪謗を起すものなるが故に」を指し、即ち、邪見に因りて起すものなることを意味するなり。

【三三】虛誑語の三種――。

【三三】舊倶舍(十二卷)には、癡より生ずる虛誑語の例として「戲笑及女人聚婦幷救命、救財故妄語、梵王說無害」の頌を皮陀(veda)の言として引用せり。(大正・三一、頁二四一中)。而るに現存の吠陀を檢するに斯る文句は見出し難きも、諸種の法典には、人命を救ふ爲めに、僞證するも罪無しとの規定あり。即ち、Gautama Darmaśāstra XIII. 24—25, Viṣṇu D. VIII. 15—16, Manu D. VIII. 103—106, Yājñavalkya D. II. 83; Vasiṣtha D. XVI, 36, 等に見ゆ。

（福島直四郎氏調査）

又、戲笑等に關する規定は、Manu D. VIII. 112; Vasiṣṭha D. XV, 36; Gautama D. XXIII, 29 等を見よ。(中野義照氏調査)

【三四】離間語の三種――。

【三五】欲は大正本に無きも、

力羸弱なるをもて、刹帝利等が侵奪して受用せり。故に婆羅門は取りて受用する時は是れ己の物を取ることとなるをもて皆、盜罪無し。然かも彼れ取る時、他物の想を作すなり」と。是くの如き等の盜を、癡より生ずるものと名く。業果に迷ひて邪謗を起すものなるが故に。

[二七]云何んが欲邪行にして貪より生ずるものなりや。謂く此は多分に耽染心を以つてするなり。或ひは[二八]財利と諸の饒益事とを以つて彼彼の所に於て欲邪行を行ずるなり。是れを貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く、一有るが如し、他の有情に於いて損惱・怨嫌・惡意樂心有りて汚辱して諸の衰損を受けしめんと欲し、便ち彼の所に於て欲邪行を行ずるなり。是れを瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。謂く[二九]婆羅門は是くの如き見を起し是くの如き論を立つ、「諸の婆羅門(Brāhmaṇa)は應に四婦を畜ふべく、刹帝利(Kṣatriya)は三、吠舍(Vaiśya)は應に二なるべく、戍達羅(Śūdra)は一なるべし。婆羅門等は數若し未だ滿たざれば、他の妻室を婬するも亦、罪有ること無し。然かも彼れ婬する時、他に屬するの想を起すなり」と。又、此の西方に蔑戾車有り、名けて目迦と曰ひ、是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「母・女・姉・妹及び兒の妻等、彼れ等に於いて欲を行ずるも悉く罪有ること無し、所以は何ん。一切の[三〇]女色は皆、熟せる果・已に辦ぜる、飲食・道路・橋・船・階梯・臼等が法爾に有情の共に受用する所なるが如きをもて、是の故に彼れに於いて欲を行ずるも罪無し」と。此等の邪行を癡より生ずるものと名く。[三一]所以は前の如し。

[三二]云何んが虛誑語にして貪より生ずるものなりや。謂く一有るが如し。名利の爲めの故に他の有情に於いて覆想して、若しくは己の爲めに、若しくは他の爲めに說くなり。國王等が辯士を招募して行いて遊說せしめ、爲めに未だ伏せざるものを誘ふが如し、彼の人は爾の時、財位を以つての故に、或ひは內に依りて外を誑かし、或は外に依りて內を誑かす、或ひは二に依りて二を誑かす。此等の虛誑

作る）の風俗として掲げ居れり。因みに西域記十一卷（大正・五一、頁、九三八上）の波剌斯國の記事には、「婚姻雜亂死多棄屍」とあるも、茲に引用さるるが如き文句見當らず。

【二五】不與取の三種——。

【二六】梵天が婆羅門に一切の所有を作り與へたりといふ信仰は、Manu Dharmaśāstra, I, 100; VIII, 339; Gautama D. XII, 28; Āpastamba D. I, 28, 3; 等に見ゆ。（中野義照氏調査）

【二七】欲邪行の三種——。

【二八】財利と諸の饒益事とを以つて云云とは、自己の利欲を滿足せしめんが爲めに、所謂る色仕掛を以つて爲すことを指す。

【二九】婆羅門が四婦を畜へること等に關する規定は Baudhāyana D. I, 16, 2—5; Vasiṣṭha D. I, 24—25, Viṣṇu D. XXIV. 104; Yājñavalkya D. I, 57; Pāraskara Gṛhyasūtra I, 4, 8—11; Manu D. III. 13 等に見ゆ。（中野義照氏調査）

【三〇】女色は大正本に母邑とあるも、三本・宮本に隨つて女色に改む。因みに舊俱舍（十二）はこれを頻那柯外道の說となし（大正・三一、頁二四一中）、俱舍（十

るが如し。他の有情に於て、損惱心・怨嫌の心・惡の意樂心有りて而も彼の命を斷じ、或ひは復た彼の親屬朋友を害して以つて怨路を絕つなり。是くの如き等の殺を瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。一類有るが如し。是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「駝・馬・牛・羊・鷄・猪・鹿等は皆、祠祀の爲め、人の食用する所なり。是れを以つて之を殺すも罪無し」と。復た一[二三]類有り、是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ、「虎・豹・豺・狼・蜈蚣・蛇等は人を傷害するをもて、人の患を除かんが爲めに殺すも亦、罪無し」と。又、此の西方に[二四]蔑戾車有り、名けて目迦と曰ひ、是くの如き見を起し、是くの如き論を立つ「父母の衰老せると、及び痼疾に遭へるとを若し能く殺すものは、福を得るも罪は無し。所以は何ん、夫れ衰老する者は諸根は朽敗して飲食すること能はず、若し死して更に新勝の諸根を得せば、新しき煖乳を飲む。若し痼疾に遭はば多く苦惱を受くるも死すれば便ち解脫するが故に殺すも罪無し」と。是くの如き等の殺を癡より生ずるものと名く。業果に迷ひて邪謗を起すを以つての故なり。

[二五]云何んが不與取にして貪より生ずるものなりや。謂く、一有るが如し。他の財物を欲するをもて、與へざるに而も取るなり。或ひは愛する所のものゝ悅意の爲めに、親友の會と當とに已に於て饒益を作すものにすら而も盜竊を行ずるなり。或ひは他が、財と及び諸の饒益とを以つて己れに盜を行ずることを求むること、將士を募りて他の財寶を掠むるが如し、是くの如き等の盜を、貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く一有るが如し、諸の有情に於て損惱・怨嫌・惡意樂の心を有して而も彼の物を盜み其をして困惱せしむるなり。或ひは復た彼より親友と財物とを盜むなり。彼れを憎むを以つての故に。是くの如き等の盜を、瞋より生ずるものと名く。云何んが癡より生ずるものなりや。[二六]一類の諸婆羅門有るが如し。是くの如き見を起し是くの如き論を立つ、「大地の所有は本、是れ梵王が神力によりて化作して諸の婆羅門に施せしものなるに、今の婆羅門は勢

命・正命を特別に說く必要なき筈なるに、何が故に本論中に、邪命を說き、或ひは八聖道中に正命を說くやとは問意、之れに對する答は、邪命の覺し難きことと、淨除し難きことの二の理由に由るとなり。

【三〇】 前節に於て、身語の惡業中、貪所起のものは邪命なるも、瞋、癡所起のものは然らずと述べしに因みて、十不善業道の各に就きて、貪・瞋・癡の三不善根を加行となす場合の實例を示し、最後に十不善業道は三不善根の何れの心と俱生する時、業道が究竟するやを明にせんとする段なり。

【三一】 三不善根より生ずる十不善業道の三種。以下十不善業道が、貪・瞋・癡の一一より生ずるに由りて、各三種を生ずることを明すなり。(俱舍・十六參照)因みに、玆に引用する契經とは、雜阿含二七、(大正・二、頁二七四中)を指す。

【三二】 斷生命の三種――。

【三三】 舊俱舍(十二)に依れば、此は頻那柯外道の說なり。(大正・三一、頁、二四一上)

【三四】 蔑戾車(Mleccha)は、非アーリヤン人種にして、梵語を話さざる野蠻民族なり。俱舍(十六)には、玆の記事を波剌私(Pārasa) 舊には波斯に

こと無きなり。

一九 問ふ、若し爾らば、何が故に、邪語等の三種を說き、及び經中に於て、八支の聖道を說くとき、正語・正業の外に別に正命を說くや。答ふ、佛は、邪命が人を誑惑すること、微細にして覺し難きを以つての故に、語・業と倶時に示現し、復た別に示現すること、賊軍の將を衆と同じく誅戮し、復た別に梟首するが如し。

復、說者有り「諸の邪命は淨除すべきこと難きを以つての故に、語・業と倶時に呵責し、復た別に呵責すること、猶し女人を、諸の事欲及び煩惱欲と倶時にその過を說き、復た別に呵責するが如し」と。云何んが邪命は淨除すべきこと難きや。謂く、二法の除き難く捨し難きもの有ればなり。卽ち在家者の邪見と及び出家者の邪命となり。諸の在家の人の極めて聰慧にして五戒を受持するものと雖も、若し苦に逼らるれば、則ち種種の香花飲食を以つて天神を祠禱し、諸の出家の人の極めて聰慧にして具戒を受持するものと雖も、身命を資する緣が他に繫屬するが故に、施主を見る時、便ち威儀を整へ、親善の相を現ず。是の故に別して邪命と正命とを說くなり。

二〇 **第二節　特に十不善業道と三不善根との關係に就きて**

二一 契經及び施設論は皆、是の說を作す「斷生命乃至邪見に皆三種有り。一には貪より生ずるもの、二には瞋より生ずるもの、三には癡より生ずるものなり」と。

二二 云何んが斷生命にして貪より生ずるものなりや。謂く一有るが如し、皮肉筋骨等を貪るを以つての故に、他の有情を害するなり。或ひは愛する所のもの、悅意の爲めには、親友の曾と當とに已に於て饒益を作す者にすら而も殺事を行ずるなり。或ひは他が財及び諸の饒益を以つて己に殺を行ずることを求むること、國王等が諸の財位を以つて驍勇を招募し、未だ伏せざるものを討たしむるが如し。是くの如き等の殺を貪より生ずるものと名く。云何んが瞋より生ずるものなりや。謂く一有

て異相奇特を現ずること、（二）、利養の爲めに、自分の功德を說くこと、（三）、利養の爲めに、吉凶を占相して人の爲めに說くこと、（四）、利養の爲めに、大言壯語して威勢を現じ、人をして畏敬せしむること、（五）、利養の爲めに、所得の供養を稱說して以て人心を動ぜしむることなり、智度論、十七卷（大正・二五、頁二〇三上）參照。

【一八】茲に六門とは、本文中の（一）、利活命の因緣の爲めに惡行を起すや不や、（二）、邪活命の緣に隨つて惡行を起すや不や、（三）、四愛の因緣に依りて惡行を起すや不や、（四）、五邪命の緣により惡行を起すや不や、（五）、惡行の加行を起すか業道を起すか、（六）、遮罪を起すか性罪を起すか、の六門を指し、七門とは、之に前の、貪所起の惡行か瞋・癡所起の惡行かの一門を加へたるものを謂ふ。

【一九】**邪命・正命を特說する理由に就きて。**邪命・正命の體性が、身・語の二業なりとせば、邪語・邪業或ひは正語・正業、以外に邪

行なり。
(四)有るは正業にも非らず正命にも非らざるものあり。謂く、正命に趣く語の四妙行を除く諸餘の語妙行なり。
此の中、諸の無貪の起す所のものは皆、正命に趣向するを以つての故に、正命と名くるなり。
[一四]已に略して雜・無雜の相を顯示せしをもて、今當に、廣く彼の差別の相を說くべし。謂く(一)若し利活命の因緣の爲めに諸の惡行を起すこと有れば、此れを邪語・邪業と名け、亦、邪命とも名く。是れ語と業とを性とするが故に、命の爲めに起す所なるが故に。若し餘の種々の因緣の爲めに諸の惡行を起すこと有れば、邪語・邪業と名くるも邪命と名けず。是れ語と業とを性とするが故に、命の爲めに起すに非らざるが故に。餘の門は此の釋に准ず。(二)復次に、若し其の[一五]種々の傍生の明呪の邪活命の緣に隨つて諸の惡行を起すこと有れば、邪語・邪業と名け、亦邪命と名く。若し餘の種々の因緣の爲めに諸の惡行を起すこと有れば、邪語・邪業と名くるも邪命と名けず。(三)復次に、若し[一六]四愛の因緣を以つて諸の惡行を起すこと有れば、邪語・邪業と名け亦、邪命とも名く。若し餘緣を以つて諸の惡行を起せば、邪語・邪業と名くるも邪命と名けず。(四)復次に、若し矯詐して相を現じ利を以つて利を求むる[一七]五邪命の緣によりて、諸の惡行を起すこと有れば、邪語・邪業と名け亦、邪命と名く。若し餘緣の爲めに諸の惡行を起せば、邪語・邪業と名くるも邪命と名けず。(五)復次に、若し惡行の加行を起せば、邪語・邪業と名け亦、邪命とも名く。若し惡行の根本業道を起せば、邪語・邪業と名くるも、邪命と名けず。所以は何ん。加行は除き難きも、根本は非らざるが故なり。(六)復次に、若し種々の遮罪を起せば、邪語・邪業と名け亦、邪命とも名く。若し性罪を起せば、邪語・邪業と名くるも邪命と名けず。所以は何ん。遮罪は防ぎ難きも、性罪は非らざるが故なり。是くの如き等の[一八]六門七門の所說の道理に由り、決定して能く語と業とを離れて外に邪命を別立する

【一四】 **邪語邪業邪命と邪語・邪業との差別の根據に就きて。** 之れに六門あり、(一)利活命の因緣の爲めに惡行を起す、(二)邪活命の因緣の爲めに惡行を起す、(三)四愛の因緣の爲めに惡行を起す、(四)矯作して五邪命の爲めに惡行を起す、(五)惡行の加行を起すに由る、(六)遮罪を起すに由る。

【一五】 種々の傍生の明呪とは、獸明(Paśu vidyā)、禽明(Pakṣi vidyā)、烏明(Kāka vidyā)、孔雀明(Mayūra vidyā)、象鉤明(Hastyaṅkuśa vidyā)、龍蛇明(Sarpa vidyā)等を言ひ、之れが邪命の緣たるは、此等を呪して利養を貪り惡行を作すが爲めなり。

【一六】 四愛とは、(一)、衣服に因りて愛心を生ず、(二)、飲食に因りて愛心を生ず、(三)、臥具に因りて愛心を生ず、(四)、諸の受用に因りて愛心を生ずの四にして、比丘は此れによりて邪命を起すと云はるるものなり。大集法門經(大正・一、頁二二九下)を參見すべし。

【一七】 五邪命とは、自己の生活を有利に轉向せんが爲めに、なす所の次の五の不如法事を言ふ。即ち、(一)、利養の爲めに、矯詐し

【本論】（二）有るは正命にして正語に非らざるものあり。謂く、正命に趣く身の三妙行なり。

即ち無貪の起す所の身業なり。是は邪命を對治するが故に。語業を性とするに非らざるが故に。後の二句も此の釋に准ず。

【本論】（三）有るは正語にして亦、正命なるものあり。謂く、正命に趣く語の四妙行なり。

（四）有るは正語にも非らず正命にも非らざるものあり。謂く、正命に趣く身の三妙行を除く諸餘の身妙行なり。

三 諸の正業は彼れは正命なりや。設し正命なれば彼れは正業なりや。答ふ、應に四句を作すべし。

（一）有るは正業にして正命に非らざるものあり。謂く、正命に趣く身の三妙行を除く諸餘の身妙行なり。

即ち無瞋・無癡の起す所の身業なり。是は身業を性とするが故に、邪命を對治するに非らさるが故に。

【本論】（二）有るは正命にして正業に非らざるものあり。謂く、正命に趣く語の四妙行なり。

即ち無貪の起す所の語業なり。邪命を對治するが故に、身業を性とするに非らざるが故に。後の二句も此の釋に准ず。

【本論】（三）有るは正業にして亦、正命なるものあり」謂く、正命に趣く身の三妙

なり。

【三】正命と正業との四句分別。

を作すべし。

(一)有るは邪業にして邪命に非らざるものあり。謂く、邪命に趣く身の三惡行を除く諸餘の身惡行なり。

卽ち瞋・癡の起す所の身業なり。是は身業を性とするが故に。命の爲めに起すに非らざるが故に。

【本論】(二)有るは邪命なるも邪業に非らざるものあり。謂く邪命に趣く語の四惡行なり。

卽ち貪の起す所の語業なり。命の爲めに起すが故に。身業を性とするに非らざるが故に。後の二句も此の釋に准ず。

【本論】(三)有るは邪業にして亦、邪命なるものあり。謂く邪命に趣く身の三惡行なり。

(四)有るは邪業にも非らず邪命にも非らざるものあり。謂く、邪命に趣く語の四惡行を除く諸餘の語惡行なり。

此の中、諸の貪の起す所のものは、皆、邪命に趣向するを以つての故に邪命と名くるなり。

【本論】[一二] 諸の正語は彼れは正命なりや。設し正命なれば彼れは正語なりや。答ふ、應に四句を作すべし。

(一)有るは正語にして正命に非らざるものあり。謂く、正命に趣く語の四妙行を除く諸餘の語妙行なり。

卽ち無瞋・無癡の起す所の語業なり。是は語業を性とするが故に。邪命を對治するに非らざるが故に。

身語の二業を特に邪命と名くるなり。(俱舍一七、參照)

【六】**正命の體性に就きて。**

【七】**邪命と邪語との四句分別。**

邪命は貪所起のみなるに、邪語は、貪・瞋・癡の三の所起に通ずるが故に、その點邪命は狹く邪語は寬し。されど邪命は身語の二業に涉るに、邪語は唯、語業のみなるが故に、此の點よりすれば、邪命は寬く、邪語は、狹し、故に四句を成ずること、本文の如し。

【八】「邪命に趣く」を、發智論には、「貪所起」に作る。

【九】趣は、大正本に起とあるも、三本・宮本に從つて、趣と改む。

【一〇】諸は大正本に語とあるも、三本・宮本によりて諸と訂正す。

【一一】**邪命と邪業との四句分別。**

【一二】**正命と正語との四句分別。**

正命は無貪所起のみなるに、正語は無貪・無瞋・無癡の三の所起に通ずるが故に、其の點より云へば、正命は狹く、正語は寬し。されど正命は身・語の二業に涉るに、正語は唯、語業のみに限るが故に、此點よりすれば、正命は寬く、邪命は狹し、故に四句を成ずる

治するが故なり。無瞋・無癡の起す所のものは、名けて正語と爲すも、正命と名けず。所以は前の如し。善の身業道中に於て、無貪の起す所のものは、名けて正業と爲し亦、正命とも名くるも、無瞋・無癡の起す所のものは、名けて正業と爲すも正命と名けず。所以は前の如し。此れに由りて卽ち正命と邪命とは皆、語と業とを攝して、體性と爲すことを顯はすなり。是れを此處に、略毘婆沙と謂ふなり。

【本論】諸の邪語は、彼れは邪命なりや。設し邪命なれば彼れは邪語なりや。答ふ、應に四句を作すべし。

(一)有るは邪語にして邪命に非らざるものあり。謂く、邪命に趣く語の四惡行を除く諸餘の語惡行なり。

卽ち瞋・癡の起す所の語業なり。是は語業を性とするが故に、命の爲めに起すに非らざるが故に。

【本論】(二)有るは邪命にして邪語に非らざるものあり。謂く、邪命に趣く身の三惡行なり。

卽ち貪の起す所の身業にして、命の爲めに起すが故に。語業を性とするに非らざるが故に。後の諸句中も應に此の釋に准ずべきなり。

【本論】(三)有るは邪語にして亦、邪命なるものあり。謂く、邪命に趣く語の四惡行なり。

(四)有るは、邪語にも非らず邪命にも非らざるものあり。謂く邪命に趣く身の三惡行を除く諸餘の身惡行なり。

諸の邪業は彼れは邪命なりや。設し邪命なれば彼れは邪業なりや。答ふ、應に四句

語・邪業との一異、及び正命と正語・正命との一異を論ずるをいひ、「三惡行曲等、妙淨寂相攝」とは三惡行と三曲、三穢、三濁との相攝關係及び三妙行と三淸淨と三寂默との相攝關係を明すをいひ、「非理等六句」とは三惡行と非理所引の三業との雜不雜論及び三妙行と如理所引の三業との雜・不雜論を明すをいひ、「業得果」とは業の得する異熟果の三性分別をいひ、「三世」とは三世業が感ずる異熟果が三世中の何世にあるやを定むるをいひ、「八句異熟果」とは身・語・意の三業の感ずる異熟の愛非愛分別の頗間の七句と、不相應行の感ずる異熟に關する頗間の一句とをいひ、「五業非前後」とは、三時業・三受業・三界業・善不善業・見修所斷業の五種の善惡業の夫々が同一刹那に異熟果を感ずることと有るを論述するをいふなり。

【四】論究の由來として、譬喩者の語・業を離れて邪命・正命の體を別立する說の評破。

【五】邪命の體性に就きて。貪は有情の心を奪ひ、且つ貪の起す所の業は禁護すること難きを以て、貪より起す所の

（業蘊第四中、邪語納息第二之一（舊缺））

第二章[一]　諸種の善惡行及び其の異熟果論

第一節[二]　邪命と邪語・邪業及び正命と正語・正業に關する論究

【本論】諸の邪語は、彼れは邪命なりや、設し邪命なれば、彼れは邪語なりや。

是くの如き等の章及び解章[三]の義は既に領會し已れるをもて、次に應に廣く釋すべし。

[四]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他の宗を止め己が義を顯さんが爲めの故なり。謂く、譬喩者は說く「語と及び業とを離れて別に正命と邪命との體性有り」と。彼れは何が故に是の說を作すや。契經に由るが故なり。契經に說くが如し、「八支の聖道あり」と。彼れは是の說を作す、「佛が八支を說くは、各に體性有りて相ひ雜亂せざればなり」と。此れに由りて彼は便ち正命と邪命とは、語と業とを離れて外に體の得べきもの有りと說くなり。彼の意を遮して正命等は皆、卽ち語と業となることを顯はさんが爲めの故に斯の論を作すなり。

[五]不善の語業道中に於て、若し貪の起す所のものなれば、名けて邪語(mithyā-vāc)と爲し亦、邪命(mithyā-jīva)とも名く、命の爲めに起すが故に。瞋と癡との起す所のものは但、邪語とのみ名けて邪命と名けず、命の爲めに而も起さゞるが故なり。不善の身業道中に於て、若し貪の起す所のものなれば、名けて邪業(mithyā-karman)と爲し亦、邪命とも名くるも、瞋と癡との起す所のものは但、邪業とのみ名けて邪命と名けず。所以は前の如し。

[六]善の語業道中に於て、無貪の起す所のものなれば、名けて正語と爲し亦、正命とも名く。邪命を對

【一】本章を邪語納息と名くるは、本章初頭に顯はる邪語に關する論究に因みて便宜上附けし名稱に過ぎず。本章はその內容よりせば前章の續きにして卽ち前章にて未だ說き盡さざりし、種々の善惡行の性質を第百十六・七の兩卷に涉りて論述し、第百十八卷に及びて、前章以來、陳べ來りし、諸種の善惡行の感ずる異熟果に就きて攻究するものなり。

【二】本節は先づ、身・語の二業を離れて邪命・正命の體性ありとする譬喩者の說を破して、邪命・正命の體が語と業なることを定立し、次に邪命と邪語及邪業、正命と正語及正業の雜、無雜關係を四句分別によつて明し、更に邪命と邪語・邪業との區別の根據を論じ、最後に經中に邪命・正命を特說する理由を述ぶる段なり。因みにこは發智の頌文の「三邪正一異」に當る。

【三】章及び解章の義とは發智論の頌文の「三邪正一異、三惡行曲等妙寂相攝、非理等六句、業得果三世八句異熟果五業非前後此章願具說」を指す。

【四】「三邪正一異」とは、邪命と邪

卷の第百二十四　（第四編　業蘊）……〔二六〇六——二六二五〕……一七六

第五章　自業並びに業論附帶の雜論……一八九

卷の第百二十五　（第四編　業蘊）……〔二六二六——二六四五〕……一九六

卷の第百二十六　（第四編　業蘊）……〔二六六四——二六六九〕……二〇〇

目次

（本　丁）　（通頁）

毗曇部 十三

木村泰賢
西義雄
坂本幸男 譯

國譯一切經

大東出版社藏版